

日野市議会会議録

平成10年 第4回定例会

第28号～第35号

12月3日 開会

12月18日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354



5051731

平成 10 年 第 4 回 定 例 会 日 程

12 月 3 日	(木曜日)	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程
12 月 4 日	(金曜日)	一般質問
12 月 7 日	(月曜日)	一般質問
12 月 8 日	(火曜日)	一般質問
12 月 9 日	(水曜日)	一般質問
12 月 10 日	(木曜日)	一般質問
12 月 11 日	(金曜日)	一般質問、議案上程、請願上程
12 月 18 日	(金曜日)	審査報告、議案上程、

平成 10 年
第 4 回定例会 日野市議会会議録目次

○12月3日 木曜日（第1日）

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		2
開 会		5
会議録署名議員の指名		5
会 期 の 決 定		5
行 政 報 告		5
諸 般 の 報 告		7

（議案上程）

議案第 79 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	7
議案第 80 号	日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定 について	7
議案第 81 号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定に ついて	7
議案第 82 号	日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条 例の制定について	12
議案第 83 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部 を改正する条例の制定について	19
議案第 84 号	日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の 制定について	19
議案第 85 号	日野市立児童館条例の制定について	21
議案第 86 号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制 定について	23
議案第 87 号	日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定 について	23

議案第88号	平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）	24
議案第89号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	35
議案第90号	平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算 （第2号）	36
議案第91号	平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算 （第1号）	36
議案第92号	市道路線の一部廃止について	38
議案第93号	市道路線の廃止について	38
議案第94号	市道路線の認定について	38
議案第95号	南多摩農業共済事務組合の解散について	41
議案第96号	南多摩農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について	42
議案第97号	多摩地域農業共済事務組合の設立について	43
議案第98号	日野市教育委員会委員の任命について	45
（報告）		
報告第12号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告 について	45
（請願上程）		
請願第10-36号	「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にか かわる教育指導について（通知）」の遵守を求め る陳情	47
散会		47
○12月4日 金曜日（第2日）		
出席議員		49
欠席議員		49
出席説明員		50
議事日程		50
開議		51
（一般質問）		

小川 友一議員

1. 行財政改革について 51

清水登志子議員

1. 多摩平団地建て替えに伴う公営住宅併設について 70
2. 日野市のごみ問題について 79

奥野 倫子議員

1. 潤徳小の「通学調整区域」の混乱からどのような教訓を得て、小
中学校の適正規模・適正配置にどのようにいかしてゆくのか 90
2. 馬場市長の市立病院への米負傷兵受け入れ発言は重大だ！ 109

小山 良悟議員

1. 幼稚園の官民格差解消を積極的に実施せよ 112
2. ごみゼロ社会の実現を目指して
—— 家庭用生ごみ処理機の補助を求む —— 118

散 会 124

○12月7日 月曜日（第3日）

出 席 議 員		125
欠 席 議 員		125
出 席 説 明 員		126
議 事 日 程		126
開 議		127

（一般質問）

出沼恵美子議員

1. 障害児の放課後の居場所について 127
2. ドメスティックバイオレンス対策を問う 132
3. 外国籍児童・生徒への配慮指針づくりを 140

田原 茂議員

1. 市民の中から一芸に秀でた人材を発掘し、市民に紹介して学習がで
きるようなシステムを確立しよう 149

夏井 明男議員

1. 民と官について 159

2. 小・中学校授業の公開を日常的に	167
3. 日野駅新改札口設置、豊田駅始発電車の増発等について	175

竹ノ上武俊議員

1. モノレールでもシルバーパスが使えるように等、東京都に強く申し 入れよと問う	181
散 会	196

○12月8日 火曜日（第4日）

出 席 議 員	197
欠 席 議 員	197
出 席 説 明 員	198
議 事 日 程	198
開 議	199

（一般質問）

佐瀬昭二郎議員

1. 学校図書館のいっそうの充実・発展をめざして	199
2. 「障害者基本計画」の策定に取り組むべきだ	223

中野 昭人議員

1. “理想の給食” と評された日野の学校給食をまもり、さらに充実さ せるために！	225
2. 南平都営住宅の建て替え計画について	247

執印真智子議員

1. 私立幼稚園の保護者負担の軽減を	250
2. リバース・モーゲージ制度導入を検討せよ	255
3. 痴呆性グループホームの実現を	261
散 会	273

○12月9日 水曜日（第5日）

出 席 議 員	275
欠 席 議 員	275
出 席 説 明 員	276

議 事 日 程	276
開 議	277

(一般質問)

奥住日出男議員

1. 有事に備えて道路及び公園の整備促進を	277
-----------------------	-----

名取美佐子議員

1. 生ごみのリサイクル	293
2. 学校給食を地域のお年寄りに	302
3. 介護サービス充実	309

佐藤 洋二議員

1. J R西豊田駅誘致の経過と今後の取り組みを問う	319
2. 東・西平山土地区画整理の仮換地案について問う	336

宮沢 清子議員

1. 地域振興券（商品券構想）交付事業について	342
2. 日野市の財政難時における再生への提言	351

散 会	365
-----	-----

○12月10日 木曜日（第6日）

出 席 議 員	367
欠 席 議 員	367
出 席 説 明 員	368
議 事 日 程	368
開 議	369

(一般質問)

板垣 正男議員

1. 馬場市政は健康管理手当、敬老金、理美容券、入院見舞金の「見直し」・とりあげをやめよ	369
2. 新町姥久保都宮住宅建て替えにともなう「文化施設」建設年度を早めるよう都に働きかけられたい	384

沢田 研二議員

1. 多摩平支所の廃止に伴う「豊田駅北口前連絡所」の業務時間は、

朝・夜共延長サービスを！また本庁舎および他の連絡所サービス促進の構想について伺いたい	388
手嶋精一郎議員	
1. 農あるまちづくりについて	402
中谷 好幸議員	
1. 全市的介護支援の体制整備をどのようにすすめるのか	418
2. 緊急不況対策は市政にとっても最優先の課題ではないか	425
3. なぜ「エンゼルプラン」の前に市立幼稚園の統廃合なのか	436
散 会	442

○12月11日 金曜日（第7日）

出席議員	443
欠席議員	443
出席説明員	444
議事日程	444
開 議	447

（一般質問）

菅原 直志議員	
1. 庁舎内市民食堂問題を問う	447
2. 学校給食の充実のために（その2）	454
3. 災害情報システムの構築について	461

森田美津雄議員

1. 『介護保険制度』は、市民の切実な介護要求と福祉の向上にきちんと向き合えるのか ——制度の問題点、課題の検証と対策を急げ！	465
--	-----

内田 勲議員

1. 多摩平処理場跡地に子供広場を	489
2. ごみ行政の今後について	489

（議案上程）

議案第99号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	506
--	-----

議案第100号	日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について	507
議案第101号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について	510
議員提出議案第28号	日野市議会議員定数削減検討特別委員会設置について	511
(請願上程)		
請願第10-37号	「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求める陳情	531
請願第10-38号	「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての請願	531
請願第10-39号	「一刻も早く30人学級の実現を求める意見書」採択を要求する請願	531
(選任)		
	日野市議会議員定数削減検討特別委員会委員の選任について	531
散	会	532
○12月18日 金曜日(第8日)		
出席議員		533
欠席議員		533
出席説明員		534
議事日程		534
開議		539
(議案審査報告) (企画総務・生活文教・福祉保健・まちづくり建設)		
議案第88号	平成10年度日野市一般会計補正予算(第2号) (生活文教委員会)	539
議案第79号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	541
議案第80号	日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定について	541
議案第81号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定に	

	について	541
議案第86号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	541
議案第87号	日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	542
	(福祉保健委員会)	
議案第83号	日野市中心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	543
議案第84号	日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について	543
議案第85号	日野市立児童館条例の制定について	544
議案第89号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	549
	(まちづくり建設委員会)	
議案第82号	日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	549
議案第90号	平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	550
議案第91号	平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第1号)	550
議案第92号	市道路線の一部廃止について	551
議案第93号	市道路線の廃止について	551
議案第94号	市道路線の認定について	551
(請願審査報告)	(生活文教委員会)	
請願第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情	553
請願第10-27号	学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情	554
請願第10-33号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 ...	554
請願第10-28号	労働基準法改正案に反対する陳情	555

請 願	第10-38号	「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策 の実施等についての請願	556
(継続審査)		(企画総務委員会)	
請 願	第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情	557
請 願	第10-17号	「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める 陳情	557
請 願	第10-29号	アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事 態法」などの制定に反対する陳情	557
請 願	第10-30号	消費税の減税を求める陳情	557
請 願	第10-37号	「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求め る陳情	557
		(生活文教委員会)	
請 願	第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願	557
請 願	第10-32号	都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減 を求める請願	557
請 願	第10-36号	「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にか かわる教育指導について(通知)」の遵守を求め る陳情	557
請 願	第10-39号	「一刻も早く30人学級の実現を求める意見書」 採択を要求する請願	557
		(福祉保健委員会)	
請 願	第10-15号	「南部診療センター」の建設促進を求める請願	558
請 願	第10-34号	公的年金制度の改善に関する意見書の提出を求め る請願	558
		(まちづくり建設委員会)	
請 願	第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反 対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災 害時避難場所の確保を求めることに関する請願	558
請 願	第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請 願	558
請 願	第10-24号	下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請	

願	558
(継続審査議決)	
議会運営委員会の継続審査議決に関する件	559
市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件	559
行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件	559
スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件	560
ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件	560
日野市議会議員定数削減検討特別委員会の継続審査議決に関する件	560
(議案上程)	
議員提出議案第27号 男女平等基本法の制定を求める意見書	561
議員提出議案第29号 地方債の低利借り換え・償還繰延べを求める意見書	561
議員提出議案第30号 緊急不況対策として消費税減税を求める意見書	561
議員提出議案第31号 男女共通規制実現まで「女性保護規定」廃止の延期を求める意見書	562
議員提出議案第32号 労働者派遣事業法「改正」案に反対する意見書	562
議員提出議案第33号 都の公共料金値上げ撤回を求める意見書	563
議員提出議案第34号 都の職業訓練校の統廃合に反対し、能力開発行政の充実を求める意見書	563
議員提出議案第35号 30人学級の一刻も早い実現を求める意見書	563
議員提出議案第36号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	564
議員提出議案第37号 「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての意見書	564
閉 会	565

12月3日 木曜日 (第1日)

平成10年
第4回定例会 日野市議会会議録 (第28号)

12月3日 木曜日 (第1日)

出席議員 (29名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	11番	中谷好幸君
12番	佐瀬昭二郎君	13番	森田美津雄君
14番	執印真智子君	15番	江口和雄君
16番	沢田研二君	17番	田原茂君
18番	宮沢清子君	19番	小川友一君
20番	奥住日出男君	21番	竹ノ上武俊君
22番	板垣正男君	23番	一ノ瀬隆君
24番	内田勲君	25番	夏井明男君
26番	馬場繁夫君	27番	黒川重憲君
28番	土方尚功君	29番	福島盛之助君
30番	小山良悟君		

欠席議員 (1名)

10番 小島久君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 樋園裕子君

議事日程

平成10年12月3日(木)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 諸般の報告

(議案上程)

日程第5 議案第79号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6	議案	第 80 号	日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案	第 81 号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案	第 82 号	日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案	第 83 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案	第 84 号	日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案	第 85 号	日野市立児童館条例の制定について
日程第 12	議案	第 86 号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案	第 87 号	日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案	第 88 号	平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案	第 89 号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 16	議案	第 90 号	平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 17	議案	第 91 号	平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 18	議案	第 92 号	市道路線の一部廃止について
日程第 19	議案	第 93 号	市道路線の廃止について
日程第 20	議案	第 94 号	市道路線の認定について
日程第 21	議案	第 95 号	南多摩農業共済事務組合の解散について
日程第 22	議案	第 96 号	南多摩農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第 23	議案	第 97 号	多摩地域農業共済事務組合の設立について
日程第 24	議案	第 98 号	日野市教育委員会委員の任命について
(報 告)			

日程第 25 報 告 第 12 号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

(請願上程)

日程第 26 請 願 第10-36号 「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について（通知）」の遵守を求める陳情

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第26まで

午前11時05分 開会

○議長（馬場繁夫君） おはようございます。これより平成10年第4回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、

9番 手 嶋 精一郎 君

11番 中 谷 好 幸 君

を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（内田 勲君） 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る11月30日午後2時より議会運営委員会を開き、今定例会の運営について審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず会期については、本日より12月18日までの16日間と決定いたしました。

なお、理事者より追加議案が予定をされていることも申し添えておきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月18日まで、期間16日間と決定いたしました。

次に、日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） おはようございます。本日より平成10年第4回日野市議会定例会を開いていただきます。よろしくお願いをいたします。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について私より9件の報告を行い、他は資料提出をもってかえさせていただきます。

1、実施計画の見直しに関する中間報告について。

平成11、12年度実施計画の見直しを進めておりますが、主要財源である市税収入は平成11年度から大幅に落ち込むことが予測されます。このような財政事情の中での見直しであるため、一般会計ベースで平成11年度においては、計画事業として選択すべき事業数175事業のうち48事業、約18億円の財源の手当てが見込めず、また普通建設事業費に至っては前年度比約5割減の16億円という非常に厳しい状況となっております。

平成12年度においてはさらに厳しく、約93億円の事業費のうち46億円の事業費が財源不足となる見込みです。

以上のような厳しい財政状況を皆様にお伝えさせていただき、現在の作業経過の報告といたします。

2、(仮称)日野市立病院の建設について。

(仮称)日野市立病院の設計が9月末日に完了し、いよいよ実施段階となりました。発注方法は制限付一般競争入札であり、日程につきましては次のとおりです。①入札告示日は平成10年11月24日、②入札日は平成11年2月17日、③本体工事着工は平成11年7月、④工事完了は平成14年2月、開院は同年6月を予定しております。

3、高齢者民間賃貸住宅あっせん事業について。

この事業は、お住まいに困っている市内の高齢者に民間の賃貸住宅をあっせんし、保証人がいない場合には日野市が保証人となる制度です。宅建南多摩支部の全面的な協力により、12月1日からスタートいたしました。

4、環境庁の施設への協力について。

環境庁より「(仮称)水鳥の救護、研修センター」建設について、市に協力の要請がありました。場所は日野市南平、「鳥と緑の国際センター」の隣接地です。市では広く地球環境の保全の見地からこの計画を支援し、用地(敷地面積991.78平方メートル)を有償で貸しつけることにいたしました。

5、国道20号線日野バイパスの促進について。

この事業は数年来、中断されてきました。国への強い要請活動により建設省は、万願寺区画整理地区から川崎街道までの間(約330メートル)の用地買収を今年度完了させるの方針を示しました。市としても全面的に協力していく所存であります。

6、都道落川・府中線の開通について。

円滑な南北交通を目指して昭和63年から事業を進めてきたこの道路と府中四谷橋が、地元の皆様の御協力により12月17日に開通いたします。これにより、日野市の川崎街道から府中市、国立市方面への交通が便利になると同時に、中央道へのアクセスが円滑に

なります。

7、多摩都市モノレール第1期分の開業について。

多摩都市モノレール工事は、多摩地域の東西方向の鉄道を南北に結ぶ新しい交通ネットワークとして、平成2年から進められてきました。このたび11月27日に第1期区間、立川北駅から上北台駅までの5.5キロメートルの区間が開業いたしました。引き続き第2期区間、立川北駅から多摩センター駅間での10.5キロメートルの区間の工事が、平成11年度内の開業を目指して進められております。

8、豊田駅北第5自転車駐車場の開設について。

JR豊田駅北口周辺の放置自転車禁止区域には、常に多くの放置自転車があり、苦情が多く寄せられていました。このたび富士電機株式会社の御協力をいただき、同社敷地の一部を無償で借用し、403台が収容できる有料の自転車駐車場を12月1日からオープンいたしました。

9、スポーツ施設の拡充・開放について。

①万願寺土地区画整理事業地内30街区のうち、約1万1,000平米を暫定使用のグラウンドとして整備し、11月15日にオープンいたしました。このグラウンドは、主に少年野球に使用するほか、地域の諸行事等にも広く利用していただき、住民にも親しまれる施設として期待しているところです。

②市役所隣に所在する実践女子短期大学のテニスコートが、学校法人実践女子学園の御好意により、10月4日から市民に開放され、親しまれています。

以上、主要な行政事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第79号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、日野市民農園条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市立公園条例の一部

を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第79号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、「特定非営利活動促進法（NPO法）」の施行により地方税法の一部が改正されたこと、並びに用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置のために、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

議案第80号、日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、現在使用中の市民農園の返還及び新農園の開園のため、日野市市民農園条例の一部を改正するものであります。

議案第81号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、固定資産の評価替えに伴い、公園の占用料の改定のため、日野市立公園条例の一部を改正するものであります。

以上3議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 議案第79号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

市税条例第30条第2項につきましては、市民税の関係でございます。特定非営利活動促進法が平成10年3月25日に公布され、同年12月1日に施行されました。この法律制定に伴い、地方税法の一部が改正されたところでございます。地方税法の一部改正に伴いまして、日野市市税条例の一部改正をする必要がございます。

一部改正の内容は、特定非営利活動促進法により特定非営利事業を行う団体に法人格が付与されるため、これらの法人は法人市民税の納税義務を有することになりますので、その旨を日野市市税条例第30条第2項に加えるものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。新旧対照表、均等割の税率に関しての規定でございますが、4 ページ、5 ページから始まっておりますが、6 ページ、7 ページの方をごらんいただきたいと思いますが、旧条例になかったところで、その部分だけをお読みいたしますと「政治団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人」という文言が加わるわけでございます。そのほかの部分につきましては条文整理上の文言改正でございます。

次に、8、9 ページをお開きいただきたいと思いますが、付則の方になりますが、市税条例付則第12条の3は固定資産税の関係でございます。平成11年度の土地課税に当たりまして、前年度中に用途変更のあった土地についての課税標準額の求め方は、地方税法付則に簡便な方法が規定されておりますが、この方法によりますと、東京近郊のように地価の高い地域におきましては、周囲との間に相当のばらつきが生じてしまいます。そこで、当市ではこの簡便な方法を採用しないことを規定するものでございます。

なお、都がまとめた資料によりますと、27市全市が同じ方法によるとしているところでございます。

付則の第20条の2につきましては、第12条の3と同じことを都市計画税についても取ろうとするものでございます。

本文の方に戻っていただきたいと思いますが、2 ページでございます。付則に、1 としまして、この条例は、公布の日から施行する。2 といたしまして、この条例による改正後の日野市市税条例第30条第2項の表の第1号の規定は平成10年12月1日から適用するということでございます。

よろしく御審議をくださるようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第80号でございます。2 ページをお開きいただきたいと思いますが、日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、現在、市民農園8園、467区画を市民の利用に供しているところでございますが、このうち3人の土地所有者の方から、菜園112区画分について今年度いっぱいでの返還の申し出がございました。これにかわるべき新たな農園につきましては、2人の方から菜園153区画分の協力が得られることになりました。したがって、改正後は現在より41区画増の508区画を市民に提供できるものと考えております。

付則にございますように、施行日は平成11年4月1日としております。

よろしく御審議をくださるようお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） それでは、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

日野市立公園条例第6条、別表「公園の占用料」については、平成8年4月1日、単価の改正を行いました。その算定基礎となっております固定資産評価額が平成9年に改正されたため、東京都の改正額を参考にいたしまして日野市の公園占用料を改正するものです。

引き上げ率は、現行の単価に比べ、最高は電柱などの50%増、最低はその他の占用でゼロ%。引き上げ率は46.6%の増であります。

なお、引き上げ率の上限は、東京都財務局主計部の指導により1.5倍を上限としております。

これにより、平成10年4月1日現在の占用物件数をベースとして、平成10年度見込額136万円に対しまして、平成11年度の見込収入額は199万円で、対現行比46%の増収になる見込みでございます。

改正条例は平成11年4月1日に施行いたしたく考えております。

改正する別表は2ページから7ページにございます。どうぞよろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。内田勲君。

○24番（内田 勲君） ちょっと文章を読んでいるときにわからないところがあるんですが、79号の4ページから6ページにかけて「法人等の区分」とあるんですが、この中にいろいろ括弧があるんですが、どことどこが括弧になっているのかわからないところがあるんですよ。一つ一つ括弧をどこからどこまでだか、ちょっと説明してください。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） お答え申し上げます。私どもも市税条例なり地方税法なりを読む場合、非常にわかりづらいので、括弧をくくりまして読むように、印をつけて読むようにしているんですけれども、この79号の部分で申しますと「資本等の金額」、ずっと中段にまいりますけれども、「が50億円を超える法人」、次のページにまいるわけなんですけれども、これも中段にまいります、「で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者が50人を超えるもの」と、このように読む形になります。

○議長（馬場繁夫君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） それではまず、今、答弁がありました「資本等の金額」の後

にまず最初の括弧がありますね。この括弧はどこで閉じているんですか。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 「資本等の金額」、括弧がございますが、そこから始まって9行目、「8号までにおいて同じ」という部分がございますが、そこで括弧が切れるわけでございます。

○議長（馬場繁夫君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） それでは、4ページの下から2行目、「等」の後の括弧はどこで閉じるのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） お答えに時間がかかりまして、大変申しわけございません。新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思います。

新の方の下から3行目から下から2行目へかけて「公共法人及び同条第6号の公益法人等」、その後ろに括弧がございますが、その括弧の区切りがどこまでかというお尋ねでございます。6ページの中段になりますが、上から8行目から9行目にかけて「第2条第2項に規定する法人を含む」となっております。そこに括弧がございますが、そこで区切れるわけでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） 休憩中にいろいろ説明を受けましたので、私は理解したんですが、できれば、今回はこれ、わずか600字ぐらいの中に、かぎ括弧も入れると20以上の括弧が使われているんですね。非常にわかりにくいので、何か工夫をしていただきたいと思うんですが、その辺はできるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） ただいま条文の丸括弧につきまして、法制上の約束事とは

申しまして、大変複雑でございます。今後の問題では、読む場合の手法が幾つかございますけれども、本文にはやはり若干難しい場面がありますけれども、いわゆる説明用としましての新旧対照表、この部分につきましては、数字、あるいはマーク等を利用して表現方法に工夫をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第79号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は生活文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、生活文教委員会に付託いたします。

これより議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、道路法施行令の改正及び道路価格の変更に伴い、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

この日野市の道路占用料等徴収条例につきましては、昭和51年4月1日施行以来、占用料の額の改正につきましては6回の改正をいたしております。ごく最近では、平成8年4月から現在の料金体系で運用されております。過去におきましても、およそ3年ご

との見直しが行われておりますけれども、東京都の改正に追随いたしまして、また改正内容につきましても東京都の改正額を参考にしております。

今回につきましても、第2条の別表部分の単価の改正でございます。改正の主な理由でございますけれども、一つは電線共同工整備に関する特別措置法の制定によりまして、地下埋設化の促進でございます。いわゆる地下埋設は安い設定によって誘導したいということでございます。

もう一つは、道路法施行令の改正に伴いまして、徴収項目の細分化と、国有財産使用料率の変更等でございます。

日野市におかれましても、東京都にほぼ準拠いたしまして改正するわけでございます。他の27市におきましても、ほぼ同様の形態でございます。

主な改正の内容でございますけれども、6 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず電柱でございます。現行の1本当たり1,740円、これを1本当たり2,540円にしたいと思っております。上昇率でございますけれども、46%になります。

それから電話柱でございますが、やはり1本当たり640円を1本当たり930円、約45%の上昇率ということでございます。

それから共架線でございますが、いわゆる上空に設ける線と地下に埋設する線を大きく分けました。上空につきましてはメートル当たり11円を20円にということでございます。

それから地下に埋設をされておりますガス管でございますけれども、外径の細分化をいたしました。

この改定案によりまして、占用料の増加額はおよそ2,500万円のプラスでございます。それから総額では1億8,000万円程度になるのではないかと思います。それによります増加率は、約30%の増でございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。戻りますが、付則でございます。この条例の施行日でございますが、平成11年4月1日としたいと思っております。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 何点かお聞きしたいんですけれども、まず一つは、道路法並びに施行令ということで、道路法は特に第37条ですか。以前に私、一般質問で質問したことがあるんですけれども、道路管理者は道路占用を許可するに当たって占用料を取っ

ていいんだということが許されていると。そこに根拠を持って占用料を決められているということになるわけですが、この占用料の性格といいますか、これは一体どこにあるのかと。この点についても少しお伺いはしてあるわけですが、公共用地の利用によって占有者が受ける利益というものがあると。したがって、それに、言ってみれば課税権のようなもので算定をしていくというところにあると思うんですね。

そうしたときに、例えば電柱あるいは電話柱、こういうものについて丸裸な電柱、電話柱、つまり電力の供給や電話の通話を可能にするための線という意味では問題はないわけですが、これに実は、御案内のように巻きつけ看板や、あるいはそで看板がつけられていると。本来、その道路法や、あるいは施行令から言いますと、こういうものは予定をしていないわけですね。

お伺いしますと、列挙的に基準というものを設けて、それぞれの目的に従って占用を許可するということになっているわけですね。しかし、実際にはサイドビジネスというのか、占用目的を超えてそういう巻きつけ看板やそで看板がつけられているのが実態なんですね。それに対していいのか悪いのかという中では、通達があって、昭和60年に建設省の道路局長が認めなさいというような通達を出していると。

それはそれで、合理的な範囲でそういうものを使うということ自体、私は真っ向から反対しているわけではないんですけれども、使ったからには占有者が受ける利益というものがあり、そして第1次占有者に対して第2次占有者が占用料を払っているんですね。これは例えば東電広告とか、あるいはNTT何とかとかいう子会社をつくって、作製料だけではなくて、年額管理料を月割にして実際は納めていると。それはかなり高額なものなんですね。

したがって、私が申し上げたいのは、こういう占用をすることによって受けている利益というものに対して、きちんとした自治体としての興味を持って、そしてそこにやはり課税というものを考えていく。こういう条例改正の際ですから、こういう点についても財源的な点からしてもきちんと算定していくようなことがないのかどうか。私はむしろこの機会ですから、きちんと提案をされるかなというふうに思っていたんですけれども、それが全くこの中に入っていないので、ひとつその点をお伺いしておきたいというふうに思うんですけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 第2次占用、いわゆる2次占用につきましては、道路法の中にも第41条でありますけれども、新たに占用する場合には新しいものということで届

け出をなさいというのがございます。そこで、今の巻きつけ看板、あるいはそで看板というお話でしたけれども、いわゆる、確かに第1次占用の方にも占用料も払っている、それから当然、私どもの方の道路占用者にも占用の手続が出てくるわけでございます。

そこで、前からお話がありますのが、いろいろそこで利益が出ているということの差のお話もたしかありました。そこで、私どものこの基準の中では、電柱等と違いまして道路の通行に支障がないと。いわゆる上空であるということが一つ。それから、それによって安全の確保ができると。それから、あるいは規格等が統一であるということで東京都も認めている、あるいは国も当然そうでございます。各市もそれに右に倣えという形をしているわけです。

そこで、この辺の占用料の問題につきましては、非常に私どもの市といたしましても、逆に電柱を利用しているというような状態がございます。例えば街路灯で見ますと、街路灯は約1万本ございますけれども、約六千数百本は電柱を利用していると。これは無料をお願いしていると。ところが東電あたりでは、逆に占用料というか、使用料といひましようか、それをくださいとかいう話もございます。

それからその他では、町名地番整理をいたしますと、縦長のあの街区表示板というものでございますけれども、何々町何丁目何番までついているものでございますが、これらも東電電柱、あるいは電話柱の占用も無料をお願いしていると。

それから学校の近くへ行きますと、通学路のあの「文」という字のグリーンのものですね。あれも巻きつけで無料をお願いしているというふうな、いろいろ行ったり来たりの問題がございまして、お互いに道路を、それ以上のものをつくることによって、電柱以外のいろいろなものを立てますと交通安全にも支障がある、通行にも支障があるということで、なるべく本数を少なくしようということからそういうシステムを取っているわけでございます。その辺をひとつ総体的に御理解いただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 今、行ったり来たりという話があるんですけども、第2次占用者が市との関係で占用料という点では、調べてみましたら巻き看板で年額が1,350円と。それからそでで2,990円という額なんですね。ところが、実際にそういう設置会社との関係で言えば、広告を出した方たちが払っているのは、これはもうこの10倍ぐらいなんですよ。

私は、行ったり来たりというあいまいなことではなくて、つまり1枚についてどのぐ

らしいものが占有者が受けている利益としてカウントできるのかということ自体は、それは決めていいんじゃないかと思うんです。あるいは決められるんだと思うんですね。つまり市場価格の調査というのはそんなに難しくないと思うんですよ。

占用料の性格が、公共用地の利用によって占有者が受ける利益というところにカウントの基準があるんだとすれば、やはりそこを少し基準として明確にしていくということが、こういう際ですから、丁寧になされていいんじゃないかなと思うんです。どんぶり勘定ではなくてですね。もし自治体がこういうことについてきちんと興味を持つなら、これは全国的にも大変な意味のある地方財源の措置にもなろうかなという点だと思うんですよ。

だから、私はかねてお願いもしていたんですけども、あるいはそういうことについて提案されるときに言及がされるかなというふうに、今、思いながらお聞きしていたものですから、少し今後の検討をまたお待ちしたいと思いますけれども、3年ごとか何年ごとかに見直すという、その見直しの機会がちょうど今だと思うんですよ。東京都なんかもそうなんでしょう。だから、この後、質問があらうかと思いますが、電線についても第1種、第2種、第3種というふうに分けているのはなぜなのかというようなことも含めてのやっぱり細かい分析が、今、必要なときですよ。だからぜひ鋭意検討していただきたい。意見にもなりますけれども、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） この徴収条例の占用料について、東京都に準拠する形で決めたんだという御説明があったんですが、先ほど森田議員から指摘がありましたけれども、全部丸々東京都に準拠したのではなくて、例えば電柱や電話柱については、都条例はまたこれから決まるんだと思うんですけども、条例案によれば第1種、第2種、第3種というふうに区分をしています。これは電柱で言えば第2種、電話柱について言えば第1種の占用料をスライドさせたものだというふうに思うんですけども、なぜ東京都の条例のように、電柱にかかっている電線、何条というふうに数えるようなんですけれども、それによって占用料を決めるということをやらなかったのか。

私、ちょっと日野市内の電柱がどうなっているのかというのを大体見てみたんですけども、圧倒的にやっぱり6条以上はかかっているように思うんです。都条例では、例えば電柱の6条以上については3,440円。この2,540円というのは第2種、4条から5条の電線を適用しているように思うんですけども、なぜ実態に沿った見直し、準拠する

と言いながら、ここの部分だけはこういう形になっているのかということについて説明
いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 今お話のございましたように、確かにそのとおりでございます。第1種につきましては3本以下、第2種が4本から5本、第3種につきましては6本以上ということでございます。

この実態を申し上げますと、この条数を調べる方法が基本的にはないというのも一つ
ございます。いわゆる時間がかかるというのもございます。それから東京都ではやはり
範囲が広いと。いわゆる都内から、西の方に行くと奥多摩の方までということござい
まして、大きな差があるということもありまして、第1種から第3種までを分けている
というのがございます。そこへ行きますと、日野市の場合にはほぼ市街地が安定してい
るといいましょうか、電柱の本数等も4本あるいは5本が多いという私どもの判断でござ
いまして、一つにしたというのが理由でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 調べるのに時間がかかるので東京都はこういうことをやってい
ると。日野市は範囲が狭いから1本にしたと。ちょっと意味がよくわからない。逆では
ないかというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 狭いというか広いというか、東京都につきましては多いも
のから少ないものまで幅広くあるので、条数を細かくしたという意味の広い狭いでござ
います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） この占用料、使用料を取るわけですが、これはだれが調
べるんですか。使う方がこういう電柱は何本あります、こういう電柱は何本ありますと
いうふうに申請するんですか。それとも市が調べることになるんですか。私は申請する
んではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 基本的には申請方式を取ります。それから市の方では部分
的にはチェックをして、現地も調査をするというふうになると思います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　そうすると、これはどうですか。実態として第1種が幾つ、第2種が幾つ、第3種が幾つというようなことは調査をやられたわけですか。

○議長（馬場繁夫君）　　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　　市として100%の調査はしておりませんけれども、ところどころの条数を確認をしている程度でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　私、いろいろ受益者負担というようなことが言われて、市民に対するいろいろなサービスの利用料が見直しをされているわけですが、受益者負担ということを言うならば、私、こういう問題こそちゃんとした実態をつかむべきではないかと。少なくとも、今、これは申請でやるわけですから、それぞれ使用している人たちに対して、どういう実態にあるのかということを報告書なり台帳を出させるというようなことをやって当然ではないかと思うんですが、そういうことはやられなかったんですか。

○議長（馬場繁夫君）　　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　　今までは、電柱そのものの本数は、当然これは申請の形で出ていますので、本数の確認はできております。今度は新しい条数等の確認になりますと、申請者そのものもなかなかその辺の台帳の確認ができていないというのが実態というのが実際の話でございます。そこで、申請者はこれからは、こういう実態に合ったものというのは当然、台帳として備える必要があるでしょうし、また許可をする市といたしましても、条数の問題は時間をかけながらもやはり調べる、あるいは報告させるという義務が生じてくるだろうというふうに思っておりますので、時間をいただきながら調査、報告をしたいというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君）　　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　東京都は第1種、第2種、第3種と全都にわたってこういう方針を出しているわけですから、日野市でできないわけがないと思うんですよね。調査が大変なのは日野市ではなくて、申請する側だと。やっぱり実態に即した使用料をいただいていくという上で、当然、先ほど東京都に追従する、準拠するという言葉が使われましたけれども、こういうことこそ、本当に市民の立場に立つならば、きちんとした把握をしていくということが当然ではないかと思うんです。

　　ぜひ、私これまで、例えば先ほど占用料について東京都から1.5倍以内というような指導を受けていると言われましたけれども、こういうのは法的な根拠はないと思うんで

すよね。自治体で条例によって取ることができるわけですから、本来ならば根本から市独自でどういうふうにとっていくのが適切なのかということは考えるべき問題だというふうに思うんです。都合のいいところだけ準拠すると言いながら、こういう大事なところであいまいにするということはいかがかなというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は、まちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第83号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第83号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は東京都医療費助成実施要綱の対象疾病の追加に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野市立病院の建設に伴う日野市立たまだいら保育園の移転のため、日野市立保育園設置条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは議案第83号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本条例におきまして、特殊疾病の支給対象は「東京都医療費助成実施要綱別表1に定める特殊疾病に罹患している者」と規定しております。東京都の要綱改正がございまして、新たに4疾病が追加になりましたので、市条例の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明を申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございますが、区分の4につきまして特殊疾病を列挙してございます。

次に6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。下から4行目でございます。進行性筋ジストロフィー、それからウィルソン病、それから慢性炎症性脱髄性多発神経炎並びに骨髄線維症を新たに加えるものでございます。

本文にお戻りいただきまして、付則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

それから、ただ今回追加していただいたものにつきましては、平成10年10月1日から適用するというものでございます。

次に、議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

新旧対照表をお開きいただきたいと思います。4ページ、5ページでございます。日野市立たまだいら保育園でございますが、現在、多摩平四丁目3番地に所在してございますが、ただいま提案理由でも申し上げましたように、日野市立病院の建て替えに伴いまして、多摩平団地内の児童広場の一部、住所で申し上げますと日野市多摩平二丁目4番地に変更するものでございます。

本文に戻らせていただきまして、本条例の施行でございますけれども、平成11年3月15日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第83号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、福祉保健委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第85号、日野市立児童館条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第85号、日野市立児童館条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、学童クラブの管理運営規定等を加えた目的規定とするため、日野市立児童館条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは議案第85号、日野市立児童館条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

今までございました「日野市立児童館設置条例」を全部改正するものでございます。

概要を申し上げたいと思います。児童福祉法の改正によりまして、放課後児童健全育成事業の法制化が行われました。保護者のニーズの対応や国庫補助の整合を図るために「日野市立児童館設置条例」を「日野市立児童館条例」に全部改正をするものでございます。

改正の概要につきまして御説明を申し上げます。

1点目といたしまして、設置規定となっている現行の「日野市立児童館設置条例」を学童クラブの管理運営規定を加えた目的規定とするため、「日野市児童館条例」に改めました。

2点目といたしまして、児童館と児童館併設以外の学童クラブを、児童館本館と児童館分館として位置づけをさせていただきました。

3点目でございますが、学童クラブの育成時間を下校時、学校休業日は午前8時30分からということになります。下校時から午後5時までとしてありましたが、これを午後5時45分まで、45分間の延長をいたしました。

4番目といたしましては、第2、第4土曜日の育成でございますが、11施設での合同育成を実施しておりましたが、これを全施設21カ所で実施することにいたしました。

5点目といたしまして、児童館、学童クラブの使用対象者、使用及び入会の手続等を新たに規定しております。

それから6点目といたしまして、月額3,160円徴収させていただきました学童クラブ費を月額5,000円に改め、使用料として徴収することを規定いたしました。

なお、改定に合わせまして幾つかの新たな減免規定を設けさせていただきました。まず1点目は生活保護世帯でございますが、これは現行でも免除でございます。改正案でも当然免除でございます。それから2点目として、市民税の非課税世帯でございます。現行では2分の1の減額ということになっておりますが、これを免除とさせていただきました。それからひとり親医療費助成世帯でございます。現行では措置がございませんでしたけれども、月額2,000円の減額、実質3,000円をお支払いいただくと、こういうふうな改正でございます。それからもう1点は、2人以上の学童でございますが、従来は、現行では対応がございませんでしたけれども、月額2,000円の減額というふうにさせていただきましたわけでございます。

これの施行期日等でございますけれども、平成11年4月1日から施行させていただきます。

それから経過措置といたしまして、施行の際、現に学童クラブの入会の承認を受けている児童は引き続きよう経過措置を講じております。

以上、概要でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第85号、日野市立児童館条例の制定の件は福祉保健委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第86号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第87号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第86号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野市立病院の建設に伴う日野市立第一幼稚園の移転のため、日野市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第87号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、多摩平第一公園テニスコートに夜間照明を設置することに伴い、その他の体育施設使用料を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） それでは議案第86号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、日野市立病院の建設に伴う施設の移転計画により、日野市立第一幼稚園を現在の位置から日野第六小学校の普通教室へ移転するに当たりまして、日野市立学校設置条例の一部の改正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。現在の幼稚園の所在地であります多摩平四丁目3番地から、日野第六小学校の所在地であります多摩平三丁目21番地へ変更するものでございます。

施行につきましては11年4月1日から予定しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） それでは議案第87号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

新旧対照表で御説明申し上げますので、恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正は、多摩平第一公園テニスコートに夜間照明設備を設けることに伴い、夜間照明使用料を設定するもので、別表第3の4、その他の体育施設使用料を改めるものでございます。夜間照明使用料につきましては、現行の使用料に付加して納めていただくもので、夜間にテニスコートを使用する場合、1面1回2時間以内ですと600円を加算してもらうものでございます。したがって、施設使用料600円と夜間照明使用料600円の合計1,200円を納入していただくことになります。また、1面1回3時間以内ですと、施設使用料の900円と夜間照明使用料900円の合計1,800円を使用料として納めていただくものでございます。

この夜間照明使用料の算定に当たりましては、新たに増加します電気使用料と人件費とを勘案し、算出したものでございます。

前に戻っていただきまして、2ページの付則ですが、本条例の施行日を平成11年4月1日といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第86号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第87号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件は生活文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、生活文教委員会に付託いたします。

これより議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市一般会計の補正予算（第2号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7億2,073万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を464億4,131万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億2,073万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ464億4,131万6,000円とするものでございます。

それでは、以下につきましては事項別明細書によりまして主な内容について御説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

まず歳入でございます。分担金及び負担金ですが、これは特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの入所者の増に伴い、負担区分により保護者及び本人の負担がふえるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。国庫支出金でございます。国庫負担金のうち目5、民生費国庫負担金1億9,574万8,000円でございます。この内容につきましては、右の方です。11ページの節及び説明欄でございます。老人福祉費負担金4,414万円、それから節の30、生活保護費負担金1億4,587万4,000円の増でございます。老人福祉費負担金につきましては、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの入所者の増に伴うものでございます。また生活保護費につきましては、生活保護世帯、人員の増によるもので、負担割合により国の負担がふえることによるものでございます。

次に国庫補助金でございますが、目の5、民生費国庫補助金3,417万3,000円でございます。右側の方、節、説明欄でございます。老人福祉費補助金、老人家庭ホームヘルプサービス事業でございます。これは当初予算でいわゆる人件費補助から事業費補助ということで制度の変更がございました。登録ヘルパー、市職員ヘルパー、減額6,864万

7,000円、あるいは698万5,000円という減になりますが、制度の変更によりまして、また事業費の単価アップや派遣回数が増によりまして、全体といたしましてホームヘルプサービス事業そのものがふえまして、そのことによる歳入の増でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。都支出金でございます。このうち目5、民生費都負担金1,312万9,000円でございますが、児童手当の負担金の増ですが、説明欄上から4行目、児童手当都制度でございます。新たなものでございまして、内容につきましては歳出のところで御説明をさせていただきます。

下欄でございます。委託金のところでございます。総務費委託金965万8,000円でございます。これは選挙委託金で、平成11年4月22日、任期満了に伴います東京都知事選挙の委託金でございます。

次に14ページ、15ページ、繰入金のところでございます。基金繰入金、財政調整基金繰入金でございます。これは今回の補正予算の財源が不足するため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

18ページ、19ページ、歳出の説明をさせていただきます。

まず総務費に入る前に人件費でございます。人件費につきましては当初予算編成後、職員の退職、あるいは採用、5回にわたる人事異動、組織改正がございました。大きく変動しておりますので、今回は職員の変動に伴い不足する科目のみ補正をお願いしております。なお、人件費全体につきましては、42ページから45ページにわたりまして給与費明細書がございます。各科目の御説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

それでは総務費でございます。中ほど、諸費でございます。これは節、償還金、利子及び割引料2,122万円でございますが、国及び都の補助事業で、制度によりまして翌年度精算することになっております。概算交付された国及び都の負担金、補助金を、精算に伴い返還するものでございます。

次に20ページ、21ページでございます。選挙費でございます。東京都知事選挙につきましては歳入のところで御説明申し上げました。同額を、不在者投票管理システムを構築し、選挙事務の簡素化を図るためのものでございます。

22ページ、23ページでございます。民生費、一番下の欄になりますが、老人福祉費1億3,926万4,000円の補正でございます。この内容につきましては、節、説明欄、施設入所経費、特別養護老人ホームの入所委託措置費、それと老人ケア事業のホームヘルパー、これにつきましては派遣費、単価アップと派遣回数が増によるものでございます。

次に24ページ、25ページでございます。一番下の児童福祉総務費でございます。補正金額につきましては2,241万円でございます。説明欄、最下欄でございます。扶助費、児童手当都制度でございます。この制度はことし10月1日より始まります新しい制度でございます。満3歳以上で満7歳に満たない出生順の第3人目の児童を含む3人目以上の児童を養育している者に月額1万円を支給するものでございます。対象者については100人でございます。それで、支払い、支給につきましては11年2月になりますので、4カ月分を計上するものでございます。

26ページ、27ページでございますが、児童措置費6,243万7,000円でございます。この扶助費、民間保育園基準運営経費でございます。国が定めた保育所運営基準で、今年度は児童数が当初計上より大幅に増加したこと、それから新入保母の加算が新設されたことによりまして、保育単価の基準分、加算分がふえたことによるものでございます。

28ページ、29ページでございます。扶助費、生活保護経費でございます。扶助費1億9,549万9,000円でございます。生活保護経費につきましては、生活保護世帯、人員が年々増加傾向でございます。平成10年7月1日、実態調査から見ますと、保護率は人員で5.6となっております。対前年度より0.7ポイント増加しております。今年度は4月から10月までにかけ、39世帯51人の増でございます。今後の伸びも含み、不足分の補正をお願いするものでございます。

30ページ、次のページでございます。衛生費でございます。目の10、ごみ処理費でございます。節及び説明欄で施設維持修繕935万円でございますが、これは2号炉のごみ投入ホッパーの水冷ジャケット、タンクの部分でございますが、投入ごみとの摩擦によりまして摩耗し、水漏れがあるため、この部分を取り替え修繕をするものでございます。

次のページをお願いします。商工費でございます。商工振興費、節及び説明欄、負担金、補助及び交付金1,099万1,000円でございます。これは中小企業事業融資資金、事業融資あっせん条例により運転資金並びに緊急資金の貸付に対して利子補給を行っております。貸付件数の増により利子補給をお願いするものでございます。

次のページ、土木費でございます。目35、交通安全対策費でございます。15工事請負費1,440万円の減額でございます。(仮称)豊田駅北第5駐輪場整備工事でございます。市長の方からも行政報告をさせていただきました。当初予算で収容台数350台の駐輪場整備工事をお願いいたしましたが、財団法人自転車駐車場整備センターと協議の結果、同センターが工事を施工し、有料により管理することにより403台、12月1日事業を開始することができました。したがって、この予算につきまして減額をお願いするも

のでございます。

36ページ、37ページでございます。教育費、小学校費、目、学校管理費でございます。説明欄一番下の修繕料960万円でございます。これは小学校にパソコンを導入するに当たって、機器の使用に耐え得る電源を確保するため、修繕をお願いするものであります。4校分でございます。

次に38ページ、39ページでございます。目35、一番下でございます。図書館費、需用費260万円でございます。中央図書館車庫シャッター取付修繕料260万円。これは移動図書館車ひまわり号が8月に不審火による火災事故で全損に近い被害をこうむりました。この11月30日に新車を納車し、12月8日から運行することになりました。移動図書館車を収納するため、防犯上、車庫にシャッターを取りつけるものでございます。

次に40ページ、41ページでございます。公債費でございます。元金7,444万3,000円、これは昭和59年に借り入れた東京都の振興基金の金利の高い借り入れ分、金利7.1%でございます。この分を今後の負担の軽減を図るため、繰上償還をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 商工費に関係しての関連質問でございますけれども、ことは市制35周年ということで、それを冠にしたいろいろなイベント、行事が行われてまいりました。いろいろ行われて、中では商工会、あるいは観光協会、さらにはいろいろな団体が積極的に協力をしていただき、それなりに成功してきたのではないかなというふうに思います。

その中の一つに、コスモスアベニューという形で大変多くの市民の皆さんの御参加をいただき、そしてまたそれが、このコスモスが咲き誇った時期に合わせて、撮影会、あるいは写生会といったものが行われました。この取り組みについてでございますけれども、初めにこの撮影会、それから写生会、この二つに参加をした市民の数、もし押さえておられましたら、どの程度の参加があったのか教えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 撮影会の参加という数のお尋ねでございますが、最初に、これは35周年記念事業といたしまして、6月7日にまず種をまいていただきました。このときは42団体で702名の参加をいただきました。続きまして7月4日、これは草取りとか間引きも種をまいた人たちが参加してやっていただくと、なおこの趣旨に沿って、

また花に今後親しむ、それから育てていくという考え方から、このときは若干少なく、30名の方が参加いたしました。それから最後のイベントの9月26日の、今お尋ねがありましたコスモスアベニューのイベントでございますが、約100名の参加をいただきました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 100名というのは撮影会と写生会、両方合わせてということでよろしいわけですね。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 撮影会という御質問ですが、観光協会の行事として撮影会がこの中に入っていたわけでございますが、観光協会の方から撮影会を中止するというので、その数は入っておりません。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 今、説明があったわけなんです、大々的にこの取り組みをされて、そして9月15日号の広報でモデル撮影会、それから写生会ということのPR、そのほかにも観光協会から独自のPRなどをして、大々的にこの取り組みが予定をされておりました。

ところが、ある一部の議員からの申し出によって、このモデル撮影会が中止というようなことで、その後、大変な混乱を起こしたことは皆さんも御承知のとおりでございます。また私もいろいろな関係者、あるいは直接の関係はないけれども、一度決めて、あれだけPRしたものをなぜ突然中止をするんだと、変更するんだというようなことで、大変なおしかりも受けたわけでございます。

それで、新聞等の情報を見ますと、観光協会、あるいは行政サイドとしていろいろな判断があったことかとは思いますが、なぜこの中止というようなことをこの土壇場になってやらなければならなかったのか、そのことについて改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（河内久男君） コスモスアベニューの一環といたしまして、御案内の事業を行ってまいりました。広報等に出す段階、それからもう少し実施の段階で現場でのすり合わせをもう少ししっかりしておけばよかったというのが、まず冒頭、反省させられてい

る点でございます。

その内容を見ますと、いろいろ御意見等のある中の1点、小学生対象の写生会も並行されて云々というところがございます。この部分につきまして、つぶさに当日の行程を検討してまいりますと、ふれあい橋での撮影会、それから子どもたちの写生会が、時間差を設けましても若干そこで重なりが出るようでございます。それらのことにつきまして、観光協会の役員の皆様方とお話を持ちました。結果、観光協会の方で自主的に、それではせっかくの子どもたちの写生会が混乱してはということで、中止に至ったわけでございます。

なお、観光協会そのものにつきましては、ほかでの撮影会は続行された模様でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 観光協会なり、あるいは市としてもいろいろな角度から検討した結果ということでございます。

実際には8名の議員団が、自主的にといひましょか、ローカルの中止の申し入れをしたということでございます。新聞等の情報等も含めまして、5項目ないし6項目程度の中止すべき理由が述べられているわけでございます。これは議員のそれぞれの考え方ですから、30名の議員がいれば、それぞれいろいろな考え方もあってしかるべきですし、また思想・信条は自由ですから、その点について云々言うつもりはございません。

しかし、言えることは、この申し入れがあり、そしてまた行政側が、最終決断は観光協会がやられたとはいひながらも、行政側としてもこれを受けたことは事実なわけですから、ましてや9月議会という中ですから、もしこういう問題提起があれば、本来であれば議会での何らかの形でのステップを踏んで、その中で行動を取るべきではなかったかというふうに思います。そういった意味では、非常にこの、一部の議員であったとしても、新聞等の情報からしまして、一体日野の議会は何をしているんだ、日野の議員は何を考えているんだという意味で、一部の問題では済まないような、そういう背景があるということ、やっぱり十分考えておく必要があります。

また一方、理事者側としても、議会さなかでありながら一切そういったことの問題提起もせずに、大変な混乱を起こすような形での結論を出してしまったということは、非常にやはり問題ではないかなというふうに思います。

それで、その1点、今、助役から話がございました現場での混乱ということに対して、

これを一つ取っても非常に疑問がございます。と言いますのは、最初からモデル撮影会と写生会を行いますということで広報でPRをしているわけです。ですから、それを承知で現場へ来るわけです。当然それを始めるときに、こういうわけで一緒にやりますのでと言え、それはそれなりに理解をいただけることだというふうに思います。また一方、今、青少年のいろいろな問題が起きている中で、我慢ができないとか、あるいは自己主張だとか、いろいろなことがありますけれども、まさにこういう公共の場所でこそ、お互いが譲り合うということの本当の生きた教育ができる最高の場ではなかったのかなというふうに思います。

また、子どもたちにとってみても、モデルを使った撮影会、大人の人たちがやっている撮影会というものはどういうものかということを感じることができるわけですから、この一部新聞の中にも、親子で参加を希望して云々という文面もありますけれども、そういうことからしても、本当に何ら違和感のない、むしろいい場面ではなかったのかなというようなことさえ思うわけです。

しかし、それを含めて中止をとということの決断であったわけなんです、非常に、言ってみれば軽率というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、この決断のあり方については大変多くの疑問もありますし、また問題を残したのではないかなというふうに思っております。

その点で、市長にもし見解があれば、ぜひお伺いをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 35周年のイベントの一つとして、市民の皆さんの力でコスモスを植えていただいて、それがそろそろ咲く時期だということで、記念のイベントが行われたわけでありまして、主に観光協会、あるいは各種団体等のお力をいただいて実施をされたわけでありまして、私もいろいろな機会の反応というものは伺ったわけですが、行政側からああしなさい、こうしなさいというふうなことではなくて、むしろ実施をする主体の方で自主的に判断をされた結果の中止であったと。撮影会についてはですね。会場変更であったというふうに私は判断をしております。

ですが、今、議員御指摘のとおり議会の開催中でもあり、市もかかわることであるので、しっかりとした報告なり経過を知らせるべきではなかったかという点については、市民の皆さんへ広報でも連絡をしたということもございますので、おわびをしなければいけないというふうには思っております。以後、このようなことがないように注意をしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 最後にいたしますけれども、この問題でもう一つ大きな問題が絡んでいたと思います。

それは、9月議会は男女共同参画都市宣言というものを決めたわけでございます。ある市民からの訴えでもございますけれども、若い女性をモデルにすることは女性蔑視につながるというような、そんな問題提起に対しては、こういう意見こそが女性蔑視ではないかというようなことでございます。モデルというちゃんとした訓練に訓練を重ねた、そしてそれを職業としている人たち、これは女性に限らず、男性でも、若くても年をとっていても、いろいろな形でのモデルというのが存在するわけですから、そういう人たちに対してまさに職業の蔑視的な、あるいは女性蔑視的な、そんな要素も含まれている、非常に遺憾なことであるというようなことのおしかりも受けております。まさに両手で宣言文を掲げながら、足元ではそれを土足で踏みつぶすというか、そんなようなことが同じ時期にやられてしまったというようなことでは、大変な問題が残った中止ではなかったかなというふうに思います。

いずれにしても、今回このことはもう既に終わったことでございますので、今後こういったたぐいのことがあるときには、それぞれの立場で、理事者側だけとは言いませぬけれども、お互いの立場を十分踏まえた中での行動が必要ではないかということを申し上げて、終わります。

○議長（馬場繁夫君） 土方尚功君。

○28番（土方尚功君） 大変市の財政が厳しいというような中で、これは喜ばしいことだというふうに見ておりますけれども、歳入で寄附金の指定寄附金ということで130万円寄附をいただいたということが明らかになり、それに関連をして一つの指定があるわけですから、支出を見ますと保育園関係で備品の30万円と、それから教育の振興費として100万円、それぞれあるわけですが、説明に殊さらこちら辺は触れられていなかったやに思いましたので、どのように市として受け入れて対応を図るのか。こういう案件ですから、金額の大小にかかわらず、やはりこちら辺については触れるべき内容ではないかなというふうに理解をしているところですが、それについて回答があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） おっしゃるとおりでございます。寄附金については130万円、使途につきましても、おっしゃるとおり保育園並びに小学校費、備品並びに図書、

教材図書の購入ということで充てさせていただいております。市民のお名前もあるんですけれども、そういうことで委員会等でまた御説明をさせていただきたいということで考えておりました。今後気をつけたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 私の方からは2点あるんですが、その前に、今、沢田議員の方から質問がございました件について、簡単に触れさせていただきたいと思います。

というのは、皆さんも御存じの方もいらっしゃると思いますが、コスモスアベニューの写生・撮影会、これについての申し入れをした代表者というか、そういう立場でもありましたので、誤解があってはいけないと思っておりますので、この際お話しさせていただきたいと思っております。

今回の対応については、あくまでも市側に申し入れたという時点で、それを市として、または当該団体の方が判断をされたというふうに理解をしているところなんですけれども、これらの中で私が考えているのは、今回の撮影会はコスモスの撮影会なのかモデルの撮影会なのか、そこが全くわからなかったわけですね。それで、その上でどうなんですかというところからが、まずは事の始まりであったというふうに理解しております。その中で、女性蔑視だとか職業に対する云々の話がございますけれども、そんなことは毛頭考えておりませんでして、それよりももっと素朴なところで考えていたというふうに御理解いただければなと思っております。

以上です。

それでは、質問に入らせていただきます。21ページなんですけれども、総務費の方で都知事選挙というところ、これで不在者投票管理システムのところで3点、総額965万8,000円が計上されております。これは収入の方でも確認しておりますので、その点についてはOKなんですけれども、できればこの場でこういったシステムなのかお話しいただければありがたいんですけれども、その点についてお願いいたします。

もう1点です。25ページになります。老人福祉施設費というのがございます。民生費の中でございますけれども、特別養護老人ホームの浅川苑に対する業務運営委託料ということで50万円が計上されております。これはこういった内容なのか、確認だけさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 1点目の不在者投票の管理システムでございますけれども、

システムそのものの内容については具体的にちょっとわかりませんが、今、不在者投票は非常に時間がかかるわけでございます。それで、今後は七生支所等でも不在者投票を実施するために、データの集計、あるいはシステム機器を購入して、不在者投票管理システムを、相当人員も要しますし、時間もかかるということで、行政システムで開発した、特にもう国立市とか羽村市等で、保谷市でも実施しているそうでございます。そのシステムを十分研究しまして、東京都の委託金、全額をもらって今後の選挙事務の簡素化のためにシステムを構築していきたい、このようなことでございます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 2点目の老人福祉施設費の中についての御質問でございますけれども、浅川苑業務運営委託料50万円でございますが、これにつきましては、ちょっと理解がなかなか難しいところがあるかもしれませんが、現在、臨時福祉特別給付金というものが支給されているわけでございますが、浅川苑に入所されている方の50名分が市の雑入ということで入ってまいりますので、これを浅川苑に振りかえると申しましょるか、そういう措置で、その分を浅川苑の方に委託料として支出するものでございます。御理解をいただきたいと思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、公債費を企画総務委員会へ、歳出のうち衛生費、商工費、教育費を生活文教委員会へ、歳出のうち民生費を福祉保健委員会へ、歳出のうち土木費をまちづくり建設委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時07分 休憩

午後 3 時 34 分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,046万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億9,048万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして御説明申し上げます。

事項別明細書の方をお開きいただきたいと思います。6ページ、7ページでございますが、歳入につきましては一般会計からの繰入金680万円と、繰越金1,366万5,000円を開きまして、合わせて2,046万5,000円の増額補正でございます。一般会計からの繰入金につきましては、出産育児費に係る件数増のため、市からの補助の増分でございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。保険給付費が1,766万5,000円の増額補正であります。療養諸費720万5,000円で、一般被保険者療養費と退職被保険者療養費に不足が生じるための増額補正でございます。出産育児諸費につきましては1,020万円の増額補正であります。出産育児に係る件数増によるものでございます。結核・精神医療給付費26万円も、不足が生じるための増額補正でございます。

10、11ページをお開きいただきたいと思います。保健事業費120万円の増額補正でございます。人間ドック受診件数の増によるものでございます。

下段の諸支出金でございますが、償還金及び還付金160万円の増額補正でございます。国税の過誤納に係る還付金でございます。

以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は福祉保健委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第90号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第90号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市下水道事業特別会計の補正予算（第2号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ4億7,622万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億1,884万4,000円とするものであります。

次に、議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市受託水道事業特別会計の補正予算（第1号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ493万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、26億9,422万5,000円とするものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 議案第90号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の第3次補正に伴いまして、国庫補助金の追加等がございました。これらを積極的に受け入れまして、財源といたしまして、繰越金の一部を開かせていただきまして、浅川処理区の管渠埋設工事を行うために、歳入歳出それぞれ4億7,622万7,000円の追加をお願いいたしますものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金でございます。公共下水道費の補助金でございます。追加9,500万円ということでございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金を開かせていただいたものでございます。金額につきましては記載のとおりでございます。

22ページ、23ページにつきましては、下水道債でございます。公共下水道の補助分、それから単独分等の起債でございます。

歳出、24ページ、25ページでございます。お開きいただきたいと思います。歳出でございます。13の委託料でございますけれども、公共下水道費でございます。管渠建設事業費でございます。浅川処理区の管渠埋設工事を東京都の新都市建設公社に委託するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出予算にそれぞれ493万7,000円を追加するものでございます。

32ページ、33ページ、事項別明細書で御説明申し上げます。

歳入でございます。都の支出金でございますが、水道事業委託金といたしまして701万円を増額補正するものでございます。

下段へ行きますが、諸収入でございます。下水道使用料の徴収事務の委託金でございますが、下水道のただいまの補正予算にもございましたけれども、マイナス207万3,000円の同額を減額補正するものでございます。

34、35ページをお願いいたします。歳出でございます。受託水道事業費の水道管理費並びに建設改良費でございますけれども、いずれも本年の10月に人事の異動がございましたこと、もう一つは使用料金の請求者の名前を片仮名から漢字に改める作業をしたい

ということでございます。そのための臨時職員の雇い上げが必要になりました。このための人件費の不足分を補正するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第90号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、まちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第92号、市道路線の一部廃止、議案第93号、市道路線の廃止、議案第94号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第92号、市道路線の一部廃止についての提案理由を申し上げます。

本議案は、市道M16-15号線ほか12路線について、現況が廃滅しており公共の用に供されていないこと、及び新設の都市計画道路に編入されるため、道路法第10条第3項の規定により市道路線の一部を廃止するものであります。

次に、議案第93号、市道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本議案は、市道P1-2号線ほか5路線について、新設の都市計画道路に編入されるため、道路法第10条第3項の規定により市道路線を廃止するものであります。

次に、議案第94号、市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、市道D56-4号線ほか13路線について、開発行為完了に伴う道路の帰属及び都市計画道路の新設に伴う路線の分割のため、道路法第8条第2項の規定により市道路線として認定するものであります。

以上3議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 議案第92号、市道路線の一部廃止につきまして御説明申し上げます。

1ページから2ページに続きます、すべての路線で13路線ございますが、一番左側の番号でございますが、1ページの1から4番の4路線につきましては、現況が廃滅しておりますので公共の用に供されていないということで一部廃止するものでございます。

なお、廃道敷の財産につきましては、隣接いたします土地所有者に有償で払い下げる予定でございます。

それから番号の5から13の9路線でございますが、新設されます都市計画道路3・2・7号線に編入されますので廃止するものでございますけれども、番号12のP3号線につきましては、新設道路の外側の部分、いわゆる終点部までを廃止いたします。中間部の廃止ができないためでございます。認定の部分でまた説明をさせていただきたいと思っております。

3ページの図面でございます。略図1でございますが、場所でございますが、鹿島台団地と多摩みなみが丘の住宅地の中間でございます。現況廃滅によるものでございます。

4ページをお願いいたします。略図2でございます。中程久保橋と多摩動物園の入口の約中間部ございまして、旧都道の北側でございます。やはり現況の廃滅によるものでございます。

5ページでございます。略図3でございますが、百草園から一の宮へ抜けます市道がございまして、この市道の北側ございまして、都道川崎街道の一山南側になります。百草園の駅の南東の方向でございます。この2本とも、いずれも現況廃滅によるものでございます。

6ページ、略図4をお願いいたします。来る12月17日に開通を予定しております府中四谷橋と一の宮の交差点を結びます日野都市計画道路3・2・7号線の道路の区域内でございます。いずれも都市計画道路に編入されるために廃止をするものでございます。

引き続きまして、議案第93号、市道路線の廃止につきまして御説明を申し上げます。

やはり1ページと2ページ続きますが、全路線で6路線でございます。番号の1から6すべてでございますけれども、新設されます都市計画道路3・2・7号線に編入されるために廃止をするものでございますけれども、この6本の路線のうちの二つの4番と5番でございますが、全延長が都市計画道路内でございますが、ほかの四つの路線につきましては中間部が都市計画道路の中でございます。しかし中間部の廃止ができませんので、都市計画道路の外側も含めまして全延長を廃止するものでございます。

3ページの略図1でございますが、一部廃止の部分と同様に、府中四谷橋と一の宮交差点を結ぶ都市計画道路の関係でございます。なお、図面の中で点線がございますけれども、これは行政界でございます。右側が多摩市、左側が日野市になります。

引き続きまして、議案第94号でございます。市道路線の認定でございます。

次のページに続きますが、全部で14路線でございます。番号の1から9番の9路線につきましては、開発行為の完了に伴って道路の帰属によるものでございます。10から14番までの5路線につきましては、都市計画道路の新設に伴いまして、路線の分割によるものでございますけれども、議案第92号の中で一部廃止のところで説明いたしました番号12のP3号線、それから議案第93号の廃止のところで御説明申し上げました番号1番、P1-2号線ほか3路線につきましては、新設されます都市計画道路の外側を新たに認定するものでございます。

なお、P1-2号線とP3-3号線につきましては都市計画道路の外に残りますけれども、組合施行の落川土地区画整理事業区域内でございますので、新たな認定は除外をいたしました。

場所でございますが、3ページでございます。略図1でございます。組合施行で実施いたしました吹上団地の土地区画整理の区域内でございます。開発行為によるものでございます。

4ページをお願いいたします。南平の多摩みなみが丘住宅地の北側に位置いたします。これもやはり開発行為によるものでございます。

5ページの略図3をお願いいたします。南平の鹿島台の動物園寄りでございます。これもやはり開発行為によるものでございます。

次のページの6ページの略図4をお願いいたします。一部廃止の位置と同様でございますが、府中四谷橋の南側でございまして、都市計画道路から外れた部分を新たに認定するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第92号、市道路線の一部廃止、議案第93号、市道路線の廃止、議案第94号、市道路線の認定の件は、まちづくり建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第95号、南多摩農業共済事務組合の解散の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第95号、南多摩農業共済事務組合の解散についての提案理由を申し上げます。

本議案は、農業共済事務組合等地域再編整備計画による多摩地域農業共済事務組合設立に伴い、地方自治法第288条の規定により南多摩農業共済事務組合を解散するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　議案第95号、南多摩農業共済事務組合の解散について御説明申し上げます。

多摩地域の農業共済事務組合の再編整備につきましては、昨年の第4回定例会における市長の行政報告で作業を進めている旨の報告をさせていただきましたが、ここで多摩地域20市町村で新事務組合を組織する予備協議が整いました。つきましては、既存組合の解散について、地方自治法の規定にのっとり手続をするものであります。

再編整備を行う理由は、都市農業に対応した共済事業を推進するため、組合の広域化

と事務処理の合理化を図るためであります。

なお、資料を用意いたしましたので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議をくださるようお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略
いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付
託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第95号、南多摩農業
共済事務組合の解散の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号、南多摩農業共済事務組合の解散に伴う財産処分の件を議題とい
たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第96号、南多摩農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に
ついての提案理由を申し上げます。

本議案は、前条例の南多摩農業共済事務組合の解散により、地方自治法第289条の規
定に基づき財産処分の協議を行うものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い
申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　議案第96号、南多摩農業共済事務組合の解散に伴う財

産処分について御説明申し上げます。

財産処分につきましては、新事務組合を組織する市町村の予備協議において、既存の3事務組合とも共通の処分方法を取ることを申し合わせております。その内容は、業務引当金については原則としてそれぞれの事務組合で処分すること。その他の有形固定資産及び簿外資産については新組合へ引き継ぎ、もしくは不要のものは廃棄することとするものであります。

なお、お手元にお配りいたしました「平成10年度南多摩農業共済事務組合資産等目録」という資料がございますが、その中に平成9年度末での南多摩農業共済事務組合の業務引当金の数字が書かれてございますが、本年度の年度末まで、まだ変化があるというふうに連絡を受けております。

よろしく御審議をくださるようお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第96号、南多摩農業共済事務組合の解散に伴う財産処分の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第97号、多摩地域農業共済事務組合の設立の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第97号、多摩地域農業共済事務組合の設立についての提案

理由を申し上げます。

本議案は、農業共済事務組合等地域再編整備計画に伴い、平成11年4月1日から事業を開始する農業共済事業に関する事務を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、多摩地域農業共済事務組合を設立するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 議案第97号、多摩地域農業共済事務組合の設立について御説明申し上げます。

新しい事務組合は、従来の南多摩4市による組合、北多摩8市による組合、及び西多摩8市町村による組合を平成11年3月31日をもってそれぞれ解散し、同年4月1日から20市町村により新事務組合を設立しようとするものであります。

新しい組合の基本事項につきましては、規約案並びにお手元の資料の記載のとおりであります。運営方式につきましては、従来と大きな変化はありませんが、個々の点で見ますと、組合議員については関係市町村議会の議員から1名選出ということで20名体制になること、また職員につきましては、従来の3組合の合計定数30名であったものを16名以内とすることなどが大きな違いとなります。

なお、この再編合理化により、当市の負担金は、来年度は50%以上の減額になるだろうと思われれます。

よろしく御審議をくださるようお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第97号、多摩地域農業共済事務組合の設立の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第98号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第98号、日野市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会の委員に馬場武氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号、日野市教育委員会委員の任命の件はこれに同意することに決しました。

これより報告第12号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 報告第12号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について申し上げます。

本報告は、庁用車の事故による和解の締結及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは報告第12号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願いたいと思います。日野市神明二丁目13番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、「日野市神明二丁目13番地先路上の事故」でございます。

和解の相手方は、八王子市石川町984番地の1 マーベリー石川205、永井洋治、川村精子様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成10年8月4日午後2時ごろ、生活福祉課職員が日野市環境緑化協会事務所に行くため路上に庁用車を駐車させた際、サイドブレーキを確実に引かずに離れたため車両が後退し、通過中の相手方車両の左前側面に接触し、損傷させたものでございます。

損害賠償額は10万3,068円で和解が成立いたしましたもので、平成10年10月2日に専決処分させていただいたものでございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○19番（小川友一君） 1点ちょっと単純な質問ですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

事故の発生状況のところで、生活福祉課の職員が日野市環境緑化協会事務所に行くためということで理由が述べられているわけですが、環境緑化協会の事務所はどの辺にあるんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 御存じのように、日野市役所前の公園の反対側にございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 私は余り不思議に思わなかったんですけれども、お隣の宮沢議員が非常に不思議なように思っておりましたので、私も同じように思いましたのでお聞

きしますんですけれども、環境緑化協会事務所に行くために自動車は余り使う必要はないんじゃないかなと思うことが1点と、ここに寄って、またほかに行く用事があるってそこへ寄ったのか、その辺だけちょっと確認させていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 説明が行き届きませんで、市内で何件かの用件を足して、最後にそちらの方へ寄ったというふうに聞いております。

以上でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） これをもって報告第12号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第10－36号、「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について（通知）」の遵守を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－36号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において生活文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時11分 散会

12月 4 日 金曜日 (第 2 日)

平成 10 年
第 4 回定例会 日 野 市 議 会 会 議 録 (第29号)

12月 4 日 金曜日 (第 2 日)

出 席 議 員 (29名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登志子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵美子 君	6 番	名 取 美佐子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精一郎 君	11番	中 谷 好 幸 君
12番	佐 瀬 昭二郎 君	13番	森 田 美津雄 君
14番	執 印 真智子 君	15番	江 口 和 雄 君
16番	沢 田 研 二 君	17番	田 原 茂 君
18番	宮 沢 清 子 君	19番	小 川 友 一 君
20番	奥 住 日出男 君	21番	竹ノ上 武 俊 君
22番	板 垣 正 男 君	23番	一ノ瀬 隆 君
24番	内 田 勲 君	25番	夏 井 明 男 君
26番	馬 場 繁 夫 君	27番	黒 川 重 憲 君
28番	土 方 尚 功 君	29番	福 島 盛之助 君
30番	小 山 良 悟 君		

欠 席 議 員 (1名)

10番 小 島 久 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	企画部参事	青 山 武 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 樋 園 裕 子 君

議 事 日 程

平成10年12月4日（金）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時23分 開会

○議長（馬場繁夫君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、行財政改革についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番（小川友一君） おはようございます。それでは早速、一般質問に入らせていただきます。

行財政改革ということで、最近の日野市の財政状況が過去どんなふうな推移をたどってきたのか調べてみました。平成5年、6年にわたって行財政改革について質問させていただいた経過の中で、歳入の根幹であります市税収入がどの程度伸びてきたのかということも見てみました。平成元年247億円の市税収入、そしてまた8年を経過して、平成9年には298億円ということで、おおむね50億円ぐらいいか伸びていないということが明確にあらわれています。

そして、この歳入全般の中で一番気になったのが、地方債、いわゆる起債が非常にふえてきたということが明らかになっていることです。それは、平成8年に36億5,200万円ということで、平成元年のおおよそ4倍の起債になっている。そしてまた平成9年度は補てん債の借り入れがなかったにもかかわらず、平成元年のおおよそ3倍ぐらいに起債が膨れ上がっている。この事実、いわゆる日野市のいろいろな事業を進める中で、その事務事業がしっかりとやっていけないということを如実にあらわしているのではないかと思います。

そしてその反面、歳出の主要部分をチェックをしてみますと、経常収支比率を押し上げている義務的経費、いわゆる人件費、扶助費、公債費の割合を見てみました。平成元年に148億2,900万円だったものが、たった8年後、平成9年度では225億8,800万円、おおよそ77億円、率で52%の増を示しています。

あわせて経常的経費も見てみますと、額でおよそ116億円のアップ、率で48%の増となっています。当然このことは、投資的経費が減になり、市民要望にこたえるための事業のために財源が回らなくなってしまう、このことは行政執行部は十分理解していると思います。

今、このような状況の中で、馬場市政は市政運営に全力で頑張っているところであります。

行財政改革を質問しようと思ったときに、ちょうど平成5年だったと思います。このままでいくと日野市の財政はパンクをしてしまうのではないかという危機感を持ちました。私は市民に知らせるために、「日野市の財政はパンク寸前だ」というビラを出しました。共産党のどなたかが見たんだと思いますけれども、民主クラブ、いわゆる保守系の議員が財政はパンク寸前だというビラを出したけれども、とんでもないと。私たちの森田市政の中では健全財政をやっているんだ、1年間に4億円から5億円の黒字を出している、そういうふうな反論のビラを出しました。どう見ても当時、黒字を出すような財政状況ではなかったわけで、その数字を調べてみましたところ、何と繰越金を黒字として称し、ビラの中に出していた。私はそれを見て、そういうふうな政党が支持をしている市長であつたら、やはりこれからの市政は任せることができない、このように強く思いました。

そして前市長は、自分が議員だったときに、いわゆる改選時の予算は暫定予算、いわゆる骨格予算で進めるべきだとみずから主張しておきながら、彼は何回か選挙をしているんですけれども、常に暫定予算を組まないで、予備費を何億円か充当しただけで選挙戦を戦ってきました。さきの選挙戦でも予備費を3億円残しただけで、彼はみずから身を引いてしまいました。非常に私は無責任な手法ではなかったかと、強く今、感じているところです。

それを受けて、馬場市長はたった3億円の予備費をいただいた中で、平成元年にいわゆる財調、公共施設建設基金、合わせて110億円以上基金があったのも、今ではその2基金だけでもほとんど基金は使い果たしてしまっただけで、非常に多分、厳しい状況だと思います。それを受けて、今、馬場市長は頑張っているわけでありすけれども、大変つらい立場で行財政改革に取り組まなくてはならないこの時期を迎えていると思います。そんな状況の中で、具体的に何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、今、庁内にある各課別の超勤時間がどのようになっているか。いわゆる職員の方がそれぞれの主管課で残業の多い課と残業がない課とがあると思うんですけれども、多いところの数字、そしてまた少ない課の数字、それとその時間数に支出される残業手当の額を教えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 超過勤務の問題でございます。超勤の多いところということでございます。課単位で申し上げますと、平成9年度で申し上げますと、電算システム課、それから資産税課、保険年金課等が多いところでございます。

それから少ないところと申しますと、多摩平支所、それからあるいは企画課等が少なくなっております。

その他、まだございますけれども、超過勤務につきましては、平成9年度では総時間数で8万7,656時間でございます。その経費が約2億3,200万円でございます。時間単価にしますと、平均でございますけれども、2,640円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 単純な質問ですけれども、いわゆる残業が多いということは、その課で職員数の配置が不足しているのではないかなと。これは単純ですよ。いろいろな職務執行上、いろいろ問題はあるのではないかと。単純に考えて、多いところと少ないところがあるということは、その課に行った場合、その課の職員が不足しているのではないかなと。そしてまた、超過時間、それは主管課それぞれの課によって性質が違いますので、残業はしなくてもいい課もあるとは思いますが、その辺を、各課別の職員の配置に何か問題があるのではないかなというふうな疑問を持ちました。その辺のようなお考えがあるのかお聞かせをいただきたい、これが1点でございます。

それから、現在の職員定数を見たときに、一般事務職員数は他市と比べてそんなに多くないと思います。しかしながら、いわゆる現業職、学校の用務員とか給食調理員とか、都基準とか国基準よりも多い保母さんとか、いろいろ現業職員は他市に比べて多いように思います。その辺、職員の配置転換を、現業職と一般事務職の配置転換をするような場合、いろいろな問題があるのかどうか、お聞かせをいただきたい。

それと、行財政改革を進めるに当たって避けては通れない人件費の問題ですけれども、現行の通し号俸制の給与体系を職務給にかえていく作業がどの程度まで進んでいるのか。今、まさに自治労の強い八王子市も職務給導入に合意がなされたというふうな情報も得ております。そんなことで、人件費は義務的経費の中でも経常収支比率を押し上げる大きな要因になっております。ここ8年間で40億円もふえているわけでありますので、一刻も早い時期にその辺の精査もしなくてはいけないのではないかなと思います。

合わせて3点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 3点御質問いただきました。

一つは超過勤務に伴います各所属職員の配置の問題でございます。御指摘のように、各課のばらつきがございます。また、御指摘いただきました職務上の性質の問題もござ

いますけれども、私ども人事当局といたしましては、できる限りの職員の適正配置、これに努めてきておりますけれども、現実にはまだ職場によってはばらつきが見られるということでございます。この点につきましては、さらに今後一層、適正配置に努めるわけでございますけれども、ただ、増員要求等もございますけれども、現時点で増員を抑制しなければならないという課題も一方にございます。そういう中で、極力適正配置に努めて、アンバランス的な超過勤務が偏らないようにということで、今後さらに一層努力していきたいというふうに考えております。

それから2点目の現業職等の配置転換の問題でございます。この点につきましては、3番目の職務給等の問題とも関連してまいりますけれども、現制度の中では職務配置の転換制度はございます。ただ、なかなか厳しい関門がございまして、スッというふうに一般事務の方へ、いわゆる非現業の方へ移るということもできませんので、その点については今後、職務給の中でも配置転換等の問題も考えていきたいというふうに考えております。

それから3番目の人件費の中の職務給の問題でございます。この問題につきましては、各市それぞれ課題で抱えてきております。御指摘のように、八王子市が12月議会に導入に向けての議案を提出するという状況も、新聞等の報道で伺っております。職務給の導入問題につきましては、日野市におきましても長年の懸案事項というふうになっております。このところで、12月中には組合に給料表、あるいは任用制度の問題に関する市側の一定の案を提示をして、組合との協議を開始していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今、組合というお話がありました。組合に関しての窓口というんですか、それは助役さんがなされているというふうに聞いておりますけれども、助役の方にお伺いします。

組合員として労働三法で認められた権利は当然理解はします。しかしながら、組合員であっても地方公務員であることは明らかでありますし、地方公務員としての責務、そしてまた地方公務員としての市民に対する奉仕者としての責務、権利もあれば義務もあるわけであります。そういった意味で、その組合サイドに対して助役の方から、勤務条件変更については組合と協議するようになっていると私は聞いているんですけれども、組合側に対して、今、私が言った現業職の削減の申し入れを正式にしているのかどうか

お伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 人員のいわゆる現業職についてに限らず、職員の適正配置という一環であります、行財政改革の方針に基づいて一定の、それを根拠にして組合に対して申し入れているところであります。

今現在は、いわゆる学校用務員の一人体制化ということを前提に組合に対して具体的に申し入れて、今、協議中ということでございます。

その他の現業職については、これから職務実態等を把握しながら、順次申し入れをしていくという段取りにはなっております。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 先般、私、何か議案上程のときに市長の方にお話をしたと思うんですけども、要するに職員の方々に対する意識を認識していただくというふうな作業は十分やっているというふうにお答えがあったわけでありましてけれども、基本的にそういうふうな部分だけ見た場合、要するにある程度の管理職まではそういうふうな厳しい財政状況だということはわかっていても、末端の方々は十分理解がされていないような感じがしてなりません。

そのような意味で、職員課も先般、平成9年度でしたか、給食調理員6名が不足になったものに対して、8名の調理員を補てんしていると。そういうふうな内部努力をしないで、減になったから増だというふうな、補てんするというふうな場面が幾つかあるわけです。

いろいろな細かい話をしますと、すぐ組合が、組合がと。組合だって市の職員、地方公務員であるわけですから、しっかりと執行部は組合側に今の状況を伝えて、理解をしていただくように努力をしていただきたいと思います。お願いをしておきます。

あわせて、今度は職員の退職金のことについてお伺いをさせていただきたいと思います。定年退職者に係る退職手当の支給見込額ですね。これをどう今とらえているのか。特別職は除いて結構ですので、向こう5年間の間でどの程度の人員と額が想定されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 定年退職の問題でございます。向こう5年間ということでございますが、今年度を含めますと、平成10年度は12名でございます。それから平成11年度は20名、平成12年度は26名、平成13年度31名、平成14年度28名、それから平成15

年度が37名でございます。

金額でございますけれども、概算でございます。平成10年度は約3億5,400万円ほど。平成11年度は6億1,800万円、それから平成12年度は8億3,300万円、平成13年度が約10億円、平成14年度は9億2,000万円、平成15年度が13億2,200万円ほど。約でございますけれども、以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今、人数の数字をいただきました。私が平成6年に定年退職者の退職金のことについて質問をしたんですけれども、そのときいただいた資料と、わずかでありますけれども、数字が違うんですけれども、同じ主管課から出た資料ですけれども、一般的に入所した人が定年になるのはそんなに違わないと思うんですけれども、それぞれ2名とか1名とか3名とか、ちょっと違うんですけれども、その辺はどんなふうなことでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 入所しましてから定年退職までの間、現状では途中退職というのが一つございます。それからもう一つは、定年退職前の勧奨退職という要素もございますので、年々若干、人数は変更、変転していくということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 減っている場合は、それはわかりますよ。減になっている場合。私がいただいたのは、ちょうど平成7年9月14日作成ということで資料をいただいています。平成10年には14人というふうに出ているんですね。あ、ここは減っているのか。ふえているところもあるんだね。平成12年は26名と書いてあるんですけれども、27名になっているんですね。その辺はどうなんですか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 今、途中退職と勧奨退職を申し上げました。あと、組織の事務量等の増加に伴いまして、定数の増ということもございます。ですから若干、減ったりふえたりという部分があるかと思っておりますけれども、その点はその年度の比較で細かく分析しているわけではございませんけれども、要素としましてはそういった場面が考えられるというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 理解しました。

今、ここ数年間、退職手当基金というのはおおむね7億円でずっと推移をしている。

余り財政が厳しいからということで、基金の積み立てというのは、東京都の方の水道の方の退職手当が多少ふえてくるぐらいで、あえて退職手当基金を積んでいるということはないと思うんですね。

これは1年間、大体平成11年で6億円ちょっと、12年で8億円だと。そうすると、もう3年後の13年、14年、15年には、これは13億円ですね。もうこの時点では退職基金は、今の財政状況の中で退職金を支払えなくなっていってしまうように私は思うんです。今の投資的経費の数値から言っても、それから平成14年ぐらいには病院が開院すると。それから介護保険も導入されてくると。一般会計を圧迫する負担分が繰出金も含めてふえてくるわけですから、退職手当基金が7億円しなければ一般会計から支出するしかないわけで、もうお金がなくなると思うんですね。その辺をどういうふうに企画部長はとらえているのか、お伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 退職手当基金につきましては、将来の見込まれる退職手当に対して、年度でなるべく積み立てをいたしたいわけでございます。しかしながら、おっしゃるように大きな財政需要がございまして、また税收の伸び等もございまして、ここ数年、退職手当の手当てにつきましては一般会計で、基本的には約7億円を一般会計で負担し、それより少ない場合には積み立て、あるいは多い場合には取り崩しも考慮しなければならないという基本的な考え方を持っておるところでございます。

しかしながら、大分、いわゆる歳入に対して需要でございます歳出が伸びていくことに対して、多少なりとも行革、あるいは経費の節減を図って、退職手当については取り崩しをしないで、今後のために多少でも積み立てるということを考えております。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） そんなことを言ったって、元がないんだからどうにもならなくなってしまうと思うんですよ。要するに、定年退職者に対しての起債というのは国は認めませんよ。どこから金を持ってくるのかよくわかりませんが。要するに管理団体になれば、組合だってこれはだめ、あれはだめなんて言っていられなくなるんですよ。だから国家公務員並みの給与体系に自然にされてしまうわけですね。そういうふうになったら市の職員の皆さんも大変でしょう。だから、あえて行財政改革に組合側もある程度合意をして、要するに市全体でその気持ちになって、今のこの難局を乗り越えなくてはいけない時期だと思うんですよ。

あえて、今、勤奨退職の件が出ましたので質問させていただきたいと思うんですが、

もう今から、小金井市あたりも2年か3年ぐらい前から国と、退職手当債を受けるための準備をしていたんですね。していながらも、その手当債を受けるためには財調をゼロにしろとか、給与体系を職務給にかえなさいとか、それから一般的にはしっかりとした行財政改革がどういうふうに打ち出されているのかとか、いろいろなものを整理しなければその手当債も借りられないこともわかっていますけれども、その準備をしなくては職員の皆さんに退職金すら払えなくなってしまうと思うんですね。そういうふうな準備に入る時期だと私は思うんです。私はね。市長はどう考えているかわかりませんが、入らなくてはいけない時期にもうなっていると思います。

そういった意味で、そこでお伺いしますけれども、今の日野市の勧奨退職者に対する支給のアップはどの程度になっているのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 日野市の制度では、年齢的には55歳からになっております。最高2号級の特別昇給というのが現状でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 55歳から2号級アップということですがけれども、おおむね2号級というと金額に換算したら、一般的で結構ですがけれども、どの程度の額になるのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 約9,000円ぐらいになろうかと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 市の職員も自分の家庭もあれば生活もあるんですね。勧奨退職を進めるためにその程度のアップでは、どんな方だってやめないですよ。国の行財政の中でも、要するに勧奨退職者に対しては20から30、場合によってはそれ以上のアップ率を含めて、それで新たなその方の人生のスタートを切るために要する額を支給しながら勧奨を進めているんですね。

そこでお伺いしますけれども、今、そういうふうな勧奨退職者をお願いするか、促すというのかな、その作業を進めるためにも、手当債を受ける準備をすることと、勧奨退職者に対する支給額のアップ、それから年齢の引き下げ、その辺をどういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたい。

ちなみに、私、神奈川県早期勧奨退職者の年齢が45歳に引き下げられたと。今までの50歳から45歳に引き下げられた。それでその給与のアップを通常の退職者の1.2から

1.5倍の退職金が支給されるように整備をしたと。それで職員の方の退職の勧奨を促していくというふうな状況までスタートを切ったと。

それで、これはたまたま資料で見たんですが、北九州市は早期希望者の手当加算ということで、50歳で勤続30年の退職希望者の例を見たときに、現行より7割以上の退職金が支払われるような法整備をしたと。

そういうふうな整備をしなければ、なかなかいわゆる職員の定数を削減していくという作業はできないと思うんですよ。ただ2号級アップしたからというだけでは、勧奨があるというだけであって、本当に行革に進んでいるのかということの感覚が伝わってこない。そういった意味で、どうその辺をお考えなのか、お聞かせいただきたい。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは1点目の制度の方につきまして、私の方からお答えを申し上げます。

今、御指摘いただきましたように、日野市の制度そのものは大変、勧奨制度そのものを促進するという実態にはそぐわないというふうに考えております。また、今、神奈川県のお示しいただきましたけれども、都内でも幾つかの市で、実際にこのアップ率といいますか、その点を改正している部分がございます。日野市におきましても早急に取り組むべき課題だというふうに認識をしております。対象年齢の引き下げ、あるいは2号俸ということではなくて、アップ率の問題等を含めまして、早急にこの問題は取り組むべきものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 手当債を受ける準備はいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 退職手当債につきましては、やはりいろいろな条件が出てくるわけでございます。そのような中で、やはり勧奨制度、あるいは退職者が急増するというような計画の中で準備をすべきものでございます。しかしながら、私どもの方では今の段階ではまだ、小金井市さんの状況もお話を確認させていただいたり、そういう事務的な準備といいますか、どういう状況なのかは確認をいたしていますが、今の段階では、退職手当債につきましてはしばらくの間、またこれは特別な事情で、ほとんど全国的にも珍しい状況でございますので、そのような状況に至らないように財政運営を進めてまいらなければいけないと、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 手当債を受ける準備をしていくことが行財政改革なんですよ。

それは条件があるのはわかっていますよ。そういうふうな条件を整備しなければ手当債は支給できませんよという国の方針は、自治体の中でもある程度しっかりした行財政改革を進めているのかどうかを把握しなければ、それは手当債が出ないわけですから、そういうふうな準備をすることが行財政改革につながるといふふうに私は思うんですよ。

これは平成15年ぐらいになれば、今言ったみたいに投資的経費がなくなってきて、一般会計を圧迫する財源はどんどんふえるんだから、人件費にしたって扶助費にしたって公債費にしたって、ふえることがあったって減ることはないんだから、ずっとこの推移を見たって。そして介護保険が入ってきた、病院ができました、何がありましたといったら、これはだれが見たって再建団体になっちゃうでしょう。数字、入ってくるものはそんなに伸びていかないんだから。10年間で20%しか伸びていないんですよ、歳入全般を見ても。そうでしょう。そうしたら、その辺の見込みというのは企画部でしっかり持って、前の市長みたいに行財政改革大綱をつくりましたとか、実施計画をつくりましたなんて、こんなビラをまいている時代ではないんですよ。同じことをやるんですか、企画部長。いかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） これからの行革の取り組みにつきましては、今、参事を中心に新しい指針に沿った大綱の見直し、こういうものを推進本部で検討しているところでございます。議員おっしゃるように、今までの行革についてもある程度の手当てをしてまいったわけでございますが、これからはいわゆる聖域なくして抜本的な改革をしなければ財政がもちません。したがって、今後の実施計画、あるいは基本計画の実施計画や「2010年プラン」に向かった実施可能な計画を根本から施策を練り直して立てていくように、今、努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 組合が支障になるようでありましたら、組合の方によく言っていただきたい。広島県では職員の昇給を1年間凍結したと。それから神奈川県では期末手当のあれを職員全般で合意をしたんでしょう。いろいろな自治体も、要するに理事者が組合側に対して誠意を持って今の状況をしっかりと話せば、組合の方だってわかると思うんですよ。しっかりとやっていただきたい。お願いをしておきます。

次に、どうしても減ることがなくてふえる一方の扶助費の件で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

ここ8年間で扶助費は、平成元年から見るとおおむね30億円、当初、平成元年の倍ぐらいですね。34億円から36億円ぐらいだったのが64億円ぐらいになって、30億円、倍ぐらいになっている。その中で、扶助費といっても行政努力によって精査をすることによって多少削減ができる部分もあるのではないかなというふうにちょっと感じました。

先日ですか、経済企画庁の発表によりますと、7月から9月までのGDP比は実質で0.7%、年利で2.6%のマイナスだと。4期連続のマイナスだと。先行きが非常に余りよくない、失業率も戦後最高の4.1%とか、4%を超えている状況です。

多分、日野市内でもこういうふうな社会状況、景気の悪い状況だと、生活保護を受ける方がだんだんふえてきているのではないかなと思いますけれども、その辺、福祉保健部長、いかがでしょうか、実態は。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 生活保護者の実態はどうかということでございますけれども、今、御指摘のように、ここ2年ほど特に増加傾向にございます。いろいろと相談内容等を精査分析してみておりますけれども、はっきりとした理由は定かではございませんけれども、高齢社会の進行に伴う高齢世帯や、傷病、障害世帯が増加しておりまして、全体の80.4%を占めております。それから保護の長期化が余儀なくされているところでございます。

加えて長引く不況による有効求人倍率の低下、または完全失業率の高まり等による景気の停滞等々、経済的、社会的要因が大きなものであると、このように考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 再度、部長にお伺いしますけれども、ここ1年ぐらいで三多摩27市の平均と、私たちの日野市の生活保護のアップ率がどの程度アップしているのか、数字で示していただければありがたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 日野市の保護率でございますけれども、ちょっと過去にさかのぼってみますと、昭和50年の7.6%が最高だったわけでございますけれども、平成4年度は3.2%でございました。一貫してずっと下がってきたわけですが、いろいろな理由はあると思いますが、平成5年の半ばから、微増だが上昇に転じてまいりまし

た。平成8年4月現在では3.9%ということでございました。特にこの上昇傾向はここ2年が顕著でございまして、平成9年4月では4.5%、それから平成10年、今年の4月では5.4%というふうになつてまいりました。

ちなみに10年4月現在の被保護世帯を申し上げますと621世帯、被保護の人員でございしますが、894人ということで、ここ2年間で135世帯、人数にしまして246名という増になつてございます。

今、他市の状況はどうかというお話でございしますが、平成9年、昨年の4月期の保護率の指数を100といたしますと、1年間の伸び率は、日野市の場合には比率で120.0%ということになります。区部平均では107.0%、それから市部の平均は104.6%。都全体では106.7%と、こういうことでございますから、ここ一、二年の伸びは確かに大変な急増傾向にあるということが言えると思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今の数字をいただいたんですけれども、区部、三多摩を含めて104.幾つとか106.幾つ、日野市は120ということで、何か非常にこの最近のアップ率は高くなっているような感じを受けたんですけれども、いろいろ基準法令にのっとって負担をし、判定をしているということは、当然そういうふうなことであるとは思いますが、数字だけ今見たときに、この判定する方が、少し、何ていうかな、しっかりと見るのか少し甘く見るのか、その辺の、よくわかりませんが、さじかげんで、ああ、この人が生活保護を受けられるか受けられないのかの判定をしているところの辺に問題があるのかないかわかりませんが、その辺を精査したことはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 生活にお困りで、まず相談に見えるわけでございますけれども、ケースワーカーが輪番でその当日の相談に応じてございます。いろいろな訴え、困窮状況等いろいろ聞くわけでございますけれども、法の制度等をお話しし、どうしても受けたいということであれば、そこで申請をしていただきます。後日、面談をしたケースワーカーとは違うケースワーカーが訪問をいたしまして、また事情等をお伺いし、いろいろ資産の状況であるとか、または他に面倒を見てくれる人がいるかどうか、るる調べたり、そこでわからない場合にはいろいろ調査をさせていただいているのが現状でございます。

そして御案内のとおり、いろいろなことを考えての最低生活の経費を計算するわけですが、そのようなケースワーカーが二度にわたる調査をしまして、それがいわゆる査察指導員、現在は課長補佐が担当しておりますが、ここに文書で回ってまいりますので、その内容の検討、それから審査を行い、さらには課長が提出された書類を総合審査して処遇の適否等を検討した上で最終的に決定をしていると、こういうことです。

いろいろな経過をたどって決定するわけですが、各法令に基づく適正な対応に現在努めているところでございます。いわゆるさじかげんといいますか、そういうことはできない制度になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） できないでしょう。基準でやっているんですからね。できないとは思いますが、要するに保護が長期化しているとか、要するにその調査が十分にでき得ていない部分もあるのかなと単純に疑問を覚えました。厳しい財政状況で、憲法で認められた最低限度の生活を営む権利を有するという部分から言って、当然、国の補助も75%ぐらい来ているわけですが、今回のこの生活保護費は、補正でまた2億円ぐらい出たね。大変困っているからという部分もよくわかりますけれども、その辺の、この生活保護費だけではなくて、いろいろな福祉分野の部分もじっくりと精査をしていただきたい。こんなことは単純なお願いをさせていただきたいと思います。

引き続きまして、前回一般質問させていただきまして、市立病院が平成14年に開院に向けてスタートするんでありますけれども、経営健全化計画というものは、その後、実質的な計画がある程度進んでいるのか、確認をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 病院の経営健全化計画のその後の状況ということでございますけれども、御承知のように新病院建設に向けまして、既に健全化計画を東京都の方に提出をしておるわけですが、ここで実施設計も上がりましたので…。（「そんなことはいいんだよ、もう。その後の計画をつくっているのかということを知っているんだよ。」と呼ぶ者あり）既に提出しております健全化計画を、（「そんなものは作文なんだよ。その後のやつがどうなっているのかと知っているんだよ」と呼ぶ者あり）その実態的に今後の現状に合わせるような形での作業をしておりますけれども、その中ではなかなか新病院になってからの経営について、実績等から試算をいたしますと、大変厳しいものがございます。

そこで、提出してある健全化計画の項目の中身について、既に職員の方と合意を得て実施をしてきているものもごございます。例えば事務の委託、あるいは特殊勤務手当の見直し、そういったことも実施をしてきております。

しかしながら、これからさらに重大なと申しますか、ポイント的な職員数の問題でありますとか、こういった具体的な問題について、これから職員との調整を図り、進めてまいるといような時期でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 占床率を上げて医業収益を上げなくてはいけないということもわかっているんだから、想定占床率の実質そまで行くのかどうかの確認もちゃんとしなくてはいけないし、この前出された職員の100床100人ぐらいの職員数で実質できるのかどうかね。それから、今言ったみたいに委託の問題、いろいろな問題を整理していかなければ、整理ができないうちにスタートしたら大変なことになってしまうよ、これ。本当にしっかりとやってもらいたいんだよね。

僕は、これは私見ですけども、職員の皆さんは自分の金じゃないから関係ないのかなと思うんだよね。自分の家庭に置きかえて、自分のお金だと思ったら、そんないいかげんなことはできないと思うんだよ。金がなくて借金くそだらけで新たな事業をして、その計画がどの程度上がってきてどうだぐらいのことはちゃんとやらなかったら、市民に対して失礼ですよ、これ。市民の血税で運用するんだから。今ここでちゃんとやっておかなかったら、そのツケは私たちの子どもとか私たちの孫にツケが回っていくわけですよ。やはり市の職員もその辺を肝に命じてやっていただきたいんですよ。

ただそういうふうに進めていますとか何しています、現実にもう平成14年にはスタートするんですよ、これ。それで新しい病院でやるいろいろな診療科目は、新たに導入されるものも幾つもあるんですよ。そういうふうな診療科目には、必ず専門の医者とか専門のいろいろな方を配置をしていかななくてはいけない。であれば、300名の定数で埋まらないでしょう、現実的に。その辺、早く整理をしながら方向を出していかななくてはいけない時期だと思うんですよ。要望しておきます。

まちづくり建設部長にお伺いします。厳しい財政状況だからといって、社会的資本整備、いわゆる区画整理や下水道事業はストップさせることはできないと思うんですね。公共下水道は、前の市長は平成10年、ことし100%にするって大きなことを言っていたけれども、とんでもない話です。100%にするとって、平成8年度の下水道事業の予

算を12億円もカットしちゃっている。言っていることとやっていることが違う。しかし今度の馬場市長は、ちゃんと年次を追って、今の財政状況ではできない事業を少し縮小して先送りをして、起債の償還額もまあまあどうにか償還ができる範囲まで落としてきた。これの方がよっぽど市民に対して誠意があると思うんですよ。

そういった意味で、新たな平成11年度の予算組みに当たって、下水道事業の予算はある程度確保できているのかどうか、1点。

それから区画整理事業も、市施行で六つもやっているんですね。しかしながら、お金がないからなかなか進まないと言っているけれども、国だって赤字国債を発行して社会的資本整備や公共事業を進めているんだよ。私は前の市長にも言いましたけれども、新都市建設公社に立てかえてもらっても、ある程度の保留地を売れるぐらいまでの事業を進めなくては、区画整理事業の認可を取った権利者はいろいろと困っているんだよ。相続が発生しても売れなかったり、家をつくりかえようと思っても、今、主管課ではいろいろ整理をしながら、この部分は認めましょうと柔軟に対応していただいていますけれども、法的に網がかかってくるわけですから、法的に網をかけておいて事業を進めていけない、お金がないから待ってくださいでは、これは通らない話なんだね。

その辺、区画整理、下水道、財源確保、それから新都市建設公社の立てかえ金、それから新たな国の補助金、その辺をどういうふうに対応しようとしているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 1点目の下水道事業の11年度の予算について確保できているのかという御質問でございます。下水道事業につきましては、平成13年の完了を20年に延伸をさせていただきました。そういう中で、平成11年度予算につきましては、20年に変更した変更計画に従いまして予算要求をしているところでございます。そういう中で予算の枠を確保していきたいというふうに考えてございます。

2点目の区画整理事業に対します新都市建設公社の立てかえ金等でございますけれども、区画整理事業につきましても下水道事業と同様に、現在の財政状況の中で事業の延伸をさせてきていただいております。そういう中で、市施行6地区の実施計画を策定しているわけでございますけれども、その中で財源的な手当てといたしまして、現在、国の補助金、それから都の補助金、それから保留地処分金ということが主な財源として手当てを行っておるところでございます。御質問の新都市建設公社の立てかえ金につきましては、現在使っていないわけでございますけれども、当初の事業計画に合わせまして、

財源的な不足の部分につきましては新都市建設公社の立てかえ金を使って事業の実施を行っていきたいというふうに思っております。

それから国の補助金、都の補助金の財源が非常に区画整理事業の場合は大きいわけでございますけれども、現在、都市計画道路の3・3・2号線というような大きい都市計画道路が通っております豊田、西平山につきましては、八王子南バイパスとしてのルート承認の要請を建設省の方に行っているところでございます。こういう中で国の補助金、都の補助金を確保していきたいというふうに考えてございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 区画整理事業を進めなければ、なかなか幹線が整備されない部分もありますよね。区画整理事業と下水道事業、お金がないからといって、切りやすいからといって、その部分ばかり切って行って事業がとまっているということがないように工夫をしていただきたい、進めていただきたい。企画部長、いかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（横島英紀君） まちづくり事業として大切な下水道、あるいは区画整理については、非常に市民生活に直結した大事な事業であると認識しております。これから確かに財政状況が厳しいんですが、特別会計は特別会計なりに、やはり財源の確保、それから事業費の見直し、また計画がございますので、その計画に沿った事業展開ができるように、財政といたしましても投資をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） いろいろな分野でいろいろな形でもっともっとお聞きしたいんですけれども、お聞きすれば切りがないぐらい、非常に厳しい状況だと思います。さきの市長の行政報告の中にもありました。11年度における事業計画のうち48事業、おおむね約18億円の財源のめどが立たなくなった、よって実施計画を見直さなくてはならない状況になってしまったと。この厳しい財政状況を認識をしていただきたいというふうな行政報告がありました。まさにそのような状況だと思います。平成10年度ぐらいには予算が組めなくなりますよということは、前市長にも何回も言いました。それが今の状況だと思います。非常に市長として御苦労なさっているのではないかなと推察をします。

しかしながら、今のこの状況は、やっぱり市長を先頭にして乗り切らなくてはならないことも使命であります。乗り切るためにはどうしても、みずから身を削ったり、市民の皆さんに我慢していただいたり、職員の皆さんに我慢をしていただいたり、英知を結

集していただいたり、いろいろな形でこの難局を乗り切らなくてはいけない、その先頭の舵取りを市長がなさっているんだと思います。

そこで市長にお伺いします。現在の日野市の財政状況は、市長は十分わかっていると思います。それを受けて、今、近隣他市の動向を見たときに、市長を初め三役、場合によっては管理職の皆さんに、一定の給与とか期末手当の減額をしているような情報もいっぱい入ってくる。日野市の場合は通し号俸制ですから、管理職の方だけで下げると職員の中で不合理というか、場合によっては管理職の方より余計にもらっている方がいらっしゃるから、管理職だけ減額したら不公平が発するかもしれませんけれども、その辺を踏まえて、みずから身を切るお考えがあるのかどうか、1点お伺いします。

それから2点目が、埼玉県の大田市でしたか、この状況を乗り切るためにはみずからおれ一人で頑張ると、助役をつけないで頑張っている市長さんがいる。そこまで私は言いませんけれども、今、日野市は助役二人制で敷かれています。将来的に助役は一人制に戻すぐらいの気持ちがあるのかどうか、これが1点。

私も、これだけ行政執行部にいろいろ行革を進めなさい、市長も理事者も皆さん一体となって、市民も一体となってこの難局を乗り切ろうというときに、これは私の私見です。私見ですけれども、やはり理事者に対してそれを求めるのであれば、議会もみずから身を切ると。みんなで身を切りながらこの難局を乗り切ろうというふうな意識に立つべき時期だと私は思うんですね。

そういった意味で、先ほどは私は、前の市長さんが何回も指摘をしてもちっとも手を打たなかった。また指摘をすると、行財政改革大綱をつくりました、推進本部をつくりました、推進計画をつくりましたと文書ばかり出てくるんだよ。しかしながら、何も行革が進んでいないんです。

市長にはあえてお伺いしたいと思うんですけれども、これは何年だったかな。平成6年ですね。調布市が行革に乗り出したときに、具体的に平成6年に行政改革指針を打ち出したんです。そのときには、今、市長が行政報告で述べられたように、事業計画ができない事業を104事業廃止をすると、そして職員も3年間で79人減らすと、具体的な数字を出して行政改革に乗り出したんですよ。今は大綱をつくったからいいとか、そんなふうな気持ちで頑張っていますでは、済む時代ではないんです。市長、やはり具体的に数字を出して、年次を追って、この年次にはこのぐらいのものを削減し、こういうふうな形で数字を明確にしながらの行政改革に取り組まなくてはいけないと思うんですね。そこまで踏み込んで市長がやる気があるのかどうか、その3点お伺いします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　小川議員から、行財政の今の日野市の厳しさを踏まえて、歳入は少なくなっている、あるいは歳出の方では固定的な経費がどんどんふえている。こういう中でもっともっとみずから厳しく対応するべきであろうというふうな御質問、あるいは御提言をいただいているわけであります。基本的にはほとんど同じ認識、厳しい認識を、私は日野市の現状、あるいは10年後ぐらいの将来を考えますと、同じように厳しい認識を持っているところであります。

そういう中で、まず1点目のみずから身を切る覚悟はあるかどうかということですが、実は10月の初めに、新しい年度の予算を組むために幹部職員を集めて、こういう方針で予算を組んでほしいというお話をしたわけですが、その最後に、市長及び三役の給与をカットするということも含めて予算繰りをしなければいけない状況であるということは、具体的に申し上げてきたところであります。

さらに、今、議員も御指摘のとおり、この暮れ押し詰まりましてさらに景気の冷え込みが厳しくなり、近隣各市の市長さん、あるいは三役の皆さん、あるところでは管理職の皆さんも含めてですけれども、ボーナスを一部カットするというふうな動きが出てきております。八王子市、立川市、昭島市、調布市、小金井市はもとよりでありますけれども、近隣のほとんどの自治体はそういうふうな動きを今しているところであります。

実は私としても、議会の皆様には、自分の意思としてこういう気持ちを持っているということで、きのう、期末手当をカットしたいというふうな思いはお伝えを申し上げているところであります。できるだけ議会の皆さんと歩調を合わせながらやっていきたいと、このように考えているところであります。

いずれにいたしましても、恐らく来年、再来年あたりがかなりの山になるであろうというふうに思っておりますが、かなりみずからの給与を切り込んでいかないと、行政運営は市民の皆様には納得していただけないのではないかなと、こんな認識は持っているところであります。

それから2点目の、助役二人制についてどう思うかと。他市の助役をつけないで頑張っているという市長さんもいるのではないかというふうなお話であります。

私もまだ2年足らずの市長であります。現状まだまだ勉強をさせていただく部分が多ございますし、あるいは今お話にございます財政の厳しさのゆえに、国や都、あるいは一緒にお仕事をしていただく民間の企業の皆さん、こういったところに市長みずから足を運ぶというふうな回数が非常に多いわけでありまして、そういう意味で、留守を

守っていただく助役さんにはしっかりいていただかなければいけないというふうに思っております。

現状でお二人お願いをしているわけでありますけれども、これは私になって一人ふやしたわけではございませんで、大ベテランの前市長さんも、厳しい中ではあったでしょうけれども、お二人の助役さんをお使いであったということを私は継承しているわけがあります。

ですから、現時点でというお話になりますと、すぐに助役を一人にするとかということとは申し上げられません。もうしばらくこの体制で勉強させていただいたり、あるいは私が外に出るときの補充をやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、将来的には間違いなく助役を一人に戻す、あるいは場合によっては助役をなしでということもあり得るかもしれません。検討する課題ではあるというふうに思っております。

それから、具体的な数値を示した行革のプランニングをやるべきであろうということについては、まさに全く同感でございます。今、内部で行革の会議が開かれる際に、常に声を大きくして、具体的な数値目標を何とかしてつくれということを強く強く、常々言っているところであります。多分、来年の1月ないしは2月ぐらいまでには、まず職員に、これから10年間ぐらいの中でこの部門、この部門、この部門については職員がどのように減っていくのではないかと、トータルではこのぐらいになるのではないかと、またそうしなければやっていけないであろう、まず職員の数の問題。もう一つは職員の退職金も含めた給与の問題。このぐらいにしなければやっていけないのではないかと、この辺のことをまずお示しをする。次に、それを広報等でできるだけわかりやすく市民の皆さんにお訴え申し上げ、今、日野市はここまで努力をしようとしていますという形を取りたいというふうに思っております。そういうところで今、内部に指示を出しているところであります。

いずれにいたしましても、ともかくこれほど景気の状態が悪い状態が長く続くとは、恐らく多くの方も思いではなかったと思いますし、私ももう間もなく上昇するのではないかなというふうに思っておりました。経済企画庁長官の言葉ではありませんけれども、そろそろ底を打って上がっていくのではないかなというふうなところを私も信じたわけでありますけれども、現状はまだまだ厳しくなるというふうなことが予想されます。そういう中で、一生懸命内部努力をさらに引き続き具体的に進めていきたい、このように思う次第であります。

その際、一番やはり問題となりますのは、議員のお話にもございました組合との長い

間のいろいろな関係がございます。こういうものは、やはり公務員としての各法律に守られているという面もございますので、なかなか一遍にどうこうということはできませんけれども、やはり議員御指摘のとおり、市長みずからが身を切っていくという覚悟を示すことによって、その辺の交渉の隘路も切り込むことができるのではないかなと、こんな認識を持っているところであります。ぜひ引き続き御協力をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 期待をして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって1の1、行財政改革についての質問を終わります。

一般質問2の1、多摩平団地建て替えに伴う公営住宅併設についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（清水登志子君） それでは一般質問、多摩平団地建て替えに伴う公営住宅併設についての質問をさせていただきたいと思います。

現在、多摩平団地の建て替えが、多摩平団地自治会、市と公団の三者の話し合いのもとに進められております。この間、住民の考えた間取りが取り入れられる、多くの緑が保存される、新しい家賃減額制度がさかのぼって適用になると、多くの成果が生まれています。こうした成果の中には、他の公団住宅建て替えの中では見られなかった初めての試みも多くあります。

このように住民の声が多く反映された背景には、森田前市長の時代に、現在の居住者1世帯といえども、あるいは1人といえども、身の振り方、あるいは家賃の負担、これらに対して困るということがない状態、これをつくるという立場を日野市が貫き、住民が公団と対等、平等の立場で建て替えについて論議ができる三者協議の場を市が責任を持って設定し、運営してきたことがございます。

馬場市長も、ことし3月の議会で、住民の皆さんの声を通るような形で団地の建て替えができるように努力をしていきたいと、森田前市長の姿勢を引き継いでいく姿勢を示されました。

現在、第1期指定地域の住民に最終的な希望調査、一時賃貸借契約などが行われており、建て替えも正念場を迎えています。住民からは、建て替え後に本当に戻れるのかという不安の声が寄せられています。

そこで、今回の一般質問では、建て替えの進捗状況と公営住宅の併設の問題、このこ

とを取り上げていきたいと思います。

公団の民営化の問題、それからことし公団の家賃制度の改正などがございました。こうした説明会にかなりの時間がかかってしまったこともあって、多摩平団地の建て替えの計画にもおくれが生じております。今、建て替えの進捗状況はどのようになっているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 現在の多摩平団地の建て替えの進捗状況という御質問でございます。

多摩平団地の建て替え事業に対しましては、当初から現在居住されている方が安心して住み続けられる建て替えをとということで取り組んでいるところでございます。多摩平団地自治会、公団、市の三者による話し合い、二者及び三者勉強会を基本として進めているところでございます。

こういたしました勉強会の中で、最近の主な動きといたしましては、ことしの8月に従前居住者、特に高齢者の方々の居住継続の安定に重点を置きました新しい家賃の減額制度が公団から示されております。この新たな制度内容につきましては、年齢、収入等に関して一定条件の世帯が戻り入居をする場合、居住期間中は建て替え後家賃の50％を減額するという内容でございます。これらにつきましては、今後の居住者の高齢化を配慮した内容となっているところでございます。

これらの新制度につきましては、第1期の居住者を対象に説明会が行われているところでございますけれども、公団と自治会双方で個別の相談窓口を設けさせていただきまして、約1カ月、相談会を開いているところでございます。

これらの説明会、相談会を踏まえまして、10月からは第1期居住者の住宅希望調査を行っております。あわせまして、一時使用賃貸借契約の切り換え等の作業も進めているところでございます。一時使用の賃貸借契約につきましては、現在の賃貸借契約の有効期限を移転期限日にそろえまして、スムーズな建て替え工事に着手できるようにするものでございます。

また、10月の三者勉強会におきまして、第1期建て替え事業の工区分けについて発表がございました。工区分けにつきましては、従前の居住者の利便性等を考慮しながら、最終的には居住者の住宅希望調査の結果により、先工区と後工区を決めていくというのが一般的な例でございます。そういう中で、多摩平団地自治会の方から、第1期全体を

先工区として着工すべきとの提案もございました。

これらの提案を踏まえまして、第1期全体について着工するということではなくて、一部を都営住宅用地として第1期の北側部分、多摩平公園の東側部分になりますけれども、これを更地として都営住宅用地として残していくという案が示されております。これにつきましては三者が既に合意されているところでございます。

以上が現在までの主な進捗状況でございますが、建て替えのスケジュールにつきましても、当初どおりの計画で現在進んでいるところでございます。

第1期居住者の方の移転期限日は平成11年3月31日で、戻り入居につきましては平成14年3月の予定となっております。居住者の方々の準備期間が余分に必要という状況がございますれば、そういう状況になった段階で、今までの三者勉強会等のスタンスがございますので、自治会等との協議を十分に行いながら、準備期間等については今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございました。

当初の計画どおりに進んでいるということですが、本来であったら6月から7月にこの希望調査が行われることになっていたというふうに思います。家賃の減額制度の改正があったために10月、11月にそれがずれ込んでいるということもあると思います。そうすると、半年ぐらい心の準備がおくれるということになりますので、また住民にとっても、3月31日が移転の期限ということになると、お正月を挟んで4カ月で移転をしなければいけない。仮移転のそこの整備も、まだ年内40戸ぐらいしかめどが立っていないというふうに思います。そういうことをもろもろ考えますと、かなり急ピッチで移転を迫られる、そういうふうな状況も生まれてきます。今後、三者協議のところで住民の立場を配慮して、ぜひそういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。

多摩平団地には高齢者世帯が大変多く住んでおります。その多くは年金で暮らしを支えています。家賃減額制度ができたとは言っても、家賃の負担が年々重くなっています。ことしの2月に日本共産党が多摩平団地の住民に行ったアンケート調査でも切実な声が寄せられています。御紹介いたしますと、「年金だけが頼りで、現在でも生活が大変。」「年金だけの生活なので、家賃を払ったら食事がやっとなです。外出も病気治療もできなくなります。」「今の世の中は不安だらけで老後が心配です。家賃が安ければ住み続けたい。」「上京以来40年近く住宅のことで悩んでまいりました。人間らしい家に住むことが、

今、一番の願いです。」本当に切実な声だと思います。公団住宅ができたときにこの日野市に移り住んで、長年この多摩平団地で暮らしていらした方たちの、本当の声だと思います。近くに親戚もなく、地域の結びつきだけが頼り、そういう例も珍しくありません。こうした立場の方たちが建て替え後も住み続けられるかどうか、ここにみんなが入れるだけの公営住宅が用意されるかどうか、この点にかかってきているのではないのでしょうか。

公団は、この多摩平団地の建て替え事業計画概要の中で、この基本方針の中で、「第1期の区域内に公営住宅の建設用地を確保し、公営住宅の併設について関係機関との協議を進めます。あわせて特定目的借り上げ公共賃貸住宅の供給について関係機関と協力して進めます。」と述べています。これまでの建て替えの三者協議の中でも、公営住宅は第1期の人たちが戻って入れるように建設を進める、そういう方向で話し合いが進んでいます。そこで、次の2点について質問をしたいと思います。

まず第1点、第1期指定地域の住民の最終的な希望調査で、公営住宅、公団戻り入居、第四団地への移転など、それぞれどのような割合で希望が出されたのでしょうか。

市営、都営住宅の建設計画の進捗状況、またその予定戸数はどのぐらいを想定されるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 1点目の公営住宅の希望者ということでございます。これにつきましては先日、11月30日の三者勉強会の中で、公団より住宅希望調査につきましては中間報告をいただいております。第1期全体で198世帯が希望調査の対象ということになってございます。そのうち147世帯、約74%の方々から回答をいただいております。

その内訳といたしましては、戻り住宅の希望をされている方が114世帯でございます。それから第四団地の移転希望の方が17世帯、それから公営住宅の希望が41世帯、それから本移転希望の方が16世帯、それから他の都営住宅に希望をされている方が7世帯でございます。

これらを合計しますと195世帯ということになってございます。したがって、回答数につきましては複数回答になってございます。したがって、全体数と回答数の合計とは一致していないということになります。公営住宅の希望の方と、それから戻り住宅等の回答が複数回答になっているということでございます。

それから現在、公営住宅希望者につきましては、現段階では41世帯の方々が希望され

ているということでございます。ただ、先ほどお話しさせていただきましたように複数回答の部分がございますので、数としてはまだ、最終的な数字の確定は今後ということになってございます。これらの希望調査につきましては、これから都営住宅等の併設、それから市の特目住宅等の資料として、今後公団、それから東京都と話を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから2点目の都営住宅建設計画等の進捗ということでございます。都営住宅の併設につきましては、住宅公団が窓口でございますけれども、東京都の計画部門の方と協議を重ねてきているところでございます。また、先日の三者勉強会の中でも、自治会の提案ということで、都営住宅の併設のための自治会の代表、それから東京都、市、公団の四者による話し合いのテーブルづくりを提案されております。これにつきましては、三者で今後そのような方向で進めていきたいということで合意されているところでございます。

ただ、このことにつきましては、現在、東京都の意向を確認していない状況でございますので、これまでの多摩平団地自治会、公団、市等の三者による話し合いの経過等を説明しながら、公団と一緒に東京都の方に要請をしていきたいというふうに考えております。

そういう中で、今後は四者による話し合いのテーブルづくりを行いまして、都営住宅の併設のお願い、それから希望調査の結果を踏まえました都営住宅、特目住宅等の戸数、それから供給方式の検討などを段階を経ながら話し合いを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 市営住宅については、計画の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 市営住宅につきましては、今回、公団の建て替え事業に伴います公営住宅につきましては、都営住宅の併設がまず第1点でございます。それに合わせまして、都営住宅の併設を前提に、市の特目、市営住宅ということでございます。そういう中で、現在希望調査では41名の方が希望されておりますけれども、これらの数字について、まだ確定している状況ではございませんので、これらを踏まえながら、都営住宅の併設と合わせまして今後検討していきたいというふうに考えており

ます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 市営住宅は、この間、三者協議の中で借り上げ方式で検討を進めていきたいというふうな方向が出されているかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 都営住宅につきましても、現在、東京都の方は都営住宅の併設ということで、直接の建設方式ということで行っているわけですが、自治会の方としては都営住宅の借り上げをお願いしたいというのが自治会の意向でございます。したがって、都営住宅の方については借り上げということでございますけれども、市の市営住宅といいますか、特目住宅にかかわる部分につきましては、これは当初から借り上げで行うということになっております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 今回の希望調査の中で公営住宅を申し込む、そういう方たちは、こういう「公営住宅希望調査書」というのをいただきまして、収入調査、収入基準まで説明を受けて申し込みをされているんです。前回の希望調査と違って、今回は自分の収入に照らして入れるかどうか、そうしたことで見極めて申し込みをされているんですね。そこまでして申し込みをされているという、そういう申し込みの希望調査です。申し込まれた方は、当然自分が戻るときには公営住宅はできるものだ。確かにそうは書かれていないんですけれども、当然そういうふうに思うのが当たり前だというふうに思うんです。市としても、この方たちの戻り入居が始まったときには、きちんと市営なり都営なりに入れるように準備を進めていくという大きな責任があるというふうに思います。

特に、この公営住宅を希望された方の中を見ますと、60歳を越える人がほとんどなんです。多くの方が高齢者なんです。先ほど切実な声が寄せられた年金暮らしの方たち、こういう方たちがこの公営住宅の希望をされているんです。しかも収入の基準も調査されて、その上で申し込まれている。その、この41という数字の重さというのをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

次に、東京都の状況をちょっと見てみたいと思います。東京都は財政健全化計画の中で公営住宅についての考え方を、「都における住宅総数が世帯数を上回っているなど、

量的には充足された状況にあると言える。また、民間賃貸住宅の家賃や分譲住宅の価格が低下傾向にあるなど、バブル期に生じた特別な状況は終息してきている。」と述べているんです。そして新たな施策の展開の方向として、「地域に密着した公的住宅の供給を進めるための区市町村による積極的な対応の促進、新規については高齢者向け住宅など、都の施策と連動した供給に特化する。」と述べているんです。つまり、低所得者向けのいわゆる都営住宅は今度は区市町村でやってもらいたい、都は高齢者住宅などに限って建設をしていくという方向を打ち出しているんです。実際、1997年度には1,200戸あった新規の都営住宅の建設戸数が、1998年度には700戸に、1999年度の予算要望ではたったの400戸に減っているんです。

多摩平団地の建て替えの中で都営住宅を併設する、このことは待っていればできるという状況にない、このことはおわかりいただけるのではないかと思います。こうした厳しい状況の中で、他市とも競り勝って多摩平団地に都営住宅を建てていただくには、市が公団から都営住宅の併設に関してかなり有利な条件を引き出していく、そういうことが必要ではないでしょうか。まずこのことに市が責任を持って力を尽くしていただきたい。

そして万一、都営併設が第1期指定地域の皆さんが戻り入居する時期に間に合わない場合、市の借り上げ住宅をふやして公営住宅希望者全員を受け入れるということもしなければならぬのではないのでしょうか。都営住宅の併設に向けて今後の取り組み、先ほどお伺いしましたが、まだまだ今の状況で、この進みぐあいで十分とは言えません。万が一都営住宅が間に合わなかった場合には市営住宅で受け入れる、こうした対応も取れるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 今回の建て替え事業につきましては、あくまでも公団の建物の建て替え事業でございます。そういう中で高齢者の方々に配慮すると、現在住まわれている方がちゃんと元の多摩平団地に住むことができるというようなところで、都営住宅の併設もしくは市営住宅の借り上げということがあるわけでございます。

そういう中で、地元の自治会といたしましては都営住宅の併設ではなくて、都営住宅の借り上げをしてほしいというのが自治会としての考え方でございます。そういう中で、現在、第1期の中に都営住宅の建設用地は既に確保してございます。したがって、公団としてもそういう中で用地の手当て等をしてございます。それらを踏まえまして、今後東京都の方に要請をさせていただきたいというふうに思っています。基本的には、

現在お住まいになっている居住者の方々の御希望に沿うように実現できるように、そのような方向で市といたしましても努力をしていきたいというふうに考えております。

公営住宅希望者につきましては、現段階ではまだ確定はしていないわけですが、先ほどお話しさせていただきましたように、41名の方が確かに公営住宅ということで申し込みをされているわけですが、その中でも公団に戻り入居したい方と、それから非常に複雑な状況の中で、確かに御質問にありましたように、収入基準を前提にして申し込みをされているわけですが、どちらにも行かれる、公団の方にも行かれるんだけれども公営の方にも行かれるという状況の中で、非常に居住者の方々は迷っていらっしゃるという状況がございます。したがって、公営住宅を希望される方々につきましては、先ほど言いましたように居住者の御希望に沿うよう、実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 公営住宅と公団住宅と迷っていらっしゃる方がいらっしゃるというお話です。これは確かに減額制度ができたことで、今までよりもかなり家賃が下がって、高齢者の場合には確かに今と同じ家賃で、もしくはもう少し下がった形で、今と同じような間取り、もしくはもう少し広い間取りに住めるような、そんな条件が出てきたということは大きく評価したいというふうに思います。

それでも、そうした家賃は4万円前後です。4万円から5万円です。そうしたお家賃では払い切れないという方も確かにいらっしゃるんです。だからこそ都営住宅、公営住宅が必要なのではないのでしょうか。そうした自分の収入と条件を見て、今回の公営住宅希望調査、行っているのです。多くの方が移動するというふうには思えないんです。だから、この41という数字、重く、もっと重く受けとめていただきたいというふうに思います。都内でも有数の多摩平団地の建て替え、住民を1人も泣かすことがなく達成できるのかどうか、今まさに正念場を迎えているのではないのでしょうか。

都営の併設の問題は大変厳しい状況です。その中で、市が本気で市民の立場を貫いて公団交渉に臨めば、必ず活路は開けるはずだと思います。ぜひ住民の期待にこたえていただきたいというふうに思いますが、この公団から都営併設に向けてより有利な条件を引き出せるのかどうか。それをぜひやっていただきたいというふうに思いますし、万一都営が間に合わない、そういう場合には市で受け入れることを対応してほしい、そのように思うのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 多摩平団地の建て替えに伴う公営住宅の併設ということで、清水議員からの要望を踏まえた質問をいただいているわけであります。

前市長のお力も大変大きなものがございまして、おかげさまでここまで来たということとは間違いなく言えるわけでありますが、私もその前市長のよいところは非常に多く受け継ぎまして、少しでもよりプラスアルファができるように、この多摩平団地の建て替えについては努力をしてきたつもりであります。

例えば、住民の皆さんが当初非常に公団に対して不安感といいますか、恐怖感といいますか、そういうものをお持ちであったものを、情報を思い切ってオープンにしてチャンネルを太くした、あるいは住民の皆さんの安心感を涵養したという面では、かなり私も努力をしてきたつもりでありますし、さらには公団の幹部の皆さんとのパイプをより太くして、できるだけ住民の声をじかにお伝え申し上げるという機会もたくさん持ってきたつもりであります。そういう中で、おかげさまでようやく個々の新しい契約が進んでくるという段階まで来たわけでございます。

そういう中で、議員の御指摘のとおり、まだまだ住民サイドに立って物申すべき部分はあるかというふうに思います。高齢者が非常に多い、年金生活者が多いという中で、戻り入居等について不安がないように一生懸命努力をするということは、これは市長としての責務であるというふうに考えております。よりよい方向を探りつつ、引き続き議員御指摘のとおり頑張っていきたいというふうに思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 公団はこれまで都営を併設していただくときに、東京都と実勢価格で交渉しているんです。土地を更地に残して用意しているんだと、そういうお話もありましたが、これを今の状況で実勢価格で買い上げていただく、こういう条件で交渉が成立するのかどうか。大変難しいのではないかというふうに思います。日野市の場合は公団との太いパイプもでき上がっているということですし、ぜひ経営感覚を生かして、都営住宅併設ができるように全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

また、開発に伴う協力金、これが出ますが、今170戸の増が出るということで、単純に159万円掛けても2億7,030万円、仮に半分以上の100万円としても1億7,000万円。これだけの予算がありますと、20年間の41戸の人たちに借り上げ住宅を保障することでも十分にできる、そういうお金も実際に生まれてくる。そういう状況の中で市がどこまでやれるか、それはもう市にかかっているのではないかというふうに思います。今回の第1期の建て替えが本当にうまく進むかどうか、これは市の選択一つに任されている

る、そういうふうに思いますので、ぜひ全力で取り組んでいただきたいというふうに要望して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の1、多摩平団地の建て替えに伴う公営住宅併設についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後12時02分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の2、日野市のごみ問題についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

○2番（清水登志子君） では、2問目の質問をしていきたいというふうに思います。

馬場市長は9月の議会で、2年後をめどにボックスの廃止をする方向で検討を進めていることを表明されました。ごみリサイクル特別委員会では、ボックスを廃止し、戸別収集、有料化に踏み切った青梅市などを参考にしながら検討が進められているところであると説明がありました。そこで今回の一般質問では、有料化の問題を中心に日野市のごみ問題について質問をしていきたいというふうに思います。

まず、全国に先駆けて有料化を行った伊達市の例を見てみたいと思います。伊達市では1989年、ごみ収集の有料化を行いました。中間処理施設の設置に伴って新たに生じる経常経費をごみ処理手数料として負担していただくということで、負担料は経常経費をごみ量で割り返すという方法で算出しており、可燃、不燃とも20リットルのごみ袋が30円、40リットルのごみ袋が60円という設定になっています。1989年の有料化後、ごみ量は確かに減りましたが、翌年をピークにしてその後は再び増加に転じています。1997年に資源物の分別回収を始めて、再度今、減量をしているという状況です。

他の自治体でも、ごみ有料化は一時的にはごみ減量に効果がありますが、その効果は2年から、長くても5年程度しか続いていません。どこでも再びごみは増加を始めています。つまり、ごみ有料化というのは減量の決め手にはならないと言えるのではないのでしょうか。

さらに、ごみ有料化にはさまざまな問題点があります。まず負担の公平性の問題です。

ごみは基本的な生活に伴って排出されるものですから、その量は収入には余り関係がありません。収入に関係なく一定の負担額を徴収されるということになれば、収入の少ない人ほど負担が大きくなります。消費税と同様、逆進性の強い不公平なやり方と言えます。

高齢者などが受ける影響も深刻です。ごみは高齢者の世帯でも必ずしも少ないとは言えないからです。例えばひとり暮らしの高齢者の場合、栄養のバランスの取れた食事をしようと思って、例えば煮物をつくろうとしたりすると、少しの量ではおいしくできませんから、結局何回も食べ続けなければいけないほどたくさんつくり過ぎてしまうとか、余らせてしまうということになります。むしろスーパーなどでできているお惣菜を買ってきた方がいいという場合もあります。

特に男性の高齢者の場合には、食事をつくるのが苦手で、お弁当を買ってバランスのよい食事をкаろうじて保っているという例も珍しくありません。こうして出るとたくさんのごみをヘルパーが来た日に一気に片づけてもらうという高齢者も大変多いのです。

また、寝たきりの方を介護している、こういう家庭では、おむつを初め多くのごみを出さざるを得ない状態にあります。

青梅市では事業系のごみが家庭ごみの3倍と割高に設定されましたが、中小業者、小売店の負担は大変大きく、悲鳴が上がっています。ごみ有料化は、こうした社会的な弱者を直撃することになります。

さらに袋収集有料化の場合、使い捨て商品などごみになるものをつくっている製造者、例えばトレイなどごみになるものをつけて売る販売者、こうした人は1円も負担をしなくて済むという点です。市民は税金という形で処理費を負担させられ、さらにごみ収集の手数料まで取られるのに、ごみをつくったり買わせる側は何の負担もしない。こんな不公平さは、市民には到底納得できるものではないと思います。

さらに、ごみの発生の抑制を行わないで排出だけを制限しようとするれば、必ず不法投棄や自家焼却が行われます。小型の焼却炉が発するダイオキシンは、今、大きな環境問題を引き起こしています。

それでは、ごみの有料化についてお伺いしたいと思います。

1点目は、有料化はごみ減量にどのように効果があるとお考えになっているのか。

2点目は、どのように有料化で出てくる負担から社会的な弱者を救済するのか。

3点目は、ごみ有料化の公平性についてどのようにお考えになるのか。

4点目は、ごみの有料化に伴う不法投棄、自家焼却をどのように防止されていくのか。

以上の4点について御回答をお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） ごみの有料化についての御質問の中に、4点ほどさらに御質問をいただきました。

1番目の有料化はごみの減量にどのような効果があるかという御質問でございます。現在、廃棄物処理に関して日野市の置かれている状況は非常に厳しいものがあります。資源化をとりましても、多摩地区のワーストワンという大変不名誉なことで、責任を重く感じております。現在、このような状況を解決するため、ごみ減量リサイクルを進める上で、ダストボックスの廃止などを含めた大きな改革を2年後を目途に検討している最中でございますが、御質問のごみの有料化も視野の一つに入っております。

青梅市がこの10月からボックスを撤去し、有料化に踏み切りましたが、その第一のねらいはごみの減量化を願ってのことであり、あわせて排出者への負担を排出量によって公平化させたいという意向から行ったものと聞いております。

先月の27日に、当市の可燃業者とリサイクル課長を初め何人かの者が青梅市へ行って、実際に収集車の後へついて戸別収集の体験をしてきました。そのときのビデオを見ますと、驚くほど各家庭から排出されるごみの量が減っているのがわかりますし、青梅市指定の有料袋でほとんどの市民がルールを守って出しているのがわかります。今のところ青梅市では期待以上の効果が上がっていると思われます。

ごみの有料化についてはごみ減量化の一つの方法であり、全国の先進例なども参考に十分検討し、考えていきたいと思っております。

続きまして、2番目のどのように社会的弱者を救済するかという御質問でございます。ごみ有料化については、今お答えしたとおり、もし仮にごみの有料化に着手するようになれば、当然のこととして社会的弱者にある方々への配慮は十分しなければいけないと考えております。その方法などについては検討させていただきたいと思えます。

3番目のごみ有料化の公平についてどのように考えるかという御質問でございます。御指摘のとおり、容器包装リサイクル法ではペットやトレイなどの製造者や販売店にはそれらの処理責任はありませんが、このことは国政レベルの問題でありますし、日野市としてできることをこれから検討していきたいと考えております。

4番目のごみの有料化に伴う不法投棄、自家焼却をどのように防止するかという御質問でございます。不法投棄については、青梅市の例ばかりでまことに申しわけありませんが、青梅市ではほとんど問題になっていないというふうに聞いております。しかし、

御指摘のようなことも考えられますので、その対策は今後検討していきたいと思っております。自家焼却については法律的に禁止はできないこともあり、今後、実態把握なども含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○２番（清水登志子君） 有料化が減量に効果を上げるということですが、では、なぜ有料化をした自治体でペナルティーにもかかわらずごみが増加に転じてしまうのか、検証していきたいというふうに思います。

1987年に京都市の清掃局が行った家庭ごみの調査がございます。この調査によると、家庭から出るごみの容積比42%が紙類、29%がプラスチック類、12%が厨芥です。

家庭ごみのおよそ71%を占める紙とプラスチック、これについて見てみたいのですが、紙類の60%、プラスチックは94%が容器と包材です。商品の箱や包装紙、カップやトレイなどがその半分以上を占めている。つまり紙とプラスチックのほとんどすべてに近いその量が包材でできている。

その容器と包材の内訳をさらに見てみたいのですが、食料用のバック、トレイが30%、スーパーのレジ袋など手提げの袋が15%、食料品の包装に使われているプラスチックの袋、これが10%です。その他の袋類で13%、およそ70%近いものが食料品を購入するときに付随して出てきています。食べ物というのは節約できるものではございませんから、これを見ても、いかに多くのごみを市民が強制的に買わされているのか、そういう構造になっているか、それがわかると思います。

家庭ごみの用途別の組成分析を見ると、商品は10%、使い捨て商品は3.3%、容器・包装材が56.2%、商品のチラシなどPR用に使われたものが2.3%、合計71.8%が商品とそれに付随するものです。

さらにこの容器と包材、どこでつくられるか、それを見ると、製造過程で50%、販売過程で47%です。つまり商品ができて上がる、その過程でほとんどすべての容器・包材がつけられてしまう、そういう仕組みになっているんです。私たちが生活に必要なものを買うときに強制的に多くのごみを買わされる、そういう構造ができている。いわばごみの商品化が今のごみの大量発生の本根にあることがわかります。この発生源に手をつけないで、ごみになってからどうやって減らすか、これでは根本的な解決は図れないのではないのでしょうか。

次に、減免制度について見てみたいのですが、多くの自治体では無料で袋を配布する

という形で減免を行っています。しかし、ごみがどれぐらい出るかというのは、例えば介護をしているのかどうか、食事をお弁当に頼っているかどうか、人それぞれによって大きく幅があります。それを必要量に応じて袋の数を算出するということは、実際には不可能ではないでしょうか。ましてやそれを必要な方にお届けするということはもっと困難です。結局足りない方、取りに來れない方は自分で負担していただくしかない、救済されないということになりかねません。

小型の焼却炉については、立川市で「立川の自区内処理を目指す立川市民の会」が行った実態調査の結果があります。この調査は1997年10月から1998年1月に、立川市内の事業所に配置されている小型焼却炉がどのぐらいあるのかを、実際に市民が市内を回って調べたものです。この結果、立川市内には278基の小型焼却炉が確認されました。その1割はドラム缶や周りを鉄板で囲っただけの野焼きの状態です。その事業所の内訳を見ると、建設関係が40.3%、販売店や飲食店が10.1%、公共施設が9.4%となっています。学校など市の施設では既に焼却炉の使用が中止されておりましたので、この数には含まれておりません。また、建設関係や公共施設の小型焼却炉の保有割合が大変高いということも、この報告で出されています。この調査では一般の家庭の小型焼却炉までは数えておりませんので、これを含めると相当な数の小型焼却炉があると推定されます。

この全くと言っていいほどダイオキシン対策が取られていないこの小型焼却炉で、多くのごみが毎日燃やされている。このことを考えると、環境に与える影響は大変深刻だと思います。278基の焼却炉、立川市内でどのような割合になるのか、地図に落とした図がここにございます。立川市内で278基、それを地図に落とすとこんな数になるんですね。一概に立川市の結果を日野市に当てはめるということは確かにできませんけれども、日野市内でもかなりの数の焼却炉が使用されていて、そこから多くのダイオキシンが発生している、そういう状態を予想することはできます。

もし有料化が行われれば、この数はさらにふえることになるのではないのでしょうか。現在でも、今、市ではこの小型焼却炉の利用者を把握し、指導監督するということではできておりません。実態の数すら把握できていないんです。この数をさらにふやす、そうした方策を取るべきではないと思います。

ごみの質がプラスチックが多くなって、本当に市民が安全に処理することができない今のごみ、市が責任を持って全量を回収して無害化処理をしなければなりません。その際には、不法投棄や自家焼却を招く有料化というのは大きな障害になります。見方を変えると、市民が安全に暮らせる環境を維持する、こういう目的のためには、市民だれも

が適切な処理ルートにすべてのごみを乗せられるようなシステムをつくり上げる責任が日野市にはあるのではないのでしょうか。お金がないから不法に処理しなければならない、こういうシステムであってはならないと思います。だからこそ多くの自治体で、ごみ処理というのは行政が責任を持って行い、無料で行ってきた、そういう歴史があるのではないのでしょうか。

行政として、今後この収集方法、ボックスの廃止、有料化について市民の審議会に判断を委ねていくことになるかというふうに思いますが、その際には、ごみ処理経費がなぜこれまで無料として扱われてきているのか、有料化した場合の問題点はどこにあるのか、そうした情報を正確に伝えていく必要があると思いますが、その点はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） ごみの有料化と申しますのは、まだ仮定の話でございます。ダストボックス廃止その他の件にいたしましては、いずれにしても市民の皆さんの御協力をいただくことが第一でございますので、きめの細かい、何十回、何百回に及ぶ説明会の中で丁寧に、おっしゃるように丁寧に説明して御理解を得たいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 審議会で審議にかける際、どうしても行政側の問題点というか、行政の取り組む上での問題点というのは、今お話ししたように、なかなか市民サイドのごみ問題で交わされている話の中では見えにくい問題があるというふうに思います。なぜごみ処理を市が責任を持って無料で行わなければいけないのか、そうした判断はなかなか市民の方には難しいものではないかというふうに思います。だからこそ、有料化にとってはマイナスな要素にはなりますが、そうしたマイナス部分の情報も審議会等にきちんと伝えていくことが必要ではないかというふうに思います。そうした対応をぜひ取っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 今、検討している最中でございまして、有料化というのは一つの視野に入れた問題でございます。もちろん、ごみを減量したいという気持ちからの発想でございます。青梅市でもそのようなふうに、先ほどお答えしたとおりでございます。そんな中で当然、今おっしゃったように弱者の方、いろいろなことで負の面

もでございます。そういったことも頭に入れながら、審議会等、今おっしゃったような中で正確な資料を整えて説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） では次に、日野市のごみの量の推移を見ていきたいというふうに思います。

日野市のごみの量は、1980年ごろまでは人口の伸びと並行していますが、1983年ごろから人口の伸び以上にごみの方が増加を始めます。特にプラスチックと事業系のごみの増加が著しく、これが最終処分場の埋め立てに拍車をかけることになりました。

1991年以降、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が最終処分場の延命のために各自治体に搬入量の削減を求め、搬入量の配分をしてきました。処分場の污水漏れによる地下水汚染の疑いも発覚し、市民の処分場の安全調査を求める地元住民の反対運動が起き、日野市民の間にもごみ問題への関心が高まりました。この時期、リサイクル条例の制定、資源物回収ステーションの導入、リサイクルショップ「回転市場」の開設など、さまざまな施策が講じられ、ごみ量は横ばいに転じました。しかし、しばらくして第二処分場の候補地が確定し、処分場の問題の危機感が薄れ、市民の関心もまた低くなると、ごみ量はまた徐々に増加に転じています。そして現在に至っているんです。

つまり、この経過を見てみると、ごみ量の推移には市民の意識と回収システムが大きく影響しているということがわかんと思います。また、社会のごみになるものをどれぐらいつくるか、その元がどういうふうになっているか、そのことも大きく影響しているのではないかというふうに思います。

日野市のごみの組成の分析を見てみると、可燃ごみの組成は50％が紙、5.3％が布、15.4％は生ごみ、13.7％がプラスチック、6.8％が金属となっています。紙と布はほとんどが資源化できますし、本来不燃ごみのボックスに入れるべきプラスチックや金属を除くと、残りの可燃ごみは25％程度に減らすことができます。不燃ごみは25.1％がプラスチック、26.4％が鉄、4.4％が非鉄、25.2％はガラス、6.8％が紙。鉄やアルミは処理施設で回収をされておりますが、ここにガラスをきちんと分別をすれば、やはり不燃のごみも半減させることができます。

どうしたらこれを資源化することができるのか、三多摩のほかの自治体の取り組みを見てみたいと思います。資源化率がいいところ、奥多摩町29.0％、調布市が25.1％、小金井市が19.2％。この三つの自治体はどれも紙や瓶などの資源を可燃、不燃ごみと同じ

場所毎週回収しています。一方、資源化率の低いところ、多摩市6.7%、日野市7.6%、町田市8.0%。ここで共通しているのは、資源回収の拠点が大変少ないこと、回収の回数も少ないことです。これを見ると、資源化率を高めるポイントというのは、市民が出しやすいところで、ごみ回収の場所でも資源を毎週集める、そういう点にあるのではないのでしょうか。

日野市では現在、浅川以北の瓶回収が、この資源化率のよいところと同じようなシステムで回収されています。資源物回収ステーションのみで回収していたときと比べてどのくらいふえているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 資源物回収ステーションのみで回収しているときと比べてどのくらいふえたかという御質問でございます。今までステーションのみの時点では、月35トンでございます。わき瓶の回収を始めてから、わき瓶だけで45トンでございます。合計で月80トン。これは平均でございますが、以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 今、浅川以北で月45トンの瓶が出されるようになりました。これは日野市内で資源物回収ステーションで集めたよりも10トンも多い、そういう数字になっています。これから浅川以南の場所で1月から同じような方式で瓶の回収が始まります。こうなると、ステーション回収していた当時と比べて3倍以上の瓶が集まるようになるのではないのでしょうか。

このことを見ても、たとえ有料化というペナルティーを課さなくても、回収ボックスの常設という出しやすさの工夫、意識を向けさせる工夫、こうした工夫次第で資源の回収率を上げることができる。日野市民はそれにこたえるだけの資質を持っている、そのことが証明されているのではないのでしょうか。

今後、紙や布、缶などにもこの方式を当てはめて、ごみの回収の回数を減らして、逆に資源の回収場所、それから回収回数をふやしていけば、資源化率を上げてごみ処理のコストを削減するということが可能になると思います。

焼却されるごみそのものが減っていけば、当然焼却炉も大きなものを必要としなくなります。今後の焼却炉の買いかえの際にも、高額な溶融炉や大型の焼却炉も必要なくなります。処理施設そのものが安く上がれば、莫大な経費を節約することができます。今、日野市が取り組むべきことは、有料化で強制的に一時的にごみを減量することではありません。だれもが取り組めるシステムづくりを進めることではないかと思います。

資源化の向上、再生品の利用普及にも力を入れていかなければいけないと思います。
資源化の向上や再生品の利用普及、システムの改善など、今後どのような方向で行って
いかれるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 今、議員さんのお話のとおりでございます。日野市と
いたしましてはそれにさらにプラスして、ごみの有料化も検討の中に入れているという
ことでございます。システムづくりについては、今お話にあったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 武蔵村山市でも同じように戸別収集を始めていますが、武蔵
村山市の場合は指定袋も使っていませんし、その袋も有料化していません。有料化を行
わなくても、指定袋を使わなくても、戸別収集に切りかえて資源回収の工夫を行って、
職員が市民の中に入って市民の力に依拠して進めていこうとすれば、青梅市と同じよう
な効果を上げることができるんです。たとえ有料化をしなくても、同じような効果がで
きる。しかも有料化にはさまざまな問題点がある。どちらを取るべきか、市の判断が求
められているのではないのでしょうか。今、日野市が本当に行わなければいけないのは、
市民の力に依拠してそこに力を注いでいく、その協力を求めることにこそ話を向けるべ
きであって、力で抑え込んでいくような、そういう発想そのものは切りかえなければい
けないのではないのでしょうか。

次に、事業系のごみについて考えてみたいと思います。ごみ量の増加には事業系のご
みの増加が大きく影響していますが、事業系のごみがなぜ減らないのか、ここに絞って
考えていかなければいけないと思います。

事業系のごみが減らないその理由は、事業者が資源回収のルートを持っていないから
ではないでしょうか。事業者は市民のように資源物回収ステーションに資源物を出すこ
とはできません。事業所にある程度ためて、資源回収業者を頼み、あるときはお金を払っ
て引き取ってもらう、こういうことをやっています。この手間と場所と経費を考えると、
燃やしてしまいたい、そういう結論に至るのももっともではないのでしょうか。事業系
のごみを減らすには、まずごみとして出されている資源をどうやって資源回収のルートに
乗せることができるか、そういうルートをつくることができるか、そこを考えなければ
いけないと思います。

小さな事業所で出されるそうした資源、少量の資源であれば資源物回収ステーション

で受け入れる、そうした便宜を図ることも必要ではないでしょうか。商店街など既に組織されている、そういう場所では、この組織を生かした形で資源をまとめてもらい回収ルートに乗せる。こうしたいろいろな工夫を日野市が、他の自治体の取り組みや市内でのあらゆる優れた取り組みを紹介しつつ、イニシアチブを発揮して事業系ごみの資源化に取り組むべきだと思います。

では、日野市では事業系ごみの減量が進まないこの原因についてどのようにお考えになっているのか。事業者の組織や資源化ルートづくりをどのように進められていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 事業系のごみの処理は、事業者の責任で処理することが義務づけられております。日野市においては、少量の排出に関して市で引き受けております。1日10キロ以上の場合、既に平成5年より有料化が実施されており、事業者にご負担をいただいております。

事業者の出す資源については、各市とも対策に苦慮しているところでありまして、その施策はまちまちであります。一口に事業者と申しまして、大手の企業から町の商店、学校などの官公庁まで、一般家庭以外はすべてくくられております。大きい会社などは独自に回収ルートを持って処理できますが、事業者責任と申しまして、独自では処理できない事業所もあるわけで、市が何らかの援助をする必要があると思われます。

近隣市の例を一つ挙げますと、商工会を通じて町内会をつくっていただき、その会で事業者から出る資源物をまとめて回収業者に引き渡す方法を取っております。市は町内会をつくるのみに多少の経費を負担して協力しているものというものです。当市は審議会の答申を踏まえ、実情に合った結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ぜひ、今、本当に意識はあっても資源化するルートがなく燃やさざるを得ない、そうした事業者がぜひ資源回収に協力できるような、しかも負担が少ないような形で協力ができるような仕組みづくりを大きく進めていただきたいというふうに思います。

最後に、市長は6月の議会で、いろいろな角度から分別やリサイクル、市民、企業努力が尽くされていないから、現時点では有料化は考えていないのだという趣旨の答弁をされています。今回の質問では、ごみの有料化が、質的に変わってきたごみを無害化し

て市民に安全な環境を保障するという自治体としての責任をどう果たすのか、こうした行政の姿勢が根本から問われる問題点を含んでいることも明らかにいたしました。私は、ごみの問題は発生抑制、市民の意識向上、システムの拡充によって解決していくべきもので、基本的に無料にするべきであると考えます。そして方向としては、行政が市民の力を信じ、そこに依拠することにこそ解決の道があるというふうに思いますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） ごみの有料化を想定された質問でございます。部長が再三お答えを申しあげましたように、まだ私どもの日野市では、9月の議会で2年後を目途にボックスを廃止をいたしますということは申しあげましたが、有料化をするという方針を、今持っているわけではございません。そのことをまず初めに申しあげておきたいと思います。

ですが、今、議員も御指摘のとおり、ごみは何とかして今よりも減らしていかなければいけないということでございます。処分場の量の問題もございます。あるいはごみ処理するための費用の問題もございます。事業者への指導、いろいろな問題もございしますが、基本的には何とか今とは違った形で、もっとごみが少なくなるような方式を考えていかなければいけないというふうに思うわけで、そういう中で、私どもの方ではボックスをとりあえずやめますよということをまず徹底をし、しからば、そのかわりどういう形の回収システムがつくり得るかということを、今、鋭意内部でも検討をし、そしてまたできるだけ、地元といいますか、各自治会等にも出向いていって皆さんの御意見も伺いながら、今は一生懸命勉強をしているところであります。

そういう中には、今、議論にもございました青梅市のような先進的な自治体のありようも勉強しているという最中でございまして、現状ではどのような形で私どもの日野市のボックス廃止のときの対応ができ上がってくるのか、何とも申し上げられないところでございますが、確かに有料化ということも一つの選択肢の中には入っているとは思いますが。現状では、まだ私はその有料化ということまでは踏み込まない気持ちでおりますけれども、しかし、これからの将来の費用負担というようなことを考えますと、午前中の質疑の中でもございましたように、これからの私どもの日野市の財政の苦しさということを思えば、ごみだけは無料であとはというふうな形が果たして取れるものかどうかということは、これから幅広い角度から検討していかなければいけないと思う次第であります。

ですが、議員御指摘の趣旨もよくわかりますので、できるだけ無料化でできるような方策を考えつつ今後も努力をしていきたい。もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございます。ぜひ行政は市民の力を信じてそこに依拠をする、そういう方向で進めていただきたいというふうに思いますし、ボックスの廃止については、今、市民の中でも大きく論議が分かれている、そういう問題であるというふうに思います。ボックスを廃止するべきなのかどうか、そこはぜひ市民の意見を十分に酌み取って、市民が納得できるような形を選択できるように慎重な進め方をしていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の2、日野市のごみ問題についての質問を終わります。

一般質問3の1、潤徳小の「通学調整区域」の混乱からどのような教訓を得て、小中学校の適正規模・適正配置にどのようにいかしてゆくのかの通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（奥野倫子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、潤徳小学校の通学調整区域の設定についてお尋ねします。

10月15日の「広報ひの」で、浅川といわゆる日野バイパス予定地との間の地域で、川崎街道寄りの東の地域を潤徳小学校の通学調整区域とし、来年度新1年生を対象にするということが市民に知らされました。この地域は従来、第一小学校と第四小学校の区域であり、従来どおり新1年生には就学時健診の通知も届き、地域の親や子どもたちは従来どおりの準備を進めていたわけですが、突然、通学調整区域になることが知らされたわけです。

教育委員会はその5日後、20日に説明会を開きましたが、その場で数多くの疑問が出されました。私もその場に参加していましたが、このとき出された多くの疑問が、この通学調整区域の設定が地域住民にとっていかに突然のものであったかを物語っていると思います。

そこでまず、今回の通学調整区域の設定に当たっての事実経過を確認しておきたいと思います。

1、どのような理由でこのような措置がなされたか。

2、いつから検討され始め、どのような場で決定されたのか。

3、決定に至る過程で該当地域の自治会、子ども会、PTAなどに事前の聞き取り調査や説明がなされたのか。

4、市民に告知されたのはいつか。

5、日野市ではこれまで学区の変更の実施に当たり、手続上どのようなやり方を取ってきたのか。

6、適正規模・適正配置検討委員会の3月の答申でも、通学区域の緩和については今後の検討課題としているわけですが、最終答申を待たずに今回の措置を実施したのはなぜか。

7、現在の潤徳小学校への入学希望者の数は何人か。

以上の点について答弁を求めます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 潤徳小学校への通学を可能とする調整区域に当たりまして、今、7点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきたいと思えます。

そもそも通学区域の制度といいますのは、義務教育におきまして、その適正な規模の学校と、それから教育内容を保障し、それによって教育の機会均等とその水準の維持を図るというような趣旨から通学区域の設定をし、これを指定していくというような形で行われてきている制度でございます。

そういう形の中から、背景の中で大きな問題といたしましては、昭和62年に臨時教育審議会における教育改革に関する第3答申、また平成8年には行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見、これは第2次でございます。それから昨年の平成9年には文部省の通達、それでことしにおきましては、中央教育審議会の提言等の中に通学区域の弾力的な運用に努めるように内容が報告されている、これが一つの大きな流れでございます。

それと、日野市におきまして具体的な問題とはなるんですが、通学区域の調整区域を設定した箇所につきましては、一番ふれあい橋に近い周辺は、もともと国の淡水魚の研究所のあった広大な敷地でございます。当時はそういう施設を中心に数軒の住宅が周辺に点在していたわけですが、区画整理の進捗に伴いまして、年々あの周辺に住宅が建設され、現在では非常な宅地化が図られたと、そういう日野市の地域的な実情がございます。

そういう背景の中から、平成3年にはふれあい橋が完成いたしまして、地域住民の方から目の前の潤徳小学校への通学に対する要望が出てまいりました。それは住宅がふえるとともに地域の方々の声も大きくなってきたわけでございます。そういう背景を踏まえまして、教育委員会としては地域の方々の意向を尊重し、それを反映すべきという形の中からこういう制度を決定をさせていただいた次第でございます。

それと2点目の問題でございますが、学区域の問題につきましては、いろいろな地域の中で、宅地化が進んだり、従前は農地だったものが宅地になったとか、都市化が進んだというような背景がございまして、非常に市内の中でもいろいろ手直しをしなければいけないというような場面もございます。

ただ、この潤徳小学校に通学可能とする調整区域を、これは問題としてはかなり前から住民要望との兼ね合いの中で意識をしていたものでございますが、この取り組みを具体的に事務的な進めをしましたのはことしに入ってからでございます。それで、正式な決定というのは、事務的な形で現状確認や対象者の抽出等、そういう事務的な手続、または現地確認等の作業をやりつつ進めてきたわけでございます。最終的には教育委員会の定例教育委員会の中でこういう方針でいきたいというようなことをお話し申し上げまして、正式には決まったという手順になろうかと思います。

それから三つ目の問題でございます。自治会、子ども会、PTA等に対して事前に説明をしたかということでございます。これにつきましては、そういう場面でやらなければいけないというような意識はあったわけでございますが、かなり作業ベースが難航したりいたしまして、具体的にはそういう組織の方々を対象にして説明会なり意見を聞くというような場面は、今回は得ることができなかった。ただし、要望をお持ちの何名かの御父兄の方については、私どもの方から地域に入りまして、周辺の御意向なり、そういう状況を確認をさせていただいたことが1点ございます。

それと、市民に告知したのはいつかというお問い合わせでございます。先ほど御質問の中から議員さんがおっしゃったように、正式に発表いたしましたのは10月15日号の広報をもって発表をしたということでございます。

それから5点目の、学区の変更の実施に当たり手続上どのようなやり方を取ってきたかという御質問でございます。一般的な例でお話しさせていただきますと、一般的に学区域を変更するというような場面は、人口急増時におきまして非常にある学校が過大校になるため、そこを解消する施策として新設校をつくるという手法が一般的な形になってございます。これにつきましては、その母体校の学区域が適正規模になるように学

区域の線引きを入れ直しますので、そういう作業が伴ってまいります。こういう場面では、まず該当の学校の先生、校長先生を初め先生方への説明会から入りまして、PTAの方々への説明、それから地元に入りまして地元自治会への説明及び事情聴取、そして最終的には、新設校に移るような場合ですと、該当する保護者への最後の説明というような、そういう何通りかの手順を踏ませていただいているというのが現状でございます。

それと最後の、現在の潤徳小学校への希望者は何人かという御質問でございます。調整区域の中で来年度新1年生におなりになる児童の方が、合計57名でございます。第四小学校の学区域の中に入っている方が46名、そのうち18名の方が潤徳小学校への希望を出してございます。それと第一小学校の学区域に入っている新1年生が11名でございます。そのうち6名の方が御希望を出してございます。したがって、きょう時点で合計24名の児童の方が潤徳小学校への通学を御希望になっている、そういう実情でございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ただいま6点目の答えがなかったんですね。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 大変失礼いたしました。適正規模・適正配置検討委員会の最終答申が出ないうちという御指摘でございますが、今、確かに適正規模・適正配置の検討委員会は2年目の検討に入っております。検討事項の中から、学区域の項目につきましては、前年の検討をもって終了をしているということでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 6番目の答えがごまかされてしまったような気がするんですが、ありがとうございました。

今、とにかく一番問題なのは、何でこんな急激なやり方がやられたのかということで、その手続上のことを問題にしているわけですから、6番目をしっかりと答えていただかないと困ってしまうわけです。

あの地域の皆さんにとって待ち望んでいたことなのに、なぜこんなに混乱してしまったのでしょうか。今回のやり方は、調整区域とされた地域の子どもの潤徳小学校への入学を可能にしていく方向が、平成8年ごろには既に学務課内で出ていたにもかかわらず、その後PTAや子ども会、自治会の意見を聞くとか合意を得るとか、そういう努力が全くなされていないわけで、そうでありながら、3月に検討委員会の中間答申が出

るや否や、いきなり、まず結論ありきで、何の突っ込んだ検討もされないままゴーサインが出されて実行に移された、そういう感じがいたします。3月の答申以降、教育長と部長の許可を得て6月から7月ごろには関係部署や団体にはおろされているのに、肝心の市民に対しては何も告知がされていないんです。

そして、夏休み中にその調整区域内に他市から転校生が来るんですが、その親御さんに対して学務課は、潤徳小学校でも第四小学校でもいいですよと説明している。親の方はよくわからないので、教育委員会にお任せしますということになり、結局その子は、本来ならば第四小学校に行くはずなのに潤徳小学校に通うことになったわけです。その時点で、あの地域にワッとそのうわさが伝わるんです。これまで何度要請しても認めてくれなかったのに、その子だけどうして許可されたのかということで、まず住民は不信感を持ったわけです。

でも、もしかしたら来年からは潤徳小学校への入学がOKになるかもしれないといううわさも立っていたところに、新入学児の親に対してこれまでどおり、あなたは第一小学校ですよ、あなたは第四小学校ですよ書いた通知が届きました。これでまた騒ぎになりました。これは一体どうなっているんだ、説明しろと保護者からせっつかれて、10月20日に説明会を開くことになり、そのお知らせが載った10月15日付の広報で初めて市民は知らされるわけです。これほど住民を無視したやり方がこれまでにあったでしょうか。

そして、説明会の内容が本当にお粗末でした。兄弟についてはどうなるのか、転校についてはどうなるのかなど、当然予想される質問に対して、きちんと皆さんを納得させるような回答が準備されていなかったようで、とてもしどろもどろでした。初めのうち当局は、中学校については第一中学校に行ってくださいと答えていたんですが、潤徳小学校の子が三沢中学校に行くのに、その仲間と別れて、また私たちだけ第一中学校に行けっというんですか、そういうふうに保護者からせっつかれて、説明会の途中から答えが、じゃあ三沢中学校でもいいですよというふうに答弁が変わっていくんですね。これでは選べと言われても判断できない。その説明会に参加された60名のお母さんは、もう皆さんカンカンで帰られました。本当に子どもの利益を第一に考えるならば、こんな無計画に、乱暴に事を進めることはできないはずですよ。なぜこんな急激に事を進めなければならなかったのか、そこが大問題だと思います。

そして今、その答えが6問目の中でごまかされてしまったわけですが、結局、第四小学校対策なんですね。第四小学校の保護者ならだれでもそんなことぐらい知っているん

です。平成11年度には、あと四、五名入学者がふえてしまえば1クラスふやさなければならぬのに、第四小学校には余裕教室が一つもない。とりあえず答申が出たから、答申を盾にして応急措置をしたという、そういうやり方なわけです。ですから、説明会でも参加者からは、調整区域の設定の理由については中学生についても十分当てはまるじゃないか、何で今回中学生は対象にならないんだという質問が出されましたが、当局は一言も答えられませんでした。つまり第四小学校はあふれそうだけれども、第一中学校の方は余裕教室が余っているということなんです。

そこで、くぎを刺しておきたいのは、3月に出た検討委員会の答申には、適正配置に向けての考え方が四つ示されています。まず小学校と中学校の通学区域の整合性を図ることが必要だとはっきり指摘していて、今回の調整区域についても問題は同じなわけですが、それがまず十分にやられたとは思えない。そして二つ目、子どもたちの生活と地域との関係を深めるという点も、十分に地域に相談があったとは思えない。三つ目、長期的かつ計画的に進めるという点も全く無視されているわけです。そして、今回の通学調整区域というのは、答申では「学区と学区の間のフリーゾーン」と表現されてはいるんですが、今後の検討課題だと言っているんです。すぐやるとは全然書いていないんですね。

答申が出たことを今回の調整区域の設定理由の一つに挙げながら、その答申の中身の行政にとって都合のよい部分だけを取り入れて、都合の悪いところは気にもとめない、こんなやり方で市民は安心して任せられるのでしょうか。行政がこういう姿勢では、どんなに検討してもその意味がなくなってしまう。少なくとも答申の結論だけを単純化するのではなくて、検討過程で問題になっているすべてのことについて、教育委員会としても慎重な検討を加えて行政に生かしていくのが最低限の責任だと思います。

以上、1問目は今回の措置についての手続上の問題から見てくることを考えてみました。

次に、今回の措置に関して今後も調整が必要な問題点について、4点まとめて質問します。

- 1、受け入れる側の潤徳小学校について、教職員の間の合意や教室の問題など、受け入れ体制は十分できているのかどうか。
- 2、今後入学者の増加が見込まれる第四小学校はどのように対応するのか。
- 3、潤徳小学校に通う通学路の安全性の確保など、準備は整っているのか。
- 4、今回の調整区域については三、四年を調整期間としているが、その期間が経過し

た後、この地域の通学区域はどのようなになるのか。可能性のある選択肢にはどのようなものがあるのか。

以上について答弁を求めます。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 4点の御質問に対してお答え申し上げます。

1点目の潤徳小学校への受け入れの問題でございます。この調整区域を準備した早い段階で、該当校の校長先生を中心に協議を進めさせていただきまして、学校での受け入れについては協力をいただきたいということをお願いを申し上げます。しががいて、学校等の受け入れについては支障のない形の中で新1年生を迎えられるというふうに理解してございます。

それと、教室等につきましては、潤徳小学校につきましては余裕と言われる教室が14ほどございますが、多くを教職員研究室に使っておりますが、この調整区域によってふえてくるだろう予測される数等の上では、全く問題なく受け入れられるだろうというふうには理解しております。

それから第四小学校の問題でございます。確かに議員さんのお話のように、第四小学校につきましては空き教室がないというような現状でございます。私どもといたしましても、第四小学校の施設面におきましては、教育環境を十分に整えるという意味からは非常に重要な課題として考えておりまして、現在、内部でも検討を進めてございます。

ただ、余談にはなりますが、平成7年の第3回9月定例議会で、市長の行政報告で第四小学校問題の第四小学校の将来像という形の中で行政報告をさせていただいた時代がございます。このときの行政報告の内容は、万願寺区画整理地域内の学校用地を予定している場所に新たな学校というような発想で行政報告を行っていたんですが、その後のいろいろな諸般の事情等によって、現在ではその構想が非常に現実的に難しくなっている、そういう面もありますので、確かに第四小学校問題については、御指摘のように私どもは重く受けとめ、その教育環境の整備について鋭意努力をしまいたいというふうに考えてございます。

それと通学路の安全の確保のお話でございます。現在、潤徳小学校の方へ御希望される方が、先ほど24名と答弁させていただきました。最終的な締切期間を10日ばかり延ばしてございまして、今月の10日で最終的な締切日になります。その時点でどの地点から児童の方が通学されるかということを現地調査も含め確認の上、本来的に通学路の決定につきましては保護者の方と学校とが十分に協議をしていただいております。お

決めたものを教育委員会へ届けていただくという手順がございます。そういう意味で、今のお話の中で、届けられた通学路の中に支障面があるとするならば、来年春の入学までには支障がないよう全面的に取り扱っていきたいというふうに現在思っております。

それと、三、四年の期間というお話でございます。日野市にとっても初めてのケース、初めて取り扱うケースでございますので、一応その三、四年という期間を一つの期間として、こういう調整区域という形の仕組みの検証なり評価を一たんやりまして、そこからまた何か得るものがあれば、さらにプラスできるものとか、そういうものを考えながらやっていきたい。したがって、3年から4年でこの調整区域をなくすというような考え方は全く持っておりません。そのまま引き続いて継続していく必要があるだろうと現在のところでは思っているところです。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ありがとうございます。

第四小学校の余裕教室の問題ですけれども、学校というのは家庭と同じで、子どもたちが生活をする場なんですね。空間的なゆとりが必要となるわけです。行事のためのスペースも必要ですし、現在の第四小学校の状況を考えれば、調整区域を安全弁にして対応するのではなくて、第四小学校そのものの条件整備、環境整備がどうしても急務だと思いますので、その点の対応をしっかりとよろしくお願いしたいと思います。

そして二つ目、通学路については、浅川の堤防の暗がりがとても気になります。また場所によっては明かりの暗いところもあるわけです。さらには見通しの悪い交差点も多く、歩道があるわけでもありません。こうした点について具体的に調査をして、地域の人々にも知らせ、安心してもらうことも必要ですし、通学路になるということで日常的に子どもたちの安全を守るための協力を呼びかけることも必要かと思われます。以上の点をすぐに具体化して実行していただきたいと思います。

そして、1問目については再質問させていただきますが、今のお答えでは校長先生には御報告をしましたというだけで、その後がおっしゃっていないわけですね。校長に報告しただけで終わっているというのが本当に問題だと思うんです。今回の措置については、潤徳小学校の職員というのは夏休み明けの9月にいきなり決定事項として知らされたということです。子どもたちの教育に関することなのに、職員は意見を言う場もないのでしょうか。今後こうした問題について、関係する学校の職員の意見は取り入れない

んでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま再質問いただきました。私どもの方の考えといたしましては、学校を経営し、学校を管理してまいりますのは校長先生の責任が中心になるわけございまして、教育委員会といたしましては、校長先生を通して学校の先生方に御協力をいただくという方法は全く自然な形だろうと思います。また逆に、そういうお話の仕方の中で、学校の方でまた新たな問題点なり要望があれば、また再びそれは校長先生、教頭先生を通して教育委員会に戻ってまいります。そういう形の中で対応しておりますので、大変そういうやり方そのものが全くまずいというふうな認識は持っておりません。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 校長の権限がどうか、規則がどうか、そういうことを問題にしているのではないんです。もしそれがネックだとしたら、今回の件でもいかにその規則とか権限の強化が子どもの利益にとっては障害があったかということは明らかではありませんか。子どもたちの最善の利益を実現するために、関係する大人がそれぞれの立場から意見を言って合意をつくるのが大切ではないかということを指摘しているんです。そのような視点を教育行政に携わる者は持っていないと困るということを指摘しておきたいと思います。

以上、今回の措置に関して具体的な問題をお聞きいたしました。手続も、具体的な問題への対応策も不十分なままの措置であったことは明らかなです。今回の問題で私が一番問題だと思うのは、通学区域、すなわち自分の子どもがどの学校に通うのかという非常に重要な問題について、全く住民との話し合いもされずにいきなり結論を突きつけるという、住民無視と言われても仕方がないようなやり方だと思います。

教育行政を行うに当たって、地域住民の意向の積極的な把握と、それを積極的に教育行政に反映するという姿勢がなくてはならないものです。この点については、この9月の中央教育審議会の地方教育行政に関する小委員会の答申でも、まず一般論として、教育委員会が教育行政に関する説明責任の意義や重要性を教育委員会自身が十分に認識して、地域住民に対して幅広く積極的な情報提供を行うことの重要性を指摘した上で、具体的な改善策の一つとして、特に住民の関心の高い事項について説明会や意見交換会を開催するなどの工夫を講じること、このように指摘していますし、通学区域を変えるときには保護者や地域住民の意向に十分配慮するようにという指摘もあるわけです。この

内容に照らしても、積極的な情報提供がされたのか、意見交換会がされたのかという点では全く不十分です。そこで、以下の4点についてお尋ねいたします。

こうした指摘に照らし合わせて、まず教育委員会としては、今回のことについてどのような点が問題であり、今後に向けてどのような教訓を引き出されているのか、お答えください。

また今後、従来の学校に通うのではない可能性のある施策を実施する場合には、その決定過程において必ず保護者と地域住民の意向を聞くための説明会や懇談会を開き、住民の合意を得るのに十分な手続を踏むことを市民に対してははっきりと約束すべきだと思いますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

3点目、先ほどから決定過程での住民の意向の反映が重要だと指摘してきましたが、結局この地域については当分の間、調整区域にするということですので、これからも住民の疑問や意見を反映する努力をしなければならない。一度説明会をやったからいいというものではないと思います。来年も再来年も該当者が新たに出てくるわけですし、引き続き住民の疑問の解決と合意の形成に努力して、場合によっては、一応希望者の受け付けを締め切ったけれども、新たに希望者が出た場合は柔軟に対応することも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、現在、この地域のほかに通学調整区域にすることを考えている地域があるのかどうかについてもお答えください。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 4点にわたって御質問いただきました。私どもの方の立場といたしましては、大変、さっき御質問の中に手法なりやり方に対して大きな汚点があったというような御指摘を受けているわけでございますが、必ずしもやっていたことがすべてちぐはぐなことをやったとは私自身思っておりません。（「そうだ、自信を持て」と呼ぶ者あり）

それで、今回の問題について教育委員会はどこが問題だったかという御指摘でございます。これは前の方にも御質問でいただきましたが、やはり関連する団体の方、PTA、子ども会並びに自治会、こういう団体に対して余裕を持った説明、事前説明の手続をやらなかったという場面については、大変今後の課題として受けとめていきたいというふうに思っております。

それと、2点目の通学区域の学区域を変更した場合。今度の調整区域につきましては、

学区はあくまで従前の学区でございす。第一小学校の学区にお住まいの方は第一小学校、第四小学校の学区にお住まいの方は第四小学校でございす。ただ、調整区域の中で潤徳小学校へ行かれる方は、希望を出せば潤徳小学校へ進学をかなえろといふ、そういう保護者の方への選択の幅を広げたものでございす。したがいまして、住民との合意を得るために十分な手続をとすることは全くそのとおり、同感でございすので、今後もそういう部分については配慮しつつ取り組んでいきたいというふうでございす。

それと3点目の問題については、引き続き住民との疑問、合意の問題解決、これもそのとおりだといふふうで認識してございすので、そういう御指摘のような形の中で取り組んでまいりたいといふふうでございす。

それと最後の、現在の学区の中で調整といひますか、手を入れなければ、そういう場所はどこぐらいあるかといふようなお話でございすが、これはあくまでも教育委員会内部で判断をしてるものでございすが、小学校で四つほど、中学校で五つほどの区域が、社会の変化等に伴って、都市化なりいろいろな形の地域の変動がありまして、この辺は整理をしていかなければいけない場面であろうといふふうで理解してるところが9カ所あるといふことでございす。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） その地域はどこどこでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 具体的な地域ということですが、教育委員会内部で考へてる部分でございす。それがまず前提にあるんでございすが、第二小学校の学区の一部の場面で、平山と南平小学校との学区のかかわりの場面が一つございす。

それから二つ目といたしましては、平山小学校区域の一部と平山台小学校の区域の兼ね合いの部分一つございす。

それと三つ目は、第三小学校の学区の一部と東光寺小学校とのかかわりでございす。

それから第五小学校区域の一部と第七小学校のかかわりでございす。

それと中学校にまいりますと、第二中学校学区の一部と大坂上中学校のかかわり。

それから第四中学校の学区と平山中学校のかかわり、これは場面的には小さな場面でございすけれども。

それと第二中学校の一部と七生中学校の関係です。

それから第三中学校の一部と三沢中学校の関係、こういうようなところが一つの課題というふうな形で認識しております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 今の地域はどこかという質問は、再三これまでやってきたんですが、今、初めて明らかになりました。

それとあと、部長さんの答弁の中でちぐはぐではなかったとおっしゃいましたけれども、これだけちぐはぐが出てきてちぐはぐでないという答弁が出てくるとは、本当に私は驚きました。

それで、こうした指摘に照らし合わせて、私、この今回の一般質問のために、11月25日に新井地区センターで、そして26日には宮南部地区センターで聞き取りのための懇談会を持ちました。そして地域の方からも何人かお話を伺いましたけれども、説明会のときには、これでは選びようがないという怒りが多かったと思いますが、今現在では潤徳小学校に行きたくてもいけないという落胆に変わったとおっしゃっていました。つまり兄弟は今通っている学校の友達関係があるから転校できないし、兄弟で別々の学校に通わせるわけにいきません。そして潤徳小学校に通わせるとすると、そのままみんなと一緒に三沢中学校に行きたいわけだけでも、三沢中学校というのがあの地域の方にとっては本当にふだんの生活圏とは全く違う方向、都道の向こう、浅川の向こう、本当に未知の世界なわけですね。そういうことで不安だということもおっしゃっていました。

それで、説明会の場である方がこうおっしゃいました。「教育委員会は本当に子どもたちのことを考えているんでしょうか。子どもというのは物として存在しているわけはありません。兄弟もいれば親もいれば友達もいる。しかし今回の措置は、その子とながるものが見落とされていて、これでは到底納得できない。」この言葉に今回のすべてが象徴されているのではないのでしょうか。

今回の教訓は、教育行政に当たっては何事も子どもたちの最善の利益のために十分に情報を提供し、十分に住民合意を形勢するために手続を踏むことが何よりも必要だという、このことに尽きるのではないかと思います。今後にぜひ生かしていただきたいと思います。

続きまして、フリーゾーンに関してお尋ねいたします。

今回の件で、説明会で保護者の方から、一つの地域に住む小中学生が異なる学校に通

うという状況は地域と学校の結びつきを弱くすることにつながるということが指摘されました。今日の子どもたちの状況を正しく解決していく方法の一つとして、学校と地域が連携して子どもたちを育てることや、地域に支えられた学校をつくることの重要性が言われています。つい最近も、同じ趣旨のことを教育長自身が「市P協だより」の中でも述べていらっしゃいます。

学校と地域が連携したり、学校が地域に支えられるということは、単にその地域の中に中学校があるということではもちろんありません。地域の住民と学校の教職員が協力して子どもたちの問題を考え、解決策を講じていくことであり、そのときに中心となる住民とは、その学校に子どもを通わせている親であり、その学校を卒業した子どもの親であることは言うまでもないことです。そして特に重要なのは、その親同士の連携や協力体制がつかれるかどうかということになってくると思います。いわゆるフリーゾーンは地域と学校のつながりを弱めるという点からも、十分に慎重な検討が必要です。

そこで、まずフリーゾーンと言われるものについて、9月の議会でも答弁されていますが、今申し上げたような地域と学校の関係が薄れるという観点から、教育委員会としてどのような評価をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） フリーゾーンという形のもののイメージをどうお持ちになっているか。私なりには私のイメージを持つんですけども、従来の学校の指定といえますのは法律に基づく行為でありまして、見方を変えますと、行政側の都合によりお子様の通学する学校を決めていくというやり方でございます。

昨今の時代の流れの中で、規制緩和等の流れ、先ほど冒頭の一番初めにお話いたしましたように、国の動き等のことから考えますれば、保護者の方に学校の選択の自由を広げていくということはいたって大切なことだろうというふうに認識してございます。またそれが、そういう流れが学校の特色づくりへの期待へとつながっていくものだろうというふうには、私自身考えているところでございます。

今お話しした地域とのつながり、ややもすれば有名志向等の心配、こういう面は一部の方、またはそういう形の中で指摘があるということは十二分に理解をしているところでございます。したがって、私どもで学区の自由化、私のイメージでは、かなりの複数の学校の固まりを一つとしてA・B・C・Dぐらいの学校が選べるというようなイメージでお話し申し上げますと、これもまた一つ大切なことでもあります。

したがって、今、御指摘の地域とのつながりの面等も十二分に配慮の中に入れつ

つ、慎重に自由学区の検討を進めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） だから、今問題なのは、そういうことをすることによって地域の関係が薄れるということを申し上げているのに、それを配慮しながらやっていきますという答弁はちょっとおかしいのではないですか。

今、文部省も重視している地域の教育力がフリーゾーンになると低下するということは、もう各地の報告から既に明らかになっているんです。フリーゾーンについては検討する、そういうことで本当にいいんでしょうか。潤徳小学校の件から先ほど述べたような教訓を、教育委員会としてきちんと教訓をつかんだとこれで言えるんでしょうか。もう少し本当に慎重に子どもたちの将来を考えて対応していただきたいと思います。

そして、ここで一つ確認しておきたいことがあるんですけども、フリーゾーンについては現在行われている検討委員会の中でも、第2次ですけども、話し合われていますが、第2回の議事録の中でこういうやり取りがあります。ある委員の方が、フリーゾーンを来年度から導入するという報告があったが、やはりそれを市全体に広げてはどうかと尋ねられて、それに参事がこう答えていらっしゃるんですね。今回についてはモデルケースとして導入したので、いずれ広げていく予定であると。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけども、参事がおっしゃっておられる今回導入したモデルケースというのはどこのことなのか。ちなみに、先ほど来問題にしている通学調整区域というのはフリーゾーンとは意味が異なるという説明を私は教育委員会からは、学務課から受けています。もし今回の調整区域のことを指しているのであれば、あれは、今回の潤徳小学校のケースはフリーゾーンのモデルケースとしての導入だったんでしょうか。さらに3月の答申では、フリーゾーンを設けたりすることは今後の検討課題だと述べているわけですが、そういう段階で、もうモデルケースとして導入したんでしょうか。

また、この議事録で委員の方が引用している来年度から導入するというフリーゾーンというのは一体何を意味しているんでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 適正規模・適正配置検討委員会の中で担当参事が答弁した件についてのお問い合わせでございます。調整区域、フリーゾーン、それから自由

学区、それぞれこういうものがこういう形でというようなきちんとした定義があるわけではないというふうに私は思っております。

ただ、私どもで考えております調整区域と自由学区域等につきましては、先ほど私がちょっとイメージを申し上げましたが、自由学区域についてはかなりの複数の学校を選択していただくというような考えのイメージを持っております。

調整区域につきましては、隣接する学校との学区区域境のいろいろな地元住民の要望なり環境変化の中で対応していくものというふうなイメージで考えてございます。

しかしながら、フリーゾーンも含めて、今まで一方的に学校の指定を受けていた保護者の方が学校の選択をできるという意味では、内容的なものは同じだというふうに理解してございます。

ただ、その検討委員会の中で使われた「フリーゾーン」という言葉自身は、私の言葉ではございませんので、確たる確認をしていないので軽々には申し上げることはできませんが、試験的に云々ということの発言があったとすれば、今回私どもが設定いたしました潤徳小学校へ通学可能とする調整区域を指しているのではないかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ということは、あくまでも答申の中に出てきたフリーゾーンというのは、調整区という言葉を使い間違っただけではないかということなわけですね。

今、部長のお話の中で定義はないという言葉が、本当に私は大問題だと思うんですね。3月の答申を読んで私が一番不思議だったのは、委員の皆さんから出た意見の中には、調整区域とかを利用して弾力的に運用するということも一つの案としてあるという、そういう意見しか出ていないのに、結論の中ではいきなり「自由化」とか「フリーゾーン」という言葉が出てくるわけですよ。何でこういう結論に無理やり導いているんだろうということが、あれを読んだ方は皆さん思うと思うんです。

なぜかという理由が、この第2次の検討委員会の議事録を見てわかったんですけれども、結局、教育委員会がすごくあいまいな使い方をしている。そして基調報告の中で、もうそういうことがあたかも決まったかのような報告をそういう言葉を使ってやることが、とても個々の委員さんに影響を与えている、そういうことが議事録を見るとわかってきます。

そして、その定義はない、そういうあいまいなやり方。私、今回の質問に当たって関

係者の方とお話をしたり、これまで関係する文書を読んだりしましたけれども、もうフリーゾーン、通学調整区域、学区の自由化、通学区域の弾力化、いろいろな言葉の概念が非常にあいまいで、相互の関係もよくわからない。使う人によってその意味するところが違うのではないかという感じを強く持ちました。これは非常に危険なことだと思います。

そもそもこの「フリーゾーン」とか「自由化」とかいう言葉は、今では文部省も使っていないんです。もう既に、ちゃんとお勉強していただきたいと思うんですが、そもそも既に実施している地域から不評や疑問点、問題点、苦情がいっぱい文部省へ寄せられた結果として、9月の最新答申では慎重に「弾力的運用」という言葉に改めているんです。それにしたってかなりあいまいな言葉ですけども、こんな誤解や混乱を招くような言葉を避けて、具体的に何を意味しているのか、だれが聞いてもわかるようにしてから議論を進めていっていただきたいと思います。そして、今後は「フリーゾーン」とか「自由化」とか、市民に幻想を振りまくようなあいまいな表現はもう一切使用しないでいただきたい。今回の潤徳小学校の件、そして各地の先行例を参考にしていきたいと思います。

そして、もう既に先取りをして学区の弾力化が進められた足立区では、初めのうちは荒れた学校に行かなくても済むと、学校選択の自由を親たちは喜びましたが、次第に学校の序列化が進むとともに、学校の規模の格差も広がり出した。つまり、フリーゾーンにすると適正規模が保てなくなるんです。そして地域が分断される中で、荒れた学校はますます荒れて、評判のいい学校はますますマンモス化していく中で管理をきつくしていったら、それに適応できない子が落ちこぼれていく、そういう状況が、今、出てきているんです。そして、選ばれる側となった学校側は荒れを必死で隠すようになり、ますます実態を深刻にしてしまうんです。親の方も、学校というのは商品のように選ぶもの、3年間で通過するものといった感覚になり、自分たちの手で学校をよくしよう、学校をつくっていこうというふうにはならないわけです。そうなれば、地域の教育力の低下は簡単に想像できるわけなんです。

このように、学区の弾力化は既にその深刻な弊害が事実として明らかになっているわけです。ちなみに足立区では、教育的配慮を欠いた学区の弾力化見直しを公約の一つに上げて新たに誕生した革新区長のもとで、弾力化によって生じた弊害を解決する努力が進められています。こうしたこともしっかりと検討していく必要がある、安易な導入は絶対に慎まなければならないということを強く指摘しておきます。

最後に、学校の適正規模について、一般的な問題をお尋ねいたします。

3月の答申では適正規模について、小学校については1学年において複数の学級、すなわち2クラス、中学校においてはそれより大きい規模、すなわち三つ以上の学級ができる規模が適正と考えたと述べた上で、小学校については1学年3学級程度、中学校については1学年5学級程度が適正であるというのが結論だとあります。その意味は、それぞれ3学級前後、5学級前後が理想であるということですが、その結論のすぐ後に、単学級であることの是非については多くの意見が出され、引き続き検討が必要だと述べています。

結局この答申を読む限りでは、一応小学校は1学年3学級前後、中学校は5学級程度が理想であるが、単学級であっても場合によってはいいかもしれないというのが、今回の意見をまとめたら、こういうふうな結論になると思うんです。

したがって、答申を受けた教育委員会としても、何か1学年3学級とか5学級とかいう数字が結論だという受けとめ方は正しくない、その数字を機械的に当てはめてそれぞれの学校の適正規模を考えて、それを統廃合に結びつけていくのは正しくないと考えますが、この点についての教育委員会の受けとめ方をお答えください。

また、適正規模と言う場合に、学級の数だけが問題にされているようですが、これは6月議会で中谷議員も指摘されたことですが、小規模校の悩みは、30人学級の実現や教員の重点配置などの援助によって解決できるものも多くあります。適正規模と言う場合、学級の数だけを問題として学級の規模を論じなければ、本当の意味での適正規模の議論にはならないと思います。1学級の生徒の数の問題も合わせて検討を進めなければならないと思います。

この点について、30人学級ができるように自治体として方策を考えたり、あるいは都や国に要望すべきではないかという指摘に対して、教育委員会としてはそのような考えはないということを6月の議会で答弁されています。

しかし、この9月の中教審の答申でも、自治体の裁量で40人より少ない人数の学級編成や、特定の学校への教員の重点的な配置ができるようにする方向を打ち出しています。また文部省は、早ければ2001年からの実施を目指して、30人学級の実現に向けて専門家会議をつくって、1年をめどに結論を出すことを明らかにしています。国民も求めている、中教審でさえも求めている、文部省も動き出した、そういうときに、30人学級を提言する考えはないという立場にとどまっていいていいのでしょうか。

そして、適正規模・適正配置が決まれば、それに向けての条件整備が20年、30年とい

う歳月で始まっていくわけで、先々を見越した長期的かつ計画的な視野に立ってのこの検討がされなければなりません。

さらに、最も重要なことは、こうした検討もすべて子どもの利益と教育的配慮が最優先されて行われなければならないという点です。したがって、30人学級も視野に入れた検討でなければならないと考えますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

以上2点についての答弁を求めます。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 大変難しい御質問でございます。お答えさせていただきたいというふうに思います。

昨年出されました適正規模・適正配置の検討委員会報告の中で、小学校が1学年3学級程度、中学校が5学級程度というようなものを適正な規模というふうに表現してございます。これはとりわけ新たな提言というふうに、こういう表現の裏づけになっているものは、学校教育施行令の中で小学校の標準規模を12から18学級というふうな法律の範囲内で決めている部分もございますので、答申に出されている小学校の規模というものは、この法律の中に入っている規模だろうというふうに思っております。

中学校の規模についても、法律上はこれに準ずるという形にはなっておりますが、都教委の運営標準の中では、中学校は15学級が標準というふうな表現も別にありまして、これもその現行の法律なり基準なりに合致したものだろうというふうに思います。

確かにそれ以外のものが全部だめなのかという御質問もございます。小規模校には小規模校のよさという面もあるわけでもございまして、来年3月に第2次答申の中で最終的な答申が出てまいります。私どもといたしましては、最終答申を受けて慎重に教育委員会の考え方なり方針を定めてまいりたいというふうに思います。

それから30人学級を視野に入れての検討をしなければというお話でございます。私は担当をしているわけではございませんが、現在の適正規模・適正配置検討委員会の委員さんの方々の審議の進め方につきましては、学級における子どもの数等については現行の法体制、要するに現行の体制をそのままにして論議をする、そういう審議をするという前提で審議をされているというふうに伺っているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 私は検討委員会がどうのということではなくて、日野市として30人学級をどういう方向性を持っているのかということをお聞きしたわけです。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 先ほどのように、40人学級そのものにつきましては、私どもの立場といたしましては、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて学級編成を行うこととされております。したがいまして、私どもの事務方の立場といたしましては、この法律に照らし合わせ、淡々と業務を進めていきたいと、そう考えております。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 今、日本じゅうどこも財政が厳しいわけですがけれども、そんな中でも小海町では自治体独自の30人学級を実現させました。小海町は何もない町けれども、子どもたちは宝だからとお金をかけた結果、あんな小さい町が全国の目標になりました。

とはいえ、自治体だけの力で30人学級を実現することはなかなか大変ですが、国や都への働きかけも含めて、とにかくそれを実現しようという立場に立たなければ、実現できるものも実現できないわけです。まずはそうした立場に立つことが第一歩ではないでしょうか。

最後に、学校、学級の適正規模とは何かについて一言述べておきますと、学校の適正規模の国際的な常識は、生徒100人を上回らない規模です。WHO（世界保健機構）は、学校規模については既に多くの報告が発表されているので、改めて議論する必要はないとした上で、「大規模な機関においては回避することができない規則及び規制を回避するためには、教育機関は小さくなければならない。すなわち生徒100人を上回らない規模という点で意見が一致している。非人間的な規則ではなく、人間的な関係に基づいたインフォーマルで個性的な教育は、こうした条件のもとで初めて可能になる。集団、すなわち学級の規模に関しても相違は全くなく、小さい規模を保たなければならないという考えで完全に一致している。」と指摘しています。実際にヨーロッパ諸国の学校規模については、1994年のユネスコの統計によれば、初等教育の平均学校規模は100人台になっています。もちろん、現在小規模校が抱えているさまざまな問題の解決をどうするかもあわせて検討されなければなりませんが、今紹介した内容は、私たちに大切なことを教えてくれているのではないかと思います。

適正規模は、学校と学級の両者について検討されるべきものであり、あくまでも教育上の適正と子どもたちにとっての最善の利益を最優先して考えなければならないことを最後に強く強調して、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって3の1、潤徳小の「通学調整区域」の混乱からどのような教訓を得て、小中学校の適正規模・適正配置にどのようにいかしてゆくのかの質問を終わります。

一般質問3の2、馬場市長の市立病院への米負傷兵受け入れ発言は重大だ！の通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

○3番（奥野倫子君） 新ガイドラインに関して、今回も1点質問させていただきます。

現在、国会が開かれています、新ガイドラインの具体化をする関連法律の成立を自民党政府はねらっています。さきのクリントン大統領と小渕首相との会談でも、ガイドラインの実行に当たり、日本の国内法の早急な整備をアメリカ側から求められたことが報道されています。

今回、特に地方自治体との関係で問題になっているのは、いわゆる周辺事態法案の第9条ですが、ガイドライン自体とこの周辺事態法案に基づく自治体の協力という問題での市長の認識については、自民党の中からさえも聞こえる問題意識さえない、そのことに驚くばかりです。

とりわけ自治体の協力という問題については、市長は一貫して、自治体が国の要請にこたえるかどうかは自治体の自主的な判断によるという認識を持っていらっしゃる。その根拠は、条文では「国は協力を求めることができる」と書いてあるという、すなわち条文では自治体は協力の義務があるとは書いていないから義務はないんだ、ということは自治体の自主的な判断に任されているんだということだと思っんです。

しかし、今回の条文の解釈としても全く間違っているし、政府のこの条文の説明に照らしても全く成り立たない。条文では「国は協力を求めることができる」とあるわけで、国が何をできるかを規定している。国が協力を求めた場合に、その要請がどのような効力を持つのかについては規定していない。だからこそ、その効力について全国の多くの自治体から疑問が出ているわけです。これが条文の正確な読み方なわけです。書いていないから義務はないという憶測を入れてはいけません。

そこで、この要請の効力について政府はどういう説明をしているかが問題になります。法案を提出している者の解釈がこの条文の意味を決定するわけです。この点については、ことしの7月16日に内閣安全保障危機管理室から関係自治体にされた説明によると、大きなポイントとなる国以外のものによる協力についてであるが、これに応じられない正当な理由があれば、これを拒むことは排除されない、その場合の制裁措置は考えていないということです。これがこの条文に基づく国の要請の効力なんです。要請に応じられ

ない正当な理由があれば拒否できる、すなわち正当な理由がないと拒否はできないということになっているわけです。さらに、正当な理由のない拒否については制裁措置の可能性も示唆しているわけです。まさに一般的には自治体に協力義務があると説明しているんです。要請に応じるかどうかは自治体の自主的な判断によるなどという解釈が成り立つ余地は全くございません。

さらに重大なことは、市長が9月議会において、人道的配慮から国の要請にこたえて市立病院に傷病兵の受け入れをする可能性はあると述べていらっしゃる点についてです。人道的配慮とは赤十字的な立場だと、すなわち敵味方に関係なく治療する立場だと説明されている。これがそもそも違うんです。

そもそもガイドラインに基づく日本の協力は、アメリカの軍事行動に対する協力なわけですから、その具体化である自治体の協力もアメリカへの協力であることは論を待ちません。したがって、敵味方に関係ない第三者的立場に立つことはあり得ない。それどころか、市長が幾らナイチンゲールのつもりでいても、その主観的な立場とは無関係に、傷病兵の受け入れはアメリカの軍事行動の後方支援とみなされる、戦争行為の一部だとみなされるわけです。戦争行為の一部ということは、国際法上、報復攻撃を受けても仕方がないわけです。このことが憲法第9条に反することは明らかなだと思いますが、少なくとも憲法上重大な疑問があることはだれしも認めるところだと思います。

結局、これまでの市長の立場を前提にすれば、法律上の義務ではなく、みずからの自主的な判断で人道的配慮から傷病兵の受け入れをしたいということですから、みずからの自主的な判断でアメリカの軍事行動に協力するという憲法違反の、あるいは少なくとも憲法違反の疑いが強い行為を行うことになります。市長の憲法感覚が鋭く問われる問題だと思いますが、それはともかく、市長が国の要請にこたえて市立病院へ負傷兵を受け入れると判断した場合、現場で業務にかかわる職員は、傷病兵の受け入れに関する業務を拒否することは正当な行為として認められますでしょうか。認められないとすれば、その根拠は何でしょうか。この点に絞ってお答えください。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 市長が万が一この問題を受け入れたという仮定でございます。その仮定としてお答えを申し上げたいと思います。

生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とする医療業務に携わる職員が、その業務を拒否できるかという点でございますけれども、9月にもお答え申し上げたとおり、人道的な立場からしますと、あってはならないものであるというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 市長自身のお答えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 新ガイドラインに基づく市立病院への傷病兵を受け入れたいという意思を私が持っているという基本的な認識のもとでの質問であります。ですから、基本的に考え方が違ってまいりますので、かみ合わないのではないかと思います。

法解釈の問題につきましても、いろいろ勉強をさせていただきました。改めて私ももう少し法律論を勉強してみたいと思っております。私の認識は全く違っておりますし、国の方に問い合わせた結果、あくまでも自治体の自主的な判断であるというふうな答えが返ってきております。それだけは申し上げておきます。

そして、人道的でもいけないという、この議員の人道とか博愛の精神を踏みにじるような発言については、甚だ恐ろしさを感じるわけであります。私は何も喜び勇んで傷病兵を受け入れようなんて一切言った覚えはございません。日野市民の命を守る病院でありますから、その病院が例えば市民でいっぱいであったり、その業務でどうしようもないときに受け入れるということはある得ないということを想定した上で、しかしながら、国際赤十字の活動というものもあり、どうしても受け入れるべき人道的な場というものはあり得るのではないかと。それまで拒否はできませんよというふうなお話を申し上げたわけでありまして。それすら否定をされますと、命を守る医師の役目、こういったものがどうなるのか、改めて教えていただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 傷病兵をいかなる市長の考え方によっても受け入れるということは、アメリカの同盟国とみなされるんです。そのことが理由で日本国民が攻撃の対象になるんです。そのことはどんなに法解釈しても、もう当然のことなんです。何かその認識のずれを本当に感じるんですけれども、だから、アメリカの兵隊を日本の病院で、アメリカの基地のある国でナイチンゲールの受け入れる、そういうことが本当にあり得るのでしょうか。私はこの問題は今後ますます重大な問題になってくると思っております。

現場の公務員が公務員としての憲法を守る義務、これは憲法上の要請です。その義務を理由に、憲法違反か、少なくともその疑いが強い業務を拒否することは、公務員として正当な行為だと思います。そういう問題も今回絡んでくるわけです。まして市長のように、法律上の義務ではなく、みずからの自主的な判断でそういうことを、立場を決め

るということであれば、職員にとって憲法を守る義務が優先することは明らかです。

これから国会でも新ガイドラインの問題はますます緊迫した展開になると思いますが、市長のこの問題についての認識は、この問題が浮上してきた当初から、いわば特異なもののように見受けられます。多くの自治体が非常に危惧を抱いているのと比べても、そのことは明らかです。もう一度この問題がどのような問題なのか、自治体の長として何をしなければならないかをしっかりと考えていただきたい。そのことを最後に強く述べて、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって3の2、馬場市長の市立病院への米負傷兵受け入れ発言は重大だ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時38分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、幼稚園の官民格差解消を積極的に実施せよの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔30番議員 登壇〕

○30番（小山良悟君） 通告に従って質問いたします。

幼稚園の官民格差を積極的に解消せよということで、同じような趣旨の質問は平成8年に森田市長時代に行っております。平成9年に若干の対応をされたわけではありますが、全体のこの格差の状況は相変わらず是正されないまま今日に至っております。何とかこの官民格差、一刻も早く解消したいという趣旨で取り上げさせていただきました。

平成不況も長引き、不景気感も日に日に強くなるばかりでございます。政府自民党の経済政策の御批判もありますが、何と言っても構造的に不況に陥る要因をたくさん抱えているのが今日の日本の現状であります。最大の問題は少子高齢社会であるということです。社会の保護を受けざるを得ない高齢者が年々増加する一方で、生産活動に従事し、納税義務者として社会を支えている世代が減少している問題は、政治の施策を超える難しい課題を突きつけられています。バブル経済の破綻が不景気の直接的な引き金になっ

ていることは御承知のとおりですが、その不況からなかなか立ち直れない最大の原因は、まさに高齢者社会の行く末に対する国民の不安がぬぐい去れず、消費者として財布のひもをかたく引き締め、自己防衛に走っている状況が出てきたからでございます。

社会構造の変化に伴う不況ですから、簡単に景気が上向く状況にはありません。きょう午前中にも財政問題も議論されたわけであります。市長自身の認識も、そう簡単に景気の上向く状況ではないということでございます。したがって、行政の役割も、実態の厳しさを踏まえて政策の優先順位をよく吟味し、これまでの政策の見直しも必要であり、何度も叫ばれている行政改革を今こそ真剣に取り組んでいかなければなりません。

行政サービスの見直しは、結果として一部の市民の方には不評を買うこともあるかもしれませんが、最終的には16万市民に対する行政サービスを公平に展開し、市民生活を守るためのものであることを理解していただく必要があります。とかく選挙の洗礼を受ける者は、市民受けする言動になりがちですが、これからの時代は市民の人気取りをねらう無責任な言動や宣伝活動は厳に慎んでいかなければなりません。公平な行政サービスをするためには、受益者負担を求めることもあり得ます。たとえ一時的に不評を買うことがあっても、勇気と信念を持って改革に取り組んでいかなければなりません。

その意味で本日課題にしたいのが、公立幼稚園の問題であります。現段階では私立幼稚園との保育料の格差の問題を特に主要テーマとしたいと思いますが、将来的には公立幼稚園の統廃合の問題も視野に入れながら質問したいというふうに思います。

まず初めに、平成8年度に幼稚園の官民格差の是正をということで求めた私の質問に対し、その後の取り組み、そしてこの官民格差をどのように解消しようとしているのか、担当部局の答弁を先にちょうだいしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまの2点の御質問に対してお答えさせていただきますと思います。

8年度の議員さんの指摘を受けてのその後の対応という形でございます。この件につきましては、平成9年度に公立幼稚園の保育料を一部値上げをさせていただきまして、御父兄の御負担をいただいたところでございます。この平成9年度の値上げにつきましては長い間、正確には7,500円の使用料の時代が昭和60年から平成8年まで続きまして、12年ぶりに7,500円から9,000円に値上げをしたという経過がございます。

それとあともう1点、官民格差というような観点からの御質問でございます。官民格差の是正等につきましては、やはり公立幼稚園は公立幼稚園としての使命とあり方もご

ございますが、同じ地域の中で非常にその負担の額が大きな差になっているという部分があるとすれば、これはこれとして、また重大なことではないかというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） それでは公私格差、官民格差の現状に触れてみたいと思います。

この官民格差でありますけれども、収入の状況に応じての補助の対象がそれぞれ違うわけでありますので、一律には申し上げられないわけでありまして、したがって、その収入別について述べてみたいと思います。

市民税の非課税及び生活保護世帯、これは全体の2.5%であります。4歳児、5歳児それぞれあるわけですが、細かく計算もしてありますけれども、結論的に申し上げていきますけれども、4歳児、5歳児、この2年間、幼稚園にお預けしたとしての官民の格差でありますけれども、この市民税非課税及び生活保護世帯、全体の2.5%ですけれども、この方々の負担は公立の方が1万7,100円、2年間で負担が私立の方よりも多いということであります。市側からもらったデータでは、約50%の範囲内での公私格差で公立の親の負担が大きいという資料をもらいましたが、私も計算をさせていただきましたけれども、唯一この生活保護世帯だけが公立の保護者の負担が大きくなっているというふうに計算されました。

それからその次に、特別減税前の市民税非課税及び生活保護世帯、1.1%でありますけれども、この世帯については2年間で4万5,900円、私立の保護者の方が負担が多くなっております。

それから特別減税前市民税所得割の1万600円以下の世帯、全体の1.4%ですが、この世帯では2年間の負担額が2万7,300円、私立の保護者の方が多くなっております。

さらに特別減税前市民税所得割12万600円以下の世帯、全体の44.2%ですが、2年間の負担は7万3,100円、私立の保護者の負担が多くなっております。

そしてさらに特別減税後市民税所得割13万4,000円以下の世帯、全体の10.9%ですが、2年間の負担は18万1,700円、私立幼稚園の保護者が多くなっております。

そして特別減税後市民税所得割13万4,001円以上の世帯、全体の39.9%に当たりますが、この世帯では2年間の格差が28万9,700円、約30万円近く私立の幼稚園の保護者の方の負担が多くなっておりまして、これだけの格差が出ているわけでございます。

私立幼稚園の保護者は、同じ所得の世帯でありながら、公立幼稚園の保護者より格段

の差を持って負担を強いられているのがおわかりいただけたと思います。同じ税金を納める市民に行政サービスの格差は決してあってはならないことであります。

具体的に格差を解消するためには、市の財政が逼迫し、来年度予算が赤字予算になる見通しという現在の状況では、受益者負担をお願いして公立幼稚園の保育料をアップするしか解決の道はないというふうに考えるわけであります。公立の是正を図りながら私立の負担軽減策を合わせて講じていただきたい。先ほどの答弁があったように、森田市政時代に12年間も放置してきたという無策の対応は、許される状況ではありません。今回の私のこの指摘を受けて、スピーディーにこの格差解消に取り組んでいただきたいということをこの場で求めておきたいと思います。

次に経費の比較をしてみたいと思います。公立の幼稚園の平成10年度の費用といえますか、2億8,834万4,000円ですが、公立に通っている園児数が488名ということで、園児1人当たりの経費が年間で59万869円になっております。私立の平成10年度の補助費用といえますか、費用でありますけれども、2億2,760万1,000円。園児の数が1,966名、園児1人当たりの費用が11万5,769円となっております。これを単純に差し引きますと、47万5,100円、公立の方が園児1人に対する経費を余計——余計というか、それだけの税金を私立に比べて余分に使っているということになるわけであります。これはちなみにの計算でありますけれども、47万5,100円が、現在の公立幼稚園488名の園児を私立にお願いしたとしますと、2億866万円の税金が浮いてくる形になるわけでございます。

次に、園児数の状況を見てみたいと思います。市立の定員、公立の定員は585名、在籍園児数が488名で、97名の定数不足でございます。これは平成10年度ですね。私立の方は定員が2,550名で在籍園児数が1,966名、584名の定数不足でございます。したがって、この私立の定数不足584名から、公立の現在通う園児数488名をそっくり私立にお願いしても、なおかつ私立の定数が96名不足するという、こういう園児数の状態にあるわけでございます。

したがって、この幼稚園の保育サービス、教育サービスは、私立あるいは公立ということでの格差は全くないわけでございまして、こういった観点からも、現在の公立幼稚園のあり方というものを考えていかなければならない、そういう時期に来ているというふうに言わざるを得ないのであります。

そこで、他市の統廃合の状況を参考までに申し上げますと、三鷹市では平成9年度末に1園、10年度末に1園、合計2園、廃園するということでございます。公立は現在4園あるわけですが、そういう予定だそうです。それから東久留米市が12年度末に

1園、廃園する予定だということでございます。

公立幼稚園を持っている自治体は少ないわけですが、とりわけ日野市は7園ということで、かなり数的には多いわけですが、今日の財政状況、そしてこの幼稚園の教育サービスの内容などを考え合わせ、教育サービスに格差がないということであれば、またこの辺の公立のあり方も検討しなければならないというふうに思うわけがあります。

以上、官民格差の実態、園児1人当たりの経費の問題、園児数の状況、他市の統廃合の状況について述べました。このような状況から申し上げれば、受益者負担の見地から、公立幼稚園の保育料アップを保護者をお願いをして、その中から私立幼稚園の保護者負担軽減の措置もお願いせざるを得ない、このようにも考えます。市民に格差のある負担を何年間も解決できずに放置してきたことは許されません。一刻も早く解決しなければなりません。これまでの方針を変更して、これまでのような取り組みを直していただいて、積極的に対応するよう強く求めたいと思います。

また将来的には、今度の一般質問でもエンゼルプラン云々というふうな指摘を予定している方もあるようでありますが、園児数が増加してきた場合、将来的に私立幼稚園の定数増を図って、できるだけ公立幼稚園を減らしていくべきだというふうに考えます。

社会の構造が変化している時代であります。端的な例で申し上げますと、今後、在宅の老人もふえてくるわけでありまして、その在宅老人がふえることによって、そのために働ける家族のだれかが犠牲になって家に残らなければならない。収入の面でも不安定になりますし、託老所などを開設して援助していく必要にも迫られてきます。高齢化社会に対する時代の変化に伴うこの対応は、まず財源を生み出さなければできないわけありますから、その財源を生み出すためにも、合理的な市政運営が求められてくるわけがあります。社会の変革に行政は勇気と信念を持って果敢に対応していただくように要請したいと思うんですが、この官民格差の是正、どうかひとつ積極的に取り組んでもらいたい。

公立の幼稚園に通わせる保護者の方には、この話が伝わりますと、大変不満というか、不評を買うことだろうと私も十分承知はしますけれども、その親御さんも何年かたちますと、幼稚園ではなくて小学校、中学校という状況になったときに、全体の財政状況、それから市民サービスの充実というようなことも考え合わせれば、ある程度のこの是正はやむを得ないというふうに理解をしてもらえないのではないかというふうにも思います。公立のアップだけではなくて、もちろん私立幼稚園の保護者の補助金も確実にふやして

いっていただきたい。とにかく、そして一刻も早く官民格差をなくしていただき、その上でその統廃合の問題についても踏み込んで検討してもらいたいというふうに思います。

この点について、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまのお話の中で、社会の変革に対して行政も柔軟に対応していく、またサービスのあり方に対しても、やはりそれは変化をしなければならぬというお話につきましては、全くごもっともなことだというふうに思っています。

官民格差のお話、今、年額での私立幼稚園と公立幼稚園へ行かれている方の御父兄の御負担の差を、今、お話を伺ったわけでございますが、官民格差の対応については、今御指摘のように、一方で保護者負担金での問題、そして私ども公立幼稚園での適正な受益者負担のあり方への追求、両方あるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、今のお話を受けまして、いろいろな角度からの調査研究をさせていただいて対応を考えていきたいというふうに思っています。

それともう1点、公立幼稚園を持つ他市の状況のお話もいただきました。確かに4歳児、今この少子化の時代になりまして、4歳だけのお子様の推移を年代的に調べてみますと、昭和40年から平成10年の間に4歳児の一番ピークだった年が昭和54年で、3,010名のお子様がおりました。現在、平成10年度では1,353名という、4歳児を見ましても半分以下のお子様になってきている。大変少子化が急ピッチで進んでいるというふうに認識してございます。

そういう中で、公私の幼稚園のあり方についての御提案でございますが、やはり従前から私立幼稚園と公立幼稚園については双方の共存ということが全く大切なことでございましたが、これだけの少子化の時代になりますと、やはり公立は公立としての役割はあるわけでございますが、これからの公立の幼稚園のあり方等については真剣に考えていかなければいけない時期に来ているというふうに現在思っているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、教育委員会の附属機関として、学校、幼稚園の適正規模・適正配置検討委員会が2年目の審議に入っております。その中で、幼稚園の適正配置等については重要な課題として、今、審議を進めていただいております。来年3月には答申をいただけるものと思いますので、その答申をいただいた段階で、教育委員会としては将来にわたる幼稚園のあり方について、公立との兼ね合いも考えまして、公立、私立の兼ね合いを十分配慮した形の中で慎重な対応をしてみたいというふうに

考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 公立保育料のアップというのは、その保護者の立場になればつらいわけでありまして、したがって、できれば小刻みにアップしていくのが望ましいわけでありまして。そういう意味では、平成11年度のアップについては、もう公募の段階で保育料を示さなければならないということもありますので、間に合わないという状況にあるかと思うんですね。そういう意味ではまことに残念で、その空白を設けますと、それだけアップ率が高くなるということで、やっぱり若干のアップをしながらという意味でいけば、休まずにその是正を図っていくということを経ざるを得ないと思うんですね。

あくまで私の申し上げたいことは、官民格差をとにかくなくす、その努力をとにかく放置してはいけない。もう本当に私立の幼稚園に通わせている保護者の皆さん、よくぞ今まで我慢してきたということも言えるわけでありまして、私立幼稚園の保護者の負担軽減を図るためにも、公立幼稚園の保育料のバランスを取ってもらいたいということでもあります。今後積極的に、これはもう私立幼稚園の補助金も積極的に上げるとともに、そういう財源をほかの財源から持ってくるというような状況でもないで、公立の保育料のバランスを取って調整せざるを得ない、こういうふうに思うわけでありまして、つらい話でありますけれども、同じ税金を払っている市民の行政サービスに格差があるとはならないという大原則に立って是正していただきたいことを強く要望して、私のこの質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の1、幼稚園の官民格差解消を積極的に実施せよの質問を終わります。

一般質問4の2、ごみゼロ社会の実現を目指して——家庭用生ごみ処理機の補助を求む——の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○30番（小山良悟君） 生ごみ処理機の補助を求めるという一般質問でございます。

ごみの問題は、きょうも何人かの議員からも出ておりますし、議会ごとに議論される問題でございます。

この日野市のごみの状況ですが、これは平成10年度、ことしの12月半ばに市民の皆さんにお知らせしたいというデータがあるわけでありまして、平成9年度の実績でありますけれども、日野市のごみの総量が6万637トンで、1人1日当たり排出量が1キロ12グラム、年間369キログラムということになるわけでありまして。そして、ごみ処理にか

かる費用でありますけれども、平成9年度は約19億円。これは1人あたりにしますと1万1,803円費用がかかっております。

資源回収量でありますけれども、平成9年度は4,863トンであります。ステーション回収が2,239トン、集団回収が2,624トンということで、資源化率でありますけれども、先ほどの清水議員の数字とは食い違ってしておりますが、私の方のデータが正しいんではないかと思いますが、資源化率が11.9%で多摩地区ではワーストワンだということで、多摩地区の平均が21%の資源化率であります。多摩地区ワーストワンという、まことに不名誉な状況にあるわけでございます。

いずれにしても、このごみの問題についてはいろいろな対応を考えていかなければならない状況に来ております。

谷戸沢の処分場に焼却灰を持ち込む配分量の割り当てがあったわけではありますが、平成4年から9年までの5年間で負担金の算出結果が出まして、日野市は幸い、これまで努力——努力というか、貯金があったということで、1,112万5,000円の還付金をちょうだいしたということであります。26市1町のうち、還付金をいただいた自治体は19市と1町であります。

逆に、追徴金を支払わされた自治体は10市あるわけでございまして、国分寺市は1億2,260万円という、1億2,000万円も追徴金を支払わされたという状態にあります。昭島市も6,242万円の追徴金を支払ったということで、追徴金を支払った自治体が10市あるわけではありますが、今後これから谷戸沢の配分、10年間決まったようではありますが、年々圧縮をされていくわけでありまして、日野市も今の状態で行くと、もう追徴金を払わなければならないという状態に追い込まれるということでもあります。

したがって、このごみの減量については真剣に取り組む必要があるということでございます。そのための方策の一つとしてきょう取り上げたのが、生ごみ処理機の問題であります。

生ごみ処理機というのは電動式でありまして、媒体剤の中の微生物の活動で生ごみを炭酸ガスと水蒸気などに分解するものです。自然界で土の中に埋めた生ごみがいつの間にか消えてしまうという原理を機械の中で短期間に行うものでございます。

各メーカーからいろいろな機種が開発されているわけではありますが、このごみを減らすために27市でもいろいろな努力をされているわけではありますが、この生ごみ処理機に対する補助を各市でも実施いたしております。簡単にその状況を申し上げますと、福生市では生ごみ処理機の価格の3分の2相当額で3万円まで補助を出しております。羽村

市は購入金額の2分の1で2万5,000円まで。対象機種は消滅または堆肥化、肥料ができるものということです。青梅市では1世帯を2基までとし、1世帯当たり5万円を限度として購入価格の3分の2までを補助すると。消滅型、堆肥型の機械に補助を出すものであります。府中市でも1基につき購入価格の2分の1で2万5,000円まで、多摩市は購入金額のうち消費税分を除いた2分の1の額で2万5,000円まで。八王子市は平成10年11月15日の広報紙で募集し、抽選で1万円補助。国立市は購入金額のうち消費税を除いた2分の1の額で2万円まで補助ということで、そのほか小平市でも三鷹市でも、それから武蔵野市、調布市、町田市、清瀬市、田無市、東久留米市、東大和市、狛江市、小金井市など、もういろいろな自治体で既にこういった対応をしているわけでございます。

このごみの問題は、一般廃棄物といい、また産業廃棄物といい、21世紀の行政の最大の課題の一つであります。馬場市長は21世紀を見据えて、ごみゼロ社会の実現を選挙公約しております。1日も早くごみゼロ社会を実現するために、ごみ減量につながることはどんなことでも積極的に対応していかねばならないという立場にあるかと思えます。

先ほど申し上げましたように、おめおめ追徴金を1億円も取られるような状況に陥るようなことがあってはなりませんし、ごみの減量については、生ごみについてはこのバクテリアを利用しての水にする、あるいは蒸発させるという技術が開発されて、機械も普及してきておりますので、家庭用においては、ただいま申し上げたような他市の例もありますように補助金を出していただいて、家庭でも生ごみを処理をしていただくように仕向けていく。また事業所についてはそれを、生ごみ処理機の配置を義務づけるとか、生ごみについてはそれぞれの家庭、あるいは事業所で処理できるような状況に追い込んでいくようにしていかなければならないのではないかと。もちろん公共施設は率先して、学校給食とか、あるいは病院とか、そういったところはそれぞれその事業所で生ごみを処理していくというふうにしていかなければならないというふうに思います。

また、資源化率が最低だということでもありますので、この取り組みも考えていかなければならない。先般、民主クラブでは行政視察で広島市へ行ってきましたけれども、広島市のごみの処理の工場を見学してきました。選別といいますか、分別の工場ですね。23億円の費用をかけて、収集したごみをベルトコンベヤーに流して、40人ぐらいの職員がずらっと並んで、それぞれ自分の分別する、ダンボールを取る人はダンボール、瓶を取る人は瓶とか、瓶も色が違うとか、そういうふうな、これは大変な作業だなと思いました。もうベルトコンベヤーでどんどんスピードが早い状況の中で、息をつく暇も

ない状況の中で分別をやっておりました。徹底的にそういった分別作業をして、それでそれをリサイクルに回すという形を取っておりました。日野市でもそういった取り組みもしていかなければならないのではないかというふうに思います。

現在の焼却炉は8年から10年後に新しく購入しなければならないという事態に追い込まれるわけでありまして、現段階ではその費用が310億円もかかるということでありまして、途方もない巨額の財源を必要とするわけですが、現在の財政状況、それから将来のことを考えても、その財源捻出には本当に苦勞するというか、なかなか難しい状況に追い込まれるのではないかとこのように思いますので、できるだけごみを燃やさないようにするという、もちろんダイオキシンの問題とか、そういったこともあるわけですから、燃やさないようにするという、生ごみについてはそれぞれの家庭、事業所で処理をする。それからその他のごみについては、そういう分別の作業所といますか、そういうふうなものを、もちろんその前に市民の皆さんに分別の徹底をお願いするということでありまして、さらには行政の方もさらに細分化して分別して資源化の徹底を図るということによって、焼却炉が極端なことを言う必要なくなるというぐらゐの状況をつくっていかなければならない。それが馬場市長の目指すごみゼロ社会の実現なわけですから、現在でも、とにかくこの生ごみの処理機について、先ほど例を挙げたようにたくさんの市が実現しているわけですから、ごみゼロ社会を標榜する日野市としては、積極的にこの問題に取り組んでいかなければならないというふうに思うわけがあります。

これについて、担当の方から答弁をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 生ごみの処理機の補助を求むという御質問でございます。生ごみの減量化といたしましては、これまで堆肥化容器、一般にはコンポストなどと言われていますが、補助を行ってきております。また、市内の小学校の一部には、学校給食の給食室に業務用の生ごみ処理機を導入することなども合わせて、少しではありますが、取り組んできております。

ところが、ここ数年、生ごみの処理には乾燥化、消滅型など、処理機における技術開発が盛んに行われて、既に一般家庭で実用化されてきております。御指摘のように、多摩地域の近隣市では、既にこうした生ごみの処理機の補助が、購入に対する補助制度を設けているところが大変多くなっております。また青梅市などは、申込者も当初の予算を超えて、多額の補正をしているということも聞いております。

特に消滅型は水と炭酸ガスに分解してしまうものや、すべて気体になってしまう型のものが出てきておりまして、大変好評であると聞いております。これまで畑や庭を持たない家庭にいま一つ不人気であった堆肥型に引きかえ、においが出ない、スペースも少なくて済む、価格も低くなってきているなどの要件がそろってきたからだと思われます。

当市におきまして、2年後の大きな改革に向けまして、家庭用生ごみ処理機への補助についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 既に日野市の小学校、市内で生ごみ処理機のあれを何年か前にやったというのがあるわけですが、それはもう技術的にも不十分なもので、問題が多いだろうと思います。特に生ごみ処理機でも、コンポスト、肥料、堆肥化にするというのは、これまた問題があるんですね。例えば塩分が抜き切れないとか、それを肥料にするにもいろいろとまた問題もあるというようなことで、肥料化にするというのについてはやっぱり何かと、その後の処理についても対応をしなければならない問題もあるわけでありまして、今申し上げましたように水にするか、あるいは気体として蒸発させるという、そういう機械が既に出回っておるわけでありましてから、新しい時代の新しい技術に対応した機種を導入して、一刻も早くこういう問題に取り組んでもらいたいと思うんですが、具体的には、これは来年度はどうなるんですか、この補助は。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 今、予算を要望して検討しているところでございますが、要望してございません。12年度の大改革に向けて、できましたら12年度の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 要するに平成11年度は予算要求をしていないと。12年度からにしたいと、こういうことですね。頭がいいからそのように理解したいと、こう思うんですが、ただ、部長、これはもう本当に他市もこれだけ実施しているし、まして、もう市長が選挙公約でごみゼロ社会を実現すると、こう言っているのだから、もうヒアリングは終わったでしょうけれども、追加で予算要求してごらんない、やるだけ。あとは判断は、最終判断は市長がするでしょうから、ぱっきり切るか、うーんと頭をひねって予算をつ

けるかですね。ひとつ部長、それはあきらめないで、11年度も実現できればぜひ実現してもらいたいと、こう思うんで、企画部長の方に予算要求をきょうの質問を受けてやっていただきたい、こう思います。

この問題について、市長の方であえて何かコメントしたいことがあれば求めますが、なければ結構でございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） ごみゼロ社会を目指すということの中で、特に小山議員から、家庭用の生ごみをごみとして出さない方策の一つとして、新しい処理機を近隣各市の例に倣って大勢の市民の方が採用するように補助金のシステムをつくれと、こういうことでございます。

具体的には部長からお話し申し上げましたように、今、この生ごみの処理の方式は非常に進歩しております。いろいろなシステムが、新しい企業、特に小さなベンチャー企業といえますか、そういうところも含めて取り組まれているようでありまして、なかなかユニークな、そして安い価格のものが数多く出てきております。そういう意味で非常に興味を持っているところでございます。

確かに生ごみは、堆肥化というものが当初大きな主流であったわけでございますが、今、議員御指摘のとおり、塩分の関係でなかなかこの堆肥にストレートに持っていくというのが難しいような状況がございます。そういう中で、新しい蒸発型とか消滅型、こういった形のものはこれからの時代にマッチをするのではないかなという認識を持っています。

そういう意味で、来年からということをお約束してほしいということを言われますと困ってしまうんですが、とにかく2年後にはボックスを廃止をするというふうなお約束を申し上げましたので、その経過の中でできるだけ幅広く可能性を探っていきたいというふうに思っています。引き続き御指導をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 市長から答弁をいただきましたが、環境共生部長、ぜひ追加予算の要求をしてみてください。市長があとどう判断するか、私も見守りたい。このことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の2、ごみゼロ社会の実現を目指して——家庭用生ごみ処理機の補助を求む——の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は12月7日月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時27分 散会

12月 7 日 月曜日 (第 3 日)

平成 10 年

第 4 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第30号)

12月 7 日 月曜日 (第 3 日)

出 席 議 員 (29名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登志子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵美子 君	6 番	名 取 美佐子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精一郎 君	11番	中 谷 好 幸 君
12番	佐 瀬 昭二郎 君	13番	森 田 美津雄 君
14番	執 印 真智子 君	15番	江 口 和 雄 君
16番	沢 田 研 二 君	17番	田 原 茂 君
18番	宮 沢 清 子 君	19番	小 川 友 一 君
20番	奥 住 日出男 君	21番	竹ノ上 武 俊 君
22番	板 垣 正 男 君	23番	一ノ瀬 隆 君
24番	内 田 勲 君	25番	夏 井 明 男 君
26番	馬 場 繁 夫 君	27番	黒 川 重 憲 君
28番	土 方 尚 功 君	29番	福 島 盛之助 君
30番	小 山 良 悟 君		

欠 席 議 員 (1名)

10番 小 島 久 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	まちづくり推進参事	野中勝美君
学校教育部参事	伊藤敏君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成10年12月7日（月）
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○副議長（竹ノ上武俊君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問5の1、障害児の放課後の居場所についての通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

〔5番議員登壇〕

○5番（出沼恵美子君） それでは質問させていただきます。

障害児の放課後の居場所について。

私たちは、日ごろ、生活者ネットワークのメンバーとともに一般質問をつくっています。また、市民の方から提案のあったことなども、市民の方と一緒に質問づくりを行っています。

ことし、生活者ネットワークでは、20周年記念事業として、若い人たちを対象に政策ゼミを開校しています。そこで、1年近くいろいろな政策の勉強、特別養護老人ホームなどの見学、また議会傍聴などを行ってきました。最後にゼミの卒業試験として一般質問づくりを行い、実際に行政に、障害児の放課後の居場所と痴呆性高齢者のグループホームの政策提案をすることになりました。この質問は、その学生さん、日野市の近くの大学に通っている方がつくりました。まず、そのことを紹介させていただいて質問に入ります。

現在、女性の社会進出がますます盛んになっています。それに対応した形で、働く人たちのための子育て支援が急務となっています。特に障害児を持つ保護者は、特に母親ですが、子育てのためフルタイムの就労が困難であったり、全く仕事に就けないといった場合も多くあるそうです。

私が、ある民間の障害者の通所施設を見学に行ったときに、そこは少し年齢の高い人たちが対象の施設だったんですが、障害のある子どもたちの放課後の居場所がないということで、週2日、また夏休みは毎日、学童を受け入れているというお話を伺いました。このような状況への行政の対応策の一つとして、学童クラブへの受け入れや児童館の利用促進をお願いしたいと思うのですが、現在このような行政による子育て支援サービスについては、障害児についても健常児と同じ対応がなされているのでしょうか。

以下、5点について質問をいたします。

1点目は、学童クラブを利用している障害児は現在、幾つのクラブに何人在籍していますか。また、そのための職員は常時、何人配置していますか。

2点目。学童クラブを卒業した4年生以上の障害児や学童クラブを利用していない障害児が放課後どこで過ごしているか、把握されていますか。

3点目。今議会で提案されている日野市立児童館設置条例の資料として提出されている施行規則の中の第4条2の(1)の学童クラブに入会することができない者として、著しく心身に障害のあるときとなっていますが、具体的にどのようなときに入会できないのでしょうか。また、東京都の学童保育要綱等の改正により障害児に関しては来年度から6年生までが対象となりますが、日野市ではどのような対応を考えていますか。

4点目。学童クラブに所属する障害児の送迎はどのようになっているのでしょうか。また、現在、送迎が行われているとしたら、学童クラブから自宅に帰際にはどのようになっているのでしょうか。そのときは保護者が迎えに来ているのでしょうか。

5点目。次に児童館についてですが、現在、児童館を利用する障害児は何人いますか。また、そのための職員、スタッフは何人配置していますか。

以上、お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、障害児の放課後の居場所についてということで、5点ほど御質問がございました。前後がずれるかもしれませんが、お答えをまずさせていただきますと思います。

当市の学童クラブにつきましては、現在21施設で883人を育成する施設となっております。この中で障害児の育成でございますけれども、1980年4月、昭和55年になりますけれども、さくら第一学童クラブで入所施行が行われて以来、現在に至っております。

平成10年度の障害児の育成状況は、7施設で12名の児童の受け入れが行われております。何人が見ているかというお話がありましたけれども、現在、介助員は11名でございます。その障害の種類、程度はまちまちでありまして、担当職員や介助員もその育成について日々、模索しながら取り組んでいるのが現状でございます。

障害児の受け入れ体制につきましては、障害のケースや発達段階を考慮いたしまして適切な働きかけや配慮を行い、健常児との対等な関係を築けるよう、障害児の状況にもよりますけれども、障害児1人に対して専任の介助員1人を配置して対応しているところ

ろでございます。

今後の障害児の受け入れにつきましては、御案内のとおり児童福祉法の改正を受けて、学童クラブの入所枠をおおむね10歳までの児童、それから6年生までの障害児に拡大することが示されておりますが、現状では育成室の面積が大変狭い状況でございます。45人定数施設で見ても、1人当たり2.2平方メートル程度でございますので、今後、学童の活動の場として施設改善などもあわせながら体制の確保に向けて取り組んでいかなければならない、このように考えているところでございます。

障害児の学童クラブへの通所につきましては、要領で、原則として保護者または保護者にかわるべき人により送り迎えができる通所可能な児童となっておりますので、現状では保護者または養護学校等の送り迎えにより通所しているのが現状でございます。したがって、帰るときは保護者をお願いをしているということになります。

障害児の児童館の利用状況でございますけれども、現在、小学生の児童館の利用状況につきましては、年間約9万3,599人という統計が出ておりますけれども、日々に直しますと52人程度が利用をしている状況になります。この中で障害児の利用は、ごく限られた利用にとどまっております。今後、遊びのきっかけをつくるなどの工夫をして、利用しやすい環境づくりに努力していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

今、学童クラブに著しく心身に障害のあるときが入会できない条件というふうになっているんですが、今のお話を聞くと、それぞれ対応していらっしゃるということですので、特に入会できなかったということはなかったんでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 御希望があっても入会できなかったということはあると思います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、日野市の学童クラブ入会事務実施要領というのがございまして、その中で心身に障害を有する児童の入会についてということで幾つかの規定をいたしております。心身の障害を有する児童の入会については運営要綱第5条各項の規定を検討し決定をさせていただきますが、日常の育成の場において健常児と同一の育成が可能であるという一つの条件がございます。

具体的に申し上げますと、身体障害者につきましては、おおむね障害の級で申します

と5級程度ということになろうかと思います。

それから知的障害者につきましては、東京都の愛の手帳の交付要綱等に規定があるわけでございますけれど、軽度ということですから4度または中程度、3度になりますけれども、中程度の範囲で、かつ原則として保護者またはそれにかわるべき方に送り迎えができて通所可能な方と、こういうような規定でやっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

障害児1人につき介助員は1人ついているということですので、可能な限りの対応をしてくださっているというふうに理解をいたします。

2点ほど再質問したいんですが、今の送迎の問題なんですけれども、学童クラブから自宅に帰る障害児、今、保護者が迎えに来て通所が可能という条件だということなんですけれども、自宅に帰るときの送迎も、できたら検討していただきたいと思います。その点についてお願いします。

もう1点。障害児が健常児とともに遊べる空間を提供するため、また障害児を持つ保護者が自分たちの時間を持てるよう、児童館は障害児の受け入れを積極的に行うべきだと考えます。親の付き添いなしでも遊べるよう障害児1人につき1人のスタッフを配置すべきと考えます。

杉並区では、親の付き添いもあるのですが、ボランティアの育成としてボランティアスタッフがっています。そんなことも児童館でも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 2点についての再質問をいただきました。

まず1点目については、送迎の問題でございます。先ほどから申し上げておりますように、保護者または保護者にかわるべき方をお願いをして、通所可能という範囲で今やっているわけなんですけれども、いろんなケースがございまして、例えばいらっしゃるときについては、先ほども言いましたように養護学校の送迎バスを学童クラブの前でとめていただいておりますということも可能ですし、それから日野台の学童クラブ等については、三小の中に養護学級がございまして、特殊学級がございまして、学校の中ですから受持ちの先生が学童クラブの方に送っていただく、こういうようなケースも

現在はあるようでございます。

いずれにしても、現状の人員的な配置等、運営面からいきますと、なかなか送迎まで学童クラブの職員がすべてやるということは、正直言って難しい状況にございます。御意見としては十分、今後、検討してまいりますけれども、現状では今のような運営をせざるを得ないのかなと、こんなふうに思っております。

2点目の児童館の活用ですね、居場所としての活用の中で、介助員等を1対1で配置できないのか、こういう御指摘でございます。現在、児童館は6館あるわけでございますけれども、1館に3名の職員——児童厚生員を配置しております。したがって、現状でも保護者同伴ではございますけれども、御利用をいただくことは十分可能でございます。かなり児童厚生員がそれぞれ面倒を見ているケースもございます。ただ、行事等をいたしますと、そちらに手が取られてしまいますので、1対1の対応は正直言って無理かなと、こんなふうに思います。

それで、障害児の居場所という点から考えていきますと、児童館に専門の介助員が配置できるような状況があれば一番いいわけですが、現状では児童館の職員を今、増員配置するということはなかなか難しいわけですし、また、いつお見えになるかどうかかわからない状況で常時、専門職を置くということも正直言って無理かなと、こんなふうに思います。

そこで、先ほど学童クラブの充実の中で、児童福祉法等の改正によりまして年齢の引き上げ、また障害児の年齢の引き上げという問題がございます。日野市の場合、現状では施設面も狭くてなかなかそれはできないわけですが、施設の改善等もあわせ、または専門の介助員等も長時間置けるようであれば、こちらの充実を図っていく方が、より子どものためにはいいのかなと、こんなふうに担当部署としては今考えているわけでございます。できるだけそういう方向が実現できるように今後も努力していきたい。こんなふうに思います。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

専門の職員3名ということなのですが、ほかの市、例えば多摩市なんかには比べますと日野市の児童館の職員というのは数が少ないと思うんです。施設の面でも私は9月議会で、学童クラブの施設の安全確保ということで、児童館の施設もあわせて言ったんですけれども、すごく危険な状態であるところが、なかなか手当てできなくて、職員の方も、

そして通わせている保護者の方もすごく不安があるというようなお話を聞いているんですよ。ですから、今、施設面の充実ということもおっしゃったんですけども、ぜひこれは、何か事故があってからでは遅いというか本当に大きな問題ですので、最優先で施設の面の安全確保をお願いしたいと思います。

それで、学童の方だけではなくて、学童では一日いろいろ縛られるというか、場所になくてはいけない。いろいろ制約もあるので、児童館で遊びたいという子どもたちも、途中から学童をやめて児童館に切りかわるような子たちもいるというふうに聞いているんです。ですから、ぜひ職員の増員をお願いして、児童館でも障害のあるお子さんが遊べるように充実をしていただきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって5の1、障害児の放課後の居場所についての質問を終わります。

一般質問5の2、ドメスティックバイオレンス対策を問うの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君） ドメスティックバイオレンスというのは、夫もしくは恋人などの親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のことです。1993年、国連総会で女性に対する暴力撤廃宣言が成立して以来、北京会議などでも女性への暴力は大きな問題として取り上げられてきました。日野市は、男女共同参画都市宣言をし、先日のフォーラムの午後の部でもドメスティックバイオレンスについての講演がありました。この暴力という深刻な問題について質問いたします。

普通、人を殴れば犯罪になります。家庭内で同じことが行われても表面化せず、警察も明らかに大けがを負っている妻からの訴え、また殺されてもしない限り夫婦間のことは民事不介入ということで取り合ってくれません。やけどや骨折などで病院に行っても、夫から暴力を振るわれたとはいえず階段から落ちたなどと説明するため、なかなか表面化しません。シェルターに駆け込む女性は、実家の両親に暴力が及んで、あるいは殺されそうになって駆け込んでくるというように、ぎりぎりまで我慢しています。

朝日新聞によりますと、配偶者の暴力によって女性が死んでしまった年間の傷害致死事件、100件から120件あるそうですが、このうち約40人は虐待を受け続けていたと見られるということです。これは監察医が調べた司法解剖の結果から導き出されたそうですが、女性に対する暴力の被害については実態がほとんど把握されていないのではないのでしょうか。

東京都が平成9年度の夏に行った4,500人の無作為抽出による調査では、夫、恋人から日常的に深刻な暴力を受けているのは3%から5%、これを都内の20歳から64歳の女性に当てはめると、何と15万人から20万人です。これは決して大げさな数字ではなく、横浜市の調査でも1%で、これが大体全国的にもほぼ差のない数字と言われています。これを日野市に当てはめると、約600人となります。これは大変な数字だと思います。

暴力を振るう男性について、アルコール依存症とか貧困から来るという思い込みが一般的かと思います。しかし、日本弁護士会の調査では、年齢、学歴、職業、地域に全く関係なく起きていて、社会的に地位のある人にも多いということです。妻への暴力は、女性差別の問題と無関係ではありません。人々の意識の中にある固定的な性別役割分業感から、社会的に、あるいは経済的に夫と妻は対等の関係にありません。ドメスティックバイオレンスは、個人的な問題ではなく、男女が平等でない力関係にある社会的な差別による問題といえます。

東京都の調査で、被害女性が一番望んでいる支援策は、社会的な価値観の改善だということです。被害に遭っている女性に対する社会の無理解が、さらに女性を苦しめている現状が見えます。

それでは、まず5点質問いたします。

1点目。市役所や女性センターにおける相談の中で、暴力に関連した相談は年間何件くらいだと把握していますか。

2点目。東京都女性センターや民間施設など、緊急一時保護施設へ送った件数と、主な原因を教えてください。

3点目。東京で緊急保護施設、いわゆるシェルターは幾つありますか。また、何人収容できますか。

4点目。日野警察の対応はどのようになっているでしょうか。

5点目。市立病院では、ドメスティックバイオレンスと把握したものがあるでしょうか。

以上5点、お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（横島英紀君） ドメスティックバイオレンスに関して5点の御質問をいただきました。それぞれ御答弁をさせていただきます。

1点目の、市の相談の中でのドメスティックバイオレンスの件数でございます。これにつきましては、市もたくさんの相談業務を行っておるわけでございますが、特に女性

センターでの相談件数ということで、平成9年度の状況は163件の女性センターの相談件数の中で、特に暴力を前面に打ち出した相談につきましては16件でございます。

2点目の、シェルターなど他施設へ送った件数でございます。平成9年度は2件でございます。内容につきましては、生活福祉課の母子相談員との連携によって、その暴力に基づくシェルターへ送った件数でございます。

3点目の、東京のシェルターの件数、収容人員についてでございます。シェルターの件数は5カ所でございます。公的な施設で2カ所、それから民間施設で3カ所でございます。また、その収容人員、定員でございますけれども、全体で80人でございます。内訳といたしましては、公的施設で45、民間施設で35となっております。

日野警察の対応でございます。現在、日野警察署でも受付に被害者相談窓口が設けられております。また、安心して相談できるように相談室も1階に設置されておりまして、取り調べのような雰囲気ではなくて明るい感じの部屋で、気軽に相談に応じている状況でございます。対応例として、夫が暴れて危険という110番の通報があれば、すぐに駆けつけたり、あるいは双方から事情聴取を行って、犯罪があったのかどうかを明らかにしていくわけでございます。妻を保護すべき状況であると警察官が判断した場合には、警察などに保護する場合もございます。いわゆる夫婦げんかは、単なる痴話げんかと深刻な犯罪などと区別が非常につきにくい点もございます。また、夫婦が冷静になった場合には警察の行為がいろいろあだになったり、慎重に対応する必要があるということでございます。しかしながら、組織としては、警察といたしましても、関係機関との連携あるいは新体制の強化等が必要ということでございます。

5点目につきましては、病院事務長の方から御答弁をさせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 市立総合病院での把握ということでございますけれども、特に系統だった把握はしてございません。患者さん、直接、暴力云々ということをおっしゃっていただいても、医師、看護婦、傷の状況、それから態度等で暴力ではないかというようなことがわかることもあるわけございまして、現在のところ、それぞれの、その場での対応という状況でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

今のお答えでも、シェルターで東京で80人、大体、民間も合わせて収容可能というこ

とで、深刻な被害を受けているのが大体15万人から20万人いるというふうには推察されるので、本当にまだまだ足りない状況だと思います。

一つ、日野警察の対応なんですけれども、相談室もあってそういう専門の窓口というか、あるということなんです、これはその夫婦間の暴力だけじゃなくて、例えばレイプとかそういう性犯罪とかも一緒に窓口なんじゃないかな。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（横島英紀君） 警察の方の窓口としましては、まず被害者相談窓口がございまして、そこで内容によって各課へ分かれまして、特に夫婦げんかとかそういう内容については生活安全課だとか、あるいはまたレイプだとか事件、こういう内容についてはまたその担当のところで、けんかとか、そういう各窓口にまた相談室が個々に設置されているということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

それでは、警察の方も以前よりは少しずつ理解がされてきたのかなというふうに思います。

再質問を何点かさせていただきたいと思います。

暴力の種類を少し紹介しますと、精神的な暴力として、交遊関係や電話を細かく監視する、だれのおかげで食べているんだというふうにする、子どもの前で「お母さんはばかだ」などといって恥をかかせる、殴るまねをする。また肉体的暴力では、殴る、ける、髪の毛をつかんで引きずる、壁にたたきつける、首を締める。また性的な暴力として、妻に対するレイプ、避妊に協力しないなど。経済的な暴力として、妻の自由になるお金は1円も渡さない、仕事につこうとするのを邪魔する、などがあります。

なぜ逃げないのかと思われるかもしれませんが、経済的な裏づけがなく子どもを連れて逃げるができなかったり、また暴力を日常的に受けていると、自分はだめな人間なんだと自分に自信が持てず暴力を受け入れてしまう精神状態に追い込まれてしまいます。

しかし、だれかに相談したという人は、東京都の調査では15%しかいません。相談した相手は、公的な機関より友人や両親といった私的な相談が圧倒的に多くなっています。相談しない理由として、恥ずかしい、仕返しを怖い、我慢すれば何とかやっつけられる、自分にも悪いところがある、また相談してもむだ、などとなっています。訴えても警察では相手にしてくれない。また家庭裁判所の調停員には、もう一度頑張ってなどと言わ

れてしまう。行政に相談しても、あなたも悪いなどと言われてしまうといったように、公的機関に相談してみてよかったと思っている女性は3割しかいません。

そこで再質問を8点ほどいたします。

先ほどのお答えで、日野市では相談件数16件ということでしたが、生活者ネットワークが行った実態調査で、立川市では年間、日野市と同じ16件、多摩市17件、調布市が同じ17件、八王子市が少し多いです、83件、町田市10件、府中市が断トツに多くて195件となっています。これは府中に暴力的な夫が多いわけではなく、夫婦間の悩みとして相談してくる背後に暴力が関係している場合もありますので、相談員が丁寧に聞き取って暴力の有無を把握しているためです。日野市でも、ぜひこのような丁寧な聞き取り、また相談の項目に暴力という項目を起こして実態の把握に努めてください。これが1点目です。

2点目。現在、日野市の女性センターの相談員は1名で、市内在住の方ですが、市内の方では相談者が相談しにくいのではないのでしょうか。暴力の相談は法律的なことや精神的な問題など専門性が要求されます。暴力についての専門相談員を配置していただきたいと思います。

3点目。また、広報などを通じて暴力の相談を受け付けていることを積極的にPRしてください。府中市や調布市では、広報やポスターでPRした後、相談件数がふえたというふうに聞いています。

4点目。また、女性センターを初め相談機関の連携——病院、医師会、保健所、福祉保健部、教育委員会、警察などと暴力ということに関して連携をとっていくことも必要だと思います。

5点目です。緊急に駆け込む施設、シェルターについてですが、神奈川の民間のシェルターで、満員で入れず自宅に帰って殺されてしまったというショッキングな事件が2件ありました。東京でもシェルターの数は全く足りません。近隣市との連携でシェルターを設置していただきたいと思います。深刻なケースでは、ストーカー的な夫がほとんどです。日野市の中では夫が追いかけてきてしまいますので、広域的な連携が必要です。

6点目です。また、シェルターには二、三週間しかいられませんので、自立までのステップハウスが必要です。民間のシェルターやステップハウスへの財政的な支援を都や国に要望していただきたいと思います。

7点目。暴力の問題では、暴力の連鎖ということも大きな問題です。東京都の面接調査では、被害女性の6割の子どもが夫から暴力を受けているとされています。また横浜

市の調査で、暴力を振るわれている約3割の女性が自分の子どもに暴力を振るっているということです。その子どもは、さらに自分より弱い立場のペットなどに暴力を振るう。また、いじめの問題に発展します。また、今、暴力を振るっている男性のほとんどが子どものころから暴力を振るわれているという調査結果もあります。さらに女の子の場合は、大人になってから被害者になりやすいとも言われています。親から子へ、大人になったとき家庭内の暴力に、暴力が連続していきます。どこかで、これを断ち切る必要があります。暴力を振るう人へのカウンセリングがアメリカで義務づけられている州もあります。同時に、子どものころからの教育が重要です。人権教育、男女平等教育、性教育などはもちろん必要ですが、暴力ということでの教育が必要だと思います。日本でも行われているところもありますが、キャップ（CAP）という暴力から身を守るプログラムがあります。日野市でも全小学校で取り入れてほしいと思います。

8点目。最後ですが、実際に暴力を受けている子ども、また母親が暴力を受けているのを見ている子どももいると思いますが、子どもたちへの情報提供を学校でしていただきたいと思います。相談機関や駆け込み施設があることなどをポスターなどで知らせてください。

以上、相談体制の充実、PR、連携、シェルターの設置、支援、教育についてお答えをお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それぞれ再質問の内容につきまして、御答弁をさせていただきます。

1点目の、相談の中での暴力の把握ということでございます。

現在、女性センターの相談内容については四つの項目に分類をしているわけでございます。しかしながら、それは暴力という部分はその項目の中になくて、全体の中では先ほど16件と申し上げたわけでございますが、これからはその暴力の相談内容の項目に、暴力という部門を起こして明らかにさせてまいりたいと考えております。また、人権身の上相談等につきましても、今後、工夫が必要かなということで考えております。

2点目の専門相談員の配置の問題でございます。確かに議員さんがおっしゃったように相談内容も大分複雑になってきておりまして、今の相談員さんは市内の方でございます。さらには女性の立場に立ったといいますか、そういう専門の相談員が必要であろうと考えております。今後、今はむしろカウンセラー的な相談員さんでございますので、その辺については今後十分、検討をさせていただきたいと思っております。

3点目のPRの問題でございます。家庭内の暴力でありましても、夫によるものでありましても、暴力は犯罪ということで認識を広げるために、今後、広報ひの、あるいは女性センターだより等々によりましてPRに努めてまいりたいと思います。

4点目の、他機関との連携の問題でございます。さまざまな問題がありまして、それぞれケースに応じた関係機関との連携あるいは情報交換を行っているわけでございます。既に福祉事務所、福祉保健部の生活福祉課あるいは日野警察とも連携をとっておるわけでございますが、これもまた行政だけではなくて民間も含めた幅広い連携が必要であろうと思っております。特に福祉関係については母子相談員の皆さん、あるいは民生児童委員の地域組織の皆さんもいらっしゃいますので、そういう意味で行政機関との連携は民間も含めた中で幅広く今後、検討をさせていただきたいと存じます。

5点目のシェルターの設置をということでございます。緊急一時保護の入所者は、多くの場合、夫などからの暴力から逃げてきているということを考えますと、住まいと同じ市内で保護することは適切ではない。広域的な措置によって体制が望まれるわけでございます。東京都や関係機関、特に病院、警察あるいは保健所等々でございます。そこら辺と十分連携しながら体制の確保やあるいはシェルターの整備、こういうものについて考えなければならないと考えております。

また、6点目の国や都に対する民間支援の要望ということでございますけれども、これらを含めまして、やはりあらゆる機会をとらえまして国や都に要望をしていきたいと考えております。また、生活の入所そのものが2週間という期限がございますので、その後の支援について、やはりこれも関係機関、あらゆるところが相談あるいは今後の問題についての支援体制をつくっていかねばならないのではないかと思います。

7点目、8点目につきましては、教育委員会より答弁をさせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 7点目のキャップ（CAP）の問題でございますが、キャップというのは Child Assault Prevention といいたいでしょうか、普通、アメリカなんかで児童虐待とか子ども虐待という場合は Child Abuse という言葉を使うんだそうですけれども、Assault という場合の方がもっと激しいといいたいいますか、そういう内容があるそうでございます。ですから、そういうことについて学校教育の中でプログラムとしてぜひ実施すべきだという考えだと思いますけれども、私どももそういう方向でぜひやっていかなければならないと思っております。

ただ、現在のところ、まだ児童生徒に対する性的な虐待行為の防止プログラムについ

ては、まだ作成はされておられません。ただ、私どもは日々の朝や帰りの相当短い学級指導の時間とか、さまざまな安全指導の中で自分の身の守り方とか、そういうことについて、また連絡方法について時間をとって指導をしています。議員さんがおっしゃいましたとおり、暴力の連鎖ということは現在学校でもたくさんのことが察知できることがございます。

先日、都立の児童相談所の所長さんとお話をいたしましたら、最近、児童相談所への電話相談の多くは、母親からの、自分自身が自分の子どもにどうしても虐待してしまうんだというような相談が非常にふえているということをお聞きしまして、本当にこのことは緊急な課題だと思っております。東京都の方でも、今、教員を対象にして、こういう虐待行為についての現状とか、その課題についての研修会を実施するようになっておりまして、この問題についての啓発活動を推進しております。私どもも、そういう観点で日野市でも努力していかなければならないと思っております。

8点目の、情報提供のことについてでございますけれども、日野市内でもさまざまなわいせつ行為とか痴漢行為とか、そういうようなことも実際にございます。そういう場合に、問題を把握しましたら、すぐ学校の方では近隣の学校に必ず連絡をしています。また、教育委員会、警察にももちろん連絡をしていただいております。また、すぐに生活指導主任を中心として先生方が地域に入るというような対応もまたしております。

そういう中で、保護者向けには学校の方から、こういうようなことがあったというようなことで、すぐプリントをお配りして注意を呼びかけ、また学級指導で子どもたちに注意を呼びかけております。小学校では主に担任の先生に、中学校では担任の先生を初め学校に配置されていますスクールカウンセラーとか、心の教室相談員の方々にさまざまな不安や悩みを伝えるように、そういうことで働きかけております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

相談の項目に暴力という項目を起こすというふうに検討をいただいているということと、それから専門相談員も今後十分、検討していくということで、そのようにお願いしたいと思います。

9月議会で実態把握の調査をして、できるだけ早い時期にするということだったので、それもぜひ来年度やっていただきたいと思います。先日のフォーラムのときに、市民のグループの方が、フォーラムに来ている方たちにこの暴力のアンケートをとったんです

けれども、そのアンケート結果はさっき少しだけ見せていただいたんですが、かなりの方が、夫からあるいは父親から暴力を受けた経験があるというふうにお答えになっているみたいなんです。ちょっとした調査でもそういう結果が出てくるわけですから、ぜひきちんとした調査というのをできるだけ早く、来年度行っていただきたいと思います。

それからシェルターのことですけれども、ぜひこれは近隣市と連携して、先ほどもちょっと紹介しました府中市とか調布市ではかなり進んできておりますので、そういうところは十分、重大な問題だというふうになっていると思うんです。そういうところとぜひ連携して積極的に、ほかの機関との連携だけではなくて、自治体でもシェルターをつくるというふうに進んでいただきたいと思います。

それから教育の方ですけれども、教育の中でもかなり家庭の中の暴力、それから痴漢などのそういう犯罪、両方ともすごく深刻な状況になっているということがわかりました。学校の中だけで、なかなか対応できない部分もあるかと思いますので、ぜひ女性参画推進室などと連携をして、例えばそういうポスターを学校に張ってもらうとか、子どもたちがそういう被害を受けたときには我慢なくていいんだというような、どこに相談に行ったらいいのかというようなこともあわせて、そういうことを学校だけに任せるのではなくて、女性参画推進室の方でも学校へ出かけて行って子どもたちに言うとか、そういうような連携もぜひとって、今後、この問題をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって5の2、ドメスティックバイオレンス対策を問うの質問を終わります。

一般質問5の3、外国籍児童・生徒への配慮指針づくりをの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君） それでは、外国籍児童・生徒への配慮指針づくりをということで質問をさせていただきます。

ことし4月の大坂上中学校で前教育委員長のお祝いの言葉の中に、差別に当たる不適切な発言がありました。教育委員会は、9月の教育委員会定例会で、事実誤認、不適切な発言があったとして遺憾の意を表明し一層の努力をするという見解を出しています。この教育委員会の見解表明を受けて、11月定例会には二つの請願が出されました。そのうち公立学校に在学する在日外国人児童生徒の人権を保障するための請願は、1、東京都教育長が出している公立学校に在学する在日外国人児童生徒にかかわる教育指導についてという通知の内容を、教育委員会及び市立小中学校の現場で徹底すること、2、教

育に関する外国人市民会議をつくること、3、日野市独自の在日外国人児童生徒にかかわる教育指導指針を在日外国人を含む市民の参加によってつくること、の3点を求めた請願でした。

私も傍聴していたんですが、教育委員会は一つ一つの請願事項については審議を行わず、日野市は人権尊重教育を十分にやっているからという理由で不採択になりました。東京都教育委員会からの通知の徹底を求める内容の請願を、やっているからという理由で不採択にするとは理解できませんでした。私も短い議会経験ですが、議会ではできる限り市民の意思を酌む努力をし、やっていく方向性のある請願については採択をするというふうに思います。

また、9月の定例会に出された日野市教育委員会における外国人差別をなくすための請願については、請願趣旨については十分理解できる、よくわかるという意見が述べられて、不採択になったと聞いています。傍聴した市民は、なぜ不採択になったかわからなかったと驚いていました。よく聞いてみると、一教育委員会には手に余る大きな問題であるからということだったようですが、それでも、その方向で努力することはできると思うんです。その請願項目の中の日本現代史の徹底した正しい教育の実施などは、一教育委員会でもできることではないでしょうか。社会全体が変わらなければ解決しないとあきらめてしまえば、差別はなくなりません。目の前の問題に一つ一つ真剣に取り組んでいかなければ、社会も変わらないと思います。

このように最近、教育委員会に出されたすべての請願が不採択になっています。納得できる不採択の理由が示されるなら、それもわかりますが、日野市が請願と同じ趣旨で教育行政を進めているのに、不採択になるのはおかしいことと思います。教育委員会の審議については、あれこれお聞きしますが、教育長御自身はどうだったのか、不採択という立場だったのか、また、このことをどう思われるか、お伺いします。

次に、教育への市民参加についてお伺いします。

先ほどの人権を保障するための請願が不採択になったことについて、市民の中からは、教育委員会は市民の教育行政への参加権を無視しているのではないかという声が上がっています。前教育委員長の発言問題から、市民の皆さんがこの半年の間いろいろ勉強して一生懸命考え、二度とこのようなことがないようにするために具体的な提案をした請願でした。日野市としてやっていくべきことをやっているのだから、市民には口を出してもらいたくないと受け取られても仕方がないような請願審議だったと思います。教育行政の独立性は重んじるとしても、市長の進めている市民参画の姿勢との整合性は図ら

れるべきだと思います。教育行政における市民の意見の反映、教育行政での市民参加についてどのように考えているのか、市長と教育長にお伺いします。

最後に、指針づくりについてお伺いします。

日野市の小中学校には外国籍の子どもたちが50人いると聞いていますが、本名ではなく日本名で通学している子どもが何人かいるということです。保護者の希望でそのようになっているようですが、本名では生きにくい差別がこの社会にまだまだ存在していることを物語っていると思います。本名で通っている子どもたちが差別を受けないように配慮することはもちろん、日本名で通っている、あるいは途中から本名通学をしている子どもたちがそのことでコンプレックスを抱いたりしないように配慮することが重要だと思います。

例えば、日本と朝鮮や中国との歴史をきちんと教え、変わらなければいけないのは差別の残っている日本の社会であり、朝鮮人であることは恥ずかしいことではなく、恥ずかしいのはそう感じさせてしまう日本の社会の方なのだとすることを教えていくことが必要だと思います。何より、一人ひとりの心に沿った教育を実践していただきたいと思います。

また、新しく日本にやってくる外国人の子どもたちもふえています。一人ひとりのアイデンティティを尊重していく教育が、国際化の進む今後ますます重要になっていきます。差別がなぜあるのか、どうしたら在日外国人児童生徒の人権を保障していけるのか、当事者の声を聞き、外国人を含む市民、行政、みんなで考えていかなければならないと思います。日野市独自の外国人児童生徒への配慮の指針をつくるべきと考えます。いかがでしょうか。

お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） まず最初に、教育委員会事務局として御説明させていただきます。

まず、公立学校に在籍する外国人児童生徒の人権を保障するための請願の不採択の理由についての御質問について、私どもの考えをお答えさせていただきます。

この請願は、東京都教育委員会が平成10年3月2日に出しました公立学校に在学する外国人児童生徒にかかわる教育指導についての通知文がございます。この通知の中身を徹底すること、2番目に、教育に関する外国人市民会議をつくること、3点目に、日野

市独自の在日外国人児童にかかわる教育指導指針を在日外国人を含む市民の参加によってつくること、以上の三つから構成されております。

この請願を教育委員の方々が不採択としました理由として、次のことが考えられます。

第1の東京都教育委員会公立学校に在学する外国人児童生徒にかかわる教育指導の徹底につきましては、私ども市内の学校現場への指導としまして、文部省、それから東京都から出されました過去4回の教育指導にかかわる通知をもとに市内の小中学校に徹底しております。また、具体的に申し上げますと、平成9年3月3日と、平成10年3月2日に出されました東京都の公立学校に在学する在日外国人児童生徒にかかわる教育指導についての通知がございます。この通知について、すぐに各学校に送付いたしまして、この徹底をお願いしました。

また平成9年4月、平成10年4月、その年度の一番初めの校長会、また教頭会で、日野市教育委員会の重点としての人権尊重教育の徹底について特に時間を設け、指導室長、指導主事よりも指導をさせていただきました。

また、在日外国人児童生徒にかかわる教育庁指導部指導資料というのが、これでございますけれども、こういう資料が東京都教育委員会より配布されております。これにつきましても、各小中学校に配布いたしまして、この徹底方をお願いしております。

学習指導面につきましても、学校におきまして教科、道徳、特別活動、そういう部分で人権尊重教育、国際理解教育等につきまして、発達段階に合わせてその実施をしております。特に国際理解教育の場合は、学校が日本に暮らす外国人の方々をお招きして文化、習慣等についての話をさせていただいたり、諸外国に対する理解を深める活動が進んでおります。

また、管理職や教職員についても、東京都は在日外国人児童生徒教育研究協議会というのを実施しております。

また、全教職員を対象にしまして人権尊重教育の指導資料、これがございますけれども、これを毎年、全教職員向けに配布しております。私どもはこういう形で教職員、管理職への指導の徹底をしておるつもりでございます。

また、日野市教育委員会としても、東京都教育委員会としても、人権尊重教育の推進ということが一番の重点として行われております。そういうことで、私どもは在日外国人児童生徒への教育指導についてそれなりの努力をしてきた、そういうように思っております。

また、日野市では、外国人児童生徒の教育の充実という意味で、言語指導について、

さまざまな不安についての相談というようなことで週2回、2時間を充てて教育研究室の先生方に日本語の指導をしていただいたり、そしてまたいろんな心配事の相談をしていただくというようなことで進めております。

外国人市民会議のことについてですけれども、私どもは日野市教育委員会としても十分とはいえないかもしれませんが、文部省、東京都の指導方針に基づきまして取り組んでいるというように考えております。ですから、多分私たちが考えるのは、この請願については、そういうようなことで不採択になったのではないかと私たちは推測しております。

次に、指導指針のことですけれども、日野市教育委員会は、教育目標の第5点に、国際社会に生きる能力と態度を育む。そして基本方針の第8点に、地域に住む外国の人とともに生き、国際社会で活動できる態度の育成に努める。そして教育施策として、国際的な視野を持ち世界の平和に貢献できる児童生徒を育成する云々ということで、指針という言葉を使っておりませんが、教育目標、基本方針、施策という形で、指針と同様なものをつくっております。ですから私どもはこの形で進めていきたい、そういうように事務局は思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 出沼議員から、外国籍児童・生徒への配慮指針づくりをという御質問の中で、教育委員会で公立学校に在学する在日外国人児童生徒の人権を保障するための請願が、最近のすべての請願が不採択になっていることについて、教育長自身どう考えるかという御質問でございますが、確かにこのところ教育委員会に対して7月以降、請願が4件出ているというふうに理解しておりますが、この4件すべてが不採択になっております。

その中の1件は、管理運営の規則に関する請願ということで、今回の御質問とは関係がございませんので、この件について申し上げることではありません。

それぞれの請願につきましては、教育委員それぞれの考えの結果であったということではありますが、私自身どうであったかということではありますが、途中の経過は別として、結果的に私といたしましても、他の教育委員と同様不採択に賛成をいたしました。この問題は、前教育委員長の大坂上中学校での発言が大きくかかわっている結果であろうかと思っております。その結果、日野市における教育の分野で、偏見、差別の問題が教育として十分行われていないのではないか、そういう御心配のもとにいろいろと請願が出

てきたのではなかろうかというようにも推測しております。その結果、教育委員会の事前の勉強会も含めまして、教育委員会側からは本市における偏見、差別をなくすための教育がどう行われているかということにつきまして、事務局すなわち指導室、生涯学習部も含めまして、そこにいろいろと質問が出ております。

私自身といたしましても、改めて日野市における教育の偏見、差別をどう行っているかということをこの際、いろいろ事務局サイド、私自身としても勉強させていただきました。本市における人権尊重教育の件については、現在の施策にひずみが出たとの認識ではなく、私といたしましては、今の施策をなお全力で行うことが、この人権尊重の教育に邁進する姿勢であろうということを基本にして、請願につきましては、姿勢を示したという次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 出沼議員から、外国籍児童・生徒への配慮の指針づくりをというテーマに基づく、主に教育委員会の内部事項にかかわる質問であるわけですが、市長には、市民参画を市民に訴えているではないか、それと、今の教育委員会の対応が、やや、そごするところがあるのではないかというふうな意味合いからの御質問だと思います。

やはり教育委員会それぞれの委員さんのお考えもございましょう。それについて教育委員会が独自に対応をされるということにつきまして、教育内容について立ち至って市長から、あしなさい、こうしなさいということは、いかがなものかと思えますけれども、やはり基本的には、これからの行政は民主的に、できるだけ市民の皆様の声をまず伺ってやっていくということが基本であろうと思えますので、そういう意味で市民参画の姿勢は市長部局としては進めていきたいと思えますし、教育委員会サイドでもそういった姿勢でやっていただきたいということは、これまでも申し上げておりますが、これからも引き続き申し上げていきたいというふうに思う次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

人権尊重教育を、それなりの努力をしているということで、それは現場の先生たちも一生懸命やっていらっしゃることは私もわかるんです。けれども、この請願の1項目目は、小中学校の現場だけではなくて、東京都の通知の内容、教育委員会の中でも徹底してもらいたいということも触れられているんです。

教育委員会の中で、もし徹底をしていたら今度のような差別発言というのがなかった

んじゃないかというふうに思うんです。その発言については、もう前教育長が、差別があったということがよくわかって本当に申しわけなかったということで謝罪をしていらっしゃると思いますので、そのことはもう私は言いませんけれども、これから、そういったことがあったということを受けて教育委員会で市民の方がこれだけ問題にしていることを、市民の声を聞くという姿勢を持っていただきたいのです。

今も教育長が、なお全力で行うという姿勢が基本だというふうにおっしゃったんですけれども、そのことを請願が、まさしく同じことを言っているわけなんですよ。ですから同じ姿勢のものをなぜ不採択にしたのか、どうしてもわからないんですが、その辺もう一度教育長にお伺いしたいんです。

今思えば、どうなんでしょう。不採択にしたのは、ちょっとまずかったと思っていらっしゃるのでしょうか。ぜひお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 請願についての姿勢の問題も含めまして申し上げたいと思います。

今までの請願は結果が出ておりますので、このことについて云々申し上げる立場にはございません。しかしながら、今後の請願についての姿勢をあえて申し上げるといたしますならば、請願が出た場合、これは当然のこととは思いますが、請願の出た個人または団体に対して積極的に接触を深め、そしてその言わんとする背景も含めてそれを掌握しながら教育委員会の席上にその請願が出るよう、出て十分な審議がなされるよう努力したい、かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 教育委員会、皆さん傍聴したことがあるかどうかかわかりませんが、教育委員会に請願が出されますと、請願代表者が意見を言えるんです。10分間というふうに限りがありますけれども、議会ではそういったところがないので、本当にそのことは開かれた教育委員会だということで、私もいつも傍聴するたびに、いいなというふうに思っているんですが、ぜひ今後、市民の方から請願など、また出るかわかりませんが、出たときには、ぜひそういった真剣に耳を傾けるという姿勢でお願いしたいと思います。

先ほどの指針のところで、もう一度再質問を。指針の方のお答えが、今後つくるかどうかというはっきりしたお答えがなかったんですが、再質問の方でお願いしたいと思います。

きちんと人権教育がなされているのではというお答えだったので、特別、指針はつくらないという参事の方のお答えで、そうだったのかなと思うんですが、荒川区や墨田区、川崎市、横浜市などでは、在日外国籍の子どもたちへの配慮の指針や資料というのが作成されていますが、その中で、荒川区教育委員会から在日韓国・朝鮮人の保護者に本名通学を呼びかける手紙というのがあるんです。その一部をちょっと読み上げてみたいと思います。

在日韓国・朝鮮人の保護者の皆さんへ。荒川区教育委員会。——前段を省略して——氏名は個人を強調するものであり、人種、民族、国籍の別とは関係なく本名を使うことが自然であると考えます。日本社会において人種、民族、国籍を意味することによる偏見や差別が残っているため、本名を名乗ることに大きな勇気が要することも事実であると考えております。しかし、在日韓国・朝鮮人の保護者の皆さん、お子様をどうか誇りを持って本名で入学させてください。区教育委員会は、本名を名乗ることによって起こる偏見や差別を許さないよう指導の徹底に努めます。——こういう手紙を送っているんです。

日野市では、保護者の意向を聞いてそのとおりにするというふうになっているそうなんですが、それぞれ事情はあるかと思いますがけれども、学校の現場ではそういう差別は絶対にしないので本名でぜひというような、そういった断固とした姿勢というのが、強制はできないかもしれませんが、姿勢としてわかっていただくということが必要なんじゃないかと思います。

また、民族のアイデンティティを尊重するためにノルウェーでは母国語の保障として保護者がコーチとなって有償で学校で教えているそうです。日本の方がノルウェーに行ったときに日本語の教師がいなかったので、お母さんが教師になってお金ももらって教えたという話を聞いています。母国語の保障や民族学習を、社会人講師を使って行ったり、そのような自主的な活動を支援することも考えてほしいと思います。

先ほど伊藤参事が述べられました日野市教育委員会の教育推進施策にある国際理解教育の推進には、日本人として外国の生活や文化を理解するということがうたわれているんですが、外国籍の子どもたちが日野市の学校に通っているという現実の視点がないんです。前教育委員長の発言問題で、市民の皆さんが教育委員会に対し要望書や請願を出し、また教育委員とも話し合いを何度か続けています。そういった市民の方の声に真剣に耳を傾け、差別のない教育を実践するために何らかの形としてあらわして、市民の皆さんの思いにこたえることが必要だと思います。そのために、ぜひほかのところで出し

ているような指針なども参考にしながら、日野市独自の指針をつくってほしいと思います。この指針について、政策的な判断ですので、ぜひ教育長のお答えをお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） ただいま、本名で学校に登校するという、これは恐らくは在日韓国及び朝鮮人の問題に関連してのことだろうと思っておりますが、今、事例で出されました荒川区などにつきましては、大変人数が多いということもありまして、いろいろの課題が多く出ているところもあって、こういうふうな姿勢を具体的に文章で示したものでしょうというふうに思っております。

特に学校において本名を使うということにつきましては、出席簿及び卒業証書、この問題が大きくかかわってきております。この問題につきましても、本市においては、もちろん教育委員会から文章をもって各家庭に連絡はとっておりますが、それぞれの個々の問題としまして学校サイドで個々の子どもたちに、保護者に対してこの問題については指導しているものというふうに理解しておるところです。

しかしながら、日野市の学校においても、現在、50名の小中学校の外国人籍を持った子どもたちがおります。その中で一番多い子どもたちが中国籍を持った子どもたちだということになっておりますが、今後この問題につきましては、事務局サイド、それから校長会とも検討いたしまして、どのようにすれば本名をもって堂々と学校に通うことができるかという意識改革を保護者に求めることができるかということを含めて検討してみたい。かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 本名のことだけではなくて、ほかにも外国籍の子どもたち、自分たちの民族のアイデンティティーを守るということで母国語とか民族学習、そういったものに支援をするとか保障をしていくとか、そういったいろいろのことも含めて、今の教育施策では、日本人としてどういうふうに国際理解を進めていくかという、国際社会に生きる力をはぐくむということで、日本人としての視点で書かれているんですね。ですから今はもう日本人だけが日野市内の市立小中学校に通ってるわけではありませんので、そういった外国籍の子どもたちに対しての配慮とか指針というのが、やっぱり必要なんだと思うんです。実際の現場ではいろいろ御苦労されて心を砕きながらやっていらっしゃるというのはわかるんですけれども、教育委員会全体としてそういう指針を、まあ荒川区では人数が多いということだったんですが、日野市でもこういう市民の皆さま

んがそういった声を多く、発言がきっかけだったわけですがけれども、それによってたくさん活動を始めて教育委員会にもたくさん請願も出され、いろいろ話し合いも重ねられ、要望書なども出されて、みんなで一緒に何とか日野市の教育差別がないようにやっていこうということで、市民の皆さんも一生懸命勉強して考えて働きかけているわけですから、それに対して何らかの形で、きちんとやっていくということを示すということが必要なんだと思うんです。ですから、ぜひ指針として、それを形にしてつくってもらいたいというふうに思います。

もう一度、具体的な指針をぜひお願いしたいんです。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 何らかの形でというお話がありましたので、本市における教育委員会の教育目標等も含めまして、その中でどのように検討することができるか、入れることができるかということについては検討してみたいと、かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） はっきり指針というふうにはお答えいただけなかったんですが、検討をしていただくということで、ぜひこれから真剣に市民の皆さんの声を聞くということを本当にお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって5の3、外国籍児童・生徒への配慮指針づくりをの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後1時12分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問6の1、市民の中から一芸に秀でた人材を発掘し、市民に紹介して学習ができるようなシステムを確立しようの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔17番議員登壇〕

○17番（田原 茂君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、公明改めまして公明党の田原茂ということで、今後ともよろしくお願い申し上げます。

げたいと思います。

私は、ことし2月の市議選を通して、詩吟をされている壮年の方と知り合いになりました。その方は、全日本詩吟道連盟理事、日野支部長という重責を担っている方であり、その方から詩吟のお話をいろいろ伺う中で、精神修養という観点でも、青少年にもぜひとも教えてあげたいとお話を伺いました。昨今の三面記事をにぎわしている中学生や高校生の事件を見るにつけ、今の教育には精神的なものが欠けている。詩吟を通して何とか青少年に精神的な糧を提供できれば、これほどの幸せはないと訴えておられました。

また、詩吟は脳を刺激してぼけを防止することができるし、腹式呼吸で内臓を活発にやらしめて食欲増進を図ったり、大きな声を出すことによって自律神経の調整に役立ち、ストレスを解消するという効果もあるそうであり、青少年に限らず高齢社会に向け、ぼけ対策としても広く気軽に詩吟を楽しんでもらいたい。そのために自分が役立つならば、もちろん報酬など求めず全くのボランティアとして詩吟というもので社会に貢献したいのだと、熱っぽく語っておられました。

9月下旬ごろでしょうか、とりあえず教育長と生涯学習課長には引き合わせて、何か機会があれば、こういう奇特な方の御希望を何とかかなえてあげてくださいと、私からもお願いをしたところであります。しかしながら、先日、路上でばったりその人にお会いしたところ、その後、市の方から何か連絡はありましたかとお聞きしましたところ、もうナシのつぶてですと非常に残念な、また悲しい顔をされていたのが強く心に残り、今回の一般質問をするきっかけになったわけであります。

先ほども申し上げたような一芸に秀でた人というのは、結構いらっしゃると思います。定年退職をされて、それまで趣味でやってきたものを本格的にやり始めて、人にも教えたいと思う人は結構いらっしゃると思うのであります。そのような一芸に秀でた人を発掘し活躍の場を与えることにより、逆にぼけ対策にも生きがい対策にもなります。高齢者対策は、何もデイサービスセンター等の福祉施設をつくることだけが対策ではありません。もちろん施設をつくることも当然、重要ではありますが、このような趣味を生かしての生きがい対策をどう市が、また行政が、コーディネートをしていくかということもまた重要な、ある意味での福祉対策となるはずであります。そのような仕組みを一日も早くつくってほしいという趣旨から、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目は、日野市の生涯学習の制度としての現状はどうか。

第2点目は、今後の生涯学習の展開について教えていただきたい。

第3点目は、生涯学習センター設置構想などは考えているのかどうか。

まず、この3点からお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） ただいま3点、御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。日野市の生涯学習の制度としての現状はどうかということでございます。

平成2年6月に生涯学習に関する初めての法律が制定されました。生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律です。略称、生涯学習振興法ができたわけでございます。それ以前に文部省は、昭和63年に社会教育局を生涯学習局に組織がえをいたしまして、平成2年8月には東京都が社会教育部を生涯学習部に改組しております。

こうした流れを受けまして、日野市におきまして平成8年4月に社会教育部を生涯学習部に、社会教育課を生涯学習課に、体育課をスポーツ振興課として組織を改正し、生涯学習社会への実現に向け取り組みを始めたところでございます。同年の7月には、日野市文化・スポーツ振興協会を設立いたしまして、学習情報の提供と文化・スポーツの助成を行ってまいりました。

平成9年度には、新たに生涯学習振興事業経費を予算化するなど、生涯学習に関する取り組みを進めてまいりました。主なものにつきましては、生涯学習部内に生涯学習推進検討部会を設け、生涯学習に関する市民意識調査など実施してきたところでございます。そして本年8月に日野市生涯学習推進本部を設置いたしまして、市長を本部長とします全庁挙げての組織体制がやっとここで整ったところでございます。

2点目でございます。今後の生涯学習の展開についてでございます。

先般実施いたしました生涯学習に関する市民意識調査でも、今後の学習希望が「ぜひやりたい」「条件が整えばやりたい」というのを含めまして85.2%の方が学習を希望している状況でございます。先ほど申し上げましたとおり生涯学習推進本部を中心といたしまして、平成12年9月をめどに生涯学習推進計画を策定するための、今、準備を進めているところでございます。

この推進計画は、市の基本構想・基本計画を基礎といたしまして、立案されるべき性格を持っております。ですから、現在見直しを進めております2010年プランの一部をなし、その理念や目指すものとの整合性を図りつつ、計画策定の初期の段階から市民とともに作業を進める予定でございます。

3点目でございます。生涯学習センターの設置構想でございますけれども、これにつきましては、確かに生涯学習センターを設置しまして市民の学習活動を援助するということは、重要な行政課題であるとは認識いたしております。しかし、現在の厳しい財政状況から判断しまして、単独の機能を持った施設を建設するということは非常に難しい状況でございます。したがって、複合的な施設に多様な機能を持たせることができないか、また既存の施設をリニューアルして、もっと開かれた施設として使用できないか等々、まず現状の洗い出しから始め、従来の学習施設として位置づけられていなかった施設も含めまして、活用を今後考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

今の答弁をお聞きいたしまして、ようやく体制が今、整ってきたところかなと、こういう段階かなと、こんな印象でございます。実質的には、これからが本格的な行政としてのこの生涯学習についての本格的な取り組みなのかなと、こんなことを印象として持ったわけでございます。

逆に考えれば、これからの市民ニーズというものにしっかりとこたえられるような、そういったすばらしい生涯教育としての仕組みを、この2010年プランとの整合性というようなお話もございました。その中で、しっかりとそんなものをまたつくっていただきたい。これからだなということでの受けとめをさせていただいて、これからの期待ということで要望させていただきたいと思っておりますけれども、1点だけその中で質問した中でもありましたが、生涯学習センターという、こういった構想というものについて、事務担当者としては今現在の財政状況では大変厳しいという中で、考えも及ばないというような感じなんでしょうか。

よくわかるんですけども、構想としては、今、財政的にも厳しいのはよくわかってはいるんですが、やはり将来、ある時期にこういったものをやるんだというような、構想というものだけでも持つべきではないのか。市内の中でも幾つか市有地として、候補地というんでしょうか、そういうところも、あえて挙げませんけれども、幾つかあると思うんです。また、中央図書館も今建て替えの時期に入りつつあるというようなことを考えますと、中央図書館との生涯教育というような観点での合築構想とか、そんなものも担当のデスクに行きますと、そういう課長さんとか会長さんなんか結構そういう構想

を持っているような話をされます。それが、なかなか上の方にきちっとして上がってきていない。また、上がってきても公表できないのかもわかりませんが、そういう話をよく聞かれますが、そういったものをある程度まとめた形で、今、何らかのそういう構想的なものは果たしてあるのかどうか。こういったものは助役さん、どうでしょうか。そういったものは今お持ちなんですか。生涯学習センター構想というようなものは何かあるのでしょうか。

○助役（小俣雅義君） 今、厳しい御指摘がございます。確かに施設整備、いわゆる箱物については今ほとんどが実現ができないという状況であるわけですが、今言われた生涯学習センター構想、あるいは第3次基本構想・基本計画の中には、生涯学習情報センターというような位置づけで、前半調査、後半検討という、ちょっと漠然とした形で位置づけはされておるわけです。

いま、るる御指摘の中で、その必要性というのは確かに認めるところでございます。また、図書館の建て替え構想、これらと複合的な機能を持たせながら、言われるところの生涯学習センターの機能が実現できればということを考えているところでございます。今の状況の中では、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

大変苦しい答弁の形であれだったんですが、要するに市民の方からすれば高齢社会に対するいろんな市の対策というものを含めて、しかしそれだけではないのですね。やっぱり生涯教育というものも先ほどの答弁の中に、85.2%の方がそういう意味での学習意欲を持っていられる。また、これから高齢社会になっていく中では、こういったものをうまくそういった高齢化社会の中での位置づけというものも非常に重要な位置を占めてくるということを思いますと、この生涯学習センター的な構想というものは、やはりある程度の市民にビジョンとして夢を与えるという意味でも、構想というものを、ある程度のものをやはり一日も早く示していただきたいなということを強く要望させていただきたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、きょうの質問のタイトルであります、市民の中から一芸に秀でた人材を発掘し、これは人材登録事業とでも名づけましょうか、また市民の学習の機会に派遣をするという人材派遣事業というような名前でしょうか、こういった制度を早急に確立してほしい。こういう観点から、これについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 4点目の質問でございます。人材登録事業と人材派遣事業の制度を早急に確立してほしいということでございます。

確かに今日、人生80年時代を迎えまして、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、そしてその成果が適切に評価されるような社会が、まさしく生涯学習であると思います。学習の成果を地域や社会に生かすことができれば、地域の活性化にも結びつくのではないかというふうに考えているところでございます。議員さんのおっしゃるとおり、市民の方々に人材登録をしていただき必要とする方へ派遣をするという制度は、今まさしく求められている制度であろうと認識しております。

したがいまして、まず私どもの方では、市の職員から率先して生涯学習の担い手となり、新たなサービス展開を図ることから取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。具体的には、平成11年4月から日野21世紀未来塾という事業をスタートさせる予定でございます。事業の内容は、市民団体が主催します学習講座に講師を派遣するというもので、まず二つの講座から開始をいたします。

一つは、市の行っている仕事の中で、市民の方が聞きたい、知りたい、そういうような内容の講座を市の職員が出向いてお話をするものでございます。

もう一つの方は、職員が持っております専門性、資格、特技を生かす講座でございます。これは職員の全くボランティアで実施するものでございます。

当面、この二つの講座で始めますが、今後、順次、大学、高校といった教育機関の方々や警察、消防、税務、保健等の公共機関の職員の皆さん、さらには民間企業の在勤者、在住者の市民等の方々へ人材を講師として派遣する方向へ発展していきたいというふうに思っているところでございます。現在、その準備を庁内で始めておりますが、各課、各職員の調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

まず、前段の取り組みとして、職員を講師として派遣する事業を来年度から実施することのお話を伺いました。27市中では4番目のスタートとも聞いておりますけれども、このような事業をスタートされるということは、大変画期的なことではないかと思っております。全国的にも、このいわゆる出前講座というんでしょうかね、こういったものは大変好評を博しているようであります。とかく市民の目は、行政に対して大変厳しいも

のがありますが、こうして行政側がみずから市民の中に入り、市民とひざ詰めで対応することによって、市民と行政との間が縮まり、より身近な役所として市民に定着されることが予想されます。来年度実施までに、さらに創意工夫をして、より市民のニーズにこたえられるような職員派遣事業にしていっていただきたいと要望させていただきます。

そして、徐々に職員から大学、高校、警察、消防等の他の公共機関の職員へと拡大していく中で、市民へも講師として登録してもらえるようなシステムへと発展させていきたいとのお話がありました。ぜひともそのような方向で頑張っていきたいと強くお願いをしておきたいと思います。

私は、去る10月19日、岩手県盛岡市に行政視察に行きまいりました。テーマは、生涯学習人材サポーターシステムという、やはりこれも一芸に秀でた人材を発掘し登録して、市民の学習の機会に派遣するという人材派遣事業を行っている先進市であります。盛岡市では、平成4年度からこの事業をスタートさせ、平成9年度実績では120人の方々の市民を講師として派遣をしているそうであります。盛岡市のこの事業を、この機会に少し御紹介をさせていただきますと、参考にさせていただきたいと思うんですけれどもね。

一つとして、派遣対象及び内容というのがあって、10人以上の団体・グループに対して年間2回、2年間を限度として指導者を派遣する、こういう内容なんです。1回の派遣時間は2時間程度を目安としている。ただし、市から他の補助金を受けている団体や営利目的及び特定の政治・宗教に関するものは対象外とする。これは常識的なことです。

また、学習の内容は、教養関係、芸術文化、スポーツ・レクリエーション、家庭生活、趣味関係、職業関係、市民生活・国際関係等と、ほとんどのジャンルにわたっているんです。

派遣に要する経費としては、指導者への謝礼金は市が予算の範囲内で負担をする。具体的には、平成9年度では講師への謝礼として、市が1人につき7,400円の予算を組んで実施しているんだと。平成10年度では若干のアップで7,800円を支払っていると、こういう内容であります。

交通費・食費等は、必要な場合は主催団体で負担をする。派遣指導者については、派遣する指導者は本人材登録事業の登録者とする。指導者登録の方法及び条件として、登録を希望する者は教育委員会の人材登録申込書を提出する。登録者には登録証を交付する。登録者の情報は「指導者ガイド」等に掲載し、市民への情報の提供をする——こ

れが、その指導者ガイドです。ここには904名の方々が登録されているんです。この分野たるや、先ほども申し上げましたが、生涯学習一般から人文、社会科学、自然科学、産業技術、芸術文化、体育、スポーツ・レクリエーション、家庭生活、趣味、市民生活、国際関係、ほとんど何でもござれと、こういうような感じで市民に広く人材登録を呼びかけているんです。

この内容も、もちろん載せてほしくないという人もたまにいらっしゃるんですが、ほとんどはもう全部載せているんです。つまり指導分野はどういう分野なのか。趣味はもちろん生年月日、現住所、勤務先から、電話番号から、指導対象としては成年向きなのか、高齢者向きなのかとか、指導も、指導可能な曜日だとか時間帯とか、それで資格がある方は資格の有無とか内容とか、こういうふうに、もうほとんどその人に関することが全部載せてあるということなんです。

それで、これは条件としては、盛岡市に住所を有することだけが条件なんです。あと、資格は関係ないんです。あればあったでそれはいいんでしょうけれども、何かやりたいという人は全部拒まずに全部登録しちゃうんです。いろんなのがあります。ユニークなのは、こんなものもあります。

例えば、これは高齢者教育一般というジャンルなんです、「人生漫談」「高齢者の役割」「長生きするために」「いつこの日が来てもオーケー」なんて、こんなこともやるということなんです。内容は定かじゃありませんが。もちろん先ほど申し上げた詩吟なんかもちっと入っています。資格なんか、本当に免許皆伝とか、何とか師範とかいう方も当然登録をされていらっしゃるんです。青少年からお年寄りまで全階層としてやりたいという、こういう内容です。さらに、こんなのが——「コーヒーの楽しみ方」とか、本当にいろんな分野があるということを御紹介をしたいわけなんです。

もう一つは「旅を楽しむコンサルタント」、こんなものがあります。この人はどういう資格を持っているかというと、中学、高校教員免許とかですね、農業改良普及員とか花を愛でる会幹事とか、全然内容と関係ない資格なんですよね。だけれど、こういうところでやりたいという方は全部登録をさせるということなんです。登録をさせるということで、何かやりたいという人のニーズにこたえて、それでこういった指導者ガイドブックに904名載っているんですけど、これを公共機関に全部置いてあるんです。市民が身近なところでこれに常に触れながら「あ、私はこれを聞きたいわ」というと、すぐそれで市に申し入れをして派遣してもらおう。こういうシステムを完璧に盛岡市ではシステム化している。大変市民からも好評を博している。こういったぐあいに予算が足りない

ぐらいだと話していました。そんな話もありましたけれども、そんな形で実証されているということを御紹介の方々、参考にしていただければなと、こういうふうにしてお話をさせていただきました。

これの財政的な負担はどうかといいますと、先ほども申し上げたように120人の講師印刷費。それで、平成9年度実績では1人7,400円ですから、これを単純に掛ければ88万8,000円の予算。これはもう1回印刷してしまえば追加でどんどんやっていくだけで、ほとんど印刷等のお金はかからないということですから、百万円足らずで、この人材登録制度ができていくということなんですね。そんな意味で、これはやはりいろんな意味で、やる気さえあればこれは本当にできる事業だなというふうに、こんなことを見てもわかるわけでございます。

新聞でも、12月2日の新聞では、八王子市でも今度やるそうですね。講師登録制度を導入と書いてありますね。「市民参加の生涯学習を担って」と報道されておりました。そういった意味では、我が日野市でも一日も早くこのような制度を導入してほしいわけですが、1点だけ再質問ですが、先ほどの答弁で、順次、順を追って実施したいと、こういうようなかなり前向きの御答弁がいただけたわけですが、順次といっても、平成何年度ぐらいを目安に私たちは考えていったらいいんでしょうか。平成何年度を考えているのか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、なるべく早い時期に導入していきたいというふうに思っております。具体的な時期といたしましては、生涯学習推進計画がスタートします平成13年4月を目途に事業の拡大に努めてまいります。何分にも市民の要請に応じて派遣をするという紹介制度ですので、受け手と市民の需要の方も並行して掘り起こしていかなければならないというふうに思っております。そのため、目標年次を何年というふうに定めましても、どこまでが達成かというような、完成の時期ができるような性格のものではございませんので、広がりのある事業ということで、将来的には活躍の受け皿を整備して、日野市の人材バンクとして機能できるよう努力はしていきたいというふうに思っています。できれば、市民や職員が一芸を担える日野市を目指したいという考えは持っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

大体の目安は平成13年4月というような、あらあらの話もいただきました。ぜひそれに向けて、こういう事業、非常に、本当に市民の方々は、ある意味では待ち望んでいるとか、登録したい、聞きたい、こういう両方のニーズを本当にもうこれは市民の中に言わずもがなで、これはある程度あるということは目に見えているわけですから、あとはシステム化するだけでございます。そういう意味での一日も早い実現を再度お願いをしておきたい。

最後に、市長よりお考え等ありましたらお聞かせください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 田原議員より大変夢のある、聞いていて、この不景気の中ではありますが、やる気が出るといいますか、大変すばらしいお話を伺ったわけでありまして、市民の中から一芸に秀でた方を発掘をして、それをまた市民に紹介をしてお互いが学習ができるようなシステムをつくってほしいということでございます。

今、生涯学習部長とのやりとりを拝聴しながら、私もつい先日、西東京雑学大学という、これは保谷、田無の方の方が自主的におやりになっている大学で、毎週日曜日の午後2時間、あらゆるジャンルの講師を呼んでやっています。そこに1回呼ばれまして、新撰組と多摩の自治について話をしなさいといって、1時間ほどしゃべってきたんですが、このことを思い出しますが、行政じゃないんですね、これは。まさに文化協会といいますか、そういった方々が自主的におやりになっていて、しかも講師になる方がみんな無料で行くんですね。むしろ無料だけれども、登録してもらって呼んでもらうことを誇りにしているというようなところがありまして、講師の中には政治家では大臣だとか、ああいう方もいらっしゃるし、各大学の有名教授がずらずら名を連ねておりまして、非常にユニークな構想を持っております、私はそこに行って、逆にその仕組みをぜひ日野で役に立てられないだろうかというようなことを思っていました。

思い返しますと、生涯学習の部門では部門として、いろんなステップがあるわけですが、現に例えば市民自治学園というのが、私ども非常によいシステムとして持っております。もう少しこれを拡大発展させて大学的なものにできないだろうかというようなことを、今、こちらは企画部門でございますけれども、話をしているところであります。

よくお話が出ますけれども、行政が何から何まで仕組みをつくって面倒を見てというんじゃないくて、できるだけ背後に引っ込んでといいますか、事務局というか、コーディネーター役だけはしっかりと務めるけれども、運営とか、先生方にしても、みんなでき

るだけ市民の皆さんが自主的にやっていただくというふうな仕組みがつくれれば、まさにこれからの市民自治を進める上でも非常にいいし、それぞれの方々の、これはぜひ伝えたい、これはお話し申し上げたいという方々の意欲にこたえることもできるのであるというふうなことも考える次第であります。

そういう意味で、生涯学習部の考え方ともうまいぐあいに整合をさせながら、今議員御指摘の何とか一芸に秀でた方々の能力なり知恵が、市民の多くの皆さんに紹介できるような、そしてまたそれが生きがいの高揚につながるような、そういった仕組み、システムをできるだけ早くつくるように指示をし、私も努力をしていきたい。このように感じた次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

生涯教育のテーマは、冒頭申し上げたように、高齢社会に向けての生きがい対策としても重要なウエートを占めてくるとも思います。そういった意味で、この事業、本腰を入れて、さらに力強く取り組んでいただきたいことを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって6の1、市民の中から一芸に秀でた人材を発掘し、市民に紹介して学習ができるようなシステムを確立しようの質問を終わります。

一般質問7の1、民と官についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（夏井明男君） それでは、質問をさせていただきます。

民と官ということで、非常に大きな題になっています。いろいろな角度から論ずることができる、ある意味では永久の課題かもしれませんが、私は、ある一つの分野に限って、その疑問点を中心にしながらお話をさせていただきたいと思います。個人的な体験ですが、非常に強烈に残っている体験がありますので、お話をまずさせていただきますと思います。

学生時代に、自分のところの建物を登記をするために自分でやってみたことがあります。建物の表示登記、それから所有権の保存登記をやったわけですが、それで自分の汚い字で、たどたどしい字で法務局へ持っていったわけですが、そこで一番ひっかかりましたのが登録税で、当時、私が調べていった登録税はかなり低い額で、これでは登録税の税としては足りないというふうに言われまして、どうしてですかということで、やりとりをしました。やりとりをしているうちに担当の方は急に黙りまして、当初、例えば

5万円で登録税が済むところが二十何万円というふうな形ぐらいの差があったんですが、急に黙りまして、そのまま「それで結構です」ということで終わった経緯がありました。

後で調べてみますと、登録税の算定の仕方も、何を土台にしてやるかによって大分違うわけです。私はそのとき非常に残念に思ったのは、その登録の登記官は、要するにその方が来て一番いい方法、サービス精神に徹すれば、安い方法でできる方法を開示してやるのが普通ではないかというふうに思っていたことです。そういうことが実はほかのところでも何遍か出てきています。

また、別の角度ですが、これは太平洋戦争中に、戦争中、19歳、二十歳前後で破片弾の鉄片が肉に刺さって手術的に困難な状態になった方がいらっしゃるわけですが、だんだん年齢とともにその傷口が痛み始めてきていた。ところが、この傷病関係の年金に絡む病気の症状の何級、何級という認定が非常に厳しいものがある。何回か医者診断書を持って、社会保険庁になると思いますが、交渉をしても却下、却下ということで、実際に私もその方を見ていて、非常に症状が重くなってきているなということがわかるんですが、なかなか門がかたいということできています。

最近の大きな話でも印象的に残ったことですが、日本の外交官の方で、領事官を務めた方ですが、やはり太平洋戦争中のユダヤの人をリトアニア方面で助けた方がいらっしゃるわけですが、当時、ドイツと日本は同盟関係を結んでいた関係もありまして、そういうユダヤの難民の人にはパスポートを発行してはならないという通達を無視して、約8,000人の方を救済した方がいらっしゃるわけですが、その方も、ごく最近になって日本の外務省と和解をした。こういうことがありました。

個人、個人のレベルでは非常に話が通るものが、国の段階になってくると、なかなか人間的な感情の発露が出てこないということが現象としてもあるわけですが、ある意味では、制度の安定性、また公平性ということで、やむを得ない面もあるかと思いますが、やはり憲法でも公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者であってはならないというふうなものがありますが、この「公務員は奉仕者であって」というところが、今ほど、ある意味で問われていることはないんじゃないかというふうに思っています。どこまで奉仕をする精神でいくのか。民の繁栄があって、その後で官の繁栄がなければいけない。

ところが国のレベルでは、最近の省庁と業界との癒着問題、天下り等もありますが、業界との癒着関係が、かなり民間の企業との接触のある官庁で無傷のところがないぐらいに来ております。これは明治政府以来、ずっとこういうふうな現象というのはあると

と思いますが、かなり年々ひどくなっているというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。そういう中の一環として、日野市ではどうかということが後で提案としてさせていただくわけですが、最近のやはり私も相談を受けた中の事例の中で、ちょっと疑問に思っている、これは国レベルの話ですけれども、お話をさせていただきたいと思います。

ちなみに、日野市の国民健康保険、年金を扱っている課の方の問題ではありません。むしろ協力をしていただいて、どこまでその制度が適用になるかということを研究をしていただいたという経緯がありますので、そういうことを一つ申し述べたいと思います。

一つありましたのが、国民健康保険税の所得割の課税方法についての問題です。

私が相談を受けた方は、平たく話しますと、ある方の物上保証人になりまして、それで主たる債務者の、その方の企業の行き詰まりによって物上保証人としての責任を果たさざるを得なくなったということで家屋敷を全部処分をしたわけです。強制競売になる前に任意競売で処分したわけですが、大半を弁済をしたわけです。その残余で今生活をしている、こういう方なんです、この保証人としての責任を果たすために、やむを得ず今まで住んでいた家屋敷を処分して得たお金、その大半は保証人としての責任を果たしたんですが、その処分した代金が、いわゆる国保税の所得割の課税方法の中では何の考慮もされていない。要するに単なる譲渡所得の所得なんだということで、国保税の所得割の中の一番最高限の金額で算定をされてきているわけです。

通常ですと土地の売買の譲渡所得というふうになれば、家とか土地を処分して新しい家を買うとか、通常そういうことが考えられるんですが、そういうふうなところにまで地方税法の5条、73条4号ですか、その算定方式では、そこまで過酷になっているということなんです。

これが運用の問題で、日野市の条例規則等で解釈を本来の所得割の考え方の法的な趣旨を考えて、むしろ私が述べたように物上保証人等の責任を果たすための譲渡の場合には違うんだというふうに解釈ができないかということで、研究をしてもらったわけですが、市の担当の方のお話ですと、やはり73条4号という算定方式が前提とある以上は、非常に法律の解釈で運用はできないというお話が結論だったわけです。

私も、これは少し法の趣旨からすれば過酷な話で、そういうことがまかり通るとすれば現在のような不景気な中では、新聞報道にもあるとおり競売物件が随分出ていますが、そういう方々は大半こういうふうな事例になるんだろうかということが随分疑問に思ひまして、またなぜ国のレベルまで法律が上がっていかないのかなというふうに思った次

第なんです、ところが734項の算定方法の中には、いわゆる専門家の言葉なので理解がなかなか届かないんですが、旧ただし書き方式、それから本文方式、所得割方式の、この三つの方式があるということで、資料をいただきましたけれども、算定の方式のあり方が各市町村によってどれを採用するかというのは、その市町村の主体的な判断に任されている、こういうお話だったと思うんです。

それにしましても、例えば所得割方式をとったとしても、こういうふうな矛盾が出てくる部分については私は法の不備、あるいは法の運用の誤りというふうに思っているわけですが、その辺についての国の通達といいますか、解釈のありようというものはないんですかというお話をしましたら、一切ないということなんです。

東京都の方の担当の方にも実際に聞いてみました。そうしましたら、やはり市の担当の方のおっしゃる話をそのままそっくりのお話だったわけです。それで、この点についての矛盾をお話ししましたら、確かにそれはそういう意見もあるかもしれませんねということで終わったわけですが、その後、まだ理解ができませんので、厚生省の保険局国民健康保険課の法制局を担当の方に人を通じて御意見を伺ったわけですが、やはり法的にはそこに問題はあるでしょうと。これからの課題ですねというお話なんです。それで課題といえば非常に聞こえがいいんですが、これは明らかに欠点でありまして、早く直していただきたいということでお話をしたんですが、非常に動きが鈍い。

私も市民相談としてこれを受けた方に、とりあえず分割払いでもう少し時間をかけて矛盾が解消するまで、もう少し粘っていただきたいということで、今その方には分割払いをお願いをしています。

このように非常に動きが鈍い。むしろ解釈で、この運用はこういうふうに書いてあるけれども、この譲渡所得という意味は、実質的な所得を伴うものを譲渡所得というんだという解釈をして運用しても、何ら私は法的に違憲問題とか違法問題とかということは私は起きないというふうに思っていますが、そうなっていない運用をされているということで、やはり物上保証人となって責任を果たした人の生活実感というものをきちっととらえていない。そこに焦点があれば、私は知恵を絞って解決の方向に行くだろうというふうに思うんです。そういう点では、最終的には国の法律ですが、やはり公務員は全体の奉仕者であるという、その奉仕者の意味をどれほど深く自分の母体の中にたたき込んでいるか、その差がやはり出ているのではないかというふうに思っています。

それから、これは中身についての問題で、1点として提言をしておきたいのですが、国民健康保険、国民年金の方の今、部門のお話をさせてもらいましたが、権利を取得す

る市民として、都民として、国民として、自分の持っている権限、権利ですが、それを主張し守るときに、今のような矛盾点とか問題点というのは、担当の方は随分御存じだろうというふうに思うんです。そういう意味では、三多摩の市長会の中で要望として毎年上がった要望がありますが、もう少し我々の生活実感から来る、例えば今のような問題をやはり担当の方も具体的に知っているわけですので、そういうものを積み重ねて提言をしていただきたい。確かに市の問題ではないので、国の問題だといってしまえばそれまでなんです、そう言わないで、こういうふうな矛盾点があるということも、市民のために資料として集める。研究し、そういう作業もしていただきたいということが第1点です。

それから、やはり最近の市民相談の事例ですが、この方は障害年金の関係の話になるわけですが、ことしの春に相談がありまして、よくよく調べてみましたら娘さんが障害をお持ちで、娘さんの老後といいますか、亡くなった後に世間並みのといいますか、不自由のない最低の生活でもという親心で年金を掛けてきたわけです。この方は普通の年金ということで掛けてきたんですが、実は障害年金の適用該当者の方だったわけです。ですから、その方が資格の受給権を発見したときには、もう何十年もたっている話なんです。昭和49年3月1日には権利を取得をしているわけですが、それを知らないで現在までお母さんが亡くなるまで、お母さんは86歳ぐらいですが、亡くなるまでその娘さんのために支払ってきた。最近、お母さんが亡くなってからそのことがわかったということで、これを、どういうことかということで調べて掛け合った経緯があります。

最終的にはどうなったかといいますと、通知が東京都知事から来たわけですが、国民年金の障害福祉年金裁定通知書ということで、日野市を通じてこの文書が参りました。そこには、国民年金の証書の番号と、それから権利、これは非常にあれなんです、権利取得の年月日と、それから支分権時効消滅期間ということで、昭和49年4月から昭和61年3月、こういうふうに書いてあるんです。「なお、障害福祉年金としての支払いはありません」と、こういう形になっているわけです。

この通知を見ますと、まず素人の普通の方ではわからない文面になっています。それで最後の方に、この裁定の内容に不服があるときはこの通知書を受け取った日から云々というふうに、保険審査官に請求できる、こういうふうになっているわけです。

よく見ますと、支分権の時効消滅、要するにこれは時効消滅なので、あなたには権利がありませんということなわけです。ところが、本体の支分権が消滅していますから、基本権の時効は消滅はしていないということが明らかになったわけです。ですから、こ

の人は昭和61年以降からは、それでは支給されるのかということ、そうではないわけです。61年の4月からこの名称が変わりまして、障害福祉年金から障害基礎年金という言葉になって、制度も変わったんでしょうけれども、管轄も変わったと思いますが、そういうことは一切書いてないわけです。

これを受け取った方は、自分が権利があるんだか、ないんだか全くわからないということです。今は、まだ完全に終わったわけではありませんが、そうしますと逆に現在の平成10年からさかのぼって5年以内、ですから平成5年以降からの平成10年までのものは時効で消滅していないので権利はありますと、こういうふうに読めるわけですが、それもわからない。もう当然支払わなくてもいい49年3月以降から支払ってきた、それではそのお金は返してくれるのか、返してくれないのか、これについては一言も触れていないということで、この一片の通知書を見ただけでも、自分に大事な権利なんです、支払いをしてきたお母さんはいらっしやらない。障害をお持ちの方だけですし、この通知を受けただけでは何が何だかさっぱりわからない。こういうふうなことが見えるわけです。

できれば、この方が権利がないというふうな形、取得をするということであればそれほど具体的な、なぜ取得ができるのかという説明は要らないでしょうが、なぜ権利を失うのかということについては、やはり丁寧に説明をしなければいけないというふうに思うわけです。これは通常こういうふうな書式になっていますとか、これは大体そんなこといってもわかりますとかっていう声があるかもしれませんが、私はそういうふうに読めないわけです。担当の説明の方も、担当というのは東京都庁の方ですが、実際に支払ってきた、権利がもう取得したのにもかかわらず、それを知らないで支払ってきたお金はどうなんですかというふうに聞きましたならば、担当の間でも意見が分かれてしまう。それはお返しをするんですという方と、障害がもう完全に固定をして完全に直らないかどうか見届けてから支払いますという、こういうふうな詭弁解釈だと思いますが、こういうふうにおっしゃる方もいる。

なぜこの問題を取り上げたかといいますと、さまざまな通知、得をする話といいますか、そういうことについての申請書類の書き方とか、そういうことはやかましくあるわけですが、こういう角度から見て、こういうふうな文書を発送するような場が、やはり日野市も行われていると思うんです。行われているというのは、こういうふうに行われている場面、文書もあると思うんです。ぜひ検討していただきたいのは、こういうふうな権利を失うとか、あなたには資格がないとか、そういうふうな文書の発送につ

きましては、それがどうしてなのかということをやはり担当の方からきちっと説明をしていただきたい。そのぐらいの労があつて、私はいいんではないか。むしろそういうふうにすることが、やはり親切的な行政という立場から見ると、言えると思うんです。

今、官に対する風当たりが強いというふうに言われておりますが、個々の担当の方は言葉遣いも丁寧ですし、これほどまで腰が低くてというふうに気の毒に思う場面もあります。そういう意味では、かなり気を使って仕事をされているということはわかるわけですが、文書の方はそのまま旧態依然として来ている文書が私は多いと思うんです。やはり官の優越性といつてはおかしいですが、そういうふうなものが散見いたします。

今、1点、私は絞りましたけれども、権利を失う、資格がないとか、そういうふうな場面についての通知書のあり方等が日野市においては、今私がお話したような類似例がないかどうか検証をしていただきたいというふうにお願いし、提言をしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 民と官ということで御質問をいただきました。

事例といたしまして、国保の問題、年金の問題が内容になっておりました。確かに事務の経過を私どもも担当課の方から承っております。一つ国保の問題につきましては、ただし書き方式ということで譲渡所得の特別控除がなされていないという事実がございます。これは地方税法の運用の中で基本的に、このただし書き方式がとられるように定められているところでございまして、日野市のように国保税を4方式——所得割、均等割、資産割、平等割というような方式で定められているようなケースにおきましては、この方式をとっておる27市中の24市が、このただし書き方式を採用しているというような事情がございます。確かに議員がおっしゃるように事例によりましては非常に疑問を感じるというところもあるわけでございますけれども、基本的な考え方の中で、譲渡所得について国保税を所得に応じた税の負担をしていただくという意味におきましては、理屈としては成り立っているのかなと。

事例によりましては、確におっしゃるような疑問点は生じるというような状況がございます。ひとつ私どもも、今、権利の上で事情に即したというような提言をいただきましたが、そういう意味では私どもも日ごろそういうことで市民に不満を持たれないようにという配慮は、できるだけ行っているところでございますが、一つの事例で申し上

げますと、地方税法では資産税の方式におきましては、付加方式ということで市民税のように申告方式ではないわけでございまして、その付加方式の中で誤課税が発生した場合には追徴も還付も5年間の時効が定められているわけでございますけれども、市が付加をした中で誤りが生じたというような事例が時々出てくるわけでございます。市の一方的な誤りの中で、5年間で還付を法律に基づいて打ち切るよということは余りにも納税義務者を無視した判断ではないかというような内部的な考え、また納税者からの指摘、こういったこともございまして、これは市の独自の制度の中で返還金制度ということを設けまして、5年間さかのぼる、さらに5年間、10年間までは市の返還金制度の中で対応しようというような市独自の制度を設けているようなわけでございます。

行政のいろんな分野の中で、市民の方に十分な納得がいただけないような部分もいろいろ出てこようかと思いますが、判断の根拠等を十分市民の方に説明いたしまして、御理解を得られるように今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 今、御丁寧に答弁いただいて、具体的な事例まで触れていただきました。

私は、民と官ということで今お話をさせてもらいましたが、大きな組織と個人の権利関係というふうに置きかえてもいい側面かなというふうに思っています。市役所という大きな官庁組織と、一個人という形の関係ということはあると思いますが、そういう現象から見れば、大銀行と預金者の一立場、大生命保険会社、大損保保険会社との一消費者としての個人の立場、約款等でもかなり、いわゆる消費者の視点ということから、さまざまに権利の薄くなっている部分についての声が上がっているわけですが、そういう観点もこれから見直しをされていく時代に入っているというふうに思います。私は一方的に官がというふうな対立形式で申し上げましたが、それ以外に大きな組織と一個人というふうな違う物の見方もあると思いますので、そういう物の見方も持っていて、文書等の中身についてもこれからの課題として検証していただきたいというふうに思いますが、最後に、この辺のお考えを市長から御答弁いただければ幸いです。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 夏井議員から、民と官、対応の違いについて、具体的に障害年金あるいは国保税の算定の根拠、基準、こんなことの実例を挙げてお話があったわけでありまして。

前段で、さらに杉原千畝外交官のビザ発給のお話もありました。個人としてやったこ

とと、組織としての官がやったこと、やろうとしたことが違っていたということの問題だというふうに思いますが、確かに市役所も1,600名からの職員が働く大きな組織体があります。個人としては、この方の対応については何とかしてあげたいという思いがあっても、法あるいは条例に基づいて、こうせざるを得ない、苦しい対応をせざるを得ないという場面が多々あろうかというふうに思います。

そういう中で、恐らく議員の御指摘というのは、例えばできなくても、現場の職員は、こういうわけでだめなんですよというか、優しく、納得ができないかもしれないけれども、時間をかけて説明をしていく、そういった職員としての対応が求められると。それが個人としての市の職員と、組織としての市の職員との間をつなぐ大きなきっかけになるし、市民の皆さんの信頼にもつながるというふうな意味合いがあろうというふうに思います。そういう意味で、議員御指摘の、あくまでも市民のレベルに立った物の見方をして、市の職員は対応していくということは、これからは研修あるいは私どものお話の中で職員に伝えていって、何とか官と民が全く乖離するということがないように、優しい心ある対応ができるような、そんな市役所であり続けたいということで努力をしていきたいと思った次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 以上で終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって7の1、民と官についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問7の2、小・中学校授業の公開を日常的にの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（夏井明男君） それでは、引き続き質問をさせていただきます。

小学校、中学校の授業の公開につきましては、過去に私の記憶ですが、数人の方が質問をされていると思います。一般質問でされた方もいらっしゃいますし、そのほかの場

でお聞きした方もいらっしゃると思います。

私の場合は、日常的にというふうな言葉をあえてつけ加えさせていただきましたが、ふだんの授業を父兄参観日ということであったり、運動会の行事であったり、学校の校内の作品を集めてのものであったり、さまざまな学校で工夫をしているわけですが、今、新聞やラジオ等でも、小学校、中学校の学校の崩壊ではなくて、学級の崩壊というところまでの記事が掲載されています。現場の先生方も大変な苦勞をされておりまし、また、各一般質問の中でも各議員の方が、この問題についていろんな角度から提言もされ、提案をされてきている問題なんです、私は一つは、ふだんの授業を地域の方、また父兄の方が、日常的な、かみしもを着ないで、ふだんの授業を参観をしてみることが一つのあり方ではないかというふうに最近思っております。

前に教育長の方で、ふだんの授業が父兄の方にも見えるような形のもののあり方というものを少し述べていただいたことがあります、当然、賛否両論があろうかと思えます。この公開の流れというものの沿革的なもの、それから教育の本質的なところから見てどうなのか。危惧をされる点はどういう点なのか、それは単なる危惧で終わる話なのか。豊富な教育長の現場のお話もあると思いますので、ぜひそれをお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 今御質問がありました学校公開、授業公開でございますが、これまでは日野市の場合は年間数日、そういう授業参観というような時間が設定されておりまして、その時間に見にきていただくというようなことがほとんどでございました。

先ほど議員さんからお話しのとおり、日野市ではそういうことでは、やっぱり地域に開いていく、市民に開いていくという学校経営としては不十分ではないかと。そういうことで、特にことは1週間、連続公開した学校が1校ございます。三日間、連続公開した学校が2校ございます。

それから、これまでは自分の学校の研究発表会というのは、あくまでも先生方に対する公開でございましたけれども、ある学校では、ことし保護者の方にうちでこういう研究をして、こういう授業をして研究発表いたしますというような呼びかけをいたしまして、130人の地域の保護者の方々においでいただいた学校もございます。学校公開としては、まだその端緒についたばかりですが、学校を公開するということが今非常に重要なことである。やはり学校に風通しをよくするということが非常に重要なことである

と私どもは考えております。

中央教育審議会でも、いわゆる学校の硬直性、閉鎖性、画一性に対して大きな問題点が指摘されております。そういう中で、学校を公開すること、開かれた学校づくりをすること、そして学校経営連絡協議会等の地域の方と一緒に作り上げていくこと、そういうことが指針として出されております。

日野市としても、ぜひ日常ふだんの授業を見ていただく。何月何日の何時間目の授業を見てくださいうということではなくて、ふだん、どの時間帯に行っても授業を見られる、見せることができる、そういうような学校公開にしていかなければならない、そう思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 夏井議員から、学校を公開する、授業を公開するということについて、教育長の実践を含めて少し話をというお話がありましたので、少々であります。私も実は学校の現場の校長としての経験がございますので、そのときの学校を開いたと申しますか、授業公開をいたしました流れを少々申し上げたい、かように思っております。

かつて私が赴任いたしました学校は、傘下の小学校が3校ありまして、その1校の学校の例をとりますと、全部が私の学校の学区域ではございましたが、実際に申し上げまして45%の子どもしか本校には来なかった。来ていないという実情でございました。これは、都会の学校でございますので、都会の教育環境と申しますか、私はこの都会の教育環境として三つの問題をいつも申し上げておるんですが、一つは、交通網が発達しているということ、そして二つ目に、選べる学校が周囲に幾つかあるということ、そして三つ目に、比較的保護者の方々が経済的に恵まれているという、こういう三つの環境のある中で、私のおりました学校が、中学校として存在しておりましたが、この三つの状況を充足させる地域の中で、具体的に申し上げまして45%ほどの子どもが私どもの中学校に参っております。すなわち55%の子どもは、私の学校ではない学校に、具体的に言いますと国立及び私立の学校に行っていたというふうな現状の学校に赴任をいたしました。

なぜこのような状況にあるかということを考えましたときに、私といたしましては、いろいろな条件があろうかとは思いますが、やはり中学校でございますので、巷間テレビ、新聞、週刊誌等と言われておりますように、公立の中学校はいじめの蔓延とか不登

校が野放しであるとか、例えば多くの教員が平気で体罰を行っているのではなかろうかというような一般論的なマスコミ的な影響が、大変大きく影響していたのではなかろうか、かようなことも思いました。これは、もちろん私が思ったわけですから、ただマスコミの状況は、今でも極めてそのような状況が強いのではなかろうかなという危惧は持っております。

そのようなことで、本当に公立の中学校は——私は中学校でありますので、中学校のことを申し上げておりますが、公立の中学校がそのような状態にいるのか。一般にもし内容を見せたとしたら、それほどおかしな現状であるということは言われないのではなかろうかということを教職員とも話し合いました。

現在の状況では、学校教育に対する不信感が大変大きく出ております。その中の幾つか申し上げますと、例えば既定の前提で物を見る。すなわち、その矛盾点があった場合すべてをだめと見る傾向がなかろうかとか、学校の社会は今日的動きに全くついていないのではないかと、学校というのは物言わぬ大衆の信託よりも、声高に叫ぶある一部の人たちの声に動かされてやっているんじゃないかと、それから自分の子どもたちが、かわいがられていないのではなかろうかというような、それぞれのお考えがあって、学校教育に対する不信感が大きく出てきているのではなかろうかなというようなことも思っております。そして、学校が何をしようとしているのか、その方針をはっきり見せるべきではないか。はっきりわからない。だから見せるべきではないか。そして、学校が情報を隠しているのではないか。その反対として、学校の情報を見せるべきではなかろうかというようなことも思ひまして、最終的に一つの学校経営の理念といたしまして、教育の情報は公開が原則だという一つの原則を打ち立てまして、このことも教職員に訴えました。

いろいろな経過がありましたが、教職員も理解をしてくれました。その理解してくれた原則は、先生たち、結構一生懸命やっている。この一生懸命やっているものを見せれば、少なくとも社会一般、保護者一般が言っているほどの不信感を、一般論として認識はされないんじゃないかと。それからまた、指導上のもし課題があるとすれば、見せれば必ずチェックができる。チェックをした時点でその問題を直すことができるんじゃないかというようなことを訴えました。それと同時に、もし授業を見せることによって職員たち自身の授業への力がついてくることは間違いないだろうということも訴えまして、理解を得て授業の公開に踏み切ったというわけであります。

今、学校教育部参事の方からも話がありましたが、私が表向きやりましたのは、学期

1回1週間、8時半から暗くなるまでの間、いつ、だれが、どこで何を見てもいいという表向きの公開をやりましたが、現実問題といたしましては学期1回1週間ではなくて、いつ来ても見てもらえるような方法だけはとっておりました。しかしながら、学校というのは子どもの安全も確保しなきゃいけないわけですから、無断進入ということについては厳しくチェックをし、学校の中に入っただけの方につきましては、それなりの登録をしていただいて入っただけ、かようなわけであります。

授業を公開することそのものは学校を開くことにもなりますが、私が考える学校を開くというのは、授業を公開することだけではなくて学校で行われているもの、あらゆるものを開いていくことが、地域、保護者の信頼を得ることにもつながり、関係機関との関連も綿密になり、学校の存在感が出てくるものではなかろうかと、かように思っております。

そのようなことで、本市の校長先生方にも参りましてからいろいろ訴えました結果、今申し上げましたように本市におきましてもなかなか閉鎖性の問題もありましたが、大いに学校が授業を開いて、保護者にまず第一として自分の学校の中を見てもらうということの中でいろいろな課題を解決していきたいということを、校長先生、教職員も思ってくれながら、私が申し上げていることが少々は浸透してきたかな、かようなことを思っております。今後、学校を開くことと同時に教育委員会そのものも開くことも大事なとじゃなかろうか、かように思っております。

学校が地域に信頼され、保護者に信頼され、関連機関とのつながりを深めるということは、学校を開くことになるという確信のもとに、今後とも教育行政をリードしていきたい。かように思っている次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 今、率直なお話をさせていただきました。

新聞紙等の報道も含めて、非常に多面的に見なければいけないわけですが、多面的に見ますと記事の内容がだんだん色あせて、おもしろくなくなってくる。一面的なものを拡大をして論ずると。何も統計的な大きい、少ないというお話をしているわけではなくて、大半の学校はいろいろな社会の矛盾を凝縮するような形のものが学校の中に、生徒の姿としてもあらわれている場面があるわけですが、そういうことも含めて父兄の方に、また地域の方に、大半の学校は信頼されている現状というものは、土台として私はあるというふうに見ているわけです。

今、非常に重要な指摘があったんですが、最近の新聞の報道でもかなりセンセーショ

ナル的にとらえている場面、今、一面的なとらえ方、短時間的なとらえ方で報道されていますが、そういうふうな記事を読んでいると、確かに父兄とすれば自分の学校は大丈夫なんだろうか、自分のクラスは授業として成り立っているのだろうか、数学の授業も成り立っているのだろうか。中学2年、3年の授業なども、どんな状況を呈しているのだろうかとか、思いめぐらす方は、父兄の方にも私はいらっしやると思うんです。

今おっしゃるように現場を見ていただく。ふだんの姿を。これは学校の中をそのまま見ていただいて信用をしていただく、信頼の度を増していただくということも必要でしょうし、授業の担当といいますか、担任が2人制という言葉も出ております。担任1人というものではなくて複数の教育者の立場から見ていこうと。場合によっては1人の子どもを校長、教頭、学年主任、教員、同僚の多くの目で、その一人ひとりの子どもを見ていってあげようと、こういうふうな形の流れはあると思うわけですが、やはり学校の中の主体性としては、授業を受ける——小学校、中学校でかなり違うと思いますが、それにしても授業を受ける、父兄が来ている、そういう場面の問題、それから授業をその場でする問題、いろいろ教育上の考慮は必要だとは思いますが、端的に申し上げて、今、教育長の方でさまざまなといいますか、少しありましたがということなんです、実際に危惧をされるといいますか、これをするによって弊害というんでしょうか、対処の面というんですか、そういうふうなものが意見として私は当然出てくると思うんです。

昔の議会の中でも、子どもが落ちつかなくなると。教室の中で父兄が参観をしていると、どうしても落ちつかなくなってくるという、こういうことが現場の先生方から声が出ています、ですから授業として成り立たなくなることが十分あるんですと、こういうお話があったんですが、その辺、どういうふうに教育長の体験の中でとらえていらっしやるのか。お話ししていただければありがたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 授業を公開することによっての課題、問題がないかということですが、確かに授業を公開することによって幾つかの課題は乗り越えなきゃいけない課題、解決しなきゃいけない課題、注意しなきゃいけない課題はあることは間違いないと思います。

例えば、教職員の問題、特に教員の問題にしますと、教員もやはり見られているという前提の中で日常の教育活動を行うことにつきましては、極めて公職性が強いわけがありますから苦しいし、場合によってはこれに対する過重の研究、研修等もかかってくる可能性もなきにしもあらずだと思います。ですから私がやりましたときの反省の中にも、

時々反省もやるわけでありますが、大変苦しい、もうそろそろ来ない方がいいなあというような率直な意見はありました。しかしながら、私としましては、今これだけ教育改革が叫ばれ学校不信が言われているとするならば、今この問題について正面から立ち向かうとするならば、この苦しさを乗り越えて信頼を勝ち取るということをやらなければいけないのではないかということで、常に話をしていたところであります。

確かに時々、来られた方々には常にアンケートをとっておりましたが、最初のうちは、やはり先ほど申し上げましたように否定の前提で学校を見られますので、そのアンケートの内容は極めて否定的にといいますか、重箱の隅をつつくようなことも含めまして、課題を大きくとらえられて文句をつけられました。しかしながらこれが、合計私はそこに4年おりましたので4年間やったわけでありますが、1年を過ぎた2年目ぐらいに入りましたときからは、しっかり頑張してほしい、しっかりやってほしいという肯定の前提でアンケートの多くが出てきたということも事実であります。このアンケートは、すべて教職員も見ておりますので、教職員は、特に教員はそのアンケートをもとにしながら、ある意味では最初は「何だ、こんなことを言って。とんでもない」という、視点が違うというようなことで怒っていたことも、称賛とか頑張れということで、それを一つの励みにしながらその苦しさに立ち向かったものだというふうに理解をしております。

それから子どもの問題がありますが、子どもは余り——中学生ということで申し上げたいと思いますが、ほとんど影響はなかったというふうに思います。子どもの落ちつきの問題も含めて、なかったのではなかろうかと思っております。ただ、子どもと教員の問題でいけば、やはり社会の常識と学校の常識を共有させるということが大事なことであっても、やはり学校だけの常識がないわけではありません。やはり家庭でしつけ、学校では勉強とは言いながら、現在の状況では、もちろんこれは明治5年以来、当たり前のことだと思いますが、しつけもまた学校の大事な仕事であることは間違いない。このしつけの問題につきまして、保護者や一般の人たちが見ているところでのしつけに対する指導と、全然おられないところの指導がいささか違ってくことも、配慮が違っても間違いないことかなというようなこともありまして、場面、場面では常に見学者がいるところで学校の教育活動が行われることについての課題はあろうかというふうには思っております。

なお、保護者の問題につきまして、私がかかわった問題で大きな課題だなと思いましたが、映像権、肖像権の問題がありまして、このニュースについて新聞、テレビ、ラジオ等が情報をキャッチするために取材を申し込まれたときに、これを校長として許

したときに保護者の方から「私の子どもは映さないでほしい、私の子どもは取材しないでほしい」、子どもは結構こうやっているんですけども、保護者の方からそういう要望がありまして、この点についての配慮が大変課題の一つであったということも記憶しております。

そのようなことで、課題はあるにせよ、今、学校教育がこれだけ課題を含み不信感を持たれているとするならば、その不信感を学校そのものでは、私の感覚から言えば、確かに変えなければいけない、変わらなければいけないこともありますが、多くの問題としては、大きな努力で一つの成果を上げているという前提を持っておりますので、見せることによって、開くことによって、その信頼を回復し、なお前進をすることができる。かように確信しております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 非常に率直な興味あるお話をしていただきました。

私も昭和32年、3年、4年の中学の時代を思い出しても、確かに就職をする方、高校へ行く方のさまざまに分かれたわけですが、特に3年の2学期から3学期、中学になりますと、やはり荒れておりました。授業にならない。要するに何人かのグループが出たり入ったりというものではなくて、いすを投げたりガラスを割ったりという。授業になるとそういう行動が始まるということがありまして、それも先生によって違うわけです。非常に厳格な厳しい、まさに気合いの入った、その先生は何も腕力を振るうというわけじゃないんですが、非常にすさまじい迫力のある先生のとときには、体が小さくてもおとなしく聞いている。体が大きくても非常に気の優しいといいますが、そういうすきをつけて非常にとんでもない行動を起こすというふうに、逆にむしろそういう子どもの方は、この人間は弱い人間なのかどうなのかということの計算をはかりながら、やるぐらいの行動があったという記憶をしています。

ですから科目によって本当に授業にならない。何のために学校に来ているんだというふうな場面がその当時もありましたが、その中で一つ工夫されたのは、まさにほかの先生方、またPTAの方にその現場を見ていただく。2人でも3人でも学校関係の父兄が来ていますと、物の見事におとなしい。おとなしくするために来てもらうわけじゃないんですけども、やはりそこには本質的なものが私は含まれているというふうに思うんです。ですから防波堤になってという、そういうふうな目先の意味ではなくて、今大学の先生も生徒から、いい授業であったのかどうかという採点表をつけられる時代に入っ

ています。筑波大学もそうですし、慶応大でも導入されてきておりますし、だんだんこういうふうな傾向にあると思います。

一番、大学の中でも、昼の現役の学生のときの同じ先生が授業をするのと、夜間大学でその先生が講義をするのと、さらに通信教育のスクーリングで授業をするのとでは、随分態度が違って来るんです。ですから受講者の態度によって先生の態度が変わるというのはわかるんですが、一番印象的でありましたのは、現役の昼間の若い学生さんの——一つの例ですから、それで全部だというお話はしません——ときには、言葉使いも非常に丁寧ではありませんでした。夜間大学でその先生が講義されるときには丁寧に、要するに年配の方もいらっしゃるという意味もあるんでしょうけれども丁寧になってきて、スクーリングの集中授業の中では汗だくでおやりになっている。なぜかといいますと、スクーリングでは北海道から沖縄まで、旅費をかけて合宿みたいな形で1週間必死になって聞きに來られる。受け手の方のその態度がその先生をそういうふうにさせている面もあると思いますが、やはりそういう意味では、これは大学の話ですけれども、やはり小学校、中学校の教育の場面でも私はそのあり方というのは参考になるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ教育長の4年に及ぶ体験、その前からの体験も含めて、ぜひ日野の教育の中にこの制度を根づかせていただいて、御父兄の方がふだんの日常の中で、どうなっているのかな、みんな元気でやっているのかなと、ふと思ったときに見ることができるというふうなあり方を目指して、ぜひ進めていただきたいということをお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって7の2、小・中学校授業の公開を日常的にの質問を終わります。

一般質問7の3、日野駅新改札口設置、豊田駅始発電車の増発等についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○25番（夏井明男君） この問題は、個々に随分長くから取り上げてきております。日野駅の改札口等を含めた問題については、長く取り上げてきております。豊田駅の始発電車のこの件につきましては、約1年前から取り上げてきているわけですが、一つずつ分けて御質問をしたいと思います。

まず日野駅の新改札口の問題を含めて、その御答弁の中では、また調査の中では、構造的な問題もあるというふうな報告書ができて、それを踏まえてJRの方でも約500万円の予算ですか、それをかけてJRの駅舎構造改築の長期計画の中に、どのように入るかという問題が入っているわけですが、現在までのところのこの問題をめぐる漸進的な

動き、地域の動き、また東京都の動き、ＪＲの動き等をまずお話をしていただきたいというふうに思います。

２点目は、豊田駅の始発電車、特に私が問題にしていますのは、朝の通勤時間帯における始発電車がダイヤ改正のたびに少なくなってきました。前の議会でも具体的にそのダイヤ改正の違いを、この本会議場で具体的にお話をさせていただきました。中央本線、青梅線、五日市線等を含めて乗降客の数、それからその時間帯における利用状況、それから駅舎の各駅の構造、それから改札口をおりた場合の駅広の問題、それから各駅の改札口が何個あるのかという問題、それからホームが１本なのか、日野駅のように両サイドに電車が入ってくる構造なのか、電車を中に入れて挟むような形のホームの構造になっているのか、さらに日野駅の改札口の使われ方の構造の問題、乗降客のたまっている問題、いろんな角度から何回か質問させていただきましたけれども、現在のその状況をお話をしていただきたい。

豊田駅の始発につきましては、最近新しいお話もあるということですので、その辺のお話もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） まず、日野駅の関係からお答えをさせていただきます。

日野駅につきましては、今御質問の中でもいろいろお話をいただきましたけれども、駅舎の老朽化、ホーム、階段が狭いことによる危険性の増大といったことから、平成８年度に日野駅乗降客流動実態調査を行いまして、この具体的なデータをもとにＪＲ当局に対しまして施設の改善等を指摘をするとともに、市民の利用しやすい駅としての東西自由通路、新改札口の設置、また社会的要請でもありますエスカレーターの設置等につきましても要請をしてきているところでございます。

しかしながら、日野駅の構造上の問題に伴いまして工事にも膨大な費用がかかる。それから採算性の問題等、現在におけるＪＲとしての厳しい経営状況等もあり、抜本的な解決に至っていない状況でございます。

一方、また日野駅周辺につきましては、このＪＲとの駅改良の協議も含めまして、日野駅北、四ツ谷前の各土地地区画整理事業、それから密集住宅市街地整備促進事業、都営住宅の建て替え事業等のまちづくりの各事業が行われております。

こうしたところから、東京都の生活都市東京構想による身近な生活圏の中心となる生活心、駅を中心として活気や、にぎわいを生み出していく地区としての育成整備のための事例研究対象地区となっております。この中で都と市が連携をいたしまして、日野駅周辺のまちづくりのあり方について協議をしているところでございます。

今後、生活心育成整備におけるモデル事業実施地区の選定によりまして、都の優先的な支援を受けるためには、日野駅の改良も含めた駅周辺におけるハード、ソフトを重ね合わせた総合的なまちづくり計画の策定も必要としているところでございます。そのようなどころから、来年度に向けモデル事業実施地区選定のための準備を進めるとともに、その中で日野駅の将来あるべき姿、また新改札口等につきましても、地元の皆さんと十分に協議をした中で位置づけをしていきたいというふうに考えております。

また、本年8月には日野駅中央改札口新設まちづくり協議会という会が地元が発足をいたしまして、ＪＲ八王子支社にも駅改良の要望書等も提出をしているところでございます。

したがいまして、今後、現在行われております駅周辺におけるまちづくりを積極的に推進いたしまして、地元、行政が一体となりＪＲが日野駅改良に着手すべき条件整備を早急に進めてまいりたいというふうに思っております。その上で、さらにＪＲと今後とも協議を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、豊田駅始発電車等に関する関係でございますが、豊田駅の始発電車につきましては、御質問の中で御指摘もございましたとおり、現在、朝6時台が5本、7時台が3本ありまして、8時台につきましては平成3年ころまでは2本、その後1本になりまして、平成8年には最後の1本もなくなるという形で、ダイヤの改正ごとに減らされてきているという現状でございます。

このことにつきましては、豊田電車区設置時における地元と市の大きな協力があったこと、または既得利便の後退等、始発電車の復活の合理性を具体的に挙げましてＪＲ当局に強く要望をしてきているところでございます。

ＪＲ側としましては、豊田駅以西の利用客の増大やピークの時間帯が以前よりずれてきていること等を理由としておりますけれども、ＪＲ八王子支社長からは、電車区設置では地元にお世話になっていることも事実なので要望については課題として受けとめていきたい、という趣旨の回答をいただいたところでございます。

こうした経過の中で、今お話のありましたダイヤ改正というのが12月8日、すなわちあすでございますけれども、明日のＪＲのダイヤ改正の中で、朝6時台の始発電車が1

本増発になるということになりますので、6時台が5本から6本になります。ただ、残念ながら7時台、8時台の復活には至ってはおりません。しかしながら、これまでの後退続きの中では若干の時間的には、相当早い時間ではありますけれども、ふえるということになっております。

これからも現在、事業中の豊田南土地地区画整理事業や公団の多摩平団地の建て替え等の進展によりまして、豊田駅の利用者がさらにふえていくだろうというふうにも考えております。こうしたことを踏まえまして、今後ともJRに対しまして引き続き強く要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 御丁寧に答弁をいただきました。

まず日野駅の方なのですが、東京都の方の生活都市東京構想、こういうことでモデル地区としての事例研究対象、この地区を通して進めているというお話がありました。それを受けてといいますか、それを根拠にということで、今お話のありました日野駅の改造を含めた駅周辺、四ツ谷の区画整理、密集地域の問題、姥久保の都営住宅の建て替え等の構想の問題、何点か含まれているわけですが、そのありようについては至急、日野市の方でどういうふうなビジョンをつくるのか、まちづくりとしてのこういうふうな構想があるんだということを東京都の方に示す段階に今来ているというふうなお話であります。そのための対策を来年の予算の中に組み込んでいただく時期だろうというふうに私は思っていますので、ぜひ、そういうふうな対応を図っていただきたいということが第1点であります。

第2点は、担当の方もこのJRの中央沿線、特に日野駅のような駅舎が果たしてあるのかどうか。常磐線、千代田線も入れるとさまざまな沿線がありますが、一体あるのかどうか、ぜひ歩いてもらいたい。駅広の問題についても、ぜひ歩いてみてもらいたい。ホームの長さはどのぐらいの長さなのか調べてもらいたい。私も一応、青梅線は各駅歩いたわけですが、どこが、要するに日野駅のような状態の駅が今までここは放置されてきたんだろうかどうか。そういうような類似の例があるんだろうかということです。

八王子も、今まではホームが真ん中であって両サイドに電車が来るということで、あそこの乗降客はもっと大きなあれですが、通勤ラッシュで夕方のときにはホームにはあふれる状態の危険度が続いていましたけれども、聞くところによるとホームがもう1本ほかの方に、八高線のホームの方に一つそれを持っていったって解消するという解決策の話

を聞いています。その例になっているのが、まさに日野駅なんです。日野駅が今度、順番になります。ですから今、八王子駅の方はその問題がクリアーする、こういうふうになっています。果たしてあるんだらうかどうかということを、ぜひ歩いて調べていただきたいんです。すると、いかに今の日野の駅が朝晩の乗降客の方にとって不便であるのか、もっと言えば危険であるのかということが、JRのコンサルの調査報告書の重みというのがどの辺の重さがあるのかということを実感していただきたいというふうに思います。

この2点をお願いしておきたいと思います。

豊田駅の方につきましては、前の議会でも馬場市長に再三お願いをしてまいりました。文書で正式な要請もしていただいたという経緯を含めまして、今の参事のお話ですと6時半台が1本増発になる。ダイヤ改正のたびにどんどん減ってきたのが、ここでようやく歯どめがかかって増発になるということで非常に喜ばしい話なんです、残念ながらまだ7時台、8時台については解決策がとられていないということです。

ダイヤ編成でいろいろな全体的な観点に立っての、輸送力の大きな問題とか、さまざまな問題からJRの方は計画をお立てになっているんでしょうが、なぜそうなっているかという理由は、一切示されていないんです。大きな巨大な企業にとっては、公共性を帯びてきておりますから、料金でも、なぜ上げるのかということまで皆さんに知らせる時代に入っています。時刻のダイヤ改正というのは非常に乗降客にとっては重要なものですから、恐らくこれからは、どうしてそういうふうになっているのかという説明が求められる時代だと思います、今はノーコメントですが。最終的には今おっしゃるようにピーク時の時間帯がずれたとか、通勤の時間帯の編成が延びたとかっていうだけの回答ですけれども、もうそれだけでは、やはり納得ができない現象を私は前に指摘をしました。武蔵野駅の増減の話もさせてもらいました。青梅線についても話をさせてもらいましたが、これは市が担当ではありませんからの確な御答弁がいただけないのは当然なんですけれども、ある意味ではお門違いのところにお話をしているわけですが、そういうふうになると思うんです。

そこで、豊田駅の方でも最近、乗降客の方から「夏井さん、朝の特別通勤快速、いわゆる通勤通学の一番いい朝の時間帯の特別快速があるわけですが、これを特別通勤といっていますが、きょうまでのダイヤ改正では高尾から3本のちょうどいい時間帯の始発電車があります。これは高尾を出発しますと西八王子を通り過ぎて八王子にとまり、それから豊田を通り過ぎて、日野を通り過ぎて、立川にとまって、ですから八王子から立川

まで来ちゃう。それで立川から一気に国分寺へ出て、国分寺から新宿という、この線が3本あります。一方、青梅線の方にも、まさに特別通勤快速が何本かあるわけですが、それは青梅を出ますと立川まで各駅にずっととまっています。立川まで来て、それから一気に国分寺、新宿という、こういう線なんです。なぜ青梅線はそういうふうな扱いになって、青梅線の方が駅が多いんです。それで何で、中央本線の方ですが、高尾発については豊田、日野、西八もそうですが、とまらないのか、このJRの説明はないわけです。今回のダイヤ改正でも恐らく特別通勤快速は豊田も日野も通過して、それをながめながら乗降客の人は見ているんじゃないかと思います。いずれ理由が説明されるんだろうと思いますけれども、今の私の時点では納得がいかない。こういうふうに思います。この辺、どういうふうにお考えになっているのか、全体的なことも含めてお話をしていただきたいというふうに思います。

最後、参事の方から、それについてつけ加えるお話があればしていただきたいですし、なければ全体的なものも含めて市長からお話をさせていただければありがたいです。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） それでは、市長の方からお答えをさせていただくということもあるかと思いますが、今、後段での関連のところを少し補足をさせていただきたいと思います。

今御指摘がございました通勤特別快速の件なんですけれども、これは青梅線からの通勤特別快速は7時から8時半の間ですと1本ございますが、6時35分の青梅始発というのもありまして、朝の時間帯はこの2本ということになっております。これらの青梅線、こちら側の方と状況が違うということについては承知もしておりますので、また機会がありましたら、これらの点についてもJRにいろいろお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 日野駅の新改札口の設置、あるいは豊田駅の始発電車増発等についての御要望であります。

まず日野駅の新改札口、駅全体の改良というふうなこともありますけれども、これについては、今の駅は古くから日野駅周辺にいた人間にとっては、あそこは新駅といえますけれども、旧駅というのがございまして、ちょうど大坂上、踏切がもうふさがれました。あの八王子寄りにあったんです。そのときには、実はホームは2本ありました。上りホームと下りホーム、両方ともございました。結局、幅があったからだと思うんです。とこ

ろが何らかの理由で今の位置に、東京寄りの方に変わってきた。そのときにホームは1本になってしまったわけです。(夏井議員、市長に資料配付) はい、どうも。思いがあるもんですから、いろいろ言いたい。

私も夏井議員と同じ認識なんです。何でと。いずれ改造をするときには、あの駅周辺のまちづくりと絡めて、もう一度ホームが二つあるきちとした駅の形をつくってもらいたいなという思いを持っておりますし、そのように引き続き、あるいはより以上にJR、あるいは場合によっては国の方も含めて具体的な働きかけをしていきたいと思っています。

それから豊田駅の始発電車、6時台がようやくできたわけですがけれども、これをきっかけにして、起爆剤にして、さらに7時台、8時台に数がふえるようにこれまた働きかけをしていきたいし、ほかの面でも連携をとって要望を強めていきたいと思います。ともかく納得がいけないという面は数多くございますので、一つ一つクリアーしていきたいというふうに思っています。

○議長(馬場繁夫君) 夏井明男君。

○25番(夏井明男君) 御答弁の時間が大変なくて非常に失礼をいたしました。これで質問を終わります。

○議長(馬場繁夫君) これをもって7の3、日野駅新改札口設置、豊田駅始発電車の増発等についての質問を終わります。

一般質問8の1、モノレールでもシルバーパスが使えるように等、東京都に強く申し入れよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔21番議員登壇〕

○21番(竹ノ上武俊君) 一般質問をさせていただきます。

12月の定例市議会は、どういう状況の中で開会されているかということを、私は考えてまいりました。今、市民の中にも国民の中にも、日本じゅうで不況の苦しみ、この声、そしてまた不況から脱出したいと願う、その強い願い、こういうものが渦巻いているわけでございます。こういう時期に、日野市の12月定例会も開かれているわけでございますので、今度の議会は非常に大切な市議会である、そのように私は認識をいたしております。そういう立場で今回のテーマは取り上げさせていただきました。

今、国会におきましても都議会におきましても、二つの流れの論戦が行われているのではないかと見ております。国会におきましては、大銀行、ゼネコン、大企業を応援すれば景気の回復になる。景気脱出について、こういう論調の立場の国会議員の方もおら

れます。もう一つの流れは、庶民の家計を応援をする、中小企業や農家の経営を応援することによって景気を回復しよう、この流れだと思います。都議会も同じように流れていると思うわけです。

日野市議会もそういうことになってまいりました。先議会では、下水道料金に消費税を転嫁すべきである、このような論調、そして今議会では公私格差是正という目標がありますけれども、公立幼稚園の保育料については毎年休まず値上げすべきであるということを発言をしてしまう。このような論点もあるわけでございました。

また、今度は学童保育の保育料、学童クラブ費の実質値上げ、3,160円から5,000円という条例提案もなされております。

また、近くは現物支給による、現金支給による福祉の諸制度を見直そう、こういう論をなす方々もおられるわけでございます。

これに対して、そういう方向ではなく、日野市の財政運営をより充実健全にさせていって、市民の暮らしは少なくとも現状の施策は後退させないで守るべきである、こういう立場の主張も今議会でも活発に行われ、またこれからも発言が予定されているわけでございます。

日本共産党は国民の立場、私が二つの流れで後から言いました方の立場で大いに全力を尽くして奮闘を続けているところでございます。（「早く質問しなよ」と呼ぶ者あり）

具体的な質問に入ってまいりたいと思います。

きょうは、東京都政に対して三多摩市町村がどういう立場で臨まなければいけないか、この点に絞りまして質問を通告いたしました。5点ほど通告いたしましてありますが、3点に絞りまして質問を申し上げます。そして残りの二つの点については、要望することによって本日はとどめておこうかなと思っているところでございます。

東京都政はというふうに流れてきたか。これが本当に大問題でございます。青島都知事は、4年前、四つの公約を掲げて都知事になりました。

第1は、都民が幸せで安全に暮らせ希望の持てる都政の実現。

第2は、都民の税金を1銭たりともむだにしない都政。

第3は、都民に隠し事のない開かれた都政。都民のための都政改革の実施などであったわけでございます。

しかし、この4年間、都市博中止の1点だけを実施されましたけれども、あとは具体的には公約に反する方向をひた走ってきてしまった。そういうふうに言っても言い過ぎではないと思います。いろいろのマスコミ等にも識者の方々がそういう評価をされてい

るわけでございます。したがって、青島都知事の支持率ももちろん減ってまいりました。こういう中で、それでは都民のために本当に真剣に考えた政策を打ち出しているのか。そうではございません。逆の立場であります。

11月25日に出されました行財政運営の3年計画、改定重点計画、1999年から2001年まで、この内容は財政健全化計画の路線を踏襲する、これは括弧付きの健全化計画であります。臨海副都心開発や幹線道路などゼネコン浪費の大型開発に一層シフトを移す一方で、福祉、医療、住宅など貧弱な現行の都民施策を一層削り込んでいく、こういうような内容になっております。

そして12月1日から始まりました都議会には、16条例を提案をしてきておられます。その中で、道路占用料等の徴収条例の改正、これは基本的に私も賛成をいたしております。しかし、ほかを見ますと、文化会館の使用料の値上げによって8,300万円収入を図ろうとか、美術館の使用料の値上げによって4,500万円の増を図ろうとか、体育館の使用料を上げて1億3,200万円増収を図ろうとか、特にひどいのは、都立学校の授業料の値上げによって8億4,200万円も都民に負担を押しつけよう、こういった公共料金の値上げでございます。

先日、私、車を運転しておりました。あるラジオ局を聞いておりましたところがクイズが出たんです。電話で何かやっております、回答者が出てきたんです。大阪の府立高校の値上げはいかほどだと思いますかという、アナウンサーが質問をいたしました。それでその回答者は5,000円、1.5倍、こういうような回答だったんです。それで、真の回答は8倍から10倍ということで、今こういうふうにして東京都や大阪府などが国民に負担を押しつけようとする。その回答者は外れたわけでございまして、5,000円の賞金ももらえなかった。それで、もう一つも回答できなくて、次回に懸賞金は上積みされていったということで、都民の人も、今のこの東京都などのやり方に対して、あるいは大阪府のことについてのそのときは質問でございましたけれども、想像以上の冷たい行政を押しつけてきている。そういう実態にございます。

特に都立高校の授業料などは、今の不況の中で滞納者が1年で7倍に急増をしてきている。そういうような深刻な事態にありますが、これを値上げをしようとするわけでございます。こういうときに、私たち日野市民を代表する日野市やあるいは日野市長が、黙っていていいわけがないのではないかと。そういうことで、質問の1項目に東京都の公共料金のことでも挙げたわけでございます。ところが都民も黙ってばかりはおりませんので、財政健全化計画に対する反対運動に続きまして、本12月都議会に対してもさまざま

な運動が起こり始めております。

中村紘子というピアニストの人が会長をされております文化団体、あるいは日本バレエボール協会、日本車いすバスケットボール連盟など、こういうところが続々と都知事や都議会に陳情請願をいたしまして、公共料金の値上げをするな、こういう動きが起こっているわけでございます。

政党の中でもいろいろの動きが出ております。自民党の代表は都民団体に対して「成立させることは非常に厳しい状況にある。最終判断は委員会審議を通じて決めたい」という回答をされております。公明党の方は「認めるわけにはいかない」自民党東京は「賛成できない。財源上も大した金額ではない」民主党は「3月に否決されて景気が悪くなって再提案されてきたが、行政側も配慮しており機械的にだめというわけにはいかない。否決ということになると行政側の責任問題になる」といっておられますけれども、慎重に対応すべきだと回答をしております。これからますます都民の東京都の公共料金値上げに対する反対の運動が広がっていくに違いございません。

現在のこういった東京都政に対するアンケートがいろいろ行われております。東京都がモニターによる調査をされたそうでございます。これは、都内在住の456人、都外に住み通勤するモニター90人にアンケートをとったわけでございます。ところが、都の行革にもっと頑張るってという回答が多いわけでございますけれども、その中身は、窓口利用日の拡大、利用時間の延長、これが第1。第2は、受け付けから交付までの事務処理期間の短縮、各種申請時の受け付け方法や書類の改善と、これがトップのアンケート結果になっているわけでございます。

また、東京都庁職員労働組合がアンケートをされました。140万枚のリーフレットを刷って都民に配ったそうでございます。12月1日現在で580通の回答が来た。それによると青島都政に対する評価では、評価できると答えた人は10%、評価できないが70%。都民に身近な事業を切り捨てる東京都のいわゆる財政健全化計画、これについて賛成は19.1%で、反対が70.5%。また、都が推進している臨海副都心開発をどう思うかという質問に対しては、抜本的見直しが88.3%、継続すべきは7.1%である。この回答の状況が、昨年に比べると非常に数も多くなり、批判的な意見が強まっているというふうに都庁職の労働組合は発表をされております。

そこで、3点について質問をいたしたいと思います。

一つは、モノレールが開通いたしました。このモノレールにつきまして質問をいたします。私は、私自身も余りよくその辺を知らなかったんですけれども、東京都に行って、

あるいはいろんな発表を聞いてびっくりしたのは、シルバーパスが使えないということでありました。私が市民の方々20人近くに、このことを聞いてみました。ところがモノレールでシルバーパスが使えない、そうなんですかといってびっくりした人が約9割近く、85%でございます。あれは使えないんじゃないかしらねという方が3人ほどであったわけでございます。このように、日野の市民の多くの方々がモノレールができれば当然シルバーパスが使える、そういうふうに思っているわけでございます。

私たちは、そこで東京都の民生局に直接、交渉に行きました。共産党の都議会議員の方々と一緒にお願ひに行ったわけでございます。そして、ぜひモノレールにもシルバーパスが適用されるように実施してほしい、このことを強く申し上げてまいりました。そのときは、この交渉を聞きつけまして、武蔵村山市だったかと思いますが、その団地の居住者の方々も来ていらっしゃいました。そして、武蔵村山から立川に通じるモノレールが開通するために、今まで運行してまいりました小田急バスが廃止になる、あるいはなくなったそうでございます。そういうことで、お年寄りの人は立川に行こう、せっかく楽しみにした近くに出かけよう、買い物に行こう、そういう方々がシルバーパスが使えないということで、本当に真剣に深刻な気持ちで東京都に対して、シルバーパスをできるようにしてほしい、そういうふうに陳情をされていたわけでございます。青島都知事が指導する民生局あるいは担当の課長さんたちでございましたので、明確な答弁はございませんでしたけれども、その深刻、痛切な要望は聞いていただいたものというふうに思っております。

私が考えますに、23区に比べまして三多摩の住民は交通の点でも格差がございます。大体、都バスはほとんどなくなりました。都電もなくなりました。そして都営地下鉄も通っておりません。そういう中で、本当に交通不便ということでモノレールに対する期待は大きかったわけでございます。そういうことで、三多摩格差をなくするためにもシルバーパスの適用を日野市は強く東京都に申し込んでいただきたい。また、これは一応第三セクターということで民間の会社ということになっております。多摩都市モノレールという会社になっております。そういうことでございますので、東京都は、民間の会社なので東京都でどうするか、こうするかはというような言い逃れをする場合もあるかと思ひます。しかし、多くの日野市民の方々は、あれは東京都の交通機関だというふうに認識をされているわけでございます。そういう意味で、ぜひ会社の方にも機会があったら、そういうことをやっぱり申し入れていくべきではないかというふうに思うのでございます。

そして、多摩都市モノレールの出資状況というのを後で教えてもらいたいと思います。東京都が一番の株主で、日野市も多額の出資をして株主であるわけでございます。第三セクターでございますので、完全に都営に準ずる、都電に準ずるような意味の私は乗物ではないか、このように思いますので、ぜひそういう交渉をしていただきたい。そしてまた、日野市も対案を持っていかれたらどうかと思うわけでございます。東京都が、もしそういうことを実行してくれなければ、日野市独自にでもシルバーパスのようなものが日野市民の高齢者の方々に使えるように、そういう施策もする、そういう方向であれば、東京都も、ぜひそういう施策を応援をしてほしい。いろいろと検討をし、知恵を絞っていただきまして、交渉をしていただきたいと思います。

今、シルバーパスは東京都の民生局が百数十億円、毎年、私鉄会社に補助金を出しております。京王、小田急、各自年間十億円前後を出しているわけでございます。日野市民がモノレールをどのぐらい利用するようになるか。恐らく、そう多数ではないと思いますので、1,000万円前後で日野市民の分は賄える金額になるのではないかと想像されます。そういう規模でございますので、日野市独自の施策なども考えながら、基本的には東京都に要求をしていく。この立場で臨んでいかれるとよいのではないかとというようなことを、私は東京都との交渉で感じましたので、ぜひそういうことも含めて強力な声を伝えていただきたいというふうに思うわけでございます。

モノレールができて、私も幸い試乗させていただきました。確かに騒音がない。それから高いところを走りますので、三多摩の山並みが、奥多摩の山並みが見えるんですよ。これは通勤しながらとか、お年寄りもですけど、毎日その景色を見ながら通勤するというのは、車で通勤したりバスで通勤するよりも何となく心が和む、仕事に勇気が出るような、そういういい点はあるかというふうに私も考えております。また、駅にはエスカレーター、エレベーターがちゃんとついておりますし、障害者に対しては半額の割引をする、こういうことになっております。

この障害者の点でございますけれども、あわせて東京都にお願いしていただきたいのは、障害者の方々が所持の手帳を示すことによって無料で利用できる、そういう方策を考えていただけないか。このように思うわけでございます。

それから今度のモノレールに関連いたしまして、質問からちょっと離れますけれども、いい点は、例えば高幡不動の地下道については、モノレール実行前の来年3月には、この地下道を完成させたい。これも日野市民にとってはうれしい話でございます。

また、私ども京王帝都にこういう諸問題を要望しました際に、京王帝都高幡不動駅に

も車いす用階段昇降機というものをつけてもらえないか。外国の名前ではギャラベントというものだそうでございますが、これを直接京王帝都にお願いをいたしました。また昨年12月議会で、私は市議会でも市長に要望をしていたわけでございます。京王帝都は、当初、半額自治体で持ってもらえれば考えますみたいな話をしておりましたけれども、この12月5日、高幡不動駅にも工事が終了いたしまして、ギャラベントというのが使えるようになってきております。

このように、私企業であっても、いろいろ自治体と市民が一丸となって要望すればいろいろのことが実現をしていく道が切り開かれるわけでございますので、シルバーパスについてもそういう立場で臨んでいただきたいと願う次第でございます。

第2点目は、公共料金の値上げについてでございます。

これは、先ほど前置きで申し上げたとおりでございます。このような公共料金の値上げが、本当にまた二重、三重に日野市民の生活と営業に重い負担となってくる。これはもう全く明らかでございますので、市長会等でもどういう意向でございますか、ぜひ問題を明らかにして、馬場市長が先頭に立ってそういう公共料金の値上げをするのはよくないぞと、こういう闘えとまでは言いませんけれど、強く物申していただきたいというふうに願っております。こういうことについての日野市の立場というものをお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。

第3点目は、保育所運営費についての東京都の対応についてでございます。

東京都はさまざまな補助金等につきまして、対応の仕方をいろいろと今後、変えてきているわけでございます。代表的な例として、保育所運営費のことについて、どういふに日野市、三多摩市町村は対応していったらよいのか、このことについて質問をいたします。

今度の東京都の補助金の出し方というものが、包括的な考え方で基準を決めて補助金を出すということになっております。今までは、ひもつきで——ひもつきというのは言葉が悪いのであれですが、具体的な条件をつけて補助金を出してきていたわけでございます。例えば、調理員を必ず1園に1人置いていただきたいから、この1人分として幾ら補助金を出しますよ、あるいは特例保育をしなきゃいけない状況になりましたので、そのために2人分の人件費を出しますよと。あるいは、さらに充実した保育をさせるために人件費を面倒見ましょう、そういうことで補助が来ておりました。

今度は保育園の園児数に応じて計算をして補助金を出すという方向に変わってくるようでございます。東京都は、補助金は減らさないよというようなことを、総額としては

減らさないよということを言っているそうでございますけれども、具体的にはどういう状況になるのか。日野市の公立保育園、民間保育園に対して不利なことがないかどうか。その辺を慎重に受けとめて分析をしていただいて、東京都と交渉をしていただきたい。このように考えておりますので、丸のみ込みで賛成、賛成という方向にいかないように、慎重な対応をしていただきたい。

私立保育園では、日本保育協会など5団体がございますので、それぞれ東京都と交渉をされているようでございます。日野市の私立保育園もお困りの点もあるかもしれませんので、そういう点も酌み取っていただきまして東京都と対応をしていただきたい。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 3点の御質問がありましたから、1点と3点につきまして私の方から冒頭お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまお話がありましたように、多摩都市モノレールが11月27日に開通をいたしました。今回の開通は5.4キロメートル、12分で結ばれまして、多摩の南北交通は大きく改善され沿線住民の利便性を高めるものと思います。これまで支障となっていた道路の混雑の緩和に役立つものと見られております。新聞報道によりますと、これまでバスやマイカーで通勤されていた方がモノレールの開通で30分以上時間が短縮されることから、今後利用者がふえるであろうということでございます。また、立川から日野市の高幡を経由して多摩センターまでの路線は、平成11年度中に開業する予定で、これが開通すると日野市内の南北交通も便利になるものと期待するところでございます。

しかし一方で、路線バスが一部で廃止や減数運行をしており不便になったところもあるとのことで、日野市ではそのようなことがないように願っているところでございます。

そこで、この多摩都市モノレールにシルバーバスが利用できないか、できるようにとのことでございますが、御質問の中でもいろいろと御説明がございましたけれども、現在、シルバーバスの利用できる交通機関は、都バス、都電、都営地下鉄及び東京都から補助金の出ている民営バスなどが対象となっておりまして、JRや私鉄の各鉄道は対象外となっております。

多摩都市モノレールはJRや私鉄の扱いということでございまして、先日、多摩都市モノレール株式会社に問い合わせしてみたわけですが、第三セクターとしての経営が厳しく、都や関連自治体からの補助金があれば別であります、現状ではシルバーバスの利用はできないとの返事でございます。

また、障害者の割引につきましてもＪＲや私鉄の制度と同様で、第１種身体障害者及びその介護者が乗車する場合と、第１種、第２種身体障害者が単独で乗車する場合は５０％の割引を行うことでございます。したがって、今後、各市とも連携して東京都や多摩都市モノレール株式会社に要望をしまいたい、このように考えております。

３点目の、保育所にかかる補助金の問題でございますけれども、保育所運営費の東京都の補助金につきましては、民間施設特等地加算等の１７補助項目につきまして、今年度から包括化されました。児童１人当たりの補助方式が変更されたわけでございます。この中には、補助率が３分の２のものと、２分の１のものがございますが、包括化によって補助率が２分の１にまとめられたものでございます。このことにつきましては、市長会が東京都に働きかけ、協議の結果、包括化に伴う市町村の影響額は、当面は別に措置されることとなっております。

保育園にとりましては、補助項目が拘束されずに運営ができたり、また児童１人当たりの補助となるので、年度途中の入所などによりまして定員の弾力化も図れます。また補助金がふえるという利点もありますが、一方で市町村にとっては、包括化に伴う影響額は東京都から措置されなくなった時点で補助額の減額になることも予想されております。今後は、このような事態が生じないように市長会等を通じて強く東京都に要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは、２点目の公共料金の値上げにつきまして、市の見解といいますか、考え方を御答弁させていただきます。

東京都が、御承知のように今年度におきましても４，４００億円の税収不足、行革をやっても現実的にはかなり厳しい状況の中で、破綻寸前の都政といわれているわけでございます。

もちろん私どもの財政におきましても、東京都の財政の動きが非常に気にかかるところでございまして、平成１１年度の公共料金の値上げにつきましては、議員から御紹介がございました。歳入としては約５６億円程度でございますけれども、この中身については、東京都の都知事も来年度選挙を迎えているわけでございまして、当初予算で６４案件お出しになって、かなりのそういう意味では条例が通らなかった。今回につきましては、病院や福祉施設など、都の暮らしに深刻に影響があるものにつきましては、あるいは中小企業活動に直接影響のある項目については除いておりますし、私どもの市の方としての

影響は当然、都民として、市民としてあるわけでございますが、知事の政治的な苦渋な決断であろうと思っておりますので、また私どもの方はお願いする立場で、各補助金についても市長会を初めいろいろな東京都あるいは市町村協議を通じましてお願いをしている立場の中で、この使用料についてはやめろとか、あるいは削減しろというようなことにつきましては、非常に苦しい立場でございます。

したがって、都の動きを十分、また厳しい状況を察しながら、私ども市町村といったしましては財政運営を図らなきゃなりませんので、事務方としては、また行革を進めざるを得ない。都民にその負担をいただくには、やはり内部努力もしなくちゃなりませんので、これは知事の決断でございますし、どうしろというものはございませんので、感想になりますけれども、そのように判断をしているところでございます。

以上でございます。（「残念ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君）　　竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　　それでは第1問につきましては、物申してみたい、話を上げてみたいという御回答でございましたので、ありがとうございます。ぜひ市民とともにあるいは議会とともに頑張って、市民の暮らしや営業が上向きになる助けにもなる、また高齢化社会が活発化する、そういう意味でもいい施策でございますので、御努力をお願いしておきたいと思います。

第2問の公共料金のことについての答弁は、情けない状況でございました。要望を強く申し上げたいと思います。

第1問の多摩都市モノレールにつきましても、簡単にはいかないと思うんです。大体、乗客が1日4万5,000ぐらい、4万3,000人を見込んでいたんです、モノレールの社長さんは。ところが初日は4万200人乗りましたけれども、二日目は3万7,600人、三日目は3万8,200人と、もう既に減ってきているわけなんです。そういう意味でも、シルバーバスを発行してこれを活用すれば大いに利用者もふえていくし、経営の点でも、ある意味では私はプラスになるかと思えます。そういうこともぜひ進言していただいて、運動していただきたいと思います。

北九州のモノレール、議会で視察をされた方も多いかと思います。私も見てまいりました。これが13年かかって、単年度決算では500万円程度の黒字が見込めそうな、ことになってきたということでございます。

しかし、多摩のモノレールについては、これは住民奉仕、社会資本の一つだというふうに見るならば展望はあるけれども、経営という観点から見ると何十年たっても黒字に

はならないのではないかと都の職員も言っているという記事が新聞に出ていたわけでごさいます、そういう状況ですから、やっぱり高齢者社会に対してどういう政策をとるか、まちの活性化をどういうふうにしていくか、そういう点で東京都と日野市が発想を切りかえていくということにしなければ、この要望を実現させるということは困難な点もあるかと思しますので、そのあたりもよく考えていただいて全面的な運動を展開をしていただきたいというふうに思うわけでごさいます。詳しくはモノレールの数字も出ておりますけれども、省略をして要望をいたしておきたいと思うわけでごさいます。

次に、東京都の公共料金のことでございます。これは都にお願いする立場ということは私はないと思うんですよ。地方自治体を守るという立場、これで税制のことを考えますと、私は日野市や三多摩市町村は大いに物を言う資格、条件がいろいろあるんじゃないかと思うんです。地方交付税のあり方もまだ解決をされておられません。そして全国的な地方自治体の財政危機の原因は、これは政府の悪政にあるということは、もうはっきりとしているんですよ。

12月の臨時国会におきましても宮沢大蔵大臣が認めているんです。結論から言いますと、地方に単独事業を押しつけた、その結果、地方自治体の借金がふえた。大型開発を押しつけたということです。そういうことについて、宮沢蔵相は12月3日の衆院財政構造改革特別委員会で答弁されております。地方に苦勞をかけたことを感じている、反省している、こう答えているんですよ。そして、こういう今の状況は、地方財政を圧迫したことは異常な状況じゃないかという質問に対して、おっしゃるとおりですと、こういうふうに大蔵大臣は答えております。

地方公共事業、日野市議会でも日本共産党の市議団から発言がございましたが、地方公共団体が単独事業を政府から引き受けました。そして、そのための借金がふえにふえ続けてきているわけでごさいます。この借入高というものが、一般財源を除いて毎年毎年ふえてきております。その額が、統計などの資料によりますと何と1996年は12兆円、こんなに地方自治体が政府の指導によって単独事業を起こしたために地方債を起しているんです。そういうふうになりまして、一般財源も持ち出しがもちろん多くなっている。国庫支出金は20%なんです。地方債の借金が40.7%なんですよ。それで一般財源がその他ということになりますので、もう借金が公共事業をするごとにふえていく。そこに一つは大きな地方財政危機の原因がありますし、また税の仕組みの中にもあるわけがありますので、東京都にお願いするんじゃなくて、東京都にも国にも、ちゃんと胸を張って補助金の増額その他、堂々と物申していく、対峙していく、できれば闘うという姿勢

で臨んでいただく。そうでなければ本当に日野の市民の暮らし、営業を私は守れないし、市の職員の暮らしも、日野市そのものも守れなくなっていくんじゃないかと思いますので、私は、その辺は腰を据えて東京都に対応をしていていただきたい。

そういうことを言ったからといって、東京都は日野市を差別することは一切しないといっておりますからね、ぜひ勇気を奮い起こして東京都にいろいろの交渉をしていただきたい。特に今度の公共料金引き上げについては物を言っていただきたいんです。そして東京都に遠慮して、日野市でも公共料金を引き上げて見直しをして、福祉後退というようなことになっていきますと、たまったものではないというひどい目に遭うのは、日野市民であるわけであります。そういうことをぜひ日野市の市長、そして幹部の職員の皆さんが真剣に私の質問を受けとめていただいて、今後の行動を市長会、部長会、課長会、係長会、そういう場でぜひ活発な発言をして頑張ってくださいように申し上げたいと思います。

都民の世論が盛り上がれば、やっぱり東京都も後退いたします。43の条例については今回引っ込めたわけです。シルバーパス廃止、その他ですね。また、これを出してくるかもしれませんので、日野市とか私も都民は目を見張って、そういうことを東京都がしないように来年もまた闘う、こういうことを間断なく続けて暮らしと営業を守っていかねばいけません。そういう状況に今あると思います。ぜひ、よろしく願いを申し上げます。

3点目の保育園の問題でございます。東京都が「足りない分は面倒を見ます、手当てをいたします、減らしません」こういうふうに言っているので、多少、市長会で安心されたのではないかと思うんですけれども、私はこの包括化の仕組みを市長や福祉の関係者が見抜いていただきたいと思うんです。

先ほど申し上げましたように、今までの補助金は調理員を1名置きなさいといって何万円出す、特例保育のために何万円出す、充実保育のために何万円出す、この17項目の基準があって、補助をしていたわけです。ですから、いただいた方も補助金をもらった以上は保母をふやさなきゃいけないし、ふやさないとインチキということになりますよね。そういうふうにして、ですからひもつきといったんですが、条件つきといいますか、ある意味で、保育の質の条件を保つ制度として補助金制度が私は存在していたというふうに思います。

ところが、最近不況になりました。民間の保育園なんかも経営が非常に厳しい状況などがあると思います。ですから、例えば私立保育園にも公立保育園にも保育料が高くて

入れ切れない。4月、5月は我慢して、とうとうたまらなくなつて6月から保育園に入れるというようなことになると、4月分、5月分は、例えば特に民間などでは人件費は確保しておかなきゃいけないわけです。6月から急に扱う数がふえたからといって、急に採用をふやして東京都に補助金を申請する、そういうことは保育園の運営上できないわけですので、民間では総体的に考えて損になるということで、先ほど申し上げました東京私立保育園連盟とか日保協とか、いろんなのがあるそうでございますけれども、都の5団体が大体東京都の包括的な方針というのは、強さ弱さはありますけれども、反対、後退するのではないかという意向をお持ちだというふうに関係者から伺いました。もちろん団体の性格がございますので、いろいろだと思います。日野市の保育園は、ほとんど日保協というのに加盟されていらっしゃると思います。

そういう中で東京都がねらっているのは、鋭く見抜いている方は、こういうふうにおっしゃっておりました。今まではそういうふうな条件がついて補助金 coming している。しかし民間の保育園の場合、経営が苦しくなると今度は包括的ですので基準をはっきりしませんので、包括的1人当たり幾ら来た中で、どのように経費を削って保育の質を維持しようか、あるいは万やむを得ざる場合は質を後退しても保母さんを雇わなきゃいけない、あるいは保育園を改築しなきゃいけない。いろんなことになると、今度は条件がございませんので、今まで条件つきで一つの枠がかかっていたものが崩れていって、結局は保育の質を落とさざるを得ない事態になるのではないかと、そういう制度変更ではないかと見抜いていらっしゃるようでございます。

東京都は、今、減らしませんよといっているそうです。しかし、先ほどの財政健全化計画と公共料金の引き上げ、福祉政策の後退を見ますと、1年、2年とたつうちに、5年間ほど暫定的に続くんでしょうかね。これからの方向の中で、私は総枠を今度は1人当たり30万だったものを29万にしてください、28万にしてくださいと東京都が言うに違いないというふうに私も感じております。そういう点がありますので、そこいらを日野市も見抜いて、公立保育園も民間保育園も、今まで以上に圧迫が来ないように方向で東京都と折衝をしていただきたい。こういう気持ちで申し上げた次第でございます。

今、特に私は、きょうモノレールシルバーパスの問題を質問の第1番に掲げたわけでございます。国民生活白書を見ましても、中年の不安というものは、この統計を見てもわかりますとおり、本当に深まってきております。老後の生活、健康は、もう政府に頼れない。貯蓄に励むしかない。リストラがあるかもしれない。そういうことで結局、政府も、中年あるいは老後の生活の保障、雇用、賃金、年金、介護制度、抽象的な言葉が

並んでおりますけれども、国民が納得のいく安心する方策は出し切れていないわけでございます。

そして、もう国内総生産の7－9月期の決算も、市長も部長の皆さんも御存じだと思います。国内総支出、総生産、GDEイコールGDPという形で言えば、この3期、3年間連続マイナスになってきておりますし、軒並み発表された指数は、民間住宅の建設も莫大な、97年度21%の落ち込みでしたが、ことしの7－9月期もさらに続いて6.2%の落ち込み、そして民間の在庫品の増加もものすごい勢いで4.8%、4.6%というふうにふえてきているというような状況にありますので、本当にこれは厳しい状況が業者の中にも、中小業者の中にも、国民の中にもあるわけです。ですから我々、今、地方自治体が本当に頑張って、政府のそういう圧力から市民を守る防波堤になる、地方自治体の役割はそこにあるんだということで頑張っていたきたいというふうに思うわけでございます。

最後に市長に、答弁があればお伺いいたします。

その前に、先ほど言いました4点目、5点目、通告しておきましたことにつきまして要望をいたしておきたいと思います。

一つは、学童クラブでございます。これは条例案が提出されておりますので、委員会で審議していただけるものというふうに思っております。国の制度化があったということは、長年の願望でありますので評価しなければなりませんけれども、それと引きかえに実質保育料を、児童館の使用料あるいはそういう学童クラブ費、そういうものを引き上げていくという仕組みになったのでは、これはまた市民は困るわけでございます。そういう意味で、そのあたりをよく見抜いて、今後の国や都の補助金のあり方などについて地方自治体として物申していただきたい。こういうふうをお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ通告しておきました。中教審の9月21日の答申で、都道府県の力で独自に30人学級を実行してもいいよという足がかりといいますか、条件も出てきたわけでございます。そういうところをとらえていただきまして、市民は、あるいは教職員の方も望んでいると思いますので、教育委員会等で、あるいは市長からも、東京都が独自にひとつ30人学級を全国に先駆けて、30人学級以下学級がいいと思うんですが、そういう規模で行き届いた教育を、教育長がちょこっと、にやっと笑われましたけれどね、市民と教職員はそれを切実に願っているわけでございますので、この教育危機の中、東京都にぜひそういう立場で申し入れをしていただきたい。これは要望だけしておきます。

もし、市長に答弁があればお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市長。

○市長（馬場弘融君） 竹ノ上武議員から、モノレールでもシルバーパスが使えるように等、東京都に強く申し入れよと問うということで、モノレールの関連はもとより幅広く各種公共料金への対応、あるいは保育所等の運営費への対応についても、都への強い要望を、強く申し入れよというふうな意味での質問をいただいたわけであります。

これまでも市長会等を通じ、かなり都は当初考えていたものを変えたというふうな経緯もございますし、また個々の対応について、担当の局長等々に強く申し入れをしているというふうなものもたくさんございます。そういう中で、議員御指摘のとおり日野市の市政を守る立場で、あるいは市民を守る立場で、引き続き、あるいはより以上に強く都には申し入れをしていきたい。関連するものは引き続き国へも申し入れをしていきたいというふうに思っております。しかし、東京都の方も大変苦しいようでございまして、こちらが申し入れをすると、また逆に、市の方もこれはお願いしますね、というものが返ってまいります。そういった点で、特にモノレール等につきましては、これからの運営についてかなり厳しい負担増を求められる経緯もあるかなと、こういうことも実は不安を持っているところであります。

それはそれとして、このシルバーパスの問題も含めて、都あるいはモノレール株式会社等に引き続き強く申し入れはしていきたい。このようにお答え申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） ありがとうございました。

2問目、3問目の答弁がなかったのは不満足でございますが、また次回に質問をさせていただきますと思います。

私は、市議会につきましても、市議会議員が活発に論戦を行う、市民要求を市議会に反映をしていく、全力を尽くして頑張るということをすれば、例えばこの定数を削減しなきゃいけないとか、そういう方向に市民の目は向かない。もちろん市議会の不要不急の経費は削る必要があるべきものは削らなければいけません。市長に対しても市職員に

対しても、給料を削れとかそういうことは、むだがあればもちろん削らなければいけません。市長以下市職員が懸命に今の不況のこの厳しさを考えて、市民の立場に立って頑張っていたら、私はそういう方向に対して市民の目が向くのではなく、私は市役所もっと頑張れという方向に行くというふうに思うんです。これらの点も、今後、論議しなければいけない状況が出てきそうでございますが、それはまた次の機会に譲りまして、きょうの質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって8の1、モノレールでもシルバーパスが使えるように等、東京都に強く申し入れよと問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時01分 散会

12月 8 日 火曜日 (第 4 日)

平成 10 年
第 4 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第31号)

12月 8 日 火曜日 (第 4 日)

出 席 議 員 (29名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登志子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵美子 君	6 番	名 取 美佐子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精一郎 君	11番	中 谷 好 幸 君
12番	佐 瀬 昭二郎 君	13番	森 田 美津雄 君
14番	執 印 真智子 君	15番	江 口 和 雄 君
16番	沢 田 研 二 君	17番	田 原 茂 君
18番	宮 沢 清 子 君	19番	小 川 友 一 君
20番	奥 住 日出男 君	21番	竹ノ上 武 俊 君
22番	板 垣 正 男 君	23番	一ノ瀬 隆 君
24番	内 田 勲 君	25番	夏 井 明 男 君
26番	馬 場 繁 夫 君	27番	黒 川 重 憲 君
28番	土 方 尚 功 君	29番	福 島 盛之助 君
30番	小 山 良 悟 君		

欠 席 議 員 (1名)

10番 小 島 久 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	榎島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成10年12月8日（火）

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時14分 開議

○副議長（竹ノ上武俊君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問9の1、学校図書館のいっそうの充実・発展をめざしての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

昨年の6月に、学校図書館法の一部が改正をされまして、40年以上放置されたままになっておりました、司書教諭を配置するという事業が2003年度から始まるということが決まりました。改めて日野のまちでは、1990年から各学校の図書館に、司書の役割を果たす職員を配置するという制度を行ってきているわけですが、この法改正を受けて、改めて日野の学校図書館をこれからどんな方向で発展させていくのか、議論をするちょうどいい機会なのではないかと、そのようにも思いまして、この質問を用意いたしました。

まず、2問お伺いをしたいと思います。

1点目は、学校教育において、学校図書館が果たす役割を、教育委員会としてはどのように御認識になっているのか、ということであります。

こういう文書があります。「自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する能力を育てる」。これは、昨年出されました「第15期中央教育審議会第1次答申」の中の文面であります。このような、みずから学ぶ力、解決をする力を備えた子どもたちを育てていくという課題を重視するならば、いわばみずから学ぶ場所としての、学習情報センターとしての学校図書館というのは、非常に重要な位置を与えられることになろうかと思います。今読み上げた第1次答申の文面に掲げられた理念というのは、言うまでもなく戦後教育の一貫した理念でもあったと思いますが、今改めてそのことが強調されなければいけない状況が生まれているということでもあろうかと思います。そのことなどにもかかわって、どのような御認識をお持ちなのか、まず1点目お伺いいたします。

2点目は、学校図書館に嘱託員を配置する制度が始まってからことしで9年目である

わけでありますが、教育委員会はこの9年間の実績をどのように評価しておられるのか、実際の学校図書館の仕事の中身に即してもお話をいただきたいと思いますし、またこの間、1995年に嘱託職員を配置する要綱が改定をされまして、その際に、採用の条件の中に「司書あるいは教員の資格を有する者」という、この仕事が専門性を必要とする仕事であることを認める文言が挿入されまして、そういう改定が行われた。また、それまで続けて契約できる年数が4年であったもの、また1校当たり2年と限られていた年数が6年、3年というふうに改められて、この仕事が一定の継続性を要するという仕事であるということについての改定が行われましたが、このことにも触れて教育委員会は、一体この9年間の実績というものをどのように評価されているのか、この2点についてまず伺っておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま2点の御質問をいただきました。学校図書館が果たす役割の認識、またもう1点は、この制度におけます9年間の実績評価という点でございます。

1点目につきましては、認識の件でございますが、まず学校の基本的な役割は、児童・生徒に生涯にわたって学習をし続けるに必要な基礎学力を身につけさせるとともに、必要な知識、技術、情報を獲得し、みずから考え、主体的に判断して行動できる資質や能力を持った子どもを育てていくということが求められてございます。こうしたことから、学校図書館は、児童・生徒の自発的、自主的な学習活動を支援することと、教育課程の進展に寄与する、いわば学習情報センターとして、学校教育の中で中核的な役割を果たすことが大きく期待されているものと考えております。

それと2点目の、9年間の実績と評価の関係でございます。ことしで9年目を迎えます。学校図書館の事務嘱託員が配置されたことによりまして、学校の図書館、従前との比較の中では、やはり変化が出てきているだろうというふうに考えてございます。具体的な内容というようなお話もございましたが、具体的には、図書館内部の本の陳列だとか展示の工夫とか、また『図書館だより』だとか、随時発刊される新刊本を紹介するとか、さらには図書台帳の正確な整備、また蔵書数の的確な把握というような面で、一定の成果といいますか、効果が出ているというふうに考えています。また、図書館に人がいるというような面からは、利用者にとっては、利用しやすい面が効果ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 1点目については、だれが考えても、共通の認識は今日、持てるという問題だろうと思います。

2点目の御答弁は、もう少し踏み込んだ答弁をぜひしていただきたいと思いますが、例えば今の御答弁では、貸し出し冊数がどのように変化したのかと。人が配置されることによって、ということについての言及がありませんでした。また、日常的な各学校の教育活動とどのように連動した仕事がされているのかということについての言及がありませんでした。恐らくさまざまな創意ある取り組みが、先生たちと学校図書館に配置されている嘱託職員の皆さんとが相談をし協力をして取り組まれていると思うんですが、それらの点についても、ぜひ教えていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 貸し出しの冊数等につきましては、今手元の中に詳しいデータを持ってございませんので、大変失礼いたしますけれども、やはり配置されたことによって、各学校の学校図書館を利用する生徒・児童の数がふえてきている。したがって、冊数もそういう状況の中では、従前よりは伸びてきているというふうに理解しているところでございます。

それと2点目の、教育現場での嘱託事務員とのかかわりという面でございますけれども、私どもがこの制度を創設し基本的なところで考えておりますのは、事務嘱託という位置づけで考えてございます。したがって、図書担当教諭の指導のもとにそれを補佐していただくというふうにとらえております。したがって、各学校の中での実態を全部私どもが把握しているという面がまだございませんけれども、私どもの立場としましては、事務嘱託員の方々については、図書館の環境整備だとか、分類だとか、それから読書相談だとか、そういう面での図書教諭とのかかわりの中でこれを補佐していただくというふうな考え方でいるわけでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の御答弁に関連して、さらにちょっと質問をしなければなりません。

事務嘱託員を配置する設置要綱がございますけれども、その中には、嘱託員の職務が規定されております。「図書館の環境整備に関すること」「図書等の分類整備に関するこ

と」「図書等の貸し出し返却に関すること」「図書等の購入・廃棄事務の補助に関すること」「図書等の情報管理及び読書相談に関すること」「図書カードの分類整備に関すること」「その他第1条の目的を達成するために校長が認める事務」ということになっておりまして、恐らく日常的な教育活動と連動した学校図書館の活動というのは、この「その他第1条の目的を達成するために校長が認める事務」の中に当然のことながら含まれているんだろうと思いますが、まず1点質問しておきますが、教育委員会としては、日野市が各学校に配置している嘱託員の皆さんが、学校図書館で行っている日常的な業務というのを、司書の仕事をしているというふうに認識されているのかどうか、その点をまず確認をしておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 司書ということは、図書司書の資格というふうに理解してよろしいでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 私が聞いているのは、実質的に司書が行うべき仕事をしているのかどうかということを伺っているんです。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 実質的に司書という仕事をしているかどうかということでございますけれども、私もせんだって、ある学校を見させていただいたという経験もございますけれども、どこまでが司書の仕事で、どこまでが嘱託事務員の仕事かという部分については、私自身がまだはっきり分類できないという状況でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 分類していただく必要は全然ないだろうと思うんですね。嘱託職員の皆さんが日常的に行っている仕事の中身が、司書が行う仕事なのかどうかと。実質的にそういうものになっているかどうかを伺っているので、嘱託職員が行う仕事としての仕事が、どう分類されるのかということを伺っているわけじゃありません。

随分古い行政文書なので、お持ちではない可能性もあると思いますが、1952年、現在の図書館法は1953年に制定されているわけですが、この制定に向けて出された文部省の『文部省提示』というものであります。52年6月、小・中・高等学校の図書館の司書及び司書補の職務内容——司書教諭じゃないですね。日常的に学校図書館の運営に当たる学校司書の仕事の中身を細かく分類して書いてあるものなんです、日野市の要綱に挙げられている嘱託員の職務1から7まで、具体的には6までですが、6までの中身は、

全部この中に含まれています。古い文書なんですけど、これは今でも生きている文書です。その後改定されておりません。ぜひ、そのあたりの認識は、これらの文部省自身が出した、学校図書館法の制定に向けて出した文書ですけども、その文書をお読みになれば、間違いなく、日野の嘱託職員の皆さんがやっている仕事、あるいは期待されている仕事というのは、司書の仕事なんだということがはっきりすると思います。そのことはぜひ、今お手元に資料がないと思いますので、早い時期にそれを確認をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 今お話いただきました件については、大変私といたしましては、勉強不足な面がございました。したがって、今の資料を、古い資料ということでございますけれども、入手して確認をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） さらに、先ほど部長の方から、日常的な教育活動とどう連動しているのかということについては、よく把握されていないというお話がございました。そう言い切られてしまったので、ちょっと質問しづらい面があるんですが、こういう冊子があります。『日野市公立学校図書館の状況調査報告』、あわせて『学校図書館事務嘱託員の実務の記録』（平成8年度日野市教育委員会）。実はこの平成8年の9月の定例会で私、学校図書館問題について一般質問いたしました。平成8年ですから、ちょうど1年生のときに学校図書館に人がいるようになった子どもたちが卒業するというそういう、子どもたちにとっては、1サイクル終わった年なんですね。そろそろこの制度がどういう実績を上げてきたのか、成果を上げたきたのか、どういう改善・整備、問題点があるのか総括をする時期じゃないかという御要望をして、ぜひそういう方向で総括したいという御答弁もありました。そのことと関連してまとめられた教育委員会の報告書であります。

これはどういうふうにやられたかという、ここにいただいた資料がありますが、日野市立学校図書館の状況についてのアンケート。教育委員会が各学校にアンケートを出して、かなり細かい事項が、児童数から始まって、購入冊数、蔵書冊数、貸し出し冊数、各年度ごとに。これを見れば、貸し出し冊数がどのようにふえてきたのかということは一目瞭然わかるというふうになっているわけではありますが、そのほかに、各学校で仕事をしている嘱託職員の方々の実務の記録が収録されているわけです。これを見ていきま

すと、先ほどの部長の答弁は、聞きようによっては、教育委員会としては、その要綱に定められている職務内容については把握する責任があるけれども、そこに定められていないものについては、把握する責任はないとまではおっしゃらないのかもしれないけれども、そのようにも受け取れるような印象をちょっと受けたわけではありますが、ぜひこれは、最近出されたものですから、お読みいただきたいと思うんですが、これを見てくださいと、この要綱に定められた職務についてもそれぞれ質問しているんです。回答が来ているんですね。それをまとめてあります。

さらにこんな項目があるんです。調べ学習における図書館の本の利用という項目。ちょっと中身に入る前に確認しておきたいんですが、ここで言う調べ学習って、一体何なのかということについて、部長でも教育長でも教えていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） すなわち、学校における教育課程、教科、道徳、特別活動における学習の資料提供だというふうに思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございました。

つまり、ここで言う調べ学習というのは、子どもたちが個人的に興味を持ち、関心を持ったことについて図書館に調べに来るということじゃなくて、各学級、各学年が立てた教育計画に基づいて行われる学習活動、学習形態の一つだと、そういうお答えだったと思うんですね。だからここで、このアンケート調査に基づいてまとめられた調査報告で言っている調べ学習というのは、学校図書館と日常的な教育活動がどのように連携しているのかということ調べたというふうに私は受けとめるわけではありますが、どんなことについて調べ学習が行われたか、細かい表が載っています、2ページ半にわたって。そして、調べ学習での「本の貸し出しを行っているか」という設問に対しては、すべての学校が「行っている」。つまりすべての学校で、日常的教育活動と連携して、学校図書館が、それに必要な資料を収集し提供しているということが、教育委員会自身の調査報告ではっきりしているわけであります。調べ学習で「困る」と答えた小学校が16校、中学校が4校、「困らない」と答えた小学校が4校、中学校が4校、全部合わせると28校ですから、すべての学校で調べ学習に対する協力が行われていると。

さらに、こんなことも出てきますね。学校の図書冊数、蔵書冊数というのは少ないですから、調べ学習をしたいんだけど協力してくれ、というテーマが学校図書館に連絡されると、学校図書館の本だけでは足りないことがしばしばある。当然市立図書館か

ら本を借り出す、あるいはコピーをして副本をつくるというような活動が行われています。「市立図書館の本を利用しています」という学校が、小学校で14校、中学校で5校。それぞれの学校の蔵書の中身、あるいは調べ学習のテーマによっても、この利用の状況が変わってくると思いますが、これについて「どのようにして市立図書館から本を借りていますか」という設問も、丁寧な設問だと思いますが、「勤務時間外に出かけて利用」という学校が圧倒的に多いんですね。半分以上です。「勤務時間中に許可を得て利用」というのが、小学校で7校、中学校で3校というぐあいなことになっている。どうも、今問題にしているのは、学校図書館活動の中身を伺っているんですが、いわば職務条件というのかな、勤務条件にまつわる問題点も、この職務内容を調べていくと浮かび上がってくる。

これはついでに申し上げておきますが、そんなことも非常に勉強になる冊子です。教育委員会御自身が、学校教育部長は一度はこれをお読みになったというふうに思うんですが、御自身が、日野の学校図書館の活動というのは、要綱に定められた項目の範囲を超えて、この9年間にかなり豊かに発展してきていると。学校図書館を利用して、活用して教育計画を立てる先生もふえてきているということがはっきりしていると思います。そのあたりのこともぜひ御確認いただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 今お話いただきましたように、その総括した部分の本につきましても、目は通しているところでございますけれども、すべての項目すべてに全部そしゃくをして理解をしているという部分も、まだ足りない部分もあろうかと思っています。今お話のように、中身をしっかりともう一度精査して確認をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 最後に繰り返しになりますが、要望しておきます。まず、日野市が各学校に配置している嘱託職員の皆さんの仕事の中身は、実質的に司書の仕事だということを、ぜひ御確認いただきたいということ、もう一つは、この9年間に、要綱に定められた職務内容の範囲を超えて、いわば学校図書館がこうあってほしいという方向に日野の学校図書館は発展してきたということを、ぜひ事実にして確認をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。今年度、要綱が改定されました。この要綱改定の内容について質問したいと思いますが、まず1点苦言を呈しておかなければいけないという

ふうに思っています。今年度改定された要綱そのものと、それからその要綱を各学校に送付したときの表書きを資料としていただきました。あわせて、学校の嘱託職員をされている方々からも、ことしの雇用契約がどのように行われたのかということについて教えていただきました。まず、雇用契約は毎年改定されるわけですが、その際に、ことしはどういうわけか、要綱が渡されなかったという話です。教育委員会の会議録を資料としていただきましたけれども、3月の定例教育委員会で、要綱の一部改定は報告されております。4月1日をもって要綱が変わったということになっているわけであり、言うまでもなくこの要綱というのは、嘱託員の方々がどういう条件で雇用されるのか、どういう条件で働くのかという、つまり雇用契約の基準が定められているものだから、雇用契約に当たっては、それを示す責任があると思うんですね。要綱が変わっておらず、かつ前の年から引き続いて嘱託員を務めるという方については、変わっていませんよ一言言えばそれで済むことなのかもしれない。しかし、今年度は要綱が変わっているんですね。しかも日野の場合は、この間、先ほども指摘しました、95年の要綱改定、連続して雇用できる年数が4年から6年に延ばされたと。そして、さらに今年度については、6年という年限を超えて7年目に入っている方々が仕事をしておられるということであります。非常に重要な――重要というか、要綱が変わったのだから、必ずその要綱を示す責任があったと思うんですが、それがされていません。もしされているのであれば、私の情報不足だということなので指摘をしていただきたいと思います、この要綱がされなかった。嘱託員の皆さんに雇用契約の際に示されなかった要綱は、いつ各学校に渡されたかということ、この送り状によれば、「日野市公立学校図書館事務嘱託員設置要綱の送付について。要綱の一部を改正いたしましたので、改正後の要綱を送付いたします。なお学校図書館事務嘱託員の方に要綱の一部を渡してください」となっています。施行年月日は、平成10年4月1日。この送付書が送られたのは、平成10年7月27日ということになっております。4月1日に改定された要綱が、その要綱に基づいて学校図書館を運営する責任を負っている各学校に渡されたのは、7月27日。多分、郵便じゃなく、届けたわけでしょうから、即日届いているんだろうと思いますが、問題は、7月に、つまり校長先生は7月27日にこの要綱のことを知るということですね。さらに7月27日というのは夏休みですから、嘱託職員の方々がこの要綱を手にしたのは、9月以降ということになっているわけです。つまり6カ月もおくれています。これは何というんでしょうか、役所の仕事としてはあってはならないことだろうというふうに思います。ぜひ、今後、このようなおかしなことが起きないように、厳正に実務を進め

ていただきたいというふうに思います。もし、ちゃんと示したんだよという事実があるのであれば、そのことを教えていただきたい。

それと、あわせて、要綱が渡されなかった。ここに持ってきたのは、雇用契約の確認書です。3枚つづりになっていて、1枚は教育委員会、1枚はどこに行くんでしょうね。1枚は嘱託員御本人に渡すというものなんですね。全部同じ様式です。一番下に署名をして捺印をする欄があるというもので、教育委員会の関係者はよく御存じだと思いますが、ところが、ことしのこの様式、3枚ともセットでいただきました。資料としていただきましたが、嘱託職員御本人に渡される2枚目、つまり上からは見えないわけですが、2枚目の欄外にだけ特別な記述があるんですね。「学校図書館事務嘱託員の設置事業は、学校に司書教諭が配置されるまでの暫定的な事業です。平成15年4月1日以降、司書教諭が配置されることになりましたので、平成15年3月31日でこの事業は終わります」と書いてある。（「とんでもない話だ」と呼ぶ者あり）要綱には確かにそう書いてある。新しい要綱にはそう書いてあるんですが、その変えられた、改正された要綱が渡されていない。まるでこっそりですね、おまえさんたち、そういうことが書いてあるのに、ちゃんと署名・捺印しているじゃないかというように受けとめられかねないありようになっているんです。これもかなり重大だと。

この話をちょっと知り合いにしましたら、その方は消費者の苦情相談の仕事をしている人なんですが、よくある話だと。悪徳業者が、つまり複写式の契約書に署名・捺印をしたら、2枚目を開いたらサラ金と契約していることになっていたと、書式が。というような、そこまではいきませんが、しかし、ちょっとこそく過ぎるのではないかと、そう思うと。そのことも含めて、やはり反省をさせていただかなければいけないと思います。何かおっしゃりたいことがあれば、おっしゃっていただいても結構ですが、この問題については強く要望するにとどめておきたいと思います。何かおっしゃることありますか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 要綱に基づいて雇用契約が締結されているということは重々承知しているところでございます。それがおくれた理由の確たる内容については、私自身がつかんでいるわけでございせんが、要綱の部分での微調整で組合との協議がかなり時間をとられたというようなことは聞いておる次第でございせん。いずれにいたしましても、教育委員会の事務局といたしましては、特段の理由だとか、または違った面での意図があって、こういうふうな流れをつくったということではないので、やはり

事務的な内容の中でのおくれとか、そういう形の中の現象だったのではないかということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の御答弁は、ちょっとかなり問題をはらんでいると思います。組合との微調整に時間がかかったために、契約時に示すことができなかった、学校に送るのがおくれた、とおっしゃっているんですね。要綱は4月1日に改定されたことになっているんです。つまり、4月1日にはまだ完全な要綱はできていなかったというふうにおっしゃっているのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） そういう意味合いで今お話ししたのではなく、要綱の改正は、今お話しいただきましたように、4月1日から改定されてございます。改定の部分と、それとこの部分については、いろいろと労使の協議を必要な部分がございますので、必ずしも組合の協議の時間が、配布ができない状態であったからということではないというふうには理解しております。最終的には別な面での執行部との話し合いがあって、それが済むまで待っていたというふうに、担当部局の方からは聞いているわけでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） つまり、全くよくわからないんですが、組合との調整がつかなければ、この要綱は世間に出すことができなかったということをおっしゃっているのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 3月に改定をした段階では、一定の合意を得て改正をしてございます。したがって、先ほどお話しいただきました、夏休みの前までに配布できなかったことは、他に事務的な理由があったらと思いますけれども、私自身が聞いておるのは、組合との話し合いもその中にあったというふうに聞いておりますので、こういう御答弁をさせていただきました。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 部長もよく事態を把握されていないようなので、これ以上聞いてもしようがないと思うんですが、教育長にもちょっと伺っておきたいんですが、少し調査して、何が起こったのか明らかにする必要があるようだというふうに受けとめざるを得ません。ぜひ何が起こったのか、どうしてこういうことになったのか、調

べて報告をしていただくということをお約束いただけますか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） この要綱の改正につきましては、平成9年度第12回教育委員会定例会、すなわち10年3月4日の教育委員会で改正をしております。それ以後の事務局サイドの動きにつきまして、今議員のおっしゃるように、学校への連絡、そして雇用者への要綱の示しが遅かったのではなかろうかという問題につきましての内容の調査につきましては、大至急させていただきたいと、かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

それでは、本題の質問に入ります。

まず1点目は、旧要綱は、第7条で、「嘱託員の雇用改正は6回まで締結することができる。ただし、1校3回までとする」と、連続して契約できる改正に制限を設けていましたけれども、新しい要綱は、この部分が削除されています。その理由は何かということをもまず伺いたいと思います。

それから、もともとの要綱には、附則が三つついておりまして、一つはどの要綱、どの、このたぐいの文書についている、いつから施行するということがついてはいるわけですが、三つ目は、「この要綱は、平成7年3月以前から任用されている嘱託員にも適用するものとし、同嘱託員にかかわる改正後の日野市公立学校図書館事務嘱託員設置要綱第7条の規定の適用については、今までの回数も加算するものとする」と。この要綱改正で、連続して6回までとなったんだけれども、要綱改正以降、また改めて1回、2回とカウントし直すのではなくて、これまで勤めていた年数も加算されるのだよという意味合いの附則であります。不思議なことに新しい要綱にこの附則の第3項がそのまま残っちゃっているんですね。不必要なのではないかと思いますが、なぜ残ったのか、理由があれば教えていただきたいと思います。とりあえずその2点お答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 2点の御質問にお答えいたします。

1点目の、上限の枠が外された理由ということでございます。この件につきましては、ちょっと古くなりますが、8年度に事務嘱託員を募集させていただきました。その段階で、108人という多くの方が応募していただきました。そういうような背景もござい

して、少しでも多くの方が、この制度による学校図書館の事務嘱託員として働きたいという意思表示がございましたので、そういうような観点から、上限の年数を設定したもののというふうに理解してございます。しかしながら、日野市の公立学校の図書館事務嘱託員という方々の身分につきましては、この身分の特定は、地方公務員法の第3条第3項第3号の非常勤という形の中で身分を確保しておるわけでございますけれども、この身分の非常勤職員の方々につきましては、地方公務員法の第4条の定めによって、地方公務員法が適用されない。したがって、労働基準法とか、労働組合法の適用を受ける身分の方々になります。そういったしまして、そこから、そういう状況の中から労働基準法協約は、1年を超える期間について締結はしてはならないというふうな条項が一つございまして、そういうような観点からも要綱の整備をさせていただいた、そういう上限をなくさせていただいたということでございます。

それと2点目の、なぜ附則のものが残ったかというお尋ねでございます。平成7年4月1日に、この要綱をかなり大幅な形で改正してございます。改正いたしましたときの主たる内容といたしましては、この学校図書館の嘱託員の方々を雇用するに当たりまして、一つは要綱、事務嘱託員要綱というのと、採用及び配置に関する基準というものが、さらにもう一つ、勤務日と勤務時間等に関する実施要領、こういう3本立ての定めの中でこの制度を運用してございました。それを7年のときになりまして、現在の要綱のように、すべてを1本にはめまして整備をさせていただいたと。そういう経過の中で、新旧要綱の経過措置として、この附則に残っている部分が、そのまま経過措置をわからせるというような意味合いで、至って事務的な形で要綱の作成をしたということでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 2点目については納得できないところがありますが、きょうの質問の本筋とはちょっと離れた問題ですから、きょうのところは、別の機会にまた教えていただきたいと思います。

1点目についての回答は、これはまたなかなか大変なお答えだったというふうに思います。先ほど私、質問の2に関連して指摘しましたけれども、この9年間の間、非常に大きな要綱改正が平成7年（1995年）に行われた。今部長からも御説明がありましたが、その改正の基本的な方向というのは、この仕事の持っている専門性を教育委員会としても認めると。もう一つは、この仕事は継続性のあるものでなければ、十分な機能を果た

せないんだということを教育委員会は認めたという、そういう流れで来たんだろうと思います。さまざまな要素が絡んでいるでしょうけれども、その流れがあるから、6年という年限を超えて、ことし7年目仕事を続けている方々が現に存在しているという事態になってきているんだろうと思うんですね。

ところが、今の話では、たくさんの人が応募してきたと。少しでも多くの人に仕事をやってもらいたいと思うので、連続してできるというこの要綱の規定を削除したんだというお話でした。あとの労基法その他に関連する話は、ごくごく当たり前の話なんですね。つまり、嘱託職員、非常勤職員というのは、雇用年限が1年を限るというのは当然の話で、そういう当然の話を踏まえて、全国さまざまなまちで実際に運用されている嘱託職員制度だとか——学校図書館ですよ。非常勤職員制度というのは、実質的には、連続して仕事をしてもらうためのさまざまな条件を整備してきているというのが現実です。日野もまさにそういう方向に進んできたんですが、その流れを全く理解しないというか、あるいはそれに背を向けるようなお話ではないかと私は思うんです。

この学校に配置されている嘱託職員の皆さんの仕事の中身や役割というのをどう考えるかということに深くかかわることで、きょうはそのことについて、明確にですね、資料がないということで、お答えいただけませんでした。資料をもとに確認をしていただくというお約束になっておりますけれども、そのことをまず指摘して、そのことにも関連して次の質問をしたいと思います。

新しい要綱の附則の2に、年月日が入れられて、要綱は2003年3月31日をもって執行するということになりました。毎年取り交わされている雇用確認書、先ほど紹介したものです。雇用確認書にも欄外に、「学校図書館嘱託職員の設置事業は、学校に司書教諭が配置されるまでの暫定的な事業。平成15年4月1日以降、司書教諭が配置されることとなりますので、平成15年3月31日でこの事業は終わります」との文書が印刷されている。この流れから言うと、教育委員会は、司書教諭が配置されれば、学校図書館事務嘱託員は必要でなくなると考えているようですけれども、そう理解してよろしいでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 現在の図書館事務嘱託員制度そのものは、7年度の要綱の附則にもございますように、司書教諭が配置されるまでの暫定的な事業というふうに考えてございます。したがいまして、議員さんのお話のように、平成9年の6月に学校図書館法の一部が改正されたことによりまして、平成15年4月1日以降、一定規模の

学校に対して、司書教諭が配置されることが確定したわけでございます。したがって、平成15年3月31日で、現在効力を有している要綱が当初の目的を完了するというふうに理解しております。したがって、本要綱による事業がその時点で完了というふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 質問に答えていただいていないんですね。私が聞いたのは、そういうことはありません。日野市がこの制度を始め、事業を始めたその当初の時期、あるいは1995年の改定の時期もそうだと思いますが、この制度が暫定的なものだと考えていたことは事実だと思うんです。だから附則に規定があるんですね。司書教諭が、あるいはそれに類する者が配置された年の3月31日をもって失効するという附則がついていた。私が聞いているのは、そのことは歴史的事実なんです。司書教諭が配置されれば、学校図書館に配置されている事務嘱託員の仕事はなくなる、要らなくなるというふうに当初考えられていたことは事実なんです。今もそう考えているんですかと聞いているんです。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 大変難しい、微妙な問題でございます。言葉として非常に難しいんですが、事業としましては、この要綱が15年3月31日をもって失効いたしますから、現在の制度そのものは、その時点で一たん完了するというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 依然としてまともな回答を避けているというふうに思います。この要綱というのは、どこか別なところで決められて、教育委員会としては、それに拘束されていると言わんばかりの回答だと思うんです。ことしの4月に、3月の教育委員会で要綱を変えたんでしょう。そのときに、要綱を変えて年月日を入れたんですが、もう一つ、別の選択肢もあるじゃないですか。つまり、学校図書館で働いている人々の職務内容をよくよく調べてみたら、実績を調べてみたら、どうも司書教諭が果たすべき役割と違う役割を果たしていて、両方必要なんだとそう考えれば、要綱の附則を削除する選択だってできたわけでしょう。その選択ができたにもかかわらず削除しなかったわけですから、だから聞いているんです。もともと日野の制度を始めたころに、この制度にそのときにかかわった人たちは、司書教諭が配置されると、嘱託職員の仕事はなくなってもいいと。それまでの話だというふうに考えていたことは事実だけれども、今でもそ

う考えているから、要綱に機械的に年月日を入れるという改正で済ませたんですかと聞いているんです。別に難しくも何ともない。そうだと答えるか、違いますと答えるか二つに一つですから、答えていただきたい。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまのお話の要綱の改正につきましては、先ほどからちょっとお話し申し上げていますが、7年度の作成された時点の要綱では、「東京都より司書教諭またはそれに準ずる職員が日野市立の公立小中学校に配置される年の3月31日限りで失効する」という定めになってございます。したがって、私どもは、学校図書館法の改正に伴いまして、事務的に改正された法律を受けて、年月日を明記したものでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ますますおかしな話になってきていると思います。この一般質問は、本議会の初日のたしか奥野議員の質問に対して、30人学級を実現することに対して、学校教育部長は、定められた制度があると。これは国会レベルで定められた制度があるわけですね。だから事務方としては、淡々と仕事をするんだというふうにお答えになった。ところが、この要綱についても、今の御答弁は、要綱にそういう規定があるから、それに従って仕事をする、というふうに答えているんだけど、実は要綱は、教育委員会が決めたり変えたりすることができるものでしょう。だれかほかの人が決めたものじゃないんですよ。教育委員会の会議の記録を議事録で読ませていただきましたが、議決事項ですらない。だから、教育長をトップとする教育委員会の事務方の判断で、学校教育の現場で、学校図書館はどういう役割を果たしているのかということを、その年度その年度、しっかりと把握をして、どうもこの規定は現状に合わないというふうに判断をすれば、変えればいいわけでしょう。変える努力をしないで、要綱にそういう規定があるから、そこに年月日を入れましたというのは、全然答弁になっていない。なぜ変えなかったんですかと聞いているんです。変えなかったんだから、今現在でも、学校に司書教諭が配置されたときには、嘱託職員の仕事は必要なくなるというふうを考えているから、変えなかったわけでしょう。そのことにちゃんと答えてください。要綱に規定があるから、それに従って仕事をしたというのは、この問題に関する限り答弁にならないですよ。要綱を変える権限を持っているんですから。答えてください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　　今お話しいただいておりますように、その改正の選択肢の中に、今お話しのように、こういう選択をしない場面というのは当然あり得るわけでございます。しかしながら、当初の目的というものがございまして。当初の目的の中から丸9年目を迎えているわけでございまして、その目的を達成するための一定の期限を目安として事業に取り組んできているわけでございまして、その目安が明確になれば、その明確な日にちを入れていくということは必然的にやらざるを得ない、そういう事務だろうというふうに思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　　選択肢があり得るのに、片方を選択することが必然的だというのは、全くこれはまた日本語になっていないというふうに言わざるを得ません。今、目的ということをおっしゃいました。学校図書館の嘱託員設置要綱には、目的ということが書いてあります。第1条「この要綱は、日野市公立小学校及び中学校の学校図書館に学校図書館事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置くことにより、日野市公立小学校及び中学校の学校図書館の充実を図り、もって学校図書館活動の発展に資することを目的とする」と。この目的を達成するために、嘱託職員が各学校に配置された。この要綱がつくられたときには、しかしながら、いずれ近い将来、司書教諭が配置されたら、この目的は司書教諭によって担われることになるのだから、嘱託職員は必要なくなると考えているんですね。そのことはもう附則の規定で明らかです。私は何度も同じことを聞きたくはないんですが、私が聞いているのは、今でもそう認識しているのかということを知りたいんです。司書教諭と学校に配置されている嘱託職員との関係について、司書教諭が配置されれば、嘱託職員の仕事は必要なくなると今でも考えているのかと聞いているんです。教えてください。学校教育部長がお答えになりずらければ、教育長答えていただけますか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　教育長。

○教育長（有元佐興君）　　この要綱の改正につきましては、教育委員会では、報告事項として出てきております。これは先ほどから学校教育部長の発言にもありますように、雇用問題を中心とした内容の変化によって変わってきたということで、この問題については報告事項ということになっておりまして、附帯事項については、そのままそれを踏襲してきたというところであります。その議論と、また今議員がおっしゃっておられます学校図書嘱託事務のことについての有効性、またはその効果がいかにあるかということとは、恐らくは今後の問題につながってくる問題だろうと、かように理解をしております。

す。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 幾らやってももちが明かないという感じです。しかし、事柄は非常にはっきりしていて、つまり、当初この要綱がつくられた、制度がつくられた時期には、司書教諭が配置されれば、嘱託職員の仕事はそれに引き継がれてなくなると認識していたと。だから附則にそういう規定がある。それをそのまま引き継いだという事実は、もう間違いなく認められると思うんですね。つまり、結果責任ですが、そのことから、教育委員会としては、司書教諭と学校嘱託職員、いわゆる学校司書の役割について、片方が配置されれば、片方が要らなくなるという認識に今でも立っているというふうに受けとめざるを得ないということを、まず言っておきたいと思います。

次に、学校図書館法が改正されたことについて、関連して質問したいと思います。冒頭にも言いましたが、昨年の6月11日に学校図書館法が改正され、即日公布、施行されました。それによると、2003年の4月1日以降、12学級以下の学校に、兼任の司書教諭が配置されるということになると。衆参両院がこの法案を可決するに当たって、どちらも附帯決議をしておいて、両者ともその附帯決議の中で、「政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないように配慮する」ということを特に附帯決議の中に1項目として盛り込んでいるわけではありますが、一つ前のやりとり、明確な答弁はついにいただけませんでした。そのこととも深くかかわっているんですが、教育委員会としては、附帯決議のこの条項をどのように受けとめられているのか、そのことをお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま図書館法の改正に当たりまして、国会内で審議された中での附帯意見の取り扱いを、教育委員会としてはどうとらえているかというお話でございます。私どもの方でも、今お話しいただきました内容につきましては、調べさせていただきまして、私どもの現在とっている考えといたしましては、国が出された考え方を尊重して配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。

今後どうなっていくのか、また質問の最後のところでやりとりをしたいと思っています。

すので、今はそのお答えをお聞きしておくだけにとどめますが、さらに質問いたします。

ここで問題なのは、つまり、新たに配置されることになった司書教諭が果たすべき役割と、日野市の学校図書館で今現在仕事をされている皆さんのような学校司書の仕事というのは、どう違って、両方とも実は必要なんだと、これからの学校図書館には不可欠の存在なんだという認識が、この法案の改正の論議を通じて、政府の認識にもなるし、国会の認識にもなるということ、ぜひ教育委員会としてもさらに御確認をいただきたいと思うんですね。要綱改正、これまでのやりとりで、非常に何というんですか、実務的なレベルでぱっと対応してしまったと。恐らく要綱改正——今年度の要綱改正ですね。要綱改正に当たっては、この学校図書館法が改正されるに当たって、国会でどういう論議がなされたかだとか、あるいはひょっとしたら附帯決議をそのときにはお読みになっていなかったんじゃないかと。あるいはその附帯決議を受けて、文部省がどういう方針を出しているのかと、さまざまな文書入手しようと思えば、すぐ入手できるわけですが、どうもそういうことを踏まえた論議をした上での改定ではないから、もともとあった附則に年月日を入れて、非常に機械的な、実情に合わない、今直前の部長の答弁では、附帯決議に沿う方向で対応するとおっしゃっているんですね。つまり、今年度行われたこの事業は、2003年の3月31日で終わるという今度の改正内容と、これはちょっと違って来るわけですね。全然違うということになるのかなと思いますが、少し確認しておきたいんですが、私、質問通告してから、さまざまな資料もいただいたり、あるいはこんなことをぜひ調べておいてくださいというようなお願いをしたりもしましたので、確認をしていきたいと思いますが、1995年8月31日に、『児童・生徒の読書に関する調査研究協力者会議報告』というのが、文部省の初等中等教育局長あてに報告されているんですが、これは中身を把握されていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 私はまだ、今の時点で中身は把握してございません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ぜひ、取り寄せてお読みいただきたいと思います。ちょっと該当する部分だけ読み上げますと、こんなことが書いてあります。「各教科などの授業の中で、学校図書館を積極的に活用する必要性が高まっており、すべての教師が、子どもと子どもの本を読み、学校図書館について理解を深めていく必要がある。その中心となるのが司書教諭である。また、学校図書館の運営については、学校図書館担当事務職員なども、これはつまり、日野で言うと事務嘱託員に当たるわけですね。果たしてい

る。このため、校長のリーダーシップのもと、学校図書館の重要性について共通理解を深めつつ、司書教諭を中心に、すべての教師と学校図書館担当事務職員などが協力して、学校図書館を充実させることが重要である」。はっきりとこういう認識が示されているんですね。これは恐らく学校図書館の改正の機運が高まってきたということを踏まえて、受けて、文部省が、文部省の考え方をまとめるために、こういう報告書を求めたと。その報告書の中身を今御紹介しました。

一つ確認しておきたいんですが、ここで言っている、学校図書館担当事務職員という言い方をされているんですが、日野市の学校図書館事務嘱託員というのは、この文書で言っている、学校図書館担当事務職員に含まれるんだと思いますが、そういうふうに御認識になられますか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） そういう論議の内容での言葉と申すんでしょうか、いろいろ議事録の中にも出てまいりますけれども、私どもの方で配置して業務をお願いしている方々は、今お話の中に極めて近い形のものではないかというふうに部長としては理解しております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 大分議論がかみ合ってきたというふうに思います。極めて近い。もう一々この問題に関するさまざまな基礎資料についての内容の確認をすることはしませんが、この法案の改正を審議した衆議院の文教委員会の議事録によりますと、文部省から答弁に立っているのは、辻村さんという初等中等教育局長なんですね。答弁に立って、こういうふうに。この言い方はさまざまな議員の質問に対して、何度も何度も繰り返しされているんですが、「学校図書館担当事務職員、いわゆる学校司書の数でございまして」というような形で出てくるんですね。繰り返し繰り返しそういう言い方をする。つまり、学校司書と学校担当事務職員というのは、担当事務職員というと、何か事務的なことだけやるというようなイメージを受ける。これは全国の自治体で、独自に嘱託職員だとか非常勤職員だとか、読書指導員だとか、さまざまな名称で、あるいは明確に学校司書と言っているまちもあるわけですが、さまざまな名称で、また身分についても、正規職員の場合もあるし、嘱託職員、非常勤職員の場合もある。本当にまちまちなんですね。その実態がまちまちであるんだけど、大変大きな成果をこの間上げてきたということを、国会も認め、政府も認めるという事態になってきている。そこで議論を整備するために、わざわざ文部省の担当者が答弁、局長がですね、学校図書

館担当事務職員、いわゆる学校司書、つまり、日野の嘱託職員の皆さんを含めてやっている仕事は、学校司書、司書の仕事をしているんだよということを認めるというところから議論を始めているわけです。ぜひ、最初に御紹介して、確認いただきたいと言った文書とあわせて、今回の法改正をめぐる一連の議論、ぜひ読み返して、しっかりした認識を持っていただきたいと思います。

さらに、私も手元に資料を一部忘れてきちゃったものですから、この一部改正された法律が公布、施行された昨年6月11日、同じ日に文部省は、その法律が変わったことについて通知文書を出しているんですが、それは受け取られているんでしょうか、まずお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 指導室の方にきちんと通知書が来ているというふうに理解しております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 昨年の6月11日です。だから6月中には届いているんだろうというふうに思いますね。この通知書、今手元に実物がないんですが、今問題にしているこのテーマについてどういうことを言っているかということ、司書教諭が配置されたからといって、今現在学校司書、いわゆる学校司書の仕事をしている人たちの仕事が必要がなくなるわけではないと。そのことをしっかりと受けとめなければだめだよということが書かれています。ですから、その文書を、昨年届いている文書を読んでいけば、ことしの要綱改正ですね、機会的に、もともとそうになっていたんだから、年月日を入れようなどという対応ではまずいかなというようになったはずなんですよ。そのことはぜひお読みになって、改めて教育委員会の方にも認識を新たにしていいただきたいというふうに思います。

さらに、国会における論議を若干紹介しますと、自由民主党の馳議員という方が、この方はこの法案の一部改正案の提案者の一人でもあるんですが、こういう質問をしています。「加えて例えば、ある自治体が司書教諭の配置に伴い、学校司書の解雇や雇用の更新を拒否した場合、この事実が明らかなきは、文部省としては遺憾であるということになると思いますが、いかがでしょうか」と質問しています。これに対して、政府委員の辻村初等中等教育局長は、こう答えています。「学校図書館に勤務をいたしております学校司書の役割の重要性は御指摘のとおりだと思います。司書教諭の仕事に教師が当たるということはもう推察されますように、学校図書館を利用して教育指導全体のレ

ベルアップを図る。つまり、教育活動という面での中核的な役割を担うものということに對しまして、学校司書の方々は、図書館の円滑な管理運営という点で、大変重たい役割を果たしているというふうに理解をしているわけであります。はっきりと違う。両方必要だと。したがって、先ほど先生から、もし司書教諭が配置されたと。そのことで直ちに学校司書の解雇と申しましょうか、というようなことがあった場合には、これは遺憾というのか、というようなお尋ねがございましたが、どういう評価をするか別としまして、私どもといたしましては、司書教諭の設置をもって学校司書の配置がなくなるということについては、まさに役割に対する十分な認識を持っていない措置であり、そういうことであるとすれば、言葉を率直に申し上げさせていただければ、遺憾なことであるというように言って差し支えないのではないかというふうに思っております」。非常に異例の率直さで答弁しているわけです。

こういう一連の論議、先ほどお顔の様子から、どうも要綱の改正の時点では、これらの一連の資料というのは踏まえた議論をしなかったということは、もうほぼ明らかだと思いますが、踏まえた議論をすれば、あの今年度行われた要綱附則に関する改定は、全然違ったものになったはずですよ。先ほど部長も、選択肢はあり得るとお答えになったけれども、あの要綱附則を削除するという選択こそが、教育委員会が取るべき選択だったのではないかというふうに私は思うわけでありますが、この点についてお考えがあれば、お答えをいただきたいと思います。これは学校教育の教育政策にかかわる問題ですから、ぜひ教育長の方からもお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 佐瀬議員の今の議論の中でお話があった、国会レベルの議論の中で、司書教諭と司書という両面資格がある中で課題で、司書教諭が配置されたときに、司書の雇用について不当にそれをなくすることは云々というお話がありました。御存じのように、教諭というのは、学校教育分野におきましては、児童の教育をつかさどるということで、子どもの教育の中心的人物になっているのは教諭でありまして、現在、民間人の民間登用も含めまして、学校の中にはさまざまな人たちが入っていることも事実であります。その中で、特に司書が現在学校教育の中で入っているのは、恐らくは高等学校以上の学校ではなかろうかと思っておりますが、この資格を持って入った司書という資格と、現在議論をしております私どもの図書館事務嘱託の問題につきましては、いささかレベルの違うと申しますか、視点の違う議論ではなかろうかと、かように思っております。

それはともかくといたしまして、私どもの問題として議論いたしているところは、1点は、雇用に関する問題として今後、この図書館事務嘱託の方々をどうしていくかという大きな課題と同時に、二つ目としましては、この図書館事務嘱託の方々が行っていたきました仕事の内容の重要性というのを、どう引き継いでいくかという大きな課題があるかと、かように思っているところであります。この2点について、今後、教育委員会としては、大きくこの問題を検討していかなきゃならない、かように思っているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の教育長の御答弁、学校司書と司書教諭の関係についての御認識は、完全に間違えています。とりわけ学校司書についての考え方は。私がきょう紹介した文書を読めば、一目瞭然明らかであります。学校図書館、先ほど挙げた国会の附帯決議で、なぜ、いわゆる学校司書と言っているのか。なぜ、いわゆるなのか。これは学校司書という制度がないからです。学校司書という存在が制度化されていないから、いわゆる学校司書と言っていて、これを衆議院、参議院の論議を読めば、一目瞭然明らかですけれども、先ほど私も言いました。つまり、さまざまな身分、さまざまな職名で、全国の自治体が自主的に学校に人を配置している。それを総称して、いわゆる学校司書と言っているんです。資格を持っているかいけないかということを問うているんじゃないんですね。

そのことについてちょっと言いますと、初期の時期にこの事業を始めた自治体では、非常に緩やかな規定なんですね、資格については。しかし、後から始めた自治体、例えばこの近辺では三鷹市のように、後から始めた自治体は、先行する自治体の実践例を十分学ぶことができるから、身分・資格については、例えば三鷹市の場合は、司書の資格を持つ者と明確に限定をするというふうに事柄が発展してきているんです。そのことも含めてね。しかし、現実にはさまざまな身分、さまざまな資格を持った人たちが、実質的に学校図書館で司書としての仕事をしているということを、国会も認め、文部省も認めるから、いわゆる学校司書は、職を失うようなことがあっては困るよということを、文部省も通知で出しているわけです。そここのところはぜひ、御認識を改めていただかなければ、まともな論議ができないと言わざるを得ません。ぜひ御自身で、一連の関係文書を精査させていただきたいというふうに思います。

そろそろ時間が迫ってまいりましたので、まとめざるを得ませんが、何度も繰り返したことですが、もともと日野市の要綱に、司書教諭の役割と学校司書の役割についての

役割の認識の混同があって、片方が廃止されれば、片方は要らなくなるというふうに考えていたことはこれは全く事実だと思います。しかし、日野市からまず東京ではこの制度が始まり、東京に限っても、三鷹市や中野区や保谷市や狛江市や町田市やというふうに、どんどん日野に学んで、この制度が広がっていています。全国的に見ても、先進的な取り組みをした岡山県などの例に倣って、この事業が全国の自治体に広がっていて、国会で紹介されているんですが、1995年のデータですが、小学校の13.4%、中学校の15.7%に、学校図書館担当の事務職員、いわゆる学校司書が配置されているという状況になってきている。これはいずれも、多分90年代になって、もうちょっと先行してやっているまちも当然あるわけですが、90年代になって全国に広がっていった、勢いをもって広がっていったということだろうと思います。それぞれの自治体が独自にやった事業が、国家レベルの制度がある、都の制度があるということとは関係なしに、自主的に始まった事業が、これほどの勢いで広がった事例というのは、ほかに余りないのではないかというふうに思います。

そして、まさにここが大事だと思うんですが、それぞれの自治体が、それぞれの形態、中身で事業を始めました。そして、それを担っている事務職員、嘱託職員、学校司書、さまざまな職名を持った皆さんが、一生懸命仕事をして、物すごい成果を上げてきている。そのことが土台になって国会の論議があり、そして法案の改正の提案があり、そして法律の一部改正が行われた。いわばこの全国の自治体が、政府などに先駆けて行ってきたこの事業が、今日、学校司書というのはどういう役割を果たして、なぜ必要なのかという共通理解、認識を生み出してきたと言ってもいいと思うんですね。そういう意味では、今回の法改正、年月日を変えれば対応することになるというようなことでは到底済まないんです。東京で最初にこの事業を始めた日野市としては、今回の法改正と、その法改正をめぐるさまざまな論議を、喜びと誇りを持ってまず受けとめるというところから出発すべきだろうと私は思います。

再度繰り返しますけれども、ですから、附則2を削除するというのが、今年度行われるべき要綱の改定だったのではないかと、そのことを再度強調しておきたいと思います。

最後に、先ほど部長の方からも、国会の附帯決議に沿う方向でこれを今後考えていくというお話がありました。そのことに関連して、2点御要望かたがた質問したいと思いますが、一つは、国会の論議や、あるいは日野市における実践、あるいは日野市に学んで始めたさまざまな自治体の学校図書館活動の実践例をしっかり踏まえて、今後日野市が、いわゆる学校司書をしっかりと学校図書館活動の中に位置づける、そういう学校図

書館の活動に関する計画をつくっていく、検討していくおつもりが多分おありだろうと思いますが、そのことについて1点お答えをいただきたいと思います。

もう1点は、どう考えても、このことし4月1日付で改定された要綱改定というのはおかしい。この要綱改定について、おかしいということは十分御認識いただいたのではないかと思います。もう一度そのことについて見直すということが必要だと思いますが、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） お答え申し上げます前に、先ほどの発言につきまして、いささか軽率なところがありましたので、申し上げたいと思います。

学校司書、それから司書教諭ということで、大変失礼いたしました。いわゆる司書云々の文書につきましては、私といたしましても、十分理解しておるところでありましたが、少々混乱をいたしまして、表現を間違えました。この内容につきましては、私のミスでありますので、申しわけありませんでした。ただ、申し上げました雇用の問題以降のことにつきましては、私の意図でありますので、これについてはそのまま御理解いただければありがたいと思っております。

御質問がありました2点であります。1点の問題で、今後、この日野市において、この嘱託をどう認識していくかという問題であります。この方々の努力につきましては大変敬意を表しているところでもありますし、成果を理解しているところでもあります。今後、この仕事としての内容の重要性をどう踏襲していくか、いろいろなやり方があろうかと思います。前の議会でも一度申し上げたかとも思いますが、岡山県あたりの例をとって申し上げたとは思いますが、保護者の方々のボランティアによって、この問題ができるかどうかというような問題も含めまして、ボランティア活動なども導入しながらできないものかどうか。それとしても、雇用の問題が片方にある。それと同時に、この法で行けば、12学級以下、すなわち11学級、10学級、9学級という学校については、現状では司書教諭を置かなくてもいいという形になっている。この問題をどうしていくかというような種々の問題があります。このような問題を今後大いに考えながら、今まで日野市が行ってきた成果をどう踏襲していくか、そして子どもたちの教育のレベルを保ち増進させていくかということは、私の託された仕事ではなかろうかと、かように思っております。

なお、2点目の課題につきましては、先ほど申し上げました、調査をいたしますという過程の中でとりあえずの検討はしてみたい、かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の1点目への教育長のお答えは、きょう何のためにこんな時間をかけてやりとりをしたのか、全く無意味になってしまうようなお答えだと思います。嘱託員の方々がやってきた職務の内容をどう引き継ぐのかというのは当然のことだと思いますが、国会の附帯決議は、それらの人々、つまり、いわゆる学校司書がその職を失わないようにしろと言っているわけですから、今ある制度をどう発展させるのかどうかという、そういう問題なんです。そのことをしっかり受けとめていただきたい。それを再度申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって9の1、学校図書館のいっそうの充実・発展をめざしての質問を終わります。

一般質問9の2、「障害者基本計画」の策定に取り組むべきだの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは質問いたしますが、あと時間が8分しか残っていません。せめて30分ぐらいは時間をとってと思ったんですが、お聞きのように、少し錯綜した議論になりましたので、時間がなくなってしまいました。簡単に通告した質問を飛ばして質問させていただきます。

9月の定例会のときに私、決算特別委員会で、障害者基本計画をつくる課題があって、それに日野市としても取り組むべきじゃないかという質問をしました。それに対して、部長の方から、「当面は保健福祉計画の見直しで対応したい」というお答えがありました。一方、日野市では、日野市障害者関係団体連絡協議会の皆さんを中心に、「障害者プランをつくる日野市民の会」というのがつくられて、年明け早々にも本格的に市民の手による障害者プランづくりが始まろうとしています。そのことに関連して2点。

一つは、保健福祉計画には当然障害者福祉の分野が含まれているわけですから、見直すのは当然として、しかし、プロパーの障害者計画というものを想定した場合に、とても障害者の問題だけを取り上げた計画に含まれる内容のすべてをフォローできないことは明らかだろうと思いますし、あるいはフォローしたとしても、非常に大まかな柱立てということで、具体的な展開までにはなかなか至らないのではないかと思います。そのあたりのことをどうお考えになっているか。やはり、近い将来というか、独自の障害者計画が必要だというふうに思うんですけれども、そのことについてどうお考えか教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目は、今言いましたように、「障害者プランをつくる日野市民の会」が、

独自の障害者プランづくりを始めているわけですが、ですから当面、保健福祉計画の見直しと市民の手による障害者プランづくりが平行して進む。いろいろ協力し合うと、意味があるものがたくさんあると思うんですが、どういう協力関係が可能で、また必要だとお考えになっているか、そのあたりのことをまずお聞きしたいと思います。

最後に1点、もう一つ質問があるので、申しわけありませんが、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 2点ほど御質問いただいたわけでございますけれども、今お話にありましたように、現在の日野市保健福祉計画につきましては、平成6年に策定したのですが、御案内のとおり、少子・高齢化や介護保険などの福祉を取り巻く環境は著しく変化しておりますので、今回、保健福祉計画の見直しをするということになりました。市町村の障害者計画の策定に当たっては、障害者単独計画として策定する場合と、日野市のように、保健福祉計画、いわゆる地域福祉計画の複合計画として策定する場合があります。いずれも、障害者基本法に基づいて行われる障害者計画となり得るものというふうに思います。27市の状況なども、単独計画として策定または策定中の市が8市ほどございますが、私どもと同じような形で進めている市も多数あるということをお理解をちょうだいしたいというふうに思います。

それから、2点目の「障害者プランをつくる日野市民の会」のことにつきましては、十分承知をしております。その障害者の当事者を含めた市民が主体となって障害者プランを作成し、それを市がつくる障害者計画に反映させることを目指すと、こういうようなお話でございますので、今後は意見交流や実態調査、アンケート等の協力要請などを通じて、情報交換を行っていきたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございました。

詳細にやりとりできないのは残念ですが、いずれこの問題、直接お話をいろいろしたいというふうに思っています。

最後に1点だけ、NPOとどういう協力・連携の関係をつくるかということが今大きなテーマになってきて、私もこの議会の一般質問で取り上げたことがありますけれども、今、市民のサイドで、障害者プランをつくる会が動き始めた。これは市の障害者福祉

を進めようとする立場からしても、大変ありがたい話なんじゃないかと思うんですね。ぜひ、NPOとどういう協力関係を持つのか、あるいはどう支援をしていくのかという、そういう観点から、この市民の会と日野市の行政がどう協力関係をつくるのか、急いでは、どうという協力関係があり得るのか考えていただきたい。一番踏み込んだ関係というのは、多分、障害者計画づくりを委託するというような関係だと思いますね。よくやる、いわゆるコンサルタントに委託をするよりも、はるかに安い金額で、はるかに地域に即した計画がつかれるんじゃないかと思うんですね。そういうことまで踏み込めばそういう話が出てくると思うんですが、そのことを含めて、どんな関係、協力支援関係がつかれるか、ぜひ検討していただきたいと思います。質問するつもりでしたけれども、要望するにとどめておきます。もう時間がなくなっていました。どうもありがとうございました。質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって9の2、「障害者基本計画」の策定に取り組むべきだの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、“理想の給食”と評された日野の学校給食をまもり、さらに充実させるために！の通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（中野昭人君） それでは、通告に従いまして、全国から注目をされ、また高く評価されています日野市の学校給食について、さらに充実をさせる、発展させる立場から質問させていただきます。

まず最初に、『学校給食だより』に掲載されています何人かの声を御紹介したいと思います。

日野市の学校給食会の会長をされております校長先生の声です。数年前のO-157事件、そしてカレーライスへの毒物混入事件に始まり、あちこちで毒物の混入事件が発生しております。成長にとって不可欠の食物に無差別に毒物を混入するという痛ましい事

件の報道に、怒りを覚えながらも、緊張する毎日を送っております。この役についたことによって、生産者の方々、食材業者さん、栄養士さん、調理師さんそれぞれが、衛生・安全面はもちろんのこと、子どもたちに喜んでもらえるようにと創意工夫を凝らし、情熱いっぱいに取り組んでいらっしゃることに敬意を表したいと思います。

調理員の声です。私は、調理員になる前は、3年間、喫茶店で働いていましたが、ここではカレーやミートソースは、缶詰のものを温めるだけであったり、化学調味料や冷凍食品は当たり前のように使用され、添加物が体に悪影響を与えるという考えよりも、見た目優先の仕事をしていました。給食調理員になってまず驚いたのが、よい食材・調味料を使い、豚骨や牛骨、削りぶし、煮干し等で本格的にだしをとり、すべて手づくりで調理していたことでした。手間を惜しまず、一つ一つに神経を使い、丁寧に仕上げていくこの作業は、大変だけれど、やりがいを感じました。あれから12年間にたち、給食を取り巻く環境も随分変わりましたが、日野市の安全でおいしい手づくり給食は、変わることなく続いています。私は他市に住み、1歳8カ月の娘がいますが、この子が学校に入るとき、日野市のような給食であってほしいと思っています。

中学生の声です。僕が大坂上中学校に初めて来たとき、食べたのはカレーライスでした。そのカレーライスは、温かくてとてもおいしかったです。そのことを保母をしている母に言ったら、母は、温かい給食なんて、多摩では食べられないんだよ、と言いました。その言葉に僕は驚いた。どこの学校へ行っても、温かい給食が食べられると思っていたのに、そうではなかったのです。そのことを聞いて、日野市はいつでも温かい給食が食べられて、とても幸せだと思った。これからも給食を残さず食べていきたいと思っています。

本当にすばらしい日野の学校給食への思いが、それぞれの立場から率直に語られていると思います。

去る6月議会において、菅原議員より、学校給食の民間委託化の問題提起、提案がなされました。その動機、目的の一つには、表題にも示されておりましたように、学校給食の充実を図る、もう一つには、行政のむだな経費を節減する、この2点が挙げられていたと思います。さらにその中でも、民間委託は、1点目の学校給食の充実が前提でなければならない、こういう立場を鮮明にされておりました。

少しこの質問の最後を引用させていただきますと、こう述べているんですね。「まず一番私たちが考えなければならないことは、子どもたちの給食をもっとよくするんだという観点、それが民間委託をすることによって悪くなるんだったら、やめたらいいんで

す」。この問題意識は、従来からある財政効率を根拠にした民間委託論とは違い、それ自体は非常に積極的で意義ある問題意識だと思います。

そこで、今回、私も同じ問題意識から、つまり学校給食の一層の充実を図る、この立場から、日野市の学校給食の到達、蓄積を明らかにしながら、民間委託是非論を、これまた菅原議員も視察に行かれました、私たち日本共産党市議団6名も視察に行っていました台東区の例などとも比較しつつ、検討してみたいと思います。

具体的な検討に入る前に、そもそも学校給食とは、歴史的にどういう背景を持ち、今日どういう位置づけのもとに行われているのか確認しておきたいと思います。

我が国の学校給食の起源は、1889年、山形県鶴岡町私立忠愛小学校における昼食給与にさかのぼると言われています。その学校は、各宗寺院住職が、超宗派的に協力し、衣食に窮する貧困児童の普通教育のために設立されたものであったようです。その後、全国の幾つかの地域で学校給食が行われるようになりますが、これらはいずれも、就学困難児を対象とした救済事業、慈善事業としての性格を帯びています。その後大正期に入ると、児童の栄養状態の悪化を回復させる方法として、学校給食に対する社会的関心が高まり、学校給食は、従来の慈善事業から栄養補給事業へと変容していくことになります。そして、今日の学校給食の原点となる位置づけがなされたのは、戦後、1954年に制定された学校給食においてでした。この法律の制定によって、初めて学校給食は、明確な法律上の根拠を与えられ、また同時に、教育の一環としての位置づけが明確にされたわけであります。

学校給食法第1条は、同法の目的について、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及・充実を図ることを目的とする」、こう定めています。さらに同2条では、学校給食の目標について、「学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的、これを実現するために次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない」、こう明確にした上で、4点その目的を明らかにしています。第1に、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと、第2に、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、第3に、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、第4に、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこと、以上の4点です。ここには、戦前の学校給食とは全く異なった、戦後の学校給食の新しい位置づけを見てとることができると思います。

今日、よく俗論として言われています「豊かな日本社会」、これは実現しているんだから、貧困児童や栄養不良児童は基本的に解決しているはずだ。学校給食の役割は終わったとか、愛情弁当論とか、全く成立し得ない法的根拠が明確に示されていると思います。以上の点を、別の角度、国民の権利という観点からとらえるならば、学校給食は一方で、憲法第26条の教育を受ける権利の保障を目的として行われる教育活動と言えます。また、他方では、学校給食は、その教育目的を達成するためにも、何よりも身体にとって、安全・衛生的であることはもちろん、栄養的にも子どもの健康を確保・増進させるものでなければならず、これは憲法第25条の生存権とそれに基礎を置くところの子どもの健康権を保障するものと言えます。

学校給食が以上のように、子どもの権利を保障するための教育活動の一環であることから、当然そこには、そのことを確保するために、行政責任という観点からの種々の公的規制が加えられています。学校給食法第4条では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において、学校給食が実施されるように努めなければならない」として、同第5条では、「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」、こう定め、学校給食における行政責任を明確にしています。学校給食は教育活動であり、それを保障するのは行政の責務である、この点をしっかり踏まえて、具体的に検討を加えていきたいと思います。

まず最初に、この日野市における学校給食の歴史的な経過、及び今日の取り組みの状況について教育委員会より御説明をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） “理想の給食” と評された日野の学校給食をまもり、さらに充実させるためにという観点から、二つの御質問をいただきました。

一つに、日野市の学校給食の歴史的経過でございます。私ども、数少ない文献の中から調べ上げてまいりました。おおむねこういう経過ではないかというふうに思っております。日野市の学校給食は、さかのぼりますと昭和16年5月に、平山小学校における学校給食実施に向けて、当時村役場ですが、これは旧の七生村でございます。旧の七生村と教育庁の南多摩出張所等が協議の機関を持ちまして、その結果、翌年の12月に、学校に通われている児童の各家庭より、野菜とかお米、食材を持ち寄りまして、保護者の方々の手によって給食が始まったというふうに記録がございます。したがって、これが一番最初の学校給食の始まりではないかというふうに思っております。さらに、昭和29年の学校給食法施行及びその後の第一小学校保護者等により、当時の日野町議会への働

きかけ、またはアンケート調査等が契機となりまして、昭和32年3月に第一小学校で完全給食が実施されまして、この第一小学校の形が現在の原形になっているものと考えられます。それ以降につきましては、新しい学校が開校されると同時に、給食が実施されてございます。中学校におきましては、昭和38年にミルク給食が開始しまして、完全給食という形の形態が始まりましたのは、昭和56年の平山中学校を皮切りとして、現在、全中学校で実施しているところでございます。

現在どのような取り組みをなされるかという2点目の御質問でございます。もちろん、学校給食を学校教育の一環として今お話がございましたように、位置づけて取り組むことは当然のことといたしまして、児童・生徒にいかに安全でおいしい、楽しい給食を提供できるかということが第一と考えてございます。この目標に沿うべく学校長とか教頭、栄養士、給食主任、調理員等を構成員といたしまして、昭和43年に発足した日野市の学校給食会という会を組織してございます。学校給食会を初めとして、関係職員が協力して事業を現在推進しております。現在では、余裕教室を有効利用したランチルームの設置、それと食堂の設置、一部磁器食器の導入とその給食環境の整備に努めております。いずれにいたしましても、こういう経過の中では、職員の研修とか、実習とか、そういうものを加味しながら、現在の給食事業を展開をしているところでございます。それと、年に数回程度ではございますが、セレクト給食とか、リクエスト給食、バイキング給食等の試行も行っているところでございます。こういう取り組みの中で、今後の課題として現在問題提起されておりますのが、郷土・季節を考慮に入れた給食、児童・生徒の健康状況に対応した給食等の課題もありますので、今後、こういう問題にも対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ありがとうございます。

日野の学校給食が、何よりも子どもたちの安全とおいしい給食、これに基本を置かなければならない、大変積極的な、当然のことなんですけれども、答弁がありました。学校給食の特徴については、学校給食の関係者のそういう地道な努力とともに、よくマスコミなどでは、ハード面が強調されます。特徴として言えるのは、何よりも市が直接責任を負っている直営であるということ、自校調理、自校炊飯であるということ、学校ごとの献立、食材購入であるということ、地元農家の新鮮な野菜を使っているということ、栄養士を全校に1名ずつ配置しているということ、中学校では全校に食堂を設置し、小

学校では空き教室を利用したランチルーム設置を進めている、ということなど、教育の一環としての学校給食の充実に向けての大変積極的な取り組みも行われていると思います。

この日野市の取り組みにいわば光が当てられ、全国からにわかに注目を浴びるきっかけになったのが、あの2年前のO-157食中毒事件になります。当時、多くの新聞や雑誌、テレビなど、さまざまなマスコミが、それぞれの立場、角度から事件を論じ、学校給食の問題点を論じました。学校給食のあり方を、経済効率ということだけで、予算が浮くか浮かないかだけで見たら、大変なことになる。このことを論じ、そして日野市の学校給食のあり方に注目を寄せたわけです。ここにその雑誌で、特に象徴的だと思われる『AERA』という雑誌のコピーがあります。日野市の学校給食を評して、“理想的な学校給食”、こう評価しています。

少し教育委員会としての見解、現時点での見解をお伺いしたいと思います。1点目、日野市の学校給食、『AERA』などでも高く評価された取り組みを、どのように認識しているでしょうか。もう1点、日野市がいわば全国からも注目されるような到達を築き上げてきた力、原動力はどこにあると考えるでしょうか。この2点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 2点の御質問にお答え申し上げます。

1点目の、マスコミでの評価の関係でございます。これは一昨年、今御紹介いただきました雑誌等が中心になりまして、評価をいただいたところでございます。私ども関係者としては、大変ありがたいというように思っております。ことしに入りまして、具体的には奈良市とか小千谷市などの自治体からの視察も受け入れてきたというような経過がございます。いずれにいたしましても、私どもの取り組みといたしましては、特出すべきことをやったというふうには考えておりませんで、常に前段で申し上げましたように、児童・生徒に安全でおいしい、楽しい給食をいかに提供するかということで努力を積み重ねてきた、その結果ではないかというふうな思いを持っているところでございます。

それともう1点の、その評価の原動力になるものは何かというお尋ねでございます。考え方といたしましては、栄養士さんとか、調理師等の個々の資質ということはもちろんでございますが、現状に甘んじることなく、おのおのが自己研さんし、向上心及び学校教育法に定める学校給食の意義または理解等、そういうものがそういう原動力に

なっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ありがとうございます。

1点目の『AERA』などについての評価についてなんですけれど、私、評価に対する評価を聞いているんじゃないくて、評価された中身についての評価を聞いているんですね。学校給食がなぜ日野市がすぐれているかということが、他市の状況との関係で、民間委託との関係で、日野市の直営方式の学校給食を評価しているんです。この点についての評価をお聞かせ願いたかったんです。

2点目についてなんですけれども、調理員や栄養士の技術向上に向けたさまざまな努力が大きな原動力の一つになっている、そういう答弁だったと思います。私、『AERA』のこの『民間委託の危険度』と題した記事の中身についてなんですけど、若干紹介させていただきたいと思います。

なかなか本質をついた記事だと思います。論証という点では、かなり甘い点もあるとは思いますが、それでも的を射ているんじゃないかというふうに思いますので、少し紹介しますと、まず冒頭のところで、合理化や効率化の陰で、子どもたちの安全がないがしろにされていないだろうか、この問題視から始まっています。大阪堺市では、給食の食材は一括購入でしたが、調べてみると、一括購入は危ない。それから共同調理、これを行っているところも危ない。民間委託はどうか。ずっと吟味していくわけですが、調べていくと、そういうことがいわばはやり出したのが文部省にある。その原因をつくっているのが文部省にあるということを明らかにします。1985年、文部省が『学校給食業務の合理化についての通知』というものを出して、共同調理方式、民間委託などの方法、これにより人件費などを浮かせよ、と、全国の自治体に号令をかけた。子どものことを第一に考えるはずの文部省が、子どものことをどうこう言うより、人件費を浮かせと言ったわけです。そのことを踏まえ直して、この雑誌がずっと追いつけていきますと、一括購入もだめ、共同調理方式もだめ、民間委託はなおさらだ、こうなっています。そういう中から出てきたのが、その意味で理想的な給食の形をとっているのが、東京都日野市だ、こう結論づけています。

さらにこう続けます。同市の大半の小中学校では、「一昨年から——当時の一昨年ですが、前日にニワトリが産んだばかりの黄身の盛り上がった卵を使っている。ゆで卵にするなら、産みたて卵だと殻がかたいので、わざわざ1日置いてから調理する日に学校

へ届けられる」と、農家と一体となった自校調理、食堂方式の給食の仕組みが詳細に紹介されています。「日野市では、こうして理想が実現しているが、全国的な現実とは、経費節減が重視され、理想とほど遠い民間委託へ依存する方向に走っている」、こう危惧しています。

これを読んで、本当になるほどなと思いました。しかし、同時に、この記事で評価されている中身、自校調理、食堂方式の問題でも、地元農家の野菜を購入する問題でも、確かにこれだけをとって、民間委託では成り立たないとは言えないんです。現に民間委託でいながら、自校調理、食材購入を行っている自治体も確かに存在しており、理屈の上でも、現実の上でも成り立ち得るものだと思います。

では、一体、日野の学校給食のどこが理想的で、その原動力は何なのか。私、今回、この質問を準備する過程で、本当にすばらしいと思ったこと、これが日野の“理想の学校給食”を築き上げてきた原動力だと感じたことは、ややもすると、先ほど紹介したようなハード面に目を奪われがちなんですが、実はソフト面、先ほど部長の方も強調されましたが、このソフト面、子どもたちに安全でおいしい給食を食べさせてあげたい、調理員、栄養士のこの思い、そして教育にかかわる職員としての自覚と、自覚に基づく共同努力による大変すぐれた蓄積があるということでした。その蓄積が、安全でおいしい理想的な給食をつくり出している、そう思います。さらに言えば、常に不安定な雇用を余儀なくされる民間委託では決して築き得ない、直営だからこそ築かれてきたし、築かれるものだと確信しています。逆に言えば民間委託は、理想の給食と言われるような、安全でおいしい日野の給食を実現してきたその基盤というか、条件を奪うことになるわけです。なぜそう言えるのか、具体的な検証に入る前に、改めて民間委託とは何なのか、どう考えるかについて、簡潔に触れておきたいと思います。

そもそも一般に行政の民間委託とは、国や地方自治体が、その団体の事務事業を、民間企業や個人などに委託して行わせることを言いますが、この民間委託が強力に推進され始めたのは、1981年以降、政府臨調行革の中での行政責任領域の見直し、つまり行政の減量化と民間活力の活用という観点からのものでした。これが今日では、経済効率の向上を口実にして、より一層強力に推進されてきています。

このように、民間委託論は、憲法や地方自治法、つまり住民の健康、安全及び福祉を守ること、それ自体を目的とする自治体の仕事を、その第1の目的が、利潤の追求にある民間企業に委託をするということであり、行政の住民に対する責任放棄につながりかねない重大な問題を抱えている、慎重な検討が必要とされる、こう思います。その上で

私は、民間委託をするかどうかを検討する場合、いわば四つの物差し、四つの観点で見ておく必要があると思います。

第1には、民間委託によって行政の責任、行政サービスの公共性をいささかもあいまいにしてはならないこと、この点では、やはり福祉や教育は直営であるべきだと思います。第2に、民間委託は、行政処理の方法として、短期的、補完的な限られた範囲でのみ認められるべきであり、行政サービスの明らかな向上や住民自治の観点から、ぜひとも委託が望ましいと言えるような場合に限られるべきです。菅原議員の提起は、この点でなされたものだと私は理解します。第3に、委託に際しては、地方自治法や関連する個別の法律、職安法のような労働関係法の制約をはっきりと踏まえる必要があります。実は後で触れますが、この点での制約が、学校給食の民間委託を具体的に検討してみると、大変大きな問題を抱えていることがわかります。第4に、実際に委託が行われている中では、委託契約の内容や実施状況をチェックし、それを公開させることができること、契約の内容が、行政責任や行政の権限をあいまいにさせるものであってはならないこと、契約を業者がどう実施しているか、そこに働く労働者の賃金や労働条件がどのようになっているかなど、民間委託に関する情報公開の原則が確立されていること、以上の四つの留意点が挙げられると思います。

以上を踏まえて、学校給食の、特にこの間文部省が進めている調理業務のみの民間委託論について考えてみたいと思います。

冒頭でも触れましたが、そもそも学校給食法は、学校給食が教育活動の一環であることを明確に定め、その保障義務を地方公共団体が負うことを定めています。この法の精神を踏まえ、文部省も、戦後一貫して、民間委託は教育には決してなじまない、この立場を明確にして、慎重な姿勢をとり続けてきました。ところが、1985年、政府の臨調行革の方針に屈して、『学校給食調理業務の運営の合理化について』と題する通達を発表し、共同調理方式、パート化、そして民間委託化を推進し始めることになります。まさに180度の態度の変更です。この変更を合理化するために持ち出してきたのが、学校給食は教育の一環だが、そのとらえ方を変更するというやり方でした。つまり学校給食を、食事をつくるまでの部分と、それを食べる部分とに区別し、食べる部分のみが教育で大事なことであるという解釈を図ったわけです。

しかしこれは、文部省みずからが1956年に出した通達『学校給食の実施について』で述べている、献立を教材として子どもの指導に役立てることや、給食の食事のつくられ方も教材として活用することなどの見解に照らして、全く根拠も、説得力もない解釈で

あることは明白です。学校給食の民間委託化で経費節減を図るために、みずからが堅持してきた道理ある立場を堂々と変更してしまう、本当にひどいやり方だと思いますが、しかし、この合理化攻勢に対して、全国の学校給食の充実を願う運動がこれを許さず、基本的には、直営部分を維持してきたことは大変特筆すべきことだと思います。

紹介しますと、1985年当時、調理の委託は4.4%でした。昨年1997年でも6.3%と強力な合理化攻勢にもかかわらず、直営が基本的に守られていることがわかります。

ここで改めて教育委員会にお伺いしたいと思います。今指摘してきたように、さまざまな問題点を抱えている学校給食の民間委託について、どのような調査検討がなされているのでしょうか。この間、教育委員会は、調査検討を開始し始めている、という話をお伺いしました。どのような調査検討がされているか。また、その調査検討の中で、今現在、どういう認識を民間委託化についてお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 民間委託の検討の状況というお尋ねでございます。私ども、6月の議会で、学校給食の民間委託への提言をいただいた以降、教育委員会の全く内部の検討でございますが、関係職員、私を中心としたものでございますが、そういう形の中で、情報等の収集を中心として、3回程度研究の場を持ったところでございます。さらには、8月には保谷市が民間委託への切りかえを実施されたというふうな状況がありましたので、保谷市に状況の調査に行ったと。さらには、近隣の町田市にもそういう担当ができたというようなことで、担当者がそちらの方の経過を聞きに上がったと。したがって、教育委員会の今検討が始まったというお話でございますが、私どもの内部の検討は、まだ勉強を中心としたそのレベルのものでございます。

それと、民間委託への認識ということでございます。今、議員さんからいろいろな角度からのお話を承りました。私どもといたしましても、いろいろな文部省からの通知だとか、そういうものは承知しているところでございますが、まずその委託をするかどうかの勉強会が始まったというレベルのものでございまして、そういう具体的な考え方を持っているわけではございませんが、民間委託への認識というお問い合わせにつきましては、去る6月の議会でも同じように民間委託への意識が問われまして、私がこういうような答弁をさせていただきました。その当時の議事録によりますと、「当市での学校給食は、安全でおいしく、楽しいを目標にして、関係者の努力で現在一定の評価をいただいている現状にございますが、現在の社会経済状況の変化等を考慮いたしますと、学校給食事業が聖域であり続けるのは、非常に困難な時期に来ているのではないかという

認識を持っております」という御答弁をさせていただいたわけでございます。

さらに、つけ加えるといえますなら、現状の市の財政状況を見ておりますと、これから高齢者福祉を中心とした大変新しい市民の方々のニーズが出てまいります。こういうニーズにも行政責任としてきちっと対応していくということを考えますと、その財源の確保というものは、大変重要な課題ではないか。そういうような中で、私ども学校給食を担当する部署といたしましては、現在、正職員110名を超えるような規模でこの事業を運営しておるわけでございますけれども、こういう財政状況の中で、今後とも引き続き、この体制を維持していくには、大変難しい場面が出てくるのではないかとというふうに、私自身としては、そういう思いを感じているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 2点目の民間委託論については、大変重大な答弁がされたと思うんですが、1点目で、民間委託論については、検討し始めた段階であるということなので、改めてこの場で民間委託論の具体的な問題点について検討を加えておきたいと思います。

そもそも地方自治体は、子どもたちに対して、安全で豊かな学校給食を提供する義務を負っています。これに対し、民間委託で直接、調理業務を行う業者は、民間業者である限り、その第1の目的は、利益の確保にあり、この両者は、本質的に矛盾をする、根本的な問題点を抱えていると思います。この矛盾がどう現実的にあらわれるか。私は、日野市の学校給食、安全でおいしい理想的な学校給食を築き上げる上で、欠かせない役割を果たし続けてきた、いわばソフトの面、調理員と栄養士の共同の取り組み、努力とその蓄積が、果たして民間委託でも守られ、充実させることができるのかどうか、この問題意識で民間委託の先進区と言われている台東区の現実とも比較しながら、三つの角度、一つはおいしい給食、二つには安全な給食、三つには教育としての給食、この三つの角度から具体的に検証してみたいと思います。

1点目、手づくりのおいしい学校給食の実現という問題です。日野市では、正規の職員としての調理員と栄養士が、力を合わせて手づくりのおいしい給食実現のための努力が続けられています。先ほども御紹介いたしましたが、カレーのルーもだしもドレッシングも、すべて1から手づくりでつくられているそうです。新しい献立が栄養士より提案されると、なかなか大変だということで戸惑うこともあるそうですが、それでも子どもたちに新鮮で温かくておいしい給食を、この思いを共通の土台にして、徹底的に意見

交換をし、意思の疎通を図りながら、給食づくりを行っているそうです。また同時に、調理員の技術向上へ向けた努力も、手づくりのおいしい給食を実現する上で、大変大きなものがあると聞いています。

数字を少しお聞きしたいんですが、今現在、調理員、小中学校合わせて何名いて、そのうち調理師の免許を持っていいらっしゃる方が何名いらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 調理員の数と、それと調理師免許取得者の数でございます。現在、給食調理員の数でございますが、小学校57——失礼いたしました。両方で119名でございます。ちょっと分別の表を後で出せばわかるんですけど、合計数で失礼させていただきます。119名。それで、私どもの方で、市で給食調理員を採用いたしますときに、給食調理師の免許が採用条件になってございません。したがって、その履歴の確保の段階では、そういうものが、要件が外されておりまして、私どもの中でじかに調査するということは若干微妙な面もございます、今これからお話しします数字は、東京都が給食現場の実態調査を毎年かけてございます。その中に免許取得者というような項がございます、学務課経由で学校、そしてまた学校から学務、それから都というような経由の中から取りまとめられる数字でございますが、その数字によりまして、小学校で57名、中学校で24名、合計81名の方が何らかの取得免許を持っているというふうな実態になってございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ありがとうございます。

大変高い取得率だと思うんですね。単純にはこの取得率を持って評価することは慎重にしなければならないと思いますが、なおかつ、基本的には申請ということで調理師免許を取得しているか、いないかで差別がされたり、生まれたりということがあったりしてはいけないということで、この数字が正確かどうか、また、もっといるんじゃないかということも言えると思うんですが、いずれにしても、免許取得が採用条件にない中でも、これだけの119名中81名という、大変高い取得率があるということは特筆すべきことだと思います。

ある栄養士の方が、こうっておられました。「私は調理員に免許試験を受けるように進めているんです。免許取得を目指す努力の中で、さらに調理の仕事に対する認識が

深まり、自覚と誇りが生まれる。多くの方々が、この仕事にやりがいを持って励んでいます」、こう言っておられます。

日野市の学校給食の手づくり度、おいしさ度は、いわば全国の中でも大変高いレベルにあり、注目をされていますが、これは調理員の技術向上へ向けた努力と、調理員と栄養士の共同作業の蓄積にあることは確かだと思います。この日野市の手づくりのおいしさ、おいしい給食を実現してきた蓄積が、果たして民間委託で守られるのか、台東区を見てみたいと思います。台東区の現実はどうか。

ちょっと小さいのであれなんですが、これが台東区の民間委託先の調理員の年間の異動状況というか、定着状況なんです。見てみますと、調理員、小中学校全体で約200名いるそうです。そのうち民間の正規のいわば社員、これが約3分の1、残りの3分の2がパートだそうです。9年度では定着率というか、異動数35名、10年度10月時点では24名。この出入り、異動があったことが明らかになっています。パート労働者との関係で言えば、何と3分の1弱が年間で出入りしていることになっています。もっと具体的に見ると、学校によっては、6名とか5名とか、パート労働者が全員、計算上では2回以上入れかわっているところもあります。台東区の栄養士の方が、次のように言っておられました。「とにかくパート調理が定着しない。大量の料理をつくる大変さもあり、三、四か月でやめるケースがざらにある。技術の面でも衛生面でも大変心配しています」。

これもちょっと見ていただきたいんですが、台東区の学校給食の調理員を募集した新聞折り込みのチラシなんです。こうやって募集をかけなければならないくらい深刻な定着状況にあります。これが実態なんです。この民間委託の現実には照らして、調理員の技術向上の取り組み、努力が作り出しているこの日野市の手づくり、おいしい給食が本当に保障されると言えるか。さらに言えば、調理員と栄養士の関係も、民間委託では職業安定法上、一定の制約が加えられます。行政職員である栄養士が民間の調理員を直接指揮することはできないとされ、すべてチーフと言われる、その業者の代表調理員を介しての、また紙面上での指揮伝達を余儀なくされるわけです。実際にはそうもいかない状況のもとで、調理員と栄養士とのさまざまな関係が生まれているそうですが、いずれにしても、この制約、職安法上の制約が、栄養士と調理員との共同作業を実現していく上で、少なくない障害となっていると言えると思います。この点では、栄養士と調理員の文字どおりの共同作業で築き上げてきた理想の日野の学校給食が保障されるか、本当に心配だと思います。

2点目、安全で衛生的な給食の実現という点で、どうかという問題です。御存じのよ

うに、日野市の学校給食に光が当てられ始めたのは、先ほども言いましたが、O-157食中毒事件、これ以降のことで、マスコミなどでは、日野の安全な学校給食を保障している要因として、ハード面、自校調理、食材購入方式、地元でとれた新鮮な野菜の活用などに焦点を当てられた報道が中心でした。確かに一つの大きな要因だと思います。同時に、いま一つ見逃してはならない点を感じています。それは、先ほど来強調していますが、調理員と栄養士の安全衛生管理に関する大変先進的な研究と蓄積があるということです。

ここで改めて再度お尋ねしたいんですが、日野市には、安全衛生委員会があると聞いていますが、その構成メンバーと目的、また、そこでつくられている作業標準、マニュアルのことについて教えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 安全衛生委員会のお尋ねでございます。

この安全衛生委員会につきましては、労働安全衛生法がベースになってございます。その労働安全衛生法の目的の中に、こう記されている部分がございます。「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、軽快な職場環境の形成を促進することを目的とする」ということが書かれてございます。この趣旨を受けまして、日野市でも規則が定められておりまして、それに基づく、各職場での安全衛生委員会がすべて構成されています。

ちなみにお話し申し上げますと、本庁の安全衛生委員会、清掃事業所、それから児童福祉の事業所、それから水道職場の事業所、それから病院職場の事業所、そして、私たち教育委員会の職場における事業所に、教育委員会事業所安全衛生委員会という委員会が設置してございます。総括安全衛生管理者といたしまして、私が任を務めております。それから安全管理者として、学務課長、図書館長が2名でございます。それから、安全管理主任といたしまして、学務課の課長補佐、庶務課の施設係長、それから衛生管理者といたしまして、幼稚園長、それと庶務担当課長といたしまして、教育委員会の庶務課長、それに作業員が加わりまして、私を除きますと7名、それに職員組合から推薦する者7名、合計14名の構成でございます。職員組合からの推薦するものの構成は、調理員が3名、栄養士1名、用務員2名、図書館から1名と、そういう構成で、労使同数の形の中で委員会が構成され、いろんな面で論議を進めているという、そういう状況でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1 番（中野昭人君） ありがとうございます。

ここにマニュアルがあるんですが、実はこのマニュアルをつくったのは、その安全衛生委員会の部会で、いろんな部会があると御紹介いただいたんですが、調理員と栄養士さんなどが中心になってつくったマニュアルだそうです。1989年に1回、92年に2回、そして今、3回目の改定作業がやられていると聞いていますが、このマニュアルの問題一つとっても、他市でも確かにつくられている状況はあります。しかし、他市がいわば行政主導、行政職員、教育委員会主導で行われている中でも、日野市では、栄養士と調理員が中心になって築き上げたものだそうです。大変すばらしい、この点でも蓄積があると思います。この蓄積は、実はO-157事件以降に出された、文部省による82項目にわたる衛生管理チェックリスト、これにもいわば部分的に一部を見直ただけで、基本的に対応できるものであったということです。このことは、他の自治体などが、文部省のチェックリストに基づいた対応を余儀なくされ、大変な労働を余儀なくされた状況に照らしても、いかに現場の蓄積が活かされているかを、築き上げられているかを示していると思います。

私、実はつい1週間ほど前に、日野の第五小学校に給食の視察に行ってきました。そのとき、ちょうど埼玉県は入間市の栄養士の方が視察に来られていたものですから、一緒に日野市の五小の栄養士さんと調理員さんと懇談会を持たせていただいたんですが、入間市の栄養士さんが、「本当に日野市の調理員さんは、安全衛生面で自信を持っておられる。すごい」と言っておられました。なぜかといろいろ聞くと、こういうマニュアルがあるということがわかったんで、ぜひ後で欲しいという話をされていました。入間市でも、一定のマニュアルというものはあるけれども、どうしても教育委員会主導で現場に合わないものになっている。O-157事件の82項目の文部省のチェックリストにかなり翻弄されたという話をされていました。

日野はこういう状況なんですけれども、ほかの民間委託の実態はどうかということちょっと検討してみたいと思うんですが、これがことしの9月18日付の中野区、あともう一つあるんですけれども、こっちが10月29日付、30日付の墨田区のいずれも民間委託の問題点を浮き彫りにした記事となっています。内容は、中野区の方は、委託先の調理員の検便検査をしたところ、O-157が検出されたという記事で、問題なのは、この委託された会社が、いつもどおり、検便を調理員から採取したんですが、これを検査機関に3日後になって郵送で送った、こういうことだったんです。また、墨田区では、2学期に入る際、正規の職員が不足したため、応援調理員を入れることを区へ報告、その際、

検便検査結果が必要なのですが、間に合わないということで、他人の検便検査結果を報告書として提出していた。つまり偽造を行っていた、こういう記事なんですね。この二つの例を受けて、台東区でも、区として委託会社の調理員の検便検査を保健所で行うということを、ついせんだって、台東区の特別委員会で表明したそうです。検便検査それ自体は、民間委託であれ、直営であれ、月2回行うことが義務づけられています。

しかし、この中野区や墨田区の二つの民間委託会社で起こったことは、単にその会社や個人の問題に解消され得ない、いわば民間委託そのものが抱えている構造的な危険性をあらわしているのではないかと思います。委託された会社は、そもそも低賃金と苛酷な労働を調理員に強いることで利益の確保を図る。必然的に調理員の定着率は下がります。当然、新しい調理員の確保がしばしば頻繁に求められるようになりますが、健康診断や検便検査など、幾つかのハードルをクリアすることが必要になってくる。この過程の中でさまざまな安全性を省みない危険な状況が生まれ得るんだということだと思います。また、パートの方が、三、四カ月、この単位で頻繁にかわっていくような調理現場で、本当に安全面、衛生面での自主的管理、自覚が蓄積されるでしょうか。この点でも明確だと思います。

3点目、教育の一環としての給食の実現という問題です。この日野市では、教育にかかわる職員として、調理員の方々は、さまざまな学校行事、運動会や学芸会の準備、卒業式などでの受付その他の仕事にかかわることはもちろん、日常的にも子どもたちにかかわり、献立や食材の話をしながら、食を通しての給食の実践を進めています。給食アンケート箱を設置して、子どもたちの感想やリクエストを募って、そのすべてに返事をする調理員の方々がいらっしゃったり、ある小学校では、調理員さんが必ず教室で子どもたちと一緒に食事をするそうです。子どもたちの反応を丁寧に耳を傾けて聞き取る。また子どもたちは、食事をつくってくれる、給食をつくってくれる調理員さんのことを思いながら食事をする。手づくりの顔が見える給食、まさに教育の一環としての給食がここに実現していると思います。この教育職員としての調理員、栄養士の自覚が、子どもたちに安全でおいしい給食を提供する上での原動力にもなっていると思います。民間委託ではどうか。この点では、論を待たないと思います。当然ながら、民間のパート調理員は、短時間で大量の給食をつくり上げることを要求されるし、実際、そのことだけでも精いっぱいという苛酷な労働条件に追い込まれます。この点では、子どもたちと触れ合いながらとか、調理員さんの顔の見えるなどのような教育の一環としての給食づくりは、成り立つ余地を持ちません。明確だと思います。

以上、手づくりのおいしさ、安全性、そして教育の一環の問題、三つの角度から、理想的な学校給食を実現してきた日野市の蓄積、到達を考えてみました。また、同時に、民間委託の先進区である台東区を参考にしながら、具体的な問題点を考えてみました。私、この検討を通じて感じたのは、日野市の学校給食を、民間委託でも契約さえ明確にしていれば、守ることはできるし、より充実させることができるという考えは、日野市の理想的な学校給食を築き上げてきた共同の力、原動力を理解されていないという点でも、また給食調理業務の民間委託が抱える構造的な矛盾点、問題点をリアルにつかみ切れていないという点でも、科学性、現実性に欠ける議論ではないかと思います。そして、安全でおいしい日野市の学校給食の実現は、一方では自校調理方式、地元野菜を使った学校ごとの食材購入、中学校は食堂方式、小学校では空き教室を改築してのランチルーム実現などハード面で保障され、もう一方では、教育にかかわる職員としての自覚に基づく調理員と栄養士の共同の努力の積み重ね、努力の蓄積によって保障され、それを日野市が直営という形で、責任を持って支えてきたという結果だと思っています。さらに、民間委託の問題で強調しておきたいのは、学校給食調理業務のみの受託では、受ける業者としては、利益率が低くて、うまみが余らないということです。できれば、献立も食材購入も受けたい、こう思っているわけですが、それが許されないとなると、調理業務に従事する人件費を極力低く抑えるしかない状況があるんです。他の民間委託とは、この点でも全く違う、深刻な状況が学校給食の民間委託には指摘されます。民間給食調理員はどこでも低賃金、苛酷な労働をどうしても強いられる。当然定着率は低くなる。このような状況のもとで、本当に安全で手づくりのおいしい給食を提供される保障など生まれ得ないのは、よく考えてみれば当たり前のことだと思います。

かといって、日野市直営の学校給食に課題がないかと言えば、調理員、栄養士などへの研修機会などの充実を図り、給食調理員としての自覚をさらに高め、広めていき、学校運営や子どもたちともさらに積極的にかかわっていくこと、正規の日野市の調理職員として、調理業務のない時期に、いかに地域や市民にかかわっていけるか、など幾つも挙げられると思います。しかし、これも直営の職員であるからこそ、求めることができる課題です。改めて教育委員会に再質問したいと思います。

私、この日野市の理想的と言われるような、全国でも間違いなく高い水準にある学校給食、何よりも子どもたちに、父母の方々に大変喜ばれている学校給食、ぜひ直営という形で守ってほしい、そう思います。日野市には、今日の学校給食の姿、到達を築き上げたすばらしい蓄積がある。教育委員会もバックアップして築き上げてきた、ほかには

ない蓄積がある。これを堅持する立場を鮮明にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 中野議員から、“理想の給食”と評された日野の学校給食をまもり、さらに充実させるためにということで、特に民間委託の問題について、直営という強い御希望の御意見が出ました。〇－157事件のときの事例も出されましたように、本市における給食が、安全でおいしく、楽しい学校教育活動の一環としての学校給食であるということを全国に評価されたということにつきましては、大変私としても誇りに思っているところであります。

しかしながら、私どもの学校給食をなお発展させるためには、まだまだ大きな課題もあろうかと、かようにも思っているところであります。例えば、教育活動の点から考えますれば、残飯の量の問題とか、それから食器の問題とか、それから給食時間の問題とか等々、いろいろ課題もあろうかというふうに思いますし、今後目指す学校給食としては、先ほど部長の話にもありましたように、いかにして子どもたちが選べる給食を渡すことができるかなどの課題もあろうかと思っております。とは言いながら、これだけ評価をいただいているこの学校給食の推進に当たりましては、それぞれの学校の先生方、そして給食に携わる方々、そして地元の食材生産者の皆様方、その他多くの方々の努力によって、本市における学校給食が成り立っているものというふうに理解をしております。

今後、この問題をどうしていくかということにつきましてはの民間委託との関連につきましては、現在、議会で調査をということもありまして、調査を命じているところでありますが、片方の課題といたしましては、財政再建の問題にも絡めまして、経費節減という問題は大変大きな魅力ある課題であることも事実であります。しかしながら、先ほど申し上げました、現在の日野市の学校給食のレベルを落とすことなく、これを発展させるという前提の中で、この問題を考えていくことが大事なことはなかろうか、かように思っております。

ただ、1点、民間活力の活用は、私ども教育委員会といたしましては、一つの大きな方針の一つであります。これを即民間委託に結びつけるかどうかは別といたしまして、不安定な雇用条件にある民間では、安全な給食はできないのではないかという一つの御意見としては伺っておりますが、これもまた一つの御意見であるというふうな理解で私はお聞きいたしました。とはいえ、議員のお話の、いろいろ参考になることはたくさんございました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 具体的な安全性の面での危険性という点は、一見解ではなくて、具体的にあらわれている問題であり、このあらわれてくる問題というのは、民間委託が構造的に抱えている、その点を今話の中で指摘したと思っております。先ほど来、教育委員会は、学校給食の目的は、安全でおいしい、楽しい給食にあるんだ、こう言っておられました。確かにそうだと思います。一番大事に考えなければならないのは子どもたちのことだと思うんです。その立場、考えに立ったら、見解は明確だと思います。学校給食を、今の到達点を守り、さらに充実させるという保障は、民間委託では生まれないんです。不可能なんです。もし教育委員会が経済効率、これを第一に考える、もしこう言うんだったら、それはそれで大問題なんです、その立場からの民間委託の検討は一定の道理があります。しかし、そうじゃないと思うんです。この問題は、子どもたちのことも、経済効率も両方踏まえた上で、民間委託を考えるなんていうことは、絶対不可能なことです。両立はあり得ないと思います。ぜひ、子どもたちの立場に立って、直管堅持の立場を鮮明にさせていただきたい。市長部局にも教育委員会の独立性を遺憾なく発揮して、守る立場を要望してほしい、こう思います。

時間を押していますので、最後に市長にお尋ねしたいと思います。市長は、7月に行った職員向けの講話の中で、私、この冊子で拝見したんですが、小見出し「地方公務員は多過ぎる」の項目のところで、学校給食の民間委託論に触れ、次のように話されております。「6月の議会に菅原議員が言ってくれたから非常によかったなと思うのですが、私だけが言うのではなくて、学校給食の民間委託の問題、彼も言っていました。サービスは絶対下げない。受けているサービスは絶対下げないで、より安くできる方法をするべきである。しかも、削ったコストはちゃんとその子どもたちにも、もう1回回してあげる。そうすれば、絶対お母さん方の不満が出ないはずだということを彼も言っていましたけれども、できるはずです」、こう言っています。私、この御発言、ストレートに率直に理解をさせていただいて、質問してみたいと思います。

サービスを絶対下げないで、民間委託でコストダウンを図ることは可能なはずだ。こう御認識のようですが、私、これまで話しさせていただいたように、それは不可能だと確信しています。学校給食の民間委託は絶対やるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 大変長い問題でございますので、少し時間をいただきたいというふうに思っていますが、中野議員から、“理想の給食”というふうに外部から評価をいただいている、あるいは『AERA』という非常に高名な週刊誌からも、日野の給食が最も理想的であるという評価をいただいている。その日野の学校給食を守るだけでなく、さらに充実をさせるためにという、非常にすばらしい表題のもとに質問をいただいているわけでありまして、お話の中にも出ていまして、ある面で、私、以前の市長さん、あるいは当時の教育委員会さん、一生懸命努力をされた成果でお褒めをいただいているわけでございますので、こそばゆい感じもないわけではございませんが、いろいろお話がございました。

これまでの経過の中で、私も自分も関係することがございますので、一言申し上げますと、日野市で学校給食が始まったのが、先ほど部長の答弁にもありました第一小学校、昭和32年の3月というお話がございました。当時私は、第一小学校を間もなく卒業するという6年生でありました。6年生には申しわけないけれども、1回だけ食べさせてあげますよというんで、6年生が1部屋に集められまして、たしかパンと牛乳と何があったかよく覚えておりませんが、1食だけ食べた。次の学年からは恐らくずっと食事をとることができたんでしょうけれども、その思い出を持っております。もっと前のことを言いますと、当時、脱脂粉乳というのがございまして、それだけを学校で出すというふうな経緯もございました。そんな中での日野市の給食の経緯も、今お話を伺いながら感じた次第であります。

そういう中で、それ以外に私ども教育委員会のもとより、当時の行政当局は一生懸命御努力をされて、各学校ごとの調理室を設ける自校方式、しかも直営方式、さらには、それぞれの担当する方々、調理員はもとより、関係する職員の皆さんが協力をし合って、非常によいものをつくってきた。これはこれとして、しっかりと評価をしていただいているわけでありまして、今御指摘のとおりであります。さらには最近では、食堂をつくれますとか、あるいはランチルームをつくって、いつもと違った雰囲気ですぐに食事がおいしく食べられるような配慮も加える。そういう意味では、非常に幅広い分野にわたって、よい方向に進んできている。さらには、地元の野菜を、それぞれの学校ごとに取り入れる。最近では、二小ではつい最近から、堀之内でとれたお米も、二小の子どもたちは食べているわけでありまして。そんなことも含めて、いろんな意味で、議員が御指摘をいただいたとおり、大変よい学校給食の仕組みを日野市はつくってきたという流れがあるわけでありまして。それはそれとして私は、しっかりと評価をしていただいているというこ

とを認識をしているわけであります。

そういう中で、最後に私の方に質問が来た経緯は、先般の7月ですので、幹部の職員に向けて、私がスピーチをした際の、その一番の論点というのは、まさに議員御指摘の、これからの地方自治体の財政が大変苦しくなってくる。そういう中で、あらゆるものをもう一度見直しをして、チェックし直しをして、取りかかる必要があるだろうという認識で幾つかの問題をお話をした。その中に学校給食のことも取り上げたというふうな経緯がございます。今議員もその文章を読み上げていただきましたが、よくお読みいただければわかるように、とにかく今のサービスがそれ以下に下がってはだめですよ。むしろそれ以上にするという前提がまず基本にありますよということです。もちろん、安全性の問題も含めてでありますけれども、今の状態より以上になるという前提で、しかもより安く、より効果的に、効率的にできるのであれば、何もすべて職員でやるという今の体制にしっかりとそこにしがみついて、それだけでやっていくということは、もう見直した方がいいだろうということで申し上げたわけであります。

そういう意味で、きょうの御質問の中でもありました、かなり具体的なことがございまして、民間委託にも行った場合に、どんなふうになるのか。四つの留意点、物差しがあるというお話がありました。一つが、行政サービスの公共性、これをあいまいにしていけない。つまり、責任を放棄しちゃいけませんよということですよ。2点目が、行政処理のある限定部門であれば、限定局面であればできるけれども、丸投げ的な状態であってはこれは不適切ではないかというようなことがございました。さらには、関連法、ひょっとすると法律の名前が違ふんじゃないかというふうなことで私はお聞きをしたんですけれども、あえて関連法というふうに申し上げておきますが、この制約で法律違反が出るような状態でやってはいけませんよということですよ。四つ目は、もし委託をされるには、きちっとしたその内容、状況がオープンにできる、公開できるようにしなければいけませんよということでありました。そして、最終的に議員は、この民間委託の方式というものは、教育には全くなじまない、つまり給食には全くなじまないんだという論を展開されたわけでございますけれども、私はそうは思っておりません。あらゆる分野にわたって、私は聖域はないという論者でございますので、この学校給食についても、くどいようですけれども、今のサービスは絶対下げない、むしろよりよくする。安全性がむしろ高まるというふうな前提をして、しかもより安く、効率的にできる方式であれば、例えば民間委託の方式も含めて、他の方式も考えていいだろう、そういう時代に今立ち至っているというふうに思っている次第であります。

そういう認識だけを申し上げておきまして、さらに少し先を申し上げますと、私、ほかの分野でも申し上げましたが、これまでは公が面倒を見るか、自己負担的な私がやるかというその二つであったわけですが、これからは、その中間にお互いに助け、ともに助け合うという仕組みを、あらゆる行政の分野について組み込む必要があるだろうという認識を、最近とみに強めておりまして、そういう論を唱える学者の方々もふえてまいりました。そういう意味で、介護保険等の問題もそうでありましょうし、例えば公園とか運動場、体育館の管理等の問題もそうでありましょう。あらゆる問題について、その中間的な公と私をつなぐ共同、互助、こんなふうな仕組みが取り入れられるとすれば、まさにこの学校給食の分野も、これからはひょっとしてそういう形もつけ加えて仕組みを組んでいく、そんな時代になるのではないかなというふうに思う次第であります。地域のお父さま、お母さま方、あるいはそれ以外の方でも結構でございます。お料理がとっても好きだ、子どもたちにお料理を食べさせてあげたいというふうな方々の意向を組み込んで、仕組みの中に入れ込んでいく、そんなこともこれからは考えられるのではないかな。あらゆる意味で、これからは今やっている行政の仕組み全体を大きく組みかえをしていかなければどうしようもない、そんな時代に立ち至っているという認識を持っておりまして、そういった大きな見方の中で、この学校給食の問題も取り上げていかなければいけない、そんな認識をお話を申し上げておきたいと思います。

ですから、自校方式という面では、はっきりと堅持をいたしましょうということと言えます。ですが、すべてが直営で、永久無限にやっていけるかということについては、今ここではかたくお約束を申し上げるわけにはまいらない、こういう認識でございます。ですが、もう1回申し上げますけれども、決して今よりもレベルを下げない。むしろよりおいしく、よりサービスがレベルアップするような形で、安全性の高まるような形でそういった形がとれるのであれば、その方式を何とか探していきたい、そういう方向性を私は見守っているということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 時間が迫ってきているのであれなんですが、2点指摘しておきたいと思います。日野の学校給食が大変理想的で、安全でおいしくて、楽しい給食ということで評価されていると。しかし、これは森田革新市政時代のいわば産物であり、こそばゆいという発言がなされましたが、市長自身が、森田市政のときのすぐれた面を大いに継承していくんだという立場を表明されています。もちろん、革新市政のもとで築き上げられてきたものですが、市民の、また栄養士や調理員や父母や地元の方のい

わば共同の蓄積だ、その到達だと思うんです。ぜひこれは、その立場からも、市長が言う、いい面は生かしていく、こういう立場からも維持していただきたいと思います。

もう1点は、経済効率論がこの間、経営感覚を柱に展開されておりますが、1点ほどこの学校給食の民間委託に関する経済効率論で触れておきたいと思うんですが、民間委託で学校給食の経費を節減することができるというその指摘というのは、簡単には給食業務、この問題については当てはまらないというのが、この間の全国の教訓というか、流れでも言えることなんです。委託の最初のころは、必至になって頑張る。しかし、その後、年々委託料が上げられる。とうとう直営のときよりも高くなって、もとの直営に戻す準備を進めている千葉県のある自治体もあります。また、そこまで行かなくもサービスを落とすことによる影響の割には、コストダウンが図れていない。そこで深刻に悩んでいる自治体も生まれています。学校給食の民間委託で経費節減を図ることができるということも単純には言えないということを、私、経済効率論でも指摘しておきたいと思います。

最後に、日野市の手づくりで温かくて安全でおいしい学校給食を実現する上で、そのソフト面での原動力、調理員と栄養士の共同の努力の本当にすばらしい蓄積は、民間委託では決して築くことはできない宝だと思います。ここは経営感覚や、経済効率で切り下げちゃいけないと思います。21世紀を担う子どもたちの健康をつくる学校給食は、直営の立場を堅持して、責任を持って発展させていただきますよう要望して、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の1、“理想の給食”と評された日野の学校給食をまもり、さらに充実させるために！の質問を終わります。

一般質問10の2、南平都営住宅の建て替え計画についての通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

○1番（中野昭人君） 質問させていただきます。

既に御存じのように、南平都営住宅の建て替え1期工事もこの春に終了し、4月より戻り入居も含めて、入居が行われています。また、2期工事については、東京都の財政事情もあり、当初予定の年度からの着工も危ぶまれていましたが、予定どおり建設が来年度以降、進められていくことが明らかとなっています。

そこで、3点ほど質問いたしたいと思います。1点目、計画の進展状況、概要について御説明願います。

2点目、当初計画の中では、在宅介護支援センター、集会所、シルバーピアなども併設される予定となっていたと思いますが、今見直し協議中ということだそうですが、どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

3点目、昨年12月の米沢議員の一般質問の中で、あの地域の終末処理場跡地に建て替え計画にあわせて地区センターの用地を確保し、建設する見通しについて明らかにされておりますが、この点どうなっているのか、3点お伺いいたします。

残り時間7分ということで、すみませんがよろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 南平都営住宅の建て替え計画につきまして3点ほど御質問いただきました。あわせて回答を差し上げたいと思います。

都営日野平山四丁目団地南平都営住宅でございますけれども、これを建て替え計画に伴いまして、計画数304戸のうち既に189戸が第1期工事として終了してございます。ことしの3月に工事が終了いたしまして、4月に入居されているということでございます。そのうちシルバーピアといいますか、シルバー住宅につきましては、25棟既に建設されてございます。それから2期の建て替え計画につきましては、平成10年度に設計を行いまして、11年度、12年度の2カ年計画で115戸が予定されてございます。このうちシルバー住宅につきましては25戸でございます。1期と同様でございます。それから集会所につきましては、約150平米が予定されてございます。それから地区センターにつきましても、280平米ということで予定されてございます。これにつきましては、2期の建て替え計画の中で施行をするということになってございます。それから在宅支援センターにつきましては、当初、在宅支援センターということで東京都の方に要請をしていたところでございますけれども、日野市の保健福祉計画等の見直しによりまして、これを老人福祉施設ということで、面積につきましては、960平米ということで変わりませんけれども、在宅支援センターから老人福祉施設への変更ということで、現在東京都の方に要望しておりまして、現在協議を進めているところでございます。

質問の中に終末処理場の跡地ということがございましたけれども、この2期の中には終末処理場跡地はないというふうに理解しておりますけれども、いずれにいたしまして、地区センターにつきましては、2期の中で実現するというところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ありがとうございました。

2点ほど要望という形で話をさせていただきます。シルバーピアが1期で25戸、2期で25戸、合わせて50戸の建設ということですが、この高齢者の集合住宅、これは性格上、東京都は在宅支援センターやサービスセンターの併設または近接を求めているんです。少し紹介しますが、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯が、地域の中で自立した生活が営めるように手すり、滑りどめ、緊急呼び出しベルなど、高齢者向けに配慮した設備を備え、緊急時の対応などを行う管理人、ワーデンを配置したシルバーピア事業を実施している。なお、相談や食事、入浴などのサービスは、入居者の必要に応じて集合住宅に併設または近接している高齢者在宅サービスセンターなどが行う、こうなっています。これ、ある意味で当然なことだと思うんです。入居された初めは、その入居の条件として、独立した日常生活ができる高齢者、こういうことなんです。当然月日がたつ中で高齢化も進み、介護や医療へのニーズも高まってきます。そのことを想定しての対策を東京都はシルバーピア事業の中で求めていると思うんです。また、別の角度から見れば、2000年の介護保険法の実施に伴い、当然身近な地域地域に介護と医療、福祉のネットワークを充実させていくことが求められていますが、その中心的な役割を担うセンターとして、介護の相談センター、サービスセンターが求められている、こう思います。介護支援センターの要綱の中でも、在宅福祉サービスは、原則として申請書をとっていますが、高齢者やその介護で困っている家族が、みずから必要なときに、必要なサービスを判断し、しかも役所の窓口に出向いて、的確に申請することには、多くの困難を伴うことが通常である。このため、在宅介護で苦勞している家族が、身近なところで気軽に専門家に相談できるとともに、市区町村の窓口に行かなくても、必要な保健福祉サービスが受けられるようにということで、在宅サービスセンターが規定されているわけです。この見直しの中で、在宅サービスセンターから福祉センターに変更をして、申請をしているということなんです。ぜひこの南平・平山地域には、この点でも空白ということもありますので、改めて在宅介護の支援サービスセンターをつくっていただきますよう再度検討していただきたいと思います。

もう1点、集会所についてなんですが、地区センターのことは今検討されていない、そういう話はないということですが、今ある集会所、来年度の工事着工に合わせて取り壊されることになっているんですね。これについて住民の皆さんからの要望が大変強いんですが、取り壊されて建設の間までの期間が何とかできないかという要望なんです。そこでちょっと調べてみたら、今回新しく建て替えられる集会所は、新しい団地の

中に組み込まれるのではなくて、独立して建てられるということなんです。そこで、団地に先行して一刻も早く集会所をつくってほしい。これは、東京都へも私たち日本共産党市議団としても要望したんですが、そういう先例はないそうなんですが、技術的にはできないことではない、この旨の話がありました。そこで日野市としても、東京都へ集会所の先行建設を要望していただきたいと思います。

以上2点を要望して、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の2、南平都宮住宅の建て替え計画についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時18分 開議

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の1、私立幼稚園の保護者負担の軽減をの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員 登壇〕

○14番（執印真智子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

幼稚園は義務教育ではありませんが、ほとんどの子どもたちが通っています。日野市には、公立幼稚園が7園、私立幼稚園が10園あります。公立には488人の子どもが通園し、私立には2,111人が通っています。私立には市外から通う子どももいますが、公立幼稚園の約4倍の子どもたちを受け入れています。保護者が幼稚園を選ぶときには、幼稚園が近いからとか、近所のお友達が行くからという理由がほとんどだと思いますが、保護者の経済的負担にはかなりの格差があります。公立は保育料が9,000円、私立は平均で約2万6,000円です。私立には市の補助金が4,000円、都の補助金が4,500円ありますが、都の補助金は所得制限がありますので、都の補助金が受けられない保護者は、公立へ通わせている保護者との差額は、月々1万3,000円になります。そのほかにも、私立では8万円以上の入園金があり、制服代などもあります。

昨年、私立幼稚園の保護者の方々から、2万3,706筆というたくさんの署名数で、「私立幼稚園保護者負担軽減補助金について」の請願が出されております。保護者の方々の

切実な思いが伝わる署名数です。私どもも微力ながら、この請願活動に協力させていただきました。議会ではこの請願が採択されましたが、その後の対応はどのようにされてきたのかをまずお伺いいたします。

2点目の質問ですが、請願の中にもある公私格差の是正です。約80%の子どもが私立に通っているのに、公立幼稚園の予算は、2億9,465万9,000円で、私立幼稚園にかけている予算の約2倍です。園児1人当たりにかけている税金は、年間で公立約60万円、私立では7万円弱となります。近年、出生率が下がっておりますが、子育てにお金がかかり過ぎるということもその理由として聞かれるところですが、高齢化への対応も迫られていますが、子育て世代を大事にしていけないと、将来がないと思います。公私の格差を是正するために、私立幼稚園の補助金の値上げを早急にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目の質問です。公私の格差是正を、子どもの権利条約の視点から見直すことも必要な時代なのではないかと考えます。私の周りには、公立幼稚園に行かせた保護者がたまたま多いのですけれども、その理由は、公立は習い事のようなことが余りなく、遊びが中心であることや、給食ではなくお弁当を持たせるのがいいということでした。私立幼稚園では、それぞれスイミングや音楽、礼儀作法、お習字、英語など、特徴のある幼稚園教育を展開しています。それは、私立の教育の権利として、当然保障されるべきものです。しかし、子どもの視点で幼稚園教育を見直すことも必要かと感じております。これから適正規模、適正配置の委員会で、公立幼稚園をどうするのかという議論がされていくと思います。これからの男女平等社会、また高齢社会を迎えるに当たって、女性が労働力として期待されていく時代に、幼稚園はどのようにあるべきかということは、公立、私立の幼稚園が力を合わせて考えていく必要があるのではないのでしょうか。市によっては、公立、私立の幼稚園の窓口が一本化されているところもあると伺っております。窓口を一本化し、公立、私立の話し合いの場をこれまで以上に持ち、日野市の幼児教育について、お互いのいいところを取り入れることが必要ではないのでしょうか。また、保護者が幼稚園教育に何を求めているのか、ニーズ調査をすることで、その話し合いが膨らんでいくと思いますので、ぜひそのことが必要なのではないのでしょうか。

以上3点、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 3点御質問いただきました。

平成9年3月に提出されました「私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願」

のその後ということでございます。請願の趣旨は、いわゆる補助金に関しまして、今後も所得制限を導入しないしてほしいということ、そして、公私格差の是正を、公立と同等の負担で通園できるようにというような2項目だったと思います。御承知のように、現在、市の財政を取り巻く環境は大変厳しく、危機的な財政状況となっております。現在、日野市だけではなくて、東京都を初め、各自治体が積極的に行政改革に取り組んでいるという状況の中でございます。こうした中で、請願の趣旨を尊重して対応していくために、所得制限の導入を日野市としましては、見送ってまいりました。日野市にとりましては、現段階でなし得る精いっぱいの努力と考えて、これまで補助金事業に取り組んでまいりました。

それから、2点目の補助金の増額についてでございます。今指摘ありましたように、平成8年度から東京都が、いわゆる財源不足を理由に、保護者負担の、保護者補助金の削減を目指して、所得制限の導入を入れまして、ことして3年目になります。その結果、所得状況によりましては、保護者の負担はふえてきておるとというのが現実でございます。また、自治体が直接運営します、いわゆる公立幼稚園、それから私立幼稚園が共存する市町村に居住する保護者にとりましては、格差に対する実感は、大変顕著なものがあるというふうに考えております。しかし、苦しい市の財政をかんがみますと、格差の是正に見合う補助金の増額には限界がございます。しかしながら、保護者を取り巻く経済環境、また不況の真ただ中ということで、大変苦境にさらされているということも現実であろうかと思います。こうしたことを踏まえまして、市としましては、現況の中でなし得る可能な支援策を早急に検討して、来年度以降に何らかの形で反映していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の公私の幼稚園の窓口の一本化、あるいは話し合いの場づくり、保護者のニーズ調査の問題でございます。公立幼稚園と私立幼稚園が共存する自治体は、多摩地域には7市ございます。そのうち窓口が一本化しておりますのは2市ございます。東京都では、公立幼稚園は教育庁、また私立幼稚園は総務局ということで、現在日野市も都と同じ形態をとっております。窓口を一本化することにつきましては、いわゆる組織の効率化、あるいは簡素化、公私間の円滑な教育情報の交換、市民にわかりやすい組織といったメリット等が考えられます。また、一方、経営基盤、あるいは教育方針、存在意義等の異なるものを同時に扱わなければならないというようなことなど、一長一短それぞれございます。こうしたことから、今後、多くの方々と論議を十分に尽くしまして、また行政として研究を重ねるなど、この問題につきましては慎重に取り扱わなけれ

ばならない事柄だというふうに考えております。

それから、公私間の話し合いの場づくりにつきましては、日野市の幼児教育の推進、充実という視点から、市民の幼児教育に求める要望や期待を把握する。そして行政に生かしていく大切な要素であるというふうに考えております。調査の実施等につきましては、総務部単独では限界がございますので、今後、関連部局と協議をしていきたいというふうに考えております。また、公私間での話し合いの場づくりにつきましては、幼児教育における情報交換の場といたしまして、大変有意義であるというふうに考えております。この件につきましても、関連部局、また私立幼稚園協会等の方々ともよく協議をいたしまして、その対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございます。

今、1点目の請願のことについては、所得制限をかけないできたということ、それから2点目の、私立の保護者負担の軽減、補助金の値上げについては、来年度以降反映したいということがありました。

3点目については、多少これからいろいろな方々とお話し合いをしながら進めなくてはいけないところはあると思いますけれども、幼児教育のために協議をする、対応するということだったと思いますが、1点、ニーズ調査については、関連部局と話し合いたいというふうなお話がありましたけれども、関連のところでは、どのようにお考えか、その点だけちょっとお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） それでは、生涯学習部の方の関連ということになりますと、ただいま私の方で生涯学習推進計画に向けて、今、2000年の9月をめどにつくりつつございます。そういう中で、施策の体系ということになりますと、少子化に対する教育を充実するとか、家庭教育支援を充実する、あるいは乳幼児教育を充実するというようなことも絡んでこうかと思っております。そんな中で、調査というものが必要であればまた、関連する私立、あるいは公立の幼稚園を担当しているところとも考えていかなければならないと思っています。いずれにしても、一つの課でなかなかできる問題でもございませんので、庁内の関係する部署との協議が必要になろうかというふうに、現在のところではそういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

それでは、いろいろこれまでそれぞれ担当してきたところが違うとか、それぞれの特徴を持ってやってきたということ、これからどうしていくかということになりますので、どこかが強制をしてやるということとはできない話ですので、ぜひ十分な調査と話し合いをしながら進めていただきたいというふうに思います。

最後に市長にお尋ねいたしますけれども、先ほど補助金については、来年度以降反映したいということで、検討されているというようなお答えがあったわけですが、ぜひ市長としても積極的にこのことを進めていただきたいというふうに思うわけなんです。9月の決算の意見でも申し上げましたけれども、これはこれだけにこだわっていると思われるとちょっと困るんですけれども、庁舎の温度管理に象徴されるように、真夏に長そでの服に身をかためて冷房をきかせているというような、今までの習慣や慣例に縛られていて、節税できないところがまだまだあるのではないかというふうに考えているんです。そういうところは、ぜひこの時代、高齢化に向けて、ここで介護保険も準備をしなければいけないので、そちらに目がとらわれているところがあるんですけれども、子育て世代への負担感をこれ以上ふやさない、子育て中の人たちに負担を感じさせないということが本当に必要な時代になっているというふうに思います。ぜひ、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 執印議員から私立幼稚園の保護者負担の軽減という立場で、かなり具体的な来年度以降の質問をいただいているわけであります。おっしゃるとおり、なかなか厳しい財政状況の中にあります。そういう中で一生懸命今努力をして、いろいろなところから可能性のあるものを探って、削れるものは削り、プラスするものはプラスしたいというふうに思っています。そういう中で、前々からの課題でございます、公立、私立それぞれにお通いのお子さん方、あるいは父母の負担の格差がこれほど広がってはもう大変だという認識は全く持っておりますので、何とか少しでもできる範囲でやっていきたい、対応したいと現状では考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

ぜひ、これ以上子育てへの負担感を感じさせないということは、公立にも私立にもそういう配慮をしていただきたいというふうに思っております。私自身も、子育てのと

きのことを振り返りますと、さらに今の若い世代の方たちは厳しくなっているんだろうなということを感じますので、ぜひ今のお答えを後退させることなく、来年度以降に反映させていただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の1、私立幼稚園の保護者負担の軽減をの質問を終わります。

一般質問11の2、リバース・モーゲージ制度導入を検討せよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） それでは、質問させていただきます。

高齢者の増加によって、福祉メニューをふやすことが求められています。リバース・モーゲージ制度は、ローンを完済している自宅に住みながら、その自宅を担保に融資を受け、契約期間終了時、例えば利用者死亡時などに担保不動産を処分することによって、融資金を元利一括返済するというものです。厚生省と年金福祉事業団、また自民党の小委員会も、公的年金を補完する手段として、この制度を検討しているようです。年金につきましては、生活者ネットワークでは、来年度の改正へ向けて、次のような考え方を打ち出しておりますので、ちょっと御紹介をさせていただきます。

一つ、世帯単位から個人単位への年金制度へ。1の1、老齢基礎年金を1人でも暮らせるように充実させ、生活保護基準まで引き上げる。1の2、老齢基礎年金の国庫負担をふやし、将来的には、保険方式から税方式に移行させる。1の3、現行の保険方式を継続する期間においては、第3号被保険者も、老齢基礎年金の保険料を負担する。保険料額については、別途検討する。1の4、厚生年金の加入要件を拡大して、パートタイマーなど、非正規雇用者の年金権を確立する。2. 世帯単位から個人単位への移行に当たっては、十分な経過措置を設ける。2の1、厚生年金、共済年金など、被用者年金制度における遺族年金の廃止は段階的に行う。2の2、被用者年金制度における離婚の場合に対応する年金の分割制度を設ける。2の3、育児、介護などで就業できない人の老齢基礎年金の自己負担分を保障する。3. 年金財政の情報を公開する。4. 女性の年金問題を検討する研究会を設置し、女性の参加、とりわけ第3号被保険者の参加を実現させ、意見を反映させる。これを厚生大臣に要望書として提出しているわけです。

ただいま申し上げましたように、老齢基礎年金は生活保護基準まで引き上げるべきだというふうに考えておりますので、基本的に政府の考え方に丸々賛成をしているわけはありませんということ、まず申し上げておきたいんですが、しかし、現実問題として、この制度が導入されれば、住みなれたこれまでの家で年老いていける高齢者の方が

いらっしゃるとすれば、市としても積極的に検討すべきではないかと考えます。

リバース・モーゲージ制度には二つの方式があり、一つは直接融資方式で、自治体から直接融資を受けられる形、これは武蔵野市や中野区で実施されているということです。二つ目は、間接融資方式で、公社が融資を受けられる金融機関を紹介する形、世田谷ふれあい公社や、練馬区福祉公社などがあるようです。現在、都内を中心に、全国で17の自治体が導入をしているということです。神戸も震災の復興の対応としてこの制度を導入しているということを聞いております。

それでは、3点質問をいたします。

1点目、リバース・モーゲージ制度に関して、市民の方からの問い合わせなどはあるでしょうか。

2点目、高齢者実態調査やその他の調査で、この制度の必要性は見えているでしょうか。

3点目、先ほど私から少し触れさせていただきましたが、国や他市の状況把握をどのようにされているでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、リバース・モーゲージ制度についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、この制度は、高齢者が不動産を担保にして生活費の融資を受け、亡くなった後に住宅を売却して返済するというもので、その間は自宅に住み続けることができるという制度でございます。1981年に武蔵野市の福祉公社がこの制度を発足させ、一時話題になりましたが、資産のある方への福祉という形態が、当時まだ理解されず、さまざまな論議を呼んだように記憶をいたしております。

御質問の1番目、市民からの問い合わせについてでございますけれども、大変熱心に相談に来られた市民が、お一人いらっしゃいました。その方とは、資料の提供や情報の交換をしながら、話し合いをしているところでございます。そのほかの問い合わせ等につきましては、この制度がまだポピュラーではないというせいだと思いますけれども、福祉の窓口では把握をいたしておりません。

2番目の、高齢者実態調査などでの必要性は見えているかという御質問でございますが、最近の高齢者実態調査は、平成8年度と今年の2度実施しておりますが、その主な目的は、介護を必要としている方の状況を把握し、対応を考えることにあります。平成

8年度の調査では、収入の形態について質問項目も設けておりますが、資産の状況まではお聞きしておりません。リバース・モーゲージ制度は、持ち家の活用による生活費の融資制度でございますので、例えばでございますけれども、持ち家やその他の不動産があるのかとか、年金等の収入がどの程度かとか、将来の生活設計はどのように考えているかなどについてを把握する必要があるのだと思います。しかしながら、2回の調査では、保健福祉計画の見直しや、介護保険事業計画を作成するための基礎資料として実施したもので、調査項目も回答者に負担がかからないようにした。必要最小限のものにとどめておりますので、そこまでは入れなかったということでございます。したがって、今回の高齢者実態調査からリバース・モーゲージ制度に関する読み取りは、困難な状況でございます。資産活用については、市民の意向が反映される調査方法などを今後研究していかなければいけない、こんなふうに思っております。

それから、3番目の国の検討状況と他市の状況の把握という問題でございますが、リバース・モーゲージ制度についての国の検討状況でございますけれども、平成8年から外郭団体の年金福祉事業団が研究会を設置し、今年6月に厚生省とともに年金リバース・モーゲージ制度としての報告書をまとめております。この報告書によりますと、利用者が85歳になるまでは、不動産を担保にして、その評価額に応じて年金を毎月融資し、利用者は融資を受けた資金から一定額を終身年金と担保切れ保険の支払いをするというものでございます。この終身年金は、85歳を超えた後の年金として積み立てるもので、また担保切れ保険は、融資額が不動産評価額を上回った場合、それをカバーするためのものとされているものでございます。予定期間の終了以前に利用者が亡くなった場合は、その時点で不動産を売却し、資産が残れば、遺族に引き渡されるということになっております。

また、各市の状況でございますけれども、区及び市が直接融資する制度をとっているところは、武蔵野市と中野区です。それから府中市、調布市、世田谷区、練馬区、大田区、新宿区、豊島区などは、金融機関をあっせんする方法がとられております。これは資産価値の査定や法的な対応など、専門的な判断が必要なことから、金融機関がその判断をゆだねられているというものでございます。

それから、各市の利用状況でございますけれども、中野区が6年間で13件の利用がありました。現在は6件が継続しているということです。それから武蔵野市では、18年間で83件の利用があり、現在継続しているのは24件となっているように伺っております。また、その他の金融機関のあっせん方式では、担保物件の内容審査が厳しいこと、また

連帯保証人が必要等のことからネックとなって、利用者は少ないようでございます。制度はあっても、利用者がいないというような市もあるように伺っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

まだなじみのない制度で、市民の方からの問い合わせも少ないようですし、これまでの調査の中でも、このリバース・モーゲージ制度の必要性が見えるような調査がなかったということだと思えますけれども、先ほどお話がありました、高齢者の収入の調査については、回答されたものをいただいているんですけれども、公的年金の収入が多く、80％前後の出現率となっている。また次に多いのが、預貯金の引き出しというふうな回答がされているということで、これからそれ以上のことが見えないということですが、高齢者の方は年金、そして預貯金の引き出し、それが次に多いという。それは事実としてあるのだというふうに思います。いろいろお話を伺いました中で、それぞれ市のある場所によって、不動産の価値というのが違うというので、そのまま日野市に当てはめられるかどうかということもまた検討しなければいけないと思いますけれども、実績のある武蔵野市では、18年間で83件利用があって、継続しているのは24件ということです、この制度が知られてくれば、利用される可能性というのはあるのではないかなというふうに思います。

ちょっと話が飛ぶように見えるかもしれませんが、福祉のオンブズパーソン制度ですけれども、現在その制度がない東京の21区26市の自治体では、今後の介護保険の導入に向けて検討しているのは、千代田区、調布市、田無市、そして我が日野市の4自治体となっております。最初にこれを言い出したときには、何のことかという反応が多かったように思いますけれども、少しずつその必要性が理解されてきたのではないかなというふうに思います。制度というものは、なければ市民は知らないもので、市への要望も少ないということがあるのだと思います。新しい制度が広がるまでには時間がかかるということはあると思いますけれども、この制度をつくることによって、必ず先に行って、高齢者が住み続けられるという人権を守ることができるはずだというふうに考えております。

生活者ネットワークの調査によりますと、介護が必要になったとき、どこで暮らしたいかという質問に対して、「自宅」と答えた方は50.4%でした。その理由の中で一番多かったのは、「住みなれたところで暮らし続けたい」というもので、52.3%でした。「施

設で暮らしたい」と答えた方も49%近くいらしたわけですが、この方も、施設がいいから施設に行きたいというふうに積極的に選択しているのではなくて、家族に迷惑をかけたくないというのが理由でした。ですから、だれでも自宅で住みなれたところで暮らし続けたいというふうに本当は思っているのではないかというふうに思います。このリバース・モーゲージ制度を利用される方というのは、高齢世帯、もしくは高齢単身世帯かというふうに思いますが、そういった方たちにとって、これまで住んできたところで暮らし続けられるというのは、御近所との人間関係が切れずに済む、またそれまでの思い出の品を処分しなくて済むという点などでも、ぼけたり孤独になったりしないための大事な条件だというふうに思います。今後、少子高齢化が進んでいること、それから高齢単身世帯が増加をしていること、これの背景には、結婚しない女性、男性がふえてきているということもあるようですけれども、今後も、その方たちは高齢単身世帯になる可能性があるわけですので、そういう傾向が強いということですね。

それから、今後、子どもに相続させる必要のない不動産の絶対数がふえるだろうということ、それから土地神話の崩壊で、土地本位意識が後退しているので、需要が拡大するだろうというふうに、ある分析機関では、そのようなことを言われてもおります。日野市としても、今後、すぐ導入しなさいということではありませんけれども、少し調査なり検討を進めていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 御説明いただきましたように、この制度は、高齢者が自宅に住み続けることができるという点では、大変すぐれた制度であります。しかし、一方では、経済環境による地価の変動や、担保物件の評価の問題、また地域的な不動産価格の違い、日野市内での売買の状況、あるいはトラブルの対応など、考慮しなければならない課題がさまざまありまして、それらに対する一定の専門性を必要とする事業でもあると思っております。また、金融機関との連携や業務の組み立てにも十分な検討が必要であると思っております。今後、国の動向や長期的な見通し、事業の効率性なども総合的に研究していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

総合的に研究していきたいというお答えをいただいたわけですが、今、大手の不動産会社やゼネコンなど44社でつくる調査研究組織でも、フランスで古くから行われ

ているリバース・モーゲージに似た制度、ピアジェを日本で事業化する方向について研究しているということで、いろいろ公的な機関だけではなく、こういったところも研究が始まっているようなんですけれども、武蔵野市の福祉公社で、高齢者の相談援助の仕事をしているソーシャルワーカーの服部哲治さんという方は、「現場の実感から言えば、年金の目減りでお小遣いが足りなくなるから出してあげようという発想では、高齢者には受け入れられないだろう。単なる金融商品としてではなく、トータルな福祉サービスの一環として資金を提供するような形でないと、普及しないと思う」と話しているという、そういう記事が載っておりました。

市長にお伺いしたいんですが、担当からは、研究をしていきたいということでお答えがあったんですけれども、今申し上げましたように、民間も検討を始めているものなんですけれども、先ほど武蔵野市の方がおっしゃっていたというように、トータルな福祉サービスの一環として市もかかわっていく、市もこの研究を進めていくということが大事なのではないかなというふうに思っております。市長も大変広く情報をお持ちですので、ぜひ市長のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） リバース・モーゲージという耳なれない言葉、新しい制度でございますが、導入を検討せよという質問であります。実は、答弁の中でも部長が申し上げました、市民からの問い合わせということについて、非常に熱心な市民の方と私、何度かお会いをしております。ぜひ会って、このシステムを日野でもやってほしいというふうな、資料をお持ちいただきまして、お会いをしました。実は、武蔵野市がかつてやったところに、私も非常に個人的に興味を持ちまして、少し調べた経緯もございます。そんなことで、もし今不動産のバブルの崩壊とか、そういうことがなければ、あるいはもっとももっとこういったシステムが普及したのかなということは、半面思うわけですが、この不動産の価格が非常に暴落をしたり、まだ不安定な状況にあるという中で、ちょっといつきの熱といいますか、勢いがなくなったのかなというような感じは持っております。ですが、部長からもお答え申し上げましたように、あるいはまた議員も御指摘のとおり、こういった新しい制度というものは、いろいろ検討する中で、やってみて、もしまずいものがあれば、取りかえていくといいますか、直していくという姿勢がこれからの大きく変わっていく行政の中では必要ではないかなという認識は持っております。そういう意味で、いろいろな隘路はあると思います。いろいろ勉強する必要はあると思いますけれども、ぜひ前向きに内部で勉強させ、できるだけ若い職員なんかを対象にして、

こういった勉強をじっくりさせてみたいというふうな認識を持っているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） それでは、若い職員ということは、発想が柔軟なという意味だと思いますので、発想が柔軟な方は50代でも若いと思いますので、ぜひその辺は、今前向きに進めていきたいというお答えをいただきましたので、本当にこういう制度というのは、できれば、情報がなければ、情報が出ていけば、それによって助かった。本当に自分が住んでいたところで人間関係を切らずに最後まで住むことができるという方は必ず出てくるというふうに思いますので、今力強いお答えをいただきましたので、ぜひ前に進めていっていただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の2、リバース・モーゲージ制度導入を検討せよの質問を終わります。

一般質問11の3、痴呆性グループホームの実現をの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） 2000年4月の介護保険の実施まで、残すところ1年3カ月となりました。市内では多摩川苑特養老人ホームを建設中であり、老健施設や長期療養型病床群の整備も始まっていると伺っております。また介護保険事業計画策定委員会も始まり、99年10月からの認定作業に向けて、家族介護から社会介護へという転換がうまく進んでいくのか、行政としても緊張感が高まっていることと思います。

年をとることはだれにもとめられないことです。また、痴呆は自分の意思とは無関係に、だれにも訪れるかもしれない高齢の一つの状況だと思います。

痴呆は症状で、その症状を起こす病気があり、治療・予防のできる痴呆は全体の1割しかなく、主にパーキンソン病や慢性硬膜下血腫によるものだということです。これは予防・治療ができるということです。残り9割の約6割がアルツハイマー型痴呆で、これは病的な老化によって、アミロイドと呼ばれるたんぱくが脳内に蓄積され、神経細胞が死滅することによって起こるもので、決して治ることはないということだそうです。あとの3割が脳卒中・脳梗塞に代表される脳血管障害による痴呆ということです。痴呆症というのは、知的なレベルは徐々に低下をしますが、感情レベルは決して低下をしないそうですから、ケアをする家族は大変だというふうに思います。さらに痴呆の介護は家庭の問題として、なるべく外に知らせたくないというふうに閉ざされてきたた

めか、育児などとは違って、体験や知識が広がりにくく、施策の中でも対応がおくれてきた部分なのかなというふうに思います。

近年、家庭的な雰囲気、痴呆の進行を緩やかにし、穏やかに生活するグループホームケアの効果が注目をされています。日野市にも一日も早くグループホームが整備されることを願って質問をいたします。

まず、市内の痴呆性高齢者の現状と今後についてお伺いいたします。高齢者実態調査における痴呆性高齢者の実態について3点伺います。

質問a まず在宅者の人数、そしてだれからどのような介護を受けているのかという状況をどのように把握しているのでしょうか。また、施設入居者の人数と介護の状況はどのようなになっているのでしょうか。

質問b 在宅、施設ともに痴呆性的高齢者に現在十分なケアがなされているとお考えでしょうか。

質問c 今後の痴呆性高齢者の増加の見込みをどのように予測していますか。

次に痴呆性グループホームについて4点お尋ねをいたします。

質問a 痴呆性グループホームの必要性をどのようにお考えでしょうか。

質問b 介護保険制度の中でのグループホーム、つまり痴呆対応型老人共同生活介護の位置づけ、給付内容はどのようなになっているのでしょうか。

質問c 市内に痴呆性グループホームの整備計画はあるのでしょうか。

質問d 整備が進まない理由をどのように考えているのでしょうか。

以上7点、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 市内の痴呆性高齢者の現状と今後についてということで3点ほど御質問いただいております。

1点目でございますが、高齢者実態調査における痴呆性高齢者の実態、また在宅者の人数、介護者の状況等についてでございますが、今年10月に行いました一般高齢者に対する第1次調査では、痴呆症状についての10項目の質問をいたしました。それぞれの項目の中で、痴呆症状が「常にある」「時々ある」と回答した方に、現在、第2次の調査として要介護高齢者に対して調査を行っているところでございます。その中で、さらに具体的な痴呆の度合いや、だれが介護しているのか、その健康状況等を聞いていますので、第2次調査の結果が出ますと、かなりはっきりした在宅の痴呆性高齢者の人数と介護者の状況が出てくると思います。しかし、第2次調査の中に施設入居者の介護の状況

等については設問がありませんので、施設評価事業等を実施しないと、なかなか把握が難しいというふうに思っております。

第1次調査の結果を見る限りでは、「自分の住所や電話番号をきちんと言えない」「同じ言葉や動作を何回も繰り返す」ことが常にある・時々あると回答された方は、それぞれ8.1%、8.8%もいました。また、「食べ物でないものを口の中に入れてしまう」ことが常にある・時々あると回答した方は0.8%いました。したがって、痴呆の症状によって、出現率にかなりの違いが出ております。今後、第2次調査の結果を見て、介護者の状況などについても御報告をしたいと思っております。

それから、平成8年度にも高齢者の実態調査を行っておりますので、その結果を申し上げますと、回答者1万5,210人のうち、痴呆症状のある人が1,067人、7.0%で、うち援助の必要な人は652人、4.3%でございました。介護者の状況の中で、介護者については、65.6%が本人の子どもあるいは子どもの配偶者が当たっているということでございます。それから介護者の年齢については、約3分の1の35.3%が50歳代の人で、80歳以上の方も6.6%いる。要するに老老介護が数字で見えてとれるところでございます。それから、介護の期間につきましては、既に3年から5年ぐらい介護している人が最も多くて、10年以上介護しているという人も11.5%います。それから介護者は女性が圧倒的に多く、76.4%を占めております。また、持病を持っている人が多くて、特に関節とか腰痛とか高血圧などの疾患を持つ人が多く見られる状況でございます。それからまた、平成4年度に厚生省が出している通知の中で、65歳以上の高齢者の中で、痴呆性高齢者の出現率は、男性が4.4%、女性が5.1%、合計4.8%というような数字が出ております。

2番目の、十分なケアがされていると考えているかどうかということでございますけれども、痴呆性高齢者になる原因、治療方法や対処の仕方など、まだ十分にわかっていないことが多い現状の中で、痴呆性高齢者は在宅ケアが中心になっております。

日野市の場合、従来、浅川苑サービスセンターと栄町サービスセンターの水曜日に、10人ずつ痴呆性高齢者のデイサービスを実施してきました。平成9年度から痴呆性高齢者が毎日10人ずつ、週5日間、地域デイホーム・やわらぎを委託事業として開始いたしました。それから10年度には、地域デイホーム・やわらぎを、認可施設痴呆性高齢者デイサービス・にんじん神明に発展させました。また、日野保健所の跡にも痴呆性高齢者のデイホーム・にんじん高幡を開設いたしまして、通所希望者に対して、週1回から2回の対応が可能になりました。それからさらに、平成11年度には（仮称）多摩川苑に痴呆性高齢者のデイホームが開設いたしますので、週2回から3回の対応が可能になると、

このように考えております。それから日常生活の援助につきましては、個別援助計画に基づいて、ホームヘルパーの派遣を行っております。それから、その他には、至誠特別養護老人ホームのグループホームに1床を確保し、そこで現在、日野市民を3人見ていただいております。

いろいろとありますけれども、この点については以上で省略させていただきまして、それから痴呆性高齢者の今後の増加の見込みということでございますが、高齢者人口(65歳以上)でございますけれども、急激な伸びが見込まれておりますので、痴呆性高齢者の出現率が現在と同じであると仮定いたしましても、かなり増加することが予想されます。平成7年度の国政調査に基づく日野市の人口予測で計算いたしますと、現在10年11月でございますけれども、高齢者が約2万1,120人ですが、痴呆性高齢者が1,014人ということでございますが、これが17年には高齢者人口が約3万1,000人、痴呆性高齢者が1,486人、それから27年には、高齢者人口が4万4,943人、それから痴呆性高齢者が2,157人、このように人口はほぼ伸びませんが、痴呆性高齢者は倍以上に増加が予測されます。それから、資料に基づくものではございませんけれども、特別養護老人ホームの申請時の状況を見る限りで申し上げますと、痴呆性高齢者がどんどん増加しているというような実感は持っております。さらに一方、今まで家庭の中で対応できていたものが、核家族の進行で高齢者のみの世帯が増加して、顕在化していくこともあるというふうに思います。

それから、2点目の痴呆性高齢者のグループホームの必要性の問題でございますけれども、今までの御質問にもお答えしましたように、現在の痴呆性高齢者に対する施策や社会資源が不十分で、在宅生活が限界になったときには、特別老人ホームへの入所ということになります。それから痴呆性高齢者と接する場合、ゆったりとした対応が必要ですが、大規模施設の中では、どうしてもゆったりとした対応ができずに、痴呆性高齢者は、パニックを起こしたり、痴呆症状を進行させるというようなことがございます。

もともと北欧で発達した痴呆性高齢者のグループホームでございますが、痴呆性高齢者の症状に改善が見られるというか、評判が大変よいわけございまして、1990年代に入ってから、国内でも切実な問題意識を背景に、設立の動きが始まりました。1995年ごろになると、全国各地で設立が相次ぎ、日野市が1床確保している至誠特別養護老人ホームのグループホームも、このときの動きだろうというふうに思います。それから、厚生省も制度化に向けて、92年からモデル研究、それからモデル事業に取り組み、97年から運営補助事業を開始いたしました。グループホームは御存じのように、地域の中で地域

に開かれた、家庭的な雰囲気の小規模な自由空間、8人前後の小人数の痴呆性高齢者が、専門スタッフによる24時間ケアを受けながら、ともに暮らす場所でありまして、痴呆の進行を緩やかにして、問題行動を減少させ、痴呆性高齢者が心理的に安定と充足感をもちたらずように支援する場所になっております。

いろいろとこのグループホームを成功させるためには、いろんなものがあるかと思えますけれども、ホームの長といたしますか、現場の主任が、グループホームケアに関して専門的な研修を受けて、痴呆症状のケアに意欲を持って、管理的な運営ではなくて、これまでの生活の延長線上であるようなケアをすることが大切であると、こんなふうに思っております。日野市でも、ぜひ必要な施設であるとの認識の上で、施設の形態や運営の仕方や経費などについても、さらに研究を進めていきたい、こんなふうに考えております。

それから介護保険の中での位置づけ、給付内容につきましての御質問でございます。介護保険の制度の中では、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人向けグループホーム）という名称で、介護給付の一つとして位置づけられております。利用定員は5人以上9人以下、痴呆の状況にある要介護者について、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス内容ということになっております。介護報酬としては、介護保険のサービス提供事業者としての指定を受け、保険給付及び利用者の一部負担金で運営するものと、現時点では考えられております。

それから、痴呆性高齢者グループホームの整備計画でございますけれども、グループホームの整備は、ここ一、二年、全国各地で設立の動きが出ております。日野市内でも最近、市民の方から幾つか相談を受けておりますけれども、現実に至っておりません。市としても、必要な施設として認識しておりますので、厳しい財政状況の中で、多摩川苑の整備とか、介護保険の導入など、財政負担が重くなっている中ではありますが、保健福祉計画や介護保険事業計画の中で整備を検討していきたい、こんなふうに思います。

それから、もう1点、整備が進まない理由についてのお尋ねがございました。痴呆性高齢者グループホームは、今まで申し上げましたように、まだ歴史の浅い施設で、ここ一、二年で整備が急に進み出した施設でございます。したがって、痴呆性高齢者グループホームについての検証がまだ十分にされていないという状況だろうと思います。それから東京都の施設整備に対する補助金等の取り組みが平成10年度からで、今まで必ずしも積極的に推進していたとは思えませんので、これらが原因になっているのではないかと

な、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

今お答えの中で、痴呆性の高齢者の増加は、2年後で約150人、17年後には倍になると予測されているということがわかりました。また、担当者の実感としてもふえている感じがするというお話もありました。それから、高齢者世帯がふえて、介護者の6.6%が80歳以上という調査結果も出ているという、そういう御報告もありました。痴呆性のデイがやっとできまして、ずっとそこの方にも、日野は痴呆性への対策がおくれているよというふうにずっと言われていたわけなんですけれども、痴呆性のデイに通っていても、どうしても家族が見切れなくなるというときは必ず来ると思いますし、特にこういった高齢世帯、御自身ももしかしたら介護が必要かもしれないような方が介護しているというような状況も現実にはあるというふうに思います。

痴呆というのは、第1期が健忘期、だれも自分が痴呆になるというふうには思っていないんですけれども、実はそういうわけにもいかないわけですし、第2期が見当識障害と言って、日時、場所、目的がわからなくなる。この段階で時間の感覚がなくなって、夜中に起きて歩き回る。だれかがお財布を盗んだと言って騒ぐ。家族の顔がわからなくなる。家族に向かって、おたくはどちらさまでしたかねえというような、そういうふうな状況になる。それから靴下や洋服の着方も忘れるという状態だそうです。3期、4期とありまして、3期になると日常生活動作ができない。第4期でほとんど寝たきりの状態になって、全面的に介護が必要となるという、そういう段階があるそうですけれども、先ほども申し上げましたように、知能は低下をしていくけれども、感情はそのままということで、物を盗まれた、悔しいとか、そういう感情は強くなって、家族とのトラブルが起こっていく。介護をしている側は、相手は年をとってそういう状況になってきたんだというふうにわかっているけれども、24時間のケアになっていきますから、心身ともに疲れ果ててしまうという、そういうことなんだというふうに思います。

先ほどもお話しありましたように、痴呆性のグループホームは、スウェーデンで1980年に始まったということです。北欧で始まったという御説明がありましたけれども、七、八人の小人数で、家庭的なケアで暮らしていくことが痴呆の進行をおくらせていくという、そういうことです。このグループホームのケアが各国に広まりまして、これはちょっと御紹介をさせていただきますが、これはオランダの例として、毎日新聞に11月22日に

載っていました。オランダの首都アムステルダムから車で20分行った古都ハーレム市の振興住宅地の中にある「アントン・ピックホフェ」というところだそうです。ちょっと紹介させていただきます。

アントン・ピックホフェができたのは1989年。居住者は重度痴呆症で、80歳以上の高齢者が多く、3分の1は車いすを必要とし、8割はおむつをしているという。そんな彼らがスタッフの援助を受けて、亡くなるまでここで生活する。その期間は平均2年から2年半という。

グループホームがスタートするまでにはこんな経緯があった。80年に痴呆症専門のクリニックができ、医師や看護婦、理学療法士など専門家は、痴呆症を治そうと懸命に努力した。しかし、お年寄りの症状は変わらず、自立度も高まらない。以前より幸せになったようにも見えない。「私たちはその現実直面して悩み、彼らが何を期待しているのか真剣に考えた。そして、クリニックに来たのは、病気を治すためではなく、自宅に住み続けられなくなったためであることに気づいた。彼らに必要なことは、自宅のような家を提供することだった」と、施設長のニック・デボーさんは語った。

ここでの最大の特徴は、規則を最小限にし、居住者の意思や自由を最大限に受け入れていることだ。

家具やペットの持ち込みはもちろん、起床から就寝までの日常の生活時間もリズムも、それぞれのこれまでの生き方が尊重される。また買い物や料理、掃除なども、スタッフの助けを借りて、できる限り自分たちでやるようになっている。「大切なことは、施設やスタッフの都合ではなく、居住者にとって心地よいことだ。普通に暮らしているうちに、表情は和み、行動も落ちついていく」とデボーさん。徹底した居住者本位の運営が、いい結果を生んでいるという。

ということで、入りたいなというふうに感じる方も多くなってきたかというふうに思いますが、昨日、出沼議員から、若い人たちと一緒に一般質問をつくったという話がありましたが、私のこの質問がそれに当たります。骨格は政策ゼミの学生さんたちがつくっております。その中の1人が、横浜のグループホームを見学に行っておりますので、その声も紹介をいたします。

『最後まで人間らしく生きられる場所』。政策ゼミ受講生・東洋大学社会学部社会福祉学科、田島康隆さん。

『『ぼけたら人生おしまいだ』、多くの人々はそう考えているのではないか。しかしそんな人は一度グループホームを見てみるといいだろう。『ぼけても普通に生きられる』

という希望がそこにはある。グループホームとは、小人数のお年寄りと介助員が家庭的な雰囲気の中で共同生活をする場のことである。

今回見学に行った『オクセン』には8人のお年寄りが住んでいる。一人一人が食事の準備の手伝いや掃除などの自分の仕事を持つことによって人から必要とされていることを感じ、痴呆になってしまった不安から失っていた自信を取り戻し、痴呆自体は治らないが問題行動はおさまり、痴呆症状は和らいでいく。これまでの大規模な施設とは違い小規模であるために、職員もお年寄りのペースに合わせながらその生活をフォローすることができ、管理的にならずに済む。従来の施設にあった薬づけやベッドに縛りつけた部屋にかぎをかけ閉じ込める『抑制』などからも開放され、人権の守られた暮らしができる。また小規模であるために土地の確保がしやすくなり、まちの中につくることができる。実際、オクセンは駅から徒歩10分弱の大通り沿いにあり、家族や友人も訪問しやすい。」

ちょっと後半は省略をさせていただきますけれども、なかなか補助金の問題があって、つくりにくいということが書かれております。

最後に、「人生を最後まで人間らしく生きていく、そんな当たり前の願いが大切にされる社会をつくっていくのは、40年後に老後を控えた私たちの仕事なのである」という、大変若い方の意気込みが感じられる見学記というふうになっております。

いろいろ今オランダの例ですとか、横浜の例を紹介させていただきましたけれども、グループホームのメリットは、ケアの面と経済的な面と両方あるというふうに思います。

ケアの面でのメリットは、今いろいろ紹介させていただきましたように、小規模で、ゆっくり、ゆったりと自分のありのままの状態を受け入れてもらって暮らすために、問題行動が起きにくく、落ちついた精神状態を維持することができて、痴呆そのものは治らないけれども、進行をおくらせることができるということ。また、職員も、時間で交代するために、家族と比べて客観的に、感情的にならずに対応することができるということ。それから、先ほどオクセンのところでも紹介がありましたけれども、痴呆性のお年寄りの三つのロック、第1が鎮静剤などを与えて薬づけにする「薬でのロック」、体の拘束をする「身体のロック」、言葉でうるさく注意をして萎縮させる「言語のロック」、この三つのロックが、痴呆の進行をますます強めると言われておりますけれども、この三つのロックをしなくてよい環境、これがグループホームだというふうに言われております。

もう一つは経済的なメリットです。グループホームは経済的に高くつくというふう

一般的に言われております。しかし、今回調査をしました範囲では、特別養護老人ホームは建設費が1ベッド当たり2,000万円程度かかるということ、老人保健施設も1ベッド当たり1,400万円と考えると、グループホームは普通の家を建てたり、アパートを建てたりする費用と変わらないので、新築をするといっても、1人1室当たり700万円程度で済みます。アパートの借り上げ方式といった方法も考えれば、当初の建設費はもっと少なくなります。運営費も、市内の特別養護老人ホームは運営委託費が月に40万円以上かかっています。老人保健施設も月32万円程度かかります。これに比べてグループホームが特に高いわけではありません。むしろ、箱物の費用が少ない分、人件費に回すことができますと思います。

これら、メリットの多いグループホームですけれども、いま一つ普及の伸びが足踏みをしているという理由は、介護保険の給付内容がまだ示されていないというところにあるというふうに思います。しかし、給付内容が決まってからというふうに、厚生省の方針待ちではなくて、自治体として、有効な施策は前向きに進めていただきたいというふうに思います。

なぜ年をとるのが怖いかというと、痴呆などを見ていて、惨めな感じがする。それから、あんなにしっかりしていた人が変わってしまう。それは人間にとって怖いことなのではないかなというふうに思います。寝たきりなどはここに来て大分、介護保険の導入もありますので、少し対応が進むのかなという感じをみんな持っていると思いますけれども、痴呆だけは自分で選ぶことができませんので、これの対応は特に進めていただきたいというふうに考えております。

これらの点を踏まえて、2点再質問させていただきます。

財政が厳しいことは重々承知をしておりますが、ただいま申し上げましたように、痴呆の高齢者がふえていくという現実、そして家族だけではもう介護はできなくなるだろうという現実の中で、グループホームをぜひ進めていっていただきたいわけですが、理美容券などについては、所得制限をするだけで1,600万円節税ができるということですから、私はそういうところを検討していただいたらいいというふうに思っているんですけれども、必要なところにも税金を、そういう検討をしていただきながら、必要なところに税金を投入していただきたいというふうに思います。先ほど、市民の方から相談が幾つかあるということが答弁されましたけれども、市としてどのような支援策が考えられるでしょうか。

それから2点目の再質問です。厚生省はつい先日、10月29日に「景気対策臨時緊急特

別枠主要要望事項の概要」として、新ゴールドプランの推進に702億円を打ち出し、その中で痴呆性のグループホームの建設200カ所に4,100万円の建設費補助と施設設備費2,000万円を計上しています。東京都も、以前から整備費に3,100万円の補助制度をつくっています。こういうチャンスを活用して、積極的にグループホームの整備をするときだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの「景気対策臨時緊急特別枠主要要望事項」は、補助対象が特別養護老人ホームに併設または隣接、設置者は市町村・社会福祉法人というふうになっているようですが、検討をすることは必要なのではないかというふうに思っております。

横浜市では、国の運営補助費1,680万円に加えて、市独自に運営費780万円を上乗せ加算してグループホームの整備に力を注いで、既に8カ所整備をしております。18カ所までは早急につくろうという方針を打ち出しているそうですし、市の担当の職員の方も、将来、自分でも入りたいと思う施設ですと言っているということで、なかなか担当の方が入りたい福祉の施設というのは、なかなかないように思いますけれども、それだけ充実をしているということなのだというふうに思います。ぜひ、日野市でも前向きに計画的に検討を始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 再質問を2点いただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず1点は、市民から相談が来ているということでのお尋ねでございますが、市民からの相談を重ねていく中で、実現可能な相談であれば、現状の制度で考えた場合、市が事業実施主体となりまして、国や都からの施設整備補助や運営費補助を受け、市の委託事業として整備していくということが一つ考えられるかと思えます。

それから、2点目の、日野市も早急に検討すべきと思うがどうかというお尋ねでございますが、痴呆性高齢者のグループホームにつきましては、まだ歴史が浅いということもありまして、まだ市の内部で十分な検討をしておりません。介護保険の給付対象になっておりますので、今後、先進的な取り組みをしている施設を見学するなどして、痴呆性高齢者グループホームが有用な施設であるかどうかを検証した上で、具体的な検討をしていきたいと思えます。なお、特別養護老人ホーム等の併設という問題もあるわけでございますけれども、そういういわゆる施設的なものではなくて、古い民家などを改修したもののほうが、痴呆性高齢者に有効であるというようなことも言われておりますので、その方向も探してみたい、このように思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

全体として、やりたいというところがあれば、市が実施主体となって、委託して整備をしていきたい。それから、検証は必要だけれども、検討していきたい。それから、施設に併設ということではなくて、古い民家なども探してみたいということで、今のお答えで、本当にグループホームがどういうところにつくられたらいいのかということをよく理解していただいているんだなということは感じました。やはり隔離した形でつくるのではなくて、まちの中にたくさんつくって行って、そして近所の人も、これから年老いていく世代も若い人たちも、痴呆になってもああやって楽しそうにみんなで暮らしていけるんだなということが実感できるということがとても大事だというふうに私どもも考えております。まちの単なる箱物ではなくて、人が人権を大事にされて生きていく場所という、そういうとらえ方が本当に大事だというふうに思いますので、ぜひ十分に検討していただきたいというふうに思います。

最後に市長に、日野では取り組んだことがない事業なんですけれども、今の担当も、必要性は十分に感じていただいているようですけれども、積極的に進めていただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 痴呆性グループホームを新たに実施してほしいという御提言であります。お話を伺いながら、非常に個人的なことになりますが、私も4年ほど前に、母親を約3年間ぐらい、今議員の御指摘ですと多分、第2期というやつだと思いますが、夜中に徘徊をするというようなことで、家内とともども夜中に起こされて、いろいろシモの世話をしたり、苦勞したことを思い返しておりました。

実はつい先日、市民相談、市長相談の中で、同じような今経験をされている娘さんのお話を伺いまして、涙ながらに私も伺ったんですが、痴呆の親を見ていくというのは、これは家族にとって、とても大変なことだなあということを改めて今痛感をしているわけです。議員からもお話がありましたけれども、あんな立派なあの母親が、あの父親が、何でこんなになっちゃうんだというふうな思いが、それぞれ面倒を見ているお子さんたちにはあるわけですし、それをクリアできなくなっている状況が非常に数多く見られるわけですね。そういう意味で、痴呆の介護というのは、何とか家族の手を離してといいますか、離れて、グループで見ることができないだろうか。小人数でというふうなこと

は、全く私も自分の経験から、同じような認識を持っています。何とかしたいという思いがあります。

また、最近の例で申し上げれば、この5月の「憲法記念行事」の講演のときに、サンケイ新聞の、やはりこれは介護の問題をずっとずっとフォローしておられる新聞記者にお話をいただいて、年をとってからも元気に生きようというふうな趣旨のお話をされた中で、最後に、やはりこれから、大きな施設をどんどんつくるのではなくて、グループホームのようなものが、自分のその北欧とかイギリス等の経験を踏まえて見れば、必要ではないかなというふうなお話がありまして、会場の皆さんともども、私も全く同感だなというふうに思った、そんなこともありました。そういう意味で、なかなか難しい仕組みでありまして、市が全部やるというわけにはもちろんいきませんし、一生懸命やりますよというあるチームといいますかね、恐らく専門的な方が2人とか3人とか、あとお手伝いで来ていただく方が四、五人とか、七、八人のグループというか、そういうチームがないとやっていけないだろうというふうに思いますし、何分にも自分たちのいる地域の中に、この家をどうぞというふうな方がいるのかどうか、その辺のこともなかなか難しい隘路があるというふうには思いますが、何とかですね、横浜の例、先ほどお話のありましたオクセンですか、そういうようなことの記事を読みますと、専門的な医師とか関係者は、できればこういう施設は、小学校区に1校ぐらいは欲しいんだというようにもお話をされているようであります。あちこちで最近、愛知県の高浜市なんかでもこういったことを、6人ぐらいのグループが見ているというふうな仕組みもあるそうでございます。あちこち勉強させていただきながら、何とか日野市でも取り入れる方向で検討していきたい。さらには、国のこの不況対策に関係する補正予算の中でも、私、常々職員にも言っているところでございますけれども、不景気や財源がないからといって萎縮してしまって、何にも見ないというんじゃなくて、新しいもので、新しい補助金がつくものはぜひ取り入れてもらうというふうなことは常々言っているわけで、そういう意味で可能性があれば、そういうところにもぜひとも働きかけをしていきたいというふうに思った次第であります。すぐにということにはなかなかありませんと思いますが、何とか検討してみたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

本当にみんなが必要だというふうに思って、情報をそれぞれが持ち合って、人と人とを結びつけるとか、人と場所を結びつけるということをしていけば、厳しいですけど

も、必ずできていく施設だというふうに思っております。今市長からも大変前向きな回答がありましたので、あと要望したいのは、介護保険事業計画策定の中にもしっかりと位置づけていただきたいということで、私自身も提案をしますけれども、行政としてもしっかり認識をして、提起をしていただきたいというふうに思います。

それから、財政がないときですから、本当にどこか厳しく判断をしなければならないというところは絶対にあるわけだと思いますけれども、本当に困っている人のところにお金がかかけられるということを、やっぱりこの時代考えなければいけないのではないかなというふうに思っております。きょう提案しましたグループホームのケアというのは、もちろん万能ではありませんで、ある時点でのある痴呆の高齢者の方にとって有効だというふうに思いますので、特養老人ホームとか、それから病院のベッド確保といった、全体を見通した体制の整備ももちろん必要になってまいりますけれども、それらが全部そろうまで待っているというわけにもいきません。本当に痴呆が進んでいくと、その痴呆になった方には申しわけない表現かもしれませんが、家族が地獄のようだというふうに聞きますので、そういうふうに、そういう状態になれば当然本人も苦しくせつなく、何というんでしょうね、平常なときにはそういう気持ちになるというふうに思いますので、ぜひこれから先、それぞれ担当からも市長からも積極的な御答弁をいただきましたので、一日も早くこれが実現することを願って、そして検討を早急に進めていただきたいことをお願いをいたしまして、グループホームについての1回目の質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって11の3、痴呆性グループホームの実現をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時36分　散会

12月 9 日 水曜日 (第 5 日)

平成 10 年

第 4 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第32号)

12月 9 日 水曜日 (第 5 日)

出 席 議 員 (29名)

1 番 中 野 昭 人 君
3 番 奥 野 倫 子 君
5 番 出 沼 恵美子 君
7 番 秋 山 薫 君
9 番 手 嶋 精一郎 君
12番 佐 瀬 昭二郎 君
14番 執 印 真智子 君
16番 沢 田 研 二 君
18番 宮 沢 清 子 君
20番 奥 住 日出男 君
22番 板 垣 正 男 君
24番 内 田 勲 君
26番 馬 場 繁 夫 君
28番 土 方 尚 功 君
30番 小 山 良 悟 君

2 番 清 水 登志子 君
4 番 菅 原 直 志 君
6 番 名 取 美佐子 君
8 番 佐 藤 洋 二 君
11番 中 谷 好 幸 君
13番 森 田 美津雄 君
15番 江 口 和 雄 君
17番 田 原 茂 君
19番 小 川 友 一 君
21番 竹ノ上 武 俊 君
23番 一ノ瀬 隆 君
25番 夏 井 明 男 君
27番 黒 川 重 憲 君
29番 福 島 盛之助 君

欠 席 議 員 (1名)

10番 小 島 久 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	まちづくり推進部参事	野中勝美君
福祉保健部参事	鈴木俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 山川芳子君

議事日程

平成10年12月9日(水)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時10分 開議

○副議長（竹ノ上武俊君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

本日午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問12の1、有事に備えて道路及び公園の整備促進をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（奥住日出男君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、有事に備えて道路及び公園の整備促進をと、ごく平凡なテーマでもって質問させていただきます。

今回、有事に備えてということで道路と公園に絞って質問するわけですが、まず道路の整備についてから質問をさせていただきます。御承知のように、道路は歩行者や自動車のための交通区間というだけでなく災害時の避難路、また緑化等による美しい都市景観を形づくる空間としても、都市機能上重要な役割を担っていることは、御承知のとおりでございます。したがって、その整備は日常生活に直結する切実な問題であり、最重点に取り組むことが必要かと思えます。これまでも、道路整備につきましては努力されていることは重々承知しておりますし、渋滞緩和策としてのいろんな施策、交差点の改良事業とかそういったことも承知をしているところでございます。しかし、当市の道路の状況を見ますと、幹線道路、いわゆる都市計画道路の整備率が非常に低い。加えて生活道路も狭隘でありまして、多くの市民から、他市との比較論でもってなぜ日野市はこんなに道路の整備がおくれているんだ、あるいは狭いんだということを、多くの方も聞いていると思います。

こういうことで、今日の問題点としましては、通過車両が生活道路に進入してくる、そういうことで市民生活が非常に心配な点が挙げられます。厳しい財政事情は理解できるんですが、環境問題が叫ばれている折、渋滞を減らす努力はもちろん歩道をゆったりつくったり、街路樹を効果的に植えたり、防災的にも効果がある道路整備事業を積極果敢に取り組まなければ、日常生活にも重大な支障を来すことは必至である、このような観点から今回の質問となったわけでございます。

御承知のように、日野市は21世紀初頭に向けて目標とすべき将来像を「緑と文化の市

民都市」と基本構想の中で設定がされております。それで、現在その実現に向けて諸施策が展開をされているわけですが、施策の一つに、住みよいまちへの基盤づくり、こういう項目がございます。その内容を見ますと、道路は歩行者や自動車のための交通区間としてだけではなく、上下水道を初めとする供給、処理施設等の設置場所、災害時の避難空間、緑化による都市景観形成の場としても、都市基盤づくりの上で重要な役割を持っている。広域的役割を持つ幹線道路については、国や都に対し環境保全に配慮しつつ早期に整備を進めるよう要請していきます。市内を結ぶ生活道路についても、利便性、安全性、防災機能などに配慮しつつ整備改良を進めます。こういうことで、第2次の基本構想から引き続き第3次も踏襲をされているのは御案内のとおりでございます。

若干、市内の都市計画道路を整理してみますと、日野市の都市計画道路は、現在29路線、総延長で約61.5キロメートルが計画決定をされております。その内容を見ますと、国道が3路線、都道が9路線、市道が17路線、こういうことですが、用地取得の問題あるいはいろいろな諸事情によりまして、整備率は現在34.3%、こういう低い状況になっております。ちなみに多摩の整備率が53%ですから、日野市の整備率がいかに低いかがおわかりいただけると思います。まだまだ幹線道路としての機能を十分に発揮し得ない状況にある。特に日野市の都市計画道路というのは、土地区画整理事業を中心に整備が行われている関係上、区画整理事業から取り残され地域、こういったところが整備がおくれがちであります。結果的にそういったおくれが、先ほど申し上げましたように生活道路への通過交通車両の進入、こういう形になってくるわけでございます。

ちょうど10年前に、日野市が都市計画道路の基本計画調査というのを作りまして、我々に報告があったわけですが、そのときの経過を見ますと、前期、後期と分けまして、前期が昭和64年から70年ということですから、平成元年から3年前、今73年ですから、3年前までに前期の工事をすると。そのときの状況は計画では19路線でもって整備率を53.2%というふうに計画を出されました。10年前、昭和63年の3月末現在の都市計画道路の整備率を見ますと、今と全く同じ34.3%なんです。これは、延長との関係もありますけども、偶然とはいえ整備率としては10年来、何ら進んでいないという数値でございます。10年前の計画道路の延長が57.6%、現在が61.5%、ですから約4キロメートルしか総延長でもってできていない。整備率も10年前が19.8キロメートル、現在が21.0キロメートルということですから、これも2キロメートル程度しか進んでいない。違うのは、区画整理事業が市施行あるいは組合施行等々でもって、言い方は悪いんです

けども、虫食い状態の状況で今なされている。こんな状況も起因しているのかな、こんなふうに思うわけでございます。

当時は25路線でしたけども、その後追加がありまして4路線ばかり区画整理でもってふえております。4路線は西平山の方の路線でございますけども、日野市の計画道路の基本計画の作成というのがありまして、そのとき四つの基本目標があったわけです。一つが都市機能を確保するということ、それから2点目が地域環境の保全、3番目が都市防災の強化、4点目が都市空間の確保ということできちっとした目標がなされ、今日まで至っているわけでございますけども、特にこの四つの基本目標の中の都市防災の強化、地域環境の保全、これにつきましては歩行者に対して適切な空間を提供するとともに、生活圏への自動車の進入を防ぎ安全で快適な生活空間を確保するということが、その前提にあるわけでございます。こういった過去の都市計画道路の基本計画が今日までずっと踏襲をされております。

そこで、道路につきまして6点ばかり質問をさせていただきます。

今、幹線道路の整備率が34.3%と申し上げました。これが生活道路、いわゆる市道になりますとどうかというと、わずか16.8%の整備率ということで、非常に低い整備率になっております。それと、基本目標の中で生活圏への自動車の進入を防ぐということで、安全で快適な生活空間、こういうものを確保するということで、道路率ということでちょっと数字を調べてみますと、現在の道路率、これが日野市は8.1%、多摩地域の道路率が5.3%ですから、これは若干、多摩地域の中では平均値より上なのかなと。将来の道路率を担当部署に聞きますと12%ぐらいまで高めていきたいという、これは有事のときに、いわゆる一時避難場所等に使う面では、この道路率を高めるということは大変いいことでございまして、ぜひそれまでに高めていただきたいというふうに思っております。

具体的にお聞きしたいのは、まず1点目は、平成8年——2年前ですけども、第2次前期事業化予定路線が協議決定を見っておりますが、日野市内で該当する路線は何路線あるのか。そして、8年から17年度までがこの第2次の事業化計画でございまして、この各路線の完成年度はいつごろになるのか。川崎街道とか北野街道がそれに該当するんですけども、それがいつごろになるのか。そのときの整備率はどのくらいになるのか、これがまず1点目。

それから、2点目は東京都の補助金でございまして、これが今年度から市単独の都市計画道路事業に対して新たな助成措置として、都から補助金が出ることになりました。これをどのように活用しているのか。一部には、国が補助金を出さないから都が肩がわり

するんだということもあるんですけども、それをどのように活用しているかお聞きをしたい。

それから、3点目はゆとりある空間の創造ということで歩道の問題でございます。この歩道の整備が本議会でもいろいろと多くの議員から指摘をされていますけども、現状は非常に危険な場所が多い。特に生活道路の歩道というのはほとんどないに等しい。したがって、整備が急がれるわけですけども、市としてその辺は十分把握されていると思います。具体的に優先順位等があるのか、あるいは整備計画があるのかお聞きしたい。

それから、4点目は渋滞緩和策。冒頭申し上げましたように、交差点の改良事業というのが今やられております。これは右折あるいは左折レーンの整備でございますけども、平成6年5月に「交差点すいすいプラン100」というのが策定されました。これは平成13年度までに100カ所でもって改善をしたいというのが都の計画でございます。これが、日野市内でどこどこが該当するのか。完成された場所があるのか、あるいはこれから整備するのか、その辺もあわせてお聞きをしたいと思います。

それから、5点目が公共駐車場の整備でございます。道路の整備と同じように、取り組むべき施策に公共駐車場の設置事業がございます。過去に豊田駅の地下あるいは高幡不動駅の地下に公設の駐車場を設置したいという計画がございました。かなり前です。その後どうなったのか、経過等について教えていただきたい。あわせて、現在何か計画があるのかお聞きしたい。

それから、最後の6点目は、当市の交通網は御承知のように東西に向かう車両が多いものですから、当然そのように計画をされております。で、慢性的な交通渋滞の緩和策として多摩川の架橋の整備促進が必要不可欠でございます。今までも立日橋を含めて橋梁の整備が行われてきたわけでございます。今月の17日にも府中四谷橋が開通をいたします。あれが開通しますと、高速道路へすぐ入りますから大分渋滞が緩和されるのかなというふうに思いますけども、今後の計画はどのように推進されているのか。都のお話だと、どうも府中四谷橋で一段落かなというような報告もあるんですけども、計画があるのかどうか、今後の点についてお聞きしたい。

それと、もう1点は冒頭にも申し上げましたように、渋滞の一つの要因として通過車両、これが多く含まれておりますけども、現在、その解決策の一つとして首都圏中央連絡道路、いわゆる圏央道の事業が進められております。現在、都では圏央道のアクセス道路としてちょうどこの近所では高尾のジャンクションになるんですけども、6路線約

25キロメートルの整備が進められております。報告によりますと、高尾のジャンクションは3年後か4年後にはアクセス道路としても開通いたします。そうなりますと圏央道へすぐ入るわけですが、この事業に対して、日野市として関係機関に何か要請活動等々を今まで行ってきたかどうか、それと見解はどうか、これもお聞きしたいというふうに思います。

具体的には以上6点が質問内容でございますけれども、参考までに、これは東京都が試算した数字でございますけれども、交通渋滞による経済損益というのが出されております。御承知だと思いますけれども、現在、この都内を走る自動車の平均速度が約18キロ。これを渋滞がない状態の場合は約30キロだというふうにデータが出されております。この18キロの状態から30キロの12キロの差ですが、この経済損失が年間で4兆9,000億円になるということ。これは、当然18キロから30キロになれば早くなるわけですから、その時間短縮の効果が約2兆8,000億円。それから燃費、いわゆる燃料の節減効果、これが2兆1,000億円。合計しますと4兆9,000億円ということです。

今、いろいろと環境ホルモンとかいろんなダイオキシンとか叫ばれております有害物質、自動車であれば二酸化炭素と窒素酸化物、こういうふうになるわけですが、これが大気汚染物質の量ということになるんですが、これも18キロから30キロになると4分の1削減されるという、こういう試算も出ております。

都の整備計画を見ますと、10年後には25キロ、20年後には30キロというふうに徐々にスピードアップをしていきたい。そのための道路整備をするんだというふうに出されておまして、この20年の経済効果が約60兆円になるというような試算もされております。いわゆるそういった経済効果等々も含めて、道路の整備はもう大変重要な施策の一つでございます。こういったことも、ひとつ参考にしながら、質問に対しての御答弁をお願いしたいというふうに思います。

私どもの会派でもって、ことしあの阪神・淡路大震災の大きな被害を受けた西宮市に行政調査に行っていました。そこで、市の職員からいろいろと現地を見せていただいたり、その後の復興状況等々を聞きましたけれども、やはり道路の拡幅が非常に効果がある。当然ですが、形状として幅員の広いところでは延焼を免れたし非常に災害が少なくて済んだという、こんな具体的なデータも示されて説明を受けて帰ってまいりました。

ただいま6項目につきまして質問いたしましたので、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 6点の御質問をいただきました。私の方から、そのうちの4点お答えをさせていただきたいと思います。

まず一つ目の第2次前期事業化予定路線の各路線の完成年度、あるいは整備率でございます。この件につきましては、東京都が多摩地域の都市計画道路の効果的整備のために、平成8年の3月に多摩地域都市計画道路の第2次事業化計画を策定いたしました。その中で優先的に整備する路線ということで、平成17年度までに着手または完成すべき路線ということで225路線、214.5キロが選定されております。市内では、そのうちの6路線が選定されておりますけれども、東京都の施行路線が3路線、それから日野市の施行が3路線というふうになっております。東京都の施行でございますけれども、川崎街道の都市計画道路の3・4・3号線、これは百草、三沢あるいは高幡、あの近辺でございますが、その路線。それから、同じ番号ですけれども3・4・3号線で、高幡橋から南平の方へ向かっていく道路でございます。北野街道でございます。この路線。それから、もう1本が栄町四丁目の路線でございます。それから、市の施行といたしましてもやはり3路線でございます。3・4・24号線、これは旭が丘の帝人の南側の部分でございます。それから3・4・17号線、これは四ツ谷前の区画整理の部分です。日野駅の北側でございます。それから、もう一つが3・4・22号線、日野台二丁目の緑が丘の北側の中央道の橋の部分でございます。この6路線になっております。

この整備の計画でございますけれども、都施行——東京都が施行いたしますのは川崎街道、北野街道あるいは栄町の道路でございますが、一の宮から百草園、駅へ向かっていく980メートルにつきましては、平成15年の完了予定をしております。それから、栄町につきましては660メートルでございますが、平成14年の完了の予定というふうになっております。それから、その他の路線につきましては、具体的な年度計画は示されておられませんけれども、市の施行の3路線につきましては、それぞれ西平山の区画整理、あるいは四ツ谷前の区画整理、東光寺上第1の区画整理区域内あるいは接しておりますので、これらの事業と進捗を整合しながら実施をしていきたいというふうに考えております。

それで、平成17年度までの整備率でございますけれども、全路線、6路線で4,470メートルでございます。完成年度が示されております延長につきましては、1,635メートルというふうになりますので、整備率につきましては36.6%という形になります。

それから、二つ目の東京都の補助金の関係で、市単独の都市計画事業に対しての助成

措置というのが出るようになったが、その活用状況はということでございます。市が行います都市計画道路の東京都の補助制度につきましては、市町村都市計画事業に対する都費補助要綱というのがございまして、これに基づきまして、国費に連動いたしまして都費が補助されてきております。このうち国費につきましては、平成8年度から建設省が定めました重点化施策というのがございまして、いわゆる市の事業につきましても、あるいは町の事業につきましても同じでございますけれども、大幅な減額となっております。国費が減額あるいは不採択になりますと、都費もこれに連動するわけですが、これになりますと、起債と市の単独費で整備をするということになるわけですが、これになりますと、都市計画道路を市の単独費で整備するということにつきましては、財政的にも非常に困難な状況になります。

そこで、御質問の新たな助成措置としての都から補助金という制度というお話がございました。これは非連動型というふうに言っておりますけれども、この制度につきましては、国庫補助金につかない路線だけを都費の補助の対象としますということでございます。この国の重点化施策以外に該当するように当てはめるわけでございますけれども、この制度は、お話のございましたようにこの10年度から始まりましたので、発足して間がないわけでございます。

ところで、日野市の事業の様子でございますけれども、ことしから一番橋通りの3・4・14号線につきましては、幸い国が定めましたこの重点化施策に該当しております。ということで、国の補助金を受けてございます。この東京都の新しい助成制度には該当しないという形になっております。都市計画事業といたしましては、少ない市費で負担が最も少ない形でやるのが一番好ましいわけでございます。この重点化施策に該当する補助率の高い国費がつくことが一番最良でございますので、今後もこれらを求めたいわけですが、この重点化施策以外のものについては、この新しい制度を最大限に利用いたしまして、今後整備を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、三つ目の生活道路関係の優先順位等のお話でございます。日野市の道路整備計画につきましては、平成5年度に作成してございます。この中で優先順位等の整備計画を示しております。優先順位につきましては、地区の状況あるいは道路の状況等を考慮いたしまして、機能別にその路線の整備水準を決めております。対象の区間、あるいは現況の幅員、あるいは沿道の状況等の路線を抽出いたしまして、緊急度あるいは重要度等を総合的に検討しているところでございます。しかし、最近の財政状況から実施

計画に変更が生じておりますけれども、今後それらを調整いたしまして、1年でも早い整備をしていきたいというふうに思っております。

それから、4番、5番をちょっと飛ばさせていただきまして、6番の方を私の方からお話しさせていただきたいと思います。

都市計画道路や関連事業の速やかな整備の充実あるいは促進につきましては、国庫補助金あるいは起債等の財源につきまして、東京都街路事業促進協議会あるいは東京都道路整備事業推進大会によりまして、関係機関への要望だとかあるいは陳情を積極的に行っているところでございます。特に市内の国道につきましては、お話にもございましたように慢性的な交通渋滞だとかあるいは河川によります交通の遮断、あるいは沿道の環境問題など、緊急かつ重大な課題として山積みしております。また、災害時には緊急活動を支える幹線道路といたしまして、安全で安心して生活ができる強いまちづくりとしても優先すべき施策でございます。

市独自の要請行動につきましては、機会あるごとに相武国道あるいは建設省の本庁あるいは大蔵省等に出かけまして、独自の要請行動を行っているところでございます。あるいは東京都にも要請を市長みずからが行っているところでございます。今後につきましても、日野バイパスあるいはニュータウンの関連道路、それから、お話のございました圏央道等のアクセス道路の早期の実現のために一層の活動をしていきたいというふうに思っております。

私の方からは以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 4点目の渋滞緩和策についてでございます。

東京都の方におきましては、交差点すいすいプラン100ということで、都内の慢性的な交通渋滞の解消のために、比較的短期間に少額の投資で効果の上がる交差点の改良事業に重点を置く事業を行っております。これは右折レーンの設置等計画的に実施するために、東京都が平成6年に策定いたしました計画で、都が管理しております道路のうち都内100カ所が選定されてございます。そのうち、日野市におきましては、当初3カ所が計画されていたところでございますが、市からの要望によりまして2カ所が追加されて、計5カ所がこの交差点すいすいプラン100の中に入っております。この5カ所の内訳でございますけれども、北野街道が3カ所でございます。平山五丁目の交差点、それから平山交差点、それから南平二丁目、四丁目の交差点、この3カ所でございます。それから、川崎街道につきましては百草園駅前交差点、それから三沢交差点の2カ所で

ございます。

これらの事業の実施状況でございますけども、北野街道の3カ所につきましては、平成9年から3地区とも用地測量等に入っております。10年、12年で用地買収を行いまして、12年から工事に着手するということになっております。3カ所が終わるのが13年ということで、現在進めているところでございます。それから、川崎街道の2カ所につきましては、先ほど建設部長の方でもお話がありましたように、第2次の事業化予定路線に含まれておりますので、その事業の中で対応するということになります。現在の段階では、まだ完了していないところでございますけども、完了することによりまして、慢性的な渋滞の解消に大きく寄与するのではないかというふうに考えてございます。

5点目の公共駐車場の整備についてでございます。日野市の公共駐車場の整備につきましては、日野市における駐車場施設整備に関する基本計画というのを策定してございます。これは日野駅周辺、それから豊田駅周辺、高幡不動駅周辺ということで、この3地区が駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区ということで位置づけをさせていただいております。その中で、豊田駅南口の公共地下駐車場につきましては、平成5年の7月、それから、高幡不動駅前の公共地下駐車場につきましては平成4年の7月に、それぞれ都市計画決定をし、区画整理事業によって整備するということになってございます。高幡不動駅前の公共地下駐車場につきましては、現在、基盤整備が進捗していく中で、駅周辺の土地利用が進んできているところでございます。土地利用の状況やバブル崩壊後の社会経済の状況は、計画時より大きく変化しているところでもございます。

こういう状況の中で、公共駐車場の建設につきましては、現在、再検証をいたしているところでございますけども、将来の駐車場利用の予測が計画時の大規模開発型推計モデルということで計画を行ったわけでございますけども、これが今の状況の中でなかなか該当しないというような中で、既成市街地の推計型のモデルで現在推計をさせていただいているところでございます。その結果、公共駐車場需要の予測が、当初の190台から240台ということで需要を予測していたわけでございますけども、既成市街地型の推計モデルで推計しますと90台から120台ということで大きく減少をしてきてございます。また、現在の商業床面積も、当初、地区計画の中で商業系の土地利用をしていただけるということで駐車場の需要予測を行っているところでございますけども、現実に土地利用されているのが、商業系では53%ということになってございます。これらを現在検証しているところでございますけども、これらを踏まえまして、高幡不動駅前の地下駐車場につきましては、公共地下駐車場としての必要性についてもう一回再検討していきたい

いというふうに考えてございます。

それから、豊田駅南の公共駐車場につきましては、今後の基盤整備を駅前に向けて優先的に整備するということで、現在区画整理事業を進めておりますので、これらの中で駅前広場の整備に合わせた駐車場の需要予測等を再調査し、公共駐車場の整備を検討していきたいというふうに考えてございます。

また、今後の日野市の公共駐車場の整備につきましては、日野市におきます駐車場の施設整備に関する基本計画、これは平成5年に策定したものでございますけども、これらの見直し等も行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

圏央道のことについて、過去に何か要請行動を行ったかどうか。今、どんな見解を持っているのか。これは直接の行政という面では八王子市になるんですけども、日野市としても当然通過車両等、そちらに回れば大分緩和されるんで、その辺を関連市として何かアクションを起こしているかどうか、それを今答弁なかったものですから聞きたい。

それから、3点ばかり再質問したいんですが、今の建設部長の方から御答弁いただきました都や国に対していろいろと要請活動を行っているという中で、特に通過車両の大きな要因の一つに、いわゆる3・3・4号線と3・3・2号線、これがあるわけです。これは国道20号バイパスですけども、この辺の見通しですね。いつごろこれは整備、区画整理との関係もありますけども、買収も含めて、一部には国が大分張り切って用地買収に動いているというふうに聞きますけども、この辺の見通しですね、いつごろになったら開通できるのか、もしおわかりになったら教えていただきたい。

それと、交差点の改良事業の中で日野市で今5カ所改良するところがあるということで、平山と南平と百草のことが話されたんですが、北野街道沿いはわかりました。そうすることでやるということで、13年までには整備はされると。ただ、川崎街道の百草の方は、これはまだわからないということなんです、都の計画では平成13年度までに、これは改良完ということで計画を出しているわけです。ですから、いつになるのかわからないという、今10年ですからもうあと3年しかないわけですね。そんな状況なのかどうか、本当にわからないのかどうか。今のまちづくり推進部長の御答弁だと、特に川崎街道の百草の交差点が改良されると、大分緩和されるということですから、都の計画とちょっとずれているんで、もう一度それをお聞かせいただきたい。

それから、駐車場につきましてはわかりました。そういう計画があるということで結構でございます。あと橋梁ですけども、先ほど言いましたように府中四谷橋がこの17日に開通しますけど、これ以外で何か計画があるのかどうか。区画整理の中で、いわゆる日野バイパス、20号バイパスの3・3・2号線が開通しますと、(仮称)多摩川橋がそれに連結することになっていますけども、その辺の見通しですね、その辺をあわせてお答えいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いします。

○副議長(竹ノ上武俊君) 建設部長。

○建設部長(清水啓治君) 1点目の圏央道の関係でございますが、先ほどお答えの中でもちょっと申し上げた東京都の道路整備事業推進大会というのを、圏央道だけではございませんけれども、道路整備に対する国の要望あるいは大蔵省の要望を含めましてやっております。この中で決議等も含めましてそれらを大会の決定事項といたしまして、関係省庁に要請をしているわけですけども、この中にも圏央道関係が載っております。いわゆるアクセス道路も含めまして周辺の道路整備をということで、広くそういう運動を起こしているというのが、組織としての動きでございます。

○副議長(竹ノ上武俊君) まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(堀之内和信君) 3・3・2号線と3・3・4号線の整備の状況ということでございます。

3・3・4号線というのは日野バイパスということで、既に建設省の方でルート承認がされまして、事業化のめどが立っている路線でございます。その中で、現在、万願寺の土地区画整理事業の境のところから川崎街道まででございますけども、先般行政報告でもありましたように、今年度中に用地買収、それから一部遺跡調査を行うということになってございます。残りの多摩平までの路線につきましては、順次用地買収等を進めていくということになってございます。

それから、3・3・2号線につきましては、これは八王子南バイパスというルートでございます。この3・3・2号線につきましては、現在、建設省の方にルート承認の要請をしているところでございますけども、現在、相武国道事務所の方でルート承認に伴いまして、具体的な作業を進めているというふうにお聞きしております。

いずれにいたしましても、この3・3・4号線、3・3・2号線の日野バイパス、それから八王子南バイパスにつきましては、日野市の中央部を走ります大きい幹線道路でございますので、日野市といたしましても、今後引き続きこれらの実現に向けまして、

建設省の方に要請行動を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の交差点改良の川崎街道の部分でございますけども、北野街道の3路線につきましては、13年までというふうにお答えさせていただきましたけども、これはあくまでも交差点だけの改良でございます。川崎街道につきましては、道路幅員も計画道路に変更しながら事業を展開してまいりますので、その中で川崎街道の2カ所の交差点につきましては改良をするということでございます。多少北野街道の交差点改良の部分と、それから北野街道の部分とでは道路築造と同時にやるということで、多少変わってくるのではないかとこのように考えております。

それから、多摩川架橋のお話でございますけども、現在、この周辺の市で橋、もしくはそれに伴う道路等の要請行動は、多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会という会がございます。今回、府中四谷橋という橋が開通するわけでございますけども、日野市の中で残されている架橋は、先ほどの3・3・2号線の延長線上にあります新日野橋、それからもう1橋が日野駅の3・4・17号線の都市計画道路につながります多摩川を渡る橋、これは名称がついてございませんですけども、この2橋が残ってございます。新日野橋につきましては、建設省の方で建設をやられるわけでございますので、先ほどの道路計画とあわせて整備されるというふうに考えております。それから、もう1橋の方につきましては、多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会の中での要請の橋になってございませので、現在、こちらの方にその橋も加えて、今後要請行動を行っていくということで、現在、事務局の方と協議しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

有事ということで、これは関東大震災を万が一、そういったときに今の状態では非常に市民が混乱するしということを前提にして質問しているわけですが、冒頭申し上げましたように、通過車両が非常に生活道路に進入し過ぎているということで、市民の生活が脅かされているという一番大きな、今課題があるわけです。歩道についてはお答えがなかったんですけども、日野市の場合に面的整備、いわゆる区画整理が主でやってきていますから、その地区はそういった形で整備されるんですけども、取り残された部分、いわゆる虫食い状態になったところの方たちが非常に迷惑をしているわけです。ですから、まちづくりの中で区画整理でもって、ここの道路はこのように整備します、そうでないところはこのようにしますというものを、できれば、また何らかの機会にきちっ

と出していただければ大変ありがたいと。

今回の道路の質問につきましては、それぞれ促進中でございますから、それを急いでいただきたいということと、きちっとした、もういよいよはっきりしているわけですから、渋滞の問題も都や国に対して大会ということですが、それ以外にも馬場市長は前の市長と違って非常にこちらにいる時間が少なくて、ほとんど毎日のように国や都に要請活動に出かけている、そういった御苦労も承知しております。必ずやいい結果が出るというふうに信じておりますけども、ぜひ今の市民生活の実態を感じれば、ゆとりと潤いということが大変な今、生きがいにしていますから、その辺を十分御理解とは存じますけども、さらに一層の行動をお願いしたいというふうに思います。

道路の方はこれで終わりました、2点目の公園の整備について質問をさせていただきます。公園の整備につきましては、10年の10月現在でございますけども、市の管理する公園が131カ所、約44万平米、それから市民1人当たりの面積では2.7平方メートルと、こんな形になっているわけですが、都市における公園面積の整備基準が都市公園法でもって、人口1人当たり10平方メートル以上というふうに定められておりますので、日野市の場合に1人当たり2.7というのは約4分の1、非常に低い数値でございます。量的にも充足されていないという状況にあるわけです。それと、メッシュで見ますと、近隣の公園までの距離が500メートルということになっていますから、この辺もいろいろ精査をさせていただいて、きょう具体的に2カ所についてお伺いをしたいと思います。これは、災害に強いまちづくりを進める上では大変重要な施策でございます、今、心の豊かさが叫ばれている時代でございますので、公園があればいい、公園がなきゃだめだということじゃないんですが、住民の同士のコミュニケーションを図るという上では大変重要な事業でございます。しかも、災害等が発生したときには、そういった一時避難的な場所にもなるわけでございまして、ぜひ御検討いただきたいということでございます。

2カ所について質問しますと、まず1点目は日野台一丁目の遊び場、これの公園の整備でございます。現在、あの公園は土地開発公社が管理をしている土地でございますけども、これを平成4年に開発公社が都市計画公園の中の児童公園を整備するため買収をしたということでございます。当時の価格にして約6億円、1,406平米ばかりあるんですけども、現在は、地区広場ということで市民に開放されております。将来的には、これを買ったときには、時期を見て児童公園として都市計画決定をして公園として位置づけるという、こういう計画のもとに買収した経過がございます。これを公園として整備

するには、当然、開発公社から市が当時のお金で6億円ですから、今、どのくらいなのかわかりませんが、買収をしなきゃなりません。財政が非常に逼迫していますから、これを買うということは大変無理難題かなと思いますけども、例えば借用して公園として使えないかどうか、この辺が可なのか不可なのかお答えいただきたい。

といいますのは、あそこのふれあい橋の手前に浅川広場がございます。これは市が国に毎年1,300万円を払って用地を借りているんですね。借りて市が整備をした。トイレもありますし、きちっと整備されている。ですから、逆に市内のことですから、日野市が土地開発公社に幾らか年間払って借りてですね、そういった整備は、私はできるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

特に日野台一丁目というのは非常に混乱している地域でございまして、もし大地震でもあった場合には、大変な地域でございます。防火水槽ありませんし、道路は袋小路、前にあそこを何とか区画整理して道路を広げて、有事の場合に消防車が入れるようにしてほしいということを、当時の森田市長に私、質問した経過があるんです。そのとき森田市長は何と答えたかといったら、「道路が狭いから、それに合わせた消防車を買えばいいんだ」という、こんな余りにも情けない答弁が返ってきたことを、きのうのように思い浮かべているんですけども、そんな状態だったんですね、当時の市長は。これでは、災害に強いまちづくりなんかできません。私もあきれて質問をやめたんですけども、今の市長はそんなことは当然考えていませんから、それなりにきちっとした道路をつくって、有事の場合に備えるという、こういうことだと思いますけども、そういった経過もでございます。

そういった地域でございますから、何としても第1次避難場所的なことを含めて、あそこを何とか公園に整備をしていただきたい。現在の地区広場は、入り口が1カ所しかないんです。ですから、何かあった場合に入れないんですね、周りを囲ってありますから。地域のお祭りとか盆踊りとかというときには開放されておるんですけども、やはり公園になりますと、何カ所か入り口ができますから、いざというときに一時避難して、2次避難場所には第三小学校が近いですからそちらに避難するという、こんなこともありますので、その辺の整備ができないかどうかお答えいただきたい。

それから、2点目は同じ日野台ですけども、これは日野台五丁目でございます。この地区は近隣の公園までかなり距離もあるんですね。特にあそこには四丁目と五丁目の間に都道が走っています。ああいう大きな道がありますと、どうもその地域の方はそちらへ渡って向こうの公園ということにもいきません。集会施設もございませんので、こう

という言い方をすると余り好ましくありませんけども、住民同士が交流する場所がとれないといった孤立した地域なんです。南には20号、東には都道がある。で、西北というんですかね、そちらには道路は八王子市と日野市の境になっていますから、半分が日野市、半分が八王子市ということですから、非常に僻地という用語弊がありますけども、大変問題のある地域なんです。

その住民の方から、何とかそういったコミュニケーションを図りたい、交流を図りたいということで、どんな規模の公園でもいいですから、何とか整備ができないかなというような要望がございます。あの地域は御承知のように駐車場がほとんどでございます、ではどこかいい用地がありますかと言われたときにはないんですね。ですから、その辺非常に難しいんですが、何とか検討をしていただきたいという質問でございます。

以上2点、よろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 公園の整備につきまして、二つ御質問をいただきました。

最初の日野台一丁目の遊び場を正式な公園として整備できないかという御質問でございます。日野台一丁目1番地の7にある現在の広場は、御質問のとおり平成4年5月に日野土地開発公社が名鉄不動産株式会社から買収し取得した土地でございます。当時は、当面の土地利用として、この地域の防災避難及び地区広場として市民に開放させていただき、その後、時期を見て都市公園として都市計画決定をした後に、事業認可を受け用地取得し整備費の補助対象事業として事業を進める予定でございましたが、現在はこの広場の面積で代表となる街区公園は、公園の名前というか、児童公園が現在は街区公園という位置づけになっております。街区公園は補助の枠から外され、補助金の導入の見込みもなくなりました。公社からの買い戻しは、また今日の厳しい財政状況としては、非常に難しい状況でございます。

したがって、現在、地区広場として利用されている状況を引き続きお願いするわけであります。なお、財政状況並びに補助対象制度が復活された時点で、法手続等を進め整備できればと考えております。また、地区広場には、広場という名前からいって原則的に遊具は置かないことになっております。

それから、さらに土地開発公社から借りてというお話でございます。日野市の土地開発公社で買収した土地を、永久的な都市公園として都市計画決定して築造するということになりますと、法手続、その他難しい面もあると思います。また、前例もありません

ので、少し検討させていただきたいと思っております。

2番目の日野台五丁目に公園の新設という御質問でございますが、この地域は、御質問のように日野自動車工業の西側で、南側にはコニカと八王子市高倉町の工業団地に囲まれた場所であり、この地域にある空地はほとんど付近の会社の駐車場で使用されております。そして、未利用地が全くといっていいほどございません。今日の財政状況としては非常に難しい状況であり、問題ではありますが、今後この可能性についてさらに探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

今の部長の答弁でもって、例えば日野台一丁目の公園は地区広場だから遊具は置けない、こういう情勢だからお金がないから公園としても用地の買収もできない、現在の法律ではなかなかできないんですと。ではどうすればいいんですかということなんですね。検討するということはやりませんということですから、（笑い声）我々そのように理解していますので、ちょっとそれじゃ困るんで、これは助役か市長にお聞きするしかないんですが、冒頭言いましたように、日野市が21世紀初頭に向けてどんなまちにつくり上げていきたいか、仕上げていきたいかということで、緑と文化の市民都市につくり上げていきたい。それはなぜかといったら、今の生活スタイルが大きく変わってきているということ。いわゆる大量消費や使い捨ての生活、こういう時代が終わった。で、省資源、リサイクル、あるいは疎外から共生とか、こういう形でどんどんどん市民生活が変わってきているわけですね。そのために、日野市としても将来このようにしたいんだ、こんなまちに上げていきたいんだということ。それには、生活者優先のまちづくりが賢明であるわけです。

今の部長の答弁、その答弁しかできないんでしょうけども、我々は市民の立場からいえば、ではどうしたらできるんですかということになるんです。次の質問者の方とお約束している時間がもう刻々と迫っていますので、あと3分ぐらいしかないんですけども、市長の方でもって、何かこの件について御見解があればお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（河内久男君） 私の方から一丁目の件につきまして、検討をということで担当部長がお答えをさせていただきました。

当初の目的とその後の情勢の中で、手続上の問題がいろいろあると思います。しかし、

最終的には貴重なお金で日野市ないし公社がそれなりにかかわりが持てる土地があるわけですので、地域の皆様方とよく話し合いをし、また何か原則的にはということでございますので、この辺をうまく解釈をし、予算のこともございますけども、前向きに検討させていただきたいと思います。(笑い声)

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございました。

今の河内助役の一言を一刻も早く地域の方々に御報告に上がりたいと思います。やはりお金がないからできませんじゃなくて、こういうときこそ人間というのは知恵を出すという大変な能力を持っていますので、お金が使えなければ知恵を出してどうしたらいいかなと、こんなことを市民参加の中で実現できるように、私も微力を尽くしていきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって12の1、有事に備えて道路及び公園の整備促進をの質問を終わります。

一般質問13の1、生ごみのリサイクルの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番（名取美佐子君） それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

9月議会におきまして、私は「電動式生ごみ処理機に対する補助金を」ということで一般質問をさせていただきました。そのときに、環境共生部長から「前向きに検討させていただきます」という御回答をいただきました。今議会においても小山議員より同じような御提案がありまして、来年度の予算に今からでも入れてほしいと熱い思いが語られましたので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

今回、私はまた違った視点で質問をさせていただきます。11月10日付の産経新聞に「都庁舎の生ごみ堆肥に」という記事がありました。循環型社会づくりを目指している東京都は、青梅市内にある畜産試験場内に3,500万円をかけて堆肥センターをつくり、大型処理機を使って48時間で生ごみを約8分の1に減量、その上で畜産堆肥とまぜ合わせて2カ月間熟成させるシステムをつくったという記事が出ました。これは環境保全型農業の推進ということで、パイロット事業として実施することになったそうです。都内の農家に供給するということですが、この都庁舎内には、職員食堂あるいは専門食堂など12カ所に食堂があります。そして、1日に出される生ごみは700キログラム、それに

庁舎から出るお茶殻が170キログラムで、合わせて870キログラム、1年間にしますと、約260トンにのぼる生ごみが出るということです。実際に都庁の労働経済局に行ってお話を伺ってまいりました。

可燃ごみのうち生ごみは30%から40%。そこで、何とかごみの減量を図るため、この生ごみを有効活用できないかということで、まず都庁舎の生ごみから堆肥化することにしたそうです。環境保全型農業として有機農業を進める農家にとって肥料が必要ということもあり、でき上がった肥料は農業グループに無料で配布するということだそうです。そこでつくられた農産物が、また都民の食卓へあるいは都庁の食堂へ食材として戻ってくるということで、まさに生ごみのリサイクルということです。また、東京都は生ごみの堆肥化のための新事業者に対して、調査あるいは研究などの支援、また技術とか情報の提供、それから消費拡大のためのPRなど、積極的に支援していくということを方針として打ち出しております。これから先、都の一般施設や学校などから出る生ごみも、民間の流通ルートを確立してから対応していくという計画だそうです。特に学校においては、子どもたちへのよい環境教育にもなるという教育の効果も考えているということです。

次に、幾つかの自治体で生ごみのリサイクルに取り組んでいるということで、まず北区に視察に行ってみりました。北区では学校給食の生ごみ減量化とコンポストの有効活用、そして環境問題に対する意識の高揚を図る目的で、小・中学校合わせて64校全部に生ごみ処理機を、平成5年から8年にかけて導入したということです。処理機は1台当たり大体200万円、それに取りつけ工事費が100万円、ランニングコストが年間約20万円ほどかかるということです。初めのころは、やはりにおいが出たということですが、24時間ずっと連続運転で順調に運転されると、さほどにおいも気にならなくなるということです。機種は培養菌を入れる分離型と自家培養型の2種類あるんだそうです。このことで、生ごみの重量、容量ともに7分の1程度に減量される効果が出たということです。そこでできましたコンポストは、校内の花壇ですとか公園などにも利用するんですが、学校行事のときに希望者などにも配布しているということだそうです。また、月に一、二回程度改修したものを群馬県の有機農業研究会に引き取ってもらって、ここの畑でできた収穫物を毎月1回、北区のフリーマーケットで販売されているということです。これも、やはり生ごみのリサイクルが行われているということですね。

調理員さんたちにお話を伺いました。水切りをしっかりとすること。それから、量を入れ過ぎないように気をつけていれば、さほど大変なことはないということです。また、

心配されている塩分については、学校給食の場合、大変塩分を低く抑えておりますので、そういう点では問題がないということです。こういうことを通して、調理員さんたち自身もリサイクルに対する意識が大変高まった、あるいは衛生についての配慮がさらに強くなったということをおっしゃっていました。子どもたちにとっても生ごみに対する意識が高まり、残飯が減少するということになり、またごみの分別がきちっとできるようになったというお話も伺ってきました。

そこでお尋ねしたいと思います。まず初めに、今、日野市ではごみ減量化に向けてリサイクルの推進に取り組んでおりますが、生ごみのリサイクルについての市のお考えをお聞かせください。小山議員の一般質問でもありましたので、簡単にお聞かせいたします。

それから次に、日野市においても小学校で既に7校が生ごみ処理機を導入し、現在も活用されているということですが、その導入のきっかけ、活用状況、メリット、デメリットなどありましたらお聞かせください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 生ごみのリサイクルについて市の考え方という大きな題でございます。

生ごみの排出量は紙類に次いで、可燃ごみの中で第2位を占めており、大体二、三十％は占めているのではないかと考えております。ごみの減量には、紙とともに対策を強化しなければならないものであると考えております。御質問の生ごみの処理機でございますが、多摩地域の家庭用生ごみ処理機への支援状況を見ますと、平成8年度の資料ですが、コンポスター型には29市町村、電動バイオ型には15市町村、EM菌堆肥型には18市が補助をしております。御指摘のように、日野市では現在、コンポスター型のみの支援だけでございます。早急に可燃ごみの減量のために、電動型補助事業等に取り組まなければならないと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 小学校の給食現場における処理機のお話でございます。

導入のきっかけというようなことでございますが、ただいま議員さんがお話をされた中にもありましたように、やはり1点には給食から出ます残飯のごみ総量の減量がまず一つあります。それとさらには環境教育——リサイクルを中心とした環境教育の面での両面から導入が図られたというふうに理解をしているところでございます。

それと活用状況でございますが、私ども、現在、お話のように7校の学校で入れておりますが、これは分解消滅方式というようなものと、これはバクテリアと木くずで発酵分解消滅させるというようなやり方のもの、これが4校入っております。もう一つが、発酵処理方式と言われておりまして、バクテリアと水分調整剤、これはおからでございます。これを投入して電気ヒーターを利用して高速発酵分解するというような方式のもの、この三つの方式のものがそれぞれ学校に入っているという状況でございます。

これの利用状況につきましては、やはり堆肥になったものを倉庫に保管いたしまして、各学校の花壇等にお使いになっている。さらには、希望されている学校にお分けして利用されている。さらに残ったような状況になりますと、メンテナンスに参ります業者が、それを引き取っていくというような状況でございます。

それと、メリット、デメリットのお話でございますが、やはり導入時のものにつきましては、若干の臭気ございました。これは、置く場所にもよるかと思います。風とかそういう問題もあると思いますが、その後の導入につきましては、特段のデメリットはないというふうに聞いております。

それと、最後になりますけれども、現在、給食関係の職員、いわゆる栄養士、調理員の関心がこの問題に対しては大変高くなってございます。したがいまして、夏休みの研修等においては、リサイクル課の方から職員に来ていただいてそういう場面での話を伺ったり、また、毎月1回これは定期的に開催しておるんですが、調理業務検討委員会においても、検討すべき案件として11月よりこの問題が取り上げられて、今後、調査検討して一定の指針を出していきたいというような取り組みに入っているところでございます。

したがいまして、こういう動きを受けまして、私たち教育委員会事務局としても、こういう財政状況であります、残りの学校にもこういうような状態の機械の導入について、努力をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

私も実際に処理機が設置されている平山小学校と平山台小学校に行ってお話を伺ってまいりました。本当にごみ減量につながって、とても助かっているというお話でした。両校ともやっぱり小規模校化して、児童数が大変少なくなっているんですが、平山台小学校などは、子どもたちが給食を余り残さないということで残飯も少ないということ

なんです、それにしても、できましたその堆肥はほとんど学校の花壇に使ったり、あるいは何かちょっとみんなで栽培しているものに使う、あるいは教職員で必要な方が持って帰る程度でほとんどなくなってしまうということだそうです。残ったものについては、業者が回収に回っているというお話がございました。

ただ、子どもたちに生ごみがリサイクルされているということを、教育の中に環境教育として取り入れていくということで導入されたとはいえ、どんなふうに教育の中で生かされているのかなというふうに考えますと、実際にはまだその点が大変弱いのではないかと思います。子どもたちにきちっとそのことを知らされていないかったり、あるいは自分たちの食べたものが、今使っている肥料なんだということもちょっとわかっていなかったりということも、実際にはあるようなので、ぜひ環境教育に対して十分役立てていただきたいというふうに思うんですが、もしこのことで環境教育のことにに関して、教育委員会の方でお考えがあれば、その点申しわけないんですが、もう一度よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまリサイクルを中心とした環境教育のお話ですが、現在、学校教育の中で環境教育をどうとらえているかというようなお話を少しさせていただきますと、日野市教育委員会の大きな教育目標の中に、自然や文化を大切にする態度を養うというような項目を取り上げてございます。さらには、その下に具体的に学校教育で推進する施策というものを五つ掲げまして、その中に環境教育の推進というものを位置づけてございます。具体的には、教育委員会では「美しいまち日野」という副読本を作成いたしまして、小学校3年生、中学校1年生等に配布して、環境教育の一助とさせていただいているわけでございます。そのほかに、小・中学校においてはそれぞれの教科の中で総合的に環境教育には触れている状況でございます。

今お話のように、学校に置かれた生ごみ処理機等の教育効果の徹底というようなお話もございましたので、今後とも環境とごみの問題、リサイクルというような重要な教育活動については、今後とも鋭意取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございました。

ぜひ学校の現場で、そういう生ごみのリサイクルといういい教材があるわけですから、それをぜひ環境教育ということで、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、同じ生ごみリサイクルでも、また違ったやり方をしています豊島区と府中市にも行ってまいりましたので、紹介したいと思います。10月29日の読売新聞に「豊島区で生ごみ肥料地元に還元」という記事が出ました。豊島区では、ことしの4月より学校給食を初め226カ所のほぼすべての公共施設から出る生ごみを、リサイクル業者が回収し、それを資源化施設に運び2次処理までした後、肥料会社に持ち込み、それをさらに成分調整した後、肥料として市販するという仕組みだそうです。「豊有機」と命名されまして、1キログラム当たり300円程度で区民向けに販売しているということです。

全施設に処理機を設置するのは、財政的に大変厳しい上、販売ルートがなければ集めた生ごみを再利用し切れないということで、販売ルートの確立まで力を入れたということです。最近は大変有機肥料ブームですし、また園芸ブームなども手伝いまして、大変人気は上々だということです。これから先は、公共施設のみならず民間事業者などにも広げる計画だそうです。

豊島区の1年間に出るごみの発生量が1,250トンから1,400トン、そのうち生ごみが約500トン、そのほかの可燃ごみが400トン、不燃ごみが160トン、資源物が220トン、このように見ましても、生ごみの比率というのが約30%近いんですね。ここをリサイクルしていくということは本当に大切なことだと思いますし、またそのリサイクルされたものが地元に戻ってきて肥料として役に立つということで、大変すばらしいと思います。

次に府中市の場合ですが、来年2月から試行的に実施していくということで、学校給食や保健所など20カ所の公共施設の生ごみを、山梨県内の肥料会社が廃棄物としてではなくて、肥料の原料として回収して、そのできた肥料でつくった野菜は府中市の地元の食材として給食用に提供されるというものだそうです。このシステムですと、直接堆肥製造業者が回収するというので、コスト的にも業者に支払う収集運搬費が1キロ当たり25円、ごみとして収集すると1キロ当たり31円ということで、約6円の削減になるということだそうです。9年度実施では、922万5,000円、約220万円ほど削減できるメリットがあるということだそうです。年間30トン余り製造できるその堆肥を、農家だけでなく各種イベントを通じて市民農園などにも使ってもらおうよう、市民にも提供していくということだそうです。この事業が順調に進めば、老人ホームなどにも広げ、一般家庭から出される生ごみなども視野に入れていきたいということだそうです。

いろいろな事例を紹介させていただいたんですが、やはり、日野市が生ごみのリサイクルをこれから進めていくという上で、どの部分が取り入れられるのかいろいろな方法があるわけですから、ぜひ十分検討していただきたいと思います。北区のよ

うに学校全部に処理機を設置していくのか、それとも公共施設全体を、府中市のように肥料会社に回収してもらうのか、あるいは東京都のように大型処理機をクリーンセンターなどに設置して一気に処理していくのか、またそれらをミックスしたような形で取り入れていくのか、日野市がごみ減量化に向けて、公共施設から出る生ごみをどういうふうにしていくのか、具体的にぜひ検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 豊島区の生ごみをリサイクル業者が回収し、さらに堆肥化し地元に戻ってくるシステムや、府中市が同じようなシステムを計画しているとのこと、また、東京都が青梅市で大型処理機で堆肥化するなどの先進市事例、大変すばらしいお話を伺いました。このような先進市事例はいずれも日野市と比較しますと、全体的に日野市より一歩進んだごみ行政の中で、次の段階として生ごみ対策に入っている場合が多いようです。御存じのとおり、日野市では平成12年10月を目指してダストボックス廃止などを含め、重大な決意でごみ減量、リサイクルの大改革の検討をしているところでございますが、生ごみは先ほども申したように、可燃ごみの中で二、三十％の割合を占めております。ごみ減量リサイクル推進の中で占めるウェートも大きく、今お聞きしました他市の例などを参考に、日野市ではどの方式が適しているのかなども含め、あわせて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

家庭から出る生ごみは、ぜひ電動式の処理機などに対する補助金の枠を広げていただくということで、しっかりと頑張っていたきたいと思いますし、ごみゼロを目指す日野市として、やはり生ごみを積極的にリサイクルしていくという視点を位置づけて、検討していただきたいと思います。

焼却炉の燃焼温度などが、生ごみによって下がってしまってダイオキシンの発生にもつながるという結果になるわけですから、ダイオキシン対策の一つとなるということで、そういう面からも積極的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長に御見解を伺いたしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 名取議員から生ごみのリサイクルをもっと進めてほしいという

意味での御提言を含めた質問をいただいております。

日野市のごみの処理の状況が、御承知のとおり、非常に多摩地区の各市町村の中でもおくれてしまったといえますか、という点で反省をしなければいけないわけでございますが、何とかごみゼロ社会を目指そうというのが、私の強い意欲でございます。そういう中で、今もお話にございました東京都を初めとする各区市の先進的な取り組みを、今御紹介いただきました。私も、担当者を通じていろいろ先進的な事例を幅広く調べさせているところでございます。ですが、生ごみというのは、どうしても塩分という大きな問題がございまして、例えば堆肥化に持っていくには、この塩分をどうクリアしていくかという大きな問題が一つ残されております。また、処理機のことにつきましては、先般の小山議員の質問にも関連をしてお答え申し上げましたが、なかなか新しい機械といえますか、次々と開発をされているようでありまして、そのときにも申し上げましたが、蒸発型の機械であるとか、バイオ型で水とか空気に戻してしまうとか、いろんな形が出ているようであります。いろいろ研究をしていかなければいけないというふうに思うわけです。

それから、部長も答弁申し上げましたように、再来年の10月には日野市からボックスを全部外して、分別回収なり新しい回収方式なりを考えていかなければいけない、そういう意味でごみ全体の回収システムをどのようにつくっていくか、今激論を日夜重ねながら準備をしている最中ではございまして、そういう中で、このごみの対応、生ごみの対応がどのような方向に行くのかまだ明確なところは申し上げられないわけではございますが、一つ申し上げておきたいのは、堆肥化ということについて、例えば私どもの日野市内には多摩動物公園というものがございまして、よその先進市、例えば山形県の長井市などの例を見ますと、やはり生ごみだけではなかなか堆肥にはなりにくい、けものふんですね、こういうものを少し加えたり、もみ殻を加えたりということによって、五、六十日でよい堆肥になっていくというふうな仕組みをつくっているところもあります。そういった点では、私どもの市で多摩動物公園があり、あそこからはたくさんのけものふんが、今まさに処理する業者にお任せをして出しているようでありますけれども、それをこういった日野の農業を再生するといえますか、有機農業を進める上で、何か役に立たせることができないだろうかというようなことは、農あるまちづくりとの関連の中で、今検討を進めている素材でありまして、つい先日も動物園の方に担当者を行かせまして、もし日野市でこういった共同堆肥置き場をつくったり処理というようなことを考えるとすれば、ふんの提供といえますか、御協力をいただけるのかというような話を今

進めておりまして、比較的前向きなお答えをもらっているところです。

ただ、これも農業者の方が定期的いきちとででき上がった堆肥を買い上げていただくといえますか、そういった仕組みがなければいけないというようなこと。あと堆肥置き場をどうするかということについて、においの問題をどうクリアするかというようなことで、非常にまちづくりの中で問題が出てくるわけでありまして。ですが、これも新しい方式として、また日野市が持っている利点を生かすというような意味で、これからの新しい生ごみの処理の方式として十分考えられるというふうに思っているところであります。

でありますので、これからは一般家庭から出る生ごみ、あるいは事業所、これは学校だとか病院等も含みまして、あるいは民間の事業所——食堂等も含んだ事業所、そういったものと農家とのかかわり、こんなこともきちとした話し合いの場といえますか、それぞれが思いを伝え合える場をつくっておく、準備をしておけば、いずれかなり見事な、お勝手から自分たちの土をつくっていくというふうな仕組みができるのかな、こんなことも思っているところであります。

いずれにいたしましても、まだまだ先進的な取り組みをしている地域はございますけれども、それぞれが手探りの中でやられている状況でございます。できるだけ幅広く検討をし、日野市の特徴を生かしながら、この生ごみのリサイクルについて前向きに進めていきたいというふうに思っている次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

前向きにこれから考えていってくださるということで、ごみ全体をやはりどうしていくかという視点の中の一つとして位置づけて考えていただきたいと思います。有機農業ということで、農あるまちづくりという点で、そこにも生かされるということでしたら、ぜひ考えていただきたいと思いますというふうに思います。

また、先ほども言いましたように塩分という問題もあるんですが、ただ、先ほども言いました学校の給食などは本当に塩分を抑えていますから、そういう面で問題なく、今実際に利用されているという状況もありますし、また、今、東京都が都庁から出る食堂の生ごみの堆肥化ということも実験的にやっているわけですから、その辺でどういう結果が出ていくかということを、今後見守っていく必要もあるだろうと思います。

各市、かなり苦労しながらルートを探っていく、要するに販売のルートですとか回収のルート、どこにそれを乗せていくのかということを手探り状態でやっているところな

んですが、本当に有効な活用ができるように。日野市としては、やっぱり今ごみのボックスの廃止ということに向けてのいろいろな議論もされているわけですから、そういう意味でごみを減らす、あるいはそれを循環させてリサイクルさせていくという視点で、生ごみのリサイクルをしっかりと位置づけていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって13の1、生ごみのリサイクルの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の2、学校給食を地域のお年寄りにの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） それでは、学校給食を地域のお年寄りにということで一般質問をさせていただきます。

お年寄りが生きがいを持ち生き生きと暮らせるまちをつくるということは、今、高齢化社会を迎え、さらに重要になってきております。少子化に伴い学校の余裕教室も出てきており、その有効活用ということで地域に開放したり福祉施設への転用など、自治体によってさまざまな工夫がされております。

そこで、調布市に視察に行っていました。小学校の余裕教室を活用して、学校給食を地域のお年寄りにということで、パイロット事業として2年前の11月よりスタートいたしました。目的は、学校給食を通して高齢者が児童や地域の人たちと交流を深め、健康を維持しながら生きがいのある生活を送ることができるように支援することで、運営は社会福祉協議会に委託して、コーディネーターが1名派遣され、そのほかボランティアの方々——この方々は養成講座などを終了され、協力員として登録されている方です。時によっては講師の方もお願いして運営されているということです。

対象者は70歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみで生活している方、また家族と同居していても昼間一人になる高齢者ということで、地域についてもある程度限定して

いるということです。始まった当初は、週1回15人の利用でしたが、今は週2回30人にふやしているということです。また、さらに今後は週3回45人の方が利用できるようにふやしていきたいということでした。1回の利用料が300円。それで、内容は給食を会食することとあわせて、趣味活動ですとかレクリエーションを取り入れたものとなっております。10時から午後3時までさまざまに工夫されたプログラムで楽しんでいらっしゃるということです。

プログラムを見せていただきましたが、小物づくりですとか、それから絵手紙、ミュージックトレーニング、これは歌ですとか合奏ですとかそういうものを取り入れている。また、朗読連の方々による読み聞かせなどというのものもあるそうです。編み物ですとか折り紙、健康体操、それから多摩川散策というようなことで、また、学校行事にも参加したり、子どもたちと放課後、一緒にゲームやダンスをしたりすることもあるというふうに伺っています。ちょっと写真などもいただいてきましたが、これはせせらぎの小道散歩というんですか、というような写真ですね。これは6年生と会食をしていたり趣味活動をしているところです。あとは学校の行事の子ども祭りにも参加したり、それから、その月にお誕生日の方がいらっしゃると、そのお誕生会などもやられているということです。それから、曜日によって利用されている方が違いますので、その合同の交流会みたいなものもやっているということです。あるいは時期になりますと、例えばお正月でしたらお正月遊びのような何か福笑いですとか、そういうようなゲーム的なものもやっていらっしゃるということです。自然な形で子どもたちとお年寄りが交流を持つことができ、子どもたちの声が聞こえるだけでも、お年寄りは元気が出るというふうに変えていらっしゃるそうです。

ちょうど視察させていただいた日が「青い山脈」という歌を歌ったり、それから演奏したりしていたんですが、講師の方がちゃんといらして、その曲を弾いて、それに合わせてみなさんがウッドブロックですとか鈴ですとかトライアングルなどを使って合奏をしていらっしゃいました。最後に歌を歌っていらしたんですけれども、とっても生き生きと楽しそうに歌っていらっしゃいました。

給食については栄養士さんにお話を伺ったんですが、やはり初めメニューを別に考えなくては行けないかなというふうに思いまして、とても配慮されたそうなんですけれども、例えばふれあい給食の日の献立は御飯ですとかお魚ですとか野菜ですとか、そういうものをやはり多く取り入れないと食べないかというふうに思われたそうなんです。でもやってみましたら、実際にお年寄りの方は、意外にもそういうものばかりじゃなく

てパンも食べたいわ、それからお肉も食べたいわとおっしゃる方もたくさんいたり、あるいは例えば家でふだんなかなかお年寄りがつくらないようなグラタンですとかシチューみたいなそういうものもメニューの中に入れてほしいという、何かアンケート調査みたいなものをしてほしいんですね。そしたら、そういうものも入っていたということで、これは特別にこの日メニューを変えてやる必要はないなというふうに思われて、もう自然な形で子どもと同じ形で献立も組んでいいんだなというふうなことに気がついたということだそうです。

私がちょうど行った日には、メニューがガーリックトーストとシチューと果物だったんですね。大変おいそうに召し上がっていたんですけども、パンがちょっと厚切りだったんですね。厚切りでトーストをしていますから、ちょっと耳を落としたという配慮はしましたというふうにおっしゃっていました。かたいものは、ちょっとやっぱり少し配慮しなきゃいけないのかなというところですね。あとはもう本当に皆さんほとんど残さないできれいに食べていらっしゃいました。

学校給食はやはりきちとした栄養管理もされていますし、油や塩分も大変控え目になっておりますし、温かくて安全なものが安く食べられるという点では、本当に素晴らしいものだと思います。しかも、地域のお年寄りに集まって食べていただくということですから、たくさんの仲間の方たちと交流もできますし、そういう意味では一人で孤独に家で食事をされるよりも、外に出ていっていろいろな方と接する中で楽しく食べていくということが、本当にいいのかなというふうに思いました。

なるべくでしたら、そういう交流のできる場所を提供していくということが、これからは本当に必要ではないかと思っています。でも、なかなか今は財政難で箱物行政は進んでいかないというところがありますから、何か特別にそういうものをつくるというんじゃなくて、今あるものを有効に使っていくという意味では、学校の施設を使って、しかも給食はそこの場でつくっているわけですから、配達するんじゃなくて、その場に皆さんが来て交流しながら食べていただくという点では、本当に必要なことではないかと思っています。

日野市で地域のお年寄りを学校にお呼びして給食を食べていただいているということ、実際にやっている学校があるというふうにお伺いしておりますので、どういう形でやっているのか、また、学校や地域の方々の反応はどうかということ、まず第1点お伺いしたいと思います。

次に余裕教室の活用という点において、今どのような検討がされているかということ

をお伺いしたいと思います。

それから、現在、日野市は配食サービスはやっておりますが、元気なお年寄りの生きがいづくりとして学校給食を地域のお年寄りに提供していくということを、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

それから、今ある学校施設、例えばランチルームのようなところですが、そういうものや余裕教室などを利用して、給食サービスをしていくとしたら、具体的にどのような形で対応できるのかということを伺いたいと思います。今の質問には、教育委員会と福祉の関係と両方の立場から御回答いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 教育委員会にかかわる方からお答えをさせていただきたいと思います。ただいま地域と学校との結びつきというような形の中で調布市の例をお出しになりまして、大変貴重なお話を拝聴させていただきました。私の方で今、御質問をいただきました点について、まとめた御答弁になるかと思いますが御容赦いただきたいというふうに思います。

学校給食の地域開放とのつながりという観点からお話し申し上げますと、現状、平山台小学校におきまして、地域の二つの老人会の皆様を毎年交互にお呼び申し上げまして、児童との会食をやっております。また、三沢台小学校においては、在校生の御父母の方とかまたは小さいころから学校の近くで親切にいただいている方々をお呼びして、食事会を催しているという例も一つございます。それから、また一つは南平小学校では、地元の農家の方々、これは地元の生産物とのかかわりでございますが、お招きいたしまして同様な催しをやっているというケースもございます。いずれにいたしましても、教育委員会といたしましても、今のお話にあったような形で、学校給食の地域開放というような面から、給食に従事している現場の職員の中からも、地元の方々とのつながりを大事にしていきたいというような意見も出てきておるような状況でございますので、こういう事業を、これから広く展開をしていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、学校開放の関係でございます。既に平成5年4月に、文部省の方から余裕教室の活用方針というような方針が示されておりまして、この中でも地域住民の学習の場とか社会教育施設等に転用することには大いに意義があるというような指針が出てございます。そういう場面を受けまして、現在、私どもの方の部の中では、部内に学校開放に関する勉強会といいますか検討会を持って、この問題に対して現在、検討してござい

ます。さらには、来年度には仮称でございますが、余裕教室活用策定委員会なるものを立ち上げて、各界からの方々の御意見をそこで出していただき、方向づけをしていきたいというふうに思っております。いずれにしても、地域とのかかわりを大切にしながら、私どもといたしましては、学校開放の取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 福祉保健部の考え方、また福祉保健部でできることとはというような観点についての御質問でございますが、高齢者の地域会食会につきましては、現在、福祉事業団や社会福祉協議会で実施しておりまして、ひとり暮らし高齢者を中心に少しずつ地域に定着し始めております。御質問の学校給食の活用につきましては、福祉保健部でも、学校が地域の拠点として確保できれば大変心強いものと、このように考えております。地域の会食会を実施する場合、保健所で許可された調理施設がないと調理が困難でありまして、また、高齢者にとっては送迎の問題がございます。調理施設と会場ができますと、あとは送迎の問題が残るわけでございますので、これは福祉事業団の在宅老人ケア事業の会員や、社会福祉協議会のボランティア、あるいは地域の方々の御協力を得ることができるのではないか、こんなふうに思います。

いずれにいたしましても、福祉保健部といたしましては、できるだけこのことを努力していく所存であります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございました。

平山台小学校、三沢台小学校などでそういうお年寄りの方と子どもたちが一緒に会食をするというのは年に1回ぐらい——もう少しやっているのかもしれませんが、取り組みがあるというお話ですので、それをまたさらに広く広げていくということで、最初は週に1回とかそういうのはすぐには無理かもしれませんが、月1回ぐらいから始めて、だんだんに回数を様子を見てふやしていくという形で、何とか考えていただければと思います。

調布市の場合は、学校の施設の一部をふれあい給食室として改修したり、トイレや出入り口を車いす対応型にしたという改修費が2,000万円かかっているんですね。そのうちパイロット事業ですから、東京都から半分の1,000万円補助を受けたということで、

またコーディネーターの派遣が年間500万円の人件費がかかっているというふうに、お話を伺ってきました。

もし日野市ができるとしたら、その施設の改修ですとかコーディネーターの派遣というのは、もう少し先で考えるとして、やはり今ある施設そのままでも利用できる方をまずお招きするというか、そういうところから始めて、改修するというところまではしなくても何とか利用できる方から始めるという、そういうこともできるんじゃないかと思います。また、地域の老人会などにも中心的に運営などをお任せして、例えば地域のボランティアの方を募集して手の足りないところを助けていただくとかいう形をとれば、人件費もかからないのかな、わざわざコーディネーターを派遣しなくても大丈夫なのかなというふうにも思います。給食費は実費でいただくわけですから、あとはランチルームや余裕教室を学校が提供さえしていただければ、あるいはまた栄養士さんですとか調理員さんたちの御理解と御協力が得られれば、何とか進められるんじゃないかと思いますので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

やはり、先ほども言いましたように閉じこもりがちなお年寄りが地域の仲間たちと気軽に交流ができて、しかも毎週その日が来るのを楽しみにして過ごすというようなことも、一つの生きがいづくりとして大事ではないかなというふうに思っています。地域に開かれた学校としての役割をそういう意味で十分に果たせるし、施設の有効利用にもなるということで、またすべてお膳立てをしてしまって、お年寄りがただお客さんで来るというだけの形よりも、やっぱり自分たちの自主的な活動の場にできるという方向の方がいいんじゃないかなというふうに思っているんですね。皆さんでどういうふうにも楽しもうかと考えられる部分をお年寄りのために残すということも、大事なんじゃないかなというふうに思っています。

どうしても学校まで通えない方のための、先ほど送迎のことでこういうことも考えられるということで御提起がありましたが、そういう形でいろいろ探っていただいたり、またプログラムの計画づくりですとか、そういうお手伝いや話し相手というようなことであれば、またいろいろ活動費が必要であれば、給食費にちょっと上乗せするぐらいの費用を集めてやれば、またそういうものも何とかなるのかなというふうに思います。いろいろ宣伝も地域に必要になると思いますので、ぜひそういう地域の方に積極的に宣伝していただいたり、一人でも多くの元気なお年寄りをふやして生きがいをつくっていくという意味で、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。先ほども言ったように、初めは無理をしないで本当に徐々にふやしていくという形で取り組めばいいんじゃない

かというふうに思います。

教育長にぜひお考えを伺いたいのと、最後に市長にもお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 学校給食を地域のお年寄りにということでの御質問であります。今、私どもの部長がお答えいたしましたように、教育といたしましては、もし高齢者の方々が学校の施設を必要とするならば、そして学校の人材を必要とするならば、その協力について大いに努力することはやぶさかではありません。

現在、これも説明申し上げましたように、学校におきましては、高齢者、特に自分のおじいさん、おばあさんを中心として学校に招いて、ふれあい給食とか交流給食とかというような形で、この問題を教育活動として行っているところもあるのは、先ほど申し上げたとおりであります。

私の考えといたしましては、特に高齢者との交流がボランティアかどうかということ、大きく考えまして、やはり高齢者の方々に尽くすとかいたわりを持つとかという意味で考えれば、一個のボランティア活動ではなかろうかというような認識のもとに考えますと、現在、学校における教育課程の中にボランティア活動を位置づけるということは大変大きな課題であるし、大事なことであろうかというふうに思っております。このような観点から考えますれば、高齢者の方々を招いてふれあい、そして交流の給食会などを催し、それをもとに教育活動を展開するということは、大いに意味のあることであるというふうな認識であります。さようなことを考えまして、今後、福祉分野との連携を深めながら、どのようにしてこの問題が広く展開できるかということについては検討してみたい、かように思っております。

繰り返しますが、教育分野におきましては、現在、自身のおじいさん、おばあさんを中心といたしました方々をお招きして給食会をいろいろ工夫をしているという動きがありますが、これを大きく学校の施設設備を活用していただくという分野に広げるとするならば、大きく福祉分野の主体的な動きが必要になってくるということも御理解いただければと思っております。いずれにせよ、教育の分野といたしましては、大いにこの問題は前向きに検討させていただきたい、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 学校給食を地域のお年寄りのために開放といいますか、活用してほしいという質問ですが、既に答弁の中にもありましたように、私どもの方の

学校でも少しずつ対応しているところがございます。また、福祉部門でも学校側の協力の中で一緒にできればやっていきたいというふうにも思っているところでもあります。ですが、やはり給食が、いろいろ議論ございますが学校教育の一部であるというようなことがございますので、その辺が教育のためにあるものを他の分野に使うということについては、かなり慎重な物言いをしていまして、いろいろな問題が発生してまいります。その辺だけはしっかりと整理をしておかなければいけないという認識は持っているところでもあります。

ですが、地域に開かれた学校にしていくという大きな教育の流れであります。地域の皆さんがいろいろ物を言うだけでなく、いろいろ協力をしていくというような学校づくり、学校運営がこれからますます進むであろうというふうに思いますので、そういう意味では、今御提言の趣旨も、これからの教育のありようの中で生かされていくのではないかなというふうに思います。

さらには、お年寄りの方々にただ場を用意して差し上げますよというのではなくて、今も議員の一部お話にありましたように、むしろ子どもたちのために何かやってもらえますかねというふうな、そういうお願いといえますか、学校をお年寄りもともに何か役割を担っていただける、そんなふうなこともこれからの大きな課題ではないかなというふうなことも感じた次第であります。

いずれにいたしましても、学校給食だけでなく、できるだけ今ある施設も各部門ごとに分離独立するばかりではなくて、協力をし合って新しい自治の仕組みといえますか、そういうものに結びつけていきたい、こんなふうに感じる次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって13の2、学校給食を地域のお年寄りにの質問を終わります。

一般質問13の3、介護サービス充実の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） まず介護サービス充実の中で、ヘルパーの質の向上のためにということで質問をさせていただきます。

少し援助すれば元気に暮らせる老人から、痴呆あるいは徘徊、寝たきりと介護の必要な老人まで幅広く1人1人に合わせてケアしなければならないヘルパーの仕事は、精神的にも肉体的にも本当に大変なものです。ヘルパー自身が体調を崩してしまい、いつや

めようかと思うこともしばしば。ストレスを多く抱えながら頑張っているということが現状です。これからますます需要のふえるヘルパーの仕事は、当然より質の高いものが求められるわけですから、人材をどう養成していくのか、また安心して働き続けられる条件をどうつくっていくのか、一つのポイントになるのではないかと思います。

現在のヘルパーは地方自治体派遣の公的ヘルパー、非営利民間団体による住民型と民間企業ヘルパーなど身分はさまざまで、特別な資格がなくても働けるが、しかし、2000年の介護保険導入後は無資格では働けなくなる。そのため、資格を取得できる養成講座に受講者が、今、殺到しているということです。12月3日付の読売新聞に「福祉現場に市場原理」という記事が載りましたが、それによると、現在、平均的なヘルパー業務は3割が介護で7割は家事援助、今はお手伝いさんのと思われるかもしれないが、実は大変重要な仕事、責任と信頼、倫理を持った介護のプロとしての意識が不可欠とにんじんの会の石川春恵さんのコメントが載っていました。

福祉サービスが措置から契約に変わるということから、利用者は認定度に応じて、個人でサービスの種類や提供者を選べる。すなわち個々のサービスはすべて商品となり、福祉の現場は市場原理が持ち込まれ、提供者は内容の充実と質の向上が求められます。

現在、8割の世帯は無料でホームヘルプサービスを受けていると見られますが、介護保険制度に移行すると、保険料を毎月支払った上、すべてのサービスに料金の1割負担が義務づけられるわけですから、利用負担感が増して福祉の後退というような不満も出てくると考えられるというふうに結んでいました。

今までは、確かにある程度必要な人数のヘルパーさんがいればいいという事業所もあったかもしれませんが、これからはより質の高いものを提供していかなければ生き残れないということで、やはりそういうことを事業者も認識していかなければいけないところに来ているのではないのでしょうか。

そこで、まず質問いたします。介護のできる2級のヘルパーは何人くらいいるのでしょうか。常勤で何人、パートで大体どのぐらいと。それからまた、賃金はどのぐらいなのか把握していらっしゃる範囲でお願いいたします。それから、ヘルパーの身分がないことや待遇の悪さでいつやめようかと思っている方もたくさんいらっしゃいます。質を高めていかなければならないという点で、賃金の保障は大切だと思いますが、必ずしもそうっていないという現状があり、働く意欲が失われたり、またヘルパーの入れかわりが激しくて、高齢者は不安になるのではないのでしょうか。この点について、市はどうお考えになりますでしょうか。それから、事業団のようにヘルパー同士横のつながりを持

ち、互いに情報を交換をしたり意識を高め合う交流の場を持ち、また学習する場を持っているというのは、今まさに一番大切なことだと思いますが、すべての事業所がそのような状況になっているわけではないと聞いています。ヘルパーの質を高めていくために、積極的に学習の場を保証しヘルパー同士の情報交換の場をつくっていくことが、どうしても必要です。この点について、ただ事業所に任せているのではなく、市が積極的に働きかけたりいろいろな学習会の情報を流し、声をかけ、また時には市が主催する学習会なども計画的に行い、日野市のヘルパーの質の向上のため頑張りたいと思いますが、いかがでしょうか。寝たきりにさせない方法、あるいはおむつは外せるなど経験豊かな方からそういうお話を伺うのもいいですし、また、痴呆のケアができる人が少ないと聞いておりますが、その点は、ぜひ積極的に学習会などの計画を立てていただきたいと思います。また、ヘルパー自身が抱えている悩みを相談できるような窓口がありますでしょうか。もしないとしたら、早急に考えていただきたいと思います。

以上の点について、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、ヘルパーの質の向上についてということで4点ほど御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。まず最初に、ホームヘルパーの状況についてお答えをしたいと思います。

初めに、2級ヘルパーの人数でございますが、これは2級ヘルパー講習会が日野市だけでなく都内の各所で実施されておまして、日野市民が他市での講習を受けていることもあります。したがって、正確な人数は把握できませんが、現在、日野市と契約しているヘルパー派遣事業者と、それから福祉事業団や社会福祉協議会で把握している人数を申し上げますと、日野市で活動しているのは約143人になります。また、常勤職員の人数ですが、事業者からの報告では、およそ65人ということでございます。正職員はほとんどいないようでございます。

それから、2番目の事業費補助方式になってからのヘルパーの待遇等の問題でございますけれども、事業費補助方式は4月から日野市で取り入れておりますが、この方式によって、事業者に幾つかの業態の変更と申しましょうか、指導を行っております。その内容は、一つとして個人経営の家政婦紹介所から法人になること。二つ目といたしましては、保健婦または看護婦の資格のある者、ソーシャル・ワーカー、ホームヘルパー、それから事務員等を配置すること。さらには3点目として、指導監督をする管理責任者を配置することなどでございます。

一方で、介護報酬も変更されまして、これまでの人件費方式では3時間4,236円、6時間7,872円だったものが、身体介護は1時間2,890円、家事援助が1時間1,790円と高額になりました。しかし、この報酬金額は事業者が看護婦やコーディネーターなどを配置して経営していく必要がありまして、経営全体を考えて配分するために、個々のホームヘルパーへの報酬が幾らになっているかは、事業所によって異なっています。以前より報酬が低くなったというようなヘルパーさんの声も聞いておりますが、制度の変更をしたばかりでございます。事業者にも戸惑いがあるようです。また、市としてもホームヘルパーの報酬額を決めることも難しいので、苦慮しているという状況でございます。

それから、ホームヘルパーの質の向上というようなことでの御質問でございますが、事業費補助方式による業務変更の一部に、事業者による研修が位置づけられておりまして、基本的には事業者が積極的に取り組むことになっております。しかし、そこまでできる事業者も少ないようで、市でも2級ヘルパーの講習会を開催したり、介護者教室を行って、資質の向上の機会をつくるようにしております。2級ヘルパーの資格を得るには130時間の講習を受ける必要がありまして、ヘルパーさんの中には、仕事と重なって受講できないという方もあります。開催方法なども考える必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、今後、介護保険が導入されますと、利用者が事業所を選択するようになります。したがって、質のよいヘルパーがたくさんいる事業所が利用されることとなります。報酬など待遇のよい事業所にヘルパーさんが集まるといったことにもなると思われます。市といたしましては、利用者にとって質のよいサービスが提供できるように、事業者全体の調整を図っていきたい、このように考えているところでございます。

それからあわせて痴呆性高齢者に対するホームヘルパーの養成といいますか、いうようなお話もあったかと思いますが、痴呆性高齢者の症状は十人十色で、その介護はなかなか難しいと聞いております。現在も、かなりたくさんの方を介護しておりますが、介護に当たるホームヘルパーさんは、おおむねベテランの方を派遣しているという状況でございます。痴呆性高齢者と向き合うには幾つかの基本的な対応があると思いますが、ゆったりとした対応をすることとか間違いを容認することとか、料理や手作業など一緒に行動することなども生活のリズムをつくっていくということになると思います。しかし、中には排泄とか不潔行為とか暴走などいろいろな対応の難しい方がありますので、現在は、医師や看護婦、あるいは訪問看護ステーションなどと連絡をとりな

がら介護しております。ホームヘルパー自身にも一定の専門的な知識が必要ではないかと思しますので、今後検討していきたい、こんなふうに思います。

それから、最後にホームヘルパーの悩みの相談ということでございますが、これも基本的には各事業所のコーディネーターや管理責任者が相談を受けることになります。しかし、実際には市に相談するケースもありまして、その内容によっては事業者と話し合うこともございます。また、市には利用者からの相談やホームヘルプについての苦情もありますので、これらについては実態を把握して、事業者にも必要な指導をしていっているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございました。

市が事業所に委託料を出しているわけですから、事業所がどんな内容で、しかもヘルパーさんへの賃金が、先ほどのお話ですと下がったところもあるなどという、そんなひどい状況が起きているわけですから、何をやっても構わないという立場ではやっぱり困るわけで、何とかその介護サービスの担い手であるヘルパーさんたちが誇りを持って仕事ができ、そして、それに見合った条件を整えていくということが大切です。日野市のヘルパーさんはどこにも負けないぐらいしっかりと仕事ができ、しかも質を高めるために研修をしているというふうに言われるようになるように、やっぱり市が先頭に立って、ぜひ事業所の運営の仕方について、全くお金は出して口は出さないというのではなくて、そういう意味できちっと市にも対応を頑張っていただきたいというふうに思います。

愛知県の高浜市の森市長さんなんかは、自分たちのまちから人材発進をしていくんだということで、県に働きかけて県立高校の中に福祉科をつくってもらったというふうにお話をしていらっしゃいました。また、秋田県の鷹巣町の岩川町長は、ヘルパーをフルタイムで雇用し、条件をよくすれば男性もたくさん応募してくると。ケアタウン建設に合わせて優秀なスタッフを80名から90名くらい全国に向けて募集していきたい、そんなこともおっしゃっていました。やはりヘルパーさんたちが、生きがいを持って続けていらっしゃるというやりがいのある仕事ですから、それに見合った形で賃金が支払われていくということが、本当にこれから必要だと思いますので、その点はしっかり市としても押さえていっていただきたい。また、質を高めるために学習会を計画していくことは、事業所がもちろんきちっとやっていただければそれでいいわけですが、

必ずしもそうっていないところもありますから、そういうこともしっかりと学習会を計画するようとか、あるいはそういうことを率先して市の方もやるということで、ぜひ対応していただきたいと思います。

続きまして、介護保険準備状況についてお伺いしたいと思います。策定委員会が11月に開かれたと思いますが、その内容と、今後どのような展開になるかということ。それから、一般公開は今後されていくのかどうかということをお願いいたします。また、ケアマネジャーの確保はどのぐらいできたでしょうか。そして、人数としては必要な数を満たしているのでしょうか。それから、高齢者の実態調査の集計が終わったようですが、特に問い6の金銭的給付事業の見直しというところに限って結構ですので、結果をどうごらんになるのかお答えください。また、モデル事業が終了したということですが、どういう対象者で1件当たり処理時間、どのぐらいかかったのか。また、変更率などがどのぐらいあったのかお聞かせください。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） 介護保険の準備状況でございますが、今、四つの御質問をいただきました。順次追って御説明をさせていただきます。

まず初めに、保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の状況でございます。これにつきましては、先月の18日に第1回の委員会を開催いたしております。御承知のように、委員の構成につきましては公募による代表市民5名を含む20名からの委員構成となっております。第1回の委員会の内容につきましては、各委員さんへの委嘱状の交付に始まりまして、委員長、副委員長の選出、それと今後の委員会を進めていく中での資料等の説明をしてございます。特に日野市の保健福祉施策委員会の状況、あるいは庁内での介護保険制度の準備状況等を御説明申し上げております。

これからの進め方といたしましては、一応平成10年度、4回程度開催を予定しております。また、平成11年度には9月の中間報告の前までに5回程度の開催をして、平成11年の9月議会には中間報告、そして、平成12年3月議会には最終報告ができるよう進めてまいりたいと考えております。

傍聴につきましては、1回目の委員会の中でお諮りしまして、次回の委員会から公開制度を導入するということで、一定の傍聴者を受け入れて進めたいというふうに考えております。

それと、2番目のケアマネジャーの確保の関係でございます。このケアマネジャーにつきましては、ことし9月20日と27日に、東京都が実務研修受講試験を実施いたしまし

た。東京都の集計でございますが、東京都の受験者は1万5,263人と聞いております。そのうち合格者は6,328人、合格率は41.5%ということでございます。それから、日野市内の方の合格につきましては、これは勤務地別に合格者を出してございますが、日野市内では53名の方が合格しているということになっております。また、市の職員につきましては8人が合格をいたしております。

来年の10月に認定申請の受け付けが始まるわけですが、当面は、そのときには市のケアマネジャーは最低でも6名程度は必要な事務量が出てくるだろうということで考えておりますので、8人が合格していますので、行政としての業務必要数は一応確保されたのではないかと考えております。合格はしましたけど、このヘルパーの資格付与につきましては、来年の1月から9月にかけて32時間の実務研修と約1カ月の実習を終了して、初めてケアマネジャーの資格が付与されることになっております。市内全体でそのケアマネジャーの必要な数というものを、一応時間数から割り出しておりますと、支援事業の業務に携わるケアマネジャーは40名は日野市内で必要と考えております。それは、出現率からきます認定申請の方が3,000名というように計算をしておりますので、40名は必要だろうと考えております。

ただ、ここの日野市内の53人の合格者の方がすべて支援事業の用務に当たるという内容にはなっていないのではないかと考えられます。これから、極力53名の方々の職種的な内容も調査をしていかなければならないのかなと思いますが、いずれにしてもまた来年7月には2回目の試験がございますので、その中でもある一定の数を確保できるのではないかと考えているところでございます。

それと、3点目の一般高齢者の実態調査の結果でございます。これにつきましては、ことしの9月1日を基準日といたしまして、4日から18日までの15日間で1次調査を行いました。この調査の方法としましては、アンケート表の郵送配布、それから郵送回収によります65歳以上の一般高齢者4,000名と、40歳以上65歳未満の若年者層2,000名を対象に、中学校区別、それから男女別のグルーピング母集団をつくりまして、等間隔抽出で行ったものでございます。回収率は非常に高く81%、若年者層でも65%という高い回収率になっております。

それから、問い6の金銭的給付事業の見直しでございますが、一番多く回答があったものは在宅福祉サービスの充実というものが31.7%を占めております。次に、金銭的給付事業を残した方がよいという方が30.5%おりました。その次に、福祉施策を充実した方がよいという方が23.0%となっております。この結果、在宅福祉サービスの充実を望

む方が50%以上の54.7%という形が出ております。特に男性女性とも85歳以上の高齢者の方は、在宅サービスを望むという方が最も多くなっております。

その次のモデル認定事業の内容でございますが、100ケースを10月30日から11月20日にかけて実施いたしました。最終的には98ケースが審査対象となりました。この中で、時間的には短い時間の方もおりましたが、平均では約5.2分の1人当たりの時間がかかっております。判定結果といたしましては、1次判定が2次判定で変更となった方は14名となっております。変更率は14.3%でございますが、これらの結果を厚生省の方では全国集計を行いまして判定ソフトの最終の調整を行うことになっております。

いずれにいたしましても、モデル事業のこの経験を生かしまして、来年の10月からの本番の認定申請に対しての体制を整えていかなければならない、そのように考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

一つですね、策定委員会のメンバーの中に現場で働いているヘルパーさんが入っていないということで、やはりその声を、ヘルパーさんの声を反映させるための努力をぜひともしていただきたいということが一つ。

あと、モデル事業の中でその変更率が14.3%ということだったんですが、このずれにどういうふうに対処していくのか。つまり、かかりつけ医の認定を重視していくのか、それともコンピューターの判定を重視するのかという点が残されると思うんですね。その点どういうふうにお考えなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） 策定委員会にヘルパーさんの意見をどう反映させるのかということでございますが、一応策定委員会のメンバーは20名から構成されておりますが、その中の選出区分といたしまして保健医療、福祉事業に経験のある有識者が9名参加しております。そういう各専門分野での意見が、そこから反映されるものと考えておりますが、この策定委員会の検討内容につきましては、広報等で市民の方にお知らせし、また、市民の方の意見もお聞きしたいと考えておりますので、その中でヘルパーさんの意見も反映できるものになるのではないかなというふうに思っております。

また、介護認定のずれをどう考えるかということでございますが、確かに14.3%という1次判定、2次判定との差は出ておりますが、この変更率につきましては、平成8年度、平成9年度のモデルで実施しました変更率を大幅に縮小されてきているという状況

でございます。それぞれの年度でモデルを実施した後、いろいろソフトの回収あるいは調査項目、今年度は前年に比べて12項目ふやした85項目で調査しているというようなことが、今回の変更率の縮小につながってきたのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、調査項目に参入できない特殊事情がそれぞれのケースにございます。そういうところにつきましては、調査員の特記事項やかかりつけ医の意見書を加味して、公正な2次判定が行われるべきであり、特殊事情を考慮すれば1次判定と2次判定の差は100％に一致するということはある得ないと思われまます。しかし、1次判定の変更率が少ない方が好ましいとは思いますが、その85項目による調査で見切れない部分、そういうものについては、やはり適正な意見あるいはかかりつけ医の考え方、それらを含めて2次調査として適正な結果が出ればよいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

調査の結果についてですが、在宅にしても施設についてももちろん充実してほしいというのは皆さんの願いだと思うんですけども、やっぱり介護保険制度が施行されてもサービスが受けられないという事態が生まれてしまっただけですから、その充実に向けてさらに努力していく必要はもちろんあると思いますが、ただ、問いの中で金銭的給付を見直すのが前提となっている点で、大変回答する方は答えにくかったんじゃないかと思うんですね。だから、むしろサービスの充実とは別に質問するべきだったんじゃないかなというふうに思われます。そうしないと、回答でどう判断するのかというのがすっきりとできないということがあるんじゃないかと思います。いずれにしても、この回答の出し方では、とても判断が難しいなというふうに感じています。

本当に困っている人のところに手が届くような福祉になっていただきたいというふうに思っています。

最後に雪かきの対策についてなんですが、これは昨年大変たくさん大雪が降りまして、高齢者世帯にとってはとっても大変な思いをされたんじゃないかと思います。私が住んでおります平山地域は丘陵地帯ということもありまして、雪かきは必ずやらなければ後々大変なことになってしまうということで、皆さん進んで雪かきをされています。私もまた家族も、自分の家の前や後ろの方や、そして隣がちょうど空き地なものですから、隣の空き地の前とか、それから手の足りないところにお手伝いに行ったりとか何度か雪か

きをしました。若い者にとっても、量を重ねますとやはり大変になってしまいますが、ましてや高齢者世帯ではやりたくてもできないのが現状ではないでしょうか。中には無理をされて、その後寝込んでしまったというお話も伺いました。

そこで、昨年の大雪に対して市も大変対応に追われたのではないかと思います、その状況と予算措置について、どのようにされたのかお聞かせください。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） ことしの1月8日と15日でしょうか、2回大雪が降りました。1月8日はたしか15センチぐらい、15日には35センチぐらいというふうに大雪でした。

市の予算の中では凍結を防止するための作業ということで予算化しております。約50万円ほどでございます。今回のこの1月の大雪のときには、まず市内を八つの区域に区分いたしまして、雪が降ってから区分するのではなくて、年度の当初に区分をしております、おのおのの業者にあなたのところはこの区域ということで、前もって割り当てをしてございます。雪が降りますと、電話1本で作業をするようにということの手配をしてあるんですが、いわゆる道路上だということもありますので、まず機械での幹線道路あるいは通学路等を含めましてやるわけでございます。あとは通学路の特に歩道等につきましては、なかなか機械化ができないものですから、特に今回のことしの大雪につきましては、建設部の職員をできる限り動員いたしまして、15日の大雪のときには3日ほど除雪をしたわけでございます。

予算の措置の問題もございまして、最終的には最初に申し上げましたような50万円ほどでは全く足らなかったというのが実態でございます。1月8日のときには、たしか500万円、それから15日の35センチ降ったときには1,000万円ということで、合計で1,500万円ほどの委託費を使用した。先ほどの50万円と比べるととても足りないわけでございます。そこで、年度末でもございましたので、工事関係から契約の差金が出てまいります。それらをかき集めたというのが実態でございます。それから、一部工事の中止をいたしまして、それらに充てたということでございます。

雪は毎年間違いなく降るということであれば、予算化も最初から今のような数字を確保できるんですけども、毎年降らない、降っても雪かきが必要のない程度の雪だということもございまして、凍結防止程度、いわゆる塩化カルシウムをまく作業程度の予算化をしているのが実態でございます。ことしのこの10年度につきましても、やはり対応の仕方は同じになると思いますが、なるべく雪が降らないように祈るだけでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

雪は何回降るかわからないという点で、契約差金の流用でということだったんですが、やっぱりこれからはきちっとどこかに位置づけて考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

また、その8ブロックに分けているということですが、大きな道路は何とか早目に来てもらえても、やりたくてもできないようなそういうお年寄りの方とか、またはもういろんな事情がある方が、市の土木課に問い合わせてもなかなか来てもらえないということを知っているんですね。もう少し細かいブロックに例えば分けて業者の数をふやしていただければいいんじゃないかなと思いますし、またヘルパーさんの仕事の内容は決まっています、それをこなすだけで雪かきはやってもらえないというふうにも聞いていますので、一つの提案として、困ったときの助っ人というんですか、そういうことでボランティアなどを募集して人材登録なんかをしていただくなどというのはどうでしょうか。大学などたくさんあるわけですから積極的に働きかけて登録をしてもらったり、また消防団なども各地域にあるわけですから、そういうところの協力体制を整えていくということが、これからは必要ではないかと思いますので、これらの点、ぜひ課題として受けとめていただけて検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって13の3、介護サービス充実の質問を終わります。

一般質問14の1、JR西豊田駅誘致の経過と今後の取り組みを問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（佐藤洋二君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

JR東日本という同ジェリアの中で新駅を誘致させた二つの先進地、これは平成9年の3月定例会の一般質問で、JRの負担なしで地元全額負担により、新駅を誘致した実例として紹介させていただいた奥羽本線の井川さくら駅、秋田県の井川町、そして、陸羽東線有備館駅、宮城県の岩出山町、いずれも小さな地方の駅でしたが視察してまいりました。視察内容は、本定例会初日に配付されました行政調査実施状況報告書に記載がされておりますけれども、報告ができなかった部分について、一昨日の田原議員と同じ

ように少し触れなから一般質問に入っていきたいと思います。

この二つの新駅にとりまして、誘致させるためのファクターは決して高いものではありませんでした。それだけにＪＲに応分の負担を求めることを前提とした協議であれば、新駅誘致はできなかったものと思います。２町での視察で感じたことは、時を得てやらねばならないさまざまな事柄、党派を超えた政治力の活用やＪＲへの要請、陳情行動、また自治省との協議、商工会への協力要請等々を行政が、とりわけその首長が——この場合は町長でございますけれども、本腰を入れ真剣に取り組んできたことであります。この取り組み姿勢が促進期成同盟や町民の心をとらえ、町を挙げての運動が展開され、新駅が誘致されたものと思われまます。

駅舎建設事業費が八王子南の駅が約30億円とか、五日市駅が約33億円だとか言われておりますが、井川さくら、有備館の両駅は、地方の小さな駅ですから想像がつくと思いますが、井川さくら駅の事業費は9,207万1,000円、有備館駅に至っては6,300万円の事業費です。建設事業費からしまして、いずれも質素な駅でした。それでも井川さくら駅の場合は、奥羽本線ということもありまして相対式ホーム２面２層の乗降場で、東京の国電の駅としても十分に利用できるものでありました。西豊田駅も30億、40億かける立派なものではなく、乗客の安全と運転保安が確立されているならば、質素なものでもよいのではないかと痛感いたしました。

次に駅員の配置でありますけれども、有備館駅は駅員無配置駅でした。井川さくら駅は町の職員とＯＢの方で仕事をされて、そこには端末機も配備をし業務内容もほとんど直営の駅で取り扱っているものと同じでした。

以上３点を紹介させていただきましたが、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思います。

そこで一般質問に入りますが、その前に今回の質問の目的を２点述べたいと思います。一つは、先進地を視察してまいりましたので、今後の取り組みの検討材料にさせていただきたいこと。二つ目はＪＲから提示されました三つの条件が、現実には解決することが難しいと判断する中で、三鷹・立川間連続立体化複々線を延伸させ、立川・高尾間の複々線事業の具体化にあわせて新駅の誘致を進める、方針がこのように変わってきています。しかし、ＪＲからの３点の条件がどうしてもクリアできないという根拠や判断が明確にされておりません。私はそのように理解をしております。したがって、私の具体的な質問と行政が今進めている考え方に大きな開きがあることも十分承知をいたしております。クリアできない理由、判断をこの一般質問を通じまして明確にさせていただきたい、こう

思います。

最初の質問であります。誘致事業に対する市の決意についてお伺いをいたしたいと思っております。西豊田駅誘致事業は、前市長から引き継がれた重要行政課題32項目の中で、市立病院建て替え問題に次ぐ順位、つまり重要行政課題の第2位で、現市長に引き継がれたと伺っております。その西豊田駅誘致事業が、これまでの期待からあきらめに変わりつつある地元の反応に、危惧を感じております。

今定例会、市長の行政報告に、平成11年度、12年度の財源不足を予測されております。日本の経済状況は緩やかな回復どころか、さらに悪化の道をたどっており、景気回復の兆しが一向に見えてきません。そんな経済状況やJRから投げかけられた三つの難問題の解決、さらには地方財政再建促進特別措置法のクリア等々、誘致事業を実現させるための条件は悪い環境ばかりが山積しており、近い将来に西豊田駅を誘致させることが、非常に厳しい状況にあることは承知をいたしております。地元の方々が西豊田駅の誘致に強い関心を持ち始め、既に20年以上が経過をいたしました。行政も地元の方々とともに運動を進め10年以上が経過しました。しかし、これまでの10年間というものは、この誘致問題を本気になって取り組んできたのでしょうか。地元の強い要望や地域の活性化のためにも、たとえ時間をかけようとも本気になって、何がなんでも新駅誘致を実現させる、こういう強い決意、姿勢が必要かと思いますが、新駅誘致の熱い思いを再度お示しをしていただきたいというふうに思っています。

とりあえず、この答弁をお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 誘致への市の決意を改めてということですが、今、御質問の中でもいろいろお示しいたしましたが、西豊田駅の誘致につきましては、今日までの長い歴史と地元住民の皆さんの大きな期待がありました。しかしながら、JRから示されております諸条件を、現時点で総合的にクリアさせることは非常に難しい。そのようなことから、現在、事業中の三鷹・立川間連続立体化複々線を延伸させ、立川・高尾間の複々線化事業の具体化に合わせて、新駅の設置が、社会的、また都市的な条件整備とともに、より現実的で実現性の高い方策というふうに考えているところでございます。このことにつきましては、西豊田駅誘致事業推進本部の会議におきましても御説明をさせていただき、大方の御理解を得るとともに、市の広報を通じまして市民の皆様にもお知らせをしているところでございます。

したがいまして、初めに新駅誘致の厳しさを共通認識として持ちながら、長期的な視野に立ちましても、最終的には必ず西豊田駅を誘致する、このようなことから、これからも地元、また八王子市を初めとします関係の自治体との連携により、この事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 御答弁いただきました。できれば、市長からの決意のほどをお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 佐藤議員から、JR西豊田駅誘致の経過と今後の取り組みを問うということで、その第1点目として、市の決意を問われているわけであります。

実は、私が就任以来のこの西豊田駅誘致の関連の議事録を全部コピーをいたしまして、読み返してみたわけであります。私は就任のとき以来、この問題は前市長からの大きな課題であるけれども、先ほど来議論になっております三つの条件を、現時点でクリアすることは非常に難しい、こういう判断をしたということを明確に申し上げております。

1点目は非常に技術的な問題であります、あそこの逆S字カーブのところに駅をつくることが可能かどうかという点であります。それともう一つは、技術的な問題にさらに加えますと、中央線というのが、JRの中でも恐らく一番通過量といいますかね間隔の狭い、一つの列車が通った後、次の列車が来るまでの間隔が非常に狭い込み入ったダイヤ構成といいますか、さらには、その中には普通車もあり特急が走り、通勤快速が走り、あるいは特別快速が走るという、非常に複雑な体系になっている。しかも、あそこのS字カーブのところが一番スピードを出してS字カーブを通過するところである。もしあそこに駅をつくった場合には、今、目いっぱい走っている電車の本数を、たしか上り下りで三十数本減らさざるを得ない。しかも、それがほとんど朝と夕方の通勤時間にぶつかってしまう。こういった幾つかの技術的な問題で、第1点は、まずJRとしてクリアできないという判断を私はいたしました。

2点目は、あそこに駅をつくって、ほかの駅からお客様が流れるということは想定をしない。あの駅だけで新たなお客様を何名とることができるだろうか。それで、その駅の収益といいますか、運営をする人件費、機材費、いろんなものをひくくめまして、それを出すことが可能であろうかということで考えますと、区画整理が全部終わった段階で考えましても、JR側の数字ではとても収益が上げられないということが出ております。

3点目が、これは可能性としては残っています。つまり、全額地元負担で駅をつくることができるかということでもあります。これについては、私は当初から可能性は残っているというふうに思っております。

ですが、前段2点について、ほとんど現状では可能性がないというのが私の認識でありまして、これを既に何度も何度も申し上げているところであります。ですが、とすれば今のままではあそこには駅はできないけれども、今参事が申し上げましたように中央線高架複々線化が三鷹から立川まで伸びてまいります。これは既に国のステップの中に入っております。その次の段階として、立川・高尾間を高架複々線化する手順が必ずくるはずである。なぜならば、中央線というのは高尾以西といいますか、大月近辺あるいはもう少し先からも大勢の東京都心に向かっての通勤客が通っておりますし、さらにお客様がふえるというふうな形が見えているわけですので、この高架複々線化立川・高尾間の可能性はかなり高いと見なければならぬ。しかし、これは5年とか10年のサイクルでできるものではなかろう。もっともっと長いスパンで物を考えていかなければいけない。そして、高架複々線化が始まるというステップが出るまでに、何とか八王子市とも協力をし合って、あの地域に一つの駅をつくるということは可能であろうという判断を、私はしているわけであります。

さらに申し上げますと、中央線東京・高尾間で豊田・八王子間が一番駅区間が長いわけであります。ほかの区間から比べますと約2倍ちょっとあります。そういうことで、距離的な面を考えましても、あそこにはつくれる可能性があるというふうに、私は思っています。

ですから、日野市単独ではまず不可能であるとしても、八王子市との協力、あるいはまた八王子市以西の神奈川県、山梨県の関係各市町村との協力をもって一つの協議会をつくれば、大分先の話にはなと思いますけれども、必ず駅をつくることは可能である。このような認識のもとにその第一歩を今踏み出している、あるいは踏み出しかけるところであります。いかにいたしましても、日野市だけが頑張って声を上げて、こういうものはうまくまいりません。やはり先輩市であり大きな市である八王子市さんが先頭に立っていただいて、それを私どもが後押しをするという形を仕組みませんと、こういうことはうまくいかないと思います。今、そういう点で事務段階では一生懸命折衝を進めつつ、何とか年に数回でもそういった準備段階の会議が持たないだろうかということで進めているわけであります。

くどいようですが、何とかつくりたいということは、前市長からの意向を継

いで私もやりたいと思っております。ですが、今のＳ字カーブのままであそこに駅をつくるということは、まず不可能であろう、そのように今改めて申し上げておきたいと思っています。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） 何とか駅をつくりたい、こういう決意が市長からございました。

今の市長の答弁は、推進本部会議の第１回の会議で馬場市長が発言された中身とほぼ同じであります。さまざまな状況が悪化する中で必ずつくる、こういう一貫した決意、姿勢が示されており評価したいと思います。誘致への期待からあきらめへの気持ちに傾いていた関係住民に何よりの贈り物だと思います。しかし、これまでの議会の中で約束、確認されたものが実行されなかったりほごにされたものが多々ありました。ＪＲとの協議であれば、相手のあることですから進まないこと、実行できないことがあることは理解できますが、庁内努力やその気になればできるものも多くあったはずであります。今後は、約束したこと、そして確認されたことは、必ず守っていただきたいというふうに考えております。

それでは、２番目の質問に入ります。市長がＪＲ東日本の地域本社に表敬訪問をした折に、「霞が関筋からも西豊田駅は何とかならないか、こういう話があったことをＪＲの担当者が私に伝えてくれた」、このよう市長は本会議場で発言をされました。駅をつくってほしい、こういう立場での表敬訪問、請願行動は卑屈になることはありませんけれども、礼を尽くすあるいは誠意、熱意を相手に伝えるということでは重要なことです。ＪＲへの要請行動はその後どのような形で進められているのか、そのことについての質問をいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） ＪＲへの要請行動につきましては、昨年、市長の就任後の６月と８月にＪＲ東京都地域本社を訪問いたしまして、市長就任のあいさつとともに、西豊田駅誘致についての経過と地元住民の大きな期待等を説明し、強く新駅設置についての要請をいたしてきております。

また、本年の４月には、三鷹以西を管轄しますＪＲ八王子支社が設立されましたので、早速、市長が五島八王子支社長に会いまして、文書により西豊田駅の誘致、またその実現のための複々線化の促進等について要請をいたしました。ＪＲ側といたしましては、八王子支社設立の目的にこの地域に密着した事業の展開を図るということもあり、複々線事業を視野に入れての西豊田駅誘致については、理解を示した回答をしておりますの

で、今後におきましても定期的な要請行動、また事務レベルでの協議を継続的に根気強く続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 冒頭、私は時を得てやらねばならないことを二つの町の行政が、そして町長が一生懸命やってきた。その具体的な例にJRへの要請行動、陳情行動があったと申しました。視察を通じまして担当の方から伺った話では「JRに本当に小まめに足を運びました」、こう言いました。直接、JRにそのことのお願いに上がったにもかかわらず、たまたまそばに来たから近くに来たから寄ったんです、こういうふうな表現でJRに陳情行動を行ったと聞いています。JRの担当者も、このくらい足を運んでいただければ、もとの国鉄であればもうとっくに駅はできていたでしょう、こういう話がされたというふうに聞いております。ぜひ、これからも定期的にJRの地域本社なりあるいは八王子の支社の方に要請行動に行っていきたいと思えます。

そこで、ここでは1点だけ再質問をさせていただきますけれども、今の参事の御答弁の中で「定期的な要請行動を行っていききたい」、このような御答弁がございましたが、具体的にはどんなふうなことを考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 確かに定期的な要請行動というふうに申し上げましたが、必ずしも適切な表現ではなかったかもしれませんが、先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、これまでも市長は何度となくJRを訪問し要請をしてきておりますので、こうした形のことを間を置かずに続けてまいりたい、事務的にもそれぞれ今後の協議会あるいは本部の活動等の時期に合わせ、適宜有効な時期に要請行動を続けてまいりたい、こういうことでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 市長も行動する市長ということで、非常に高く行動力が買われております。この問題だけで東京に行っているわけにいきません。できるだけ足を運んでいただきたいというお願いと、それから、事務レベルではそのことを常に心がけてJRの方に足を運んでいただきたい、このように思います。

次に3番目の質問に入ります。これは、先ほど市長の方が答弁された問題とかなりダブってしまうんですけれども、再度質問させていただきます。

それは、JRから提示されている3点の条件であります。96年の3月、それまで沈黙を続けていたJRが、駅設置のための条件として、技術的に施工が可能であること、将

来の経営に見通しがあること、建設事業費は地元全額負担であることの３点を提示をしてまいりました。この提示を受け、市はこれまでの予備調査報告をもとに検討されていると思いますが、指導者がかわった今、市は３点の条件、いずれも可能という見解をお持ちなのか、あるいは可能なものとそうでないものがあると判断されているのか、また、すべてが不可能という見解をお持ちなのか、先ほど答弁の中でもありましたけれども、最近、中央線高架構想の段階で誘致実現を図るという公式論が取りざたされていますが、ＪＲから示された３点の市見解を求めたいと思います。

また、あわせまして、ＪＲ側がこの３点に対する自己見解をどのように持っていられるのか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） いわゆる３条件のＪＲなり市なりのそれぞれの見解をということでございますけれども、先ほど、市長の方からかなり詳細にわたってお答えをさせていただいておりまして、それぞれの３点についてもどういう市側の解釈か、あるいはＪＲがどうとらえているかということについてお話をさせていただいております。

したがいまして、市長の答弁の方が詳細になってしまうという感じになってしまいますけれども、この条件が示された技術的なこととか採算性、新駅設置費用の全額負担の問題、こうしたことにつきましては、それぞれＪＲの見解としては、先ほども市長の方から答弁させていただいたＳ字カーブと、それに伴うレールの傾斜上に電車をとめることの安全性や保安上の問題、それから新駅での停車の時間のためのロス、過密ダイヤに与える影響、そうしたことから輸送力のダウンにつながるということ。それから、現在の想定される駅勢圏では豊田駅からの転移客を除く新たな利用客とした場合の採算性が見込めないというふうな見解であったということでございます。

市といたしましても、従来の調査の中でそれぞれ可能性が見出せるというふうな時期はあったわけでございますけれども、現在の時点では、先ほど市長の御答弁させていただいた内容のとおり判断をし、今後の方策を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） 一般質問の冒頭で、この一般質問の目的について述べました。

ここにその大きな根拠があるわけであります。再質問をさせていただきたいと思います。

いわゆるＳ字カーブとそれに伴うレールの傾斜上に電車をとめることの問題点が指摘

されました。しかし、電車というものはカーブ、曲線を通過する際に、遠心力で電車が外に飛び出さないように外側のレールを高くしています。カントと言います。それから、半径440メートル以下では線路の軌間——幅を広げています。このことで安全性を保っているわけであります。また、問題があるとおっしゃっておりますけれども、現実のところを電車が通過をし、非常時にはそこに電車をとめなければならない、そのための安全性は確立されているわけであります。そういう部分で見ると、JRが指摘していることはあるいは市が判断していることは、少しおかしいような気がします。

しかし、それでもどうしても難しいということであるならば、これまでの議会の経過の中で、S字カーブのA点、B点、C点の三つの予定駅地がだめな場合は、橋上駅——橋の上に駅をつくる、いわゆる浅川の上に駅をつくる、このことを視野に入れて検討していきたい、これがこれまでの議会の経過であります。

最終的なことがどうしてもJRも市もだめという判断であるならば、橋上駅あるいは線形——線路を変える線形について検討し、そして、そのためには中央線の高架という話になっていくのが普通じゃないでしょうか。見解を求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 技術的な点との関係でのS字カーブの件等について再度のお尋ねでございますけれども、駅の設置を予定しております箇所は豊田駅から八王子駅に向かった約1,700メートルの地点でございます。この付近の線型は直線部分が30メートルほどありまして、この直線部分をはさみまして前後に曲率半径が600メートルと500メートルの反向曲線——反対に向かう曲線ということですが、反向曲線、いわゆる逆S字カーブの急カーブになっております。このため、今お話にもありましたように、遠心力で電車が外に飛び出さないようにということで、いわゆるカントといいまして、今御説明のありましたレールの片側の方が高く傾斜をつけておるわけでございます。この逆S字カーブのそれぞれに逆のこの部分ではカントがついてしまうということになりますので、言ってみれば、ちょうどレールが30メートルの直線部分をはさんでねじれている状態ということになります。

そうしたことから、この地点に電車を停車させるということにつきましては、安全上あるいは保安上からも問題があるというふうにJRからも指摘があり、私どももやむを得ないことというふうに考え、これまで申し述べておりますような見解であるということでございます。

それから、橋上駅についてでございます。これにつきましても、どこの場所に駅をつ

くるかということの問題ではあるわけですが、基本的には場所の問題、カーブの問題はともかくとしても、その他の問題につきましては、ＪＲの条件等については当然当てはまるということになろうかとは思いますが。浅川の橋上に駅を設置するということにつきましては、その他の路線、具体的には埼京線の北、赤羽駅とかに橋上の駅があるわけですが、これは河川法上も法律上も技術的にも当然存在もしておりますし、可能かというふうに考えます。

しかしながら、改札口がホームの両端、具体的に言えば八王子側と日野側と２カ所になるということとか、八王子側につきましては、現在、北野土地区画整理事業が５６年度に完了しているとか、それに伴う公園が整備済みというふうな現状もあるわけでございます。一方、私どもの方の日野市としましては、西平山土地区画整理事業の中でこの西豊田駅の設置、予定している場所への設置を前提とした市としてのまちづくり計画というものがあるわけございまして、可能な限りこの場所に駅を設置することを目指していくということから、現在の方針をとり、この設置をさらに事業の手法としてはこれまで申し上げているような内容になるわけですが、実現を目指していきたいというふうに考えているわけでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） 前段の部分につきましては、ＪＲから危険性についての指摘を受けた、こういうふうに理解していると思うんですね。それで、どうも橋上駅に対する市の考え方が少し弱いような気がするんです。これは、検討を加えた結果の今の参事の御答弁というふうに受けとめてよろしいんでしょうか、お願いします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 先ほどお答えをさせていただきましたような大筋の話になりますけれども、検討の結果、現在のような結論に至っているというふうに考えていただいてよろしいかと思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） 再々々になってしまって大変申しわけないんですが、先ほど申しましたＡＢＣの予定地がだめになった。では、橋上駅について検討してほしい。その橋上駅もだめになったわけですね。そうしますと、線形を変更するという、電車の線路の形を変更するという、今の電車区の裏側の方の用地あるいは小高い山を使って、そこを新しい線路にする、こういったことはお考えでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君）　　今、具体的に御指摘のあったような形での検討が、具体的になされたかどうかというのは、私ちょっと承知をしておりませんが、いずれの場所につくるにいたしましても、現状の中ではＪＲから提起されている３点について、それほど大きな見解の相違が出てくるということにはならないのかなというふうにも思います。もちろんそれはそれぞれ条件の違う場所ですので、内容的には異なった部分があるかもしれませんが、そうした中から、結論的には冒頭、市長の方からもお話をさせていただきました方向といえますかね、それが最も実現性の高い現実的な方法であるということで結論づけ、方針として進めていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君）　　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　　まだ質問があるんですが、時間との関係もありますので、この質問については閉じていきますけれども、しかし、中央線の高架問題につきましても、長いスパン云々という市長のお話もございましたけれども、現実の問題として、果たして立川以西の高架が実現できるのかどうか、まさに５０年とか長い先の話だと思うんですね。今、現実に地元の方々はずぐに駅がほしいというふうに考えていらっしゃるんですね。いずれにしましても、よりよい方向で駅がつくられるように努力をしていただきたいというふうに思います。

次に４番目の質問に入りますけれども、これも少し今の市の進めている内容からいきますと、的を外れたような質問になるかもしれませんが、これまでの経過がありますから、あえて質問させていただきます。

西豊田の駅誘致事業推進本部会議の任務と開催状況について質問いたします。地元の方々の期待を一身に集め、鳴り物入りで西豊田駅誘致事業推進本部が発足しました。推進本部の会議は、予定では総会を含め年６回ほど開かれるはずでした。しかし、実際に機能したのは総会が開催されたときと、馬場市長が誕生された後に１度開かれただけで、その後は開店休業の状況になります。私は、かつてこの定例会で推進本部会議をなぜ開かないのか。推進本部会議の中でやるべきことがいっぱいあるじゃないか、こういう指摘をしました。答弁に立ちました当時の担当参事が、開けなかった理由を述べ今後開催しますと答弁をしたものの、答弁とは裏腹に、予定どおりに開かず今日に至っているわけであります。そこで、３点の細かな質問をさせていただきたいと思います。

１点目は、この推進本部会議は何の目的を持って結成されたものなのか。二つ目には、推進本部会議の方針、また議会からの指摘もありまして、会議を開催しなければなら

いはずでしたけれども、どのような事情、理由で開催をしなかったのかお伺いいたします。そして、3番目には、この先のこの推進本部会議の任務と本部会議開催の予定についてお尋ねをいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 推進本部会議に係る御質問でございますけれども、何のために結成をされたのかということでございますが、JRから示されている、何度もこれまでお話をさせていただいておりますこの諸条件について、地元、行政が一体となり全市的な結集によってこれを克服するとともに、JRに対する新駅設置の促進を積極的に働きかけるためということでございます。これにつきましては、今後、複々線化を視野に入れた中での西豊田駅の設置についても、この考えに変わりはないというふうに考えております。

それから次に、その会議の開催がされていないことについてのお尋ねでございます。昨年、市長就任後の7月29日に第2回目の本部会議を開催をいたしまして、現状での駅新設の難しさ、そしてより実現性のある方策としての複々線化促進等の説明をいたしておるわけでございます。そして、その後の本部会議の開催につきまして、御質問のように相当の時間が経過をしてしまっているということで、大変申しわけなく思っているところでございます。これにつきましては、八王子市との連携による関係市町に対する複々線化促進のための協力をお願い、また、促進協議会設置へ向けての準備会の発足、さらにその前段で言えば、事務的なレベルでの折衝、こうした行政レベルにおいても具体的な体制がある程度整った段階での、次回の本部会議を開催したいというふうに考えておりました、この間、間をとらせていただいている状態になっているわけでございます。このことにつきましては、本部委員の方々には、この間の事情を御説明しながら御理解を得て進めているところでございます。

今後の開催予定ということでございますけれども、ただいま御説明を申し上げましたとおり、次回の本部会議につきましては、関係自治体等によるこの事業の促進に向けた体制がある程度整った、そうした状況を御説明をしながら会議を持ちたいというふうに考えておるところでございますけれども、できるだけこの調整に努力をし、でき得れば年度内にも開催できるような状況になればいいかなということで、調整なり努力なりを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 意見と再質問を行いたいと思います。

結成されました目的は、今、参事が御答弁されたとおりだと思います。しかし、この目的を達成させるための努力を怠っていたと思います。そのことは、参事が今、率直におわびをしていただきましたので、それでいいと思いますけれども、いずれにしましても、今後の予定として年度内開催を予定しているということでもありますので、ぜひ約束をほごにしないで必ずこの推進本部会議を開いていただきたいというふうに考えます。

そこで、今の御答弁の中でちょっと気になったこともありますので、2点だけ再質問をしますけれども、一つは、開催ができなかった理由を本部委員の方々に御説明をし納得を得た、理解を得た、こういう御答弁ですが、どういった形で本部委員の方々にその意思を伝えたのか、その方法について御答弁を願いたい。

もう一つは、隣接します八王子市の自治会に対しまして推進本部会議に加入をしていただけないか、こういうふうな経過の中で、そのような手続を行いますということで、既に手続が終わっていると思いますが、隣接する自治会の加入というのは済んでいるのか、2点よろしくをお願いします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 本部員の方々へのこの間の事情の説明等につきましては、本年の5月末、文書上の日付は5月28日の文書で、市長名で推進本部員のそれぞれの皆様に、西豊田駅誘致事業推進本部会議についてという表題で、この間の事情を説明し、昨年11月発行の西豊田駅誘致だよりや今年の5月1日の広報を通じて、市民の皆様にもその内容を知らせているというふうなことも、あわせ記載をし、次回本部会議は関係市町間の調整が整い、立川・高尾間連続立体複々線化促進協議会設置に向けた準備会等の発足後に開催をいたしたいのでよろしくということを書いております。当時と、状況がまだ準備会云々という部分については、そういう進展になっておりませんけれども、こういう内容で文書をもってお知らせをさせていただいております。

それから、八王子市内の関連町会、自治会等につきましては、昨年12月それから本年の6月、再訪問をし、五つの町会、自治会等があるわけですが、代表としてお願いをするお二方に、具体的には大和田一丁目町会、それから高倉町会の代表の方にお会いをし、本部への参加の承諾は得ているところでございます。正式には、本部会議を開き、そこで正式な手続ということになると思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） わかりました。

今回の一般質問のテーマは、JR西豊田駅誘致の経過と今後の取り組みを問うという

こととございまして、経過に対する最後の質問をさせていただきたいと思います。これも今、市が進めている構想と私の考えていることの差がありますけれども、ぜひ私のこの一般質問の趣旨の目的を理解していただきまして、御答弁をいただきたいと思います。

日野市が旧国鉄、ＪＲへ提出しました予備調査の報告書について、再度質問をいたします。私は西豊田駅誘致事業の質問をするに当たり、事あるごとに誘致のための基礎資料、予備調査報告書の不備を指摘をし、その見直しを求めてまいりました。市も予備調査報告書の不備を認め見直しを行うと答弁をされました。またその後、推進本部が結成されたので、これを契機に本部会議で調査、研究をし見直しを図る、その具体的な部署を明示しながらも、今日に至るまでの間、推進本部会議を招集し見直しを図る気配など全くありませんでした。

そこで、質問を２点いたします。答弁が、けさの奥住議員のお話じゃありませんけれども、検討あるいは研究の材料に値する、この程度のものならば仕方ないと思いますけれども、議場で行うという答弁、約束しながら見直し作業をしないということは、これは議会軽視につながっていくんじゃないのか、こういうふうな気がしますけども、御見解を求めたいと思います。また、改めて質問しますけれども、このいわゆる見直しは行う意思があるのかなのか、この２点をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 調査報告書の見直しについてのお尋ねでございます。

予備調査報告書及びその追加資料につきましては、ＪＲに提出をして以来相当の年月もたち、当時と比較して社会経済環境も大きく変わっているところから、その見直しをする必要性があるということで考えておるということ、前担当者との議会でのやりとりがあったということとございまして、そういう観点からの答弁だったかというふうに思います。現在、西豊田駅の設置につきましては、るる申し上げておりますとおり複々線化を促進し、その事業にあわせて新駅設置を推進してまいりたいというふうを考えておるところとございまして、この複々線化促進協議会等の発足、その具体的な活動の進展が図られた中で、見直しというよりも、むしろ新たな視点による調査、そうしたものを行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） この間の経過につきまして５項目の質問をさせていただきました。中には今、市が進めている構想とかけ離れた質問もありまして、特に野中参事には

大変御迷惑をかけたかもしれませんが、この間の調査あるいは答弁に対するまじめな考え方をいただきまして、大変感謝いたしております。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして今後の取り組みについて提案、提起をさせていただきたいと思っています。これにつきましては、もちろん野中参事からの御答弁もいただきますけれども、市長の方からもあわせて見解を求めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

冒頭申し上げましたが、私は新駅を実現させた二つの先進的な町を視察をしてまいりました。そこでの先進的な取り組み、事業を参考にしながら、今後の課題について質問をいたします。

ここで井川さくら駅誕生までを簡単に紹介をしたいと思います。まず商工会との連携であります。国鉄の民営化後の各ＪＲの旅客鉄道会社及び日本貨物鉄道会社に対する地方公共団体の寄附金等の支出については、地方財政再建促進特別措置法の第24条の第2項により制限されていることは周知のとおりでございます。当時——当時というのは井川さくら駅の設置を検討しているとき、当時は新駅設置にかかる経費の1割以上をＪＲが負担する前提となっていました。また、仙台市の北山駅、青森県青森市の矢田前駅など他県の例によれば、3割以上を地域住民等の寄附金を充て、それ以外は公共団体が負担をして建設をしていました。井川さくら駅はいわゆる請願駅なので、全額地元負担が原則であることから、ＪＲに負担を求めることができない。また、期成同盟会等の任意団体による支出はできない等の状況にありました。以上のような状況から、自治省への承認を得ることはできないと判断をしまして、知恵出しの部分で浮上したのが、井川町商工会の事業として新駅の設置を行うことであります。その決めどころは、井川町の商工会定款の第1条、ここには本商工会は地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。この条文と第8条の本商工会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。その9項目目の社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。また、14項目目の前号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。これらの商工会定款を活用し新駅誘致を成功させたものであります。

この井川町方式を西豊田駅誘致にも当てはめていただきたいと思いますけれども、日野商工会との連携、いかがなものでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君）　新駅実現の事例というのは、佐藤議員さんからも数多くの紹介を、これまでもしていただいておりますし、あるわけでございますけれども、地域的な事情はそれぞれに違ひまして、その実現に至った手段、方策等につきましては、私どものこの西豊田駅の場合に、少しでも可能性の与えるものであるということであれば、積極的に取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的には商工会のというお話があったわけでございますけれども、推進本部の委員にも商工会の代表の方に加わっていただいております。今後とも商工会に限らず多くの団体、市民の方と連携を図って事業を推進していくという考えでおります。

○議長（馬場繁夫君）　佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君）　冒頭、この井川さくら駅の建設事業費について9,207万1,000円というお話をさせていただきました。実は、これは裏話になりますけれども、商工会の理事の方々が、あるところから約7,500万円の借金をいたしまして、その7,500万円と町の方々の寄附、合わせまして約1億円近いお金で駅の建設を始めたわけであります。町の方としましては、商工会の理事の方々が7,500万円の借金をしておりますので、町の補助金として商工会に出す、このことで借金の返済を図ってきた、このような話も伺っております。

今、参事の方からそれなりの決意と申しましょか、考え方が発言されましたけれども、市長の方からもこの問題に対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　前段の3点のJR側の課題、その1、2点についてクリアできないという前提のもとで、3点目のことについてのみ考え方を申し上げたいと思います。

地元負担で駅をつくるという点につきましては、私は可能性があるというふうに申し上げました。その中にまさに商工会あるいは地元の篤志家、地元の企業あるいは事業所、そういった皆さんが、今のお話ですとお金を借りるあるいは御自分で御負担をいただくということを、また市が助成をする、こういう形では可能性が大いにあるというふうには思っています。ですが、いかんせん第1点、第2点がどのようにクリアできるかということは、私どもの問題ではございません。あくまでもJR側の対応でございますので、これについて私どもが影響を与えるということは、まず可能性がないというふうに思っております。

そういう中でございますけれども、商工会はもとより新都市建設公社、これもかつて

の協議会といいますか、には入っていなかったわけでございまして、そちらからも御不満が実は出ておりました。あるいは八王子の市長さんから、うちの方の自治会を呼ぶらしいけど、私には全く話がないんだよというようなことも、このことを初めにお会いしてお願いをしたときにお話がありました。そんなことがございましたので、全くゼロから組み上げていかなければいけない大変長い作業だということは、私は認識をしております。ですが、資金を集めるということについては、ＪＲ側の２点がクリアできる状況になるとすれば可能性はある、そういう認識はっております。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） わかりました。よろしくお願い申し上げます。

最後の質問になりますけれども、次にお願ひしたいのは、政治力の活用であります。前市長はこういう形、政治力の利用とか活用ということにつきましては、どうやら嫌いなようでほとんど活用がされておりました。長いこと氷ついたように進んでいなかった中央線の三鷹・立川間の高架の促進は、三多摩選出の国会議員あるいは代議士の力で促進されたと言われております。井川町はもちろんですが、宮城県の岩出山町も積極的に地元出身の代議士や国会議員を活用されたようであります。

幸い馬場市長は中央政界にも人脈がおありのようで、また太いパイプも持っていられるようです。運輸省も認識し始めたという話も伺っております。ぜひ政治力を活用してほしいと思いますが、これはいかがでしょうか。（「佐藤議員が与党の一員にならなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 駅の誘致への政治力の活用をということでございますけれども、西豊田駅の誘致、そして、その実現のための複々線化事業の促進につきましては、当日野市議会の決議の意見書も出していただいております。こうしたことを初め、南多摩市議会議長会における要望書として運輸省を初め関係機関に提出をされているところですが、それにあわせて、今後は関係自治体とも連携をしまして、地元選出の国会議員、都議会議員のお力もお借りし、運輸省、ＪＲ等への働きかけをお願いしていくということになろうかと思ひます。

これは御質問の中にもございました三鷹・立川間の連続立体化複々線促進協議会等でも同じような活動をされてきたということでございますので、そうした形になっていくといひますか、そういうことを目指すというふうなことになろうかと思ひます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） この種の問題につきましては、特に市長の手腕にもかかってくると思いますので、市長からもこの問題についてのコメントをお願いして、この質問を閉じたいと思います。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私は非常にそれほどの政治力を持っているわけではありません。ささやかなささやかな力しか持っておりません。ですから、一生懸命コマネズミのように動き回るだけだというふうに思っております。その結果が、20年、30年、あるいは50年、100年たってあらわれれば本望であるというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） それぞれの御答弁をいただきまして、ありがとうございました。これをもって、この一般質問は終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって14の1、J R西豊田駅誘致の経過と今後の取り組みを問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の2、東・西平山土地区画整理の仮換地案について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○8番（佐藤洋二君） それでは、引き続きまして一般質問をさせていただきます。簡単な質問でありますので、よろしくお願いいたします。

6月26日から7月9日までの換地設計案の戸別説明会が開かれました。この仮換地案は住民にとって大方の満足が得られたものと判断しているかどうか、これが第1点目の質問です。2点目は、地権者から出されました要望書は地権者の意向に沿って速やかに回答を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。質問の3番目は、同地区の資金計画をお示ししていただきたいと思います。それから質問の4番目は、清算金の指数をお示しをいただきたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 1点目の仮換地案に伴いまして、大方の権利者の方の満足を得られたのかという御質問でございます。西平山の土地区画整理事業につきましては、仮換地案の発表に先立ちまして、事業計画等の見直しを行ってございます。そのような中で、6月26日から7月9日までの約14日間で、仮換地案の戸別説明会を開催いたしましたところでございます。来た方につきましては、対象の地権者約1,300名のうち約900名の方々が会場に来ていただきまして説明をさせていただいたところでございます。説明の内容につきましては、事業計画の変更の概要及び個々の土地に対する換地の位置、形状、面積、減歩率等につきまして説明をし意見、要望等をお伺いしたところでございます。また、都合によりまして、期間中に戸別説明会に来られなかった方につきましては、西平山の区画整理だよりで周知を図るとともに、戸別説明会の終了後におきまして2週間の要望書の提出期間がございましたけれども、この2週間も来られなかった方への説明会に当ててございます。また、市役所に来ていただきまして内容の説明等をし、了解を得るように努めております。

これらの対応によりまして、市が従来から地権者の方々に説明をしてきております小宅地に対する減歩緩和の措置や土地の評価等については、おおむね理解されたものと考えているところでございます。

それから、2点目の地権者からの出された要望は速やかに、かつ意向に沿った形で解決してほしいという御質問でございます。今回、仮換地案の戸別説明会を開催いたしました結果、地権者の方々から約335通の要望書が提出されているところでございます。これらの要望書を要旨別に分類させていただきますと、換地の位置、形状に関するものが255件でございます。それから減歩率に関するもの71件、それから清算金に関するものが90件、移転補償に関するものが61件、事業計画に関するものが114件、工事等に関するものが61件、計722件の内容になってございます。これらの要望書につきましては、主管課におきましてさらに精査をさせていただきまして、土地区画整合法や西平山土地区画整理事業の規定、基準等に照らしまして対応を検討していきたいというふうに考えてございます。今後は、検討いたしました結果等につきまして、土地区画整理審議会に御報告をさせていただいたり、できる限り早い時期に要望書を提出された方々に回答書をお送りしたいというふうに考えております。

また、要望書等によりまして、換地の変更が生じることとなった地権者の方々には、

再度仮換地案の戸別説明会を行いまして周知をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、要望書の取り扱いの状況等につきましては、今後とも西平山の区画整理だより等を通じまして、地権者の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の資金計画でございます。仮換地案の戸別説明会では、事業計画の見直しを行いました設計案に基づいて概要を説明しております。今回の見直しの設計案に基づく資金計画につきましては、当初の事業計画の総事業費、約389億円を415億円ということで変更することとしております。今後は、仮換地案の要望書等を検討する中で、事業計画の変更とあわせて資金計画につきまして、再度調整した上で地権者の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、4点目の清算金の指数をお示しくささいでございます。清算があることに関しましては、従来から基本的な事項として西平山の区画整理だよりでも周知をしているところでございますけれども、今回の戸別説明会におきましても、清算が発生する方については説明をしているところでございます。なお、清算の趣旨につきましては、仮換地案の個々の換地に対してそれぞれ発生するものがございます。地権者本人からの御要望等があれば、お示しして説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。総体を通じまして、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

御答弁の中で、説明会に出席できなかった地権者の会の方には、区画整理だよりあるいは来庁していただければ説明いたします、こういう答弁でしたね。そこで、今、西平山にまちづくり事務所が月2回開かれているわけでありますけれども、そういった席では説明ができないのか、これがまず第1点です。

それから、曳家される家屋数の当初の予定数と見直しによる今回の数ですね、これについて御答弁を願いたいと思います。それから、曳家がかなり遠くまで曳かれるというふうな話も伺っておりますけれども、平均的にはどのぐらいの距離で曳家がされるのか、この質問をさせていただきます。

それから、区画整理は最終的には照応の原則が守られているかどうか、これが大きなポイントだと思うんですけれども、今回の仮換地案ではそういった照応の原則が守られ

ているのかどうか、このことについての質問をさせていただきます。

それから、要望書を出された方々に回答書をお送りいたしますと、こういう御回答でございます。私の方は、できるだけ早く速やかにしていただきたい、こういう質問なんですけれども、目安について、当初2ないし3年というふうな話もありましたけれども、もう少し早くできないものか、こういうこと。それから、要望に沿った形でぜひ解決をしていただきたい、こう思います。

それから、資金計画で、当初の389億円から約26億円ふえた415億円が、今回お示しをしていただきました。この内訳をお示ししていただきたい、こう思います。

最後に清算金の関係なんですけど、御答弁では地権者の本人から要望があれば、本人にお示ししますと、こういったことと、あと戸別の説明会でも説明していきますと、こういうお話です。実際に地権者の方に聞いたところ、私は説明を受けていなかった、こういうふうな話もあるんですね。したがって、清算金の話がないということは、その地権者には清算金がないというふうに判断していいのか。あるいは担当の方が失言をして、地権者の方に説明しなかったのか、その辺の事実関係についての質問、以上何件かいたしましたのでよろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 1点目の西平山のまちづくり事務所を月2回開設しているわけでございますけども、その中で仮換地案についての説明ができるかどうかということでございますけども、事務所の開設日につきましては、常に地権者の方から換地のことにつきましても事業のことにつきましても、御質問があれば御回答を差し上げるということにさせていただいているところでございます。したがって、もし換地案等について再度お聞きしたいという方がいらっしゃれば、事務所においでいただければ、担当の者がちゃんと説明をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、2点目の建物移転の関係でございますけども、当初建物移転につきましては1,189棟ということで認可をいただいております。これを変更後は766棟ということで見直しを行っているところでございます。1,189棟の内訳につきましては、曳家が718棟、それから再築が471棟でございます。それから、見直しの方では曳家が499棟、再築につきましては277棟ということでございます。それから、曳家の平均的な距離ということでございますけども、この今御説明しました曳家と再築の内訳につきましても、最終的には個々の建物の調査に入ることによりまして確定するものでございます。そういう前提でございますけども、曳家につきましては、建物の構造を確認することによって曳家

になるのか再築になるのかという部分が、最終的に判断されるということになりますので、おおむね平均の距離といいますのは、大体60メートルか70メートル前後ではないかというふうに思いますけども、ただ、それも建物の構造等によりまして、もしくは事業の進め方によりまして変わってくるということで、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、3点目の照応の原則が守られているかということでございます。換地設計につきましては、仮換地供覧を一応させていただいたものにつきましては、この照応の原則は必ず守るということが前提でございます。そういう中で仮換地の供覧をさせていただいたというふうに考えてございます。ただ、換地設計の中で、多少私どもの方で見落としがあったりそういうものがあるものにつきましては、要望書等もいただいている中で今後、十分検討させていただきたいというふうに考えております。基本的には、照応の原則を守るということで換地設計を行っているということでございます。

それから、4点目は要望書の回答の時期ということでございます。先ほど、できるだけ早い時期ということで回答をさせていただきましたけども、これにつきましては、来年の夏までには回答するというように考えてございます。それから、要望に沿った形でということにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、区画整理事業の中での換地基準、それから土地評価基準、そういうものに沿って換地設計を行っております。そういうものの中で要望を整理していきたいというふうに考えております。

それから、5点目の資金計画でございますけども、415億円の内訳ということでございます。この資金計画につきましては、最終的には換地設計がまとまった段階ということになりますので、2年後ぐらいになると思いますけども、数字的には多少変わってくるということを前提に内訳を説明させていただきます。国の補助金、それから都の補助金、合わせまして約96億円でございます。それから、日野市の負担金が57億円。それから、保留地処分金が約71億円。それから、国の公管金が191億円ということで予定してございます。これにつきましては、2年後ぐらいに事業認可の変更をするということになりますので、その段階で多少変更になるのではないかとというふうに思います。

それから、清算金の指数の件ですけども、清算が発生する方につきましては、必ず減歩率と換地の位置等と合わせて清算が発生しますよということは、お話をさせていただいております。ただ、清算金につきましては、事業が終了する段階で清算金の額が決まっておりますので、清算金が幾らというお話はできないわけですが、例えば小宅地の方で減歩緩和を受けられている方につきましては、当然、事業完了時に清算が発生し

ますのでということで、だから、清算が発生するということについては御理解いただいていると思うんですけども、細かい数字まで具体的にお示ししたかどうかということは確認できませんけども、そういうことで、清算が発生する方についてはお話をさせていただいているということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

再質問の答弁を一通りいただきました。それなりに理解をするところでございますけども、最初の方の理解が得られているのか、こういう質問に対しまして、部長の答弁はおおむねの理解は得られている、こういうふうな御答弁でございます。

あと9分ほどありますので、ちょっと時間を貸していただきたいと思いますけども、実は地権者の会の方々がアンケートをおとりになったんですね。それで、仮換地案の満足度につきましては、167のアンケートを回収する中で満足だと答えた方が26地権者、それから、不満足だ、失望したというふうなアンケートに答えた地権者が141、これは満足と答えた方は全体の1割5分6厘、それから、不満足だ、そして失望したと答えた方の合計は8割4分4厘。仮換地案は、167人の方の御意思ですけども、余り理解を得られていなかった、こういう数字があらわれています。

それから、換地後の状況ですよ、いわゆる先ほど照応の原則ということでお話しさせていただきましたけども、これもよくなった、悪くなったということで判断しますと、地形が換地後の状況として悪くなったと答えた方が78の地権者なんですね。これは全体の6割2分7厘です。それから、よくなったとお答えになった地権者の方は3割2分7厘。方角、これも悪くなったと答えた方が54地権者、全体の7割1分。それから、22人がよくなったと答えているんですが、2割8分9厘。それから、日照の関係については悪くなったという方が非常に多くて60地権者いるんですね。8割です。また、よくなったと答えた方が15で、わずか2割。それから、環境につきましても7割6分8厘、悪くなったと答えた方は63人もいるんですね。それから、よくなると答えた方が19人、これらの数字を見る限りでは、おおむねの了解、理解、納得が得られたという根拠にはつながっていかないような気がするんですけども、これは1,300の地権者の中の約1割ちょっとの方々の御意見ですから、必ずしも民意が反映されているとは思っておりませんけれども、そういう数字が出ていることについては御承知おきを願いたいと思っております。

さらに減歩率についての意見は、やっぱり多過ぎると答えた方が70人いるんですね、7割1分4厘。妥当だと答えた方が28人で2割8分5厘。ほとんどないという方が45人

なんですけども、このような数字も踏まえて、これからの換地発表までの間に、できる限り問題点を整理しまして、やっぱり区画整理をしてよかった、そういう区画整理に東・西平山土地区画整理を上げていただきたい、このことをお願いいたしまして、この質問については終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の2、東・西平山土地区画整理の仮換地案について問うの質問を終わります。

一般質問15の1、地域振興券（商品券構想）交付事業についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（宮沢清子君） 私たち公明党が、国民のために商品券構想を提唱いたしました。国の地域振興券交付事業ですが、各関係機関の協力と理解をいただきながら、現在実施に向けて国と地方で具体的な準備を進めていただいております。当初、地域振興券に対する賛否両論の声がマスコミ等を通して流されたこともありまして、誤解や批判がありましたが、理解が進むにつれて地域経済の活性化、景気浮揚効果に期待が膨らんでまいりました。この地域振興券交付事業は3,200余りの区市町村が実施主体となって、定住外国人も含めまして約3,500万人以上の人を対象となります。全国的な事業であり、今回の緊急経済対策の重要な柱の一つに位置づけられておるところであります。初めてのことであり準備期間も限られたものとなっているために、日野市にとっても大変な事業になると思われますが、この事業が個人消費のカンフル剤として効果を発揮し、日野市内の商店などに明るい兆しがあらわれるように、円滑な実施が図られることを期待をいたしまして、質問に入らせていただきます。

地域振興券交付事業の実施概要については、御存じのとおり、1. 支給対象者のいる世帯に対象者1人につき2万円を交付、2. 基準日は平成11年1月1日付、3. 使用期限は6カ月とする、4. 換金は不可、5. 使用期間は原則居住市町村の区域内、6. 利用できる商店は市町村が決定する、7. 市町村が発行し、費用は国が全額負担する、8. 実施は1月以降となっておりますが、日野市の現況についてお伺いをしてまいりたいと思います。

質問の第1点目といたしまして、15歳以下の子どもがいる世帯主、外国人の方も含めまして、対象人数はどのくらいになりますでしょうか。2、老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、母子年金、準母子年金、または遺児年金、児童扶養手当、障害児福

祉手当、または特別障害手当等、社会福祉施設措置入所者、原爆被爆者諸手当の受給者、生活保護被保護者など、さらには市町村民税非課税の65歳以上の在宅寝たきり老人と、また市町村民税均等割非課税のうち65歳以上の方で、平成10年度補正予算の臨時福祉特別給付金受給者等が対象です。日野市の種類別交付対象者数と交付される発行額の規模をお伺いいたします。

第2点目の質問としまして、地域振興券事業の実施時期と、経済効果についてお伺いをいたします。

第3点目といたしまして、地域振興券の印刷方法及び偽造防止策についての見解を伺います。

第4点目といたしまして、民間事業者の指定方法は、市が実情に応じて独自に決定できます。日常的な小売業、飲食店のほか、クリーニング、理・美容業、旅館、病院等医療業等の各種サービス業、運輸、通信業、通信販売業等、幅広く対象とし得ることになっていますが、指定方法をお伺いいたします。

第5点目といたしまして、振興券の通用区域と住民対象者へのPRの方法について伺います。

第6点目といたしまして、換金方法と会計処理の方法をお尋ねいたします。

第7点目として、申請方法についてお伺いいたします。15歳以下のお子さんのいる世帯主は、地域振興券が郵送されることになっておりますが、高齢者等、先ほど申し上げました対象者については、自己申告することになっておりますが、高齢者等の対象者についても何らかの形で日野市から通知が郵送されるように配慮していただきたくお考えをお伺いいたします。

最後に、地域振興券とは別に、商工会等が発行する商品券について、発行当初の準備費や特に商品券の印刷費、宣伝費等の費用等いろいろと見込まれると思いますが、日野市として、商工会の商品券発行に対しての支援協力体制をお考えになっていらっしゃるかどうか、御所見をお伺いいたします。

まず、以上の点についての御答弁ほどよろしくお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 地域振興券交付事業につきまして、お答えさせていただきます。

平成10年11月、経済閣僚会議にて閣議決定された地域振興券交付事業については、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図ることを目的にしており、地元の商工業者におい

て地域振興券が使用されることは、地域経済に大きな影響をもたらすものと期待しております。

具体的な数字につきまして、お答え申し上げます。交付対象の数字でございますけれども、15歳以下の児童につきましては、外国人登録者を含めまして2万3,222人でございます。それから、福祉関係の方の合計が8,158人でございます。合計しまして3万1,380人を数えておりますが、これは先ほど言われました基準日、来年の1月1日の数字とは若干異なりますので、私どもでは3万3,000人ぐらいが該当になるんじゃないかという数字を予測しております。したがって、6億6,000万円ほどの数字が見込まれるというふうに考えております。

それから、偽造防止対策についてでございますけれども、地域振興券の印刷に当たりましては偽造防止策が重要な要素となります。現在、市ではこの印刷につきましては、このような見地から大蔵省印刷局に印刷の依頼をするか経済効果の一環も図られることから、市内にそういうことに対応できる業者がいるかどうか、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

周知の方法でございますけれども、地域振興券交付事業施行に当たりましては、交付対象者に対し漏れのないよう個々にお知らせ等を通知したいと考えております。また、特定事業者、いわゆる取り扱い業者でございますけれども、募集することになっております。この募集につきましては、市内業者を広く募るために公示はもとより広報でお知らせするとともに、ポスター等の掲示も考えてまいりたいというふうに思っております。

交付申請の手続等でございますけれども、15歳以下の児童の世帯主には配達記録郵便で地域振興券引きかえ申請券を郵送したいと思っております。また、その他の方々は申請主義が前提となっておりますが、個々にお知らせを郵送する予定をいたしております。

それから、取り扱いの市内業者の関係でございます。募集要綱を作成いたしまして公示をし広報等により募集をいたしたいというふうに考えております。

あわせまして、この事業と現在商工会の方で進めております商品券構想とのかかわりが生まれてくるわけでございますけれども、商工会の方では、現在、かわせみ商品券という名称をもって、平成11年3月から独自の構想のもとに発行をすべく作業を進めておられます。これらについては、できるだけ整合できるように協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございました。

ちょっと答弁漏れがありますので、御確認をしたいと思いますが、発行体制と実施体制の方法をどのようにお考えになっていらっしゃるか。それから、市における会計処理の仕方もあわせてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 発行体制、実施体制につきましては、市民生活部の産業振興課を中心といたしまして福祉の関係、それから教育の関係、税の関係、多くの関係する課が出てまいりますので、これらと密接な連携を持ちながら交付事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、会計処理の関係でございますけれども、原則的な自治省の指導によりますと、基金または特別会計を設けることが理想というふうに指導を受けておるわけでございますけれども、自治省でも一般会計の処理も可能というふうに指導をしてきております。年度途中での特別会計の設置については、財務会計システム改修等に経費や時間がかかりますので、一般会計で歳入歳出処理をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございました。今の御説明でよくわかったわけですが、何点かぜひ御配慮の中に入れていただきたいということで、お話をさせていただきたいと思います。

今、いろいろと質問をさせていただきました中で、永住外国人と特別永住者の15歳以下の人数というのは別途でわかりますかしら。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 永住者、特別永住者の数につきましては、先ほど申し上げた数字の中に50名が含まれております。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） どうもありがとうございました。

今、産業振興課を主管課といたしましてプロジェクトチームをつくっていただきまして、15課が綿密な連携を保ちながら、交付事務に実施に向けて御努力をしていただいているところであると思います。

一つ、この振興券の作成というか印刷方法なんですけれども、確かに大蔵省等でもお願いをすればできることになっておりますが、あくまでも地域振興ということが目的で

ございますので、できましたら市内の印刷業者等を設定していただいて、お願いをしていただいた方がいいと思います。

先ほど、印刷の仕方等が、大変市内の業者の中にいるかどうかということでありましたけれども、その中で一番心配されるのは偽造されるということが一番懸念されることではないかと思いますが、それも自治省の通達の中でしっかりと主管課の方には通達が来ていると思いますので、ここでは細かいことを申し上げませんが、私たちがいただいた資料の中にも、印刷の仕方の中でサンプルをいただいているんですが、偽造防止もきちっとできる印刷の仕方の事例もありますので、もしよろしければ、またこういったものも御一緒に資料としてお渡ししてもいいかなと思っておりますし、関東財務局で御指導受けたときも、商工会の皆さんがお話を承ったようでございますけれども、今まで商品券を発行した中で、偽造されたようなところはそういった出回ったことはないということのお話も、日野市の中の商工会の方でも確認をされているようでございますので、できましたら市内の印刷業者を中心にして、御検討していただければと思います。万やむを得ない場合には、そこからきちっと御指導いただきながらやっていくという方法をとっていただきたいと思いますので、これは要望をしておきたいと思います。

それから、申請及び交付手続の仕方は、今お話ししてくださったように15歳の以下の児童の世帯主のところには、郵送で配達記録郵便で申請券が送られていきますけれども、65歳以上の方たちに対しましては、申請主義となっているというお話ですが、今の御答弁ですと個々にお知らせする、郵送していただけるということで、この作業が一番大変ではないかと思います。漏れなく、落ち度なく、そしてお1人お1人の手元に届くようにということの、これが一番大変な作業かなと思います。配布の仕方と今度申請されて交付を受ける場所等は今後検討されると思いますが、どんなお考えを持って進められるか。これからちょっとプロジェクトチームの中で煮詰めていくと思いますが、わかっている範囲の中で、もし御説明いただければお願いをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 今度の地域振興券につきましては、自治省の方からも地域振興券ニュースレターという形で1号が11月25日に発行され、2号が11月27日に発行され、それぞれかなりの情報をいただいております。これらをもとに12月4日に東京都の説明会が開かれました。さらに、私どもの方では12月11日、議会中ではございますけれども、課長職を中心といたしまして庁内連絡会を設けたいと思っております。非常に先ほど申し上げましたように、多くの課が関係してくること、それから商品券も1枚

1,000円額面でございますから6億6,000万円ということになりますと、非常に数量的にも多くなりまして、事務スペースとしても相当のものを必要とするのではないかと。また、防犯上等を考えると、それらの対応も考えなければならないということで、いろんな多くの問題が予想されますので、これから12月11日の協議を経た上で、それらの問題点を整理し対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

では、幾つか識者の声を御参考までに御紹介しておきたいと思います。今、御承知のとおり戦後最悪と称される深刻な不況の中で、景気をどう回復していくかということ、これを軌道に乗せていくということが、エコノミストの中で指摘をされているところでございます。GDP——国内総生産の個人消費の低迷で今、戦後最悪の不況だと言われております。こういった中で商品券に対します多くの識者が声を寄せていただいているんですが、二つぐらい時間の関係で御紹介させていただきます。

日本証券経済研究所主任研究員の紺谷典子さんという方は、「今の日本は景気回復に効くと思うことは何でもやるべきだ。何かをやっているという主張と施策を実行するスピードが大事だ。その意味で、今回の商品券導入は評価できる。大恐慌の入り口に差しかかっている今、細かい対策でも一つ一つ積み上げていくしかない」というふうにおっしゃられております。

また、先日、来日されましたクリントン大統領もTBSの番組の中で、約130人くらいの方と対話をされましたけれども、この中から、洞田優香さんという大学4年生の方がクリントン大統領に、「日本は景気対策において商品券を15歳以下の子どもと、あとは65歳以上の高齢者に配ることを決めましたが、このようなことも含めて、日本の景気対策についてどうお考えになるか教えてください」というふうに質問されているところをテレビで見たわけでございますが、そのときのお答えといたしまして、途中のことは割愛するといたしまして、おっしゃっていることは、「何しろ消費を刺激するために打てる策があれば、それは何でもいいと思うんです。日本の方々、大いに貯蓄していращることを知っています。それもいいことだと思います。高齢化の心配をしていращるから、定年後の貯蓄をしたいと思っていращる。しかし、その退職後の貯蓄と、今、経済を成長させることとのバランスをとることが必要だと思います。人口が高齢化する中で、高齢化した人口を支えるものは顕著な経済だと思います。ですから、消費者の信頼感を強め、そして消費を強める策があれば、それは何でもいいと思います」

ということで、この日本の商品券に対して期待の言葉を寄せてくださっております。

こういった中で一つ一つこの商品券——地域振興券が無事に推進されまして、ちょうど時期的にも入園入学の時期ですし、御年配の方たちというのは、お孫さんにお祝いを買ってあげるとか、また、御家庭の方たちはそういった一つの中に入れることもできるんじゃないかと。また、家族で楽しむとかですね、先ほどもうちは3名いただけるというお声も聞きました。本当に1人1人の方が期待をしていらっしゃるんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

さらには、今、商工会の商品券のことを伺ったんですが、かわせみ商品券ということで伺いました。きょうの読売新聞ですけれども、地域商品券、商工会等を中心にし、また各自治体が発行されたり、または経費の補助をしたりして、かなりいい成果をおさめているということで数値的に出ておりましたので、ぜひ御参考にしていただきたいと思います。

政府の緊急経済対策の一環として、来年2月以降交付される地域振興券を先取りする形で地域限定の商品券を独自に出している自治体は142区市町村にのぼることが、8日自治省の初めての全国実態調査でわかりました。自治体みずから発行するのは京都府の園部町を初め20区市町村、商品券を発行する地元商工会などに経費補助をしているのは千葉県野田市など103区市町村、自治体が商工会などから商品券を買い上げて住民に交付しているケースが10市町村、都道府県別では東京都でも12区市が最多で、一番東京都が支援体制を、補助金の体制をしかれているようでございますので、ぜひ日野市も商工会の支援をしていただきまして、このかわせみ商品券がスムーズに流通機関の中、また消費者の中、市民の中に手が行き届きまして、大いに日野市の商店の喚起ができるようにお力添えいただきたいと思います。この辺のこの見解につきましても、後ほど市長さんに伺いたいと思います。

私、11月23日の朝日新聞で『『商品券』使い闘病の子に夢』ということで、東京都の大川原朋子さん、中学生、14歳の「声」の欄を読みまして本当に感動して、また、こんな素直なすばらしいお気持ちをお持ちの方がいらっしゃるということは、本当に日本というか一地域地域が希望が持てるんだなということで、御紹介させていただきます。

はじめまして、私は世田谷区の学校に通う中学2年生です。事情はよく分かりませんが、来年の春、子供たちに国が2万円をくれるそうです。皆さんは、そのお金をどうしますか。私は長期入院の子供にビデオやゲームソフトなどをプレゼントするつもりです。

私の弟の慧はムコ多糖症という難病で、お医者さんに「骨髓移植を受けるしかない」

といわれました。(中略) けれど弟の命がかかっているので、家族みんなで募金活動を始めました。(中略)

ところが幸いなことに、国内で慧に合う^{さいたいけつ}臍帯血が見つかり、移植を受けることが出来ました。

使わなかった募金をもとに、みんなで話し合っ、Kid's Friendly Fund という基金をつくりました。(中略)

今、国内の病院では、学校にも行けず、友達とも会えず、寂しい思いをしている子供たちがたくさんいます。私は、そんな子供たちも、みんな楽しく遊べたらと思います。だから、病気と闘っている子供たちを応援するK・F・Fをつくりました。みなさんも、2万円のほんの一部でいいから病院の中にいる子供へプレゼントを購入して、彼らの友達になりませんか。

という投稿をされておりました。お1人お1人が、この地域振興券に対して期待と希望と、そして使い方に対して本当に価値判断というか、価値創造されているということを知りまして、ますます私たちの立場で行政も一緒になって推進できるようにしていきたいと思います。

これからは100の評論よりも一つの実行ができるかどうか、「(「そうだ」と呼ぶ者あり) それから、情報化の時代と言われていますけれども、これからは創造社会の時代、創造した社会をいかに先取りしていけるかどうか、その時代の予測ができるかどうか、どれだけ市民というか、人々に新鮮な喜びを提供して、社会を揺り動かしていけるかどうか、本当に今こういったことが求められている状況だそうでございます。

この地域振興券をいただいた、交付された方々は必ずどこかの商店に行って使われると思います。また、商店もそれぞれ利用されるというか、利用していただける場所、各関係機関も魅力のあるそういう何というんですかね、活性化のあるそういった消費需要拡大のためになるようないろんな発想を持たれてやっていくと思いますので、ぜひ準備をされる担当者の方々等は、何かと大変でしょうし、また多くの時間等も要すると思いますが、国が全額負担で10分の10、事務費も賄ってくれるようでございますし、一切が政府の協力によりましてスムーズに、これがまた運営できるように、そして、各自治体も協力をしていきたいと思っております。また、私たちが協力を惜しまないで努力したいと思っていますので、理事者の皆さんにもぜひ認識をしていただき、また無事故で推進できるように、15課のそのプロジェクトを組まれるチームの方々に惜しみない力添えをお願いしたいと思います。

そのことをお願いいたしまして、最後に市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　地域振興券、いわゆる商品券の構想について、かなり具体化してきたわけでありまして、その件についての質問であります。今、議員も御指摘のとおり、何分にも急なお国の方からの御指示でございまして、実は早速、私、市長会の役員に二、三電話をいたしましたところ、どうもそれぞれの市長さんのところ、まだお話が届いていないようございまして、余り御心配でなくてそれぞれでやったらというようなことで、非常に簡単にあしらわれてしまったわけでありまして、実は、事務段階ではかなりこれ大変な作業でございまして、住民の方にまず交付をしなきゃいけない。どういう人が該当になるかということで、福祉部門も含めて一生懸命調べなきゃいけないということがあります。さらには申請をする、あるいは本人と確認をするというようなことがありますね。その辺のこともありまして、それぞれの自治体と各住民とのいろいろ折衝をまずしなきゃいけない。さらには印刷をするとして、その業者をどうするかあるいは国にお願いをするか。さらにその券を使っていいですよという業者を、また登録を受け付けをしてどういう業者を選ぶかというようなことを、これやっていく。それからさらにお金を使った後、銀行にまたお金を最終的にプールをしていただくといいますが、その辺の計算をしていただかなければいけない。さらに1,000円券だけでございまして、6億6,000万円を1,000円でやったらどのぐらいの量になるか想像がつくと思うんです。小さいお部屋が一つ要りますね。単に構わず置いといたんじゃしょうがないんで、ジュラルミンのケースを買い上げてやろうとか、いろんなことを今、実は内部で考えておりまして、きちっと二重の鍵がかかる部屋がどこにあるとか、実はいろいろ正直申し上げまして、今どたばたどたばたしながら内部ではプロジェクトチームを組みながらやっている最中であります。

ですが、国はできるだけ早くやるようにというような御指示でございまして、今年度の予算ですから、3月の末には形ができて、遅くも新年度早々にはお配り申し上げます。お配り申し上げますと半年以内で使ってしまうなればと、こういうことございまして、なかなか苦慮はしております。ですが、今議員御指摘のとおり、今のこの不景気というのは何をやっても、ともかく何かやって皆様方の消費意欲を起こさないことにはどうしようもないという認識では私も共通しておりますので、何とかうまく庁内が混乱を来さないでやれるように、一生懸命今、職員を督励し指示をしているところであります。本来の業務以外にこういうものが加わるということで、ぜひ職員それぞれの苦渋も御理解

をいただきたいというふうに思います。

それから関連をいたしまして、日野市の商工会がかわせみ商品券ですか、そういうふうなお考えを今持っているようでございまして、それを何とか協力をしていかなければいけない。場合によっては、今回の国の施策を商工会の方である程度協力をし合ってできないかどうか、今その話し合いを進めつつあるところでございまして、その辺が先行的にできれば、さらに事務段階は楽ではないか、業者を選定する際にもいろんな面で協力をいただけるのかなというようなことを考えているところであります。

いずれにいたしましても、かなり大変な作業になりますけれども、これがうまくいきまして、何とか市内の商工業、経済全体の活性化に向けて結びつくような対応を一生懸命、これから私も先頭に立ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって15の1、地域振興券（商品券構想）交付事業についての質問を終わります。

一般質問15の2、日野市の財政難時における再生への提言の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○18番（宮沢清子君） 件名に従いまして質問をさせていただきます。

まず日野市の区画整理事業について、先般も伺っておりますが、再度質問をしていきたいと思います。市の施行6カ所、組合施行9カ所と合計15カ所で実施をしておりますことは周知のとおりでございます。市施行の6区画整理事業、それぞれの事業ベースにおける進捗率については理解をいたしておりますが、完成年度はいつごろになるのでしょうか。区画整理における財政計画書についてもお伺いいたします。6施行それぞれお答えをお願いいたします。

第2点目といたしまして、都市計画道路3・3・4号線及び3・3・2号線の開通見込みはいつごろになるでしょうか。

第3点目、土地開発公社用地面積は平成9年度決算で11万977平米で、そのうち区画整理事業は5万8,866平米です。53%を占めておるところです。また、用地費は246億7,260万有余です。59%であります。そのうち145億8,224万4,000円何がしかが区画整理用地となっておるところです。借入金の利子は平成9年度で見ますと4億5,452万円何がしかです。1日当たり124万5,000円で、低金利時代といいましても相当の利子を支払っ

ております。時代の推移の中で、時として事業の見直しを行い、先行取得用地の中でも事業計画が頓挫して塩漬け状態になった土地を整理し、リスクを最小限に抑えるよう努力していただきたいと考えておりますが、そのことについて伺いたいと思います。区画整理用地とそれ以外の用地について検討されているかどうか、お考えをお伺いいたします。

第4点目といたしまして、市の財政状況についてお伺いいたします。日野市の財政について、私たち公明党は前市長の時代から、法人市民税の割合が高いので日野市においては景気の影響に左右されやすいので、財政計画の策定により計画的な財政運営と基金の取り崩しは慎重にということを、再三にわたり指摘をさせていただいてきたところでございます。しかし、真摯に受けとめられようとしませんでした。

今日、この低迷した社会情勢と市財政を見てみましても、他の要素とも重なり指摘し予測していたような大変厳しい財政状況になってまいりました。聞くところによりますと、平成10年度の歳入不足が4億5,000万円とも言われ、大事な基金も残りが極めて少なく、その対応に苦慮されていらっしゃると思います。また、平成11年度の予算はもっと大変ではないかと推測するところです。日野市の財政状況はどうであるのか。また、区画整理事業や下水道事業などの特別会計に一般会計からの繰出金が、平成10年度当初予算で59億円計上されておりましたが、その根拠と一般会計に与える影響はどうなんでしょうか。市財政が厳しくなる状況下では、平成11年度以降は完成年度に向けて確保できるのでしょうか。今後の市の財政計画について伺いをいたします。

第5点目といたしまして、出生率の低下は20年前から起きており、出生率の減少は教育環境を初め労働力不足や技術進歩、産業の流通性等多大な影響をもたらし、消費市場の縮小や消費意欲の減退等の影響が生じて、行財政のあり方が根幹から変わらざるを得ない大変な事態になりかねないのではと危惧するところです。少子高齢社会は市政にどのような影響を及ぼすのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

第6点目の質問といたしまして、時のアセスメント制度、公共事業再評価システムの導入です。国は公共事業の効率化、透明化を徹底するために公共事業を原則5年で見直し、事業自体の意味が失われているものは中止する、時のアセスメントを10年度から導入しておるところですが、日野市としても要綱の設置を提案させていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上、御答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の

延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 区画整理事業について再び問うという御質問の中でございます。

区画整理事業につきましては、現在、3次計画で事業を進めているところでございますけれども、現在、財政状況が非常に厳しい中で4次の事業計画の見直しを行っているところでございます。そういう中で、現在、市で施行しております6地区、組合施行9地区、計15地区の土地区画整理事業を実施しているところでございます。これらの平成10年度末の進捗率でございますけれども、市施行につきましては約32%、これは事業認可ベースでございます。それから、組合施行につきましては37%ということになってございます。これらの事業を進めるに当たりましては、先ほど申し上げましたように事業計画の見直し等を行いながら、各地区のテーマに沿った効果的な事業の施行を努めていきたいというふうに考えております。今後も地権者の方々の御理解をいただきながら、まちづくりを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、事業の完了年度の見通し、財政計画等ということでございます。市施行6地区のうち万願寺地区、それから高幡地区につきましては、既に事業も終局の段階になっております。おおむね平成14年度までには完了するというふうに予定しております。そのほかの豊田南、万願寺第二、東町、西平山地区につきましては、おおむね最終地区でございますけれども、現在、平成30年程度までには完了をするということで計画を今、策定をしているところでございます。また、組合施行につきましては、おおむね平成14年度に約5地区が終了するというふうになってございます。残りの4地区につきましては、おおむね平成18年度までには完了できるだろうというふうに考えてございます。

これらの事業を実施するための財政計画でございますけれども、事業の資金の計画につきましては、かねてからお話しさせていただいておりますように国庫補助金、それから都の補助金等の受け入れを積極的に行っていきたいということと、それから、事業の自主財源であります保留地をできるだけ早く計画的に処分できるというようなことで事業を進めていきたいというふうに考えてございます。こういう中で財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。また、東京都の新都市建設公社の立替金制度に

つきましても、積極的な利用を図っていきたいというふうに考えてございます。これらを踏まえまして、非常に厳しい中でございますけれども、おおむね4次の見直し等の中では、これらの事業費のピーク時として平成21年を予定してございます。おおむね約86億円を目安にしてございますけれども、これらを踏まえまして2010年プランの策定の中に位置づけまして、事業を執行していきたいというふうに考えてございます。

それから、3・3・2号線のめどについてということでございます。八王子南バイパスの事業化につきましては、現在、建設省に対しましてルート承認の手続を進めていただくよう、市長を初めといたしまして積極的に要請行動を行ってきているところでございます。これらの要請行動によりまして、現在、建設省の相武国道工事事務所の方でルート承認に向けた検討を行っていただいているところでもございます。市といたしまして、八王子南バイパスのルートにつきましては、東豊田、それから豊田南、西平山地区の土地区画整理事業内に計画されております。これらのこのルート承認によりまして、国の公共施設管理者負担金の早期導入が期待されているところでございます。こういう中で、まちづくりがより促進するものと考えているところでございます。したがって、今後ともルート承認につきましては、建設省への要請を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 3点目の開発公社の所有地の関係で、お答えを申し上げます。

ただいま御指摘をいただきましたように、平成9年度の公社の所有地、決算では160件、約11万平米ということでございます。そのうち区画整理事業用地として、ただいま約53％と御指摘を受けました。実際には、その中にさらに内訳がございますので、53％の内訳としましては、公共施設用地としまして約3万平米、それから減歩充当用地としまして2万8,000平米ほどございます。それを一括して区画整理用地53％と公社の決算では書いてございますけれども、実際の内訳はそうになっております。金額等につきましては、そのとおりでございます。

御指摘のように、公社の所有地、確かに大変多くの件数と大きな平米数を抱えております。これらの問題につきましては、早急に対策を講じなければいけないということで検討をいたしております。一つには、いわゆる未利用地——今、活用していないという意味の未利用地の確認調査、ここのところを平成10年度——今年度でございますけれども、

再度確認調査を各主管課で行って、市長、助役を含めまして、その調査の結果に基づいて再確認の調査をしているところでございます。その中身につきましては、いわゆる二つございます。当初の計画どおり使用していくべき土地であるかどうかということと、状況の変化で取得時の利用目的がなくなりまして、処分を含めた対策あるいは検討を要する土地というような分け方がある程度いたしております。まだ完全に終わっているわけではございませんけれども、その結果によりましては、計画的に市に買い戻してもらうと、なるべく早い時期に買い戻してもらう、あるいは目的がかなりなくなっているものにつきましては、売却処分等も含めまして具体的な処理計画を早期に策定するというようなことも、現在検討に入っております。

それから、さらに2番目としては遊休地の有効利用ということで、現在も約99件、平米数にいたしますと3万4,000平米ほど活用しておりますけれども、当初の目的どおりではございません。ただ、遊休地の利用ということで活用しているというようなことでございます。

それから、さらに3番目の対策としましては、いわゆる金利の問題でございます。公社は大分昔に取得した用地等もございます。その当時はかなり高い金利の融資で借りたものもございます。平成10年度におきましては、それらも極力借りかえというんでしょうか、国との交渉の中で借りかえを成功させた例もございます。そういったところで、相当の差額が出てまいります。例えば国から借りている今年度処理した中には、借りかえによりまして3年間で約6,000万円強の差額が出るというようなこともございます。そういったところで、借りかえの努力もいたしております。それから、さらにはことしの9月には、短期プライムレートも若干下がったということも聞いております。それから、三菱銀行等との交渉でなるべく金利の安いという、0.1%でもかなりの金額になりますので、そういった意味で交渉を進めているというようなことで、現在、大きくは三つの対策をそれぞれ進めているところでございます。

今後の先行取得につきましては、いわゆる過去の問題とは別に、これから先の事業の必要性あるいは緊急性を十分に見極めた上で、土地の取得が不可欠な事業を除きましては、極力新規の取得は抑制していきたいというようなことも、あわせて考えを持っているところでございます。

保有する土地物件等がかなりの数でございます。ちなみに本年度約6件の処分——処分といいますか、市への買い取りも平成10年度で進めておりますけれども、極力今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 財政状況について、3点ほどの御質問でございます。

まず、11年度の状況はどうかということでございます。歳入の根幹をなす、まず市税でございますけども、10年度は2度にわたりまして特別減税が行われました。そして、さらにはここで11年度分として6兆円を超える恒久的減税ということでございまして、まだ内容については多少定率減税の部分が不透明なところがございますので、試算をいたしているわけですが、これにつきましても10億円を超える影響額が出てしようと、このように試算をしているところでございます。また、減税といわゆる不況による減収、これがございまして、どうしても歳入の確保が非常に苦しいと。その他、税以外におきましても前年度の歳入の確保につきましても、非常に困難な状況になっております。

一方、歳出でございますが、義務的経費の中で特に人件費、それと扶助費がやはり増加をしております。新しい施策あるいは新規事業の要求も各部局から大分出てきておるところでございます。歳出をいかに圧縮というよりむしろ削減するかというところで、今、11年度の予算の作業に入っているところでございます。

また、基金のお話もございました。確かに年度間調整できる、財源不足を調整する財調あるいは公共施設の建設基金、これについても底をついているといえますか、今年度の決算状況も含めた中で、この基金に依存することについては、非常に困難な状況になっているところでございます。

したがって、税制改正に伴う地方財源の措置、新たな措置も出てきております。地方特別交付金あるいは減収補てん債、こういう資金を活用しながら市民サービスを低下しないように、可能な限りその方策を講じてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから、特別会計への繰り出しの内容でございます。確かに今年度においても52億円でございます。それから、病院の関係が補助金、負担金がございますので、合わせて59億円、各会計に繰り出しあるいは負担をしているところでございます。この根拠につきましては、病院については公営企業法あるいは地方財政法というところに根拠がございまして、また、特別会計への繰り出しにつきましては、地方自治法第209条2項の規定によりまして、この内容について包括的に述べられているわけでございますが、一般会計から繰り出ししていて、その影響という部分については、金額が金額でございます。したがって、非常に影響がむしろ大きいわけでございます。しかしながら、各事業

を計画的に、あるいは大事な事業を進めておるわけでございますので、一般会計としては影響があるわけですが、その事業を推進しなければならない、また立場もあるわけでございます。

それから、3点目の財政運営、財政計画のことでございます。財政運営、財政計画でございますけれども、経済の情勢あるいは国や都の財政状況と施策の動向を見ながら、適切に対応を図っていかねばなりません。今後の財政計画につきましては、長期的なその展望が非常に難しいということと、この経済そのものがどういう状況で推移していくのか、非常に1年の先も見えないという状況の中では、大変厳しいものと認識しております。今後は、やはり行財政改革を進めて、そして行政のスリム化を図りながら中長期的な視点に立った財政運営の指針をやはり策定しながら、2010年プラン、その基本計画、さらにはそのもとにあります実施計画、こういうものについてきちっとした計画を立てながら進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 少子高齢化への対応（対策）についての考えをということでの御質問でございます。お答えをさせていただきたいと思います。

厚生省の97年人口動態統計によりますと、1人の女性が生涯に産む平均の子どもの数でございますが、昨年1.39人となりました。調査開始以来最低になっております。また、20歳代の女性の出産数も前年に比べ減少し、少子化現象はさらに進んでいるところでございます。年少人口が減少することによりまして高齢者人口の割合が増加し、さまざまな影響が出ています。例えば若年労働者の減少、人口構成の変化による社会の活力の低下、また社会保障への国民負担の増加、子どもの仲間同士とのふれあいの減少などいろいろございます。また、厚生白書でも女性が結婚に夢を持てなくなっていると指摘され、子育て支援の充実など総合的な対策を急ぐ必要性が強調されております。

日野市といたしましても、保育園、学童クラブやファミリーサポート制度などの充実を図りつつ、子育て支援のまちづくりの中で日野版エンゼルプランを推進し、市民の参画もいただきながら新しい保育の仕組みを考え出したいと思っております。

また、高齢者の側から見しても、21世紀前半には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という、世界で経験したことのない超高齢社会を迎えようとしております。中でも、今後75歳以上の後期高齢者の割合が高くなることから、寝たきり高齢者や痴呆性高齢者が急増し、現在100万人と言われております要介護高齢者は、2010年には200万人に達

すると推定されておりまして、介護の長期化が予想されております。

また、家庭環境の視点から見てみますと、核家族化の進行により子どもとの同居世帯が減少し、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加するという家族構成の変化、女性の社会進出、子どもの親に対する扶養意識の変化などによりまして、家庭における介護機能が低下しています。それから、高齢者の年金、恩給も既に稼働所得を上回る割合となっておりまして、着実に増加してきております。このような生活様式、意識の変化等も踏まえて、今後増大する高齢者の介護ニーズに適切に対応できるよう、他の諸施策との密接な連絡のもとに、総合的な対策を確立することが重要と考えておりまして、現在、保健福祉計画、また介護保険事業計画の作成に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 6点目の時のアセス制度についてということでございます。事業再評価の導入についてでございます。

本格的な少子高齢化社会の到来が間近いということと、我が国の社会経済システムの大きな転換の時代に至っているわけでございます。また、財政も先ほど申し上げましたように、非常に厳しい状況でございますので、施策の見直しに取り組む必要性が高いと認識をいたしているところでございます。特に公共事業の見直しにつきましては、北海道の時のアセスメントなどの再評価システムを参考にしまして、事業の優先性を評価する仕組みづくりを検討する必要があると考えております。

再評価の作業でございますけれども、住民のニーズの変化や事業の緊急性、必要性、そして、意義の変化などを検討することによって行うわけでございますが、再評価の作業が客観的な方法となるようシステムやあるいは評価項目の開発、そういう意味では、議員がおっしゃられましたように、要綱等の整備を含めて、今後検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございました。それでは、ちょっと一つ一つ伺っていききたいと思います。

まず区画整理事業なんですけど、万願寺と高幡の土地区画整理事業は14年度に終わるという御説明でした。それから、豊田南初めあとの4カ所は30年度程度ではないんじゃない

いかというお話ですが、これを、できましたら事業別に教えていただきたいと思います。

それから、市の繰入金に対しても伺いたいと思います。まず、それをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 1点目の万願寺、高幡については事業も終局ということで14年度ということでございます。その他の地区につきましては、最終地区が30年ということでございます。それ以外の地区につきましては、早い段階で終わるものもございます。先ほどお話しさせていただきましたように、現在、4次の見直しを行いまして2010年プランの位置づけをしていきたいというふうに考えてございます。その中で、具体的に決定をしお話をさせていただければというふうに考えてございます。

それから、市の繰入金の状況でございますけども、現在、市施行6地区でお話しさせていただければ、残事業が約1,170億円程度でございます。そのうち、日野市が一般会計から約177億円を御負担いただくということになってございます。率でいきますと大体15%程度だというふうに思いますが、大半の財源につきましては、国の補助金、それから都の補助金、それから先ほど3・3・2号線の中でお話しさせていただきましたように、国の公共施設管理者負担金、それから保留地処分金ということになってございます。したがって、市の今後の負担については177億円を大体20年でお願いするというのであれば、大体、現在の計画の中では、ピーク時で大体12億円程度、平成12年から15年程度までは7億円から8億円。それから、平成22年以降につきましては、大体4億円から5億円という負担の中で177億円が御負担いただけるものというふうに考えております。

したがって、これから区画整理事業を進めていくには、国の補助金、都の補助金、それから公管金、それから先ほどお話しさせていただきましたように保留地を処分する、もう少し前倒しで保留地を処分できる事業を進めていくというようなことで、今後、事業を展開していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

万願寺にいたしましても高幡にいたしましても、万願寺は55年、それから高幡は61年から開始しているわけなんですけど、相当の年数がたっております。万願寺にしても高幡にしても、区画整理をするときというのは、水田とか農地が多かったわけですね。だ

から、宅地が少ない割には随分おくらせてきたんだなというのがあると思うんですね。このことから考えてみまして、あとの4区画整理事業は、私は早く進めなさいということ、またぜひやっていただきたいという視点で申し上げているんですが、どうしてもこの市長の行政報告を伺ってみても、この実施計画の見直しに関する中間報告をいただきましたが、ここから見ても財源をどこから持ってくるのかなと。まちづくり推進部長が、今、財政計画に基づき市の負担金等もおっしゃっていただきましたけれど、いつも質問がそこで終わってしまっているんですが、繰入金をどこから出してくるのかなというのを一番心配をするというか、どこから持ってくるのかなということを知りたいというか、教えていただきたいというか、まずこのことを伺いたいと思うんですね。

そうしなければ、事業を進捗させることはできないんじゃないかなと思いますし、今の進捗率を見ましても、最終的には平成30年だから、あと20年、そういうふうな感じで、では世帯がどういうふうになっていくのかなとか、いろいろ細かいことはちょっと時間の関係で踏み込めませんが、この財源の確保ができるのかどうかということを、一番この質問で知りたいところでございます。そのことをひとつ再質問で教えていただきたいと思います。

それから、この財源と同時に日野市の経常収支比率が、ことしの平成9年度の決算でいきますと94.9%という経常収支比率でございますので、残りの約5%で事業をしなければいけない。この中には人件費とか扶助費とか公債費とかそういうもろもろのものも含まれていて、あとの5%で事業が執行できるのかどうかということを、二つ目に再質問として伺っていききたいと思います。

それから、3・3・2号線のめどでございますが、私、先般、建設省関東地方建設局、八王子の相武国道事務所に行っていました。そこで、いろいろと3・3・2号線の計画を伺ったんですが、八王子バイパスのめどがたってきたので、ことしから、要するに平成10年度から調査というか勉強会を始めました。市で早く素案を出してくれなければルート承認もできないとか、それから、それに基づくいろんな設計、買収、工事手順ですか、進めていくことができないというお話だったんです。ですから、見込みどころより何より、まずまだまだその段階というかそんな状況でございまして、私がいろいろと伺う中で、本当にお話を聞いてくださった、お名前を言っってはちょっとあれです。で差し控えますけれども、担当者の方たちも本当に帰り際に何とおっしゃったかと言えば、「決してうそをついているわけではないんですよ」ということで、御自分たちの苦渋の思いというか、そういうことを最後、別れるときに玄関先でおっしゃられて、でも

何とか協力をするというか何とか勉強会を始めてやっていきますので、素案を早く出して下さいという現状でございます。このことについて、もう一度伺いたいと思います。

それから、時のアセス。これはぜひ要綱をつくっていただいて、遊休地とかそれから塩漬けになった土地の見直しとか、土地開発公社が持っている土地の問題等いろいろあると思いますが、また保留地の問題にしても、使い切れない部分、売却できない部分等もありますので、ぜひ時のアセスメントや再評価システムをつくることによって、全体的な見直しができるのではないかと思いますので、この要綱はぜひ設置をしていただきたいということで、御答弁いただいているんですが、再度お約束できるかどうか確認をしていきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 繰入金の件でございます。区画整理事業の事業を進める側での繰入金につきましては、計画の中で位置づけた繰入金をぜひ市の一般財源の中でお願いしたいということでございます。ただ、非常に財政状況厳しい中でございますので、先ほどもお話しさせていただきましたように、これらの繰入金、それから国の補助金、都の補助金ともそうでございますけれども、どうしてもこれらの手当ての部分で、非常に難しい部分につきましては、新都市建設公社の立替金等を投入しながら、区画整理事業といたしましては、各年度の事業をできるだけ執行していきたいというふうに考えております。

ただ、公社の立替金につきましても、いたずらに導入するというわけではなくて、現在、区画整理事業でこれから事業として保留地を処分してまいりますので、それらの範囲の中で、市の財政当局と協議をしながら導入を検討していきたいというように考えてございます。

それから、八王子南バイパスのルート承認の件でございますけれども、これにつきましては、現在、国それから相武国道事務所の方にいろんな形で要請をお願いしておりますし、それから、先般の議会の中でも要請行動をお願いしているところでございます。そういう中で、事務担当者といえますか、ある程度ルート承認につきましては、そういう作業等もございますけれども、比較的早期の段階でルート承認ができるということで、現在、国・都の方と協議をしているところでございます。多少、建設省の担当者の歯切れが悪かったというお話でございますけれども、再度私の方でも確認をさせていただきたいと考えておりますし、私どもの方でのニュアンスでいきますと、ルート承認については

比較的早い時期にできるだろうということで、現在調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 経常収支比率が94.9%ということで、残りの5%で事業執行ができるかというお尋ねでございます。経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性をはかる、いわゆる指標でございまして、年々率そのものが上がっているということでございます。特に平成6年度から5年度代は80.7%だったわけですが、それ以降93%を超えて、現在94.9%ということでございます。いろいろと原因はあるわけですが、やはり特別減税が実際に6年度から行われて、いわゆるその分母の部分が非常に伸びていないという、加えていわゆる経常経費、特に義務的経費でございます人件費、それから公債費、扶助費、これがふえているわけでございます、まさに財政の弾力性そのものが非常になくなっているという状況でございます。

したがって、経常収支比率については、もちろんこれを適切な数値まで落とすという、指標まで落とすということについては、相当の努力をしなければなりません。分母が上がるということと、さらには歳出——分子のものについては徹底的な行革を行って、特に義務的経費の部分の人件費の割合が高いという、ここに大きな経常収支比率の高い原因があるかと思っております。確かに27市平均でも91%というような状況まで、地方自治体が経常収支比率が上がってきているということについては、やはり大事なまちづくり、そういう事業に要する投資的経費に対して、その財源を充てることができないという、かなりきつい状況になってきているところでございます。

現状ということで、それに対する手当てについては、やはり思い切った人件費の削減、あるいは扶助費の見直し、こういうことを徹底してやっていかなければならないのではないかなというようなことを感じているところでございます。

それから、4番目の時のアセスの問題でございます。要綱という部分については御答弁させていただいているわけですが、まさにこれからいろんな事業展開の中で大事な部分でございます。特に思い切って考え方を変わる、発想の転換といえますか、それらやややはり職員の意識改革、こういうものも必要でございまして、できれば関係部局とも十分協議して、要綱設置という内部的にある程度の取り決めをしていかないといけないのかなと思っていますので、努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございました。

土地開発公社の問題について、もう一度ちょっと伺いたいんですが、不良債権はどの程度予測されるか、そういった見通しというか、そういうふうなお考えみたいなのは把握されているのでしょうか。どの程度、急なあれですけどちょっとその辺を伺っておきたいなと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 不良債権という言葉が出たんですが、土地でございますので、いわゆる当初の目的どおりに長年抱えてしまっているという意味だろうと思います。

御指摘のように、公社が当初に取得したのは昭和49年でございます。また、公社の先行取得の原則は約5年間というのが、これが原則でございます。そういう意味では、御指摘のように日野市の公社の場合には160件、昭和49年からの土地を抱えております。そういう意味で、先ほど3点の早急に講じなければならない対策の中の1点目の、いわゆる見直し、再評価という部分でございます。

手をつけておりますけれども、確かにもう当時の目的のために取得したんですけども、その目的が失われてしまっているという物件、要するに土地が何件かございます。まだそれらを完全に整理ができておりませんが、かなりの部分があります。これらにつきましては、いわゆる先ほど申し上げましたけども、売却の処分を、原則として具体的な処分計画を立てなければいけないというふうに考えておりますけど、今の時点で何件、どのくらいの平米数、金額というものが、まだ現在出ておりませんが、いずれにしろ早急にそのあたりを細かく分析を、さらに進めなければいけないというふうに考えております。ただ、その中で明らかにこの時点で不要だよとわかったものにつきましては、年度を問わず手をつけていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございました。ちょっと時間があれですので、済みません。

27市中、土地開発公社を持っていられるのは23市なんですね。そのうち9市が区画整理を先行取得しております。19市で市の施行の区画整理事業を行っているんですが、一番区画整理の用地を先行取得しているのは日野市なんです、6カ所持っていますので。5万8,800平米なんですね。その次が調布市で3,200平米、3番目が東村山市で2,780平米、小金井市で2,300平米、羽村市で1,700平米、あきる野市で1,600平米、立川市で1,400平

米というふうに、本当にけたが違うんですね。

こういったことももう一度いろいろと御質問していきたいんですが、あと時間がちょっとしかないので、こういったことをきちっと市民に知らしめていかなきゃいけないと思うんですね。

このことも一度伺いたいと思ったんですか、時のアセスと関連してくるんですが、10月の読売新聞で借入金で公社が用地を先行取得したということで、市の利子助成は違法であるということで、国立市の住民が監査請求しております。この辺のこともちょっと伺いたいと思ったんですが、時間がございませんのでまたの機会にいたしますが、本当に完成年度、財政計画、市の繰入金、一つ一つ一覧表にしてみますと、本当にびっくりしちゃうんです。そういったことを広報で日野市民に正直に知らしめていく、そして、区画整理事業を一つずつきちっとやっていくというか、計画性を持ってやっていく。一度にどかっとやるのではなくって、その事実を広報に掲載して市民にわかってもらって、そして、市長のおっしゃった行政報告が生きてくると思うんですね。そういったことを、ぜひ今後御検討していただきたいと思います。

時のアセスメントをつくることによって、こういった国立市の問題等、住民監査請求が出ない先に一つ一つ用地を先行取得するだけではなくって、行政のかじ取りを先行させていきたいと思いますと思いますが、最後、市長のお考えを伺います。

あと5分です。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　日野市の財政難時における再生への提言ということで、幾つか大変重要なポイントについて、本当に胸の痛いお話を伺ったわけであります。私自身も2年前、2年弱でございますか、市長をお受けしたときの財政状況のすごさというものを思いまして、一体区画整理等が全部遂行できるのかどうか、病院は大丈夫か、特別養護老人ホームは大丈夫か、ごみの処理施設は大丈夫か、一番橋は大丈夫かいようなことを考えたわけであります。ですが、それぞれの抱えた業務について、ぜひぜひやってほしいという住民の皆様の強い強い要望もあるわけです。一方では、今議員御指摘のとおり、本当に財源が底をついたというか、もう完全に空っぽになっているという状況がはっきり見えているわけです。本当に体が二つに割かれるような思いであります。一方では、お受けした仕事は、何とかして全部やらなければいけないという思いと、しかし、それにずっとこだわっていると、いつか日野市がつぶれていってしまう、まさにその岐路に立たされているという、本当に厳しい認識を私は持っております。

今も議員御指摘のとおり、広報でもっともっと正直にということは、私も常々職員に申し上げております。何度かやりましたけれども、まだまだ不十分でございまして、これからもっともっとこの厳しい状況というものを正直にわかりやすくお知らせをし、どうしようかということを市民の皆様と一緒に考えていかなければいけない、そういう時代になったなというふうに思っています。

全く、私の能力をはるかにはるかに超える対応を、今迫られているわけであります。自分としても一体どのような答え方を今ここで申し上げればよいのか、正直申し上げてどう答えれば大丈夫かという自信がございません。大変苦しい中で市政運営をやらざるを得ない、そういう状況にある。ぜひ議員各位の、これまでも増して御協力をいただきたいというふうに思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって15の2、日野市の財政難時における再生への提言の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時37分 散会

12月10日 木曜日 (第6日)

平成10年
第4回定例会

日野市議会会議録 (第33号)

12月10日 木曜日 (第6日)

出席議員 (28名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	11番	中谷好幸君
12番	佐瀬昭二郎君	13番	森田美津雄君
14番	執印真智子君	15番	江口和雄君
16番	沢田研二君	17番	田原茂君
18番	宮沢清子君	19番	小川友一君
20番	奥住日出男君	21番	竹ノ上武俊君
22番	板垣正男君	23番	一ノ瀬隆君
24番	内田勲君	25番	夏井明男君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (2名)

10番	小島久君	26番	馬場繁夫君
-----	------	-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	福祉保健部参事	鈴木俊夫君
学校教育部参事	田中正徳君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成10年12月10日（木）

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時25分 開議

○副議長（竹ノ上武俊君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問16の1、馬場市政は健康管理手当、敬老金、理美容券、入院見舞金の「見直し」・とりあげをやめよの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（板垣正男君） 質問を行ってまいります。

今回私が取り上げました一般質問のテーマは、今、馬場市政が市民へのアンケートの中で、健康管理手当等の見直しを行う考えであることを前提にして、市民の意向調査を行ったということに関連するものであります。

このアンケート調査が行われた直後、日本共産党市議団にも、市民の方々から声が寄せられまして、見直しとはおかしいのではないかといったことなどが、その声の内容であります。市議団も9月の決算委員会、あるいは9月の一般質問でも取り上げてまいりましたが、福祉をどのように考えるかという立場から、改めて私も今回、この問題を取り上げた次第であります。

議会でもさまざまな角度から今日の市民生活を脅かしております経済の低迷の問題についても議論が及んできているところであります。

最近、経済企画庁の発表いたしました四半期ごとの国内総生産は、4期連続でマイナス、個人消費は12カ月連続でマイナスという最悪の記録を塗りかえたことは御承知のとおりであります。今日の不況の最大の原因となっておりますのが、政府・自民党などによる、消費税を3％から5％に税率を引き上げたこと、医療費の値上げなどによって、新たに国民に9兆円の負担増があることは明らかであります。

こうしたもとで、消費税率のとりあえず3％の引き下げによって、景気の底上げを図れという国民の声は圧倒的であります。しかし、今開かれております臨時国会では、小渕内閣は、6兆3,000億円の減税を行うと言っておりますけれど、その内訳は、4兆円の所得税、住民税の減税、最高税率の引き下げを中心とする金持ちの減税の内容であります。残りの2兆3,000億円の法人税減税は、主に大企業を対象としたものであります。特別減税の打ち切りによって、そのかわりに金持ち減税を行うために、納税者の8割が

ら9割が増税になってしまうことも明らかであります。日本共産党志位書記局長が衆議院の代表質問でこの点を首相にたどしました。首相は、ことしより減税額が減少する所得階層が生じると認めたのであります。

3日付の毎日新聞の紙上で、政府税制調査会の加藤会長は、「所得税、法人税の減税が決まったが、本来は、同時に消費税率引き上げもしなければならぬところだ。来年度税制改正の答申では、言わなければならない」とあからさまに語っております。

こうしたことで、市民生活や中小企業、個人商店など、一層苦しい生活や営業を強いられている現状でありますし、一向に景気の回復の兆しが見えないというのが現状ではないでしょうか。

こうしたもとの、これまで日野市政が行ってまいりました独自の福祉の施策が、見直し、削減、あるいは取り上げといったことが行われるということになれば、当然、市民の批判も高まらざるを得ないということになると思うわけであります。

私は、今でもはっきり記憶しておりますが、昨年の日野市の敬老大会、馬場市長が初めてこの敬老大会であいさつをされたときに、福祉は絶対に後退させません。安心してください。何でも言ってきてください。こういう趣旨の発言をされております。これを聞いた日野市民、特に出席をされていた高齢者の皆さん、福祉は後退させないだろう、と聞いたと思います。ちなみに、昨年の敬老大会は、2,000人を超える方々が出席されました。ことしは参加者が減ったようであります。

こうした市長の発言、今後の福祉に対する考えが示されているにもかかわらず、ことしの9月、日野市が高齢者の生活実態調査を行うためのアンケートが実施されました。回答も寄せられ、その集計の概要も、議会にも配布されているところであります。私は、そこで質問を行ってまいりたいと思います。

アンケートで言う金銭給付的事業の見直しの理由をお聞かせいただきたいと思います。アンケートにはそのような理由は記されていないようですが、市の財政が厳しいということは書かれてあっても、なぜ見直しなのか、十分その意図がわかるような説明はありません。この際、金銭給付的事業というのは、どういう範囲を指しているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。そして、これは日野市が考えているとはされておりますけれど、どこの部署で決定されたものなのか、あわせて説明いただきたいと思います。そして、見直しとはどういう内容を指すのか、見直しの内容を説明いただきたいと思います。

二つ目は、この見直しによって、どのような市民生活に影響を及ぼすのか、予測を明

らかにしていただきたいと思います。あわせて、対象人員や費用、予算等の関係などもお聞かせいただければよろしいかと思います。

以上、答弁をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、大きく2点かと思いますが、なぜ見直しかの理由という御質問でございます。

9月に実施しました、高齢者生活実態に関する調査の中で、いわゆる金銭給付的事業の見直しが必要と考えていると申し上げ、4項目の選択肢を示して、回答者の意向をお聞きいたしました。このアンケート調査は、平成12年から実施予定の介護保険についての基礎資料を求めるために行ったもので、その一部として、これからの高齢化社会に日野市がどのように対応すべきか、限りある財源をどのように使うことが、市民の要望に沿うものかを率直にお聞きしたものでございます。

2000年から実施予定の介護保険を見ましても、対象事業は現在のところ、在宅サービス12種類、施設サービス3種類とされておりまして、その他のサービスは、保険料に乗せするか、あるいは市の独自財源で実施するかになります。介護保険の実施に当たっては、これまでの議会質問でも、現行福祉サービスの後退がないようにということで、市の努力が求められており、また、市といたしましても、高齢社会への福祉対応を根本的に考える時期だと思っております。

日野市における将来の人口予測を見ますと、平成12年の65歳以上の高齢者数は、約2万4,000人ですが、平成17年では約3万1,000人、平成27年には、約4万5,000人と急激な増加が予想されております。長寿社会の到来は大変喜ばしいことでありますけれども、長寿社会を補完する社会保障や、福祉サービスが充実していなければ、真に喜べる社会とは言えませんし、またこれからの高齢者福祉は、生活の質が問われ、より質の高いサービスが要求されております。現状では、介護保険で想定されるサービスだけで高齢者の生活の質を確保できるとは考えられませんし、相当の日野市独自の事業が必要になると思われます。そのような状況の中では、長い高齢期を安心して過ごせる地域社会の構築という観点から、現在の福祉の全般について見直しが必要であると考えております。現在進めております保健福祉計画の見直しもその一部と考えておりまして、それらの検討は今後御報告できるものと思います。

初めに申し上げましたように、今回のアンケートは、市民の考えを率直にお聞きした

もので、この結果によって、事業を即廃止するというものではありません。福祉事業の具体的な見直しは、行政改革等市政全体の中で、連携をとりながら進めていきたいと考えております。ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

それから、2点目の影響についての予測という御質問でございますが、敬老金、それから健康管理手当などの廃止による高齢者の影響についてということの御質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、アンケートの結果が即事業廃止につながるとは考えておりません。仮に検討するといたしましても、個々の事業の意義、さらには廃止するのか、一部修正するのか、それからそれに伴う高齢者の影響も当然考えなければいけないでしょうし、代替え事業の必要性ということも考える必要があると思います。さらには、効率性等々が挙げられると思います。いずれにいたしましても、さまざまな角度からそれぞれの事業について検討する必要があります。それらの検討結果によりましては、さらに充実が必要なものも出てくる場合もあると思います。したがって、現時点で高齢者への影響について予測してはおりません。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） せっかくアンケートをとったのですから、アンケートの結果について説明がなかったようでありますから、私から資料に基づいてちょっと触れておきたいと思うんです。

日野市が行いましたアンケートの問い6、金銭給付的事业の見直し、四つの設問があります。回答の多いものから見ますと、「在宅福祉サービスの充実」というのが31.7%、「金銭給付的事业を残す」が30.5%、ほぼ大体同じぐらいの回答が来ていると見ていいと思います。しかも、内訳を見ても、70歳代から84歳代までの層が、圧倒的に「金銭給付的事业を残す」回答をしているんですね。一方で女性では、年齢層にかかわらず、「金銭給付的事业を残す」が、「在宅福祉サービスの充実」とともに多いと、こういうふうになんか注釈しているわけですよ。これは現在の金銭給付的事业を残してほしいという声が多いということを、市が行ったアンケートでも明らかになったのではないかと思います。

私が質問いたしましたことに今、福祉保健部長が答弁されましたけれど、肝心な点は説明がされていないと思います。金銭給付的事业の見直しと言っているのですから、この見直しというのは何を指しているのか、あるいはその範囲はどういうことを言っているのか。廃止もあり得る、代替措置もあり得る、ということを言われました。

そうしますと、四つの福祉の事業が廃止されるということも含んだ見直しだということが今明らかになったと思います。金銭給付的事业というのは、一体どの範囲かと私も質問したんですが、この四つの事業だけではないんじゃないかと思うんですね。どういう範囲を一体考えておられるんですか。再答弁で説明いただきたい。このことが一つ。

もう一つは、どこの部署で決定されたかと伺っているんです。今後は、行政改革全体の中で検討していきたいというふうにおっしゃっておりますけれど、行政改革全体の中で、まだ福祉のこの四つの事業の見直しは具体化されていないということでしょう。にもかかわらず、いち早く市民に向けては見直しをすると決定したところはどこなんでしょうかと伺っているわけであります。この二つについて再答弁をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 金銭給付的の範囲という御質問でございますけれども、アンケートにも掲げてございますように、健康管理手当、敬老金、理美容券、入院見舞金ということで、ここでははっきり明示をして意向をお伺いしたということになります。広く言えば、国または都等の制度に基づいて各種運営している福祉施策があるわけでございますけれども、そのほかに、補助金等がなく、市単独でしている施策すべてを指すというふうに御理解をいただいてもいいと思います。その中で大きなものが、はっきり掲げてありますように、この4点だろうというふうに思っているところでございます。

それから、この調査を決定したところはどこかという御質問でございますけれども、御案内のとおり、この介護保険を導入するに当たりまして、日野市の保健福祉計画の総合的な見直しもしておりますし、また、介護保険の事業の策定の方も並行して進めているわけでございます。そういう中で、庁内でプロジェクトをつくりまして、各専門部会等を設けて行っております。たまたまこの高齢者の生活実態調査が先行したわけではございますけれども、これに追いかけるような形になりまして、障害者の実態調査、さらには児童・母子に関する実態調査、また健康保険の方に関する実態調査、この三つのそれぞれの専門部会も近々調査を実施する予定にしております。したがって、そういうプロジェクトの中で、こういう意向は、市民からの意向を調査しなければ、今後の事業計画等が策定できない、こういう位置づけの中でこれらの調査項目等の決定をさせていただいた、こういう経過でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 9月議会で、我が市議団の中谷議員が介護保険問題を質問した際に、企画部長は、行政改革の具体的な項目に、今挙げられた事業名は入っていないと

明確に答弁いたしております。現在の市の行政改革の方針の中には、具体的なものがないにもかかわらず、日野市の考えとして、金銭給付的事業とした四つの事業名を挙げて、今後の見直しを行うという市民へのアンケートの取り方は余りにも行き過ぎではありませんか。今伺ったところでは、介護保険問題にかかわるプロジェクトチーム内で検討して、そこで実施したと答弁しておりますから、全庁的な、あるいは市の方針として打ち出されたとは思えないものであります。プロジェクトチームが先行した金銭給付的事業の見直しと打ち出したのではないのでしょうか。これは、いかにも議会や、あるいは市民に対する今日の馬場市政の一つの特徴をあらわした先行的な勇み足だと言わざるを得ないのであります。勇み足どころか、本音があらわれたと言えると思うのであります。今年度の行政改革の指針や、あるいは市の方針にはない具体的な事業名を挙げての見直しは、私は、議会をも軽視した態度であり、あらかじめ市民に示すという手法や、あるいは手順を踏んでいないやり方ではないかと思わざるを得ないわけであります。しかもその見直しの内容が、廃止も含むということでありますから、事は重大であります。国や都の制度以外、いわゆる市の単独事業すべてに見直しが及ぶと説明がありました。これも聞き捨てにならない重大な問題だと言わざるを得ません。

今、市が挙げております金銭給付的事業が、どのような受けとめ方を市民にされているかということを、健全会協力会の日野支部が行いました介護保険アンケート結果の集約の中に端的に見られますので、その一、二を紹介したいと思います。

市が行いました金銭給付的事業の見直しのアンケート項目に加えて、この協力会日野支部は、両方とも充実させるという設問を1項目入れてアンケートをとったんです。そうしましたら、回答のうち、49.7%が「希望する」回答を寄せております。50%の人が、「在宅福祉や、あるいは福祉施設の充実を望むと同時に、今行っている金銭的事业もぜひ充実させてほしい」と、こういうふう回答しているわけであります。「市が行いました見直しの福祉在宅サービスの充実を」というのには37.7%、「見直して福祉施設の充実を」と答えたのが30.8%、「新規サービスを抑えて、金銭的事业の存続」は16.5%、「両方とも充実させる」が49.7%になっているんです。設問自体が、財政が厳しいということを前提にしておりますから、アンケートに書く市民は、そういう方向にやっぱり意識せざるを得ない回答になってしまうんですよ。これが一種の誘導化につながるようなアンケートに結果的にはなっているのではないかなと言わざるを得ないのであります。

このアンケートの結果について、コメントもされておりますから、紹介しておきたい

と思うんです。

今申し上げました、金銭給付にかかわるアンケートの結果、「福祉予算の削減を前提にした設問だが、市民は福祉施策の充実を求めているということをあらわしているのではないか。そして、この両方の充実を望むというのは、現行の制度を見直し、廃止を望んでいないということをあらわしているものだ」ということを強調しているわけであります。

見直しによる影響について、私は質問いたしました、具体的な説明はなかったと思います。これも協代会日野支部が行いました、金銭給付的事業の見直しを行えば、どのように結果としてなるかというのをまとめたものがあるんです。現行の敬老祝金、健康管理手当、寝たきり老人看護手当、理美容券、そしてひとり暮らし老人入浴料助成等々、単独事業というのは幾つもあるんですね。高齢者だけに限って言えば、幾つもあります。さら母子家庭とか障害者とか、たくさんありますが、ここで四つの事業だけを抜き出してみますと、合わせてその費用が3億8,200万円の97年度の決算になっているんですね。例えば、介護保険制度の導入によって、65歳以上第1号被保険者の年間保険料の負担額は、6億8,600万円になります。内訳は月2,600円といたしまして、年間3万1,200円。2万2,000人を対象とした場合の計算で行えば、これだけの金額になるわけですね。したがって、65歳以上の高齢者は、介護保険の導入を機会に、7億円近い保険料を支払うということになるんですよ。一方、これまで給付されていた福祉手当など約6億8,000万円余り、合わせて15億円のお金が支出されたり、減らされたりということになってしまうわけでしょう。これは市民にとっては、物すごい負担になるということにならざるを得ないわけですよ。

私が最初に申し上げましたように、今日、暮らしを取り巻く情勢の中で、消費税率の5%のアップなどによって、大きな負担がかかってきている。地方自治体のこれまでの施策を後退させるということは、保険料の支払いと合わせて、さらに多くの負担を負わされてしまうということになってくるではありませんか。65歳以上の高齢者1人平均5万円の負担ということになってくるわけです。

このアンケートに書かれている内容なども、本当に切実なことが書かれておりまして、これを読むだけでも、今日の福祉、日野市が行っております独自の福祉の施策を後退させてはならないとだれでもが思わざるを得ない内容であります。例えば「いつの間にかゴールドプランという言葉が影を潜めてしまった。従来、高齢者の福祉サービスのために、ゴールドプランを目標に立て努力してきたはずで、間もなく達成される時期を迎え

るのに、とても不思議と思う。国は高齢者がふえるからと、消費税を引き上げていく。徴収された金が現在どのように収支されているのか不明である。国民健康保険税も払えず苦しんでいる老人たちはどんな思いをしているか。もっと現状を把握した上で、実施すべきだ。年金生活者には、現在の金銭給付的事業は助かる」、こういうことが述べられているのであります。

私は、こうした市民の切実な声に耳をもっとよく傾けて、高齢者に対する福祉の施策を見直すとか廃止するというのではなくて、充実させる方向にこそ今、地方自治体がもっともっと真剣に努力をしなければならないと言わなければならないのであります。福祉保健部長、今のような民間の行っているアンケートなどの調査の結果に基づいて、あなた方が市の行政改革の方針もないことをいきなりここでやったということについて、何の反省点や、あるいは行き過ぎた点があったと思わないんですか。その点を再度伺いたいと思うんです。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 大変申しわけございませんけれども、その健生会が調査された内容はまだ承知しておりませんけれども、いずれにいたしましても、行政改革全般を進める中で、すべての事務事業の見直しは必要だろうというふうに思います。限られた財源をいかに有効に市民に還元していくか、大きな課題でございますし、すべての事務事業の見直しというのは、行政改革の大目標であらうというふうに思います。そういうような中で、福祉事業についても、福祉保健部すべての事業について、いろんな角度から見直していくと、こういう方向で今後も進んでいきたいというふうに思いますので、今回の調査が間違っていたとか、そういうような認識ではございません。今回、市民からいろいろと御意見を伺う各種のアンケートについても、そのようにして広く御意見を伺い、参考にして今後の福祉保健行政を進めていきたい、このように思います。いずれにいたしましても、これらの資料は、これからも保健福祉計画並びに介護保険の事業策定等の検討の資料として、市民を交えた委員会もつくってございますので、そういうところでいろいろと御議論をいただく、こういうことになろうかと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 福祉保健部長は抗弁をしておりますけれど、あなたに市政全体のことは私は伺っているんじゃないんですよ。あなたは福祉保健部長ですから、福祉保健分野のことについて伺っているんです。平成10年度の市長の所信表明に、福祉のところで、福祉の事業を見直すなどと言っていないんですよ。9月議会で企画部長は、

具体的な行政改革の中には、これらの事業名は入っていないとはっきり言っているんです。だというのに、なぜそういう具体的な事業名を挙げてアンケートをとるんですか。そのところを伺っているんですよ。行政改革で行政全般を見直さなきゃならないなどということを、あなたが言っているんじゃないんです。そういうことを聞いているんじゃない。それは後で市長にまた聞きますけれどね。あなたは福祉保健部長、具体的に市民のアンケートをとったことについて、行き過ぎがあったんではないですかと、こういうふうに伺っているんです。あなたの言われる、アンケートをとることの具体的な裏づけは今年度、10年度に何もないじゃないですか。内部的にはどのような検討がされるかわかりませんが、市民に向かって、議会にも報告しないことを、いきなりアンケートに忍ばせる。この手法は、私は議会を無視していることでもあり、また市民に対する余りにも突然の誘導的なアンケートのとり方だということになっているんじゃないかと思うんです。具体的な項目についての検討や方針がないままに、こうしたことが行われたということは、私は余りにも行き過ぎたやり方だと指摘せざるを得ないんですよ。助役、答弁ありますか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 今、板垣議員から、相当厳しい口調で、このアンケート結果、アンケートの内容が誤りではないかと、そういうような論点での詰問があるわけでございます。しかし、私どもとすれば、この65歳以上の4,000件、若年層としての、40歳以上64歳未満以下の2,000人に対するアンケートの内容は、非常に精度が高く、回収率も非常に高く、市民の非常な期待と関心が高いということを感じております。この調査結果は、これからの保健福祉計画、あるいは介護保険の導入をにらみながら、これからの施策を構築していくためのいい資料になると考えております。一部質問項目で、誘導質問じゃないかということがありますがけれども、これはアンケート調査全体を眺めて見ていただければ、これが全く整合性のない質問であるということには当たらないと思います。

また、プロジェクトチームが先行して、少し権限を超えているんじゃないかという、そういうような御指摘であります。介護保険導入に当たって、市長としてプロジェクトにこの新しい制度を構築する大変なこれは制度改正であります。社会的な責任を持って、家庭介護から社会的介護にというスタンスを変える、これは並み大抵の仕組みの変更ではございません。これを前提にすれば、従来の金銭的給付型がそのまま持続できるかどうか、これは白紙の状態であり、再検討していかなければならない。その結果、や

はり金銭給付も残すべきだという、そういう結論になればまた別でございます。そういう仕組みの中で、大きな仕組みの変わる中で、これを調査し研究し、検討するということは、行政の執行権の範囲でありますし、当然の責務だと思っております。したがって、このアンケート調査の内容について、プロジェクトが先行して権限を超えたとは決して思っておりません。プロジェクトに対しては、一定の結論を、方向を出すように指示した内容であります。それに必要な調査でありますから、これはその調査結果を踏まえて市として一定の方針を立て、最終的には団体意思決定を議会にお諮りする、これは当然の手順であります。

平成7年と平成8年第1回定例会で、理美容券についての見直し、所得制限の導入という提案をいたしましたときも、大きな論議は、やはり福祉全体がイメージできるようなものにしなければ、この一つ理美容の所得制限だけを取り上げるのは、やはり団体意思決定としてはできないという結論を、この平成7年の提案、平成8年の提案、その際の議会の意思決定はそうように踏まえております。それを踏まえて、私どもとすれば、全体の福祉像、これからのサービスのあり方というものを構築していく、そういう方向を今たどっているところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 助役の答弁がありましたけれど、私の質問には、具体的には答えていないと言わざるを得ません。平成10年度の市の方針、あるいは行革等々に示されている中に、金銭給付の事業云々ということについては、一切ないではありませんか。なぜここでアンケートを出したんですかということを、私は聞いているんですよ。そんなことを長々と聞いているんじゃないんです。そこのところについて何も答えがないでしょう。プロジェクトチームが先行したとは思っていないんだ。これは市の方針だ。市の方針だったら、なぜそういうことが10年度に示されていないんですか。企画部長もちゃんと、そういうものはないと、9月議会でも答弁されている。市長の方針にもそういうのは一言も入っていない。しかも昨年の敬老大会で、「福祉は絶対後退させません」と、高齢者の前ではっきりとおっしゃったではありませんか。こういう中でのアンケートのとり方に問題があったんだと言わざるを得ないのであります。

念のために福祉保健部長、現行のこの四つの事業というのは、もともとどういう目的で始まった事業として今日まで継続されてきたものなんですか、勉強のために確認しておきたいと思うんです。簡単でいいですから、どういう目的を持ったものなんだということをおっしゃっていただきたいと思うんです。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 健康管理手当から御説明いたしますと、この制度は47年からスタートしたものでございますけれども、健康管理手当を支給することによって、おいしいものでも食べていただいて、長生きをしていただきたい、健康でお過ごしいただきたい、こういうことだろうというふうに思います。それから敬老金については、前々から行われていることでございますけれども、これは昭和40年からだと思いますが、長寿をお祝いし、高齢の方に市からのお祝いをすると、こういうことかと思います。それから理美容券については、49年からの事業だと思いますけれども、経済的なものもあるでしょうけれども、こざれいになっていただいて、健康で、やはり長生きをしていただく、こういうことだろうというふうに思います。それから平成元年からスタートしました入院見舞金等につきましては、御苦労かけている看護の方に何らかの気持ちを市からあらわす、このような意味も含まれているだろう、こんなふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今部長の説明のあった、日野市の独自の施策というのは、老人福祉法の目的に沿って、地方公共団体が老人の福祉を増進する責務を有するというところから始まった事業ですね。そこははっきりしていると思うんです。国の法律に基づいて、市の独自の施策として今日まで継続、充実させる事業として進められてきたものなんです。対象となる市民の方々が、この施策をいずれも好意的に受けとめていることは、もう改めて言うまでもないことであります。この法の精神、そして条例の精神に基づいて、この事業の継続、発展、充実を今後も図っていくことが、今の市政に求められている責務だと考えるわけでございます。

こうしたそれぞれの地方自治体の独自の施策が生まれてきたのは、ほかでもない、社会保障の貧困があるわけであります。詳しく申し上げるまでもなく、日本の社会保障の国民所得に占める割合というのは、一体どのようになっているか。日本の場合は14.6%、アメリカは19.4%、イギリスは26.9%、ドイツは31.5%、フランスは35.6%という、日本から比べるとはるかに高い割合の社会保障費を支出しているんですね。（「税が違うんだから、対象にならないよ」と呼ぶ者あり）そういうもとで、日本の中におけるそれぞれの自治体における……（「税を述べてから言うんだ、そういうことは」と呼ぶ者あり）福祉の施策を充実させるためにいろいろと心を砕いてきているんです。総額に対する割

合を示しているものですから、よくこの数字を考えた上で、今日の福祉の施策が生まれてきたものだということを強調しておきたいと思います。

そして、東京都が求めました、高齢者福祉施策の区市町村単独事業一覧というのだけでも、これだけの厚いものにまとめられるくらい、たくさんのいろんな分野で事業は行われているんです。これは住民の切実な要求にこたえて、理事者初め、職員や議会などの議論や検討を経て実施された、いわば地方自治体の知恵の結晶というものと言えるものであります。これを簡単にですね、見直しだ、廃止だというようなことなどを行うことは、できるものではないと言わなければならないと思います。

日本共産党市議団が最近、日野市で行っておりますアンケートに対比させる意味で、私たちも独自に市民の意向調査を行う、アンケートを行いました。そこにはさまざまな市民の声が凝縮されておりますが、その中の一つ紹介しておきたいと思うんです。「弱者をさらに追い込むような福祉の切り捨て、教育を軽んじる馬場市政は、行政とは言えない。数少ない福祉の進んだ市と思い、越してきたのに、非常に悔しい」、こういうふうに書かれているんですね。これが今、アンケートを受け取った市民の率直な気持ちがあらわれているのではないですか。私は、こうした声などに基づいて、馬場市政の現在の福祉に対する考え方、さらにはこれからの福祉に対する考えを伺っていききたいと思います。

馬場市長の新市長の就任あいさつというのが、去年の4月28日に行われました。この中に「森田市政のよかった点はしっかりと評価し、受け継いでいきたいと思っています。例えば、社会的に弱い立場の人の視点に立って施策を進めようとしたこと、市民の一人一人の小さな声を吸い上げようとしたこと、あるいは24年間の長さにわたった市政の中でも、おおむねクリーンな政治姿勢を貫かれたこと」、こういうふうにおっしゃっているんですね。これを引き継ぐというのは、森田市長の福祉に対する考え方、あるいは行政を運営する考え方、その精神を引き継ぐということではないでしょうか。

『日野の福祉』の刊行に当たって、第6号、94年11月に出したものでありますが、この中で森田市長は次のようにおっしゃっている。「私はかねがね自治体行政は、どんな分野であっても、結局は主権者である住民の幸せ＝福祉へつながるものでなければならぬと考え、努めてまいりました」というわけであります。ですから、前市長から引き継いで、森田前市長が行政運営を行ったその24年間の行政の発展、方向というのは、従来の福祉を切り捨てるなどというのではなくて、それを充実、発展させる方向に進めてきたのが、今日行っている日野の独自の福祉の施策ではありませんか。

馬場市長は、市長選挙の選挙公約でも、福祉の見直しなどということは一言も言っていないんですね。去年の4月ですよ。1年とちょっとしかたたないのに、もう見直しをするなどと言い始めているんです。『やすらぎのあるまちへ、うるおいのあるまちへ』、こういう見出しで公約をされているわけですから、この公約、言葉どおり、市民のやすらぎをもっともっと充実させる方向にこそ、施策を前進させなければならないんです。私は、こうした市長の施政方針、あるいは選挙公約、さらにはことしの所信表明の中にも、いずれも市の単独福祉の事業を見直すなどと言っていないことを踏まえて、市長は今、どのように今のやりとりを聞かれたか、答弁いただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　板垣議員から、私の市政は、健康管理手当、敬老金、理美容券、入院見舞金の見直しを取りやめよということで、いろいろ板垣議員らしい御意見をじっくり拝聴させていただいたところであります。助役からもいろいろお話がございました。私もこれまで、こういった現金給付型といいますか、金銭給付型の福祉について、今お話にもありました、前の市長がどういう対応をされてきたかということについて、いささか議事録をひもといてみました。平成7年第1回の定例会に、前の市長もいろいろお考えの中で、これからの福祉の施策を見直す一つのポイントとして、高齢者福祉条例の一部を改正をしたいという提案をしております。さらにそのときには、やっぱりいろんな御意見があって、否決をされた。でも何とかもう一度ということで、平成8年第1回に再提案をし、2回ほどの議会が継続審議になった後、これまた否決をされております。特に、理美容券の問題につきましては、そういう意味では、議員は余りに突然とか、いろんな言い方をされておりますけれども、既に議員各位も含めて、前の市長の提案の中で御議論が行われているわけであります。

ですが、私は、今回のことについて、いかにもですね、新しい市政の中で、こういうものは見直しをして取りやめちゃうんだということを言ったかの発言が多々出てくるわけではありますが、そういうことは全く私は申し上げておりません。ですが、大きな行政全般の見直しの中で、先般の学校給食のところでも申し上げましたけれども、今、市政がかかわっているいろいろな幅広い行政分野の中で、やはりすべてを見直しをする、もう一度ゼロから見直して考え直す、この必要はあるだろうという認識は持っておりまして、そういう意味で、行政分野の中に、例えば福祉であるから、あるいは教育であるから、建設部門であるからということを前提の中で聖域を設けるという考え方はございません。そういう意味で、これからの時代の福祉を考えるために、アンケートという形で、市民

の皆様を幅広く伺ったところでございます。

ですから、このアンケートの問題につきましても、基本的には全く誤りはないという認識を私は持っておりますし、これらのアンケートの結果を踏まえて、あるいはまた、アンケート以後の市民の皆様を踏まえて、これからの新しい政策展開を考えていきたい、こんなふうに思っているところであります。でございますので、議員はいろいろなことをお話になりましたけれども、現状では、私はまず、見直しをするとも言っておりませんし、どういう形をつくっていくとも言っておりません。ですが、私が当初から申し上げております、選挙期間中からもうそうでございますが、社会的弱者に対してどうやっていくか、それが政治の一番の基本のところにあるということは、今でも継続をしてお思っておりますし、前の市長のよかった点については、しっかりと受け継いでいきたい。特に福祉部門については、よりよい、より充実した福祉を探る方向で一生懸命考えていきたい、このようにお話を申し上げたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 馬場市長の今の答弁は、自分は福祉の見直しなどこれまで言ったことがない、というふうにおっしゃいましたね。10年度は見直しをするなどと何も言ってない、と私は言ってるんです、だから。それから、あなたは新市長の就任あいさつの中でも、森田市政のよい点はしっかりと受け継いでいきますと。それから昨年の敬老大会の発言でも、福祉は絶対後退させませんと、こういうふうにおっしゃっていると私は紹介しているんですよ。ところが、一方のアンケートで見直しをすると言っているから、これはおかしいんじゃないですかと、こういうふうに申し上げているわけでありまして。答弁がちょっと的外れになっておりますので、あえて私が、この点ではっきりさせておきたいと思います。

さらに、私は、市長に申し上げておきたいのでありますが、昨年の敬老大会は、最初に申し上げましたように、たくさんの高齢者の方がおいでになったと思うんです。ことは多少減ったでしょう。2,000人を超えた昨年と、ことは1,700人少しだそうですけれども、私はこの参加したということは、一体市長は何をおっしゃるんだろうと、そうみんな注目した方が多かったと思うんですよ。ところが、その後の市政の運営などを見て、ことしの敬老大会には、やっぱり少なくなったというのは、市長に対する期待がかなり裏切られた方向に行っているなと感じておられる高齢者が多いと言わざるを得ないのであります。

あえて私は、このアンケート問い6は、集計結果は既に議会にも配られておりますけ

れど、とりあえず棚上げをしておくのが私は、これまでの市長の方針から見ても、適当なやり方ではないかとあえて申し上げておきたいと思います。

そして、市民にはいきなり四つの単独事業の見直しを行う考えであることを、殊さら財政が厳しいということを前提にしながら、考えをいきなり求めるということは、余りにも唐突なやり方であると言わざるを得ないのであります。

そして、財政が厳しいということを盛んにおっしゃいますけれど、ちょうど森田前市長が市長に就任いたしました1973年から以降、当時、戦後最大の財政危機だと言われる地方財政の危機がありました。昭和50年（1975年）の当時の森田市長の施政方針は、次のように述べております。

「戦後最大の財政危機というのは、スタグフレーションのもとで倒産、人員整理、操業短縮のニュースが新聞に載らない日はない状況であります」と述べた後、真の健全財政とは何かということで、次のように考えを述べております。

「地方財政危機の真の原因に目をつぶり、福祉行政の発展と人件費の高騰にその原因を求める論議が盛んであります。もちろん、私たちは冗費を削り、節約を図り、市財政の健全化に全力を挙げるものであります。しかし、市民の福祉を切り捨て、市民サービスを縮小しての健全財政は、真の健全財政ではありません。何よりもまず、インフレにストップをかけることであり、次に税配分を適正化し、自主財源を拡大することであります」。

ちょうど市長に就任して馬場市長もほぼ2年になろうという同じような時期に、当時の地方財政も、戦後最大だと言われる財政危機に陥ったんです。その財政危機を乗り越える姿勢がこの中にはっきりとあらわれているんですよ。森田前市長のいいところを引き継ぐというのであれば、この姿勢こそ、この精神こそ引き継がなければならないことではないですか。財政が厳しいというのであるならば、国の借金、押しつけをはね返す、国への対決姿勢を打ち出すことが大事なんです。きのうも企画部長、来年度もさらに減収補てん債が押しつけられるという説明がありました。今日、国の補助金の削減や、あるいは減収補てんの起債の押しつけなどが、どんなに地方財政の大きな危機の要因になっているか、もうこれまでさんざん論議をしてきているところであります。

ですから今こそ、まだまだその自治体で独自の権限で行えることのできる財源の確保、例えば高速道路の課税、道路占用料の実勢に見合った改定、法人市民税均等割の大企業などへの不均一課税、起債の低利への借りかえなどが、まだまだ可能性としてはあるわけであります。

先ほど紹介いたしました、市議団のとったアンケートの中にも、「馬場市長の行政手腕には疑問点が多い」「中央自動車道には課税すべきだ」、こういうのがあります。さらに「市の財政難を語る前に、まず高速道路の税金徴収を決めたとおりに実行してほしい」等々の財源確保を求める意見もたくさん寄せられているんです。こういう声はやっぱり率直に聞いて、そして今後の行政に生かしていかなければならないのではありませんか。

1975年といいますと、今から24年前になります。就任して間もない、2年を経た馬場市政と同じ時期に、森田市政の行政姿勢を先ほど紹介いたしました。そして、その財政危機を乗り切るために、独自財源として、大企業などへの超過課税を実施する条例、道路占用料を新たに徴収する条例が提案されました。その後20年間で超過課税は70億7,000万円余り、道路占用料は6億5,000万円余り、その後まちづくり指導要綱の制定によって、開発企業からの行政協力金を納めてもらうことによって、18年間で39億1,000万円余りの独自の財源、合わせて122億円余りの財源を得ることができたんです。その財源をもとに、今日の日野の基盤をつくる大事な財源としたものであります。馬場市長も一時、議員としてこうしたものの論議に加わったわけですから、あなたはよく御承知のとおりであります。こういう24年間の革新市政のもとで行われた独自財源を基盤とした日野の今日の財政運営にあなたは立っているんですよ。それをさらに充実、発展させる方向こそ、あなたを初め、市の幹部の職員は、心を砕いていくというのが責務ではありませんか。このことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の1、馬場市政は健康管理手当、敬老金、理美容券、入院見舞金の「見直し」・とりあげをやめよの質問を終わります。

一般質問16の2、新町姥久保都営住宅建て替えにともなう「文化施設」建設年度を早めるよう都に働きかけられたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○22番（板垣正男君） 既にこの問題は、これまで数回、議会でも取り上げてまいりました。前段は省略いたしまして、質問点だけを伺ってまいりたいと思います。

現在、都営住宅の建て替えの第1期が始まっております。周知徹底の看板によりますと、完成は平成16年度となっておりますが、これも遺跡調査等のおくれなどで、かなり年度がさらにおくれるという可能性もあると思います。そこで、私は次の三つについて質問を行います。

現在の建設年度の予定は、計画は当初の予定とどの程度ずれが生じているのかということが1点であります。最終の完成年度が何年度になるかというものであります。

二つ目は、住民要望が非常に強いこの建設にあわせて、公共施設を東京都が建設する

ということが日野市との間で合意されておりますが、従来の計画によりますと、建設の最終年度といいたしうか、四つに区切りました建設の最後の期間に入っております。これを繰り上げて建設を、年度を早めることができないかどうか。ぜひ繰り上げて建設してほしいという住民の強い要望がありますので、ぜひそれを東京都に要望してほしいというものであります。加えて、現在の取り付け道路、甲州街道から入ってくる取り付け道路が、信号のあるところにつけかえられて新しい道路が計画されるようであります、これは一体、何年度の工事に現在なっているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

3点目は、大坂上都営住宅の建て替えも完了いたしました。あと残るのは浄化槽などがあります用地、これまでの計画では、都営住宅をもう1棟建てるということになっておりますが、その際、日野市との間で福祉施設を併設するという合意ができてはいるはずであります。この福祉施設の建設の具体化がどの程度進んでいるか、説明いただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 新町の姥久保都営住宅の建て替え計画でございます。平成8年から地元の説明会等を行ってきてるところでございます。その結果、現在の225戸から462戸に建て替えられるという計画になっているところでございます。第1期工事につきましては、平成10年の6月から始めまして、第4期工事の終了する平成15年ということで完成を予定しているところでございます。

2点目の複合文化施設の繰り上げとそれから取り付け道路の件でございます。まず、新しい取り付け道路につきましては、第4期の工事、平成12年から第4期が着手されますが、この中で新しい道路の工事に着手するということでございます。それから、複合文化施設につきましても、平成12年度から着手するということでございますけれども、この中で繰り上げができないかという御質問でございますけれども、これにつきましては、現在、この都営住宅の進入路になっていますところに、この複合文化施設をつくるということになってございますので、現在の道路につきましては、工事用の進入道路として使用することになっておりますので、繰り上げて着手するのは非常に難しいんではないかというふうに考えてございます。

それから、3点目の大坂上の三丁目団地の都営住宅につきましては、500平米の公共

公益施設を建設するという事で予定をされてございます。これにつきましては、平成12年度に下水道の供用開始が行われますので、これらを踏まえまして本格的に協議をする予定ということになってございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 2点目の公共施設の建設年度を繰り上げてほしいという質問に対して、現在の取り付け道路は工事用道路として使用するから、繰り上げは難しい、こういうふうに答弁されたと思うんですね。今、甲州街道の信号からずれて取り付け道路がありますけれど、これを新しく信号のところに取り付け道路をつけると、こういうふうに私も伺っているわけですね。ですから、その取り付け道路がいつになるのかということもあわせて伺ったんですが、はっきり答弁がなかったと思います。この取り付け道路が進めば、あるいはできれば、それは工事用の搬入道路もあわせて利用できるわけでしょう。現に取り付け道路は、工事用の車が出入りしているわけですから、新しい道路をつける予定を、何年度になっているのか、それを早めることもできないのかどうかということとあわせて、公共施設の建設年度を早めることもできるということになるわけでしょう。

従来、東京都は、都営住宅の建設や建て替えなど付随する公共施設の建設は最終年度につくるという、そういう工法をとっていたと思うんですね。ですからこれは、地元からの特に強い要望などがあったケース、あるいはなかったケース、いろいろあると思うんですけど、工事をしやすいということで考えれば、従来のそうした公共施設は最終年度にするということになるかもしれませんが、そこを、既に予定より大幅におくれているこの建設年度を、地元の住民、あるいは新しく都営住宅に入居する住民に対する公共施設を、やはり1年でも早くつくって、その要望にこたえるという、工法の日程をそのように立て直す、手直しをするということが、私はできないわけじゃないと思うんです。そこをよく酌んで、市は東京都ともっともっと話し合っていていただく余地があるのではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 都営住宅の建て替えに伴いまして、複合文化施設を早めていただきたいという要望については、東京都の方に市としては要望することについては、できるわけでございますけれども、先ほどお話しさせていただきましたのは、この都営住宅の建て替えにつきましては、4期に分けて工事を着手するというこ

とになっております。遺跡調査と並行して行っているわけですが、まず1点は、その4期工事の部分で、遺跡調査が平成12年度にもまだ調査があるということが1点でございます。それから、先ほどお話しさせていただきましたのは、現在ある道路につきましては、工事用の道路で当面使うということが1点です。したがって、新しくできる複合文化施設につきましては、この進入道路に、現在の既存道路に重なって建物を建てるということになっておりますので、先ほどの新しい取り付け道路とあわせて、第4期の平成12年度に着手をしていくということでなければ、工事を進めるのは非常に難しいということで、平成12年度の第4期の工事での取り付け道路を、新しい進入道路と複合文化施設を同時に着手するということが現在計画されているということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） そうしますと、平成12年度に新しい道路の取り付けとあわせて、文化施設、公共施設の建設も着手する、そういう予定になっていると。再確認したいと思います。それでよろしいですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） そういうことです。12年度から着手するというところでございます。ただ、12年度前半、後半ということで、多少年度の中ではずれのかもしれませんが、平成12年度に着手するということが聞いております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） わかりました。従来、私どもが伺っていた建設年度よりも多少早まったような今の説明があったと思います。平成16年度の3月に都営住宅の完成というふうに伺っていたわけですが、今部長から説明があったように、最終年度の建設は平成15年度ということでございます。例えば、平成15年度に公共施設の建設を行うというのと、今の答弁にありますように、平成12年度に公共施設の建設もあわせて、取り付け道路とともども着手するということがありますから、従来伺っていたよりも年度は早まったということが言えると思います。

なお、市側も、この公共施設の建設などにも十分東京都とも連絡を密にいただきまして、地元の要望にこたえる内容のある施設にさせていただきたいと思うわけでありませう。従来、老人クラブなどが要望しておりました施設の内容としては、集会施設、ホールのある施設、和室、畳のある部屋、さらには、公共施設の一つとしての図書館の分館の設置、会議室の設置等を含んだものを要望されてきた経過もあります。その内容につ

いては、市側も十分承知をされていることであると思いますので、これらの市民の方々、老人クラブなどで活動されている方々の期待にこたえられるようなものにしていただきたいと思いますというわけであります。工事の日程なども、周辺住民の皆さんとの合意を取りつつ、順調に進められることを期待しているわけでありますが、市側にも一層その努力を要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の2、新町姥久保都営住宅建て替えにともなう「文化施設」建設年度を早めるよう都に働きかけられたいの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時05分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の1、多摩平支所の廃止に伴う「豊田駅北口前連絡所」の業務時間は、朝・夜共延長サービスを！また本庁舎および他の連絡所サービス促進の構想について伺いたいとの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔16番議員 登壇〕

○16番（沢田研二君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

目前に迫りました豊田駅連絡所の業務開始についてでございます。長年親しまれ、利便性を図ってきた多摩平支所が、いよいよ12月28日で業務を終了し、平成11年1月1日で廃止、その業務が本庁に統合されることとなります。そして、その多摩平支所廃止に伴う代替措置として、豊田駅北口前に連絡所が設置され、これまでの業務の一部が取り扱われます。業務開始は、年明け早々の1月4日からということであり、既に10月の時期から、連絡所改造の準備に入り、着々と完成の方向に向かっていっているように見受けられます。

これらのことは、機会をとらえ、行政側から説明をされ、また9月議会で、佐藤議員、菅原議員からも一般質問の形で取り上げ、市民の立場、利用者の立場に立って、詳細にわたっての問題提起がされ、担当部長から、さらには市長から、その時点までの考え方及び計画が細かく説明されたところでございます。また、その後、10月15日号の『広報ひの』を使っ

かい準備をされて、関係市民への徹底に努められているように見受けられます。大変御苦労さまでございます。

ただ、情報の広がりとともに、連絡所を利用しようとしている市民の方々から、一種の失望的な声、もしくは改善を望む声が多く寄せられております。言うまでもないわけですが、業務内容と業務時間に関しての指摘でございます。とりわけ業務時間に関しては、一言で言えば、少し厳しい言葉かもしれませんが、日野の市政に時代のギャップを感じる、といったようなことが言われております。すなわち、今や、全国いろんなところで工夫を凝らして、いろいろさまざまな手法で市民サービスが行われている中で、せっかくあのような便利な場所に連絡所を設けるのに、何の利便性もない、改善もない、単に規模を縮小しただけの連絡所という、ショックであり、そんなことへのギャップということでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これらのことは、9月議会でのお二人の質問の中にも含まれており、その多くの部分で、理事者側の答弁は、「認識しています」「検討いたします」「もう少し時間をいただきたい」「今検討を加えているさなか」等々の言葉がございました。私は、これらの一つ一つの言葉は、決してその場しのぎの言いわけ、言い逃れの言葉とは思いたくありません。そこで、9月の一般質問の時期からしますと、既に約3カ月を経過いたしましたので、認識したことに時間をかけ、検討したことで、何らかの前進を期待しているものでございます。このことは、サービスの行き届いた連絡所を期待している市民の皆様からは、いろいろ要望いただく中で、私は、業務開始までに、どこまで改善されるかわからないけれども、認識し、時間もあり、検討しているので、ある部分では、業務開始をしてみないとわからない面もあるので、その点は別として、何らかの改善が行われるものと思う、というような答え方をしてきたところでございます。その後の検討結果、及び今後の計画についてお伺いをしたいというふうに思います。

それでは、具体的な質問に入りたいと思います。

最初に2点ほどございますが、まず1点目は、豊田駅連絡所の現時点で予定している業務内容について、また多摩平支所当時との業務内容の違いについて伺いたいということでございます。確認でございます。これは、既に四つの業務内容が広報されております。すなわち、住民票の写し、戸籍謄抄本、それから印鑑証明の交付、年金の現況証明の四つでございます。しかし、その後時間も経過をし、検討もある程度行ってきたと思われるので、四つの業務以外に加わった業務があれば、その点を伺いたいということでございます。それと、多摩平支所のとき行っていた業務内容の種類と連絡所で行う業

務の内容の比較を再確認という意味でお伺いをしたいということでございます。

それから、大きな2点目としまして、豊田駅連絡所の現在検討中の新たな業務内容、それから検討事項、課題といいたしましょうか、そういったことについてお伺いをしたいということでございます。これは、それなりの時間もあったわけですが、また検討はしたけれども、結論までには至っていなかった、または、開業してみないとわからない、様子を見てみないとわからないという、そういった部分も多々あるかと思いますが、そういう中で検討事項に入っている、そして状況次第によっては、近いうちに5種目目、6種目目として加えられるのではないかというようなものがあれば伺いたいという、以上2点についてまず答弁をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは、御質問の2点について御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、業務内容と、また支所当時との業務の内容の違いということでございます。業務内容につきましては、ただいま御説明がございました4項目でございますけれども、既に広報にも10月15日号、さらには11月15日号で市民の皆様にはお知らせをしているところでございます。現在多摩平支所で行っている業務でございます。連絡所でできないものにつきましては、転入届け、転居届け、転出届け、印鑑の登録、国民健康保険あるいは国民年金に関すること、それから母子健康手帳の交付、市税等の納付、交通災害共済の受付などでございます。

また、2点目の、連絡所での検討してきた新たな業務、あるいは検討事項ということでございますが、9月に補正予算をいただきまして、いわゆる建物の方の準備をして、すぐに10月15日号に広報でお知らせをしたという経過もございまして、いろいろ検討はいたしましたわけでございますが、四つの業務を既にお知らせしてございますので、なかなか9月議会でも2人の議員さんからいろいろ御提言をいただいております。その内容についても、十分検討はさせていただきました。検討した内容といたしましては、図書館の図書の返却ポストの設置ができないかどうか、あるいは自動交付機の設置ができないかどうか、それと駐車場の確保ができないかどうか、あるいは市民への周知の方法について、さらには、組織及び人員の配置について検討をいたしましたわけでございます。物理的な問題もあるわけですが、連絡所が限られた事務スペースでございまして、建築面積は約80平米でございます。市民のニーズにいかに対応できるか、検討いたしましたわけでございますけれども、これらの内容につきましては、1月4日の業務開始には困難

な状況でございます。広報にその業務内容もお載せし、それで関係自治会にも御通知を差し上げ、その業務の内容を通知してございます。したがって、4項目以外の業務については、連絡所の業務開始後の利用状況、それから市民要望を踏まえて、十分協議して、さらに検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

幾つかの検討はされているということなのですが、この3カ月では特段、言うなれば5種目目、6種目目の業務の拡大までは至らなかったということでございます。ただ、この3カ月間という期間というのは、こういう業務のいろんな角度からの検討で十分、オープンしてみないとわからないという部分はあるにせよ、今まで多摩平で行ってきたわけですから、市民のニーズに合わせて十分検討できるのではないかなと。私どもも、民間の中でいろんなものを開発したりしますけれども、大変な、もう本当に半年あるいは数カ月で次から次へ新しいものを生み出していく、そういうエネルギーと比較をしたときに、この3カ月で結果的に検討しました、何も生まれませんでしたというのは、ちょっと残念だなという気がいたします。

それで、もう目前1カ月に迫っておりますので、今から次をということは難しいかもしれませんが、その中で今後、業務範囲の拡大というのは、必要というふうに考えておられるのかどうかということを1点まず伺いたいと思います。

それから、その中でも特に、早急に業務に加えたいと思っているようなものは何なのか、そのことの再確認をしたいと思います。

それから、利用者の範囲ですね。これは、従来も、多摩平だから、多摩平のエリアの人だけということではなかったようでございますけれども、今度、この豊田連絡所という大変利便性の高い場所への設置ということになりますので、その利用者の範囲はどのようにお考えになっているのか、そのことについて確認をしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 1点目の業務範囲の拡大ということでございますが、申し上げましたように、あくまでも豊田連絡所については、多摩平支所が移るということではなくて、その廃止に伴う代替措置として業務を行うものでございます。また、いわゆる事務スペースは、先ほど申し上げましたように、どうしても新しい業務を行うためには、限られた面積、スペースでございます。そんな関係で、確かに3カ月もたってさら

なる努力という部分は、という御指摘でございますけれども、十分検討して、これから対応できる業務範囲、これは市民の皆様の利便、サービスをさらにするという基本的な考え方、スタンスは当然のことでございますけれども、人員の問題や、あるいはスペースの問題等で、なかなか業務範囲の拡大について難しいといえますか、即対応ができないところがありました。今後はしたいがまま、さらに何ができるのか、十分また関係部署とも協議しながら進めさせていただきたいと思っております。

それから、早急に業務を加えるものというの、また今申しあげましたような状況でございますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

利用者の範囲でございます。もちろん、支所の業務は、本庁に統合して区域を移したわけでございますので、この利用の範囲につきましては、市内どこからでも御利用になれるということでございますので、駅というその立地条件、利便性を生かした中で、今までの区域以外の方、特に近いところでは、平山、西平山、豊田の方々、この方々も利用できるということでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 拡大の必要性は、必要とは思っているけれども、なかなかいろんな制約事項があって踏み切れないというか、実現できないということです。先ほどこんなことを検討してきたという中に、例えば図書返還のポストだとか、自動交付機とか、駐車場とかございました。もちろん、こういったことも全部できればいいんですけども、例えばスペースに限度があるよといいながら、図書の返却本のポストなどを設ければ、これだけでも大変なスペースをとるわけですから、ちょっと視点を変える必要があるんじゃないのかなというふうに思います。もちろん、駐車場もあればいいんでしょうけれども、しかし車に乗れる方は、本庁まで来ても何分でもない話ですから、必要ないという意味ではなくて、優先順位からすると、むしろ4種目だけではなくて、印鑑証明の交付だとか、そういったことのやる方法をやっぱりもっともっと考え出すべきではないのかなというふうに思います。今までの答弁を伺っていると、従来の多摩平の支所のあくまでも延長線でしか考えておられないような、そんな気がいたします。この次の問題の3番目に予定しております、業務時間との兼ね合いのことで、それらを含めてもう1回触れますので、ここでは一応、そういう現状の考え方を伺ったということにさせていただきますが、そういう意味では、非常に発想を変えていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の３番目の質問に入りたいと思います。市民の強い要望であります、豊田駅連絡所の朝・夜の業務時間延長についての考え方、それから検討されていることの内容についてお伺いをしたいということでございます。この時間延長という意味合いの中には、土曜日、日曜日、あるいは祝祭日も含めてということでございます。それから、ただし年末年始だけは、これはちょっと除いて、これも全部一緒にたにしてできる、できないという話になっても困るんですが、業務時間の延長という範囲では、それらも含めたイメージでございますので、それも含めての御答弁をいただければと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 業務時間の延長ということでございます。当面は、広報にも、あるいは地元自治会にも御通知を差し上げました、８時半から５時という予定で、既に御連絡を申し上げているところでございます。しかしながら、連絡所が駅前という立地条件のよいところでございますので、これを生かして、業務時間の延長を行って、市民要望にこたえていくと。さらなる一層の市民サービスの向上を目指していかなきゃならない、このことについては認識をしているところでございます。しかし、現在確かに、できるところからという問題もあるわけでございますけれども、連絡所はあくまでも市民課の連絡所ということで、市の窓口業務全体の問題として現在のところは受けとめているところでございます。今後のあり方については、十分検討して、その辺の延長について、あるいは土・日・祝祭日の業務については、市民のサービス、こういう観点から考えれば、当然のことだと思っております。

しかしながら、なかなか連絡所だけの問題として対応できませんで、今後はやはり、申し上げましたように、市の窓口業務全体の問題としてとらえていくのか、あるいは連絡所だけはそういう意味では一番駅にあるわけでございますので、切り離して考えていくのか、その辺もこれから検討せざるを得ない状況でございます。現在の段階では、おしかりを受けるかもしれませんが、検討事項としては考えておりますが、具体的には、その方向は今後の問題として御理解をいただきたいと存じます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 先ほども、ちょっと視点を変えていただきたいなということを申し上げたんですが、この件は、手順を追って検討を必要とする、検討していく必要があるんじゃないかなと思います。すなわち、これを進めていく上には、何点かのキーポイントみたいなものがあると思うんですね。９月の一般質問の市長の答弁を伺ってしまして、市長は十分、住民のニーズをとらえているというふうに感じましたし、可能な限

りやらねばということの意向も持っているというふうに私は受けとめました。

それを前提にして何点か伺いたいんですが、それと盛んに今の御答弁の中では、多摩平支所の代替えとしての考え方ということ、前回の質問者に対しても強調しておりますし、今もある意味では同じようなトーンで答弁いただいたと思うんですが、ただ、市民の利用する立場からしますと、代替えだから支所のときの規模の縮小でも構わないんだというような感覚は全くないと思います。だけれども、物理的に不可能なことは不可能な面たくさんありますから、それまで言うつもりはないんですが、利用する側からすれば、そういう受けとめはないし、ましてやあの場所ですから、あれもこれとも言わないまでも、最低限のものはやってほしいというような強い要望がございます。

それから現にですね、改造費として1,500万円近くの予算を組んで、今その業務開始をやろうとしているわけですから、そんなこと、あんなことをいろいろ含めますと、余り多摩平支所の代替えだから、しょうがないんだ、やむを得ないんだというのはいかなものかなというふうに思います。ここはひとつ、十分再検討していただきたいなと思います。

それで、まずこの時間の延長、朝・夜ですけれども、やるか、やらないかの方針決定が必要ではないかなと。先ほどの答弁の中でも、拡大に向けて努力をしたいんだ、そのつもりはあるんだというような言い方をされておりますが、どうもその後が続く言葉が迫力がないなと。正直言いまして、そんな感じがしますので、まずやるのか、やらないのかということをですね。

それと、あわせまして、その時間延長をやるべき背景が、私はかなりあると、大きな要因があるというふうに思っております。それは、市民が、もう極めて今不況の中で、大変な思いをしているわけです。こういう不況のときこそ、忙しくて、時間を大切にしたい。こういうときこそ、役所が市民に対して利便を図って、後押しをしてあげるべきじゃないかと、こういう意味でございます。何といたしましても、市民は役所にとっては、税金を納めていただける最大のお客様ですから、本当に困ったときに、行政側として何をしてあげられるのかという視点に立つ必要があるかと思うんです。不況だから、人によっては、仕事がなく、時間に余裕がある、もてあますという場合もあります。しかし、一方では、責任のある立場の人という、ちょっと言い方があれかもしれませんが。あるいは管理的立場にある人、あるいはみずからが事業を起こしている人、こういう人たちからしますと、今のような状況は、もう大変な忙しさなんですね。働けど働けど、なかなかいい方向に向いていかないという、本当に時間を惜しんで頑張っておられるわ

けです。ですから、そういう状況から考えますと、こういうときこそ、しかも、たまたまと言ったら語弊があるかもしれませんが、新しい病院建設という、そういう状況の中で、豊田連絡所が難産の末生み出す、多摩平支所廃止とかという過去の流れからしますと、ようやくここで、あの場所にそういう業務が行われようとしているわけですから、これはもう、一つでも二つでも市民のニーズにこたえるということが必要ではないかと思うんですが、これらの背景を含めて、そのやるべきか、やらないかということについては、やろうという先ほどの話がありましたけれども、その点についての見解があれば、ぜひ伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 今までの経過が、そういう形で多摩平支所の廃止に伴う代替措置ということでできておりましたので、改めて沢田議員さんからの御意見、御提言によって、私どもの方も、やはり発想の転換をしていかなければならないのかなと感じているところでございます。言いわけのように聞こえますけれども、どうしてもスペースの問題があるわけございまして、その中で何ができるか、これをさらに時間延長等はスペースの問題は関係ございませんので、物理的なものはともかく、住民のサービスをさらに充実させる、あるいは向上させるという意味から、また利便性を考え、立地条件のよさを考えれば、当然のことながら、この四つの業務だけをやればいいとは思っておりません。したがって、今までの検討項目も含み、さらには市民からのいろんな問い合わせ、要望、今の沢田議員さんからの御提言も含めまして、やはり行政窓口としてさらなるサービスが提供できるように、いずれにしても今の段階では、十分検討しまして、それにこたえられるような連絡所にしたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 9月議会の答弁で、本庁舎との兼ね合い、及び職員の勤務体制見直しの関係もあって、非常に難しいという、こういう答弁もあったかと思います。これはもう事実、いろいろその背景が推測できるわけですが、近い将来、当然本庁舎もそういった時間の延長といったことが大きな課題になるかと思えます。しかし、豊田の連絡所というのは、そういう意味では、近い将来の本庁舎もその方向にあるという意識があれば、試行といいたいでしょうか、試験的にですね、この豊田連絡所でいろんな勤務体系をとってみるという、そういう意味では、もう絶好の機会ではないかなというふうに思うんです。私ども例えば民間の事例で、勤務体系を変えとかということも常

にあるわけですから、あのフレックスタイムの導入のときから、いろんなことをやってきていますけれども、そのときも、一気にそれをやろうなんていうことは、一度もなかったです。私どもの経験からいきますとね。ある程度のモデル職場的なものをつくって、それである分野でやってみて、そこでまたいろんな問題点を抽出して、次の職場を拡大していく。今は全職場でやられていますけれども、そういうふうに、ステップを踏んで、手順を踏んでやっているわけです。

それから、これまでの答弁もずっといろいろあれしますと、全庁的なこともあるし、とか、これは企画部長も言われておりましたし、前回市長もそんなニュアンスの話もされておりましたし、それはそれで、当然全体を考えなければならないという意味では、理解できるんですけれども、そういうふうにステップを踏んでやっていくことが、結果として全体を早めることが可能になるのではないかなと。それから、当然フレックスタイムということも間近に検討しなければならない課題だろうというふうに思うんですが、その問題だとか、それから、ああいう連絡所などは、何も全部が職員でなければならないということはないと思うんです。職員ＯＢのある意味での有効活用ということだって可能だというふうに思います。そんな意味で、まだまだ検討の余地は十分あるのではないかなというふうに思っているんですが、その点について伺いたいと思います。

それから、あわせて、その時間延長サービスを実施するに当たっては、何が一番ネックなのか、問題なのかということも当然あろうかと思います。例えば、体制をつくることの問題が、これは言うならば人の配置の問題が当然絡んできます。人の配置の問題ということになると、組合問題ということになってくるかと思えます。それから、運営の件ということもまたあろうかと思えます。運営の件では、これは財源の問題が絡んできます。それから、財源の問題ということは、結果としては、効果との対比ということも、これは絡んできますね。幾ら人で財源をかけても、何の効果も、利用もされないというんじゃない、これは意味がない。形だけ機械化しても、中身は全然変わらないといっても困るわけですから、そういうような問題がいろいろあろうかと思うんですが、今一、二提起したことについては、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 1点目の業務時間の延長、その内容については、フレックスタイムの導入というお話でございます。今の厳しい状況の中では、当然のことながら、人をふやすということができません。したがって、多摩平支所の8名を、3名をほかに配置転換をする。さらに多摩平の業務そのものが本庁に移行するわけでございますので、

新たに豊田連絡所については、職員体制についても最小限度の人員で業務を行ってまいりたいと考えています。

それから、時間延長については、当然のことながら、フレックスタイムの導入とか、あるいは勤務時間をずらしたりですね、そういうようなことになってまいります。これについては、やはり勤務労働条件の変更という問題が出てまいりますので、当然のことながら、職員組合とも協議をせざるを得ません。それから組織についても、現在は市民課の所属というか、市民課の連絡所でございますので、そういう組織の問題もあるわけでございます。それから、延長に対するその人員の配置等についても、なかなか非常に最初からその利用状況を含めて、きちっと決めるということについても、やはりこれもまた、職員組合との協議があるわけでございまして、これらを含めて、運営体制、あるいはそこにかかる費用等も考慮しながら進めているわけでございます。

いずれにしても、時間延長ができるような体制を早くつくって、市民サービスの向上を目指したい、このように私どもの方としては考えているわけでございます。いろいろと具体的なお話も、あるいはまた御提言もございますように、非常にそういう意味では、ある程度オープンしてからというのは、ちょっと後手に回るといいますか、もっともっと積極的にその体制をつくれということであろうと理解をいたしているわけでございますが、もう1月の4日でオープンでございますので、その結果を見て、積極的に取り組みをさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） もうオープニングまで何日もないわけですから、その日までに何としてもというつもりはございませんし、また約3カ月近く経過をしながら、四つの業務以外はまだ実現しそうもないということも事前には承知していたところなんです、先ほど若干視点を変えてもらいたいということを申し上げました。その運営方法についても、いろんな方法があると思います。これまでのやっていたことの延長線ではなくて、やる方法が幾らでもあると思います。

これはちょっと二、三問題提起しておきますので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、例えば、朝とか夜の延長時間については、何も通常時間で行っている業務と同じことができなくてもいいと思うんです。まずこれが1点あると思います。

それから、延長時間は、役所の人たちもやっぱり、OBの活用ということもあっていいわけですから、そういう人たちを使って、市民から要望されるいろんな書類を受け取っ

たり、渡したりということを、延長時間を使ってやれば、スペースの問題だとか、費用は若干かかるといっても大した、これはもう、1人というわけにいきませんが、最低2人いればいいわけですから、そんなことも検討していいんじゃないか。

それから、例えばさらには、受け取りそのものは、メールボックスといいたほうがいいか、郵便箱みたいな感じで受けて、渡すときには人の手で渡すと。これは例えば、朝早い時間に書類を提出するためには、事前に近隣の郵便局なり、あるいは前の日の晩に、必要な書類を自分で持って行ってですね、書いてそれをポストに入れておけば、もう夕方にはそれを渡すことができるとか、そんな方法だって、私はできるんじゃないかなというふうに思います。これを行うのには、規定の封筒とか、そういったものも必要かもしれません。企画部長はゴルフをやられるかどうかわかりませんが、ゴルフ場へ行きますと、貴重品を貴重品袋に入れて、それで渡して、絶対に間違いないようなことで取引しているわけですから、その拡大とは言いませんけれども、方法論としては、そんなことでも可能だし、ほかにももっともったいい知恵があるかもしれません。

それから、当然限られたスペースの中ですから、例えば印鑑証明などには、カードを使ってやらなければなりませんので、その場でやるというにはまた大変な設備と費用がかかるわけですが、そういう連絡所でできない業務については、車便といいたほうがいいか、連絡便といいたほうがいいか、そういうようなものを活用して、朝出せば夕方には、帰りがけに寄れば、受け取れるというようなことだって可能だと思うんです。

ですから、今まで本庁でやっていること、あるいは多摩平支所でやってきたことが、こういうことでこの範囲だから、したがって、あれもこれも難しい、無理だということにはならないと思うんです。ただ、こういうことも、職員が直接その中に入るか、あるいはOBをうまく活用するかは、それも含めてある意味では組合問題かもしれませんが、これだけこういう厳しい、いろんな意味で厳しい世の中になっているわけですから、そこは本音で話し合っていて、組合の権利よりも、むしろ市民のニーズにこたえるためには、一緒に何をどうすればいいのかという視点でぜひ協議をしていただきたいというふうに思います。

これは今最後に申し上げた何点かについては、今後そんなことを含めて検討していただきたいということで、ここでそれについてはこうだ、ああだということはまた別な場でお伺いしてみたいと思います。問題提起をさせていただきます。

それから、最後の4点目でございます。本庁舎の関係でございますが、本庁舎の時間延長、それから連絡所的サービスの考え方、検討内容について伺いたいというふうに思

います。今回初めて連絡所というものができるわけなんです、以前から要望されている本庁舎に係る時間延長サービス、それから機械化によるサービス拡大等、どのような検討がされているのか、この点についてまず1点伺いたい。

それから、もう1点としては、最近、全国各地で、コンビニ等を使ったり、さまざまな場を活用しての市民サービスが行われておりますけれども、日野市としての具体的検討は、この豊田駅もその一つかもしれませんが、それ以外を含めて、どのようなことを考えておられるのか、現時点での発表できる内容があれば伺いたい。

以上2点について伺います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 今までの御質問での企画部のお答えと若干ダブるところも出てこようかと思いますが、現場を預かる立場でお答えさせていただきたいと思います。

時間延長に関します、ネックとなるところという部分でございますけれども、現在、機械による証明行為になっております関係で、現在、介護保険の準備のために、新住民基本台帳システムを開発中でございます。現在のシステムは、自動交付機を接続することが不可能なわけでございますけれども、現在開発中のこのシステムは、自動交付機接続を前提といたして開発をいたしております。現在の機械では、ホストコンピューターを立ち上げませんと、証明事務ができないわけですが、自動交付機、さらにサーバー方式による自動交付機を採用することによりまして、今後は支所、連絡所等でこれらの証明ができるというふうに考えております。ホストを立ち上げなくてもできるということになりますと、時間延長等の可能性も高まってくるのではないかとこのように考えております。

それから、コンビニ利用等に関しましては、まだいろいろな問題も多く、指導の立場である国・都におきましては、いろいろな問題点を指摘してきているところでもございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

自動交付機の導入等々も、私どもも行政視察を通じて、いろんなまちの使用実態、利用実態等も見えてきてはおりますけれども、一種のはやりの感じもしなくもないわけですが、途中で申し上げたように、投資効果とその効率という意味では、どうい

う方法が一番いいのか、これが、このシステムが完成しないから、いろんな市民サービスができないというのであれば、本当にどちらの手法をとるのが一番有効なのかということ、ぜひ御検討いただきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと90分の時間には十分あるんですが、大体45分ぐらいでまとめようと思っていたものですから、先を急ぎますが、今現在、連絡所とは違うんですが、郵便局を使ったり、あるいは郵送による住民要望、あるいは電話を使つての予約だとか、幾つかの手法がとられております。事前にいただいた資料、あるいは発行されている資料等を見ますと、例えば、郵送受け付けでは、年間4万二、三千件ほどに、年々これはふえてきているような傾向にあるのではないかなと思います。それから、郵便局での郵送による受け付けというのも行われておりますが、これは平成3年にスタートして、その当時は、1年間377件であったのが、平成9年はわずか91件に減っている。それから電話予約についても、平成4年当時スタートして、年間44件であったものが、平成9年、昨年は28件というように減っております。これは郵便局を使用する依頼の仕方、あるいは電話予約の方法も、ほとんど市民には徹底されていないんじゃないかなと。やっていますかと言えば、やっていますよと言うかもしれませんが、実質的には本当に市民権を得ていないような、そんな状況ではないかなと思います。この点について、何らかのPRを含めた改善について、何か考えがあれば伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 御指摘のとおり、電話予約、それから市内郵便局の利用、これらの数字につきましては、御指摘のとおり、伸びてない状況でございます。これらにつきましては、確かにPR不足が原因しているというふうに思われます。今議員も御指摘のとおり、郵送受け付けでの扱いが、市民課、支所を合わせまして4万2,848件もある状況でございますので、こういった郵送依頼におきましては、それぞれの用紙を自分でつくらなければならないわけですが、申請用紙が郵便局の方には備えてございますので、これらを利用していただければ、今まで以上に便利な申請行為ができるのではないかなというふうに考えております。積極的なPRをして、もっと市民に利用をしていただきたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 今部長から答弁いただいたように、郵便局にはちゃんとした指定の用紙があって、それから封筒も、返信用と依頼用とちゃんとしたこういう立派な封筒も用意されていて、ところが、年間91件しか利用されていない。一方、市民の方から

直接、手紙でそれを要望する場合には、いろいろ電話で確認をしながら、たまには間違いもあったり、何をどう書いていいのかわからないとか、こういうような御苦労されながら、せっかくいいものがあったても、PR不足のために利用されていないという、そういう現実があります。特に、電話で予約をすることについては、月曜日から金曜日まで受けたものを、土曜日の午前中9時から12時までに渡すという、こういう形になっていますね。これだって、なぜその日の午前中受けたものは、その日の夜渡せないのか、今、その当直室ですか、夜間の受付窓口は毎日いるわけですから、そこでなぜ、その日の夜渡せないのかとか、いろんなことがたくさんございます。新たな連絡所云々、あるいはコンビニを使っただけの云々ということもありますけれども、それはそれで検討していただきたいわけですが、今行われている制度の中で、少し改善をすれば、工夫をすれば、もっともっと市民としては、市役所が身近なものになるということがあろうかと思えます。全体を通じて市長、何かコメントがあればいただきたいと思えます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　沢田議員から多摩平支所の廃止に伴う豊田駅北口連絡所、この業務時間、サービス内容等々についての提言をいただいているわけであります。確かに議員も御指摘のとおり、せっかくあの駅の前という、非常に利便性の高いところに連絡所が設けられることになったのに、なぜサービス内容がより充実しないのかという市民の声、あるいは失望の声、非常に私もよくわかるところでございまして、今、部長答弁を聞いていながら、非常にづらい思いをしているわけであります。確かに、多摩平支所よりもサービスが低下をしてしまうわけであります。ですが、くどいようでもございませうけれども、当初は病院の関係で、支所は廃止をするということであったかと思えます。何とかどこかにいい場所がないかということで、駅の非常に狭いスペースではあるけれども、あの場所に連絡所という形をつくったと。これも一生懸命努力をしてつくろうとしているわけであります。まずその辺のところは、できれば御理解をいただきたいというふうに思うわけであります。

時間延長の問題もあるわけでありますが、現状でもともと代替措置として物事が始まっているということでもありますので、どうしてもプラスアルファをつけなければ始まらないぞという認識で当初なかったという点が非常に大きな隘路になっているわけでもあります。ですが、これから先の問題になります、常々私は申し上げておりますが、市の職員の職務体制等も含めて、新しい時代に即応して、もっともっと柔軟に対応できるような形にしていかなければいけないということは、常々内部でも申しているところでござ

ございますが、何分にももう少し時間をいただかないと、こういうところが、すべての職員の体制をその形に持っていくというのは、時間がかかるかなというふうに思います。私も、視点としてはかなり先を見て、こういうふうにしななければいけないという思いはあるわけですが、それがすぐにということになりますと、なかなかできないというもどかしさというものを感じているところであります。できるだけ視点を変えて、新しい視点で物を見る、考えるということを、より一層職員に対しても、強く強く話をしていきたいし、例えば組合との話し合い等についても、より積極的な対応ができるように、民間の対応に準じた対応ができるような職務体制、勤務体制が組めるように、強く求めていきたいというふうに思う次第であります。大変つらいところでありますし、サービスの低下で御勘弁いただかなければいけないということで、大変申しわけなくは思っておりますけれども、一生懸命努力はしているんだということは御理解をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

途中、幾つかの視点を変えてみてはいかがですかというようなことでの問題提起、提案をさせていただきましたけれども、従来の延長とは大分外れるような発想もあらうかと思いますが、しかし、やっぱりやる以上は、それは何がネックで、それをどうやって取り除けるのか、またどうすればできるのかということを常に目標に置いて市民サービスに努めていただきたいということを最後に申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって17の1、多摩平支所の廃止に伴う「豊田駅北口前連絡所」の業務時間は、朝・夜共延長サービスを！また本庁舎および他の連絡所サービス促進の構想について伺いたい質問を終わります。

一般質問18の1、農あるまちづくりについての通告質問者、手嶋精一郎君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（手嶋精一郎君） それでは、通告に従い、農あるまちづくりということで質問をさせていただきます。

現在の日本には、670余の市が存在しております。それらの市が、各市それなりの歴史を持ち、性格を持ち、その中で、それらを合わせて顔として存在をしているわけです。

日野市を振り返った場合に、小さな村落を一つの単位として、農業社会としての性格

を確立し、それを顔として現在に至っていると。現在に至っていたと言うのが正しいのかもしれませんが。昭和の初期より、御存じのように、台上を中心とした企業の進出を見たわけですが、それらはあくまで点としての進出であり、日野市本来の顔をつぶすとか、壊すとか、そういうことではなく、昭和30年代の前半までは、今までの顔をそのまま継続してもらってきたわけでございます。その後、すごい勢いでやってきた高度成長という波にもまれ、首都圏に位置していたという立地も作用し、直接の食生活なり、当面の収入に関係のない丘陵地や山林部があつという間に開発の波にさらされ、これが外堀であり、この外堀を埋め尽くした後は、内堀である低地部に開発の手が伸び、現在に至っています。私は、開発自体を否定するものではありません。要は調和の問題だろうと思います。この高度成長の波に乗り、私も含めたところの、この中にも大勢いらっしゃると思いますけれども、多くの方が生活の安定を求め、首都圏に、そして田園風景の残る日野市にやってきました。人口の増加とともに、まちに活気が出てきました。そして、当時より日野市にはまだまだ田・畑・緑地等の空地があり、このあることの利点を生かして、まちづくりが営まれてきたと思います。不幸にしてそのような空地のないまちは、道路とか、そのような改修のみのまちづくりしかできないのが現状であります。日野市の場合、この空地を生かしたまちづくりのチャンスが今までもあり、今後もあるということで、非常に恵まれていると思います。

このような中、3月議会において「農業基本条例」が議決され、施行されました。将来の日野市の姿を想定する上で、非常に画期的な条例だと評価するところでありますが、この農業基本条例に基づく農あるまちづくりについては、今までに取り組んできた政策の見直しや、また限られた予算の中での政策の展開等、いろいろな問題があります。これらの問題につきまして、今後、継続的に質問してまいりたいと思っております。今回は、基本的なことについてのみ質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず最初に、清流フィルターの配布経過であります。御存じのように、昭和51年、「日野市公共水域の流水の浄化に関する条例」が施行されました。通称「清流条例」と言われるものであります。当時私は、日野市役所の職員であり、清掃課に勤務していました。ところが、ある日より、水色をしたプラスチック製のものがぼつんぼつん出てくるようになった。ところがそれが、周期的じゃないんです。毎日多くなってくるんです。最終的には何百個という数で毎日出てきました。これをですね、最初はだから、私はわからないわけです。これは何だと。この何百も出てくる、毎日毎日出てくるように

なって、これ自体は何なんだという確認をしたところ、日野市で無料で配布した清流フィルターであるということがわかりました。

清流条例は、水路の年間通水と清流フィルターの設置を二本の柱とした条例であり、この条例自体の持つ意味は大きいし、市民要望にこたえるものだと判断しますが、結果として、ごみとして出てきて、私は税金のむだ遣いになったという判断をしておりますけれども、そういうことになったということは、この条例作成の経緯に無理があり、庁内合意はもとより、市民に対する周知も徹底していなかった、こういうことではなかろうかという考えを持っていました。

そこで、お伺いいたします。清流フィルターについて、51年、52年に無料で配布したと思います。その配布個数と予算執行額です。

それから、2番目として、農業基本条例における水路の位置づけについてであります。私は、水路というのは、日野市の原風景を形どっているものであり、非常に大事なものだというような考えを持っております。しかし、本条例においては、第3条、農業施策の基本事項の中、第5号として、「農業用水路の継続保全」というのが挙げられています。しかし、いま一つ、位置づけがはっきりしておりません。これは庁内協議の不足がもたらした結果ではないかと思います。環境基本条例、また日野市基本計画、それらの中では、それなりに位置づけがなされているわけでございます。この件につきましては、環境共生部長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、今の問題とちょっとダブりますけれども、3点目は、農業基本条例に対する庁内協議についてであります。この条例はさきに作成された「農業振興計画」にゆだねられている部分が多くあり、それに基づく条例化との認識はするところではありますが、この条例の実施に当たっては、いろいろな部課が関係します。それら関係部課の協議なり、討議の中での合意、また市民に対する周知等が徹底して、初めて円滑なる実施へと移っていけるわけですが、この周知なり協議等について、どのような考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 私の方では2点ほど御質問いただきました。

最初の清流フィルターについてということでございます。御質問の清流フィルターについては、「日野市公共水域の流水の浄化に関する条例」——通称「清流条例」と申します——は、昭和50年12月27日に制定し、次の年、4月1日に施行されたものでござい

ます。この条例に伴い、公共下水道の供用開始区域並びにコミュニティプラントのある造成地を除き、日野市内全域の対象となる1万8,628世帯に昭和51年度、52年度の2カ年で1万3,626個無料配布を行い、取り付けをしました経緯があります。経費につきましては、2年間で1,503万5,959円、執行額が資料として残っております。その後は有料で販売しているわけですが、現在残っている資料では、昭和59年以降、ことし11月末までの15年間で5,305個を販売しております。また、清流条例につきましては、現在改正の方向で検討しているところでございますが、ただいま御指摘のありました清流フィルターは、当初設置してから既に20年余り経過し、住宅事情も当時と比べまして変わり、設備そのものが変わり、また公共下水道の普及に伴い、水路への放流も少なくなり、当初の清流フィルターの役目は果たしてきたと思っております。そして、清流条例も、御指摘のような二つの大きな目的があり、一つは、年間通水という大きな役割を担っており、今後さらに発展して続けていきたいと考えておりますので、発展的に一部見直しを現在検討しているところでございます。

2点目の水路の位置づけ等でございます。農業基本条例における水路の位置づけ、またこの条例に基づく振興計画の中での位置づけについての御質問であります。まず環境基本条例では、第4条の第2号で河川等の自然構成要素の保全、第3項で水辺の自然環境の体系的な保全を市の責務としております。また、農業基本条例では、第3条の第5号で農業施策の基本事項として、農業用水路の継続保全をうたっております。そして、農業振興計画では、表題でこれらを含めて、「市民と自然が共生する農あるまちづくりをめざして」としております。このように日野として、さまざまな条例、計画などで、用水路を代表とする日野市の自然を残すことを位置づけているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 農業基本条例の制定の件についてお答えさせていただきます。

農業は、さまざまな課題を抱える中で、農業の必要性は理解されながらも、長年行政の隅の方に置かれていたのが現状でございます。また、市の農業委員会においても、毎年市に対する建議等で、農業に関するいろいろな要望をしまいいておりましたが、なかなか解消することができませんでした。特に、農業の担い手の問題、農地の保全、環境問題、希望の持てる農業経営、ふれあい農業の推進など、東京都の農業振興プランでの課題とともに、都市農業として同様の課題を抱えてまいりました。こうした背景の中

で、これら多くの課題を解決していくためには、条例化により、施策と責務を明らかにした上で、市民と農業者と行政が一体となって農業を守ることが必要と考え、条例を制定したものでございます。

なお、この条例につきましては、市の責務のほか、市民、農業者の責務も規定しているところでもございますので、今後もさらに広報等を通じまして、PRに努め、理解と協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

清流フィルターにつきましては、わかりました。これは今、こういう現状に合わないということで、条例改正の中で処理をしていきたいということですので、ぜひそのように努力していただきたいと思います。

それから、水路の位置づけについては、今話を、これは農業振興計画に基づいた質問の骨子にはなっておりますけれども、水路の位置づけにつきましては、環境共生部の方が今までずっとタッチをしてきている。ということで、環境共生部長の方のお考えを聞いたわけですが、今の答弁によりますと、環境共生部ではそれなりには位置づけているなということはわかります。しかし、市としての位置づけは、はっきりしていないのではないですか。現実に関まちの中の姿を見ますと、水路がまちの便利屋さんになっているというような光景によく出っくわします。一つはダストボックスの置き場になっていたり、一つは下水道のかわりになっていたり、もちろん、歩道敷のかわりになっていたり、こういうふうになっております。これは、環境共生部で持っている水路に対する認識が、日野市としての認識までまだ行っていない結果だろうと思います。今後は、こういう認識を日野市全体で持つような、そういう場が必要ですし、そういう認識が持てるような勉強も必要だろうと思います。そういうことをぜひ強く要望しておきたいと思いますが、再度お答えがあったらお願いしたいと思います。

それから、農業基本条例に対する庁内討議等については、ありがとうございました。要は、十分ではなかった、欠けた面があったと、今の答弁からは読み取れるわけでございます。これはあくまで読み取れるわけですが、さきの清流条例について、この場合には、少しの庁内討議もなされず、また市民に対する周知もないまま実施に移っていったわけですが、このときは、市長に問われたある管理職の方が、グッドアイデアですね、と、こういう返答をしているんです、現実に関。それに対し、市長が満足の意を表明し、もちろん、そのときの市長さんは、反対とか、意見が言えるような市長さんではなかつ

たわけですけれども、そのような中で成案になったと聞いております。その当時の市長が、市民の声に十分耳を傾け、庁内討議も十分に行い、その結果の判断であれば、今答弁があったような、1,500万円からの税金のむだ遣いにはなっていないかった、私はこのように思います。今後は、農業基本条例の中で位置づけられている農業懇談会の委員構成も含め、十分な討議ができ、その提言が市政に反映できるような配慮をお願いしておきたいと思いますが、これについては要望としておきます。よくそういう意を酌んでいただいて、提言ができるような場をつくっていただきたい、このように要望しておきます。

水路の点だけについては、再度ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 環境共生部だけではなくて、全体として取り組むということが必要という御質問でございますが、市内を網の目状に張りめぐらされました170キロにも及ぶ用水路は、日野市の歴史的、環境的財産と言えます。しかし、急激な都市化で、ほとんどの多くの水路が、流れが汚れ、また多少の水路が減少し、また御指摘のようなまちの便利屋さんというような状況にあったことも事実として認識しております。このような状況の反省に立ち、平成5年3月に策定した水辺環境整備計画では、日野市基本計画を踏まえ、まちづくりと一体となった水路の再生と復権を位置づけ、さらに先ほど御質問がありましたそれぞれの条例、また区画整理事業の農あるまちづくり、水辺のあるまちづくりなど、さまざまな施策で用水路の保全を全庁的に位置づけております。今後も、この市の財産である用水路に代表されるふるさとの原風景をどのようにして次の世代に引き継ぐか、真剣に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

日野市の中で水路の持つ意味合いというのは、よそから来た人にとっては特に、おお、すごい風景が残っているなあ、水のあるまちが残っているなあ、こういう感じを受けるまちの姿なんです。非常にいいものとして映る原点なんです。ぜひ、御答弁ありましたように、精いっぱい残すように、浄化するようにしていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、生産緑地についてであります。平成3年の生産緑地法の改正により、農地は生産緑地と宅地化農地に区分され、生産農地については、営農が義務づけられていると思

うが、現実には相続その他の理由により、生産緑地の解除申請が相当あると聞いております。一方、新たな指定については、市指定の都認可という手続が法的には必要ということになっています。ここで、次の点を確認しておきたいと思います。

1 番目、生産緑地という営農とは、どの範囲を指すのですか。親が生産緑地の指定を受けた場合、子どもはもちろん、孫にまでその適用範囲は及ぶのですか。相続等により、宅地化農地にしたときの税の扱いについてもお答えいただきたいと思います。また、相続者が、営農はいいんです。営農はいいという意思表示はしたんですけども、自分で農地をやるのは嫌だといったときに、その農地はどういう扱いになるんですか、そのことについてもお伺いしたいと思います。今、3 点目の意味、ちょっとおわかりでしょうか。相続が起きたときに、子どもさんは、営農でいいんですという意思表示はするんです。しかし、現実には自分は農家はやりたくないよと、こういう意思表示をしたときに、農地の扱いはどうなるかと、こういうことでございます。この3 点についてお伺いしておきます。

それから、2 番目として、新たな生産緑地の指定は容易に可能かどうか。法律上では今言いましたように、市指定の都認可ということになっております。現実にはどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、平成4 年からの営農継続申し出面積と解除申し出面積についてもお答えいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 生産緑地における営農等ということでございます。平成4 年1 月1 日より施行されております「改正生産緑地法」によりまして、3 大都市圏の特定市の農地は、税制上の取り扱いが大きく変わりました。それまで行われておりました市街化区域農地に対する相続税の納税猶予制度は、原則廃止となりまして、生産緑地の指定を受けた農地のみが猶予制度を受けることができることとなりました。改正後の猶予制度は、改正前の猶予制度が20 年間の耕作により猶予されていた税が免除されたのに対しまして、死ぬまでの間、ずっと猶予のままであるという点が最大の違いであります。猶予期間が20 年から30 年に延びただけという誤解をされている方もいらっしゃいますけれども、30 年間の経過とか、疾病を理由にとかということは、買い取り申し出ができる条件というだけで、免除には結びつきません。猶予されていた宅地並みの税は、6.6%の逓及利子とともに納めなければならないことになります。相続税でいう生産緑

地の営農とは、死ぬまでの農業継続ということになると思います。

それから、御質問にございました、農業をしないで生産緑地を継続するということは、基本的にはできないわけでございます。今度の生産緑地は、生産緑地により農業収益を上げる土地ということが条件となっておりますので、主たる農業従事者という証明を農業委員会で受けなければならないわけでございます。そうした条件に基づきまして、相続税の納税猶予が可能となるというふうな形になっております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） 今の3番目の問題ですけれど、私も法を守る立場にありますので、これは法を破れなんかと言うのはちょっとまずいんですけれども、今の答弁でいきますと、営農で守ってもいいですよ。ただ、それが本人でなきゃ今の御答弁によりますとだめですよということで、本人かどうかの確認というのは、どこでやるんでしょう。どういう方策でやるんでしょう。これをもう1回確認させてください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 相続税そのものにつきましては、国税でございまして、私どもも、非常に大きな関連があるということで、できるだけ情報をいただきに税務署の方へ参っておりますけれども、詳しい部分につきましては、税の額が大きいこともございまして、お答えを省かせていただきたいと思います。主たる従事者というのは、必ずしも1人でなくともいいのだよ、というふうに伺っております。ですから、従事者としての証明を受けた人間である限りは、必ずしもその御主人とか、その奥さんとかという限定はないようでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

この問題は、これで一応、後の継続の方に移っていきたいと思います。ただ、農あるまちづくりという観点からいきますと、今の御答弁はすごく不満足なんです。その相続者が農業をやる意思があるんですから、そういう点では、何らかの方策を考えていただきたいと、何らか研究をしていただきたいと、このように思います。

それから、今の答弁がちょっと抜けていましたので、指定の方法についてよろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 生産緑地の追加指定がどういう手続でという

ことでございます。生産緑地の追加指定につきましては、東京南農協等でも調査をしている中で、農家の方で追加指定をしたいという方が、多数いらっしゃいます。そういう中で、現在、生産緑地の指定につきましては、非常に難しい状況があるわけですが、生産緑地の指定につきましては、都市計画上の上では、日野市が決定いたしまして、知事の承認を得るという手続を踏むことになってございます。こういう中で、数多くの追加指定の要望があるわけですが、真にやむを得ない理由によるもの以外の追加指定は、なかなか認められていない状況でございます。現在、建設省等の方から、生産緑地地区に関する都市計画の運用ごとに、東京都と追加指定について協議しているところでございますけれども、特に農地所有者からの意向に基づく追加指定は、なかなか難しい状況でございます。しかし、農地で生産緑地の指定を受けていない農地が数多くございます。日野市といたしましても、都市計画上必要で、かつ、環境保全の機能、緑地保全の機能を有するもの以外の農地につきましても、農業経営の安定を図るために役立つ優良農地であるものや、区画整理事業による農のあるまちづくりの推進に役立つもの、区画整理事業の減歩の補充等について、できるだけ追加指定ができますよう、日野市としての基本方針を定めまして、今後十分東京都の方と協議をし、追加指定ができるように協議をしまいたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） これは、前からの話と今の話を総合しても、現実には生産緑地というのは、手を加えて受け身であれば、どんどんなくなっていくですよという御答弁なんです。それを今の区画整理の場合には、集合換地なり、それと一体利用することによって、少しでも保存していきましょと、こういう姿勢だろうと思います。非常に大事だろうと思います。ただ、受け身でいくとそういうことですから、前に言いました、相続が起きたときに、なるべく継続ですね、生産緑地の継続、これがいくように、継続がなるように誘導していくというのも、これから大きなやっばり市の仕事だろうと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。農あるまちづくりということで移らせていただきます。

農あるまちづくりというのは、いかに農地を残し、またいかに農業を守り育てるかという2本の柱より成り立っています。都市としての二本柱ということだろうと思います。この二本柱をしっかりと確立するには、農家経済の安定を図る施策とともに、日野市の将

来の生活環境を見据えたところの施策がなければ、農地の保全もできないし、農業も続けられません。まず第一には、農家経済の安定ということになりますが、今の世の中を世間並みに渡るために必要な経費を純粋に農業収入により、これはもちろん、理想なんです。理想なんです、現実的には不動産収入とある程度のものはほかからの収入により、農家経済は成り立っていると思います。農業を安心して続けられる環境や方法についての指針は、日野市農業振興計画や、区画整理でまとめた農あるまちづくり計画があると思いますが、これらの計画と今回の農業基本条例は、どのようにリンクしているのかお尋ねいたします。御答弁をお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 今回の農業基本条例の制定につきましては、先ほども申し上げましたように、農地を守っていききたいということが基本になっておりますが、それにはあくまでも農業をやられている方の農家経済が、農業で成り立たなければならぬという部分が基本になろうかと思えます。農業振興計画の中に、それぞれ施策がございすけれども、これらの施策について具体的に考え、またさらに施策をローリングするという意味で、農業懇談会の方々の意見等を取り入れながら、この条例の精神を生かしていききたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

ちょっと今に関連して、今度はまちづくり推進部長の方にお伺いします。平成8年度に作成した日野市農業振興計画、これによりますと、生産緑地として約133ヘクタール、これが指定されております。それから地域として区画整理の5地域、万願寺とか、豊田とか、西平山、そういう地域が5地域、それから川辺堀之内、百草、倉沢地区と7カ所挙げてございます。形は今7カ所挙げていますけれども、これはあくまでまとめた地域がそうですよという表現の中で、記述を見ますと、日野市全体を対象とした記述になっております。そして、そのような記述の上で、農地の保全については、指定解除による市買い取りの難しさや、区画整理の減歩による面積減を予想し、この対応策として都市計画上の位置づけ、それから2番目として、保全活用のための施策、この二つが必要ですよという記述になっているんです。じゃあ、それは具体的に都市計画上の位置づけというのはどういうことをやるんですかと、こういうことになるわけなんです。これから保全活用のための施策というのは、具体的にどういうことをやるんですかと。大ざっぱでいいんです。大ざっぱの考えがないと、現実にはこういう言葉は書けないと思

うんです。その大ざっぱでいいですから、お答えをいただきたいと思います。

それから、今進めている区画整理事業や地区計画、これとの整合性というのが不可欠であろうと思います。これも含め、この2点をまちづくり推進部長の方からお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） まず1点目の、都市計画上の位置づけということでございます。日野市におきます生産緑地につきましては、先ほど御質問にもありましたように、平成3年の法改正後に、平成4年、5年で、市内の市街化区域内農地のおおむね半分となります約133ヘクタールが指定されているところでございます。これまで相続等によりまして、削除もございましたが、現在、485地区、約130.55ヘクタールが指定を受けているところでございます。当初の指定より約2.45ヘクタールほど減となっているところでございます。日野市が今後良好な市街地を形成していく上で、都市農業の継続や、都市環境を保全する緑地といたしまして、また市民のやすらぎのための緑あふれるオープンスペースとして、生産緑地の果たす役割は大きなものがあるというふうに考えてございます。これらを生産緑地の追加指定と、先ほど日野市として生産緑地の追加指定ができる基本方針を策定して、今後、東京都と協議していきたいというお話をさせていただきましたけれども、これらを踏まえまして、平成9年度、10年度で策定しております緑の基本計画の中に、これらの保全の方針、それから保全活用の方法、それから必要に応じた生産緑地ごとの将来の土地利用形態を、都市計画的に位置づけをしてまいりたいというふうに考えてございます。このような都市計画的な位置づけをする中で、生産緑地の追加指定が可能になるような方策を位置づけしていきたいということでございます。

それから、2点目の区画整理事業の中での農のあるまちづくり計画でございますけれども、日野市の区画整理事業の地区内には、非常に数多くの農地があるわけですが、農地が130ヘクタールほどございます。そのうち、区画整理事業の中の生産緑地が約70ヘクタール前後ということで、非常に生産緑地が多くあるわけでございます。特に組合施行の東光寺一、二地区、それから西平山という地区につきましては、生産緑地が50%を超える地区もございまして、それに近い地区ということでございます。したがって、そういう中でまちづくりを進めていく中で、生産緑地もしくはその他の農地との整合を図るということで、農のあるまちづくり計画を策定させていただいたものでございます。この中で、この策定に伴いまして、日野市の農業振興にかかわる日野の都市

農業推進計画、これらとの調整を行いまして、農のあるまちづくり計画を策定をさせていただきます。

この中で、具体的な施策といたしましては、農地を残すような換地設計等を行う。特に生産緑地の多い地区での農業専用街区の設定や、散在型の農地の保存、それから水田の保全を図っていくという方針が1点でございます。

それから、2点目につきましては、宅地部分を含めた、農のあるまちづくりにふさわしい土地利用を目指すということで、緑地や樹林地の保全、地形や自然環境を重視した道路や水路の計画、宅地部分で、農のあるまちへの配慮等を行っていくということにしております。

それから、3点目といたしまして、市民との交流・受け手を確保するという一方で、共同販売所の設置、もしくは市民農園、体験農場等の市民との交流を深め、活性化を図ってきたいということが3点目でございます。

4点目につきましては、有機農業を推進する場を確保するという一方で、共同堆肥場等を設置し、有機農業の推進に配慮してきたいというようなことで、具体的な施策として位置づけをさせていただきます。現在、こういう施策の中で、東光寺一、二地区の組合施行の中では、生産緑地の専用街区等については実現しておりますし、ファーマーズセンター等の用地についても、確保する方向で現在動いているところでございます。西平山の市施行の区画整理事業についても、同様に専用街区との設定をしながら、農のあるまちづくりの実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。また、今後も、区画整理事業では、良好な宅地供給という視点と、そういう視点との調和を図りながら、農のあるまちづくり計画を実践いたしまして、農と住の調和した、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

さきに市民生活部長さんから、リンクについてということで御答弁いただいて、今まちづくり推進部長さんから、都市計画上の位置づけと保全活用のための施策ということで、まんじに絡まっている中を、私もちょっとまんじになっていますけれども、要は土地を1カ所に集めていかなければだめですよということは、今の答弁の中で、認識として私もわかるわけなんです。ただ、それが、生産緑地の全部か、一部生産緑地でない宅地化農地が集まってくるかの違いであって、ただ、それを1カ所に集めながら、なるべ

く農のあるまちづくりとして誘導していきましょう、こういう御回答だったと、このように思います。

次の質問とちょっと関連いたしますけれども、今言いましたように、7地区2カ所という地域名が、振興計画の中で挙げられております。しかし、農あるまちづくりとして、それを風景として残していく場合に、そういうことだけでいいまちは生まれてはこないと思います。日野用水東光寺地区の原風景と言われる田んぼの風景ですよね。それから向島用水の流域等もございます。萬蔵院台りんごの里もございます。福島議員さんがいらっしゃるけれども、東光寺だいこんの里もあります。こういうことを残していかないと、農あるまちづくりにはなっていかないと思うんです、現実には。そのためには、拠点を設定して、拠点主義で残していく方策を考えていかないと、結果的には何にも残っていかない、こういうことになるうかと思んです。お考えはどうでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） これから市街化が進む中で、拠点方式により農地を保全していかざるを得ないという認識を私どもも持っております。こうした拠点の保全に向けまして、これからは全庁的な施策の検討が必要であるというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

非常に納得のいく回答でありました。昭和30年代前半までのまちの姿を再現しようとかだれもが思っておりません。以前の農の中に部落なりまちがある姿じゃなくて、まちの中に農があるという情景を残すために今どうしようかと、こういうことをやっているわけです。そういう観点からいいますと、今の答弁は、私はすごくすごく満足です。よろしく願いいたしたいと思います。

次に、町名地番整理についてでございます。先日、産業祭が中央公園でありました。このときに、市民の会話の中で「滝坂」という言葉が出てきました。滝坂というのは、その役所の南側、崖線になっているところから堀之内の方におりて、郵便局の方に抜ける道ですけども、そこの坂道のことを滝坂と言うらしいです。書いています。その言葉が出てきて、それが会話として通じておりました。私は、この滝坂という名前をだれがつけ、だれが考え、その経緯も歴史も知りません。しかし、ただ漠然と、偉い人がいるなあという感じは持っておりました。このように、ある人の努力をもとに、新しい地名が認知される一方で、市民に親しまれ、歴史を重ねてきた大事な地名が、町名地番整理という名のもとに、安易に消されてきたのではないかと考えています。東光寺、四ツ

谷、下宿、上宿、そのようなものが消え、栄町とか日野本町とかいう町名になり、その後何丁目何番と、こういうふうについてきたわけですが、これに例えば地域名を入れる。日野市栄町ではなくて、日野市北栄町何番何号とか、日野本町のところでは、日野下宿15の2とか、地域名を入れてやれば、その歴史はずっと残っていくわけなんです。下宿育ちの人は、まち名まで下宿育ちなんです。そういうふうに残っていくわけなんです。私は、前の坂のネーミングといい、また、この町名地番整理についても、農のあるまちづくりと根っこの部分では私はつながっている感じを持っております。それはずっと持っております。そういう私の感じを持っているわけですが、市のお考えはいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 日野市の町名地番整理事業につきましては、昭和40年の4月から始めているところでございます。きょうまで町名18、それから町丁目といたしまして86に整理されてございます。市域の約66％、約1,811ヘクタールに達しているところでございます。一つの町名で約100ヘクタールが一つの町名というような状況でございます。これらの事業につきましては、町の大きさを決める基準といたしまして、日野市の町名整理施行基準ということで、町の大きさ、それから各町丁目の大きさが決められているところでございます。この中では、町は最大六丁目を原則として決めるということになってございます。おおむね一丁目の各面積につきましては、10ヘクタールから最大25ヘクタールを基準として行っているところでございます。こういう中で、町名地番整理事業を行ってきておりますので、御指摘のとおり、昔からある地名が統合され、消えているところでございます。現在、この整理施行基準等の見直し等も東京都におきましても、もともとそこにある地名を残すということ等も含めまして、改正がされてきております。できるだけ従来の町の名称を残しながら定めていくということを基本にしていきたいということで、東京都の方でも改正されているようでございます。日野市におきましても、今御質問にございましたように、できるだけ昔からある地名等を残す方向で町名地番整理事業を進めていきたいというふうに考えてございます。具体的には、今後、日野市の町名整理施行基準等の見直し等も検討していかなければいけないところでございますけれども、考え方といたしましては、できるだけ現在使われている地名を残すような方向で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

私ごとになりますけれども、昭和38年、日野市役所に初めて入ったときの仕事が、住居表示という仕事だったんです。登記事務を伴わないもので、町名整理ということで、3,000分の1の青図に、そのときのその当時の地名をどんどん入れていく。地域を入れながら、字名なり町名を入れていく。これが、私が昭和38年に入ったときの最初の仕事だったんです。たくさんいい地名がありました。ああ、こんないい地名があるのかとびっくりするくらいいい地名がありました。挙げればもう、時間が足りないくらい、いっぱいあります、いい地名が。そのような地名は、このような壁に残すものじゃないんです。地名というのは、現地に残すものなんです。壁に残して、歴史を飾るものじゃないんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）土地で歴史を積み重ねるものなんです。そういう姿勢から、ぜひ今の答弁のように、頑張っていたきたい、このように思います。

私は、農のあるまちづくりというのは、日野市を将来的に見て、まちのところどころに風景として農が残っているような状態を指すまちづくりだろうと思います。それはところによっては、日野市の原風景と言われる水路と一体となった水田の風景だろうし、また土のぬくもりを感じさせる畑の風景だろうし、季節を色であらわす果樹の里の風景だろうと思います。これら拠点を柱とした農あるまちづくりを図っていく上で問題となるのは、予算の裏づけでございます。新しい施策を打ち出したのはいいです。打ち出したけれども、それに対する予算は全然つけることができません。ただ、それは、精神的にこういうものをやっておいた方がいいからつくただけのものです。これでは意味がないんです。精神条例だけでは意味がないんです。これは現地にあらわして行って、初めて条例の生命が吹き込まれる、こういうものだろうと思います。そのような中で、今財政的には相当厳しいという話を聞いております。それは私も知っております。しかし、新しい施策を打ち出したわけですから、それに対する財政的裏づけは、今後つけることができるかどうか、企画部長の回答を求めたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 農あるまちづくりにつきましては、まちづくり、それから農業、環境行政にかかわる有用な施策であろうと認識をいたしております。しかしながら、11年度の予算につきましては、何度か申し上げましたが、かつてない厳しい状況でございます。現在、予算作業を進めているわけでございますが、経常経費はもとより、政策的経費まで事業の見直しをして、かなり抑えなければならないという状況でございます。また、予算の作業中でございますので、そのところを十分御理解をいただきたい

と存じます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。わかりました。

先日、ある新聞のコラム欄に、「古代ギリシャの民主主義では、全員一致による決定は無効である。だれもが反対できないようなことには気をつけろという意味で、今の世の中、福祉、教育、平和とかの問題について、だれもが反対しないというか、反対できない。その中身が空疎なものであっても」ということが書いてありました。この農業基本条例についても、環境なり、大きな意味での住民福祉という立場からいくと、全員一致ということになりますが、この条例の中身は決して空疎なものではなく、日野市の将来を形づくる都市計画に位置づけられるものだろうと思います。

今、財政的に厳しく、来年度においては、新規事業予算の計上は無理である、ちょっと難しい、という答弁をいただいたわけですが、農あるまちづくりというのは、将来を見据えた、市民全体を対象とした生活環境サービス事業であります。予算をつけ、1年でも早く具体的展開を図らなければならない事業だと思います。このようなときこそ、小さな予算で、大きな効果が図れるよう知恵を絞るということはもちろんですが、市民サービスは原則的には公平でなければならないという考えに立ち、今ある全事業を白紙として、再度検討してみるということも必要だろうと思います。もちろん、福祉とか教育は大事です。これに力点を置くのはやむを得ませんが、将来に向かって、よりよいまちを残す。農あるまちを残す、このことも非常に大事なことだろうと思います。予算編成に当たっては、このような観点からぜひ、聖域を設けることなく、全事業の再点検を強く要望しておきます。この件につきましては答弁は要りません。要望としておきますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって18の1、農あるまちづくりについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時29分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の1、全市的介護支援の体制整備をどのようにすすめるのかの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（中谷好幸君） それでは、9月議会に引き続いて、介護保険について質問させていただきます。3件通告しております。大体30分で1件やりたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

介護サービスの必要量を見込むなど、介護保険事業計画の作成の上で、非常に重要な第一次高齢者実態調査、モデル認定事業が行われました。高齢者実態調査の一次報告書はいただいております。モデル事業の認定結果についてはまだ報告はありませんが、二つに絞って質問したいと思います。

一つは、高齢者実態調査の結果についてであります。特にこの中で、生活自立者が90%、何らかの支援介護が必要となる人の出現率が8.4%という結果が出ましたが、これは前回、平成8年の調査の結果出てきた要援護者15.2%、あるいは厚生省が見込んでいた出現率12.7%から見て、かなり低い数字になっているように思いますけれども、これをどのように評価しているかについてお聞きしたいと思います。

二つ目に、モデル認定事業において、どのような結果が出ているのかについてであります。昨日の質問で、98ケースのうち、コンピューターの一次判定を変更したケースが14件という説明がございました。判定結果について、2点についてのみ、もう少し突っ込んでお聞きしたいと思います。一つは、98ケースのうち、最も重い介護度に当たる要介護度5と判定されたケースは何件あったのでしょうか。もう1点は、98ケースのうち、特別養護老人ホーム入所者のケースというのは、何件判定され、このうち自立ないし要支援と認定されたケースはあったのでしょうか。あれば、何件だったのでしょうか。同様に、在宅サービス受給者は、何件のケースを判定し、このうち、自立・要支援と認定されたケースは何件であったのか、以上についてお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部 参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） 1点目の高齢者実態調査につきまして御説明申し上げます。

今回の高齢者の実態調査につきましては、抽出で一般高齢者と若年層の調査をしたところでございます。65歳以上の一般高齢者、今回の調査では64項目からの調査をさせて

いただきました。この健康的な状況の調査におきましては、今回は日常生活自立度という判定基準に基づいて実施をいたしております。これにつきましては、6項目に分かれております。そんな中で、生活自立者という形で集計されたのが、90%ということでございます。また、平成8年度に実施いたしました高齢者実態調査の健康状況につきましては、4項目の区分で行われております。その結果が84.7%ということで、今回の調査とずれが出ております。これにつきましては、調査項目が違うため、どうしても比較的には無理なものがあるというような結果でございます。ただし、全国的な平均として、高齢化率が国の方で発表しているのが16.2%、そこから発生いたします要介護者の出現率が12.7%という数字が出ております。日野の場合、11月1日現在ですが、12.9%の高齢化率ということで、全国平均より低くなってございます。そんなような出現率からいきますと、この要介護者の出現率も、全国平均よりは低くなるんじゃないかと考えられます。いずれにいたしましても、健康な方と要支援の方との区分が、非常に流動的というんですか、動きやすい要素が大変ありますので、それらに関する施策につきましては、これから十分配慮した中で決めていかなきゃならないのかなというふうに考えております。いずれにしても、二次調査を踏まえまして、これからつくる計画策定の中で、十分検討していきたいと思っております。

それと、2番目のモデル事業でございます。モデル事業につきましては、在宅50と施設50の100ケースを実施いたしましたところでございますが、最終的には、審査対象になったのが98ケースでございます。2ケースは、1件については同意をいただけなかった方がございます。また、施設でたまたまその調査に行った日に退所していたというようなケース、最終的には98ケースになります。

それで、御質問の介護度5のケースということでございますが、一番重い介護度5につきましては、98ケースのうち1件、1人が認定の結果として出てございます。

また、自立・要支援の関係でございますが、在宅は50のケースのうち、一つ減りまして49が最終対象になったわけですが、そのうち、一次調査では、3人の方が自立という結果が出ております。また要支援につきましても、自立が3人ということで、6名の方が自立・要支援の合計になろうかと思えます。それと特別養護老人ホームでございますが、自立の方が1人、それから要支援の方が2人ということで、3名の方が自立・要支援に含まれておりました。あと老健療養型病床群がございまして、老健療養型におきましては、合わせまして3人ということで、すべての98ケースのうち、自立が6人、要支援が6人、12名がそういう結果になっております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 平成8年の調査と今回の調査では、調査項目が異なると。このことが自立の割合、あるいは要支援、要介護の割合の違いが大きくなった原因だという説明だったと思うんです。調査時における質問の内容が異なって、若干違っていたのですから、どちらが実態に近いのかということではなく、どちらもそれなりに実態を反映しているにとらえるべきだと思います。今回の調査では、寝たきり度J、すなわち何らかの病気や障害があるが、「日常生活はほぼ自分で行えるし、外出もできる」と答えた人が、全体の40.2%出ているわけですが、これらの人々は、生活自立者にカウントされています。この中で、「日常生活はほぼ自分で行える」という回答の、「ほぼ自分で」という意味は、少しの援助があればという意味も含まれてくるというふうに思います。先ほど健康と要支援の区分は流動的要素が多い、という答えがなされましたけれど、大変重要な点だと思います。ぜひ事業計画や保健福祉計画の中に反映させていただきたいと思います。

二つ目に、モデル認定事業の結果は、大変厳しい結果となっているように思います。今在宅サービスを受けている人、特別養護老人ホームで当然措置されている人の中から、自立度か、あるいは要支援という認定結果が出ているわけですから、今度の介護保険では、今いろいろな措置を受けている相当な人が、排除される可能性がある、こういうことが出たわけであります。また、要介護度5の判定は、98件中たった1件のケースのみ。これはなかなか要介護度5というのは出てこないということであります。認定結果は、要介護度がかなり低く判定され、必要なサービスが受けられなくなる可能性があるということを示しているのではないかと思います。認定基準、あるいは調査項目がADL中心で、実態に合わないとか、調査表がイエス・ノーのマークシート方式で画一的などという批判がありますけれども、これを裏づける結果となっていると思います。政府に強く改善を求めなければならないと思います。2点、意見、要望を述べて、次の質問に移りたいと思います。

サービス基盤の整備の見通しについてお聞きしたいと思います。2000年までの施設サービス、在宅サービスの供給基盤整備の見通しについて教えていただきたいと思います。また、これまで、1中学校区に一つのサービス拠点が、全市的なサービス基盤整備の目標とされてきたと思いますが、この目標は現在も堅持されているのかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。

三つ目に、介護保険では、民間企業を含めてさまざまな機関が、介護支援事業者の認定を受けて、ケアマネジメントに参入いたします。これを市場の原理にゆだねれば、高齢者の密集する地域、利益の上がる地域に顕在したり、要介護者の囲い込みが行われるという事態も予想されます。市民のだれもが、どこでも、必要かつ良質なサービスを受けられる体制をつくるためには、市が基幹的な役割を果たし、これらのケアマネジメント機関の調整に当たるとともに、市みずからも介護支援事業者の指定を受けて、ケアマネジメントを受け付けることができるようにしておく必要があると思いますけれども、どうでしょうか。

4点目に、全市的な介護支援体制を確立するためには、行政と民間の相談機関、あるいはサービス提供機関との間で、連携や調整が大変重要になります。行政のイニシアチブでそれぞれの役割や地域分担を決めておく必要があります。これら全市的介護支援体制を構想するために、行政、法人や医療機関、非営利団体などが一堂に会する協議機関をつくる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 最初に、高齢者の主なサービス基盤の現状と2000年4月の整備の見通しについてでございますけれども、特別養護老人ホーム112床が282床に、ショートステイ20床が58床に、老人保健施設ゼロでございますけれども、2施設、150床措置しております。それからデイホームの一般でございますけれども、年に1万回から、これが年に3万2,000回、現在週2回の利用から、仮に制度が現在のままとして、週3回の利用が可能になると思われれます。それからデイホームの痴呆でございますけれども、年6,000回が年1万2,000回に。これも同じく、現在週2回の利用から、制度が現在のままとして、週3回の利用が可能になると思われれます。それから、在宅介護支援センターでございますけれども、2施設から4施設。訪問看護ステーションは、4施設から5施設。次にホームヘルプサービスでございますが、平成10年度決算見込みで、年間9万256時間の派遣を5事業所、約250人のヘルパーさんでございますが、委託しております。平成12年4月には8事業所になる予定ですので、日野市のヘルパー派遣の需要には十分こたえられるものと考えております。

以上のように、サービスの基盤が、この平成10年と11年度でかなり整備が進むことになります。それから、介護支援センターは、平成12年の介護保険発足時点では、標準型が4施設になります。基幹型をつくり、単独型を各所に配置するのがよいと思うわけでございますけれども、基幹型につきましては、福祉事務所機能を有する施設内でないと

できないというようなことでございますので、現在のところ、設置できる場所がございません。ただ、平成12年度に介護保険制度が導入されるときには、指定居宅介護支援事業者、ケアプランの作成機関ということになろうと思いますが、これになることを希望している事業所が、在宅介護支援センター4施設に加えまして、訪問看護ステーションの5事業所、その他2事業所がありますので、現在市内に11事業所のサービス拠点ができる見通しとなっております。それから、市の窓口でケアプランの作成を求めてきた市民のために、市も指定居宅介護支援事業者になることを現在予定しております。前にも申し上げましたように、平成12年度には、11事業所でおおむね全市がカバーされると思いますが、なお今後、手薄な地域ができないように調整を図っていききたい、このように考えております。

それから、3点目になるんでしょうか、市民が良質なサービスを受け続けることができるように、各種のサービス提供事業者の連絡調整が必要というふうに考えております。御質問のとおりでございます。介護保険の運用の中で良質なサービスが受けられなかった場合、制度上はサービスに関する苦情処理機関として、国保連合会が処理に当たることになっております。しかし、市民にとっても最も身近な窓口であります市が、苦情の受付窓口を設置して、処理可能な問題については処理し、対応が無理なものについては、国保連合会に連絡し、悪質なものについては、東京都に通報して、指定の見直し等を求めて、検討してもらうことが現実的な対応ではないか、このように考えているところでございます。

最後の質問でございますが、相談機関やサービス供給機関という問題でございますけれども、市は支援センターの円滑な運営と活動内容の均一等を図るために、運営協議会の設置を考えております。しかし、メンバーが高齢者サービス調整チームとほぼ同じとなっておりますので、現在行っておりますその高齢者サービス調整チームの中で運営協議会の役割が担えるように、運営方法を検討しているところでございます。また、平成12年度には、この高齢者サービス調整チームの中に、指定居宅介護支援事業者、11事業者全部を含めていきたいというふうに考えております。なお、高齢者サービス調整チームの設置目的は、高齢者が増大し、多様化するニーズに対応し、ニーズに見合う適切なサービスを提供するために、保健・福祉・医療等の各種サービスを総合的に、一元的に調整・推進するためのチームでありまして、御質問の目的に合ったものではないかと、このように考えられます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 民間の協力も得て、サービスの供給基盤の整備は、ある程度見通しができる。あるいは市が介護支援事業者の指定を受けて、ケアマネージメントの業務を行うこと、あるいは最後に在宅支援センターの円滑な運営と活動の均一化を図るために、運営協議会の設置、サービス調整チームを基本にした協議会の設置を予定しているということについてお答えがあったと思います。

1 点気がかりなのは、基幹型の在宅サービスセンターについては、福祉事務所機能を持った施設内でないとできないので、現在では見通しがないとされた点です。これは標準型、あるいは単独型のさまざまな介護支援事業者のケアマネージメント全体として統括し調整する役割、まさに基幹の役割を果たす介護支援センターで、いわば現在の高齢福祉課が果たしている役割だと思います。先ほど市自身が介護支援事業者になることを予定していると言われているわけですから、基幹型の在宅サービスセンターを直営でつくるのが重要だし、可能ではないかというふうに思うんですけども、この点についてのみお聞きしておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 御質問の趣旨はよく理解できますので、今後十分検討して、できるものかどうか、考えていきたい、このように思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 介護保険では、これまでの行政で措置されていた介護サービスが、行政の責任から離れ、被保険者と事業者の契約関係になります。このことをもって行政の主体性を後退させ、サービスの供給や基盤整備の計画をすべて民間依存、民間任せにすれば、自治体として最後に残る仕事は、保険制度の維持、単なる保険料の徴収という権力的事務のみとなってしまいます。地方自治法第2条第3項は、地方自治体の事務の第1に、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する」ことを挙げています。だれもが、必要かつ良質なサービスが受けられる全市的介護支援体制を確立することは、市の責任であります。ぜひ、市直営の基幹型在宅支援センターを位置づけていただきたいと思います。

介護保険の問題について、最後に市立病院と役割について質問したいと思います。市立病院の実施設計ができ上がり、いよいよ着工の運びとなりました。新病院は、市民の健康づくりのパートナーとしての病院という理念を掲げ、地域に密着した医療サービスの提供や、保健所、市、他医療機関、福祉機関との連携を基本方針に掲げています。300

床の病床が果たして経営的に成り立つのか、こういう心配が各方面になされているわけですが、その成否はここに掲げられた理念や基本方針を具体的に展開できるかどうかにかかっていると思います。その点で、市立病院の基本計画の中で位置づけられた「地域医療連絡室」の役割が重要だと思います。私は、地域医療連絡室は、新しい病院が開業してからではなくて、介護保険に備えて、全市的介護支援体制が構築されつつある今こそ、その役割、位置づけを明確にして、立ち上げる必要があるのではないかと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） お答えをさせていただきます。

地域医療連絡室、新病院に計画をしている組織でございますけれども、これにつきまして、現段階からこの業務を準備的に実施をしていくべきではないかと、こういう御質問でございますけれども、地域医療連絡室の機能、業務につきましては、御承知かと存じますけれども、地域医療機関、あるいは地域の関係福祉機関との連携によりまして、適切な医療提供及び相談、情報提供をつかさどるために設置をするものでございまして、組織的には新病院からということでございますけれども、お話ございましたように、体制の準備といいますか、人的な準備と申しますか、こういったことにつきましては、現在の病院運営におきましても必要であるという認識は持っております。というところでございますけれども、ただいま新病院に向けまして、経営の改善等の取り組みも実施をしているところでございまして、そのような状況の中でございますので、経営改善の進捗度ともあわせもって考慮いたしまして開院時からということではなく、開院までのある準備期間も含めまして、開院前にこういった人的対応をしてまいりたい、こういうふうに考えています。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 御承知のように、介護保険の実施と医療改革というのは、表裏の関係で進められています。病院から見ると、機能分担が明確になり、いわば病院の性格は一層鮮明になってきます。病院の役割は、急性疾患に対応が中心になって、入院期間はますます短くなる。その分退院者を地域に送り返す、リハビリは老健施設で、あるいは長期療養型病床群に、あるいはかかりつけ医、訪問看護、ヘルパーに支えられた形で在宅で療養する、こういう形が求められていると思うんです。そうでないと、この流れに対応できないと、病院の経営そのものも大変になってくるわけですし、今病院と

地域の保健福祉機関、あるいは開業医の方々との連携が非常に大事になっていると思うわけです。

今、経営健全化計画との関係で、なかなか必要はわかるけれど、人を配置できないというような意見もあったわけですが、これは必要なところには先行投資をすると。経営健全化計画だけをやっていても、先は見えないというふうに思います。ぜひ、有能なケースワーカーやケアマネージャーを思い切って投入して、地域医療連絡室を今から立ち上げて、今の病院の中でも機能させていくと。この投資は、開院後必ず役に立つということをぜひ踏まえた対応をしていただきたい、このことを要望して質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって19の1、全市的介護支援の体制整備をどのようにすすめるのかの質問を終わります。

一般質問19の2、緊急不況対策は市政にとっても最優先の課題ではないかの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○11番（中谷好幸君） 今週号の『東洋経済』に、こういう特集記事が出ています。「史上最大の景気対策。凍える個人消費。断末魔の消費恐慌。総事業費24兆円でも、日本経済は3年連続マイナス成長へ。需要追加だけでは、巨大な需給ギャップは解消しない。ばらまき財政は国を滅ぼす」。こういう特集です。政府の24兆円の緊急経済対策に対する経済専門誌の受けとめは、このように厳しいものがあります。多くの国民もまた失望しています。何に失望しているのでしょうか。

『東洋経済』も指摘するように、第1に需要追加、いわゆる従来型の公共事業の積み増しであります。バブルの崩壊以来、宮沢内閣から橋本内閣の7年間で7回、減税を除いて総額70兆円の景気対策が行われてきました。その8割は公共事業です。ことしになって4月にも16兆円の景気対策が行われ、地方では積み増しされた公共事業を消化できないという悲鳴が上がるほどであります。ふえたのは借金ばかり。景気向上にはつながらなかったわけであります。このことが証明されているにもかかわらず、今度もまた公共事業の積み増し为中心であります。

二つ目に国民が失望していること、6兆3,000億円の減税であります。このことは、先ほど板垣議員の指摘がありましたけれど、金持ち減税、大企業減税で、8割、9割の納税者にとっては、増税になる。これでは景気はますます悪くなるということは明白であります。

三つ目は、地域振興券であります。この『週刊東洋経済』は、「世紀の愚策と酷評さ

れた地域振興券、ばかばかしいので、まじめに論評するのを避けたい」。「多くの人が同じ感想を持っている」と書いています。市長も昨日の答弁で、「券の発行・配布・精算の事務を押しつけられた立場を、苦渋を理解してほしい」、こういうふうに表示されました。

日本共産党は、先日、六つの柱からなる国民生活防衛の緊急要求を発表しました。主な内容は、消費税減税を含む7兆円減税、医療と年金4兆円の負担軽減、貸し渋りをなくす行政指導と中小企業への官公需拡大、解雇規制と労働時間の短縮、米価の補てん、地方財政危機打開のための緊急措置であります。この中でも、消費税減税は、国内総生産の6割を占める家計消費、個人消費を暖める衝撃的な効果がある最も効果的な景気対策であります。

そこで、市長にお伺いいたします。政府の24兆円の景気対策について、どのようにお考えになられるのか。また、日本共産党が提案し、どんな世論調査でも、国民が一番切望している消費税の減税について、どのように考えられるのか。私は、政治的立場、将来の税制についての考え方の違いがあったとしても、市民の暮らしと営業を守るべき市長の立場から、消費税減税を緊急景気対策として政府に要求していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長をお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 24兆円の緊急経済対策をどう考えるかということと、消費税についてであります。

今回の緊急経済対策につきましては、内容を分析して、減税を含むということでございます。特に、金融対策、貸し渋り対策、地域振興券、さらには住宅金融公庫、雇用対策、これら政府の緊急対策については、私どもにとっては、国が思い切った財政政策を打って、景気浮揚するという内容でございまして、特に減税の6兆3,000億円余りの問題でございます。これについては、毎年の減税で、地方公共団体についてはむしろ好ましくないというか、いわゆるこの減税による市税の減税が10億円を超える影響額、こういうことを考えますと、まさに財政運営そのものが困難な状況になるわけでございます。できれば国税のみの減税をお願いしたいところでございます。しかしながら、国も地方も、赤字公債、あるいは地方債等で大きな負担を強いられているわけでございまして、これらについて、いわゆる景気対策に対して、私どものとれる最大限いいところをどう生かしていくのか、あるいはまた、減税に対しても、毎年の減税の中では、もう既に100億円近い減税が継続されているわけでございまして、どこの自治体も火の車というよう

な状況でございます。

特に消費税についてのことでございますが、消費税につきましては、平成9年4月に税制改正がございまして、3％から5％へ税率のアップがございました。この内容でございますけれども、やはり1％は、国の方も税制議論を重ねて、地方消費税という位置づけの中で1％をいただき、ようやく今年度、平年度化されたばかりでございます。今、国と地方の関係で、今の財源配分も含めまして、現行制度の中では、この1％消費税分については、私どもは今年度、18億6,500万円の予算計上をさせていただいているわけでございます。このような状況の中で、いわゆる消費税を減税するということを国に働きかけろということでございますけれども、確かに地方消費税を除いて国の4％分の2％を下げろということであれば……（「日本共産党はそういう要求をしているんです」と呼ぶ者あり）特に共産党さんの御議論は、5％から3％へということだと思います。（「地方消費税を除いて」と呼ぶ者あり）したがって、私どもの方も、これについては、消費税、地方に負担をかけない形ですね、今後、財政運営をお願いしたいとは思っております。したがって、これらについては、国の税体系、あるいは地方と国の税配分、こういう大きな観点から今後地方分権等の中で税配分が行われて、地方に財源が十分あるいは、必要な財源が確保できるような形でのお願いはできるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 市長、絞って聞きたいんですが、政府の減税、地方消費税を除く国の消費税分2％引き下げろという要求、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 中谷議員から、緊急不況対策は、市政にとって最優先の課題ではないかという御質問をいただいているわけでありまして。そういう中で、お尋ねは、政府が一生懸命考えております緊急不況対策についてどういう判断をしているかということだというふうに思いますが、昨日の議論でもございました。今、政府は、ありとあらゆる手を尽くして経済の活性化のために努力をしている。そういう中で、きのうも議論がございました地域振興券も、かなり有効な素材として浮かび上がってきているわけがあります。昨日も経済評論家の紺屋さんのお話もございました。今は何が何でも経済を持ち上げるために、ありとあらゆる可能性のあるものは手を打っていくんだというのが

政府の姿勢でありまして、いずれは必ずこの対策の効果があらわれてくるであろう、こういう認識を持っているところであります。

そういう中で、消費税を下げよということですが、これは、私は全く要求するつもりはございません。消費税はいずれむしろ福祉目的税化していくというのが私の考え方でありまして。今実は、市長会の中では、先ほどの質問にもございました、公的介護保険が今のままで果たして進み得るだろうか。その中でどうしても財源不足が起こってくるであろう。そういう際に、やはり消費税の財源というものは、しっかりと取っておかなければいけない、こういう認識を持っているところでありまして、税率を下げるというふうな認識は持っておりません。むしろ消費税を一部分でも福祉目的税化していく、そういった方向性こそ考えなければいけないのではないかな、こういう認識を持っているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 何でもやれと、今まで100兆円も公共事業の積み増しをやって、全然景気回復に結びつかなかった。そこから教訓は酌み取れというふうな観点ではなくて、何でもやれということ。ところが消費税だけは下げちゃだめだと。非常にある面では明快な御回答だったと思うんです。

一つ聞きますけれど、これは事実としてどう思いますか。消費税は逆進性の大きい税だと、低所得者ほど負担の大きい税だということは、税の性質としてお認めになられますか。このことだけお聞きしたい。市長にお聞きしたい。事実を聞いている。事実としてどういう認識か。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 消費税を考えますときに、やはり国の税体系すべてをまず考えなければいけないというふうに思います。直接税、間接税という体系の二つがございます。（「消費税の税の性格を聞いているんです。事実を」と呼ぶ者あり）そういう中で、消費税がどういう性格を持っているかということをしかりと見きわめなければいけないというふうに思うわけであります。直接税の体系は、収入に応じた税体系となっているわけであります。累進性がとられているわけであります。世界のどの国を見ましても、累進性のあるこの直接税の体系とほとんど一律である間接税の体系、この二つの税体系をもとにして税を仕組んでいるわけでありまして、そういう意味では、私は消費税というものは、きちっと正当に評価すべき税である、このように考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 質問にお答えにならない。これは消費税は逆進性の多い税金、低所得者層ほど負担の大きい税というのはこれはだれが見ても、間接税というのはそういうものでしょう。とりわけ最終消費者にかかる消費税というのはそういう性格を持っている。その事実の、税の事実さえ認められない。本当に残念であります。まさに認識が逆立ちしているというふうに思うんです。今求められているのは、圧倒的な個人消費を担う庶民の減税こそ必要です。累進課税の高額所得税の最高税率を下げても、今本当に消費が冷え込んでいる。この消費を担っている庶民の懐は温かくなならない。わかり切ったことができない。ここに自民党政治の逆立ちぶりがはっきりしているんじゃないかというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。私たち東京三多摩で生活する者の多くは、失業問題を長い間、身近な問題としては考えてこなかった、そういう傾向があると思います。東京三多摩は戦後ずっと右上がりの成長の中にいました。だから、市のレベルでは、障害者の雇用や高齢者の就労問題は別ですけれども、市民の雇用問題の取り組みは、ほとんどなかったと言ってよいのではないかと思います。しかし、ここに来て、雇用問題は非常に身近な問題で、いわば全市民的な問題となっています。市は、日野市民の雇用の実態をどのように把握されているのか。また、市民の雇用不安にどのように対応しようとしているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） お答え申し上げます。

労働省は、10月27日、9月の有効求人倍率が0.49倍で、過去最低を記録したことを明らかにいたしました。また、総務庁が同日発表した労働調査結果の速報でも、9月の完全失業率も、8月と同率の4.3%にとどまり、2カ月連続で、過去最悪状態となり、景気回復の兆しが見られない中、効果的な雇用対策が求められているところでございます。こうした失業率が過去最高を記録する中、多摩地区の大企業においても、スリム化を図りつつあるところでございます。帝国データバンクの分析では、株式を公開している企業60社全体で、4年間で2,800人の従業員を減らしており、中小だけでなく、大手のリストラも進んでいるところであります。雇用の状態についても、有効求人倍率が示すとおり、一度失業すると、若者でさえ仕事がなく、業種によっては、ハローワークでも日給の仕事しかない状態だと言われているところであります。日野市における大企業においても、影響は大きく、一時帰休制度を導入した企業もあると聞いております。

このような状況の中で、大企業等の雇用の確保について、市がかかわって積極的に推

進めることは大変難しい状態であるというふうに考えております。企業が雇用を促進し、下請保護ができるような景気対策事業や産業構造の転換、新しい産業育成のビジョンが示されるよう、国や都へ働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 三多摩の状況というのは、全国と比べても際立って深刻だと思います。このことをぜひ認識していただきたいと思います。例えば、全国で0.49倍と記録された9月の有効求人倍率が、ハローワーク八王子の管内では0.31、立川管内では0.28、全国平均の半分近くにもなっています。東京都の『工業統計調査報告書』によれば、従業員4人以上の工場数は、三多摩27市では、1988年から1996年の8年間で、5,952工場から4,854工場に、実に1,000を超える工場が消えているわけです。日野市について見ると、この8年間で208工場から158工場へ、4分の1の工場がなくなりました。これは2年前までの統計数字ですけれども、ここ一、二年でさらに深刻になっていると思います。なぜ、三多摩が全国から見ても落ち込みが深刻なのか。戦後右上がりの成長を先導してきた大企業が三多摩に集中していることであります。先ほど部長もおっしゃられましたけれども、リストラ、海外移転をすすめ、さらにその上に今、事業計画の縮小を図っています。

日野市内に大きな拠点を持つ大企業の職場でも、今言われたように、大変いろいろなことが起こっています。聞いた話ですけれども、日野自動車の日野工場ですけれども、一時期は1,000人もいたかと思われる期間社員が、ほとんどいなくなったと言われています。10月、11月、12月、あわせて1週間の一時帰休、日野本体の周りの協力工場から全く求人が来ない。ハローワークの八王子、これは『赤旗』の報道ですけれども、そういうふうに言われています。富士電機でも、日経新聞が、「2000年の3月末までに、富士電機本体で1,000人、グループ全体で3,000人を削減する」、こういう報道もしているところであります。

このような大企業のリストラや事業計画の縮小は、下請の中小企業を直撃し、さらに下請のパートや派遣労働者の解雇と連鎖的に広がり、地域経済を冷え込ませています。このことが回り回って、今市財政にも大きな影響を与えているんだと思うんです。日野市では、日本でも有数のこれらの企業とこれまで共存共栄の立場でおつき合いをしてきました。今後もそうならなければならないと思いますけれども、これらの大企業が地域経済に果たしてきた役割、社会的責任を考えるなら、市はこうした大企業に勤める労働者の雇用を守り、下請業者を保護するように働きかけることが当然必要になっているの

ではないかと思います。市長はこのような申し入れを行う考えはないのかどうなのか。部長はできないと言われましたけれど、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　大企業に雇用の確保といいますか、そういうような意味での協力をということでございますが、実は私も、それぞれしかるべき企業のトップの皆さんとお会いをし、いろいろな話し合いをしているところであります。そういう中には、例えば市の行政とそういった企業が協力をし合って新しい仕事の分野が見つけられないだろうか、こんな話し合いもしているところであります。ごく一部には、既にテスト的にやってみようかという部分もあります。そういう意味では、ぜひとも市内にいる各企業がもっともっと元気に活躍ができるような対応を行政としても一生懸命考えている、こういう最中であります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　新しい事業をつくるために、協力し合おうということも結構なんですけれど、今市民が解雇を受けて、また下請業者は本当に次々とつぶれている中で、体力のある大企業が、やっぱりそれなりの責任を果たしてほしい、こういうことは言うべきだと思うんです。地方では、自治体の市町村長さんが、町民の先頭、市民の先頭になって、大企業の事業計画を縮小させるなど、こういう運動を行っている人もいます。市町村の権限は限られていても、自治体の仕事の第一は、市民の暮らしを守ることでから、ぜひそういうふうな行動をしていただきたいと思います。

次に、市はどのような不況対策を考えているのかについてお聞きしたいと思います。

その前に、商業の実態についても少し触れておきたいと思います。『東京都商業統計調査報告書』によれば、三多摩27市の小売店の数は、1991年から97年の6年間で3万1,186店舗から2万8,950店舗に、2,236店舗が減少しました。7％です。日野市ではどうでしょうか。同じ期間6年間で1,061店舗から884店舗へ、177店舗、17％が減少しました。バブルの崩壊以後の小売店の減少率は、三多摩27市の中で日野市が第1位です。このこともよく認識していただきたいと思います。小売店の売り場面積に占める大規模店の売り場面積の割合、これは97年6月現在ですけれども、三多摩全体では、91年から97年の6年間で55％から59％、4％の伸びに対して、日野市では36％から48％、12％もの急速な伸びを見せています。日野市の小規模小売店が、深刻な不況の景気の落ち込みと大規模店の進出によって、三多摩でもとりわけ深刻な事態にあるということを示しています。これらの点も踏まえて、市の不況対策について具体的に提言と質問を行います。

たいと思います。

一つは、来年度予定している公共料金の値上げであります。今全体として何種類の値上げが計画されているのか。私は、前から予定されているものでも、市民の暮らしに直結するものについては、当面凍結する、そういう決断を下す時期だと思います。いかがでしょうか。

二つ目に、銀行の貸し渋り、資金回収などから、苦し紛れに高利貸しに手を出して倒産、自殺というような記事が相次ぎました。10月1日から実施された貸し渋り対策特別融資制度は、もっと早くこの制度が実施されていたなら、と言われている制度であります。市が貸し渋り認定書の発行事務を行うことになりましたけれども、これまでに何件の受け付けを行い、そのうち何件の認定書が発行されたのか。総額ではどの程度の融資を受けることになったのか。この特別融資を銀行が悪用して、資金の回収、融資を保証つきに切りかえる例が各地で報道されています。そのような例はないかどうか。それから、今回の特別融資の信用保証からさえ除外されるような、本当に資金繰りが困難な小規模零細業者、そのためにいわゆる直貸し、直接市が貸す、こういうことを行う考えはないかどうか。

三つ目に、今、大手スーパーやデパートなどが、消費税の還元セールとか割引きセールなどに取り組む中で、小規模小売店の苦境というのは一層深刻になっています。商工会や商店会などでもさまざまな努力が行われていますけれども、長い準備を経て、かわせみ券の発行をされることになりました。これは政府発行の地域振興券とは全く違います。税金ではなく、地域の商店が組合をつくり、自助努力、共同の努力で行うものであります。このような取り組みにこそ、支援を行うべきではないでしょうか。共通商品券の割引きに対する一部の補助、発行事務経費に対する補助、市の行事記念品や見舞品などとして一括購入する、などの支援が求められていると思いますけれども、いかがでしょうか。

四つ目に、住宅建設の落ち込みも深刻であります。高齢者や障害者の住宅改造に補助を出していますけれども、例えば防災と産業振興の両面から、震災対策のためのリフォームに助成制度をつくる、こういうことはできないかどうか。

以上4点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 1点目の、来年度予定されている公共料金の値上げという
ことでございます。現時点で4件ほどございます。内容につきましては、学童クラブ費、

公園の占用料、それから道路の占用料、夜間照明使用料の4種類でございます。公園の占用料、道路の占用料につきましては、定期的な料金の値上げでございます。東京都に準じて改正を行うものであります。また、学童クラブ費につきましては、国の制度改正により料金を改正するものであり、夜間照明使用料につきましては、新規の使用料でございます。多摩平団地テニスコートの夜間照明設置に伴い、その使用料を御負担いただくものでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 中小企業信用保険法に基づきます市の認定の件数でございますが、ことしの10月1日から12月4日までの認定件数で531件でございます。保証の状況でございますけれども、こちらの方は、保証協会の方から数字を受けておりますのが、10月1日から10月31日までの整備でございますので、その数字を申し上げます。122件の申し込みがございまして、33億6,900万円。これに對しまして、保証承諾が72件、19億6,500万円というふうになっております。この差につきましては、時間的な差の分も入っているというふうに考えております。

それから特別融資制度の悪用の件でございますけれども、12月7日、衆議院の予算委員会で、横浜銀行が信用保証協会による保証制度を使って、貸し出し企業から債権回収を促す内部通達を出し、その後撤回したというような報道がございました。日野市におきまして、融資を取り扱う金融機関に対して、未曾有の不況に對し、貸し渋り対策の一環として、貸し渋りをしないように、市長名にて通知をし、関係機関に協力を求めた経過がございます。今回の特別融資枠にも、現在把握している中で、事例のようなものはございませんけれども、今回の状況にかんがみまして、逸脱する行為のないよう要請をしまいたいというふうに考えております。

それから、直貸しの制度の件でございますが、本件につきましては、現在の市の財政状況、融資制度の実態から見て、現行制度をそのまま存続することが大変な状況という中で、新しい制度を導入することには、必要性は大変感じているところでございますけれども、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

それから、市内の共通商品券の件でございます。商工会の共通商品券構想につきましては、現在名称も「かわせみ商品券」と決まり、平成11年3月の発行を予定しながら、準備作業を進めているところでございます。また、発行に対する一部補助、市の記念品、見舞品などの購入については、今後商品券を市の事業等に利用するかにつきましては、

商品券事業が市の目的とする住民サービスに十分かなうことができるかどうか見きわめた上で、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、震災対策の建物のリフォームの関係でございますが、震災対策につきましては、阪神・淡路大震災がその必要性を知らしめたところでございます。市においても、市民生活の安全を守る立場から、その必要性を感じております。また、地元業者からも、災害に強いまちづくりの推進ということで、要請を受けているところであります。今後も、市の主要課題の一つとして、市の総合的な施策として、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 一つ一つ再質問もしたいんですけど、時間がありませんので、絞って質問したいと思うんです。

その前に、公共料金ですけど、来年、下水道料金などに5%転嫁されますよね。それから保育料の値上げも検討されているでしょう。全部言ってほしかったと思います。やっぱりそれはやめてほしいと思うんですね。私、言いたいのは、さっき商品券について、それがうまく市民サービスに結びつくかどうか見きわめた上で、よく瀬踏みして、それから援助の手を差し伸べようかどうか決める、というふうなことを言われたんですよ。今市民の置かれている実態というのは、先ほども言いましたが、全国平均から見ても、また三多摩の中から見ても、日野市民が大変厳しい状態に置かれているという実態をぜひつかんでいただきたいということが一つです。

それから、今業者の人たちが、本当に力の弱い人たちが、苦勞してこういうふうに力を合わせて、まさに自助努力としてこういうことを準備されてきたんです。今各市でやっているいろんな施策、まず行政から先に手を伸べる。本当にその人たちのサービスが、見きわめるんじゃなくて、本当に市民の役に立つような制度に発展させるために、行政が手を伸べるということが求められているんじゃないかと思うんです。見きわめた上でなんていうのは、とんでもない話だと思うんです。

それから、私、この間、大工さんの話を聞いていて、本当に感心したんですが、今建設業界、大変深刻です。だけれど、全部深刻じゃないんですね。バブルの時代、大きく仕事を広げなかった。地域の地縁を大事にして、丁寧な仕事をしていた大工さんのところには、今も仕事に来るっていうんです。私、この人たちも今ほうっておいたら、本当に守らなくちゃいけない宝のようなこういう仕事、今失ってしまうと思うんです。そし

て、こういう大工さんを守るというのが、やっぱり行政の仕事じゃないかというふうに思うんです。まじめに頑張っている人たちには、ぜひ手を差し伸べていただきたいと思います。

馬場市長には何回も景気対策について質問しているわけですが、いつもおおむね同じ、同感だというようなことを言われながら、なかなか前進しない。ぜひ実態をつかむ調査をやってほしいと思うんです。予算がかかることを私要求しているのではありません。そのことも含めて市長の御見解を最後に伺っておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 今、景気対策について、市内の深刻な状況について御議論があったわけです。直貸しのお話もございましたけれども、やはり日野市には日野市としての役割、権限があるわけです。直貸しという形で、その新しい業務に手を出していいのかどうか。やはり、これは相当慎重にならざるを得ない。気持ちはわかるとしても、実際の施策として成り立つかどうかは、これは別の次元でございます。いろんな形で総合力を、国の役割、都の役割、市の役割を総合しながら、やはり全体の底上げというのを図っていかなきゃならないんじゃないかなと思っております。いろんな助成制度の問題につきましても、まだまだ十分検討しながらやっていかなければならない状況にあります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 実態調査を求めているでしょう。質問しているでしょう。

（「市長、そのとおりと言えれば終わりだよ」と呼ぶ者あり）そのとおりとってください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 市の景気対策ということであります。私もかつて、小さな小さな商店を運営をしていた経緯があり、今でも関係をいたしてございまして、非常に厳しい状況であるということは、如実に実感をいたしてございます。何とかいい手がないものかどうか、日夜考えているところであります。常々申し上げておりますが、あるいは中谷議員より以上に、私は今の日野市内の商店の皆さんの厳しさというものは、重々承知しているつもりであります。それに対して、何らかの対応をできないだろうか、一生懸命幅広い行政分野の中で考えているところであります。できるところから順次取りかかっていきたい。特に今議員も御指摘の、商工会が新たにかかわせみ商品券というような形のをまとめてお出しになるというような方向でありますので、先ほど部長の答弁より一歩進めた、一生懸命支援をする方策を探っていきたい、このように思っているところ

であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 実感として知っているかどうかということじゃなくて、組織として実態を把握する調査を行ってください。このことを申し上げて、質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって19の2、緊急不況対策は市政にとっても最優先の課題ではないかの質問を終わります。

一般質問19の3、なぜ「エンゼルプラン」の前に市立幼稚園の統廃合なのかの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○11番（中谷好幸君） 先日、日本共産党市議団にこういう訴えがありました。はがきです。「市立幼稚園の募集の期日が、ことしは2週間おくれたのはなぜですか。私が思うには、期日がおくれたことによって、意図的に私立幼稚園に行かざるを得ない状況に追い込まれ、その結果、市立幼稚園の募集の人員が減り、統廃合に結びつく行為が行われているのではないのでしょうか。親の選択肢の自由が奪われたような気がします。」こういう訴えです。このことについて教育委員会、説明してください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） それではお答えします。

私立幼稚園では、毎年10月15日に募集要項を配布し、11月1日から入園の申し込みを行っているわけです。市立幼稚園におきましては、昭和60年以降、私立幼稚園の募集が締め切られた後に募集要項の配布とそれから受け付けを行ってきました。平成10年度については、募集要項の配布と同時に、受け付けをしましたので、そのために公立、私立の幼稚園が、入園受け付けが同時となり、多少の混乱が見受けられましたので、11年度、つまり来年度以降は、私立幼稚園の募集時期を考慮し、例年より遅い11月15日の広報に掲載し、市民の皆様にお知らせしたところでございます。その結果かどうかは別にしまして、応募者のほとんどの方が希望する園に入園することができるというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 例年だと、10月半ばに私立は要項を配布して、1日から始めると。市は1日に広報で発表しますから、父母にとっては、その広報を見て、私立幼稚園の募集要項を見ながら、公立にするか、私立にするか、どこにするかと決めることがで

きた。ところが、ことしからは15日まで半月延ばしちゃったわけでしょう。このことを問題がないと言われましたけれど、問題ありませんか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） 先ほど申しましたように、希望者の方が一応、今のところ、待機者3名いますけれど、ほとんどの方が市立の幼稚園へ入れるということから考えますと、これでよかったなあというふうに教育委員会は考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 選択権を奪われても、みんなおさまったからよかったということなのですが、本当にそうですか。今年度は第一幼稚園と第三幼稚園の募集定員に変更がありました。去年は第三幼稚園の応募定員が30人の枠を大きく超えて56人に達した。それで、今回は父母の要求も強くて、第三幼稚園は2クラス60人にふやしたわけです。第三幼稚園が二つのクラスにふえたことを市民が初めて知ったのは、11月15日でしょう。私立の申し込みの後です。もし本当にことは枠が多くなるんだというふうに父母にわかっているならば、もっとたくさん第三幼稚園に応募があったんじゃないですか。ことし、第三幼稚園の応募は何人だったんですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） 応募人数は39名でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 60名の定員で39名だったわけです。去年は56名だったわけです。先日から、私立幼稚園の措置費は、非常に税金を高くつぎ込んでいるというふうな指摘があったわけですが、もし60人定員だったら、もっとずっと1人当たりの措置費は低くできたわけじゃないですか。こういうふうなやり方は、父母や市民に説明できないやり方だというふうに思います。市立幼稚園と私立幼稚園が競合しているというふうな指摘もやられています。本当にそうなのか考えてみたいと思います。

日野市内には10園の私立幼稚園と7園の公立幼稚園が、合計17園の幼稚園があるわけです。三多摩で人口規模が同じ程度の立川市、小平市、武蔵野市、三鷹市では、どの程度の幼稚園、公立、私立合わせて、あるのか教えていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） お答えします。

これは、ことしの5月1日現在の数字でございます。立川市は、私立幼稚園のみ12園で、園児数が2,263名。小平市は、私立幼稚園のみ16園で、園児数が3,526名。武蔵野市

は、公立が1園、私立が15園の16園で、園児数が2,034名。三鷹市は、公立が4園、私立が17園の21園で、園児数が2,878名でございます。ちなみに日野市の場合は、公立が7園、私立が10園の17園で、園児数が2,568名となっております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　日野市の幼稚園の数が、公立、私立合わせると、そう多いわけではないわけですね。三鷹市が一番多いんですよ。この間、統廃合になったというふうに紹介されましたけれど、21園。三鷹市は、ゼロ歳から4歳の幼児人口は、日野市が7,315人に対して、三鷹市は6,590人、これ1995年の数字ですけど、幼児人口は日野市の方が多いいけれども、幼稚園の数は三鷹市の方が4園多いということです。立川市が12園と少ないんですけども、立川市は保育園の数が多いんです。公立、私立合わせて28園あるんですね。日野市19園に比べて、1,000人ぐらい保育園に行っている子どもたちも多いんです。だから、日野市には公立幼稚園が7園あるからといって、日野市の公立幼稚園は多過ぎる、そういうふうな議論は成り立たないわけです。

私立の経営困難は、公立との競合が主要な問題なのか。という問題というのは、例えば、私立幼稚園で今問題になっているんですけど、市立幼稚園は、1園つぶしたとして何人ぐらいの子どもを減らせるのか。30人とか60人でしょう。今、私立と公立で2,500人ぐらいの園児がいるわけで、そこから60人の数を削ってみたところで、ほとんど影響はないわけです。私は、市立の幼稚園の問題、公私間格差の是正の問題は当然のことだというふうに思います。こういう方向で、公私間格差の是正、東京都は所得制限をやってどんどん削っているけれど、こういうことをやめさせる。私学助成をもっとやらせる。また、今保育のニーズに公立も民間もこたえているのかどうなのか。本当に今のニーズにこたえられる幼稚園教育をやれるかどうか、そういうところに援助をしていくということが重要になっていると思うんです。

角度を変えて質問したいと思います。学校規模の適正規模・適正配置検討委員会のことし3月の答申で、昭和40年以来の日野市の市立幼稚園設置の経緯が書かれています。この答申、本当に驚いたんですけど、30年以上の歴史の中で培われてきた市立幼稚園の役割、現在果たしている役割については一言も触れられていないんですよ。私はさきの議会で、これは行革、リストラの検討委員会の答申じゃないかと。とても教育委員会の諮問機関の答申じゃない、思えない、というふうに毒づいたわけですけど、教育委員会は、幼児教育を公的に保障することの意義をどのように考えているのか、市立幼稚園はどんな役割を果たしていると考えているのか、この点についてお聞きしたいと思

います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） お答えします。

公立、私立の幼稚園は、明らかに私立の経営と、それから公で経営しているのと、これは当然違うわけですが、教育そのものは、公の教育としては同じ共通点があると思います。市立幼稚園も幼児期から心の教育の充実のために、公的な教育機関としての位置づけをきちっとしておりますので、その役割を当然持っているというふうに考えております。昭和30年代後半からの人口急増期に、私立幼稚園に入れない保護者から、公立幼稚園の設置の強い要望があって、昭和40年から私立幼稚園の補完的な役割として市立幼稚園が設置され、現在まで共存共栄により、よりよい幼児教育が展開されてきたということも事実でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 幼児教育、保育要求にこたえるためにつくったというのは、それは当たり前のことなんです。やっぱり30年間の歴史の重みというのを、ぜひ教育委員会ですから、自分たちのやっていることですから、誇りを持ってほしいと思うんですよ。公立保育園というのは、これまでに言われているように、保育料が安いわけですね。このことによって、だれでも幼児教育の機会を保障できる、このことが一番大きな、そして大事なことだと思うんです。確かに短期的に見れば、財政負担は大変であります。しかし、幼児教育の機会を保障することは、日野のまちの発展、日野市がいつまでも活力あるまちとして栄える上で、極めて大きな意味を持つと思います。

国連は、日本では子どもが広範囲にわたって人権侵害を受けている、と異例の警告をしています。また、幼児期の発達の障害が20代、30代になってさまざまな障害になってあらわれるというようなことも問題となっているわけです。

だれでも比較的安い保育料で幼児教育が受けられる、この価値は1人園児当たり幾らの経費ではかれないものがあると思うんです。

それから、日野市では市内の7カ所に公立幼稚園が配置されています。基本的に父母が歩いて送り迎えができる範囲でつくられているわけです。地域のコミュニティと結びついた幼稚園になっています。例えば、バスで送り迎えをする私立の場合、バス停が父母の結びつきの場になるわけですね。これも大事だけれど、公立の場合は、幼稚園までお母さんが毎日送ってくる。そこで父母同士の顔が毎朝合わさって、帰りもまた迎えに来て、一緒に幼稚園で遊んで帰る。そういう中で、とりわけて公立幼稚園で地域の結び

つき、コミュニティが強くなっているのではないかと思います。

私、もう一つつけ加えたいと思うんですけど、幼児教育の公共性というのを考えると、幼稚園が一定の割合で公立幼稚園と共存することが非常に大事だ。父母が選択できるということが、幼児教育の発展にとって非常に大事だというふうに思います。私立幼稚園は、それぞれが幼児教育の理念を持って幼児教育に携わっています。これは学の独立の精神からして、公の立場で介入できないところです。これは私立幼稚園のプラスの特徴でもあります。しかし、一方、私立幼稚園というのは、激しい競争にさらされているわけです。実際に日野の私立幼稚園でも、全体が定員割れをしているわけじゃないわけです。定員よりオーバー、応募があるところもあるし、他市からも通ってくるような幼稚園もあるし、定員割れしている幼稚園もある。公立幼稚園はこのような厳しい競争から基本的に免れているわけです。私は、ここが大事なことだと思います。また、教育委員会のもとに置かれていて、制度的にも父母や市民のチェックを受ける仕組みがつくられているわけです。このような性格が異なる幼児教育機関が共存してこそ、幼児教育が健全に発展するのではないかというふうに思います。

最後の質問に移りたいと思います。今、学校適正規模・適正配置検討委員会の中で、幼稚園の統廃合について議論されているんですけど、私は市立幼稚園の適正配置やあり方の問題を、この委員会の中で結論づけるのは好ましくないというふうに思っています。今、少子高齢化と核家族化、長時間労働や両親の就労によるライフスタイルの変化、自然の遊びの場の減少、さまざまな社会の変化の中で、幼児教育の問題、複雑で広範囲に及んでおります。幼稚園の問題だけでなく、保育園のあり方、家庭での育児、さまざまな問題が生まれています。これらの問題から切り離して幼稚園の統廃合を論ずることはできないのではないかと思います。

馬場市長は今年度の3月の議会で、「重点施策の一つとして、日野版のエンゼルプランを推進する」と所信を述べられました。先日の議会答弁で、福祉保健部長が、「日野版エンゼルプランを保健福祉計画の中で作成する」と答弁されました。計画作成に幼児教育のセクションは加わっているのかどうか、その動きが全く見えない中で、市立幼稚園の統廃合が突出しているように私は思います。今必要なのは、日野市の子どもたちがどのような実態に置かれているのか、どのような保育要求、子育て支援の要求があるのか、まちの中に子育て支援の資源がどれだけ蓄積されてきているのか、などの実態を把握して、民間と連携しながら、行政がどんな子育て支援を行わなければならないか、総合的な見通しを持って検討を図るときではないかというふうに思うんです。そういう中

で幼稚園の統廃合問題も検討すべきだと思います。なぜエンゼルプランの前に幼稚園の統廃合の問題について結論を出しちゃうのか、その点について質問したいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） お答えします。

日野版エンゼルプランは、これからの施策の課題であると同時に、市立幼稚園のあり方については、既に行っている施策の課題であるため、この二つの整合性は今のところ考えられていないというのが実情でございます。これは検討委員会の中です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） エンゼルプランというのは、これまでの保育だとか学童クラブだとか幼稚園だとか、いろいろな資源をどういうふうに使って子育て支援を計画しているというものでしょう。これまでの問題であり、今後の問題でもあるわけですし、そういうことは全く理由にならないと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）一体、何のために幼稚園の統廃合をやるんですか。子どものために、子どもが何を必要としているのかということから検討されているんですか、その点をはっきりさせていただきたいと思います。もしそうだとしたら、あの答申のどこにそんな観点が出ているか、つけ加えてお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） 市立幼稚園がどうして統廃合の検討委員会の中に組み入れられているかという御質問じゃないかと思うんですが、これは先ほど申し上げましたように、市立幼稚園が、義務教育ではありませんが、公的な教育機関として日野市は位置づけしているわけですから、小中学校と同じように適正規模・適正配置の中に諮問してもおかしくはないというふうに考えて諮問しているわけでございます。ただ、エンゼルプランにしましても、市立幼稚園の適正配置についても、子どもの少子化に伴う現象から生じているということだけは認識しております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 全く教育的な観点なしに、学校とたまたま同じもとにあるから一緒にやるんだなんて、全然理屈にならないと思うんです。国は1994年12月に、今後の子育て支援のための施策の基本方向について、いわゆるエンゼルプランを作成しています。これは、文部、厚生、労働、建設4大臣の合意でつくられたものであります。それに基づいて、自治体がエンゼルプランを策定するための指針を出しているわけです。こ

の指針によると、基本的視点の第一に、子どもの権利条約の締結国として、この子どもの権利を擁護すること、子どもの利益を最大限尊重することを掲げています。計画策定上の留意点として、総合性、すなわち出産前後の母子保健の施策から、保育、教育、住宅や就労環境、まちづくりまで検討すると。住民のニーズ、住民の意向の反映、そのためにアンケート調査やヒアリング、懇談会などを開け、こういうふうに具体的に指示をしています。それから、計画策定のための庁内の体制としても、児童福祉とともに、教育もここに入って、あるいは企画も入って、というふうに作成すべきだと言っているわけです。これも市の段階では全国で半分ぐらい策定されているのではないかと思いますけれど、これと一緒にやっていいではありませんか。今子どもたちが何を要求しているのかということから出発して、保育園も学童クラブも幼稚園も、子どもたちの立場に立って検討するというのが本当じゃありませんか。学校と一緒にだから、たまたま教育委員会の中にあった機関だからということでは、まるきり問題にならない。そのことを強く指摘して、また、学校の統廃合から切り離して、エンゼルプランの中で市民参加で堂々と議論していただきたいという要望を述べて、私の質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって19の3、なぜ「エンゼルプラン」の前に市立幼稚園の統廃合なのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時58分 散会

12月11日 金曜日 (第7日)

平成 10 年

第4回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第34号)

12月11日 金曜日 (第7日)

出 席 議 員 (29名)

1番	中 野 昭 人 君	2番	清 水 登志子 君
3番	奥 野 倫 子 君	4番	菅 原 直 志 君
5番	出 沼 恵美子 君	6番	名 取 美佐子 君
7番	秋 山 薫 君	8番	佐 藤 洋 二 君
9番	手 嶋 精一郎 君	11番	中 谷 好 幸 君
12番	佐 瀬 昭二郎 君	13番	森 田 美津雄 君
14番	執 印 真智子 君	15番	江 口 和 雄 君
16番	沢 田 研 二 君	17番	田 原 茂 君
18番	宮 沢 清 子 君	19番	小 川 友 一 君
20番	奥 住 日出男 君	21番	竹ノ上 武 俊 君
22番	板 垣 正 男 君	23番	一ノ瀬 隆 君
24番	内 田 勲 君	25番	夏 井 明 男 君
26番	馬 場 繁 夫 君	27番	黒 川 重 憲 君
28番	土 方 尚 功 君	29番	福 島 盛之助 君
30番	小 山 良 悟 君		

欠 席 議 員 (1名)

10番 小 島 久 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	福祉保健部参事	鈴 木 俊 夫 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 山 川 芳 子 君

議 事 日 程

平成10年12月11日（金）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

（議案上程）

日程第 2 議 案 第 99 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議 案 第 100 号 日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

日程第 4 議 案 第 101 号 日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特

例に関する条例の制定について

日程第 5 議員提出議案第28号

日野市議会議員定数削減検討特別委員会設置について

(請願上程)

日程第 6 請 願 第10-37号

「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求める陳情

日程第 7 請 願 第10-38号

「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての請願

日程第 8 請 願 第10-39号

「一刻も早く30人学級の実現を求める意見書」採択を要求する請願

(選 任)

追加日程第 1 日野市議会議員定数削減検討特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 8 及び追加日程第 1 まで

午後1時06分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問20の1、庁舎内市民食堂問題を問うの通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔4番議員 登壇〕

○4番（菅原直志君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

事前の調査の中でさまざまな資料はいただきましたので、事実関係の確認は基本的な部分にとどめ、本論に入らせていただきます。ぜひよろしくお願いいたします。

さて、先日の市職員ニュース——市職ニュースには次のような記事が載っておりました。日付は98年11月27日、市職ニュース。「ゼロ回答続く 職員食堂分会」「冬・夏の一時金支給なし」「今年のベースアップもゼロ」「今後も一時金闘争続行」というお話が載っておりました。今回の質問をするに当たり、この調査をする上、この質問をする上でその前提を明確にしておく必要があると思います。それは、今回の問題提起が「民間企業内の労使関係の問題だから」という1点で、答弁を避けることがあってはならないと思うからです。それらの考えは、次に示す事例より明確だと思っております。

まずはこちらの表を見ていただきたいと思います。表を用意してきましたけれども、担当の方にはお渡しをしております。つまり、日野市と市民食堂はどのような形になっているかということでございます。庁舎内施設を無償で貸与しているのが日野市と企業公社の関係。そして、企業公社が給食センターという会社がございますけれども、そちらの方に運営を委託している関係がございます。その上で、企業公社は売り上げの2%を管理費ということで取っているということです。そしてまた、その給食センターの中に独立採算の一つの機関として市民食堂というものがある。その上での管理費の部分が発生しているというふうにお考えいただければと思います。

以上のことを踏まえて、今後の質問を進めさせていただきます。まずは確認をさせていただきます。何点かございますので、まとめてお答えいただければと思っております。

一つ目、昨年冬とことしの夏の一時金の支給がなされていないというニュースのお話ですが、そのことは事実かどうか。二つ目、それらについての労使交渉の中で妥結はされているのかも確認させていただきます。一時金支給ができない理由、これも明示されていると思いますので、調査の上の確認をお願いします。もし、社長よ

り一時金支給ゼロの理由が明示されていない場合、不当労働行為——これは労働組合法第7条の2の可能性もありますが、その点についてはどのように解釈しているのかお答えいただければと思います。五つ目、食堂経営が赤字というのがゼロ回答の理由でございますが、団体交渉の中で十分に説明されたのでしょうか、その点についても御確認をお願いいたします。六つ目、日野給食センターの全社員に対しても、一時金支給が支払われているのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは、庁舎市民食堂に関する事実の確認6点の御質問であります。順次、簡潔に御答弁をさせていただきます。

まず1点目でございます。昨年冬と本年夏の一時金の支給がされていない事実というところでございます。これにつきましては、支給がされていないと聞いております。

2点目の労使交渉の中で妥結されているのかということでございますが、これは妥結されていないと聞いております。

3点目の一時金支給ができない理由ということでございますが、市民食堂の経営が赤字状態でございます、会社側の独立採算制の建前からも支給できないと聞いております。

それから、4点目の一時金ゼロの理由が明示されていない場合、不当労働行為の可能性もあるが、どう解釈しているかということでございますが、赤字経営のため支給できないと明示していると聞いております。

5点目の食堂経営が赤字というのがゼロ回答の理由は、団体交渉の中で説明されたのかということでございますが、経営者とそれと事務担当者が出席して、口頭で説明をしたということでございます。

6点目の日野給食センターの全社員に対して、一時金が支払われているかということでございますが、これにつきましては回答できないとの返事を得ております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） わかりました。ありがとうございます。

私は、今回の質問、ぜひ日野市にもしっかりと対応を図っていただきたいという願いを込めての質問でございます。

さて、私の手元に次のようなお手紙がございます。それは、日野給食センターが、日

野市と企業公社に対して食堂のメニューの単価アップを要請したお手紙でございます。日付は98年3月12日、この春ですね。総務部長あてになっております。この内容は、簡単に言えば、食堂経営は赤字だからメニューの単価を上げてもらいたいでしょうかとお伺いを立てたものと理解しております。実際、単価アップの動きがあったようですが、最終的には現状維持を続けております。

その際、市と企業公社から日野給食センターに対して収支状況が報告されていると思います。また、逆に日野給食センターに対しては、管理費とはどのような経費かという質問、または社内努力はしたのかという質問、そしてメニューの精査はしたのか、その他もろもろと経営権に介入する意味合いの質問状が渡されていると聞いております。

私は、これらの事実により、日野市が日野給食センターの経営内容、もっと言えば、全体ではなくて市民食堂に限っての経営内容については調査できると考えておりますが、その点について見解をお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 経営内容の調査ということでございます。料金の改定等具体的な事例が出てくれば、当然、議員御指摘の事項について調査できると考えております。食堂経営に当たり、今後いろいろ具体的な事例が出てくれば、必要な事項について資料提供等要請して調査をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） わかりました。調査できるというお話もいただきましたので、では、赤字という部分、この件について検証してまいりたいと思います。

ちょっと遠い方は見にくいかもしれませんが、御了承いただければと思います。事前に企画部からいただいた資料により、市民食堂の経営状況について確認をしていきたいと思います。私が調べてそして取りまとめたのが、こちらに出している表なんですけれども、資料の出どころは97年4月から98年10月の間、つまり19カ月の収支の状況でございます。市民食堂に限っての数字でございます。今回はわかりやすくするために、簡単に毎月の平均の数字を出して見ました。すると、月の平均売り上げが366万7,000円でございます。そして、平均支出が380万円。差し引きで毎月13万3,000円の赤字が出るという構造がわかってまいります。なるほど市民食堂は赤字経営である。

しかし、その支出の中身を見ていくと、ちょっと待てよということになってまいります。平均支出の中身、それは仕入れが149万1,000円、人件費が157万8,000円、管理費が

67万4,000円、消耗品が5万7,000円、この数字が出てまいります。つまり、平均の支出の中で管理経費が18%、67万4,000円もかかっているのは、一体どういうことだろうかという部分なんです。例えばこの市民食堂に対しては、日野市が光熱水道費で年間500万円も負担している。または庁舎内施設を無償で貸与しているところを考えていくと、何がこの管理経費なのだろうか、どういう事例が当てはまるのであろうかというのが、私の疑問であります。市民食堂に対する管理は企業公社が日野給食センターに運営を委託しているのですが、それだけで18%も管理経費がかかるのでしょうか。これら管理経費3点について、どういった内容なのかをお答えいただければと思っております。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 経理の内容でございます。管理経費についてでございますが、この管理経費につきましては、共済費に相当する共済保険、それから雇用保険料、さらには券売機の買い取り等の費用と聞いております。

それから、管理経費の算定の基準でございますけども、企業公社分につきましては、契約の中で売り上げの2%を管理経費とするということになっておりますし、本社経費につきましては、会社側の方からは回答できない。諸経費についても同様、回答できないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 私が先ほど示しましたように、単価アップ、これを事例として出されたときには、しっかり調査していかなければいけないという御回答がございました。実際に単価アップにはなっておりませんが、そういった事例から考えて、この本社経費、そして諸経費、この部分は、もう少ししっかりと精査していくべきであると思います。

先ほどから言っておりますように、私は市民食堂の赤字の原因の一つに、この管理経費というのがあると考えているんです。団体交渉の場でどのような話がなされたかは明確にはわかっておりませんが、経営状況を考える上でいつも問題とされたのが、この管理経費だったというふうに聞いております。市民食堂全体の赤字は毎月13万円程度なのです。対して管理経費は全体で67万円。この比較は非常に重要な意味を持っているのではないのでしょうか。ぜひこの点について調査するかどうか、明確にお答えいただければと思います。それ一つとらえてください。

そしてまた、今の御答弁にもありましたように本社管理費と諸経費については答えてくれなかったということですが、それはどうしてでしょうか。理由について確認をされているのでしょうか。その点についても、理由が明示されているのであれば理由も言ってください。そのあたりお答えいただければと思います。

また、企業公社は売り上げの2%を管理経費としております。これは月に7万円程度。年間には80万円を超える管理経費をいただいているんですが、直接の管理元なんですよ、ね、企業公社というのは。しかし、一体この1年間、ボーナスが払われていない、そういった状況の中で何をしてきたのか。それについても、今調査しているのであればお答えいただければと思います。また、企業公社に求められるその責任、それについてもお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 経理の内容について、本社経費等を今後調べていくのかということでございます。再度の御指摘の件につきましては、資料要求をして確認できるように調査を進めてまいりたいと思います。

しかしながら、質問の前提でお示しをいただいた内容も十分承知いたしましても、やはり一民間企業内の問題の部分もありますので、内容によっては困難なものもございます。このことについては御理解をいただきたいと思っています。

それから、企業公社でございますけれども、2%の管理経費でどんな管理をしたのかということでございますが、管理業務委託料は委託契約あるいはその仕様によりまして、衛生管理やサービスの内容である食堂内の害虫処理、あるいは設備機器でございますけれども機械類のチェック、あるいは献立等の内容につきましての点検、あるいは確認をいたしております。

それから、ボーナスの関係でございますけれども、これについては、やはり食堂そのものが独立採算になっておりますので、そういう意味ではそれに基づく会社側の経理内容について、企業公社といたしましてはいろいろ協議はできますけれども、ボーナス支給の内容等につきましては、特に会社は会社全体の問題としてとらえておりますので、その辺については内容をチェックというか、具体的なお話そのものについてはされてきておりませんでした。

それから、今回の問題で何をしたかというところでございますが、企業公社といたしましても、市役所食堂の経営について、赤字の分析あるいは赤字を解消する方策について協議をいたしております。具体的には、食材の購入あるいは多岐にわたるメニューの

整理、あるいは新しい業務の拡大や開拓、経営の合理化による経営改善、企業努力、こういうことについても協議をいたしてきたわけでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○４番（菅原直志君） 先ほども答弁いただきましたけれども、価格改定云々のときにはしっかり調査する。しかし、今はそれ以上の問題なわけです。あの市民食堂がしっかりと運営されるのかどうか、それについての非常に大きな問題であるにとらえている。それは多分共通認識としてあると思うんです。ただ、それが表面に出てきているのか出てこなかったのかという部分であって、確かに公、つまり市役所が一民間企業の中までどこまで入れるかという問題点は、それはあると思いますが、それ以上に市民食堂は日野市が無償であの場所を貸与している。そして、光熱水道費で、これは庶務課の方に試算してもらって500万円も、これはある意味での補助ですよ、しているわけですよ。そして、冷暖房費は、これは算定できないけれども、かなり費用がかかっているはずなんです。そのぐらいのさまざまなサービスを提供するための施策をしているわけですよ、市の方が。その先方が非常に経営的に厳しいとなったときには、それなりの対応はできるだろうと思うんです。その対応をするときに、先方の数字をそのままのみにして判断はできないと思うんです。日野市としてもしっかりと調査をすべきだと思うんです。いかがでしょうか、その点、明言してください。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 先ほども御答弁させていただきましたように、今回の問題については調査をしてみたいと考えております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○４番（菅原直志君） ありがとうございます。しっかりと調査をしてください。

ここに一つグラフをつくってまいりました。この市民食堂は、今の状況では構造的に、システム的に赤字になるだろうなというのがわかります。市民食堂の損益分岐点について計算をしてみいました。あくまでも私がいただいたわずかな資料の中の数字です。これはあくまでも菅原——私の個人的な試算として考えていただければと思うんですけれども、このグラフでもわかりますように、市民食堂の損益分岐点は、月間の食事件数が9,500食を超えないと利益が出ない仕組みに計算上はなります。しかし、いただいた実際の資料から計算しますと、市民食堂の平均の食事件数は8,500食なんですね。つまり、1,000数字が足りないわけですよ。しかし、今のこの市民食堂の性格から考え

ると、では1,000食ふやそうということにはなかなかかなり得ないんだらうなという部分もわかります。そうなってくると、どのような方策があるか。そこから入っていくわけですね。しかし、損益分岐点を計算するときには、それなりに固定費の部分、人件費と、そして特に今回の問題となった管理費のところ、それについてはしっかりと精査をしなければ、これ数字は出ませんので、損益分岐点の計算から始まったところの経営の正常化を図っていただきたいと思っております。

市長は、日ごろ経営感覚云々のお話をされていて、非常に感銘を受けているところですけれども、この市民食堂の件、これも市長は民間人であったわけですから余計納得していただけたらと思っておりますが、御所見がございましたらお話しいただければと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 庁舎内の市民食堂の問題を問うということで、菅原議員からの御質問であります。この食堂については随分前から難しい問題があったということを記憶しております。しばらく前になりますが、いろんな問題があって食堂がクローズされていた時期が大分ございました。いろいろな問題を引きずって、今、企業公社に一回貸して、それをまた給食センターにお願いをするという非常に複雑な形になっています。さらに、職員は日野職員組合並みの扱いというんですかね、そんなふうな形のものもあるかに聞いておりまして、いろいろ前からの難しい問題を引きずりつつ、うまい具合に繕いをしてやっているというような状況があるというふうな認識を、私は持っております。ですから、今、議員の御指摘の趣旨は非常によくわかるんですが、一刀両断に一民間企業だからずばっとこうきなさいというふうに言えるようなものなのかなということ、やはりともかくいろいろな交渉の中で難しい問題があるのかなということ、他方であるわけです。

ですが、部長の答弁にもありましたように、この問題はいつまでも放置しておくわけにはまいりませんので、何らかの明確化することを考えていかなければいけない。そういう意味で、いずれこの形では料金の改定とかいろんなものが具体化するようなことも、近々にあろうかというふうに思いますので、さらに詳しく、今の管理費等の問題も含めて調査をさせるような方向で指示をしてみたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

ぜひ、しっかりとした調査と、そして対応を要望してこの質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって20の1、庁舎内市民食堂問題を問うの質問を終わります。

一般質問20の2、学校給食の充実のために（その2）の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○4番（菅原直志君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、6月に私がこの学校給食の民間委託について質問をさせていただきました。それ以後の取り組みについて、簡単で結構です。この間も中野議員の質問にもお答えいただきましたので、簡単な経過の説明をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） お答え申し上げます。

6月議会以降の対応についてのお尋ねでございますが、議会終了後、教育委員会内部の関係職員間で3回ほどの話し合い、いわゆる勉強会の機会を持ちました。それと、8月には台東区と同様の方式で実施をいたしました保谷市の状況等を視察をさせていただきました。その後、町田市が組織に担当を配置したとの情報がありましたので、町田市に出向きまして資料の収集方を図ったというようなことでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

さて、今回、取り上げたのは、先日、中野議員が質問をされた経緯を踏まえまして、私なりに考えるところがございます、質問をさせていただこうと思っております。

先日、私のもとに次のようなチラシが届きました。これは、98年11月19日に発行されました日野市の共産党の議員が出している市政レポートでございます。内容を紹介します。と思います。「学校給食の民間委託をねらう危険な動き」、大見出しだけ言いますと、「自治体が法律違反を犯すことになる」「不安定な労働条件は必ず質と安全性の低下につながる」。これは「必ず」と入っております。「効率化の名による自治体の責任放棄」と、大きな見出し三つ書かれている中で、いろいろと話があるわけでございますけれども、これらのチラシを読んで、私は幾つかの疑問点が浮かびました。それらについて、お話をさせていただきます。

もし担当部局の方で調査して確認できる事項があれば、一つでも二つでも事実確認の部分だけで結構ですので、お話しいただければと思っておりますが、まず「学校給食の民間委託が職業安定法に違反する疑いがある」と書かれているんですけども、職業安

定法のどの条項に違反しているのか。また、その具体的に違反している事例が、これには示されておりませんでした。そのことに対して疑問があります。また、「職業安定法」とはそもそもどのような事態を想定してつくられた法律なのだろうかという疑問がありました。そして、「全国各地の運動」とは具体的にどこで運動が展開されているのかの記載もありませんでした。「多くの弁護士」が訴えているというお話がございましたけれども、どのぐらい多くの弁護士なのか、これも疑問でございました。そしてまた、そもそも「職業安定法違反」によって、学校給食民間委託が法律違反だ、とする裁判所の判例があるのか、または係争中の事例があるのか、それについて記載がございませんでした。それも疑問でございました。また、それらについて何か弁護士が意見書を出している、またはそういったものがあるのかなということも書かれておりませんでしたので、それについても疑問でございました。何か担当部局の方でちょっと調べてくださいますようお願いしていたことがありますので、わかっていることがありましたら、事実確認のため、お答えいただければと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 職安法違法というような観点から、私ども調査をさせていただきました。調査の問い合わせは電話で行ったわけでございますが、問い合わせ先は職業安定所、それから東京都、並びに文部省でございます。この3カ所に確認の電話をさせていただいたものでございますが、それぞれ判例、あるいは係争中の事例については承知をしていないという旨の返事をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 私もこういう判例があるのかなと思って、私は労働省にも電話をしたり、または弁護士の方にも2軒ほど伺って調査を依頼してまいりましたが、そういう事例が全く出てこなかったことを、まずここでつまびらかにさせていただきたいと思っております。さて、では、この職業安定法とは何なのかという部分なんですけれども、先日、中野議員の質問を私は非常に興味深く拝聴させていただきました。スタンスとして共通認識できる部分は確かにございました。また、その逆に共通認識はできないなという部分もございましたので、その点についてお話をさせていただきたいと思います。

学校給食「民間委託の問題点」というお話がございました。その「おいしい給食の提供」という項目の中で、「学校給食の民間委託は職業安定法の中、問題がある」という

お話をされたと理解しております。また、「民間委託は、むしろコストが高くなる」というお話もございました。今回は、この2点を中心に私の考えをお話しさせていただきます。

この点についての論文がございます。こちらにコピーを持ってまいりましたけれども、こちらは自治体問題研究所というところが出された「住民と自治」という本の中です。雨宮正子さんが書かれました「安全で豊かな給食を子どもたちに～学校給食をゆがめる民間委託と輸入食品」という論文でございます。この論文で語られているのは、①民間委託は職業安定法第44条に違反する ②民間委託は安くない。むしろ直営方式よりも高くなるという2点でございました。そのほかにも書いてありますが、民間委託については、以上の二つの主張がメインと読みました。

多分、先日の中野議員も同じ問題点を指摘しているのではないかと思います、この論文の内容を検証しながら、共産党の主張する「民間委託は職業安定法に違反する」という提言を考えていきたいと思います。また、先ほど取り上げました共産党のチラシですね、こちらと同じ趣旨だと思いますので、それらを含めて検証してまいります。

さて、民間委託を考える場合に職業安定法の議論が持ち出されます。まずは、この職業安定法について。職業安定法とは、1947年、昭和22年に公布された法律です。この法律が公布された背景には、当時の労働者を取り巻く就労環境が大きく影響しております。つまり、明治、大正時代の、いわゆる民主主義という考えのない時代の中で封建的な労使関係が、当然のごとく通用していた時代につくられた法律であることを、まずとらえなければいけません。1951年、昭和26年9月28日に東京高等裁判所において下されました判決の中に、職業安定法の基本理念を明記したくだりがございます。①同法は、非民主的な就労開始方法の絶滅を目的とする。②同法は各人に就職の機会を与えることを当面の目的とする。つまり、この法律の基本理念は、労働関係の民主化及び労働者の地位向上です。

私は職業安定法違反の判例も幾つか調べました。これらの判例で問われたのは、常に労働関係の民社化及び労働者の地位というのが論点でございました。学校給食の民間委託に対し職業安定法を持ち出すのは、その形態が民主的でない場合に限られるんです。しかし、それは民間委託の方法論であって、民間委託自体を職業安定法違反とするのは、反対をするためのこじつけと理解するしかありません。また、民間委託をすることが、労働者の地位を低下させるものなのか、それも非常に疑問でございます。その点を明確にしないで、自治体が法律違反を犯すという宣伝をすることに対し、私は非常に疑問を

感じます。

さて、もう少し詳しく検証していきたいと思います。今度は職業安定法第44条の解釈の問題でございます。江東区に対して、ある弁護士団が意見書を出しております。また、先ほど紹介いたしました文献にも、大阪の八尾市に対して同じ内容の意見書が送られております。これが共産党のチラシの中で紹介されている弁護士団が主張する文書かと、確認はできておりませんが、とりあえずこの意見書についてお話をさせていただきたいと思います。

「学校給食調理業務の民間委託方針の撤回を求める意見書」、都教組弁護士団 自治労働都職労弁護士団、それぞれが連名で江東区と江東区教育委員会に提出したものです。1997年8月12日の日付となっております。この文書の中で、民間委託は職業安定法第44条に違反とされております。しかし、職業安定法第44条を真っすぐに理解すると、その論理のおかしさが浮かび上がります。

職業安定法第44条に係る判例を紹介します。東京地方裁判所は、1981年（昭和56年）2月27日の判決で次のように述べております。「職業安定法第44条は、労働者が労働者の供給を受ける者から、その労働の対価として支払われるべき報酬の一部、もしくは、その全部を、その中間に立つ、労働者供給事業者から中間搾取されることを防止し、あわせて、かかる場合には、労働者が、その自発的意思によるのではなく、労働者供給事業者の命令ないしその指示に従って、受動的に就労先が決められることになる結果、当該労働者の意に反してでも労働供給事業者の定めた労務に就かざるを得なくなるという事態を事前に防止することにある」

また、東京高等裁判所は、1951年（昭和26年）9月28日の判決で、次のように述べております。「職業安定法第44条は、『労働者の供給』を禁じているのであって、『業務の委託』を禁じているのではない」「同法第44条で禁止している労働者供給事業とは、この種の事業の本質が、封建的な身分関係に基づいて、ややもすれば労働の中間搾取、強制労働を伴いやすい事例を禁止している」

ここに紹介した判例からもわかるとおり、一つ目、職業安定法第44条は業務の委託を禁じたものでないことが明確でございます。そして、二つ目、今回、提案している民間委託が、もし非民主的な封建体制の中での労働者の供給であり、中間搾取や強制労働の事実がある委託形態であれば、それは抵触すると思います。しかし、それは、あくまでも委託の形の問題であり、委託自体の是非を問題にすることではないと思います。これらの検証により、先ほど紹介しました「多くの弁護士団」の主張、または江東区に出され

た弁護団の主張は、職業安定法の基本理念と判例を無視した、たちの悪い冗談だと考えざるを得ません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）多くの弁護団の主張は、その後も続くのですが、その主張が職業安定法の基本理念を無視したものであれば、これ以上検証する必要を感じません。

さて、そもそも職業安定法がその判例の中で適用されるのは、次の四つです。1. その労働状況が非民主的か否か。2. その労働状況が各人の就職の機会を奪うものなのか否か。3. その労働状況に封建的な身分関係が認められるのか否か。4. その労働状況が中間搾取、強制労働を伴うものなのか否か。これらの事実が認められない限り、裁判所の判例には載らない。または、裁判所に受け付けてもらえないのです。

これらのことにより、共産党や多くの弁護団が言うところの民間委託はその就労状況が非民主的で各人の就労の機会を奪うもので、封建的な身分関係が認められ、中間搾取や強制労働を伴うものであれば問題だと思いますが、それはあくまでも民間委託の方法論の問題でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）また、たとえそのような状況があったとしても、それは労働者の供給のあり方に問題があるのであって、民間委託の是非を問うものではないのです。実際、私の調べた判例は、その雇用形態や就労契約などを問題にしているものであり、職業安定法の中での労働者の供給にかかわることでした。決して民間委託の是非を争う判例はありませんでした。もし、職業安定法第44条を中心にして民間委託に反論するのであれば、委託の方法の是非を議論すべきであり、民間委託自体を問題にすべきではありません。その点をはしょってはいけないと思います。法律の解釈は、その前提と法の理念をしっかりと検証して行うべきものだと思いました。

判例について、もう一つ紹介します。職業安定法第44条を理解するには、その判例の中で労働基準法第6条が抱き合わせで考えられる事例が見られます。例えば1976年（昭和51年）3月1日、東京高等裁判所の判決、または1956年（昭和31年）5月25日、名古屋高等裁判所の判決、これらで事例が見られます。労働基準法第6条とは、他人の就業に介入して利益を得ることを禁じているもので、いわゆるピンはねを禁止しているものです。つまり、職業安定法第44条と労働基準法第6条が並べて判例の中で論じられているのは、不当な中間搾取を禁じた職業安定法の基本理念を裏づけるものであり、この法律が、民間委託の是非を問題にしているのではない証拠でございます。

以上の検証により、共産党と多くの弁護団の主張する「民間委託は職業安定法違反」という主張は、その根拠を失ったものだということが明確になったと思います。既に給食の民間委託化は全国で行われつつあり、そんな状況の中で共産党が問題としているの

であれば、一つや二つの裁判例や係争中の事例があってもいいはずですが。しかし、調べたところ、どこにもそんな判例はない。ぜひ紹介してほしいくらいの気持ちです。つまり、裁判所も相手にしない、または民間委託を問題視する人々も自分たちの主張のおかしさを認識しているだけに、職業安定法に関しての問題については、裁判にかけられないのではないのでしょうか。

先日の中野議員の質問の中で、民間委託はコストが高くなるという発言もございました。そのことについても検証していきたいと思います。先ほどの「住民と自治」での議論から検証してまいります。

埼玉県蓮田市で、「民間委託はコストが高くなる」という議論がなされたようです。蓮田市では最近民間委託を始めましたが、計算をしてみるとコストが高くなっているというのです。私はこの論文を読んで、正直、理解に苦しみました。その原因は人件費の算定に重大な欠陥があるのではないかという仮説を立てることで納得できました。その点について、検証してまいります。

まずは、こちらの表をごらんください。蓮田市と日野市の人件費の比較の表でございます。資料は、先ほどの論文と教育委員会からの報告でございます。給食調理員の人件費ですが、蓮田市は1人当たりの年間の人件費が491万4,000円となっております。日野市は、年間930万4,000円。自治体によってこんなに人件費が違うのかなと思い、細かく検証してまいりますと、どうも蓮田市のこの人件費の事例、これは給与のみの計算だということではないかと仮定をいたしました。人件費というのは、給与と手当と共済費を合わせたものだと思っておりますが、この論文では手当と共済費を考えていないのではないかというふうに思いました。そのことに、まず疑問を持ちました。

次に、「直営は民間委託よりも安い」というお話がございますが、こちらの表を見てください。この前提は、定年退職者の給与が436万4,000円である。そして、2番目は翌年に民間委託された方々の人件費が410万円だという表でございます。そして、もし新規採用者を直営で雇った場合の人件費は300万5,000円だから、直営の方が安いのだという論理の展開をしていると読みました。しかし、この展開では無理があるんです。一つ目、直営の場合の算定基準に不備があるということ。二つ目、直営の場合の退職金の計算もろもろが抜けているという点。三つ目は、この計算には、一つの学校で5名が同時に定年退職し、新規採用の職員5名が同時に同じ職場に就いたという事態を想定している点でございます。

以上のようなことを考えていくと、直営は民間委託よりも安いという議論をする場合

には、その算定の一番の基本となる人件費の計算方法に大きな疑問を抱かざるを得ません。もしこの議論をする場合は、しっかりとした人件費の計算前提を示さなければなりません。今後のためにも、その点をよろしく願いいたします。

以上、2点について話してまいりました。先日の中野議員の発言の中には、そのほかにも幾つか疑問点がございます。私のあくまでも聞き取りの上での疑問ですので、その点は了承していただきたいのですが、主張の主な点は押さえているつもりでございます。

一つ目、文部省通達について。「85年に示された文部省通達によって民間委託が認められ、添加物オーケー、共同調理オーケーの給食になった」という発言がございました。この論理だけを聞くと大変な通達を出したなと感じるところでございますが、実はそうではありません。この文部省通達は民間委託をする場合の注意点を指導したものであって、決して食品添加物をよしとしたものではございません。民間委託したたくさんの例の中で、添加物を入れて問題になった事例もあるかとは思いますが、それはあくまでも多くの例の中での一部でございます。しかも、この問題は自治体の委託のあり方の問題であって、いわゆる当事者の問題です。そのような一部の事例だけを取り上げて、民間委託をすると食品添加物が入る。その指導をしたのは文部省だという話は論理の飛躍と言わざるを得ません。

二つ目として、検便の件です。民間委託をしている学校給食調理員が検便の際、他人の便を提出して問題になったという話もございました。いかにも民間委託の問題に聞こえましたが、この話にも疑問がございます。検便の提出に直営も民間委託もないと思います。民間委託だから他人の便を使う、直営職員だったら自分の便を提出するというシステムの検証ができていいのか疑問でございました。

三つ目は、研修による資質向上について。研修による調理員の資質向上は民間ではあり得ないというお話もございました。これも理解しにくいお話です。就労者の研修システムに直営の場合と民間の場合で差があるのでしょうか。できれば、別の機会に教えていただきたいと思いました。

以上、幾つかの問題点や疑問点を挙げてまいりました。民間委託問題に対して反対するのは結構ですし、反論するのも大歓迎でございます。しかし、私は民間委託問題を考えるときに、同じ条件で同じ前提で議論したいと思っております。今回の話は、そのために時間を割いたと御理解いただきたいと思っております。

さて、この問題、最後に教育委員会と市長にそれぞれお話をいただきたいと思います。先日も中野議員の質問の際、民間委託に対する御見解をいただきましたが、簡単に結構

ですので、御答弁の方よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 今議会におきまして、馬場市長の学校給食に関連しての思いも聞かせていただきました。なお、学校給食につきまして2人の議員からの御発言もいただきました。大変関心を深くして意見を聞いたところであります。

私どもといたしましては、皆様の御理解をいただけるものと思い、今後、学校給食の基本的な姿勢は自校方式を崩さないという姿勢のもとにいろいろと考えていきたい、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 学校給食の充実のためにということで、民間委託についてのいろいろな問題をしっかりと検証されて、非常に感銘深くお伺いをした次第であります。いろいろ課題として——大きな課題として、これからの日野市政に横たわっているわけですが、教育委員会サイドとも協力をし、よりよい方法で、しかも今のサービスが下がらない、そういう形の中で考えていきたい。よりよい方向を探っていききたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。この問題はまだまだ続くと思いますので、ぜひこれからも議論していきたいと思います。

これで終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって20の2、学校給食の充実のために（その2）の質問を終わります。

一般質問20の3、災害情報システムの構築についての通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○4番（菅原直志君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。ことし4月に消防委員会より市長へ提出されました「災害時における情報収集体制について」という報告書がございます。この報告を作成するに当たって、関係された皆様の御努力に敬意を表し、この報告を早急に施策に展開していただきたいと思って、質問をいたします。

ことしの夏は非常に火事の多い夏でございました。特に豊田地域を中心とした不審火、これは記憶に新しいところでございます。そんなときに活躍するのが消防署と消防団でございます。彼らの活躍が市民に安全と安心を提供しているのは、私たちの共通認識で

あります。しかし、頼りになる消防団ではございますが、火事場での連絡手段が余りにもお粗末で大きな問題として指摘されております。報告書によりますと、現在の消防団無線が地域防災システムの中に組み込まれているために、小まめに通信できず、また操作にも手間がかかる。消防団本部では、それぞれの分団の個別の通信の把握ができていないという問題が指摘されております。

また、個別の無線機の配置は分団の部長以上にしか配置されておらず、いざ災害のときの連絡手段がないこと。実際の災害現場では、「放水開始」「水圧の調整」そして「放水やめ」の一連の連絡が、すべて団員が駆け足で、まるで伝書ハトのようにして行っている問題。実際、団員の方々からも非常に効率的ではないと、非効率的であるという問題が指摘されております。

加えて、詰所に無線機が配置されていないため、電話が不通となった場合の問題も提起されております。また、無線ファックスの導入も、今後検討されるべきだと思います。消防団詰所は、大規模災害のときには地域の拠点となります。市民は詰所に最新の情報を求めてくると思いますが、その詰所に連絡手段がないという事態も想定されます。以上、消防団の無線についての問題を3点挙げました。これらの状況を解決するため、市側の早急な対応が必要と思いますが、市側の見解を求めます。

そして次、避難所などへの移動系無線の設置についても取り上げられております。大規模災害のときには、小・中学校、幼稚園、保育園などが避難所となってまいります。また、これらの施設は子どもたちが通常集まっている関係上、特に緊密な情報の共有化が必要になります。しかし、これら施設へ設置されている移動系無線は18年前に設置されたもので、多くの問題を抱えております。

まずは、故障が多く修理に出しても部品の手配などで時間がかかり、災害時の対応などでは危機感を感じている。1台が8.5キロ近くもあり、重くて機動力がないこと。三つ目、充電に6時間かかりその間は使えないこと。つまり朝スイッチを入れて、夜にはスイッチを切らなければならない。避難所の通信手段がこれでは、非常に不安です。例えば昨年9月22日に起きた水道工事による電話線ケーブル切断の事故。一部の電話が不通になった事件がございました。そのとき、各学校の無線機に電源が入っていなかったため、情報の伝達ができなかったという事例がございます。これは、学校の管理体制を責めるのではなくてシステムの問題だと思います。理論と実践では違うことを意識して、情報網の整備に努めるべきだと思います。また、地域防災無線でつながれた教育委員会と、移動系無線でつながれた各学校などがお互いに連絡がとれないという問題もござい

ます。これは、それぞれの通信システムが違うために起こる問題です。同じように、児童福祉課と保育園の間にも言えます。お互いの連絡がとれない問題が指摘されております。

以上、幾つかの問題点を挙げましたが、これらの問題に対して、日野市ではどのような対応を考えているのかお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） ただいま議員の御指摘のように、本年4月には消防委員会から市長へ報告をいただいております。その中で、2点の質問をいただいております。

一つは、消防団の無線についてでございます。現在、日野市の情報収集連絡体制としましては3系統ございます。議員の御指摘のように、一つは地域系防災無線、一つは小・中学校等を結ぶ移動系の防災無線、それから、全市的に結んでおります同報無線、3系統でございます。そのうちの消防団の無線につきましては、現在、8分団24部の部長以上の幹部の自宅すべてと消防車両に防災無線が設置されております。御指摘のように、消防団に設置しております無線は、消防署等の関係防災機関に設置されております、いわゆる地域系防災無線のシステムの中に組み込まれております。御指摘のとおり、消防団内での迅速な情報連絡に支障がある等の問題があるのも事実でございます。

したがって、消防団の無線につきましては、団本部等からの情報連絡を各分団各部に情報を共有できる、あるいは消防団内で迅速な情報連絡ができるようにする必要がありますというふうに考えております。このために、消防団の無線につきましては、現在の地域系防災無線システムから切り離して、消防団独自の専用無線に切りかえていくことが適当であるというふうに考えております。

それから、2点目の小・中学校、幼稚園、保育園の無線につきましてでございます。小・中学校、幼稚園、保育園の無線設備は、ただいま御指摘ありましたように機器が大変古くなっております。重さも非常に重い、持ち運びに不便である、あるいは一般電源との併用型ではございませんので、普段はバッテリーの電源を切っていることが多い、そういうふうなことがございます。緊急時の迅速な情報連絡に支障が生じるということも考えられます。これらにつきましては、小・中学校に設置されている無線につきましては、早期に入れかえを実施していきたいというふうに考えております。具体的な方法といたしましては、現在、消防団が使用しております無線を小・中学校等に移設し、市のそれぞれの主管部局との情報連絡や消防署等の関係防災機関とも、緊急時の情報連絡等を可能にするというふうなことを考えております。

ただ、現在の財政状況の中で、一度にできませんので、これらにつきましては年次的な計画の中で改善の努力をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○４番（菅原直志君） ありがとうございます。

経費についても、実は質問したいと思っておりますけれども、12月議会というのは予算を組む直前のことであるということもありますので、一議員が一つの事例について予算を分捕るような形ではよくないと思っておりますので、その点ぜひお含みいただきまして対応の方、お願いしたいと思っております。

先日の産経新聞には次のような記事がございました。紹介させていただきます。小金井市の事例なんですけれども、経費削減を目的に、関係機関への連絡は防災無線を使うようにしようという通達があったそうです。これは経費節減と、日ごろからの防災情報機器のチェックという意味で、効果があろうかと思います。こんな視点の経費節減もあったのかなという思いで記事を読ませていただきました。財政事情が苦しいのはわかります。しかし、苦しい中からも知恵が生まれてくると思います。その知恵の一つだなというふうに思いました。

どんな時代——しかも、この財政が非常に厳しい時代でも優先しなければならない施策はやらなければいけないと思っております。特に災害情報網を整えるというのは、日野市の緊急課題となっております。総務部長の方からも詳しくお話をいただきました。防災体制に対する認識は、ほとんどの方々の共通認識だと思っております。過去の経緯の中でも何度も議論されて、それでいて予算化されなかった経緯も聞いております。しかし、それではいつになったら事業化されるのか。特に小・中学校などの避難所の情報整備、これも緊急な課題として急がれていると聞いております。市長は、日ごろから防災体制の整備に対する関心が深いと聞いておりますが、この件について、最後に市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 災害情報システムの構築ということで、現状の無線体制をよりよいものに変えていきたいという、全く私も同じ思いを持っております。できるだけ早い機会にそうなれるように年次計画でやっていきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○４番（菅原直志君） できるだけ早い時期に年次計画というお話をいただきました。

ぜひよろしくお願いいたします。

私は今までも幾つかの場面で災害情報体制の整備を訴えてまいりましたが、それらは阪神大震災でのボランティア体験に基づくものです。私の入った避難所は非常に小さな避難所だっただけに、情報はテレビとラジオと新聞、そして口コミだけでございました。マスコミの報道は被災地の大勢を全国に発信するのが目的のために、避難所で生活する私たちが知りたい情報はほとんど提供されませんでした。また、口コミの情報は不確実なものが多く、当てにならないのが本音です。やはり現場が流すローカル情報が一番信頼できるもので、その情報網の整備こそが自治体の責任だと確信しております。ぜひ、市長の英断を期待して質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって20の3、災害情報システムの構築についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、『介護保険制度』は、市民の切実な介護要求と福祉の向上にきちんと向き合えるのか——制度の問題点、課題の検証と対策を急げ！の通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

○13番（森田美津雄君） それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

昨年の12月9日、介護保険法が成立し、2000年の4月から介護保険制度のスタートが決まっております。制度の施行に向けた国や自治体の作業過程が示され、それに沿ってスケジュールが消化されて、次第に介護保険制度がその姿をあらわしてきました。日野市においてもスケジュールに沿って、介護保険準備室を中心に全庁的な取り組みを展開し、担当者は時間と競争しながら、まさに限界を超えた努力をされていることはよく承知をしているところです。庁内チームの作業、モデル事業、さらには保健福祉計画の見直し、介護保険事業計画の策定委員会も市民参加の形でスタートいたしました。

しかし、自治体のこうした努力にもかかわらず、制度の全貌が見えてくるに従って、

その意義を危ぶむ声が日増しに大きくなっております。この介護保険制度で恩恵を受けるのは一体だれなのか全く疑問だという指摘に象徴されるように、対象となる高齢者にしても、被保険者にしても、またサービスとしての在宅介護、施設介護にしても、負担は決して軽くなるとは言い切れない点、さらに保険料の支払いを義務づけられる被保険者のうち、介護保険の適用を実際に受ける人はかなり限られるわけで、40歳から死亡するまで保険料を支払っても介護保険が実際に適用されるという方は、多く見積もっても全体の約1割程度だろうというふうに言われております。

こうした点を考えれば、端的に言えば、介護保険制度は負担はあるけれども適用はない、そういう掛け捨ての強制保険ではないか、こういう専門家の声もあるわけです。大多数の人にとっては、保険料の徴収は実質的には増税、2000年で2兆円強の負担増と見込まれております。その保険料の負担、さらに利用料の負担、この過酷さは低所得者の人ほどこの負担が重くなる、よく言われるところの逆進性の強さ、こうしたものも指摘をされております。また一方で、この制度のスタートによって、現在よりサービスの水準が低下するのではないか。いろいろな試算があるわけですがけれども、現在わかっている事柄を考えても、自治体によっては、市民が受けるサービスが実際には低下するのではないか、こうした課題もまた浮かび上がっているところです。

さまざまな問題点が指摘され、凍結しかないという声も国会や政府内でも出てきたと聞いていますが、このままスタートがあるとすれば、市としては日野市民の命と暮らしを守る立場で、最大限のことはしなくてはなりません。介護サービスの基盤整備、認定体制、保険料の算定、さらには介護保険事業計画の策定や保健福祉計画の見直し、膨大な事務体制、そして、苦情処理の体制整備など具体的に進めなくてはならないわけがあります。この制度や、制度の谷間で泣かなくてはいけない人が1人も出ないように、全力を尽くさなければならないわけであります。

そしてもう1点、市民にはこうした中身がなかなか情報として伝わっていないように思うのです。ぜひいろいろな方法で市民に情報を提供していただきますよう、冒頭をお願いしておきたいと思います。現段階では、多少流動的の不安なところは、ぜひ意欲や決意で埋めていただいて、きょうは明快に答えていただきたいと思います。

それでは、通告の順序に従って質問させていただきます。まず介護保険準備室長にお伺いをいたします。

昨日までも、この一般質問の中でも議論のありました一般高齢者の実態調査、これを行われたわけで、その集計概要が介護保険準備室から私どもにも示されております。重

複を避けたいと思いますけれども、1点目として、要介護者と要援護者との出現率について。2000年のスタート時、そして2005年を想定して計数的に把握されたとすれば、ぜひお答えをいただきたいと思います。

それから、2点目として、こうしたこのまとめの中で全体の総費用額、これも次第に細かいことは別としても大枠はわかってきたんではないかと思うわけですが、示せるものがあれば、冒頭にお示しいただきたいと思います。

それからもう一つ、私、気になる点なんですけども、武蔵野市なんかお聞きしますと、相当この準備段階、体制を整えて一方ではやっている。市長は、御承知のように、国会や全国に向けていろんなことを発信しておられますけども、一方では、準備室は準備室で相当体制をつくってやっているという話もお聞きするわけですが、室長以下、我が市においても相当頑張っておられるんですけども、この体制といいますか、この整備がこのままでいいのかどうか、これも御苦勞を含めて率直にお聞かせいただければというふうに思っております。

以上の点をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） お答えをさせていただきます。

3点御質問いただきましたが、まず最初の出現率の関係でございます。9月1日現在で一般高齢者の実態調査をさせていただきましたが、この1次調査におきましては、要介護者の出現率を想定する内容とはなっておりません。11月1日現在でやっております2次調査の分析が出ることによって、日野市の要介護者の数が介護度別に表示できるというような調査の内容になっております。12月いっぱいには分析等ができるものと思っております。現在では、国で言います全国平均に沿っての出現率が数字をはじき出すものとなっております。それを利用いたしますと、2000年には、日野市の65歳以上の高齢者、2万4,000人を想定されております。高齢化率で14.6％という率になります。そのときの要支援者の数は1,459人をはじき出してあります。また、要介護者につきましては812人ということで、合わせまして在宅の要支援、要介護者は約2,200人の数字になります。

また、施設の関係でございますが、特別養護老人ホーム、あるいは老健施設、療養型病床群、それらも出現率を使いますと、特養については318人、老健、療養型、特養合わせますと780の方が対象になるであろうと思われます。そうしますと、2000年の4

月には、何らかの形で要支援介護者は約3,000人という数字になってございます。また、2005年、5年後の見直しの時期でございますが、その時期につきましては高齢者、65歳以上が3万1,000人になります。高齢化率で18.13%という数字になります。要支援につきましては1,885人、要介護につきましては1,049人、合わせますと2,900人の在宅の介護、支援が出ます。それから、施設につきましては、3施設合わせまして1,012名ということでございます。約4,000名近い要介護、要支援者が出るものと思われます。しかし、2次調査による日野市の独自の要介護者、要支援者を正確に把握する必要があると考えております。

それと、2番目の予算規模、全体の総費用でございます。現時点で想定するには、この2000年の3,000名の出現率から想定する以外にございません。この3,000人を、現在の認定区分の限度額が決まっています。その限度額をすべて100%利用できた、サービスが供給できたという前提での試算になりますと、66億9,000万円の特別会計の規模になるかと思われます。その中には市負担、今の法で言う12.5%の市負担が出てまいりますが、その額は8億3,000万円程度になるかと思えます。ただ、この規模につきましては、現在、制度の中で国庫補助金25%のうちの5%につきましては、調整交付金という形で不明確になってございます。配分につきましてはゼロ%から10%というような形で、都市型についてはゼロに近い数字だと言われておりますが、最近では、それではないということで4段階方式を検討しているというような情報も入ってございます。

また、この66億9,000万円につきましては、上乗せ、横出し、市町村特別給付等は現時点では計算できておりませんので除いてございます。

それと、昨今この限度額の中で、在宅で言います月額29万円ですか、それで計算したのが66億9,000万円ですが、最近では、29万円では生活できないということで35万円という数字が出てきております。それをもとに計算をし直しますと、約7億円の予算規模が膨れるということで、73億円から74億円程度の予算になるかと思えます。それが、現時点での全体の総費用の試算でございます。

それと、体制でございますが、日野市におきましては、現在プロジェクトチームで動いております。国の方の見解といたしましては、この介護保険の事務量は人口1万人について1人の職員分があると言われております。日野市の場合、十六万四千何人がしですから、最低でも国基準で17名程度ということになります。国としては、その人口1万人に対し1人の事務量の費用につきましては、地方財政計画に掲示をして適切に対応していくという方針が出ておりますが、これは多分交付税の基準財政需要額の中に算入さ

れていくだろうと。不交付団体にとっては、現実的にはもらえないのではないかというような予定になっております。

いずれにしても、日野市独自の介護保険に対する事務量分析を行いまして、適切な体制を整える必要があると思っておりますが、各市の状況も、現在は準備室で対応いたしております。来年の4月には、新たな制度の中で行うわけですが、準備室もいろいろ体制の考え方で、多いところは10名程度の準備室の要員を用意しているところがございます。また、近隣では、大体六、七名が多いわけですが、それはやり方によってその体制が変わってくる。日野市の場合は、専門部会をつくりまして36名の職員を使いながら、その中でそれぞれの準備をしているということで、いずれにしても、日野市も来年の4月には新しい組織を考えなきゃいけない、そのように考えているところです。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございました。

2次調査の分析を待ってみないと、この実際の要介護度別の推計というのはなかなか難しいというお話がございました。確かにそうだというふうに思うんですけども、しかし、この間の、後でまた触れますけども、モデル事業なんかからしてみますと、このまた推計というものと、事業で実際に実感として皆さんが収集されたものとは、またこれが変わってくるのではないかなということも、私思いますので、またちょっと後で触れてみたいと思います。

それから、この特別会計の規模、これもまだ十分ではないわけですけども、またこういうものを算定基礎にして、そしてまた保険料をどうするかという話が続いてくるわけですけども、ほかの自治体での一般質問を通して、またこの点についても額がどうだこうだという話がありましたけども、それはなかなか確定しないということがございます。これ以上、この点についてはお話を伺うことはありませんけども、体制整備については、やはりぜひ今、拝見してみますと、やっぱり準備室が大変だなと思うのは、保健福祉計画の見直しや、あるいは介護保険事業計画の策定というものを、また一方ではやっていかなくちゃいけない。その中心にも座らなくちゃいけない。そして、その委員会の審議を市民参加できちんとやっていかなくちゃいけない。やっぱりそれは、本当にきちんとした理念がないと、なかなか事務をこなしているだけじゃ、私は本当にいいものがないというふうに思うんですね。ですから、やっぱり常にそういうものを制度の意味合いだとか、あるいは福祉を絶対後退させないために何が必要かということ、ずっと追っていくことも、一方でできないと追いまくられてスタートしてしまうということになり

かねないなという意味で、ぜひ私は体制も整えるよう、市長にもお聞きおきいただきたいというふうに思っております。

それでは、この点は、また後の質問に譲りたいと思いますけれども、2番目に介護保険の整備状況。この見通しについて、ぜひお聞かせいただきたいと思うんですけども、一つは、十分な量のサービスあるいは質のサービスが整備されているということが、介護保険導入の前提条件だと。介護保険制度が実施される2000年4月を目標にして、どの自治体もサービスの整備計画を、これは国の方からも指示を受けて、いわゆる新ゴールドプラン、高齢者保健福祉計画の達成を自治体で取り組んできているわけですね。ところが、これは自治体の財政事情だとか、あるいは国の、言ってみれば必要な財政の支援というものが十分にあったかどうかということを含めまして、今、7割の自治体で達成困難だというふうに言われているわけですね。今、各自治体、本当に頑張っていると思うんですけども、それでも7割の自治体では、なかなか困難だと。

で、日野市での在宅介護サービス、施設サービスの見通しについてお伺いしたいと思うんですけども、介護基盤の整備がこのまま不十分だということになれば、日野市は頑張っている方だと思うんですけども、保険があって介護がないという事態というのは免れないわけです。そこで、全体の見通しと主要事業の中で、私、前回の質問でもお伺いしたんですけども、例えばケアハウス、それから、昨日ですか一昨日ですか出ましたシルバーピアのこと。それからさらに、執印議員が取り上げられました痴呆性高齢者のグループホームの件、これも各自治体の試みでは、相当効果を上げている。そしてまた、市長からも決意がございました。

それからホームヘルプサービス、この事業について、ぜひお答えをいただきたいと思います。

それから、私はこの介護基盤整備について問題なのは、厚生省がサービス供給量をふやすために、この間、民間委託を進めるということを意識的に奨励してきました。介護保険給付額だけで試算されているところでは4兆2,000億円。こういう巨大なマーケットを巡って、競争が一方では非常に激化している。で、連日の報道にもございますけども、大幅値引き合戦、これが繰り広げられる。そして、ダンピングによってサービス、それは頑張ってもどうしても質の低下という問題と突き当たってしまう。あるいは、中には既に業者が倒産するという、これは不況の影響もあると思いますけども、そういうことも懸念されています。

民間事業の事業者の参入は、この介護保険制度では制度的に予定されているんですよ

ね。そうすると私は、サービス情報の開示あるいは利用者の権利の保護ですね。それから、苦情の処理、これをどうしていくのか。あるいは、もう一方心配なのは、巨大な市場ですから、言ってみれば、天下りなどの新たな利権の温床とならないかという点、私、工夫が必要だと思うんです。このような点についても、ぜひ伺っておきたいと思います。

それから、ヘルパーの担う場面というのはたくさん出てくるわけですが、ヘルパー養成、つまり質について今後、自治体は相当いろんなことをやっていかなくちゃいけないと思うんです。川崎市なんですけども、ヘルパーのことじゃなくて、この民間参入ということに対して、入札だと価格競争になってサービス低下につながるという心配があるために、川崎市では、よく競争入札、随意契約という話がこの場でもありますけども、わざわざ随意契約にして、契約金額も明らかにしないと。ここに意図があつてのことだと思うんです。こういう報道もなされています。そこで、「この自治体事業、赤字覚悟で参入、アタック」という記事なんですけども、「介護サービスに大幅値引き合戦」と。競争が最も激しいのは、24時間の介護サービスの分野ということなんです。昨年、東京都杉並区の入札で、福祉サービス会社のコムスンが国の補助単位である20世帯の半年間のサービスを800万円で落札した。この金額は採算ラインの半額以下だというね。でも、とにかく今段階で赤字覚悟で参入しとけと。要するに実績をつくっておけと。それからだということを、もう公言してはばからないわけですね。これは、やっぱり大変な問題含みだろうなという気がするんです。

以上の点、ぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 保健福祉計画の介護基盤整備の達成状況についての御質問でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

現在、保健福祉計画の見直し作業中でございまして、目標値の達成状況と評価を行っているところでございます。現在の保健福祉計画の中で目標値を設定している事業につきましては、大半の事業でおおむね7割から8割以上達成するものと思われます。これは、昨日の他の議員さんの御質問にも数字を挙げて御説明したところでございます。

一方、主な事業の中で目標値を達成する見通しが立っていない事業もございます。御質問にありましたまず第一にケアハウスでございしますが、平成12年度の目標値が114戸となっておりますが、現状では整備の見通しが立っておりません。ケアハウスは都内でも数が大変少なく、各市とも検討段階でございしますが、日野市の場合、他の自治体に比べてシルバーピアの整備が進んでおりまして、事実上、虚弱高齢者の受け皿になってい

ることから、ケアハウスの代替的施設になっているところでございます。介護保険実施後に特別養護老人ホームを出ざるを得ない高齢者も出てくると思いますので、その受け皿として検討していく必要がある、このように思っております。

次、シルバーピアにつきましては、平成12年度の目標値が550戸に対して236戸整備される見通しです。これは現状の目標値が少し過大であったと思われますので、見直しの中で必要かつ実現可能な目標値に変更を検討していく予定であります。また、痴呆性高齢者グループホームにつきましても、保健福祉計画の新たな課題として検討していきたいと思います。

次に、ホームヘルプサービスにつきましては、平成12年度の目標値が、年13万5,431回に対して、平成11年度の決算見込み——平成11年度の決算見込みというのは難しいんですけれども、10年度の決算見込みで11年度を予想する、こういうところで考えてみますと、年間約9万5,000時間になる見通しでございます。数字的には、平成10年度から事業費補助方式に変更いたしましたので、同じ単位での比較はできませんが、現在ヘルパー派遣の必要な人には、待機することなく派遣できていますので、平成12年4月の時点では5事業者から8事業者にふえる予定ですので、需要には十分応じられる、このように考えているところでございます。

また、質の確保につきましては、平成9年度から日野市も身体介護ができる2級ヘルパー養成講座を募集定員30人ずつで毎年開催しております。その他、各種養成機関にも日野市民が通い2級ヘルパーの資格を取得している状況でございます。それから、各事業者にもヘルパー研修を実施するよう要請いたしますので、質についても着実に向上していくものと期待をいたしております。

それから、サービスの質が悪かった場合などの苦情処理機関につきましては、原則的には国保連合会が当たることになっております。しかし、市民にとって最も身近な窓口であります市が苦情受付窓口を設置して、処理可能なものについては対応していく必要がある、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。丁寧にお答えいただきました。

それで、要望を含めてなんですけれども、ケアハウスですけど、これは私は制度がスタートして5年間の据え置き期間があるとしても、かなりの方が特養を出なくちゃいけないということになろうかと思うんですね。そうした場合に、家族との関係がしっかりあ

れば、それは多少お互いに変でも、また切り結んでいくということが可能かもしれません。しかし、どうも措置の中でのケースを伺っていると、家族との関係が十分でない。で、特養ホームを出られたら、その先がない。極端な言い方をすれば、生きる場がない、こういう方もぎりぎりのところで出てこれると予想されるんですね。ですから、何とか私はケアハウスの足がかりというのは必要だろうと思うし、シルバーピアが代替になるかどうか、これについても、やっぱり十分検討が必要じゃないかなというふうに思います。5年間の期間があるというふうに踏んでおられるかもしれませんが、なかなか準備もありましょうし、ぜひこれは鋭意検討しておいていただきたいということをお願いしておきたいと思うんです。

それから、痴呆性高齢者グループホームについては、私、これ少し熱くお話ししようと思ったんですけども、先日既に御回答もありました。ぜひ鋭意検討していただきたいというふうに思います。

それから、ホームヘルプサービスですけども、これもなかなか数字的には待機することなく派遣できるだろうというわけですけども、事業費補助方式も含めて生活のもろもろの細かな援助をできるような体制が、本当にとれるかどうかね、巡回しておむつを交換したり何なりということだけじゃなくてね、やっぱり心のケアも含めて、ここは少し工夫が必要なのところではないか、これはどなたもお思いでしょうけども、そういうふうに思います。ぜひ、そういう点からも、私は市が本当にその後もきちんとここを支援していくということが必要だろうというふうに思うんです。それはヘルパーの質の確保ともつながるんですけども、ぜひ講習会等を通じて、それから人材の育成並びにその待遇ですね、これについてもやはり追いつけるということが必要だというふうに思うんです。

それから、サービスの質が悪かったと苦情があったという場合にですけども、先ほどお話があったように国保連合会がこれに当たるといったって、これは現実的には無理だと私は思うんです。それは、本当にきちんと連合会に訴え出るという方もいますよ。だけど、一体どこに行けばいいのかというふうに思うわけですね。それから、国保連合会の体制自体も、お聞きしますと非常勤の方が何人かで対応するというものですから、なかなか一つ一つの事柄の改善というんですかね、そういうことに機能するというふうには受けとめられない。だから、先ほどお話になった苦情受付窓口、これをきちんとして、そして丁寧にわかりやすく対応すると。だから、そこには後ほどお話ししようと思いますけども、ケアマネジャーなんかをきちんと、市で合格された方あるでしょう。そういう方を研修されて、そしてきちんと対応できる、介護保険全体もわかるというような方

を、この方たちを配置するという体制を、ぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、時間がございますので、次に要介護認定の性格と手続、ここが今一番全国の自治体で悩ましく思っておられるところでしょうし、保険制度の中で一番私は問題になるところだろうという気がするんで、少しボリュームを持ってお聞きしたいと思うんですけども、この介護保険制度のもとでは、被保険者が介護保険の給付を受けるためには、保険証を持っていけばすぐ受けられるという、これ医療保険と違うんですね。その保険証のある市に申請をして、そして介護や支援が必要な状態あるいは程度にあるかどうか、この認定を受けなくてはならないということになるわけですね。これが要介護認定手続というふうに言われるものですが、この要介護認定というのは、調査員が申請者の状態を聞き取って、全国一律な基準で軽い方から要支援、要介護1から5、こういう6段階に分ける、要介護度の認定をするわけですね。で、自立というのがあります。この等級によって利用できるサービスの上限が金額で決まる仕組みなんです。で、調査員の調査に基づくマークシート調査がコンピューターにかけられて一次判定が行われる。この判定結果と調査員の所見といいますか、特記事項、さらにはかかりつけ医の意見に基づいて、市に設けられた認定審査会で2次判定が行われると、こういう手順なわけですが、実はこの認定で給付がされるかされないか、それから、給付の程度、これが決まってくる。場合によっては給付されない自立だという決定的な大切な手続だというふうに言えるわけです。

したがって、この要介護認定が公平確実に行われるかどうか、これが大切なわけですが、けれども、既に各自治体で去年、ことしとモデル事業が施行されて、日野市でも行われました。昨日のお話でも98ケース、今回行われたということですが、この間に特に問題にされたことは、1次判定——コンピューター判定と、それから専門家による判定——2次判定との間に判定差が大きいということが言われました。その原因の一つ、大きな点は厚生省のコンピューターのブラックボックスの中身にあるんじゃないか、こういう意識を持って調査項目をふやすというようなことも行われてきました。しかし、モデル事業の中でわかってきたことは、各市の調査員の感想にあらわれたように、家族構成とかあるいは住宅事情、あるいは要介護の人が置かれている個別の生活環境、こういうものを無視して、要介護の心身状態のみで、その人の要介護度が判定できるという非現実的な前提に立って組み立てられているからではないかという点が、また指摘をされてきております。

そもそもだれが考え方でも、介護の必要度というのは、その人の置かれている生活環境をあわせて判定をしなければ不可能だと、これは常識だと思うんですね。日野市で行ったモデル事業の結果について検討分析をされたわけですが、また改善点も明らかになってきたと思うんですね。そこで、何点かお伺いしようと思うんですが、モデル事業での調査員の調査時間、これは一体何分あるいは何時間くらいなのか。あるいは2次判定の認定審査会の1件当たりの審査時間というのは、一体どれくらいだったのか。それからもう一つは、せんだって大変な資料を手にしたんですが、厚生省から出されました要介護状態区分変更不適当事例、事例集が出ているんですね。これは、第1次判定で出た結果を第2次判定する、こういうときに第2次判定を縛るんですね、ある意味ではね、縛りをかけるような中身だと思うんですが、一体これは何物なのかということをお教えいただきたいと思うんです。私見て大体想像はつくんですが、これでどんな縛りをかけられているのかよくわからない。

それから、前段でも申し上げましたが、認定の基礎となる調査員の調査結果を記入したマークシート方式のアセスメントと、そのかかりつけ医の意見書ということですが、このマークシート方式のアセスメント自体が、調査項目が身体機能に偏っている。で、生活実態を総合的に判断するものになっていないということからすると、被保険者の立場に立った審査判定が、このモデルケースなんかでもできているのかどうか、これは甚だ不安なんですね。そこで、もし可能であれば調査員の方々の感想意見、あるいは室長の御所見をあわせてお伺いしたいというふうに思います。

以上、お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） 認定の手續に関連いたしまして4件の御質問だと思われま。

まず第1件目のモデル調査に関することですが、今年度100ケースをモデル事業として実施いたしました。その中で、調査員のかかった時間ということでございますが、平均で2時間27分、約2時間半、調査にかかっております。また、審査につきましては、ケースによりまして、特に問題のないケース、あるいはかかりつけ医等の意見書の中で論議されるケースとございますが、最短で2分、最長で14分という形になっております。1件当たり平均いたしますと5.2分がかかっている状況でございます。

それと、不適当事例あるいは適当事例ということのその審査会での位置づけ、これはどういう形で出てきたのかということでございますが、平成8年、9年のモデルではこ

うという事例はございませんでした。平成10年度全国一斉でやったモデルの中で、不適当事例と適当事例というものを、厚生省の方で全国的に判定基準を定めるということで、新たに作ったものでございます。内容的には、こういう名称、こういう状況の者については、2次判定で変更してはならない。あるいはこういう状況の中では、現実に近い見方ができる、裏づけができる。それは、調査員の特記事項あるいはかかりつけ医の意見書、そういうものによって変更もしていいということで、一定の基準を示したものでございます。それによりまして、前年度24.4%の変更率があったものが、日野市では14.3%ということで落ちております。それらも、この不適当事例の基準というんですかね、そういうものの中で落ちてきたのかなと思われます。

ただ、ケースを検討していく中で、その不適当事例で解決をしいものかどうか、そういうものも日野市のケースの中では幾つかございました。そんな中で、2次判定の中で論議をされて変更されたものが14件ということでございます。

それと、このモデルを実施しましての調査員の感想というんですか、反省会をやった中でいろいろ問題が出てきております。調査員自身も職種が違います。日野市の場合は保健婦が2名、あるいは介護福祉士が3名、あるいはケースワーカーということで8名体制で組んだわけですが、それぞれの職種によって調査の見方も若干違います。それにしましても、共通して言えることは、今回のモデルでは、要するに痴呆として重度であっても、いわゆる問題行動がないと、判定結果が軽く出てくるということが一つ問題になっております。

それと、現実的に特養なんかに入所しているケースについては、在宅では介護度が非常に高かったものが、入所することによって生活環境の安定によって軽くなるケースも出てきているということと、あと調査員自身がいろいろのケースの比較の中で、どう見ても在宅生活するには介護度4、介護度5という必要性があるというふうに感じていたケースが思ったより軽く介護度2とかという判定が出ているケースもございます。現実的にそれで在宅生活ができるのかというと、非常に疑問に思われるというようなことでございます。

なぜかといいますと、そういう分析をした中で介護時間を重点的に今度のソフトの内容を改修しているというような傾向が見られます。また、前年は73項目でございましたが、今年度85項目と12項目を足してございます。その12項目の内容につきましては、医療の分野の追加でございます。点滴の管理だとかカテーテル等のものが加算されております。その加算によりまして、その対象が入ってきますと介護度は重くなる。逆にそう

いう項目がないと、昨年の判定より軽くなっているというようなケースが幾つか見られております。

いずれにしても、全国的なこのモデルの調査の結果を踏まえまして、本番に向けて、またソフトあるいは先ほどの不適当事例、そういうものの見直しを行って修正をかけたいというふうに、国の方では考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。

今、不適当事例、変更することについて、少し事例をもってこういうケースは変更してはいけないというような、そういう事例集を平成10年はこれを出したということでお話になったんですけども、これは私は、その自治体の認定審査会の主体的な判断という意味では、本当に失礼な——ただ失礼だというだけならいいんですけど、本当にゆゆしきことだと思うんですね。つまり、1次判定と2次判定の変更率が高いから2次判定のところに縛りをかけて、1次判定に合わせていくと、言ってみればですよ。そして、後で触れますけど、1次判定自体のコンピューターの中もほとんど納得できないだろうというふうに言われる結果が出ている。それに合わせよと、こう言うわけですね。

で、割に穏当な例を出されましたけど、例えば常時徘徊、被害的介助に抵抗、屋外の徘徊、幻覚幻聴等の問題行動があるので重度に変更する。これはだめだというんですね。不適当事例なんです。で、例えばこういうことというのは本当にそうだろうか。見ていきますと、本当にもう哑然としてしまうような例が多いんですね。だから、なぜこの認定審査会を設けて2次判定をするかという、存在そのものを失わせるような、こういう事例だと思うんです、私。大問題です、これね。

これが出る前も認定審査会の1件当たりの審査時間が5.2分と。四、五分と言われていましたけど、5.2分ですね、今正確に教えていただきました。約平均では5.2分だったと。こういうことで、大量の申請者に対して迅速、正確、なおかつ公平に対応できるかどうかという、これはなかなか難しいだろうと。しかし、そういうことが厚生省からずっと自治体にまでおりてきているんですね。この時間配分で調査員や調査専門家を用意すると予定していたとすれば、これはなかなか難しいということがわかってきました。

で、それに加えてこういう、だから2次判定を1次判定に合わせてお墨つきを与えないと言わんばかりのものをを出してきている。そうすると、この間言われた1次判定、2次判定の不一致だとか変更率とか、そんなことを私たちが問題にしても、それ自体が

本当に大きな意味を持つのかという、私は余りそのことを真剣に追いつけても、この一致率自体、ある意味ではつくられていくものだとなれば意味がないんですね。つまり、要介護者の状態を本当に実態に即していろいろ調査して分析して、そして実態に合わせようという工夫が1次2次で出されて一致していくのならいいですよ。しかし、そうじゃなくてこういう形で上から言ってくることで合っていくということ自体は、意味がないんですね。だから、2次判定の時間的な余裕とか物理的な制約、それはあります。しかし、こういうことをかけて一致させるということであれば、私は本当にこれ自体何だと、逆に問い返さなきゃいけないと思うんですよ。

そうしますと、結果的には、1次判定自体、これが非常に大きな意味を、また比重的には持ってくるわけですよ。だから、今回のモデル事業の中では、各自治体も本当に疑問を噴出させて厚生省に言っているわけでしょう。私、当然だと思うんですね。1次判定について、何を基準にどのように判断されるのか、これは情報公開すべきだというのが、現場から強く出されております。多分日野市でも、そういうふうに現場で思われたと思うんですけどね。しかし、厚生省は、この要介護度区分の根拠のコンピューターソフトはブラックボックスのままにしたまま、それだけではなくて、先ほど痴呆の話が出ましたが、2項目を加えているんです、調査項目に。2項目加えて、例えば実際にそれで調査した結果を入れたので、要介護度が3段階も違うという結果が出た例も、首をひねる例として紹介されている記事を読みましたが、例えば不潔行為があった。これは要介護度5だと。しかし、そういう行為はなかった、要介護度2だと。このほとんど調査員が見ておられて変わらない生活状態なんだけれども、この3段階の差というのは何なのかということを、指摘する調査員の方もいらっしゃいました。

各地の審査会でもかかりつけ医の意見書をもとに再調査をしてみた。二つの項目で麻痺があると加えて1次判定をやり直してみたら、要介護度が3から今度は麻痺があるとしたんですよ、あるとしてやり直したら3から2に下がった。どうしてこんな判定になるんだろうかと専門家の間でも理解に苦しむという感想が述べられています。

で、認定申請手続の開始までに、10月からですかね、ですからもう10カ月余りということになるわけですが、これらのことについてどう対応して住民の認定への理解を得ていくか、これは本当に大きな仕事だと思います。私は再質問しませんが、この改善点についてはどしどし各自治体と一緒にって厚生省に意見を、具体的事例として出すべきだと思うんです。

それから、調査員の方の調査感想を私はほかの市のをいただきましたけど、コンピュー

ター判定の結果に、調査した方ですよ、疑問、不信感が残ったと。そして、ある方は人の命にかかわるこういう仕事をするのに責任が持てない。私の実感と出てきた判定結果とが違い過ぎて責任が持てない。仕事をやめたい。こんなこともおっしゃっているんですね。私は、そんな思いに真剣にやればやるほどなるんじゃないかなというふうに思いました。

ぜひ市長も市長会等々頑張っておられると思うんですけども、積極的に議論を巻き起こしていただいて、このブラックボックスについては大変問題だと。今年度はほとんどが軽度に出ているんですね。だから、98の今回のモデル事業でも、要介護度5と判定された方が1人だったということを、きのう質問に答えて言うておられましたけども、そういうことが本当に現実としてスタート時に起こるということになれば、もう大混乱だなというふうに思いますので、ぜひ鋭意取り組んでいただきたい。それから、国に対しても、自治を守る立場から、ぜひこの認定過程について自治体がきちんと責任を持てるようなことを、私どもはする、する前提をつくれということを要求していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

介護保険制度は給付の90%の半分について被保険者の保険料で賄うということになるわけですけども、先ほど申し上げましたように40歳から死亡するまで、実際に保険を使えるという立場になるかどうかにかかわらず、終身、保険料を払わなくてはならないということになるわけですね。その保険料について。それからもう1点は、1割の利用者負担をしなくちゃいけないわけですけども、これについて伺っておきたいと思うんです。

まず、その保険料についてなんですけども、これはまたたくさんの疑問が出されていて悲鳴も聞こえるんですけども、高齢者の過半数を占める低所得者にとって、果たして納付可能な金額になるのかどうか。生活保護すれすれで生活しておられる所得者にとって、この負担は試算の中でも明らかに過重だと。法の応能負担段階別を、これは保険についてはいろんな意見があるんですけども、もっともっと段階を分けて応能負担、つまり負担できる額を決めていけということで工夫もなされているわけですけども、私は条例でさらに独自に応能負担率を強化する必要というのは、これは小まめにあると思うんです。日野市で、どのぐらいの方たちが生活の状態としてこういうレベルにあるかという数値は、また保険の方で聞いてみればわかるのかもしれませんが、ぜひ調べられて、またこれは自治体によって違うんですね。だから丁寧に調べて、そして、政策的

には条例で独自に応能負担率を強化するというふうな必要があらうかと思います。ぜひ検討していただきたい。

それからもう一つは、厚生省の医療保険福祉審議会、老人保健福祉部会、これはよく登場するところですけども、各市町村が65歳以上の被保険者の保険料を設定する際に、未納者の保険料を転嫁する。これを提案したんですね。これを巡ってまた大変なことが起こってきているわけです。多分厚生省の考え方には、どんなことがあっても予定した保険料、これは納付させるんだという決意は、もちろん見えるわけですけど、その結果どうしようとしているかといいますと、第1号被保険者、つまり65歳以上の保険料、これを見込まれる保険料収納率で割って算定して、未収の分をカバーしようと、こういう案なんですね。これはやっぱりこれとしてまた大変な問題だと思うんです。

これに対しては真面目に払う人が減るという、つまり保険料の徴収困難な、国保の二の舞になるんじゃないかというようなことだとか、いろんな意見があります。そんなことまで言うんだったら、もう介護保険は自治体に押しつけるなど。国で責任持ってやりゃいいじゃないかという、これも国保の場合と、私は似ていると思うんですけども、そういう意見もあります。ぜひ、どういうふうにこれをとらえていったらいいのか。

それから、市の判断では難しいわけですけども、介護保険では被保険者のうち介護保険の適用のある人というのは、先ほど申し上げましたように、大体全体の10%だと言われていますけども、90%の人はどうかというと、結局掛け捨てだという、相互扶助ということがありますから、そんなふうに言い切っていかどうか問題ですけども。そして、それがどういうことでさらに矛盾が加えられているかといいますと、40歳から64歳までは、では保険を払うけども、加齢に伴う疾患がなければ、これを使うことはできないという制限条項があるんですね。では、65歳からはどうかというと、例えば高齢に伴うものでなくたって、これは適用されるのかと、いろいろここに議論が残ります。

私は介護ということに、本当に保険で何とかカバーしようというんだったら、こういう制限条項を設けること自体が、これは大きな矛盾をはらんでいるんじゃないかというように思うんですけども、これは見解があればお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、大問題なんですけども、利用者の負担なんですね。実際にサービスを利用した場合に、保険料とは別に、例えば4万円のサービスを使ったら4,000円を払わなくてはいけない。この利用料から言いますと、例えば特養に入っておられる方は、実際にどれぐらいのお金を払わなくちゃいけないか。試算されたところでは、例えば4万7,000円月々払う、保険料とは別にですね。そうすると、老齢基礎年金なんかで頑張っ

ておられる方というのは、では出ていかなきゃいけないのかという話になりますよね。だから、この利用料負担の重さというものは、私は相当聞くわけです。やっぱりこれは、何らかの応能負担といいますかね、こういうことを考えていけるかいけないか、考えていくべきだと思うんです。

保険料について応能負担、ぜひもうちょっと進めてほしいという私、話しましたけども、この利用料についても、これは使うからには必要なものですからね、負担はできるかできないかということについては、やっぱり大きな問題だと思うんです。

私は以前の質問の中で、この応能負担ということについて、ぜひ市が大きな減免措置ということを考えるということは、もう大切なんだけど、それとあわせて、例えば緊急貸付制度なんかぜひ検討していただきたいという話をしました。もう実際に使えば、これは払わなくちゃいけない。払うにはお金がなきゃいけないわけですからね。ですから、緊急避難としてやっぱり必要なものですから、ぜひ検討していただきたいというふうに言いました。

以上の点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） 保険料の負担の問題と利用者負担1割の問題でございます。保険料につきましては、これからの2次調査の集計によりまして、サービスの供給量と需要者の数によって日野市が条例で定めていくことになりますが、低所得者へ対する対策というんですかね、配慮ですか、それにつきましては、現在、所得段階別の5段階方式が国から示されておりますが、つい最近になりまして、その5段階につきましても、保険者の弾力的な考え方を挿入していくような話が浮上してきております。5段階方式、0.5から1.5というような配分になりますと、所得の低い方は1,000円が最低であれば一番上が3,000円というその幅が出るわけですが、そのかつ上に0.5を0.3に、あるいは0.2に、それを保険者である公共団体が弾力性を持って対応してもいいのではないのかという話が出ておる。ただおろしますと、逆にいえば1.5の方に、その0.3なり0.2を上乗せさせなければならない。すると、さらなる格差が出てくるということで、非常に問題があるということで、それはやめてもらいたいという各保険者の意見が強くなっております。

いずれにしても、この保険料が払えるような形の中で保険料が決まってこなければならないわけですが、この保険料が払えなかった方のいろいろのペナルティーというんですかね、制裁措置、それらも現時点では保険給付時に払っていない方については償還

払いということで立替払いを決められておりますし、またその時点じゃなく過去に未納があった場合については、7割給付とかいうようなことがございますので、極力そういう滞納等の該当者が少なくなるような形を考えていかなければならないと思っております。

もう一つ、1割負担の利用者負担の関係でございますが、利用者負担は保険料と利用者の負担とのバランスをとることによりまして、サービスの利用者と利用しない人との間の公平な観点から、現在1割負担という形になっておりますが、その1割負担が著しく高くなった場合、高額となった場合は、その負担が一定額を超えますと、その超えた超過部分に対する額を高額介護サービス費として支給をするという法的な位置づけがなされております。では、幾らから高額になるのかといいますと、それは政省令で定めることになっておりますが、低所得者の人が35万円の認定を受けても3万5,000円払えないという状況が出ます。それにつきましては、その低所得者が35万円のサービスは受けるけど、高額は20万円で本人は2万円の1割負担というような形になってくるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それも高額サービス費を支給されても、さらなる支払えない方、そういう方、あるいは一時的に負担を支払えないために利用できないという方に対しましては、どうしてもその時点での資金の融通をさせなきゃならない。これは言うならば、一般会計で設置する貸付金制度、それはぜひ必要だと思っておりますので、どういう内容にするかというのはこれから検討するわけですが、いずれにしても、この貸付金制度はつくっていかないと、そういう対象者を救えないというような感じを受けています。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。

貸付金制度については具体化したいというお話で、積極的にお答えいただきました。それで、いろいろな工夫を私していただきたと思うんですけど、未納者への制裁措置ということで、これは国保の方では保険証を取り上げるとかなんとかということ、原則的にはできないでしょう、命がかかっているんだから。これは、私はこの介護保険の場合だって同じだと思うんですね。

時間がないから全部御紹介できないんですけども、日経産業消費研究所が全国の高齢者福祉担当課を対象にアンケート調査をしたんですけども、その回答した45%の自治体が、保険料未納者への制裁規定を現実には適用できない。規定どおりに適用すると回答

したのは、わずか8.5%にとどまっている。制度上はともかくとして、実際の運用の場面では、介護サービスを求めて市町村の窓口に来た人に、保険料の未納を理由に保険給付を差し止めるなどの措置というのは、人道的見地から見てもほとんど不可能だ、こういうふうには調査結果を出しているんですね。

私は、これはそうだろうと思います。血が通っていれば絶対それはできないと。だから、そのために、運用上できないということを何か裏づけることを、ぜひまた研究してもらいたいし、それから、段階別の基準もできるだけ進めて、負担ができない方の、言ってみれば救済措置をお考えいただければというふうに思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。この介護保険制度では営利企業の参入が制度的に予定されているわけですが、この制度と利用者保護の問題。営利企業参入と利用者保護の問題、これについては相当やっぱり気を使っておかなくちゃいけないと思うんです。この介護保険制度で居宅サービス事業者として営利企業も指定を受けるというふうになっていますけども、その指定の基準のハードルが、これがかなり低いんですね。これは冒頭に申し上げました民間の参入ということとも連動するんですけども、営利企業の参入を促進しようとする厚生省の政策的意図も見えるわけですが、この在宅サービス事業者の指定基準案というものによりますと、例えばホームヘルプサービスの場合、常勤換算で2.5名の配置があれば、事業所として指定を受けることができる。あとは全部パートヘルパーでいいという内容なんですね。そのハードルが低い分、先ほど菅原議員の中でも質という問題、あるいはコストという問題についてお話もありましたけども、しかし、その担当者もこの質の問題というのは懸念をされるというふうに言われております。

そこで、介護保険事業計画の中に民間事業者の担う部分をどう位置づけていくのか。それから、民間事業者としては、介護保険以外の上乗せサービスを、これはそうは言っても営利を外すことはできませんので、そういう観点からどれだけ介護保険以外の上乗せサービスを売っていけるかということによって、利益率が変わってくるわけですね。事業者の派遣をする、決めるといいますか、その中身を決めるケアマネジャーがケアプランをつくるときに、その介護保険制度の予定した支援を活用しないで、自分たちのサービスを盛り込むということも十分あり得る。特に赤字覚悟で実績をつくった事業者は、始まったら4兆2,000億円——変な言い方ですけど——このマーケットですから、ほうっておくはずはない。ここで、この赤字分は埋めて、そしていこうという気持ちも、それは正当な評価だと思うんです。その際、ケアプランの作成をするマネジャー、これが事

業者から出ている場合、言ってみれば作成者と提供者は同じになるという可能性も十分あるわけです。

そうすると、そこには業者の囲い込みとかあるいは、きのう中谷議員もおっしゃいましたけども、そういう囲い込みの危険もあれば、サービスの押しつけ、さらには利用者に対する権利侵害というものも十分考えられる。だから、私はケアプランの作成段階、これは言ってみれば、保険会計から出るわけでしょう。だから、この段階で市のケアマネジャーなんかが中心になって、そういうケアプランでいいかどうかという、公的なチェックを何とか挟み込んでいくということが、大事じゃないかなというふうに思うんです。

3点目に、サービスの提供を、言ってみれば市場原理に任せっきりでいいかどうか。今のこととも関係しますけども、ぜひやっぱりチェックというのは、疑わしい目でチェックするというだけじゃなくて、より豊かなものにするためにチェックをするということも含めて取り組んでいただくことが必要かなと。これ、時間が押していますので、内容おわかりになったと思いますので、ぜひそれに取り組んでいただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、第7点目に通告いたしましたのは、超過負担部分、あるいは自立高齢者へのサービスは一体どうしていくか。保険給付の対象で、給付の上限を超える、言ってみれば上乗せサービスやあるいは横出しサービスというものを市町村はしてもいいですよと。しかし、この部分については65歳以上の1号被保険者の保険料に乘せなさいというのが、この保険法の中身なんです。しかし、よくよく考えてみると、今まで市がサービスをしていたものを、乗せていいと言ったって、それは馬場市長が幾らお考えになっても鬼になって乗せようと思っても、そんなことはできないと思うんです。これはやっぱり何とか市として保険料、そんなに保険料を65歳以上の方たらいだいてやるということじゃなくて、何とか一般会計でも面倒を見れないかということは、今までと同じようにお考えになると思うんです。ただ、国の補助とか都の補助がどうなるかということはまだわかりませんよね。全部切るかもしれませんよね、そんなことはできないと思いますけども。ただ、こういうことも覚悟しておかなきゃいけないと、私は思うんです。

言ってみれば不足する部分、それから、圧倒的に割合として多い元気な高齢者を含めた自立高齢者、確認というか外れた介護が本当は必要だという高齢者も含むんですけども、やっぱり公費で、今までどおりサービスを供給しないで済まされるというものではないと思うんです。現行サービスを総体として後退させないためにも、ぜひここは意欲を持って取り組まなきゃいけないという部分だと思うんですけども、この一般会計から

も、それは出さなきゃいけないかもしれないけども、現行サービスを総体として後退させないということは、これは自治体として本当に責任があること。憲法第25条の生存権のそれを、私どもは一手に背負いながら1人1人の市民の方の命や生活と向き合っているわけですから、自治体がそれを避けて通るということはできないと思うんですけど、この点について、1点お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 介護保険給付の上乗せ、横出し分についての御質問でございますけれども、平成12年度を初年度とする保健福祉計画の見直しの中で考えていきたいと思っております。今回の保健福祉計画の見直しでは、介護保険事業計画と調和を持って作成するとともに、現状のサービスを低下させない方針で見直しを行ってまいりますので、要介護認定で自立との判定を受けた高齢者についても、個別援助計画の中で必要になれば、現在のサービスを維持していきたい、このように考えております。

しかし、介護保険制度では利用者の1割負担がありますので、上乗せ、横出しの事業でも、一定の受益者負担が生ずるもの、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございました。

個別援助計画の中で現状のサービスを維持していきたいという決意を込めてお話しいただきました。私は保健福祉計画を見直すという中に、結局下からぐっと支えていくという、どれだけ豊かにしていくかということは、結果的には問われると思うんですけども、ぜひそういう点でも期待していますので、頑張ってくださいというふうに思います。

それからもう一つ、これは質問というよりは、ぜひお願いをしたいんですが、保健福祉計画の見直し、それから介護保険事業計画の策定、これは既に11月8日に委員会が20名の委員でスタートしました。私も委員の一人で議会選出で執印議員と2人、委員会に参加させていただいているんですけども、この委員会の位置づけが、私もうひとつあいまいじゃないかなという気がしたんです。はっきりと住民参加のもとに保健福祉計画と介護保険事業計画を整合させて、その事業計画をつくるんだというしっかりとしたフレームをまず、やっぱり示す必要があるんだと。それは急いでおられるとは言っても、住民参画で事業計画を策定しようというわけですから、そしてまた、あの分厚い保健福祉計画、これはもう国が言ってきて自治体が一生懸命つくったわけですからね。その到達を我々はもう——我々というか市当局は本当に頑張ってきたわけですから、これを簡

単に扱うことなんかできないわけです。

で、きちんと今までお話ししたことも大きく関連するわけですが、整合性を持たせると。これを決意を持って臨んでいただきたい。ですから、9回の委員会で本当にこの策定作業が可能かという、それは大変ですよ。委員の方たちの基礎知識もきちんとそれぞれ持っていて、我々も持つということにしないと、まず共通の土俵に立てないということも、現実にはあると思いますし、いいものができていかないという気がします。ですから、ぜひこのフレームをはっきりさせていただきたい。

それからもう1点は、委員会に公募で入られた方もありますけども、外れた方もあります。それから、介護保険制度が全貌がだんだん明らかになってきましたから、いろんな意見をお持ちですね、皆さん、市民の方たちも。そういう方たちの声が反映してくるような、そういう方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、今後とも介護サービス全般について、市民の視点からといいますか、こういうものをきちんと踏まえて運営がされていくように、介護保険運営協議会のようなものを国保のようにつくっていただいて、ぜひ市民の声がテーブルに乗るという体制を整えていただきたいというふうに思います。ぜひこの点をお願いをしておきたいと思うんです。

それから、最後になりますけども、今たどっただけでも相当問題ばかりが目について、一体介護保険って何だったのかと、何を目指しているのかということが気になります。ドイツなんかの例でも20年間もかけて仕込んで、それでもあれだけの苦情がいっぱい出てきて、特に西ドイツと東ドイツの統一がありました。で、東ドイツの方、介護資源という問題が、それは背景にあったとしても、やっぱり手続的にも相当混乱したということ、それぐらい保険制度というのは、やっぱり難しいなということを見てもいいわけですが、今の我々が予測するとこだけでも、その苦情や不服の申し立てというのは、スタート時には相当なものが予想されますね。

そこで、これに対して介護保険制度の認定については介護保険審査会、それから、そのほかサービス全体については国保連合会、これを予定していると言うわけですが、部長もお答えになりましたように、これがそのまま機能するとは思えない。ですから、何としても市の窓口、ここの相談窓口をきちんとつくっていく、苦情処理をできるようにつくっていくことが必要だと思うんですね。間違っても、その1次判定の結果がおかしいといって苦情があったときに、いやそれはコンピューターで結果が出たんで、私どもとしてはどうもと、こういうふうに言われますと、もうどうその後言っていかわか

らないという相談者もふえると思うんです。だから、その矛盾点の解消を含めて、相当ちゃんとした窓口をつくって手続をきちんと理解してもらえると。そして、苦情の中身をちゃんと分析できるという、そういう体制をつくらなくてはいけないというふうに思うんです。

ですから、これは前から申し上げましたけども、私はやっぱり介護保険の独立の窓口、これをきちんとつくるということをぜひ決意をしておいていただきたいと思うし、また準備をしていただきたいというふうに思うところです。

それからもう一つ、福祉オンブズマンという話があるわけですけども、私はこの点についても間口の広い福祉オンブズマンでやっていけるというふうには思わないんですよ。東京都の検討例なんかもお聞きしましたけども、やっぱり施設オンブズマンだと多少間口を狭くしながら調整をしていくということを、次第にシフトを移してきているんじゃないかと思うんですけども、ぜひ介護保険オンブズマンという形でもって用意をしていただきたいというふうに思うんです。

御答弁ありましたらぜひ、時間短いいんですけど、お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） 1点目の苦情処理の関係でございますが、議員さんおっしゃるとおり、保険者である市の窓口で市民の方は、苦情相談に必ず来ると予測されます。そんな中で来年からの新しい組織の中で、専門的なケアマネジャー等を窓口にした受付窓口を設置していきたいというふうに考えております。

福祉オンブズマンの関係でございますが、これにつきましても庁内のプロジェクト等で検討しているところでございますが、東京都の方も施設オンブズマンというような形で現在検討に入っております。できればモデル事業につなげたいということでございますが、いろいろオンブズ制度を実施していく中で、まず法的な根拠、そういうものをどこに求めていくのか。また、守秘義務やその人のオンブズマンの資格あるいは勤務条件、報酬、いろいろのまだ課題が残っているということで、これらも引き続いて検討していく中で、日野市も東京都のそういう検討事項のものを参考にさせていただきまして、さらに検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） この点でも積極的にお答えいただきました。

それで、最後に、この介護保険のスタートによって、現在までの福祉の水準、これを

後退させてはいけないということは、もう各自治体の大きな決意なわけですが、日野市においても、市民の命あるいは暮らしを守るという立場で、ほかの自治体にまさるとも劣らない思いがあるわけです。その制度の仕組みあるいはサービスの内容を検討すれば、その中にはたくさんの課題や問題点、これもまたあることもわかりいただいたと思うんですけども、何としても、私たちが今得ている水準、福祉の水準を後退させないためには、私は市長をトップとする行政側の強い姿勢、それから私ども議会の意欲、こうしたものが両輪となって、これからやっていかなければならないというふうに思うんです。

財政状況というのは、市長何度もおっしゃいますけれども、ほぼ共通の私どもの認識ではないか。このあらしはそう簡単にやむはずもないわけです。しかし、住民の切実な介護要求、この思いも一方ではっきりしている。市長も相当研究され、また決意されるところは腰を据えられたというふうにお見受けするわけですが、短い時間でですけども、もし決意があればあるいは御所見があればお伺いをして、この質問を閉じたいというふうに思います。3分ございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 森田議員から介護保険制度について問題点あるいは課題を検証して、よりよいシステムとしてスタートできるようにという意味での、いろいろと御指摘をいただき御提言もいただいているわけであります。

なるほどな、そのとおりだなというような部分もございます。いろいろ私も苦慮しているところではありますが、お話にもありました市長会としても、公ではございませんが、国の幹部の方々とやりとりがございますし、あるいは市長会の中のグループでもそれぞれの意見の交換があり、いろいろな現場を預かる市長としての話を代議員等に随時申し上げているところであります。ですが、新しい介護保険という仕組みができるわけでございます。つい1週間か10日ほど前の読売新聞の社説に出ておりましたが、「介護保険に後ろ向きになるな」と。私もそのように思います。大変な時代の中で、この介護保険がスタートする。恐らく過去30年ぐらいの日本の大きな流れの中で一番大きな変化が行われようとしているわけでありまして、制度がつくられるという以上は、ぜひ前向きによりよいものをつくるという方向でやっていかなければいけないというふうな意識を持っています。

読売新聞の社説によれば、「介護の『介』の字というのは人を2本の腕が支えているような形に見える」。これからは家庭が、家族が支えるんじゃなくて、社会が支えると

いう新しい仕組みをこの介護保険制度をつくる中でつくっていく、こんな覚悟が必要ではないかなというふうな思っています。いろいろな課題はあります。難しい点はたくさんございますけれども、現場の長として今考えられる問題点はどんどん意見具申をし、変えられるものは変えていただいて、よりによいシステムとして発足ができるように、引き続き頑張っていきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって21の1、『介護保険制度』は、市民の切実な介護要求と福祉の向上にきちんと向き合えるのか——制度の問題点、課題の検証と対策を急げ！の質問を終わります。

一般質問22の1、多摩平処理場跡地に子供広場のを通告質問者、内田勲君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げます。

一般質問22の2、ごみ行政の今後についての通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔24番議員 登壇〕

○24番（内田 勲君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

ただいま1点目の質問につきましては、本日大分スケジュールがおくれておりますので、事務局の方と事前にも打ち合わせをさせていただき取り下げをさせていただきました。したがって、2点目につきましては、あと1時間半ありますのでゆっくりやりたいと思いますけれども、できるだけ短時間に終わりますようにしたいと思います。

ごみ行政の今後について。近年、廃棄物の焼却によるダイオキシンの汚染の深刻な実態が明らかになり、住民の焼却処理に対する不信感が高まっております。そこで、懸念されることは、ダイオキシンに関する正確な知識のない状態で感情的論議がなされていないだろうか。そのことにより、問題解決を拒むような誤解をしてはいないだろうか考えてみました。後ほど私の日ごろ感じていることや考えていることについても触れさせていただきたいと思いますが、とりあえず日野市がごみ問題にどう対処しているのか、現状はどうなっているのか、将来に向けてどのように考えているのか施策あるいは展開をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

まず、5点についてお伺いいたします。一つ目は、ダイオキシン対策についてどのようにお考えになっているかということでございます。2点目につきましては、ごみの減量についてでございます。できれば、ダストボックスの廃止についても触れていただき

たいというふうに思います。3点目は現状の焼却設備についてでございます。4点目、以前、私が提案しました高温溶融炉のその後の検討について、どうなっているのかお伺いしたいと思います。最後に、三多摩廃棄物処理組合が進めようとしているエコ・セメント化については、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

以上、5点お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 内田勲君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 焼却設備と焼却灰の処理方法などについて、5点ほど御質問いただきました。

まず最初に、現状のダイオキシン対策はという御質問でございます。平成9年に国の廃棄物処理法が改正され、焼却施設の性能、指針、維持管理基準も改正されました。日野市のごみ焼却施設のダイオキシン対策は、国の法改正に伴い焼却炉の改造計画を立て、今年度より4カ年計画により、炉の燃焼改善対策、廃ガス処理対策を実施し、平成14年12月1日から、ダイオキシン類排出規制値1ナノグラム以下になるよう対策工事を進めております。今年度は1号炉の燃焼改善対策を実施しており、現在試運転中であります。当初の設計値を満足するデータが確認されております。

続きまして、2番目のごみ減量対策についてでございます。日野市のごみの減量対策でございますが、まず日野市のごみの収集量でございますが、ごみの総量では、平成9年度が6万637トン、10年度は上半期の数字ですが、3万1,462トンにもなっております。1人1日当たりの排出量に換算しますと、9年度が911グラム、10年度上半期現在で940グラムにもなっております。このごみの増加傾向は、最終処分場への搬入量にも比例していきます。9年度が9,094立法メートル、10年度は上半期で既に5,007立法メートルとなっております。このように年々ごみはふえ続けておるのが実情でございます。

ごみの減量対策としては、できるだけ分別することを目的に、御承知のように、資源物回収ステーションを設定して分別をお願いしておりますのと、この6月から開始したオレンジボックスわきのびん回収、さらに子ども会、自治会などが行っている集団回収に対する奨励などです。しかし、ステーションの数は在420弱であり、市民の方々が出しやすい拠点ではございません。また、毎週の回収の要望が強い中、現在は隔週の回収であり、かなりの御不便をおかけしている状況であることも認識しております。こうした事態を解決し、市民が分別して排出しやすい条件を整え、初めてごみの減量、リサイクル率の向上が望めるものと考えております。

一方、他市との比較で当市の資源化率がかなり悪い実態にあるわけですが、これらを

改善する最善策として、今御質問の中にありましたダストボックスの撤去を検討しております。ダストボックスを撤去した後の排出方法、収集方法、収集体制などがとても大切になっておりますし、それらを受け入れる中間処理体制についても整備する必要があります。また近年、事業系のごみ量の増加が目立ってきておりますので、この部分に対する対策は特に重要になってきていると思われます。これらすべて2年後のダストボックス撤去のタイミングに合わせて実施できるように検討に入っておりますが、これらにかかる費用も膨大なものになると予想されます。

したがって、生ごみの対策や樹木のチップ化などについては、時期の問題も含めて検討していきたいと考えております。

今までごみ減量リサイクルについては、自治会などへは結構出向いて説明、お願いしてまいりましたが、決して十分ではなかったというふうに、十分反省しております。今後は、一定の時期が来ましたら、大きなグループ、小さなグループを問わず、私たちが何回も出向き、日野市の置かれている状況やごみ減量リサイクルについて話し合いを持ち、御協力をお願いする所存でございます。

続きまして、3番目の現状の焼却炉の設備についてということの御質問でございます。日野市のごみ焼却施設は、昭和59年から61年の3カ年計画により建設された全連続燃焼式（ストーカー式）の焼却炉であります。排熱回収システムとして全量式ボイラを2管装備し、サーマルリサイクルとして800キロワットの発電を行い、クリーンセンター全体の約半分の電力を賄っております。一方、施設の運転管理等は制御用電算システムにより炉の起動、定常燃焼、停止を初め、ごみハイクレーンの全自動運転、蒸気タービンを含む受返電、発電設備等、可能な限り自動化を採用した設備であります。

焼却炉の耐久年数は一般に20年と言われておりますが、今年度よりダイオキシン対策工事による財政負担もありますので、インターバルを5年程度延長し、平成24年度まで使用する予定であります。また、その後の炉形式については大分先のことでございますが、環境保全上の適用性、エネルギー回収性、物質回収性、社会的要因等を考慮し、次世代型ガス化溶融方式を含め検討していく予定でございます。

4番目の高温溶融炉についてでございます。溶融技術は製紙、金属、鑄造、製鉄、ガラス、釜業の製造分野で研究開発、また実用化されたものと聞いております。その技術により、廃棄物の溶融処理に応用され実用化されております。溶融炉の利点として、溶融することにより、灰であれば2分の1から3分の1の減容化が可能であり、ダイオキシンや重金属を多く含む灰を溶融することにより、鉛、亜鉛のような低沸点の金属や塩

類は排ガス処理で回収され、残りがスラグ中に封じ込められ、無害化したスラグとなることです。焼却残渣の処理は三多摩廃棄物広域処分組合で緊迫している最終処分場の延命を図る目的で、現在、エコ・セメント化を計画し5年後を目途に稼働を予定しております。廃棄物のリサイクルは、容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法により推進されようとしています。当市の不燃ごみも、分別を徹底することにより資源化が進むと予想されますし、またできる限り資源化するべきであると考えます。このような状況にありますので、高温溶融炉については、今後検討していきたいと思っております。

最後の5番目の三多摩廃棄物処理組合が進めようとしているエコ・セメント化についてでございます。多摩地域の焼却残渣を安全に、かつ安定的に処理するエコ・セメント化施設導入計画を三多摩地域廃棄物広域処分組合で策定をしております。本年11月に中間報告をまとめ、三多摩地域廃棄物広域処分組合理事会で了承されました。平成11年1月下旬を目途に最終報告が行われる予定であります。報告は、多摩地域に導入すべき技術として適切であると評価できるとしております。田無市、保谷市、東久留米市、清瀬市で構成するごみの中間施設施設、柳泉園組合では、現在進めている新炉建設工事で予定していた灰溶融炉の建設を、エコ・セメント化施設導入計画の中間報告が理事会で了承されたことから、中止をしております。当市も他の自治体と歩調を合わせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 内田 勲君。

○24番（内田 勲君） どうもありがとうございました。若干再質問させていただきます。

まず1点目のダイオキシン対策でございますけれども、今、部長の方から、今後もその対策をとった改善をしていくというお話がありましたけれども、ぜひそれを順調に進めていただきたいと思うんですね。ただ、そのときをお願いしたいのは、現在も焼却灰を埋立地に持っていつていますけれども、その中にいろんなまだ燃え切れないものがあるって返されるということも聞いているんですけども、焼却灰がそんな状態では、完全燃焼をしていないんですよ。ですから、相当ダイオキシンが出るはずなんですよ。

で、まずダイオキシンというのは、化学反応の副産物として出てくる場合と主に焼却する場合とありますよね。特に焼却する場合にも、燃焼する過程と冷却する場合とありますよね。その前者の方がそういう状態では、とても安心できないんですよ。ですから、恐らく今は聞くところでは、灰をふるってごみを除くことはしているようすけど

も、ですから戻されることはないと思うんですけども、それは結果そういう状況が悪いときにそうする必要があると思うんですけども、根本的にはそういうことのないように完全燃焼させないといけないと思うんですね。ですから、ぜひガスの処理だけではなくて、焼却部分でも十分検討していただきたいと思うんですね。現状の設備の中では、それが私も精いっぱいじゃないかなというふうに思います。

自分のことを言うと変ですけど、コニカの焼却炉は、今最終的には冷やさないで高温のまま保っていてダイオキシンを出さないようにしているんですね。ですから、そういう対策もとれるわけですから、現状の設備の中でも打てる手は徹底的に打っていただきたいと思います。

それから、2点目についてはごみ減量ですけれども、まずダストボックスの廃止ということを言われましたけれども、私もごみ減量するためには、まず分別を徹底的に市民にやっていただかないといけないと思うんですね。そのためには、このダストボックスがあるということは、それが逆に分別をおくらせているということ、これは私も理解できますから廃止することは、決して反対するものじゃないんですが、廃止する場合に、それだけ決めてしまうと、もう市民が相当混乱するんですね。で、ダストボックスを廃止する場合にはどういうことをしないとイケないかといったら、当然、分けない人の場合には持っていきませんよということをやりますから、戸別に出してもらうわけですね。ですから、そういうことをしないと効果が上がらないと思うんですね。

その場合のごみの収集方法がありますね。今の収集しているトラックも使いにくいでしょうし、それから、家が込んでいるところは、ごみをトラックに乗せる人は、恐らく1日歩いているようだと思うんですね。そういうことになると、トラックの台数もふやさないといけないし、人もふやさないといけない、そういう問題にもなるかと思うんですね。ですから、ボックス廃止と言いますが、集合住宅の場合はどうするんだとか、いろいろなことがありますから、ぜひダストボックス廃止というのを市民に伝えるのであれば、そういう対策もきちっとって、いつからどういうふうにするんということを早く知らせてほしいんですね。

で、きょうも部長はこのダストボックスは2年後に廃止と言っているんですけども、2年後というのはいつかという問題があるんですね。私はもう3月の予算のときから2年後と聞いているんですよ。半年以上たって、まだ2年後と言っているんでしょう。2年たってから2年後といったら、また今度は4年先になるんですね。ですから、もう普通だったら2年後というのは本当に時間がないんですよ、これを市民に伝えるというこ

とは。もうあと何カ月しかないとか、あと何日しかないとか、そういう発想でやっていかないと、まだまだ先のような印象があるんですよ。もう2年後のときだってもう何十カ月しかないですよと、そういうようなまず意識で取り組んでもらいたいです。のんきに構えているから、半年過ぎててもまだ2年後なんて言っているんですよ。2年後というのはいつまでと、あと何カ月、そういうことであと何日しかありませんということで取り組みを厳しくやってもらいたいと思うんですね。

それから、ステーションについても、私も廃棄物減量の委員になったことを機会に、自分で家庭で分別しているんですよ。9品目分けて、私がステーションに出しているんですけども、2週間に1遍というのは確かにいろんな面で大変なんですよ。委員会の中でも出ていたんですけども、私も実際にやってみまして何が大変かといいますと、2週間に1遍分別したのを全部持っていかないと、また2週間先になっちゃうわけですよ。これが1週間に1遍ずつ来てくれれば、半分ずつ持っていくわけですね。2週間というのと、例えば新聞紙の束を1つ持ちますよね。それから、ダンボールが5枚、6枚あったとします。それから、ジュースのかんビールのかん、それが10本、20本あったとしますよね。それから、トレーもあるでしょう。ペットボトルもたまりますよね。そういうことになると、とにかく1回や2回じゃ持ち切れないですよ。私はたまたま車に積んで運んでいますけれども、そうでない人というのは、それを一つ一つ持っていくわけですね。しかも、そこの持っていく過程にオレンジボックスやグリーンボックスがあるんですよ。それだったら面倒くさくなったら、途中でぼんと入れちゃえば簡単なんですよ。

だから、市民にお願いするのはいいんですけど、できるだけ市民が協力しやすい体制をつくってあげないといけないですね。だから、それには回数をまずふやすということです。それから、ステーションの数もふやして、今のダストボックスより遠くへ行くなどというのはないような形が理想だと思うんですね。今度、家で分けるのは大変だけど、持っていくのに近くなると、そういうような何かメリットがないと、今の状況をさらによくするということは非常に難しいと思うんですね。そういうところまでぜひ考えていただきたい。

それから、それを実施するには、相当自治会等へ入って説明しないとイケない。これを本当にやるのであれば、さっき部長が言いましたけれども、徹底してやらないと無理だと思うんですね。後からも触れますけれども、ぜひその辺のところの詰めを早急にやっていただきたいというふうに思います。

それから、高温溶融炉につきましては、以前私が提案したロータリーキルンなんです

ね。ですから、本来ここでは答弁としては、そのロータリーキルンを検討してきてどうだったのか。実際にロータリーキルンを使って、日野市のごみを焼却していると思うんですね。そういう結果がどうだったとか、そういうのもその後の検討結果をお聞きしなかったんですけども、きょうは時間がありませんので、また次回にこれは回させていただきたいと思います。

それから、三多摩廃棄物処理組合によってエコ・セメント化をもう理事会で承認したというんですか、私はどうかと思うんですね。私、実は三多摩廃棄物広域処分組合の議員をやっていたときに、たまたま今の第2処分場の建設費の予算を決める議会があったんですよ。そのときに、反対の市民の方々大勢来まして、議会を占拠したんですよ。で、我々議員がこういう議場へなかなか入れなくて、各市の課長さん方が動員されて、議場の入り口にピケを張ってその市民の人とかなりごたごたした。そのごたごたしている間を我々が入っていくんですよ。だから、かなりけ飛ばされたりなんかしている議員もいるんですよ。それで入ってきたら、今度はそういう人がこの議場へなだれ込みまして大きな旗を出して、横断幕を広げたりして、それは大変だったんですよ。それで、議会が全然始まりませんから休憩にして、別な会場へ移ろうと思ったら、それも反対の市民に見つかっちゃいまして、そこも占拠されるんでね、もう大変な思いをして、この予算を決めたことがあるんですよ。

今度、これをまたやろうとすれば、恐らく私、同じような日の出町の方へつくるんだと思うんですよ。恐らく山の中か、これはセメントが関係しますから太平洋セメントの工場が向こうにありますから、そこの工場で作るのかもしれないけれども、いずれにしてもまた同じようなところでやると思うんですね。そうすると、この灰を積んだトラックが1日、何百台と行きますよね。だから、恐らくこれだってそう簡単には市民が納得しないと思うんですね。相当反対運動が起こると思うんですよ。

ですから、私はできればこれは各市で対策をとった方がいいんじゃないかなと。三多摩処分組合がどうしてもやるというのであれば、それは結構ですけども、少なくとも日野市は何とか溶融炉をつくって、自分の灰は自分とこで処分するという自区内処理に徹底していただけないかということ、ここでは申し上げておきたいと思います。特にきょうは時間がありませんから、答弁は結構でございます。

それから次に、本年10月に100人を超す多くの市民による市民ワーキングチームが作成した日野市環境基本計画の素案が示されました。その内容は、計画作成の背景、基本的な考え方、基本的方向、推進体制の4本柱から構成されております。それぞれ専門的

見地に立った内容も多く、非常に関心を持って読ませていただきました。作成したチームの皆さんが、環境問題に大変な関心を持って、そして真剣に取り組まれたなということが感じられました。作成したその関係者、あるいは今回、こういうふうに市民とともにこういうものをつくるという手法を取り入れることに判断しました行政の英断には、私も敬意を表したいと思います。来年3月議会には正式に提案されるというようでございます。そのときに意見を述べる機会があると思いますけれども、今回、あえてこの素案の中の施策の基本的方向、この中にリサイクルというのがありますので、ここについて、若干私の考えていることと違うのではないかなということもありますので、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

資源化率90%を目指すごみゼロ社会の実現についてでありますけれども、この日野市環境基本計画素案ですね、これはまずごみゼロのまちづくりということでは、生産流通システムのところで、適正処理のできる製品、素材の開発、普及を通して生産、流通段階での廃棄物の発生回避を進めると、要するにもうつくるときからごみにならないようにつくってもらう、そういうことですよね。それから、消費分別システム、ごみを出すときの厳選分別が環境への負荷が非常に少ない、費用もかからない最善の方法であるということで、とにかく分別しましょうと。それから、3点目がごみ処理システム。これは先ほどからお話出ています大型の高温溶融炉等で焼くということなんですが、これについては、補助金絡みで推進をされていますけれども、この方法は容器包装リサイクル法と相入れない矛盾を露呈している、こういうふうに言っているんですね。ですから、この3番目はだめだと。それから、再資源システム。これは2000年から、今言いました容器包装リサイクル法ができるということで期待する部分もあるんですが、これに期待をかけても、その効果は10%ぐらいしかないというような内容になっているんですね。

ですから、この環境基本計画の中では、今、4本のシステムを御紹介しましたがけれども、四つありますけれども、時間はかかってしまいますが、ごみの発生回避と資源物としての厳選分別、抜本的な解決の2本柱としていきたい。要するに、先ほど言いました生産、流通過程でなるべくごみが出ないような仕組みに、これは業者にですね、事業者をお願いしよう。徹底してやっていただこうと。それでも出てきたものは、消費してから分別しましょう。この2本柱でいきましょうということなんですね。それから、落ち葉あるいは生ごみの堆肥化システムもやりましょうと。それで、この落ち葉と生ごみの堆肥化システム、一方ではそういうものは堆肥化する。それから、どうしても出てく

る雑紙ですね、燃すしかないような紙、そういうものとに分ければ、今、市内にあるごみが半減しますと言っているんですね。まず徹底的に、さっき言った2本柱で分別をして、出てきたもののうちの落ち葉と生ごみは堆肥化、それからあと雑紙だけは燃すわけですね。そうすると半分。

では、あと残りは何かといったら、プラスチック類の回収システムが機能すれば、最終的にごみは10%になりますという。ですから、この本の書いたとおりになれば、最終的に日野市内のごみが10%。要するに埋めるか燃すかするごみが10%になりますということです。本当にそうですかという疑問が、私あるんですね。

そこで、部長にお伺いしますが、この環境基本計画に書いてあるような内容で、仮にリサイクルを進めたときに、この方法だけで本当にダイオキシン対策が十分にできますかということなんですね。それから、落ち葉、生ごみをすべて堆肥化ということは、本当にできるんですか。それから、3点目はプラスチック類の完璧な回収システム、これも本当にできるんですか。それは、これから10年、20年先になったらできるかどうかわかりませんが、もし仮に20年先にここに書いてあるような内容になったとしたら、その20年間には今が20%かそこそこのことですね。それが30、40、50、60と80にいくまでの間には、燃すものがあるわけですね。そっちの方をおろそかにして、この方法だけでいったときに、このような問題がどうなるのかと心配があるんですね。ですから、この3点について、簡単にお答え願いたいと思うんです。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 1点目のダイオキシンの対策は十分かということでございますが、先ほどお話ししたように、ダイオキシンは平成14年を目指してクリーンセンターの焼却炉では1ナノグラムにすると。もう一つは、小型焼却炉で相当ダイオキシンが出ているというような話がございます。東京都では、小型焼却炉にかかるばいじん及びダイオキシン類、排出抑制指導要綱等を定めて規制に少し入ってまいりました。ただ、十分ではございません。特に家庭の小型焼却炉は、私ども実態も数もつかんでおらない状況でございます。そういった小型焼却炉のダイオキシン関係については、今後その対策を十分検討していかなきゃならない問題だと思います。

環境基本計画では、小型焼却炉については御指摘のように余り触れていないところでございますが、基本計画は最初に議員さんがお話しになったように、109名の応募をいただいた市民の方々の熱意でつくられたものであり、一つの将来の方向として位置づけております。夢というのは本当に失礼なんですけど、今90%燃すような状態になってい

るその逆として90%をリサイクルしよう、そういうごみゼロ社会に向けての、将来の方向というふうに考えております。

それから、落ち葉、生ごみをすべて堆肥化できますかという御質問でございますが、確かに基本計画の中では、落ち葉、生ごみの堆肥化システム、雑紙のごみが半減しますというふうに書いてございます。これも、遠い将来の方向ということに理解しております。遠いといっても10年とかそういうオーダーのことでございます。で、落ち葉、生ごみ、一般家庭や公園、街路樹などから発生した剪定枝、雑草、落ち葉などは、これまでそれぞれの場所やクリーンセンターで焼却されてきました。基本的に焼却するということに対して、ここ1年特に自制する傾向があり、それらがダイオキシンの関係なんですけど、すべてクリーンセンターに持ち込まれて、したがって可燃ごみの増量につながっております。近年、この落ち葉や枝葉をチップ化して堆肥化するという技術が開発され、既に日本道路公団や鎌倉市、世田谷の砧公園、それから、この4月から町田市でも実用プラントの運用が始められております。理論的に堆肥にさま変わりするといいましても、現在の技術では、まだキョウチクトウ、アセビ、漆などの毒のある樹木は搬入できませんし、根はだめとか直径15センチ、2メートル以下とかいろいろな規制があって、まだまだ解決しなければいけない問題が多いのが実態です。生ごみについても堆肥化できるわけで、そうすれば少なくなるというのは理解できますが、最終的に使っていただけるシステムとか農家の減少とか、でき上がった堆肥の質的なことも含めて、これから課題がたくさんあるのではないかと思います。

やはりごみとしないでリサイクルする考え方は必要でありますし、しかし、現時点の対応と将来的にどうあるべきかについては、それぞれに考えていきたいと思っております。

もう一つのプラスチック類の完璧な回収システムでございます。日野市ではプラスチック類のごみは不燃物扱いとして収集されておりますが、可燃や粗大ごみの中に相当含まれております。平成9年度のごみの中に約9,000トンものプラスチック類のごみが排出されていると推定されます。プラスチック類の資源回収は発砲トレイ、ペットボトルのみで資源回収されております。平成12年の容器包装リサイクル法が完全施行され、プラスチック製容器包装については、法的に実施されます。しかし、肝心の分別基準、運用方法については関係各省庁において準備中で、現状では案のみの連絡となっております。日野市においても、国の通知を待ちながら回収方法等について検討しているところであります。また、プラスチック類については、材質の問題、製品の場合には複合材の問題

により、マテリアルリサイクルを進める難しさがあります。

したがって、現在では容器包装リサイクル法のプラスチック製品のリサイクル完全実施するにも、回収、分別、保管、またプラスチック製の種類の多さ、性質、使用材料の複雑さなどに頭を痛めているところでもあります。さまざまな情報を収集しながら、資源循環型の社会を目指して進んでいきたいと思っております。

それから、先ほどの平成12年10月を目指してというふうに、ダストボックスを思っております。1年10カ月と理解しております。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 内田 勲君。

○24番（内田 勲君） ありがとうございました。

部長の方から、ある意味では夢だというようなことを言われましたけれども、そこまで言っちゃうと問題だと思うんですね。私も、これは最終的に持っていききたいという、理想的なあるべき姿だと思うんですね。ですから、ここに書いてあるような方向にはぜひ持っていただきたいと思うんですね。ですから、そういう努力をするのはもちろん結構なんですけども、そのときに、それにいかないときの問題を並行していけば、当然いかない部分は燃すなり埋めるところへくるわけですから、それを怠らないようにしていただきたいということを言いたいんですね。

ですから、プラスチック類が完璧なシステムができて、落ち葉も生ごみも全部堆肥化できれば、こんないいことはないんです。ですから、そういう努力をぜひしていただきたいと思うんですね。

それから、この書かれているような内容に持っていく場合には、先ほども言いましたように、部長以下リサイクルセンターの人たちが、もうそれこそ毎日5時過ぎにどっかの町内へ入っていく。土日も入っていくぐらいのことを1年なり1年半ぐらいやるぐらいの気持ちがないと、私はまず自治会の徹底なんてできないと思いますよ。幾つかの大きいところだけ行って、あと文書を流す程度じゃ、せいぜい今のリサイクルは、私が思うに50%いけばもう十分だと思うんですよ。それを90%まで持っていくなどということは、それは並み大抵なことじゃないですよ。だから、部長なりリサイクルの方で、この基本計画、これでいくんだというふうに決めてもらっても結構ですけども、それには、それだけの覚悟をして取り組んでいただきたいということを強くお願いしたいと思うんです。

それでは、次にダイオキシンを抑制するシステムの根幹は完全燃焼にあるという観点から、日野市の焼却施設も含めて日本の焼却設備、これの現状を見たときに、完全燃焼

を実現するシステムの整備、これが欧米の先進国に比べると非常に落ちるんですよ。あるいは設備がおくれているといいますかね、これはどうしてなのか、その違いですね。それは、廃棄物処理システムの中での焼却処理の位置づけの違いだと思うんですよ、私は。そういうふう考えたときに、日野市の場合にはこの焼却設備というのはどういう位置づけにしたのか、こういうことも考えていかないとけないんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、先ほどから部長の方からサーマルリサイクルあるいはマテリアルリサイクルという言葉が出てきておりますので、私もそれを使った方がしゃべりやすいので使わせていただきますけれども、質問の冒頭にダイオキシン対策、あるいはダイオキシンの問題を解決するときに、いろんな誤解があって、それが解決を拒んでいるんじゃないか、こういう話をしましたけれども、その誤解はどんなものかということを私考えてみたんですけれども、その第1はマテリアルリサイクルがダイオキシン問題をすべて解決するという、この誤解だと思うんですよ。要するに、再生品というものをつくるにはまずコストがかかりますよね。それから、品質は新しいものに比べて低いですよ。それから、そういうものをつくり上げる技術がまだ未成熟である、こういう三つの問題を抱えていると思うんですね。

それから、マテリアルリサイクルに回す原料、要するにリサイクルして集めているものですね。これが特に一般廃棄物の場合には適さないんですよ、いろんなものがまざっているから。これがどんな状況かといいますと、まず産業廃棄物だったら40%ぐらいまく回っているんですね。要するにマテリアルリサイクルですから、ぐるぐるぐるぐる回るわけでしょう。これが40%ぐらい産業廃棄物であるんですね。どうしてかということ、排出する人と利用者が非常にそこに密接な関係があるわけです。例えばフィルムをつくと銀を使うんですね。で、写真を撮って現像するとき銀が流れるわけです。その処理した水は、また回収してきて銀を回収して、またフィルムに塗るんです。で、また写真を撮る。これはぐるぐる回って銀というのは、もうこの自然界には限られているので絶対捨てないですよ。0.何グラムでも管理してやっていますから、そのぐらい大事に銀というのはフィルム産業では使っているんですね。ですから、一生同じ銀が回っているんですよ。そのくらいぐるぐるぐるぐる完全な、これはマテリアルリサイクルなんですよ。

そのほか、例えば食品会社などというのは、今まで魚を調理して缶詰づくりをしたときに、生ごみがどんどん出たと思うんですけども、その食品会社が関係会社、あるいは

下請会社といいますか、そういう会社で養殖事業をもしやったとしますよね。ウナギを育てているとか鯉を育てるとか、そうしたときにその食品会社は、そこへ出た廃棄物をえさとしてそっちへ回しますから、ここでは非常に選別するわけですよ、むだがないように。そういうふうに、次に使うところが自分の関係が濃い関係会社だとか、そういうところだと、非常にこれはうまく回るんですね、これも。そういうことがあるんで、産業廃棄物というのは一般廃棄物よりうんと高い、そのリサイクル率がですね。

それに比べて、一般廃棄物というのはいろんなものがまざっているわけですから、古紙といっても新聞の中には広告も入っていればいろんな資料の紙も入っているでしょうし、そういうものが入っているから、そこからまた再生紙をつくるといっても品質が非常にばらつくわけですね。ですから、一般廃棄物からのリサイクルというのは非常に難しいわけです。ましてや廃棄物から出た新聞や何かから、また再生紙をつくるあるいはトイレットペーパーをつくる、そういう場合にはトイレットペーパーでしたら、もう1回使ってそれっきりになるわけですから、こはもうマテリアルじゃないわけですね。サーマルリサイクルになっちゃうわけでしょう。

ですから、そういうこともあるんですけども、そういった直系かそうじゃないかということによって非常に違うわけですよ。そのときに、その一般廃棄物をこの産業廃棄物よりさらに高く持っていく、さっきの話だと、一般廃棄物を40%まで持っていこうということでしょう。50%が生ごみの関係ですからね。だから、とてもじゃないけど、そこへ持っていくというのも、今の現状から見ても非常に難しいということは言えると思うんですね。

それから、2点目は減量、分別を市民の方をお願いするわけですが、それには、先ほどもちょっと言いましたけども、個人がそれに協力しやすいような環境づくりをやらなきゃいけないんですよ。例えば個人に対して負担がすごくかかること、あるいはプライバシーの侵害にかかるような、こういうことがあったんではなかなか協力してもらえないんですよ。ですから、ごみの袋を透明にするなどというのは嫌がりますよね。それから、分別したものを遠くへ持っていくとか、それから、なかなか取りにきてくれないからうんとたまっちゃって多くの量を持っていくなどというのは嫌がるわけです。ですから、前に言ったように、なるべく家のすぐ近くに出せて、しかも出したらすぐ持っていくくれるような、そういうのに近い形にした方が協力してくれると思うんですね。ですから、そういうふうにやっていかないといけないんだろうと。だけど、それがすべてダイオキシン問題を解決することにもならないんですよ。そういう誤解もあります。

それから、誤解の第3は脱塩によってもダイオキシン問題が解決できる、要するに燃さなくていいですよと言いますが、脱塩がどのくらい難しいかということなのですが、この塩素を含む物質が多いために、完全な脱塩というのはまず不可能だと私は思うんですけども、かなり進んだとしますよね。それで、わずか残った塩でも、ダイオキシンというのは少しの塩素から、あと有機物があればできちゃうわけですよね。ですから、この塩というのが残っている以上、ダイオキシン対策というのは絶対やらなければならないんですよ。ですから、どうしても焼却設備というのは必要なんです。

ですから、この三つでさっき言ったマテリアルリサイクルが完全にできる。あるいは廃棄物の減量、それと分別が徹底してできたと。それから、塩分もそこそこにとれるようになったといったからといっても、必ず燃す分は残るんです。ですから、ダイオキシン対策はやらざるを得ないんだということを、私、言いたいんですね。

そこで、私はごみ処理の基本的な考え方の周知徹底ということで、この環境基本計画の中にも4本柱で乗っております。廃棄物の発生回避、抑制。それから2番目が再使用、リユースですね。それから、3番目がマテリアルリサイクル。それから、4番目が熱回収と書いてあるんですけども、私はここは言葉の問題ですけど、熱回収を含むサーマルリサイクルだと思うんですね。ですから、ほぼ私と同じなんですけども、ただ違うのは2本柱でいくということまで決めつけるかどうかなんです。私は、できれば上から順番に力を入れて。これでだめだったら2番、2番でだめだったら3番、3番がだめだったら4番にというふうに行くのがいいと思うんですね。でも、必ず3番をするにしても4番するにしても、やっぱり真剣に取り組んでいただきたい、そのことを強く申し上げたいんですね。

それで、廃棄物の焼却処理が必要な方策であるということを踏まえた上で、ダイオキシンを十分に抑制することができる廃棄物の処理システムを構築することが必要であると、私は思うんですね。ダイオキシン生成に最も強い影響を与えているのが不完全燃焼であると、こういうことを踏まえれば完全燃焼に的を絞った対策が重要である。ですから、ぜひここをやっていただきたいというふうに思います。

それから、日本は欧米先進国に比べて完全燃焼の達成度が低いというのは、その理由は、まず欧米では燃焼処理を早くからサーマルリサイクルに位置づけているんですね。要するに、ごみを燃して熱を利用して発電する。タービンを回して電気をおこす。それをリサイクルの一環としてやっているんですね。そのときに、ですから既にもう完全燃焼ということに取り組んでいるんですね。ところが、日本の場合には、どうも最初はこ

ういう考えじゃなくて、衛生処理からきているようなんですね。ごみがそこにあったら不衛生であると。それから、邪魔だということから、では燃しちゃえと。するときれいになっちゃいますよね。そういう衛生上からきて、それを燃して、そこから熱を利用してやるなどというのは、近年になってからだと思うんですね。日野市も、恐らく63年、平成に入る直前ですよ、今のこのサーマルリサイクルにしたのがね。恐らく日野市についてもそうだったと思うんですね。

そのほか、さらに温暖化防止の観点からしてもサーマルリサイクルというのは、私必要だと思うんですね。わざわざ電気をつくるんじゃなくて、そういうものどうしても燃さないとならないものが出てくるはずですから、それを燃したときに、できるだけ熱を利用して電気をおこすというような推進も、重要な課題ではないか、こういうふうに思うんです。

以上、私、時間がないからいろいろ早口で言いましたけれども、この環境基本計画のリサイクルのところを見たとき、今のようないろいろ感じたんですけども、以上の私が言ったようなことを長々と聞いていただきましたけれども、部長どんなふうにお感じになったかお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 大変勉強させていただきました。

まず、先ほども申しましたように、私たちが何回、100回、200回ですね、そういった小さな集会でも出向いて、今の現状、地球温暖化から日野市の現状、それからダストボックス廃止、それから収集方法についても、できるだけ市民の方が出しやすい状況、例えばダストボックスを廃止したところに、今420カ所ぐらいのリサイクルステーションでございますが、それを持っていくとか、あるいは青梅市のように戸別で回収に行くとか、今より少し進んだ方法で、出しやすい方向でしなければ、さらに資源化率、リサイクル率、すべての面でかなりのプラスに持っていくには厳しい状況があると思うんで、その辺のところは御指摘のとおりだと思って、十分そういった方向で実施していきたく考えております。

たくさん御提言いただきまして、今ちょっと頭が混乱しているところでございますが、マテリアルリサイクル、それから分別を徹底、脱塩、私どもの検討していることの方角を教えていただいたような気もいたします。マテリアルリサイクルは、材料として紙から紙に利用する、またプラスチックからプラスチックにするとか、そういったものに再利用する、リサイクルするということで、確かにお金がかかるリサイクルでございます。

とにかく発生源でまずごみを出さない、少しでも質素な生活をする、そういったことを心がけねばいけないのではないかと考えております。

とにかくいろいろ勉強になりました。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 内田 勲君。

○24番（内田 勲君） それでは、最後に市長の方から、この環境基本計画を見てどうお考えになったのか。それとあわせて、私が今、それについて若干異論といいますかね、こういうことも気をつけながらこの方向で進めてほしいというふうに申しあげましたけど、その辺について何かお考えがあらましらお伺いしたいと思うんです。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 内田議員から、ごみ行政の今後ということで幅広い見識の中でいろんなアイデアをお伺いしたわけであります。私も非常にお聞きしながら勉強させていただきます。

環境基本計画の素案でございますが、本当に大勢の市民の皆さんが、何度も何度も1年間集まる中で自主的につくっていただいたということで、大変私、高く評価をしておりますし、すごいものができたなという感じを持っております。ただ、確かにすぐにこれをやれと言われてもなかなか難しい問題がたくさん並べられております。そういう意味では、将来のごみゼロ社会に向かって、第一歩を踏み出していくための大きな指針として大事に扱っていききたいというふうに思います。そういう中で一部解釈といいますか、考え方について、内田議員の別な考え方もあるようでございます。そういったことも、これから市民のいろんな声も集めるわけでございますので、そういう中であわせて検討させていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、ごみをよりなくす、ゼロに持っていくには、行政はもとより市民の皆さん、業者も含めてであります、大勢の皆様の協力といいますか、同じ方向を向いてやろうという意欲がなければできないと思います。そういう意味で、できるだけ知恵をあわせて協力し合ってやっていきたい。で、引き続き御指導いただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 内田 勲君。

○24番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

最後に補足的にお願いしたいんですが、私のところにも行政のいろんな部署からいろんな資料が届くときに、新しい封筒に入っているいろんな資料をいただくんですけども、もらった時点でもうその袋は要らなくなるんですけども、その袋を回収するシステムがな

いんですよ。私の職場——コニカなんか行きますと、古いやつにいっぱいあて名書きが張ってありまして、一つの袋でそれこそ何回もいろんな人のところへ回るんですよ。来たやつの袋をあけたら、その袋へ今度また自分の資料を入れてほかの人へ回すと。ですから、日野から東京、東京から関西、北海道とか九州とかいろいろ国内一周してくる袋もあるんですね。そのくらい、一つの袋が利用されている。しかもその袋は市販されているのを買ってきたんじゃなくて、外から郵送されてきた袋を、また利用するんですね。そういう形で、かなり古い袋が何回も使われているんです。

ところが、この日野市役所へ来ますと新しい袋ばかりが目につくんですね。ですから、ぜひこういう袋もごみにならないように、できるだけもう要らなくなったら、どこかへこの袋を置いておけば、またそれを使ってもらえるように、少なくとも我々とかあるいは職員間であれば、1回使った袋でもいいと私は思うんですね。できれば、そういうことも検討していただきたいと思うんです。

それから、庁舎の中の職員の方の中には「赤旗」を読んでいる人が大勢いるんですけども、この「赤旗」も、ぜひ日本共産党日野市議団の方をお願いしたいんですけども、自分たちが売った新聞ですから、その読み終わった新聞をまた回収したらいかがですかね。今、それがごみになっていっちゃうんですよ、「赤旗」が。それで、最近聞いたことなんですけども、「いやだけど 無理やりとってる赤旗を 読んだふりしてリサイクル」そういうふうに言っている人もいるぐらいで、とにかく「赤旗」がごみになったりあるいはリサイクルに回っているとしても、それだけの手を煩うわけですよ。ですから、よく共産党の人は、事業者負担、事業者負担と言うわけですから、自分たちの共産党がつくった新聞を売ったら、ぜひまた回収することも考えてください。相当、この市役所の中のリサイクルボックスの中に「赤旗」が入っているはずですから。それでもうとにかく義理でとっている人が多いんですから。（笑い声）ほとんど読んでいないのを捨ててあるのがあるんですよ。そういうこともよくわかりますから、ぜひ回収をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって22の2、ごみ行政の今後についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時57分 休憩

午後5時58分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給料及び扶養手当を改定するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

初めに第7条扶養手当の関係であります。新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、恐れ入りますが8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。第7条第4項は、扶養親族のうち欠配第1子を除く満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子に対し加算する額を4,000円から5,000円に改めるものであります。

次に給与改定であります。恐れ入りますが、前に戻っていただきまして3ページをお願いいたします。3ページは給料表の別表第1でございます。4ページ、5ページは別表第2、別表第2の2をそれぞれ改めるものでございます。

本年度の給与改定につきましては、国及び都の給与勧告を参考に、給料表1及び給料表2の適用者は0.76%、5ページの給料表3の適用者は0.74%の改定を行うものでござ

います。

次に6ページの付則でございます。第1項は施行期日及び適用日を定めたものでありますが、この改正条例につきましては、平成10年4月1日から遡及して適用するものがあります。第2項の最高号給等の切りかえにつきましては、参考資料にありますとおりでございます。第3項は給与の内払いという規定になっております。

以上、給与の条例の改正部分について御説明を申し上げましたが、本年度の給与改定の内容等につきましては、お手元に給与改定の概要を配付させていただいておりますので、御参考にしていただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第100号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、市長・助役及び収入役の期末手当を減額するため、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは議案第100号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

市長等の期末手当の額に関する特例といたしまして、第2条でございます。平成10年12月に支給する市長等の期末手当の額は、市長等の給与条例第4条第3項の規定により算出した額に、市長につきましては100分の70に、助役及び収入役につきましては100分の85に減額するものでございます。

付則でございます。この条例は公布の日から施行し、平成10年12月1日から適用するというものでございます。付則の2といたしまして、この条例は平成10年12月31日限りで、その効力を失うという内容のものです。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ただいまの御説明で提案の内容は理解をいたしましたけれども、提案の理由については一言も御説明がありませんでした。なぜこの提案をされたのか理由を御説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 提案の理由でございます。

今日の財政状況等をかながみまして、市長よりみずからの給与等を減額いたしたいということが理由でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 財政状況等を考慮して提案をするということですが、今回の措置でどれぐらいの、いわば財政的効果があるのか額を教えてくださいたいと思います。（「代表者会議で言ってるじゃないか。市長が言ってるじゃないか、代表者会議で」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 約220万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今日の財政状況等を考慮してということですが、どのように考慮してわずか220万円の減額を提案してきたのか、もう少し踏み込んだ御説明がいただきたいと思います。

確かに市の財政状況は大変厳しいということは、私も理解しております。（「そのぐらい子どもじゃあるまいしわかるだろう」と呼ぶ者あり）しかしながら、なぜこのような提案をされたのか……（「じゃ反対かよ」と呼ぶ者あり）市民の皆さんにも説明をしなければいけない立場であります。（「言わなくたってわかるだろう」と呼ぶ者あり）市長としては、今日、市の財政状況が大変厳しくなっていることに責任を感じるから、このような提案をされたのか。あるいはこれから大いに力を発揮して、市民生活を支えるということを含めて、今日の経済不況を乗り切っていくんだと、そのことに対して先行きの展望が明確に持ち得ないから、あらかじめ謝っておこうというのか、いろんな理由があると思うんですけども、もう少しわかるように説明をしていただきたい。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） この提案を素直に受け取っていただければ、みずから明らかになると思います。やはり今の財政状況の中で、新年度へ向けていろんな厳しい予算編成をしていかなければなりません。その段階で、市長を初めとする執行部の理事者ということで、とりあえずみずから減額をすることによって気を引き締めて、これからの難関に対処していくというのが、この減額の趣旨でございます。（「異議なし」「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 決意を示すために提案をする、そういうふうを受け取ってよろしいですね。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） そのとおりです。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） この財政難を乗り切るためには、市長を初め助役、収入役には、今まで以上に御苦労していただかなければならないというわけですから、本来なら期末手当をカットするどころか、さらに上乗せしてこれだけのことをやりますと、堂々と役割を果たしていただきたと思うところです。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）カットすることで財政難が乗り越えられるというわけではないという点は強く指摘させていただき、ただみずから血を流していただくというお気持ちは十分わかりますので、その点については酌み取らせていただいて、賛成の立場を表明いたします。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第101号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第101号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、教育長の期末手当を減額するため、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは議案第101号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページでございます。

教育長の期末手当の額に関する特例といたしまして、平成10年12月に支給する教育長の期末手当の額を100分の85に減額するものでございます。

付則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成10年12月1日から適用する。2番目といたしまして、この条例は平成10年12月31日限りで、その効力を失うという内容のものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第101号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第28号、日野市議会議員定数削減検討特別委員会設置の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

〔30番議員　登壇〕

○30番（小山良悟君）　議員提出議案第28号の提案理由を申し上げます。

我が国は政治は三流、経済は一流とやゆされながらも、1980年代はバブル経済が生まれ世界の最先端を行く経済大国でありました。1人当たりの国民総生産は、人口1,000万人以上の国では最高の水準でした。先端技術を駆使した製造業の国際競争力は強く、

急激な円高にもかかわらず輸出は減らず、企業利益は史上最高を記録し、倒産件数や失業率は最低の好景気を満喫してきました。そのバブル景気のおかげで自治体の税収入も右方上がりで、財政運営にもかなり余裕がありました。ところが一転して、バブル経済が破綻をして金融機関や不動産会社、さらには建設会社など企業の業種を問わず、規模の大小を問わず、巨額の不良債権を抱え込み、その処理にのたうち回っている状況に追い込まれました。

それに加えて、世界の流れがあらゆる分野で急激に変化して、国際化時代からボーダーレス化、グローバル化と移行してきました。関税の撤廃、輸入の自由化など規制緩和の流れが進行してきたり、日本が得意とする企画大量生産型の工業は、エレクトロニクスの制御技術の進歩により、労働の秩序と経営のノウハウのある国はどこでも生産できるようになり、いつの間にか日本も国際競争力が低下し、その対応を迫られている状況になってきたのであります。

金融機関も大蔵省の手厚い保護のもと、いわゆる護送船団方式で経営が守られてきましたが、不良債権を抱え、金融の自由化に伴って国際的な競争力を備える必要性に迫られ、金融ビッグバンのあらしにもまれ青息吐息の状態であります。銀行の本来の役割である企業への融資も渋り、今や国民の信頼を失いかけています。金融機関の再生に向けて、必死のリストラを実施してもがいているのが現状の状況でございます。

一方、民間企業も国際競争に勝ち残るために、多くの犠牲者を出しながら懸命のリストラを実施して、血のにじむようなサバイバルの努力をしています。大企業のリストラのあらしの中、零細企業はその存続すら許される状況ではありません。路頭に迷う人も多く失業率も4.3%は戦後最大であります。企業内失業者も数多く出ている状況にあります。

そんな経済状況の中で、追い討ちをかけているのが少子高齢社会の到来です。高齢化によって問題なのは、医療や介護の需要が増大し、生産力が低下することです。少子化によって問題なのは、若者の減少によって消費需要と生産力が低下することです。また、少子高齢社会での大きな問題は、年金に対する信頼であります。現在のところ、年金の支給額より掛金が多いのでありますが、近い将来、これが逆転し年金制度の維持が困難になることが予想されます。このように経済不安の上に高齢化に伴う社会不安が重なり、国民の消費マインドは冷える一方で、景気回復の大きな足かせになっています。

当然のことながら、自治体の税収入にも大きく響き、多くの自治体が財政運営に行き

詰まっています。これまでのような要求すれば簡単に予算がつくという時代ではありません。財政が厳しくても、市民生活を守っていかなければならないのが行政であります。したがって、市民の負託を受けている行政は歯を食いしばって負託にこたえる責任を果たさなければなりません。そのためには、徹底的な行政改革の実施であります。政策の見直しは当然のこととして、職員の削減も実施していかなければなりません。

今年度、巨額の歳入不足に見舞われ赤字決算となる東京都でも、青島知事はこの３年間で4,700人の職員を削減することを打ち出していますが、一層の見直しが必要として、新たな削減計画を今月末にさらに発表すると表明しました。日野市も同様の対応を迫らざるを得ない状況でございます。

これまで多くの議員から何度となく行政改革を強く求めてきました。これまで述べてきた社会情勢の状況では、今こそ真剣にこれを実行していただく時期であります。議会側も行政側だけに改革を求めるだけでは、市民の信頼は得られません。みずからも身を削って効率的な議会運営を図り経費の削減に努めなければなりません。したがって、職員の定数削減を初め行政改革を求める中で、議会側でも議員の定数削減について特別委員会を設置して、そのあり方を検討するのは当然の責務と考えます。この際、地方自治法第110条に基づく特別委員会の設置を提案いたします。

議案の内容について、御説明申し上げます。

地方自治法第110条並びに日野市議会議員条例第6条及び第8条の規定により、特別委員会を設置するものであります。特別委員会の設置に当たりましては、1. 名称、日野市議会議員定数削減検討特別委員会。2. 付議事件、日野市議会議員の定数削減についての調査・研究。3. 委員定数、10人。4. 委員の選任、議会で選出する。5. 期間、閉会中も審査できるものとし、本審査が終了するまでとする。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 質問させていただきます。4点。

今、地方分権が叫ばれ、国の責任をどんどん地方自治体へおろして押しつけていくという強引なやり方がなされているわけですが、そういう中で、多くの専門家からも地方自治体と地方議会の役割はますます大きなものになっていくと指摘されています。そういう時代の流れを考えるならば、議員定数を削減するのではなく、議会をどう活性化させるのかという点を議論すべきと考えますが、その論議抜きに定数削減の話が出てくるのは、順序が逆であると考えます。地方分権にかかわる質問もほかの議員さんからされ

と思いますが、私はその点に絞って質問します。

2点目。地方自治法の議員定数の定めは人口を基礎にしているわけで、条例で特にこれを減少することができるとしていますが、特にというのは人口の急減など特定の事由のことで、経費削減という事由はこれに当たらないとする法解釈が一般的なわけですが、その点をどう考えていらっしゃるのか。

3点目。財政難とか経費削減という理由で、もし定数削減が提案されたとするならば、今日の財政難が議員定数が多過ぎたために発生したという明確な根拠があるのか。つまり、今の議員数が明らかにむだだったという事例があるのか。まず住民から選ばれた議員がいて予算を審議するというのが筋であって、今回のケースのように、まず予算があって、それが足りないからといって、今でさえ法定定数よりも10人少ない日野市の議員をさらに減らすというのは本末転倒、議会軽視だと思いますが、それについていかがでしょうか。

4点目。学校の問題でも適正規模と適正配置というふうにちゃんと並べてやっているわけですが、「学校と議員と間違えちゃ困る」と呼ぶ者あり）今回の提案は、削減のみに絞っていきなり定数のみを減らすという大変乱暴なやり方だと思います。議員定数の規模を考えるのであれば、配置も考えなければならないと考えますが、いかがでしょうか。つまり、現状を見ますと、ある地域からは10人ぐらい立候補しているのに対して、ある地域からは1人か2人しか出ていないという政治的なアンバランスがあるわけですね。10人出ている地域については、それぞれが違う政党や個人のぶつかり合いですから、とてもいいことですけれども、少ない地域の住民にとっては、議員が2人いるといっても、自分の思想や信条と違う議員であれば、やはりよその地域に住んでいる候補者に投票することになります。そうすると、やはりその投票した議員は自分の地域のことで手いっぱい、やっぱりよそへは手薄になってしまうという状況の中で、不平等が現実には生じているわけですね。日野の中でそういう不平等が今、地域の中で存在しているわけです。

したがって、どうしたらそのような地域からも議員が出すことができるかということを検討するならば、必然的に定数をふやすという方向に行かざるを得ないと、私は考えるんですね。このアンバランスの問題に対しての検討を抜きに、憲法や地方自治法に保障された権利の侵害を無視して検討がされるのでしょうか。

4点お伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 4点にわたって御質問いただきました。

まず第1点です。地方分権、国が押しつけてきてどうのこうのということでもありますけれども、そういう時代、流れになってきているのは事実であります。地方分権は市町村だけではなく、まず都道府県に権限委譲とか事務委任とかそういう形でくるわけで、全部が全部市町村にくるわけではありません。また、市町村でもそういうふうな地方分権で役割が行政にもふえてくるということでもありますけれども、そういう中で、私どもは今のこの社会情勢の中で、特に財政がとにかくなければ市民生活を守ることができない。これがもう行政として絶対外してはならない義務であります。そういった市民に対して、最低の義務を果たすためには、その体制を整えて仕事をこなしていかなければならないわけであります。したがって、仕事はふえるということもあるでしょう。そうしましたら、これはまた、職員の皆さんも数を減らしても、仕事の量をふやしても、この体制をとって市民の負託にこたえていくというふうに考えていかなきゃならないというふうに考えるわけであります。

したがって、議員ももしこれは委員会で論議されて、どのような方向、結論になるかわかりませんが、削減になった場合にはそれなりに各議員が今まで以上に、もうそれこそ2倍3倍の役割を果たすという意気込みで、この社会的な危機を乗り切っていくということが必要だというふうに考えますので、今後、この職員の定数削減あるいは議員の定数削減というのは、日野市に限らず他市でもそういう動向にもありますし、今後そういう状況になっていくのではないかと。それは、あくまで主権者である市民の生活を守るために、行政がそして議会が、その体制をつくって役割を果たしていかなければならないという世の情勢の中での対応だというふうに考えます。

2点目の特定の事由。もう一度ちょっと恐縮です。（「しっかりやればいいんだ、委員会で」「堂々と委員会でやなさい」「大事な発言だ」と呼ぶ者あり）2点目、済みません。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 条例で特にこれを減少することができるという規定は、この「特に」といのは人口の急減——急激的な減少という場合であって、経費削減という事由は含まれていないというふうに、一般的に法解釈ではされています。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 議員定数の件ですが、上限は定められています。特にということですが、人口の急減ということもありますでしょうし、今日の急激な社会情勢の変化というのも、その判断の中に入るというふうに思います。

それから、3点目の議員が多いから財政難になったのかという質問ですか、これはもうまともに答えていいかどうか分かりませんが、そういう一部分の現象で今日の財政難になっているわけじゃなくて、あらゆる分野でそういう不景気なる要素が出てきて、そして、それが財政難になってきているということです。議員が多いから、職員が多いからというだけの話ではないです。ただ、現実にはそういう財政難の状況に立ち入ってまいりましたので、それに対応していかなければならないということで、この提案をしたわけであります。

それから、いきなり定数削減は乱暴ではないかという指摘であります。何年か前に、議員定数削減の4名ほど削減という議案が出されたことがあるんですけど、これはもういきなり論議なしとか、ああいう形で削減をするという形で本会議場に出てきたと思うんですが、私はそういう乱暴なやり方は考えておりません。あくまで特別委員会を開いて、議員の削減については検討していただきたいという形で、委員会の設置を提案しているわけでありますから、きょうここで何人減らしますとかを決めるわけじゃありませんので、決して乱暴な方法というふうには思っておません。ルールに基づいて提案しているというふうには妥当な提案だと、こう思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 今の回答を聞きますと、いずれも財政難ということを理由に挙げているわけですから、どうしてもまず定数削減先にありきという姿勢が伺えるわけですね。経費削減というのであれば、例えば議員報酬の削減とかその前にチェックすべきことがあると思います。

それに3の質問に関してですが、市民の中にも議会には年に4回しかないのに一般質問さえもしない議員がいて、本当に・・・・・・・・・・という……（「おいおいおいおい」と呼ぶ者あり）批判も一部にあるわけです。（「ちょっと議長、その発言おかしいぞ」と呼ぶ者あり）実際にそういう声の一部にあるわけですね。しかし、（「・・・・・・・・・・とは何事だ」と呼ぶ者あり）定数を削減しても、（「一々質問しなきゃ仕事ができないようなそんな情けない議員でどうするんだ」と呼ぶ者あり）その一般質問をしない・・・・・・・・・・と言われている議員は、（「一々質問しなきゃ何もできないんじゃないしょうがないじゃないか」と呼ぶ者あり）大きな組織に支えられて、また当選してしまうわけですね。そして、まじめにこつこつ地域に根差してやっている組織のない議員さんが、定数削減されることによって落ちてしまうというような状況も、やっぱり生まれてくるわけです。

だから、定数を削減するということは、その辺にもすごく問題があるわけですね。あと、新人や女性の候補者がやはり組織が余らないということとかいろんな理由で、当然当選しにくくなってくるという事実もあります。

議員定数が多過ぎてむだがあったので削るんだという……（「委員会でやればいい」と呼ぶ者あり）明確な事例がないわけですから、検討すべきは、やはり数の問題ではなくて、1番で言いましたけれども、質の問題だと思うんですね。議会をどういうふうに活性化していくかという論議の方が先だと思うんです。まずそういう論議を先にやっていただきたいと思います。

また、1番の問題についてですが、先ほども申しましたように地方分権の流れの中で、国のすべき仕事がどんどん地方に押しつけられて自治体の仕事が膨れ上がるという事態に、少数の議員で対応できるのかということですね。議員の審議する分野が広がるわけですから、これまで以上に各界各層から議員が選出されないと、（「簡潔に終われよ、簡潔に。長過ぎるよ」と呼ぶ者あり）それこそもう行政寄りの議会になってしまうわけです。（「・・・・・・・・・・なんて言葉どこから出てくるのかね」と呼ぶ者あり）

そういう議会制民主主義の形骸化ということでは、やはり幅広い住民の意見を反映させるためには議員定数削減はもうあってはならないと、私は思っていますので、今回のことに関しては、議員定数を現状のままにしてどう活性化していくのかという議論か、あるいは定数をふやすという前提での検討でなければ、私は賛成できません。

以上です。（「もう委員会入れば賛成だよ」「委員会に入ってからやればいいのに」「共産党反対したって、検討するのまで反対しちゃうんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 提案者にお尋ねしたいと思うんですけれど、提案者ね、議会というのはそもそも何なのかと。地方自治体では、市長は選挙によって1人選ばれるわけですね。で、議員というのは、地方自治法で人口規模に応じて多数の、30名、36名、40名と選ぶわけなんですけれど、なぜ議会の定数というのはこういうふうに決まっているのか。議会のそもそもの役割をどういうふうに考えているのかというところが、本当に疑問に思いますので、そういう点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 議会のイロハのイを何か聞かれているみたいで、（「そうです」と呼ぶ者あり）そんなことは中谷議員、承知の上で議会議員に立候補して議員活動をなさっているんじゃないですか。（「そうだ」「質問に答えてください」「自分で勉強しても

らうんだ、そんなことは」と呼ぶ者あり）定数を定めてあるということは、議会は確かに民意を反映するという点でいえば、議会じゃなくて、直接のルールで市民からいろんな要望を聞くという形で直接制民主主義とかね、そういうふうなことでいいかもしれません。しかし、それではとても行政は業務を執行することはできない。（「議会の方」と呼ぶ者あり）これは議会も同じです。したがって、市民の最大公約数とか、いう形の中で議会を間接制民主主義、議会制民主主義という制度をつくって、それで民意を反映していこうという仕組みにしているのが議会なんです。そんなことはイロハのイで、答えるのも何かあれですけども、そういうことなんですから、その中での議員なんです。

だから、その定数についてはその時代、時代の情勢、状況によって、定数を定めていくという柔軟な対応もしていかなければならない。特にこれからの21世紀というのは、社会情勢の変化は本当に目まぐるしいんです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）規制の枠の中で物事を考えていったら、とてもじゃないけど世界の流れについていけない。これは行政に限らず政治の世界でもそうです、経済でもそうです。先ほど私が申し上げましたように……（「質問だけで結構です。余分なことは結構です」と呼ぶ者あり）民間機関も皆、血のにじむような努力をしているわけですからね、まあそういうことです。

（「共産党は行政改革できないんだから。わかっているんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 最初の方にお答えがありましたけれど、市長というのは1人なんですよね。執行するわけですから、それに対して市民のたくさんの多様な意見ができるだけ正確に反映できるように、多数の議員の定数を決めて選挙しているわけでしょう。

今削ろうというのは、何か先ほど職員も削らなくちゃいけない、市長も減俸したと。そう言われませんでしたけれど、みんな我慢しているんだから、議員も議会も改革しなくちゃいけないんだと言われましたけれど、（「そうだよ、わかっているんだ」と呼ぶ者あり）議会の役割は多様な民意を反映するということは、削るの多様な民意の方を削ろうということじゃないですか。何も議員は痛みにならないんじゃないですか。何を削るのが改革だと考えているんですか。どうして議員定数を削ることが改革になるんですか。それは、いろいろな民意を市政に反映しようということを削るということじゃないですか。全然改革じゃないじゃないですか。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 民意を反映する。それは、もう議員がその役割であることは当

然です。いわゆるこの不景気の世の中で、税収入も不足で財政難の厳しい中で、市民はいろんな行政サービスを求めている。その求めに対してこたえられるように、行政側も無理、むだなところを見直して、それから時代に合わない政策があったら、それを見直しする。（「見解の相違で十分だよ」と呼ぶ者あり）それから、職員の数も少数精鋭に切りかえていく。議会もある意味ではそう言えると思うんですけども、そういうことも一つの民意にこたえる考え方なんです。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） では聞きますけれど、これ経費を節減するというんだったら、例えば議会の議員定数、削減したら解散がない限り経費を削れるのは3年後じゃないですか。全然痛みないじゃないですか、今の人たちは別に報酬が減るわけじゃないし、3年後まで議会は経費は削らないわけでしょう。議員定数削減できないわけでしょう、選挙がない限りは。何で痛みそれで感じるんですか、こたえることになるんですか。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 議員定数条例がありますね。条例の改正をして定数減を図るということはできませんか。（「順番があるでしょう、順番が」と呼ぶ者あり）その前に、議員の定数のあり方を我々が行政側に、職員定数のあり方を検討しなさいと、議会側でも何度も行政改革で申し上げている。そういうふうに検討しろということを言っている。我々もみずからも検討する、そのことの姿勢が必要だというふうに思うんですよ。

とにかく内容について議論するつもりはありません。これはもうとにかく委員会の中で論議していただきたい。（「なぜ今提案なのか」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 議案の提案の理由を聞いているんです。経費節減だというならば（「提案理由、さっき言ったじゃないか」と呼ぶ者あり）3年後に議員の定数削減しても、今の不況、今削ろうとしていることにこたえることにならないわけでしょう。意味がないでしょう。（「そういう姿勢があると市民感情が違ってくる」と呼ぶ者あり）本当に議会改革というのならば、今行財政対策、確かにいろいろな問題がある、税収が落ち込んでいる。どういうふうに打開するのかということを、大いに活発に議論することが、議会の役割ではないですか。何で3年後に議員定数削りましょうということ、今の提案の理由とされているわけですか。（「日野のあすを考えているんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 中谷議員に申し上げますけどもね、では3年後になったら、あなたは議員削減に賛成しますか。多分、そういうことじゃないと思うんです。

で、今求められているのは、改革にちゅうちょすることがあってはいけない。何も議員の定数の削減だけが改革じゃなくて、行政も経済界もみんな今、必死になって改革に取り組んでいかなきゃいけない。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）で、この議員定数削減についても、特別委員会を設置して作業はこれからなんです。いつ結論が出るかわかりませんが、とにかくその見直しの取り組みをすることは、我々の責務だと考えるから、今提案しています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） あのね、議会の改革を否定しているわけじゃない。議会の改革は大いに進めなくちゃいけないというふうに言っているわけですね。で、議会の中の役割でいろいろな少数意見も含めてできるだけ市政に反映させるといふ、この議会の一番大事なところを削るということだけ、どうして提案されてきたのかと言っているんです。議会の改革に関してはたくさんあるし、行財政問題を考えるともっともっと議会が役割を果たす、そういうふうな検討はやらなくちゃいけないというふう考えているんです。なぜ一番大事なところを削ることが改革なのかということなんです。（「委員会でやれよ、それ委員会で」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） これはもう見解の相違という言葉がありますけども、基本的に今の社会情勢を考えたときに、今我々も具体的にいろいろ改革できるもの、見直しするものを取り組まなければならないというのは、これはもう政治の世界に携わっている者とすれば、当然の感覚だと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もうこれだけ申し上げておきます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 提案理由が全く説明できない。本当に何というかね、本当に今の行政課題、地方分権の問題や行財政問題、議会としてどう対応していくのかというようなことが頭にないというふうなことしか言えません。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 地方自治体が国と対等平等の権利を持っている。だから統括し代表する市長の権限も大きいものだというふうに思います。しかし、先ほども奥野議員からあったように、市長の定員は1名で……（「同じことを言うな、同じことを」と

呼ぶ者あり) どうしても少数の意見は切り捨てられてしまう。だからこそ、議会はなるべく多くの多様な意見を持つ市民の代表が集ってこなければならない、だからこそ地方自治法で、その議員の定数というのは決められているというふうに思います。

その数を削減していくということは、その少数の意見を削っていくことになってしまうというふうに思いますので、その議会本来の役割とやはりどうしても矛盾している方向にいくというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。たとえば財政難という理由があっても、それはほかで解決しなければいけない課題で、議会本来の役割を弱めていくような方向に向かうべきではないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(馬場繁夫君) 小山良悟君。

○30番(小山良悟君) 共産党の皆さんに申し上げますけど、共産党の皆さんは基本的に理解しようとしません。私は提案理由も申し上げている。提案理由も述べられないとか説明できないとか、大変失礼な話をしておりますけども、基本的に理解しようとする気構えを持っていない。今、市民がどういう状態にあってどういうことを望んでいるかということがわかっていない。

今、定数が議員は多い方がいいというような話、再三、共産党の方から出ますけども、私どもの立場としては、確かに多ければそれはいいかもしれませんが、今の社会情勢の中では適正なやっぱり定数というものを見直して考える時期ではないかというふうに言っているわけです。「そのとおり」と呼ぶ者あり) どうしても納得できない、あるいは多い方がいいというなら、共産党の方で議員定数増の特別委員会設置なりあるいは議案なりを出してきたらいいじゃありませんか。「そうだよ」「出してごらんなさいよ。市民の前に堂々と出してみろ」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場繁夫君) 清水登志子君。

○2番(清水登志子君) 先ほど小山議員が、議員定数を削減しても2倍3倍働けばいいんだというような発言がありましたけれども、議会に求められているのは、仕事の量ではなくて意見の多様性というか、なるべく多くの市民の意見を反映させる、その多様性が求められていると思うんです。特定の議員が2倍3倍働いても、多様な意見というのは出てこないというふうに思うんです。

しかも、今は介護保険の問題、ごみの問題、環境の問題、本当にさまざまな複雑な問題が出てきています。問題がたくさん出てきて、しかもそれが複雑になっているときこそ、多様な角度から論議を交わして慎重な審議を行って、行政が間違えないようにして

いくというのが議会の役目だというふうに思うんです。2倍3倍働けば多様な意見が出てくる、そういふに思えないんですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 私が言っているのは、そういう姿勢、気構えはもちろん必要だし、今まで以上に多くの市民に会うということは、多様な意見を把握できるということです。それと、行財も変わってきました。かなり市民のところへ出向いていっていろんな説明会なり説明なりもするようになってきておりますし、情報の公開も条例で制定もされて情報も開示できるようになってきておりますし、それから、市民の皆さんもかなり民意が高まってきているというか、行政にも強い関心を示すようになって、結構直接的にいろいろと行政側にも意見を述べるようになってきています。そういうことから、民意の把握ができないなどということはない。また、民意の把握の方法については、例えば議員の数が多少減ったにしても、自治会長を行政嘱託員とかという形で、民意を把握するシステムをつくるとか、とにかく時代に合ったシステムをつくっていくということも大事なんですね。だから、そういう考え方ですから、決して民意が反映でなくなるというふうには考えません。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 行政が市民の中へ入っていけば、多様な意見をつかめるからいいんだということになれば、議会は要らないというふうに、究極ではなってしまうというふうに思います。そういうふうにはならないんじゃないかと。やっぱり市民の声を代表して、議会で市長と対等、平等に牽制し合い切磋琢磨していく、そういう機能が議会にあるわけですから、市民に直接聞けばいいという論法にすりかえてしまうというのはおかしいというふうに思います。

もう一つちょっと聞きたいんですけども、日野市の議員定数というのは、地方自治法で定められた決まりでいくと40名ですよ。ところが、今30名で10名削減されているんです。既にもう10名が削減されている。地方自治法では、人口に見合った議員の数はどれくらいかという論議を踏まえて、全国的な基準としてつくられているわけですけども、それがもう既に30名に減らされてしまっているんですが、この30名に減らされた規模というのはどれぐらいのものかという、人口5万人未満の市というふうな基準になっているんです。議員定数が30名の市というのは、人口は5万人未満の市なんです。16万市民を抱えている日野市と人口5万人未満の市と、その定数の開きは余りにも大過ぎるのではないかと。現在でもこんなに開いているものを、さらにどれぐらい削っていく

のかわかりませんが、こういうことは余りにもひど過ぎるのじゃないかと。これでは、民意が反映されるような議会はつくれない。これは地方自治法に照らしてもおかしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。（「危機感がない」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） とにかく極端なとらえ方をされますね。多分これが終われば、共産党はピラを書くんでしょうが、正確に書いてくださいよ、オーバーに書かないで。いいですか、私は議会をなくそう議員をゼロにしようと言っているんじゃないですよ。今のこの社会情勢に合わせ、財政状況に合わせ、そういう中で議員の定数の削減が必要じゃないか。それは何名削減したら適正かどうかということについては、委員会で論議していただく、十分に議論していただく。

もし清水議員のおっしゃる委員会で自分の考えが正しいというならば、政治の世界は周りの人も理解させる努力をしなくちゃいけない。それで、その結果、多くの議員があなたの意見に賛成だということになれば、議員の削減はならないでしょう。そういうことなら、あなたは委員会で頑張ればいいんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 最後に、先ほど言いましたけれども、地方自治法では日野市の定数は40名で、今現在の30名というのは、人口5万人未満の市というふうになっていて、人口の開きが3倍もあるんですが、それをどうして民意が反映できると、今の時点でも私、おかしいというふうに思っているんですが、どのように説明されますでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 条例で40名というのはもう百も承知しているんです。例えば町田市は人口約30万人ですよ。それも条例では40名なんですね。もともと日野市の条例の40名というのが多いと、私は個人的にはそう考えます。そして、現行は30名。

何回も申し上げますように、そういうことは百も承知の上で、現在のこの経済情勢、行政の財政状況、いろんなものをあわせて再検討する必要があるんじゃないかというふうに判断するから提案したんです。もうここは見解の相違ですね。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 議員定数削減の他市の動向でもあるということなんですけれども、本当に日野市の議員定数を削減しなければならないほど、現在の定数が多いのかどうかちょっと考えてみたいと思うんですが、立川市は有権者数が12万9,000人くらい

なんですね。それで、定数は現在32名です。ちなみに日野市は有権者数が13万2,000人で30名です。葛飾区は有権者数が約13万人で定数が30名。荒川区は有権者数が約14万人で定数は34名、台東区は有権者数が約13万人で定数が38名、港区は有権者数が約13万人で定数が40名だったところを35名にするという報道がありました。文京区は有権者数が約14万人で定数が38名。三鷹市とか小平市は大体同じ13万人規模で、30名のところを28名にしたりという傾向はあるんですけども、全体的に見ても、日野市が本当に議員定数が特別に多いとは思えないんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 各市の議員定数のあり方は、それぞれの議会の見識で対応していくものだと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがって、日野市は日野市なりの立場で、いろんな立場から検討してより適正なあり方を検討し、方向を出せばいいというふうに考えています。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 今お答えにはなりましたが、特別に日野市が多いというわけじゃなくて、やはりほかの市と考えても、まだ頑張って少なく抑えている方ではないかと、私は思います。

それから、今回の日野市の市議選の最低得票数が1,305票でした。27市中、最低得票数が日野市より多かったのは6市のみでした。それは町田市、八王子市、府中市、調布市、小平市、立川市です。ほとんどが日野市より有権者数が多いんですね。そのうち有権者数が日野市より少なかったのは立川市のみです。その立川市というのは、日野市よりも3,000人ほど有権者数は少ないわけです。先ほども言いましたように、立川市は定数32名で、日野市より多いわけなんですね。

そういうことを踏まえまして、私が一番問題だなと思っているのは、市民の中から組織もなく選挙に出るというのは本当に大変なんですね。そういう者にとって最低当選ラインがさらに高くなるということは、本当に出にくい状況をつくってしまうということになるわけですけど、その点についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 私は選挙の都合でこれを考えているわけじゃありません。選挙の都合を言うならば、私も民主クラブの方が大変なんです。（笑い声）私自身も過去に、わずか4票差で30番で当選した実績もあるんです。選挙は決して強くないんです、私。（笑い声）だから、もし定数が削減になって、それでこの提案者の私自身が落選す

るという憂き目に遭うかもしれません。しかし、それは私個人の話であって、市民の立場で考えて責任を果たすということなら、そういう……。前の市長が言っておりましたね、「私心なければ恐れるものなし」と。森田市長でいいこと言ったのはそれだけかなと思うんですが。（笑い声）そういう精神ですから、私はそういう精神で、自分の個人的な選挙の都合は考えておりません。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） やはり多様な市民の意見を議会に反映させていくという立場から、ますますハードルを高くして、組織のない者にとって出にくい状況をつくっていくということは、議会の役割を十分に果たし切れないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

小川友一君。

○19番（小川友一君） ちょっと私も最近耳が遠くなりましたので、確認させていただきます。

先ほど奥野議員の方から発言の中で、一般質問もしないで・・・・・・・・・・方がいるというような発言がありました。これは非常に議会人として不適切な発言でもありますし、ただ議事録の削除だけで済む話ではないと思うんですね。よって、この議会が終わりましたら議事録を示していただいて、今後の対応を議長として検討していただきたい。申しておきます。

○議長（馬場繁夫君） ただいまの小川友一君の議事進行につきましては、議事録ができた段階で内容を確認いたしまして、また対応させていただきます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○22番（板垣正男君） ただいま小山良悟議員が提案説明されまして、日野市議会議員

定数削減検討特別委員会設置条例が議案として審議されております。賛成者に黒川重憲、沢田研二、福島盛之助、3人の議員の方が名前を連ねている議案であります。私は、本議案に対して反対の立場で意見を述べたいと思います。

今、日本共産党市議団何人かの議員から質疑も行いました。その小山議員の答えは余り質問者を納得させるものではなかったと思います。（「聞く耳がないだけだ」「そうだ」と呼ぶ者あり）私は、この2月に市議会議員選挙が行われたばかりでございますが、まだ1年も経過していない今日の時点で、30人の議員に日野市民が負託したことを、早々と議員定数削減を検討する委員会を設置するということは、市議選の市民の負託にこたえることができないのではないかなと言わざるを得ないのであります。（「全然違う」と呼ぶ者あり）以下、日本共産党市議団の考えを述べていきたいと思います。

議員定数削減問題は、住民の意思を代表する議会の機能をますます弱めてしまうということにつながっていかざるを得ないと思います。（「情けないね、全く」と呼ぶ者あり）言うまでもありませんが、議員定数については、今こそ憲法と地方自治法の精神に立ち返って考える必要があると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）憲法第93条、地方自治体に議会を設置すること。自治体の首長と議会の議員は、住民が直接選挙で選ぶことを定めていますが、これはそれぞれ住民に直接選挙で選ばれ、市長と議会が切磋琢磨して住民の施策の前進を勝ち取っていく、こういう趣旨のものであります。執行機関と議会は、原理的には独立対等の関係にあるものとされておりますが、議会は地方自治の重要な構成要素として位置づけられております。このことは非常に重要でありますので、私はあえて強調するものであります。

首長選挙は定数1の選挙ですから、少数意見は切り捨てられるということになります。議員選挙は住民の各層、各年代あるいは各地の多彩な意見や意識を最大限反映させるというものでなければなりません。この憲法の規定を受けている地方自治法は、各自治体に議会の設置と議員定数を、自治体の人口規模に応じて決定を定めているものであります。この基準は、憲法の基本理念である国民主権の立場に立って、議会が住民の意思を代表する機能を十分に発揮できるようにと、人口規模と議会の運営の規模を考慮して定められたものであります。これは、民主主義の観点に立てば、法定数というのは最大限尊重されなければならないことは、言うまでもありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

既に質疑でも明らかにいたしましたように、日野市議会は法定数40人を10名削減して、30名と定めております。（「理解していないね、法定数の決め方を理解していない」と呼ぶ者あり）さらに削減するということになれば、議会の機能を一層弱めてしまう。結果

として、多様な住民の意見あるいは少数意見を議会から締め出してしまうということにつながっていくわけであります。

提案者の小山議員は、今日の財政難を理由にして、理事者側だけではなくて、議会も定数削減問題など検討する必要があるということを言われました。今日の財政難が議員定数の過多——多過ぎるということから、発生していないことは明らかであります。今日の不況の元凶であることは、言うまでもなく税収の不足、国や東京都の補助金のカット、さらには減税に伴うその補てんを地方自治体に借金を押しつけるという政府のこのやり方こそ糾弾されなければならないものであります。（「そうだ」「自民党政治の失敗だ」と呼ぶ者あり）

財政が厳しい議会においても経費節減の努力は当然行わなければなりません。それは、日野市の議会でも来年度から、会派の視察等の見直しを行うということも一つの努力のあらわれであります。さらに努力は今後も続けることも当然であります。（「視察の中身一つなんだよ」と呼ぶ者あり）市議会には、こうした財政難の問題を初めとして財政再建の問題等も含めて、大いに政策的な論議が求められていることは言うまでもないと思うわけであります。

この地方分権が叫ばれている今、専門家からも地方自治体と地方議会の役割はますます大きいものと指摘されております。例えば山梨学院大学の江口清三郎という教授は、地方分権時代の議会活動ということを雑誌に書いておられますが、その中で、全国各地で議員定数の削減が盛んに行われているが、このままでよいのだろうか。これは明らかに民主主義の自殺行為である。行政改革は別の論理によって行われるものである。議員を減らしても議会は弱くなるだけで、削減に惑わされてはならない。確固たる議会機能の発揮方策と、住民のコンセンサスを確立することが大切だと述べているわけであります。議会による主体的な政策の形成、政策型の議会へと私たちは努力することが、今求められているのではないのでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

経済の落ち込み問題を論ずるならば、国へ向けての発言をもっともっと強めることが、今最も重要なことであります。今議会でも私も明らかにしておりますように、消費税の3%から5%への増税、あるいは地方自治体への借金の押しつけ等による市民生活や地方自治体の今日の財政的な困難の元凶を明らかにしなければなりません。さらに日野市も独自の財源の確保のために全力を挙げなければならないわけであります。

先ほどの小山議員の提案理由の説明には、こうした観点、論点が全くないと言わざるを得ません。

今、市民の中には、深刻な不況の中で暮らしと営業を守る問題や、介護保険への対応、子育てや教育問題、緑と環境問題などさまざまな要求が望まれているではありませんか。こうした市民の要求をしっかりと受けとめ、「議員を減らせという要求だ」と呼ぶ者あり）財政難の中でも市民要望を一步一步実現する、「議員を減らせという要望を聞いてないのか」と呼ぶ者あり）そのための政策や調査、研究、論議、積極的に（「そういう要望もある」と呼ぶ者あり）提議するというのが、今議会として重要だと言わざるを得ないわけであります。（「そういう要望を聞いてほしいと思うんですね」「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

以上の見地から（「住民いっぱい言っていますよ、聞いていないの」と呼ぶ者あり）日本共産党市議団、本議案となっております日野市議会議員定数削減検討特別委員会の設置に反対するものであります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 今や日野市の財政難を何とか乗り越え、市民要求にこたえていかなければならない大切な時期であるわけですから、いろいろな知恵をお互いに出し合っていかなければならないわけです。何とかみんなで知恵を絞り、そして市民の声を議会に反映させていく役割を担っている議員の定数を削減するということは、全く納得できません。

また、組織を持たない者が市民の中から議員として出ようとするのが、さらにハードルを高くすることでますます困難になるという事態が起きることは目に見えています。組織を持っている者だけでなく、いろいろな立場の者が声を出していくことがますます大切になってきているこの時期に、議員定数の削減をすることは賛成できません。

よって、特別委員会の設置には反対いたします。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは、会派あおぞらを代表しまして、提案されている議案に反対する立場から意見を申し上げます。

我々も議会の改革には大賛成であります。（「口だけだよ」と呼ぶ者あり）社会の状況が激しく変化しております。それに対応して、議会もみずからのあり方を多様な討論を通じて考えていかなければいけません。提案者の小山議員は提案理由の説明の中で、社会情勢の変化ということを強調されました。しかし、お話の中身を聞いてみますと、それは社会情勢全般というよりは経済情勢の変化ということを重視されているようです。確かに経済状況は大変厳しいものがあり、市の財政も厳しい状況に置かれている

わけであります。しかし、経済はうねりを持って変動するものであります。今、たとえば定数を削減したとしても、その経費節減効果があらわれるのは3年先であります。3年先の経済状況をだれが予測することができるのでしょうか。

さて、私も社会状況の変化について、3点にわたって申し述べ、そのことと議会がどのように向き合うべきなのか、そのことを考えてみたいと思います。

まず第一に、公共的領域が拡大してきている。そういう問題を重視する必要があると思います。高齢者福祉やリサイクル行政、子育て支援行政など、これまでは家庭や地域にゆだねられてきた問題が、公的に対処すべき領域になってきていることに示されるように、自治体がその責任を問われる公共的領域が広がってきております。これらをすべて自治体だけでやるのかどうかということについては、考え方に幅があり得るわけですが、いずれにしても、自治体の責任の範囲が拡大してきていることは間違いのない事実であります。当然、これに対応して議会の責任の範囲も拡大してきているわけがあります。

二つ目は地域社会の状況の変化とどう向き合うのかという問題であります。市民生活の形の多様化が進み、そのことが市民の行政に対する要求の多様化を促しています。行政の立場からの対応としては、行政への市民参加を進める、あるいはオンブズパーソン制度などを導入するなどの動きとなるでしょうし、議会の立場からの対応としては、市民の多様な生活形態や要求にできるだけ十分に向き合うため、多様な立場、能力を持った議員が議会活動をできる条件を確保するということが、まず第一に考えられるべきだ、そういう時代がやってくるのではないのでしょうか。

第3に地方分権型システムにどう対処するのかという問題があると思います。地方分権推進計画が何次にもわたって出され発表され、中央、地方の関係が大きく変わろうとしています。基本的な方向は、権限の自治体への委譲、自治体の権限の拡大、責任の拡大ということだろうと思います。政治全体に占める自治体、そして、言うまでもなく自治体議会の比重が一層高まることは間違いありません。

以上3点、昨今の社会状況の大きな変化について指摘いたしました。そのいずれをとっても、今私たち議員が真剣に議論すべきことは、どうすればこのような新しい社会状況に向き合って議会を活性化できるのか、議会の力を強めることができるのか、そういうことだろうと思います。今、まさに議論すべきは、議会の機能をどう活性化するかということであって、議会の機能を押し下げる議員定数の削減からまず入るというのは、全く議論の仕方として本末転倒だと言わなければなりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そのことを申し上げて、反対の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 今回、議案上程の前にいろいろとお話がありましたけれども、そのときに会派の方からは、削減だけではないだろうと。さまざまなことも改革していくべきであるということで、例えば削減等と「等」という字を入れていただきたい、またはそういうもっと広い意味での提案にさせていただいた趣旨を相談させていただいた経過がございます。しかし、今回提案されたのが削減のみという部分、これはちょっと残念な気持ちであります。もっともっと議会として考えるべきことがあるのではないかというふうな思いであります。

よって、反対の立場をとらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） それでは、16万4,000市民を代表して意見を述べさせていただきます。

要旨に関しましては、ただいま提出者より述べられたとおりであり、ここ数年間の景気の低迷により歳入の根幹であります市税収入の伸びは、平成元年より8年間で20%強の状況であります。その反面、歳出全般では義務的経費及び経常的経費は、ふえることこそあっても減になる要因は見当たりません。また、少子高齢化社会への急激な移行、立ちおくれた教育、立ちおくれた福祉、そしてまた社会資本の充実等多くの行政課題が山積みであります。この変革の時代を乗り切るためにも、さきに提案されました市長を初め三役の給与の条例の特例に見られるように、そしてまた、昭和62年に議員定数削減に関する請願が提出された経過を見ても、議会もみずから身を切り市民の負託にこたえる時期だと考えます。

そして、何よりも近隣各市の状況を見たときに、昨年、平成9年度には保谷市、立川市が、そして今年度、平成10年度は三鷹市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、そして昭島市も、今12月議会に条例が提案されるようにも聞いております。このような状況を見ても、行財政の効率的な運営を強力に推進するため、議員みずから姿勢を正し、民意を反映できる市政運営が急務であると考えます。

よって、ただいま上程されました議員提出議案、日野市議会議員定数削減検討特別委員会設置については賛成する立場であります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって、議員提出議案第28号、日野市議会議員定数削減検討特別委員会設置の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後7時17分 休憩

午後8時05分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第10－37号、「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－37号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において企画総務委員会に付託いたします。

これより請願第10－38号、「外因性内分泌攪乱化学物質」削減に向けた施策の実施等についての請願、請願第10－39号、「一刻も早く30人学級の実現を求める意見書」採択を要求する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－38号、請願第10－39号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において生活文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、日野市議会議員定数削減検討特別委員会委員の選任に件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

これより日野市議会議員定数削減検討特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日野市議会議員定数削減検討特別委員会委員の選任に件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

12月14日から始まります常任・特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は12月18日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 8 時08分 散会

12月18日 金曜日 (第8日)

平成10年
第4回定例会 日野市議会会議録 (第35号)

12月18日 金曜日 (第8日)

出席議員 (29名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	11番	中谷好幸君
12番	佐瀬昭二郎君	13番	森田美津雄君
14番	執印真智子君	15番	江口和雄君
16番	沢田研二君	17番	田原茂君
18番	宮沢清子君	19番	小川友一君
20番	奥住日出男君	21番	竹ノ上武俊君
22番	板垣正男君	23番	一ノ瀬隆君
24番	内田勲君	25番	夏井明男君
26番	馬場繁夫君	27番	黒川重憲君
28番	土方尚功君	29番	福島盛之助君
30番	小山良悟君		

欠席議員 (1名)

10番 小島久君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	榎 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成10年12月18日（金）

午 前 10 時 開 議

（議案審査報告）

（企画総務・生活文教・福祉保健・まちづくり建設）

日程第 1 議 案 第 88 号

平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）

（生活文教委員会）

日程第 2 議 案 第 79 号

日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議 案 第 80 号

日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案 第 81 号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案 第 86 号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案 第 87 号	日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (福祉保健委員会)
日程第 7 議案 第 83 号	日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案 第 84 号	日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案 第 85 号	日野市立児童館条例の制定について
日程第 10 議案 第 89 号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (まちづくり建設委員会)
日程第 11 議案 第 82 号	日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案 第 90 号	平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 13 議案 第 91 号	平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 14 議案 第 92 号	市道路線の一部廃止について
日程第 15 議案 第 93 号	市道路線の廃止について
日程第 16 議案 第 94 号 (請願審査報告)	市道路線の認定について (生活文教委員会)
日程第 17 請願 第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情
日程第 18 請願 第10-27号	学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情
日程第 19 請願 第10-33号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情

日程第 20	請 願	第10-28号	労働基準法改正案に反対する陳情
日程第 21	請 願	第10-38号	「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての請願
(継続審査)			(企画総務委員会)
日程第 22	請 願	第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情
日程第 23	請 願	第10-17号	「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情
日程第 24	請 願	第10-29号	アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情
日程第 25	請 願	第10-30号	消費税の減税を求める陳情
日程第 26	請 願	第10-37号	「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求める陳情
			(生活文教委員会)
日程第 27	請 願	第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願
日程第 28	請 願	第10-32号	都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願
日程第 29	請 願	第10-36号	「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について（通知）」の遵守を求める陳情
日程第 30	請 願	第10-39号	「一刻も早く30人学級の実現を求める意見書」採択を要求する請願
			(福祉保健委員会)
日程第 31	請 願	第10-15号	「南部診療センター」の建設促進を求める請願
日程第 32	請 願	第10-34号	公的年金制度の改善に関する意見書の提出を求める請願
			(まちづくり建設委員会)
日程第 33	請 願	第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願
日程第 34	請 願	第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願
日程第 35	請 願	第10-24号	下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願

(継続審査議決)

- 日程第 36 議会運営委員会の継続審査議決に関する件
日程第 37 市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 38 行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 39 スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 40 ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 41 日野市議会議員定数削減検討特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 42 | 議員提出議案第27号 | 男女平等基本法の制定を求める意見書 |
| 日程第 43 | 議員提出議案第29号 | 地方債の低利借り換え・償還繰延べを求める意見書 |
| 日程第 44 | 議員提出議案第30号 | 緊急不況対策として消費税減税を求める意見書 |
| 日程第 45 | 議員提出議案第31号 | 男女共通規制実現まで「女性保護規定」廃止の延期を求める意見書 |
| 日程第 46 | 議員提出議案第32号 | 労働者派遣事業法「改正」案に反対する意見書 |
| 日程第 47 | 議員提出議案第33号 | 都の公共料金値上げ撤回を求める意見書 |
| 日程第 48 | 議員提出議案第34号 | 都の職業訓練校の統廃合に反対し、能力開発行政の充実を求める意見書 |
| 日程第 49 | 議員提出議案第35号 | 30人学級の一刻も早い実現を求める意見書 |
| 日程第 50 | 議員提出議案第36号 | 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 |
| 日程第 51 | 議員提出議案第37号 | 「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての意見書 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第51まで

午後 1 時05分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件については4 常任委員会に分割付託しておりますので、順次、審査報告を願います。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君） 議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画総務委員会に付託されました歳入全般、及び歳出のうち総務費と公債費についての審査経過及び結果を御報告申し上げます。

東京都議会で公共料金値上げの条例9件が否決されたがどのように受けとめるか、市債元利償還経費に関連し東京都からの借入金のうち高利のものは、あとどの程度残っているかなどの質疑がありましたが、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって企画総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）、歳出のうち衛生費、商工費、教育費、生活文教委員会として慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって生活文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君） 議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）、福祉保健委員会に付託された部分の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

質疑としましては、高齢者無料入浴デー補助金の補正について、老人家庭ホームヘルプサービス事業が事業費補助方式に変わっての問題点は、市立保育園の来年度保育料の改定について、生活保護費、中高年の失業の実態は、児童手当は9月議会で提案すべきではなかったかなどがあり、意見としては、議案には賛成だが老人家庭ホームヘルプサービスについて事業が後退していないか、ヘルパーなどを通して利用者に丁寧に聞き取りをして必要があれば早急な手当てをしてほしいというものがあり、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって福祉保健委員会関係の審査報告を終わります。

次に、まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） 議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）の歳出のうち、土木費について審査結果を御報告いたします。

特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これをもってまちづくり建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告につきまして御意見があれば承ります。板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 補正予算のうちの土木費、交通安全対策費に関して、一言申し上げておきたいと思います。

補正予算そのものにつきましては、先ほど委員長の報告のとおりでございますが、この予算にかかわる3月の当初予算の予算委員会等の説明では、無料を基本としてみんなに喜ばれるような方法を考えていきたい、こういう提案の説明が行われております。

しかし、委員会でこの自転車駐輪場の整備の内容が変更になっているという説明がございました。当初計画と全然違ったものになるわけでありますから、予算の説明欄だけでは事前に我々は知ることはできません。説明には、そういうことは一切書いておりませんから知ることはできないわけでありますが、質問して聞いて、初めてこれこれの当初計画の変更があるということがわかるわけですね。私は、こういう当初の計画が大幅に変更になるというときには、事前にその変更になる時点で、議会にそれなりの説明があってしかるべきだと思うんです。

例えば市長の行政報告の中に、あらかじめこうした変更があるということを議会に説明していただかないと、我々には事前の検討の時間というのはないわけですから、非常にこうした手法は、私はとても同調はできないと言わざるを得ないわけであります。

しかも、当初、無料ということで計画され、そのように提案されていたものが、それを大幅に変わってしまう、全然違ったものになってしまうということでありますから、そういう手法なり、やり方、あるいは議会に対する説明の仕方には、はっきりと同調できないということを申し上げておきたいと思うんです。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第88号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第86号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） ただいま議長より述べられた議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第86号の件は、生活文教委員会として慎重審査の結果、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第79号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、日野市市民農園条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第86号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君）　生活文教委員会に付託されました議案第87号の件であります。

慎重審査をした結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　日本共産党を代表して議案第87号に反対する立場から、その理由、意見を述べさせていただきます。

今議案においては、多摩平第一公園内テニスコートの夜間照明設備設置に伴う夜間使用料が通常使用料の倍額として設定されており、認めるわけにはまいりません。以下３点を踏まえた上で、この倍額の設定に反対するものです。

第１に、小中学校で日曜日、祝日などに開放されているテニスコートは無料で提供さ

れ、多くの市民の皆さんが気軽に利用している実態があること

第2に、テニスコート施設の維持管理にかかわる総額経費に対する利用者の負担割合が6割となっており、南平体育館1.8割、市民陸上競技場1.4割など、他のスポーツ施設利用者負担割合と比べて格段に高くなっていること

第3に、他市の同事例の実態と比べても倍額より低く押さえている自治体は幾つも存在していること

以上、倍額設定の根拠が希薄であることは明白です。この夜間照明施設設置に伴う夜間利用の実現は、多くのテニス愛好する勤労者の長年の要望にこたえたものであり評価するものですが、利用料の倍額設定は、この不況期の勤労者の実態を踏まえていないという点でも、設定根拠が希薄だという点でも、納得できないものです。戦後、最悪といわれる不況のもとで市民の暮らしは本当に大変です。市は、この市民の暮らしの実態を真剣に受けとめて、公共料金の値上げなどは決して行わないこと、凍結すべきであると考えます。

このことを訴えて意見とします。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議案第87号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君） 議案第83号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この議案は、これまでの62種の支給対象に新たに4種を加えるものです。

質疑としては、対象となる疾病を条例でなく規則にすることはできないかというものがあり、それに対して他市の状況の報告がありました。

その後、条例で規定するか、規則にゆだねるか意見交換をしたほかは特に質疑、意見なく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

市立総合病院の建て替えに伴い、日野市立たまだいら保育園を多摩平四丁目3番地から多摩平二丁目4番地に移すことに関する条例です。

特に質疑、意見なく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第83号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第84号、日野市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号、日野市立児童館条例の制定の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　議案第85号につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この議案は、児童福祉法改正に伴い、放課後児童の健全育成を目指し現行の日野市立児童館設置条例を全部改正し、管理運営規則を入れた目的条例とするものです。

質疑としましては、使用料を5,000円とするまでの検討過程は、値上げ減免制度が適

用になる対象世帯は、時間延長や土曜保育に関連しての臨時職員の割合は、他市の状況は、子どもの帰りの安全、通学路の点検は、長時間保育による子どもへの負担、集団でのストレスの軽減への対応は、障害児を6年生まで預かることへの対応は、災害時、台風時等の対応は、保護者連絡協議会との話し合いは、などでした。

以上、慎重に審査を重ねた結果、意見としては、保護者は値上げは仕方がないが金額については検討してほしいといっている、保護者との話し合いは評価しているが保育料に関しては説明が足りなかったのではないかと、市に反省してほしいところがある、反対、市は反省することはない、賛成、保護者は延長については必要だが不安も感じている、子どもたちのストレスへの配慮、障害児の受入れ、職員配置、今後の説明会の開催を要望する、改正のときに負担が上がることへの素朴な疑問が保護者にはあるが賛成、直接の交渉団体の保護者連絡協議会は話し合いの結果やむなしとオーケーを出している、行政は反省する必要なし、賛成、保護者との話し合い、減免制度、他市とバランスなど考慮に入れ賛成、などの意見が出され、挙手多数で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　今回の児童福祉法改正に伴う学童保育所保護者負担増を含む日野市児童館条例の制定について、会派を代表して意見を申し上げます。

保育費、おやつ代を含む5,000円の負担増についてでありますけれども、多くの保護者がアンケートにも答える中で、この値上げは反対か、あるいは値上げがあるとしても金額については検討すべきことを求めています。なぜ値上げをしなくてはいけないのか、あるいは額についてはどうなのか、相当この点については丁寧な説明と理解が必要であるというのが私どもの印象であります。

公共事業の料金の利用者負担については、その影響からして相当慎重であることが求められますし、また根拠に合理性が必要だと思うわけですが、とりわけ働く保護者の支援と、子どもたちの保育という譲りがたい施策での費用負担については慎重な判断をしなくてはなりません。この点、今回の条例についても、保護者あるいは保育内容の改善、あるいは内容の充実をセットして丁寧に説明することが必要でありますし、合理性の根拠を示し理解を求めることが大前提であるというふうに思うわけです。

この間のアンケートを含めて話し合いの多くを持たれたというふうに聞いております。そしてまた、そのアンケートもを見せていただいたわけですが、私は値上げ分が安易に一般会計に算入されるということだけでなく、保育の充実、とりわけアンケートでも求めている意見が多いわけですが、職員の配置あるいは事業の充実、そして保育環境の整備、こうしたものにきちんと明示されて充てられるということが示される必要があるというふうに思います。

今回の条例制定で、行政側の減免措置の配慮あるいは保育時間の延長、そして説明の中での合同保育の改善等、要望の酌み取りや改善についても評価できる部分もございます。ただ、延長保育にしても、アンケート等で明らかなように帰宅の安全、これを具体的にどう図っていくのか、あるいは長時間保育での子どもの負担、こうしたものへの配慮、あるいは保育内容等についても検討を求める声がたくさん寄せられております。職員配置についても、この機にぜひ充実させていただきたい、こういう意見も散見するわけです。

さらには、委員長報告にもございましたように、障害者も積極的に受け入れてほしい、それから改善についてもさらに積極的に検討していただきたい、こうした事柄が寄せられております。私ども、このアンケートに示された保護者の意見あるいは要望、こうしたものも十分に行政側が今回の負担増については、あわせて検討していただく。そしてさらに今後とも保護者への連絡、さらには説明、そして理解、こういう機会をたくさんつくっていただく。そういうことを要望しまして、今回の値上げについては積極的ではありませんけれども賛成をするという意見を合議したところでございます。

以上。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

学童クラブ、児童館が位置づけられたことを、まず評価いたします。また時間延長、土曜日の各クラブでの育成など、学童クラブの充実が図られました。値上げについては、兄弟姉妹、2人以上を預けている場合などの減免措置がされているなど考慮されていると思います。値上げをした分、施設の補修などの安全面の充実、また障害児の学年延長など、保護者の要望にこたえていただきたいと思います。賛成いたします。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 学童クラブの保護者たちのアンケート調査では、現行以外考えられないという方が37.1%、親の負担増が仕方がないが金額については検討すべきで

あるという方が51.1%です。この51.1%のうち、金額は4,000円未満または5,000円未満と答えた方が45.6%を占めています。つまり、日野市が示した月額5,000円では困るという人が82.7%を占めているんです。この月額5,000円、東京都の市長会の中で申し合わせて決められました。この算出根拠というのも全くあいまいで、この5,000円を集めたからといって日野市が負担する学童クラブ費、軽減されるというものでもございません。他市の状況を見てみますと、こうした保護者の状況を踏まえて据え置いたところが4市、月額5,000円という市長会の決めた標準月額を割ったというところが14市もあります。

市内の企業に勤めている方からは、部署ごとに1人の一時帰休が出された、9割のパートが職を失った、1人平均10万から20万もボーナスがカットされたといった声も寄せられています。ある小売店の店主は、12月だというのに客足が本当に落ちてしていると嘆いています。長引く不況の中で市民の暮らしの行き詰まりがいかに深刻か、実感していただけるのではないのでしょうか。

さらに、先日発表された自民党政府の減税案では、サラリーマンの8割がことしよりも増税になってしまうことが明らかになりました。しかも年収700万円の世帯で5万円余りの増税、年収600万円の世帯では8万円余りの増税と、年収が低くなるほど負担が重くなり、消費を一層冷え込ませることは必至です。学童クラブにお子さんを通わせている世帯も、この減税案の直撃を受けます。本来、こうした市民の苦しみを和らげることにこそ地方自治体は心を砕かなければならないはずですが、学童クラブが国の制度として位置づけられたことや時間延長されたこと、保護者の意見を入れて減免制度ができたことなど評価できる点もございますが、今の市民の状況を見れば、とてもこれ以上の値上げを行える状況ではありません。

よって、日本共産党日野市議団は、日野市立児童館条例の制定に反対をいたします。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） 議案第85号、日野市立児童館条例の制定について、賛成の立場から公明党を代表いたしまして意見を申し述べます。

この条例案は、昨年、国が半世紀ぶりに児童福祉法の改正を行う際、学童クラブの位置づけとして、放課後児童健全育成事業として初めて法律で位置づけをしたものであり、国の補助制度にのっとって都の補助制度も変わり、市としてもきちっと条例を制定する必要があり、国、都の補助金を受ける体制を整えるための条例制定と理解するものであります。

この条例を制定するに当たり、保護者の集まりである日野市学童保育連絡協議会、通称、連協と言われているようでありますけれども、その連協の方々と、その都度話し合いを持たれ、連協の皆さんの御要望を最大限、反映させていただいたと聞いております。

一つには、減免措置であります。ひとり親家庭医療費助成世帯は2,000円減額、2人目からは2,000円の減額、非課税世帯や生活保護世帯は保護者の負担はゼロなどであります。

もう一つは、月2回の学校が休みになる土曜日の今までの11施設の合同保育から全21施設での保育に変わったこと等であります。特に、この合同保育から21施設での保育に変わったことに対しては連協の皆さんも高く評価をしていました。

ところで、今回の条例制定で特徴的なところは、保護者負担が3,160円から5,000円に値上がるというところであります。今まで行事負担金の取り扱いについては不適切なところがあり、その改善が指摘をされていたところであります。今回、行事負担金も含め、かつおやつ代も含めた形で保護者の負担金が5,000円となりました。これは市長会で、保護者負担金は5,000円を標準とするとの決定を受けてのものであり、27市中でもごく、ごく標準的な金額といえます。

以上のような理由から、この条例案に賛意を表明するわけでありますが、最後に幾つかの要望をさせていただきたいと思います。

一つには、定員をオーバーした場合、今までは柔軟に対処していただき、保留扱いされた例はなかったと思います。今後も柔軟に対処していただき、また行政としても工夫をしていただき、保留児が出ないようにお願いをしたいと思います。

二つ目には、障害をお持ちの児童に対しては6年生まで預かれるような体制を早急につくっていただきたいことを要望しておきます。

三つ目には、台風等の災害時に際しても学童クラブを閉鎖するのではなく、そのようなときこそ学童クラブで保護してほしいのであります。さらにその際、学童クラブのプレハブ等では危険ですので、ぜひ学校の教室等が利用できるように教育委員会とも詰めていただきたいと思います。

四つ目には、今後5時45分まで預かるわけですが、冬の時期はもうすっかり暗くなります。そういう児童が安全に帰れるような交通安全対策等を含めた対策をお願いをしたいと思います。

以上、要望を申し上げて賛成の立場からの意見とさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議案第85号、日野市立児童館条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君） 議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

特に質疑、意見なく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第89号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） 議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件について、審査経過並びに結果を御報告いたします。

本議案は、道路法施行令の改正及び道路価格の変更に伴いまして、道路占用料等を改正する条例改正であります。

主な質疑としましては、地下埋設管のアップ率、国や東京都の区分単価と日野市の違い、条例の改正によって予想される占用料の増加分2,500万円の使途等について質問が出されました。

また意見としましては、東京都の基準に合わせるだけでなく市独自の判断があってもよいのではないか、NTTの経営状態等も勘案すれば、もう少しアップをしてもいいんじゃないか、こんな意見。さらには、占用料の増加分2,500万円については市道の整備にぜひ充ててほしい等の意見が出されましたが、慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第82号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） 議案第90号、平成10年度日野市下水道事業

特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件について、審査経過並びに結果を御報告いたします。

特に質疑、意見なく全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第90号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号、市道路線の一部廃止、議案第93号、市道路線の廃止、議案第94号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　議案第92号、市道路線の一部廃止、議案第93号、市道路線の廃止、議案第94号、市道路線の認定の件について、審査経過並びに結果を御報告いたします。

本3件につきましては、現地視察も含め慎重審査の結果、特に質疑、意見なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○19番（小川友一君）　先議会ですかね、公道の廃止、認定に関して、主管課として今、

日野市内の部分把握されているのかというような質問をさせていただいたことがあると思いますけれども、この市道の認定にしても廃止にしても、申請者主義で今なされていると思うんですけれども、今後、このような現実的に公共施設の中にそういうふうなものが包含されたまま放置されている部分もたくさんあると思うんです。その辺をどのようにとらえているのかと、それから今後そういうふうなものに対してどういうふうな対応をなされようとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり建設委員長。

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） ただいま小川議員から出されました質問につきましては、委員会の中では特に議論の対象になりませんでしたので、できれば担当部長に御回答いただければ幸いだと思存じます。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 特に市内の公共施設の中の廃道になるべき道路につきましては、一時、集中的に整理をした時期もございます。

ただ、いろんな現場の状況等も含めまして、これからも引き続いてやらなきゃいけない部分も確かに残っております。民間の場所でも、やはりつけかえする場所がないとか、あるいはそういう事務的な経費がまだ見込めないとかという、いろいろな理由がございます。しかし、これは引き続いて役所の方としての指導をしながら、不要物件については整理をしていくという姿勢でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 再度お伺いしますが、民間の場合、明らかに建築確認事務をスタートさせる中で、公道もしくは河川が現存しているにもかかわらず、その部分を見逃して確認事務を済ませているケースもあるわけでありまして、ある程度その辺を精査をしていかないと、建築確認が下りて建築がスタートした後に近隣より申し出があって、その部分を後に買い取っていただきたいというふうなことが事務的に処理をされないで、そのまま残っている部分も現実的に事例としてあるわけでありまして、その辺も含めて今後、精査をしていただきたい。要望をしておきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であ

ります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第92号、市道路線の一部廃止、議案第93号、市道路線の廃止、議案第94号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第10－2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情の件を議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました請願第10－2号の件であります。

委員会としては慎重審議を重ねた結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 日本の労働法制の中心の一つが労働基準法ですが、この法律は5,400万人の労働者とその家族、つまり日本の人口の4分の3に及ぶ人々の日常生活に重大な影響を及ぼす法律です。この9月の国会で行われた労働基準法の改正は、ILO（国際労働機関）の第1号の条約である1日8時間労働制という世界の労働運動が血を流して勝ち取った制度を崩壊させる内容になっており、国民生活にとって極めて重大な問題であるにもかかわらず、参議院では4回、衆議院ではたったの1時間審議をしただけで、多くの労働者の徹底審議を要求する声を無視して、日本共産党以外の政党が数を頼りに強行採決し成立したものです。

本市議会の生活文教委員会では、国会で可決されていることを主な理由として、この請願は不採択という決定をしたわけですが、しかしながら、今回の請願の趣旨は、労働基準法については労働者の保護を後退させる制度に反対する意見書の採択を求めるものであり、国会で法律が成立した状況においても、そうした制度に反対する意思表示を市議会が行うことは、労働者の権利を守る立場からは、法律が可決されたかどうかにかかわらず極めて重要な意義があると考えます。したがって、法律が可決されたことを不

採択の理由にすることは請願の趣旨から見て間違っていると言わざるを得ません。

また、今回の請願は、単に労働基準法だけを対象にしているのではなく、政府が現在ねらっている現行の労働者派遣法や公務員制度などの改悪も含めて、改悪に反対する意見書の採択を求めるものになっており、この点についてはこれから国会で審議が始まるわけですから、改正労基法が成立したことだけをもって不採択の理由にすることはできません。

以上の点から、日本共産党市議団は今回の委員会での不採択の決定には断固反対する立場を改めて明らかにして、意見を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって請願第10－2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第10－27号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情、請願第10－33号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 花形の生活文教委員会でございまして、請願第10－27号、請願第10－33号、本2件とも生活文教委員会として慎重審議を重ねた結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10-27号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情、請願第10-33号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10-28号、労働基準法改正案に反対する陳情の件を議題といたします。生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました請願第10-28号であります。

慎重に審議を重ねた結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 日本共産党の基本的な姿勢は、先ほどの請願第10-2号に述べたとおりですが、今回の請願についての議論の前提として、現在の日本の労働者がどのような実態であるかということについての正しい認識がどうしても必要です。年間の過労死は1万件に達するといわれ、人間らしく働く権利どころか生存権さえもが脅かされているのは、諸外国に比べて人間らしく生きるために必要な法規制が余りにも低い水準にあるのが原因です。

不払い労働が1人年間300時間、不払い残業代の総額が20兆円を超えているというのが実情です。今回の労基法の改正は、裁量労働制の導入によって長時間労働と不払い労働が大手を振って認められるという、とんでもないものであり、時代錯誤も甚だしいものです。

また、変形労働制の導入で長時間労働と組み合わせた不規則勤務がますます横行し、それが労働者の健康を害し、過労死をますます増加させることにつながる事が明らかです。既に変形労働制が導入されている郵便局では在職死亡が5年間で50人に達してい

ます。

さらには、3年間の使い捨て労働といわれる短期雇用制は労働者の解雇をたやすくし、労働権の保障すなわち生きる権利そのものを危うくするものです。失業率が最悪の記録を更新しているときに、今回の短期雇用制は雇用負担を大きくすると同時に、さらに失業者をふやすことにつながります。これだけ見ても、今回の改正が労働者の権利を守るのではなく企業の利益の保障だけを目的としたものであることは明らかなです。今後、引き続きこうした労働法制の改悪は労働者にとっては深刻な死活問題であり、日本共産党は請願の即時採択を求めます。

以上の点から、日本共産党市議団は今回の委員会での不採択の決定には断固反対する立場を改めて明らかにして、意見を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって請願第10－28号、労働基準法改正案に反対する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第10－38号、「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての請願の件を議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました請願第10－38号、「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての請願であります。

本請願に関しましては、慎重審議をする必要性がないほど重要な案件だということで、特に質疑、意見、省略し、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。
本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10－38号、「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－8号、新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情、請願第10－17号、「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情、請願第10－29号、アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情、請願第10－30号、消費税の減税を求める陳情、請願第10－37号、「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

企画総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本5件について企画総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。企画総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって企画総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－10号、猫の不妊手術の補助に関する請願、請願第10－32号、都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願、請願第10－36号、「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について（通知）」の遵守を求める陳情、請願第10－39号、「一刻も早く30人学級の実現を求める意見書」採択を要求する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

生活文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本4件については生活文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。生活文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって生活文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－15号、「南部診療センター」の建設促進を求める請願、請願第10－34号、公的年金制度の改善に関する意見書の提出を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本2件について福祉保健委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。福祉保健委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって福祉保健委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－6号、日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願、請願第10－12号、多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願、請願第10－24号、下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本3件については、まちづくり建設委員長から目下委員会において審査中の事件につ

き閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。まちづくり建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってまちづくり建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第36、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第37、市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等建設特別委員長より市立病院等建設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第38、行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

行財政改革推進特別委員長より行財政改革推進に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第39、スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化・教育特別委員長よりスポーツ・文化・教育に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第40、ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみリサイクル特別委員長より、ごみリサイクルに関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第41、日野市議会議員定数削減検討特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

日野市議会議員定数削減検討特別委員長より議員定数削減検討に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 2 時 04 分 休憩

午後 3 時 28 分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第 27 号、男女平等基本法の制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。名取美佐子君。

○6 番（名取美佐子君） 議員提出議案第 27 号、男女平等基本法の制定を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付いたしましたとおりです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第 27 号、男女平等基本法の制定を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第 29 号、地方債の低利借り換え・償還繰延べを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○22 番（板垣正男君） 意見書の案文につきましては、お手元に配ったとおりでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第 29 号、地方債の低利借り換え・償還繰延べを求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第 30 号、緊急不況対策として消費税減税を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

○11 番（中谷好幸君） 緊急不況対策として消費税減税を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元のとおりでございます。よろしく御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 本件について御意見があれば承ります。出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 反対の立場で意見を申し上げます。

消費税については、現在、不公平感のある益税の問題を解消すること、また食料品などの生活必需品は除外をすること、そして福祉に使うといった目的税化することが必要だと思います。そのようなことが確保をされるならば、現時点では税率を引き下げる必要がないと判断しています。よって、この意見書には反対いたします。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第30号、緊急不況対策として消費税減税を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第31号、男女共通規制実現まで「女性保護規定」廃止の延期を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 議員提出議案第31号、男女共通規制実現まで「女性保護規定」廃止の延期を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元にお配りしたとおりですので、よろしく御審議願います。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第31号、男女共通規制実現まで「女性保護規定」廃止の延期を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第32号、労働者派遣事業法「改正」案に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 議員提出議案第32号、労働者派遣事業法「改正」案に反対する意見書です。

案文はお手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い

いたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第32号、労働者派遣事業法「改正」案に反対する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第33号、都の公共料金値上げ撤回を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） 都の公共料金値上げ撤回を求める意見書案でございます。

案文は机上に配付させていただいております。可決していただくよう提案をいたします。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、議長は否決すべきものと裁決いたします。

これより議員提出議案第34号、都の職業訓練校の統廃合に反対し、能力開発行政の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 議員提出議案第34号、都の職業訓練校の統廃合に反対し、能力開発行政の充実を求める意見書でございます。

案文は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第34号、都の職業訓練校の統廃合に反対し、能力開発行政の充実を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第35号、30人学級の一刻も早い実現を求める意見書の件を議題

といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 30人学級の一刻も早い実現を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第35号、30人学級の一刻も早い実現を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第36号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小川友一君。

○19番（小川友一君） 議員提出議案第36号の件であります。生活文教委員会の請願採択に基づいての意見書であります。

案文は、お手元に配付させていただいたとおりでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第36号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第37号、「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小川友一君。

○19番（小川友一君） 議員提出議案第37号であります。

案文は、お手元に配付させていただいたとおりでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第37号、「外因性内分泌攪乱化学物質」削減にむけた施策の実施等についての意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成10年第4回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後3時38分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 馬 場 繁 夫

署 名 議 員 手 嶋 精 一 郎

署 名 議 員 中 谷 好 幸

